佐渡金銀山

佐渡金山遺跡（相川金銀山跡）分布調査報告書

2014

新潟県佐渡市
佐渡市教育委員会

佐渡金銀山

佐渡金山遺跡（相川金銀山跡）分布調査報告書

2014

新潟県佐渡市
佐渡市教育委員会

序

佐渡市では、平成 10 年度より佐渡島内に残る鉱山遺跡の調査を行っています。本書は、平成 11 年度から 14 年度にかけて行われた相川金銀山跡の分布調査成果及び資料調査をまとめたものです。

相川地区に所在する相川金銀山は、慶長期の発見から平成元年に操業を休止するまでの約 400 年間にわたる長い歴史をもつ金銀山で、日本を代表する鉱山の一つです。その歴史の中には、鉱石から効率良く金銀を得るために様々な技術が用いられ、様々な人々が佐渡に来島しているほか、産出した金銀は日本経済の一端を担った重要な鉱山でした。

鉱山の所有者が、徳川幕府から明治政府、宮内省、三菱へと移り変わるなかで、休山とともに歴史の中に埋もれつつあるものの、このたびの調査によって、近世・近代に至る様々な採掘方法が今なお山野に生々しく残されていることがわかりました。

今回の調査成果が、郷土の歴史教育や地域活動に広く活用されることを願うとともに、文化財に対する一層の関心と理解を深めるための契機となれば幸いです。

最後に、今回の調査及び本書の編集にあたり、御指導・御協力いただきました関係各位に対して厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

佐渡市長　甲　斐　元　也

例　　言

1　本書は佐渡市銀山町・下相川地内に所在する相川金銀山跡の平成 11 年度から平成 14 年度に旧相川町教育委員会が実施した分布調査及び平成 22 年度から平成 25 年度にかけて実施した資料調査に関する報告書である。

2　本書は本文・挿図・表・図版・写真図版からなる。

3　分布調査は、史跡指定を目的とした遺跡内容確認のために実施したものである。

4　調査は、佐渡市教育委員会（旧相川町教育委員会）及び佐渡市が実施した。

5　調査にあたっては、平成 25 年度に文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助事業の事業採択を受けて実施した。

6　調査に係る資料は、すべて佐渡市が保管・管理している。

7　本書で用いた高度値は海抜高であり、方位はすべて真北である。

8　作成した挿図・図版のうち、既存の図を使用した場合にはそれぞれの出典を記した。

9　引用・参考文献は、著者及び発行年（西暦）を文中に［　］で示し、巻末に掲載した。

10　引用絵図のうち、絵図に表題の無いものについては、整理者の勘案した名称を〔　〕で示した。

11　平成 15 年度に株式会社オリスに委託し、過去に北陸農政局が作成した地形図（縮尺 5,000 分の 1）に測点を合成した遺構分布図を作成した。

12　地形図（縮尺 500 分の 1）は、平成 25 年度に株式会社オリスに委託し、航空写真及びレーザーの併用による地形測量成果をもとに作成し、これを報告書用に編集した。

13　本書の図版 13・№1-68 道遊坑坑内、図版 25・№1-68 道遊坑坑内の写真は西山芳一氏に、図版 15・№1-13-1 大立竪坑捲揚室坑口、図版 34・間ノ山地区割間歩推定地の写真は小野吉彦氏に撮影していただいたものである。

14　本書の図版 14 ～ 33 に掲載した遺構写真（№1-2、1-3、1-9、1-13-1、1-28、1-67、1-68、1-69、2-2、2-30、2-31、清次間歩推定地周辺テラスを除く）は、平成 11 ～ 14 年度の分布調査時の写真を使用した。これらの画像には、調査当時に使用していたデジタルカメラの解像度が低かったことに起因する不鮮明なものがあるが、調査時の状況を示すために出来るだけ見やすくなるよう画像処理をしたうえで掲載した

15　巻末図の三次元復元情報は、数値情報等を基に有限会社不二出版が作成した。

16　本書の図版作成・編集は、有限会社不二出版に委託した。

17　本書の執筆は、宇佐美が担当した。

18　調査から本書の作成に至るまで下記の方々から多大なご教示とご協力を賜った。厚く感謝申し上げる（敬称略）。
池田 満、井澤英二、石川喜美子、石瀬佳宏、遠藤浩巳、尾崎高宏、小澤三四郎、小田由美子、鎌田直治、上林章造、北村 亮、久間英樹、小池 勝、小菅徹也、近藤貫海、坂井秀弥、澤田 敦、澤邉一郎、斎藤幸作、杉山澄夫、滝沢規朗、田中圭一、田中哲雄、谷口一夫、中西哲也、永松武彦、萩原三雄、本間保夫、本間澪子、村上安正、村上 隆、本中 眞、八木千恵子、山下信一郎、渡邊裕之、土地所有者の皆様、株式会社ゴールデン佐渡、新潟県教育庁文化行政課、文化庁記念物課

目　　次

第Ⅰ章　調査の経緯と経過

1　調査に至る経緯 …… 1
2　調 査 経 過 …… 2
3　体　　制 …… 5

第Ⅱ章　遺跡をとりまく環境

1　地理的環境 …… 7
2　佐渡金山遺跡（相川金銀山跡）の位置と範囲 …… 12
3　歴史的環境 …… 14
A　近 世 以 前 …… 14
B　近　　世 …… 16
C　近 ・ 現 代 …… 17
D　周辺の遺跡 …… 21
1）相川市街地周辺における中世以前の遺跡 …… 21
2）相川市街地周辺における近世以降の遺跡 …… 27
4　相川金銀山に関する史料と歴史的地名 …… 27
A　文献史料の概要 …… 27
B　絵図の概要 …… 29
C　鉱山の歴史的地名 …… 29
5　その他の鉱山 …… 30
A　高 千 地 域 …… 30
1）田野浦銀山 …… 32
2）入川銀山・入川鉛山 …… 32
3）立 島 銀 山 …… 33
4）鹿野浦鉱山 …… 34
5）小 田 銀 山 …… 34
6）片 辺 鉱 山 …… 35
B　金 泉 地 域 …… 35
1）戸 地 鉱 山（かっこめ鉱山・うのくそ鉱山） …… 35
2）戸 中 銀 山 …… 35
3）北 狄 銀 山 …… 36
4）達 者 銅 山 …… 36
5）小 川 銅 山 …… 36
C　二 見 半 島 …… 37
1）二 見 鉱 山 …… 37
2）大 浦 鉱 山 …… 37
3）稲 鯨 鉱 山 …… 37

第Ⅲ章　調査の概要

1　分 布 調 査 …… 38
A　調査の概要 …… 38

1）調 査 対 象 …… 38
2）調 査 基 準 …… 38
3）調査カード …… 40
B　遺構の分布状況 ……41
1）露頭掘り跡 …… 41
2）間　歩　跡 …… 42
3）宗教関連遺構 …… 43
4）そ　の　他 …… 43
2　資 料 調 査 ……44
A　文献史料や絵図にみる採掘地 ……44
1）資料調査の概要 …… 44
2）露頭掘り採掘地 …… 44
3）間　歩　跡 …… 48
B　山　　師 ……63
C　鉱山絵図の描画年代調査 ……64
1）調査の目的 …… 64
2）鉱山絵図と町絵図 …… 65
3）描画年代の推定方法 …… 66
4）絵図の描画年代推定 …… 68
5）絵図の構図内容における変遷 …… 70
第Ⅳ章　総　　括 ……71
1　遺　　構 ……71
2　資料にみる各間歩の採掘域の変遷 ……71
A　青盤間歩の採掘変遷 ……71
B　市ノ勢間歩、割間歩の坑口変遷 ……72
1）市ノ勢間歩 …… 73
2）割　間　歩 …… 73
3　相川金銀山における採掘域の変遷 ……75
A　慶長期の鉱山（1）……75
B　慶長期の鉱山（2）……76
C　元和～寛永期の鉱山 ……76
D　元禄期の鉱山 ……78
E　18 ～ 19 世紀前半の鉱山 ……79
F　19 世紀中半から 20 世紀初頭（明治期）の鉱山 ……80
G　20 世紀前半（昭和 10 年代）の鉱山 ……80
4　まとめと今後の課題 ……81

《観　察　表》…… 83
《引用・参考文献》…… 86
《要　　約》…… 94
《英 文 要 約》…… 95
《付　　表》…… 96
《関 連 資 料》…… 171
《巻　末　図》

挿図目次

第 1 図　調査対象鉱山位置図 …… 4
第 2 図　坑道探査と坑内状況調査 …… 4
第 3 図　佐渡市の位置及び調査範囲 …… 7
第 4 図　佐渡島内の地質概略図 …… 8
第 5 図　大佐渡全体の地質・鉱床図 …… 9
第 6 図　近世・絵図に描かれた相川金銀山の立合（鉱脈・白線部分）……10
第 7 図　近代・佐渡鉱山鉱脈位置図 ……10
第 8 図　「佐渡一国海岸図（相川・部分）」にみる相川金銀山と町の構成……12
第 9 図　佐渡金山遺跡の分布概略図 ……13
第 10 図　「上相川絵図」……15
第 11 図　大久保長安坐像……16
第 12 図　南沢疎水道……16
第 13 図　「佐渡鉱山全景案内」……18
第 14 図　高任竪坑櫓と道遊の割戸 ……19
第 15 図　北沢浮遊選鉱場……19
第 16 図　旧佐渡鉱山施設分布 ……20
第 17 図　相川周辺の遺跡分布図……28
第 18 図　史料にみる相川金銀山周辺の地名 ……31
第 19 図　佐渡島内鉱山分布図 ……32
第 20 図　「佐渡一国海岸図（部分・入川村・立島村・河内村付近）」の入川銀山・鉛山と立島銀山…34
第 21 図　「佐渡一国海岸図（部分・戸中村付近）」の戸中鉱山……35
第 22 図　「佐渡一国海岸図（部分・北狄村付近）」の北狄銀山……36
第 23 図　「佐渡一国海岸図（部分・達者村・小川村付近）」の達者銅山と小川銅山 ……37
第 24 図　分布調査範囲 ……39
第 25 図　絵巻にみる近世の坑外施設 ……39
第 26 図　佐渡金銀山遺跡調査カード書式……40
第 27 図　絵巻にみる坑内作業の様子 ……45
第 28 図　絵図に描かれた露頭掘り跡の分布状況略図 ……46
第 29 図　絵図に描かれた「割戸」……47
第 30 図　絵図に描かれた「落山」……47
第 31 図　絵図に描かれたその他の露頭掘り採掘地‥48
第 32 図　鉱山絵図の種類……65
第 33 図　近世絵図の構図内容ごとにみた変遷……70
第 34 図　青盤間歩敷絵図にみる採掘の変遷 ……72
第 35 図　市ノ勢間歩坑口変遷略図……73
第 36 図　割間歩坑口変遷略図 ……74
第 37 図　鉱山採掘域変遷図（1）……77
第 38 図　鉱山採掘域変遷図（2）……78
第 39 図　鉱山採掘域変遷図（3）……79
第 40 図　鉱山採掘域変遷図（4）……80

表　目　次

第 1 表　調査対象鉱山 …… 4
第 2 表　佐渡島内の地質…… 8
第 3 表　佐渡鉱山主要鉱脈一覧表……11
第 4 表　御雇外国人一覧表……18
第 5 表　佐渡金銀山の金銀産出量……20
第 6 表　相川金銀山年表……22
第 7 表　相川周辺の遺跡一覧表……29
第 8 表　佐渡島内鉱山一覧表 ……33
第 9 表　史料にみる青盤間歩の稼働時期年表……50
第 10 表　史料にみる青柳間歩の稼働時期年表……51
第 11 表　史料にみる市ノ勢間歩の稼働時期年表‥‥52
第 12 表　史料にみる雲子間歩の稼働時期年表……53
第 13 表　史料にみる大切山間歩の稼働時期年表‥‥55
第 14 表　史料にみる甚五間歩の稼働時期年表……56
第 15 表　史料にみる清次間歩の稼働時期年表……57
第 16 表　史料にみる鳥越間歩の稼働時期年表……59
第 17 表　史料にみる中尾間歩の稼働時期年表……60
第 18 表　史料にみる割間歩の稼働時期年表 ……62
第 19 表　近世の各時期における代表的な山師……63
第 20 表　絵図の描画年代推定のための調査指標‥‥66
第 21 表　絵図の描画年代推定と推定根拠……68
第 22 表　鉱山用語の一覧表……82

付表目次

付表 1　相川金銀山間歩等一覧表……96
付表 2　佐渡金銀山　山師一覧表…… 148
付表 3　元和期以前の山師の出身地ごとに見た国内分布状況表…… 170

関連資料目次

［絵図］

絵図 1　金山掘子之図……173
絵図 2　相川八景　道遊秋月……173
絵図 3　相川右沢左沢向山銀山図……174
絵図 4　相川惣銀山敷絵図……175
絵図 5　向山本立合墨引……175
絵図 6　佐州相川敷岡振矩絵図……176
絵図 7　銀山岡絵図……177
絵図 8　銀山岡絵図……178
絵図 9　御直山鉱山岡絵図……179
絵図 10　鉱山金坑絵図……180
絵図 11　相川鉱山図……181
絵図 12　立合引銀山岡絵図……182
絵図 13　相川銀山立合引并新切山立場所絵図……183
絵図 14　銀山岡絵図……184
絵図 15　相川鉱山立合引……184
絵図 16　相川町々并銀山岡絵図……185
絵図 17　相川町々并銀山岡絵図……185
絵図 18　相川町々并銀山岡絵図……186
絵図 19　相川町々并銀山岡絵図……186
絵図 20　相川金銀山立合引古絵図……187
絵図 21　相川銀山岡山立合引……187
絵図 22　相川金銀山立合引……188
絵図 23　御料佐渡鉱山之図……189
絵図 24　御料佐渡鉱山之図……190
絵図 25　青盤間歩車引系統図……191
絵図 26　御直山青盤間歩……192
絵図 27　御直山青盤間歩……192
絵図 28　青盤間歩敷内絵図……193
絵図 29　青盤間歩・甚五間歩敷内絵図……194
絵図 30　青盤間歩鋪内墨引……195
絵図 31　佐州金銀山之内青盤間歩墨引……196
絵図 32　青盤間歩絵図……197
絵図 33　青盤間歩……197
絵図 34　市勢間歩鋪内墨引……198
絵図 35　市之勢間歩敷内絵図……198
絵図 36　雲子新見立之絵図……199
絵図 37　雲子間歩敷内絵図……199
絵図 38　雲子間歩敷絵図……200
絵図 39　雲子間歩敷内図……201
絵図 40　大切山間歩間切場所絵図……202
絵図 41　大切山間歩絵図……203
絵図 42　大切山間歩鋪内絵図……203
絵図 43　大切山間歩釜の口より三つ合迄間歩廊下絵図……203
絵図 44　大切山間歩岡山之図……204
絵図 45　甚五間歩敷内絵図……204
絵図 46　御直山甚五間歩敷絵図……205
絵図 47　甚五間歩敷内絵図……206
絵図 48　御直山甚五間歩絵図……207
絵図 49　清次間歩絵図……207
絵図 50　清次間歩敷内絵図……208
絵図 51　清次間歩敷内図……209
絵図 52　佐州金銀山之内清次間歩墨引……210
絵図 53　御直山鳥越間歩敷絵図……211
絵図 54　御直山鳥越間歩敷絵図……212
絵図 55　鳥越間歩敷内絵図……213
絵図 56　佐州金銀山之内鳥越間歩鋪内墨引……214
絵図 57　御直山鳥越間歩岡絵図……215
絵図 58　御直山中尾間歩岡絵図……215
絵図 59　中尾五左衛門八森三ヶ間歩取合古絵図写……216
絵図 60　中尾間歩敷内絵図……217
絵図 61　佐州金銀山之内中尾間歩鋪内墨引……218
絵図 62　割間歩坑内古図……219
絵図 63　惣太夫・七枚棚・惣遊・諏訪各間歩坑内絵図写本……220
絵図 64　元禄之写平絵図（御直山割間歩敷岡図）……221
絵図 65　御直山割間歩岡絵図……222
絵図 66　右之沢弥兵衛間歩図……222
絵図 67　相川金銀山立合絵図写……223
絵図 68　弥兵衛間歩坑中墨引……224
絵図 69　七助間歩敷絵図……225
絵図 70　上田久七間歩敷絵図……225
絵図 71　佐州相川之図……226
絵図 72　相川町図……226
絵図 73　相川町絵図……227
絵図 74　相川町絵図……228
絵図 75　安政度相川御陣屋并市中焼失場絵図……228

［文献史料］

相川金銀山跡関連文献史料……229

図版目次

図版 1　全体図
図版 2　分割図（1）
図版 3　分割図（2）
図版 4　分割図（3）
図版 5　分割図（4）
図版 6　分割図（5）
図版 7　遺跡遠景
図版 8　遺跡全景
図版 9　相川金銀山跡・道遊の割戸
図版 10　割戸・青盤脈
図版 11　大切山間歩跡
図版 12　宗太夫間歩・道遊坑
図版 13　道遊坑
図版 14　間歩跡（1）
図版 15　間歩跡（2）
図版 16　間歩跡（3）
図版 17　間歩跡（4）
図版 18　間歩跡（5）
図版 19　間歩跡（6）
図版 20　間歩跡（7）
図版 21　間歩跡（8）
図版 22　間歩跡（9）
図版 23　間歩跡（10）
図版 24　間歩跡（11）
図版 25　間歩跡（12）
図版 26　間歩跡（13）・石積遺構・露頭掘り跡（1）
図版 27　間歩跡（14）
図版 28　間歩跡（15）・露頭掘り跡（2）
図版 29　露頭掘り跡（3）
図版 30　露頭掘り跡（4）
図版 31　露頭掘り跡（5）・間歩跡（16）
図版 32　露頭掘り跡（6）
図版 33　露頭掘り跡（7）・間歩跡（17）・その他（1）
図版 34　その他（2）

第Ⅰ章　調査の経緯と経過

1　調査に至る経緯

平成９年、佐渡島に残る金銀山の重要性を世界に発信し、その保護と活用を目的として佐渡郡町村会により「佐渡金銀山遺跡調査検討準備会」（以下準備会、平成 16 年３月市町村合併まで）が発足した。準備会は分野ごとに調査部会が設けられ、旧市町村と協力して各種の調査を進めてきた。準備会及び関連市町村のこれまでの調査成果については、平成 14 年度に旧相川町教育委員会の『佐渡金銀山 相川町鉱山間歩分布調査・寺社調査報告書』、平成 16 年度には佐渡市教育委員会の『佐渡金銀山 相川地区石造物分布調査報告書』が刊行されて、佐渡島内に所在する主要な石切場跡の分布図や県指定史跡「佐渡鉱山遺跡（鎮目奉行墓）」の実測図が掲載された。また、行政組織の改編として、平成 15 年度に旧相川町町長部局に佐渡金銀山課が設置され、佐渡金山遺跡の調査体制強化が図られている［佐渡市教育委員会 a2008］。

平成 16 年３月には市町村合併が行われて新たに佐渡市が誕生し、準備会及び旧相川町佐渡金銀山課、相川町教育委員会の調査を引き継ぐ形で、佐渡市教育委員会生涯学習課に佐渡金銀山室が設置された。平成 18 年度に組織改編により生涯学習課から文化行政を主な用務とする文化振興課が独立し、平成 19 年度には課名を世界遺産・文化振興課へと変更した。平成 19 年度には、平成 14 年度から 18 年度までの鶴子（つるし）銀山跡の分布調査成果をまとめた分布調査報告書として『佐渡金銀山 鶴子銀山跡分布調査報告書』が刊行された。平成 21 年４月、世界遺産推進に関わるセクションと文化財室が分離し、前者が教育委員会から総務部へと所属が変わり、総務部世界遺産推進課として新たに課が立ち上げられ、佐渡金銀山遺跡に関係する調査事業が引き継がれることとなった。同年度に『佐渡金銀山 鶴子銀山跡分布調査報告書』・『佐渡金銀山 佐渡金山遺跡（北沢地区）旧佐渡鉱山工作工場群発掘調査報告書』が、翌 22 年度には『佐渡金銀山 片辺・鹿野浦海岸石切場跡分布調査報告書』が刊行されている。平成 23 年度には再び文化財室が世界遺産推進課に合併され、世界文化遺産に係る調査や登録推進を含む文化財行政全般を取り扱う部署となり、同年度に『佐渡金銀山 西三川砂金山遺跡分布調査報告書』が刊行された［若林 2012］。

相川金銀山跡（佐渡鉱山）は、佐渡を代表する鉱山遺跡として佐渡鉱山史上重要な位置を占めており、これまでに多くの研究者によって文献史学面からの研究が行われてきた［麓 1956、田中 1986］。その一方で、佐渡鉱山自体が平成元（1989）年まで操業していたこともあり、現地調査の実施には困難な面があった。しかし、平成６（1994）年に道遊（どうゆう）の割戸（わりと）や宗太夫間歩、佐渡奉行所跡などが「佐渡金山遺跡」として国史跡に指定されたことを契機として、平成６～10（1994 ～ 1998）年には復元整備事業に伴う佐渡奉行所跡の発掘調査［相川町教育委員会 2001］、平成 11 ～ 14 年度には相川地区所在の鉱山遺跡の分布調査、平成 14 ～ 18 年度には近代産業遺産の建造物調査［佐渡市教育委員会 2008］、平成 17 ～ 18 年度には鉱山集落があった上相川地区の分布調査［佐渡市教育委員会 2010］が行われており、鉱山遺跡の実態が明らかになりつつある。本書では、平成 11 ～ 14 年度に実施された分布調査成果のうち、相川金銀山跡の調査成果とそれに関連する鉱山資料の調査と併せて、採掘域の変遷や周辺遺跡との関連性を探るための総合的な調査を行うことを目的としている。

2 調査経過

相川地区（旧相川町）における鉱山遺跡の分布調査は、平成 11 年度から平成 14 年度にかけて実施され、平成 15 年 3 月に調査成果をまとめた報告書が刊行された［相川町教委 2003］。調査は、相川町教育委員会と佐渡金銀山遺跡調査検討準備会が協力して実施した。調査対象となる遺跡が山中にあることから、調査の実施時期は、夏期の草木が繁茂する見通しの悪い時期を避け、主に見通しが良く積雪の少ない時期である 11 月から 12 月及び 3 月から 4 月に実施した。

以下に調査経過と調査を実施した際の現場での留意点を述べる。

平成 11 年度

平成 11 年 11 月 8 日からの 1 ヵ月間と、平成 12 年 3 月 24 日～ 26 日にかけて相川金銀山跡の分布調査を実施した。相川金銀山の調査は、株式会社ゴールデン佐渡職員の小池勝氏に現地案内を依頼し、池田満氏の補助のもとに実施した。

11 月 8 日に間歩跡 17 基・露頭掘り跡 1 基・火薬庫 1 ヵ所・神社跡 1 ヵ所、11 月 9 日に間歩跡 12 基、11 月 10 日に間歩跡 37 基、11 月 11 日に間歩跡 2 基、11 月 15 日に間歩跡 8 基、3 月 24 日に間歩跡 16 基・露頭掘り跡 3 基・石積遺構 1 基、3 月 25 日に間歩跡 5 基・露頭掘り跡 1 基、3 月 26 日に間歩跡 6 基、3 月 29 日に間歩跡 2 基、3 月 30 日に間歩跡 1 基・露頭掘り跡 28 基の遺構を確認した。

平成 11 年度の分布調査で確認された遺構の総数は、間歩跡 104 基、露頭掘り跡 33 基、火薬庫・神社跡各 1 ヵ所・石積遺構 1 基であった。

平成 12 年度

平成 12 年 4 月に相川金銀山跡の分布調査を実施し、4 月 8 日に露頭掘り跡 11 基を確認した。

平成 12 年 12 月 4 日から北田野浦鉱山跡、12 月 7 日から立島（たつしま）鉱山跡、12 月 20 日から入川（にゅうがわ）鉱山跡、平成 13 年 3 月 20 日から鹿野浦（かのうら）鉱山跡、3 月 28 日から北狄（きたえびす）鉱山跡、達者鉱山跡、戸地（とじ）鉱山跡、小川鉱山跡の分布調査を実施した。

高千地区（北田野浦・立島・入川・鹿野浦鉱山）での調査にあたり、北田野浦鉱山跡の案内人に戦前当該鉱山として働いていた斎藤幸作氏、立島鉱山跡の調査では地域事情に詳しい本間保夫氏、入川鉱山の調査では山岡亨氏にそれぞれ案内を依頼した。鹿野浦鉱山跡の調査では、現地に詳しい適任者がいなかったので、鎌田直治氏に補助員を依頼して、地図を基に踏査を行った。

金泉地区（北狄・達者・戸地・戸中鉱山）での調査にあたり、北狄鉱山跡では杉山澄夫氏、達者鉱山跡では池田満氏、戸地鉱山跡では山本一平氏にそれぞれ現地案内を依頼した。

北田野浦鉱山跡の分布調査では、平成 12 年 12 月 4 日に実施した調査で間歩跡 8 基・構造物 2 基（水力発電所取水口跡、選鉱場跡）の遺構が確認された。

入川鉱山跡の分布調査では、平成 12 年 12 月 7 日に実施した調査で間歩跡 4 基・構造物 1 基（テラス＋石積＝作業場跡？）、12 月 20 日の調査で間歩跡 5 基、12 月 24 日の調査で間歩跡 3 基、平成 13 年 3 月 24 日の調査で間歩跡 2 基の遺構を確認した。

立島鉱山跡の分布調査では、平成 12 年 12 月 14 日に実施した調査で間歩跡 8 基、12 月 15 日の調査で間歩跡 14 基・構造物 6 基（石積、コンクリート土台＋水槽＝選鉱場跡、鍛冶場跡石積、沈殿槽、変電所・事務所跡、インクライン基礎）の遺構を確認した。

戸中鉱山の分布調査では、平成 13 年 3 月 27 日に実施した調査で間歩跡 11 基・構造物 2 基（施設跡石段、施設跡コンクリート土間）を確認した。

北狄鉱山の分布調査では、平成 13 年 3 月 28 日に実施した調査で間歩跡 7 基を確認した。

小川鉱山の分布調査では、平成 13 年 3 月 29 日に実施した調査で間歩跡 7 基を確認した。

平成 12 年度の分布調査は 8 遺跡で実施され、確認された遺構総数は、間歩跡 69 基、構造物 11 基であった。

平成 13 年度

平成 13 年 10 月から入川鉱山跡（白滝・孫次郎山）、達者鉱山跡、戸地鉱山跡、鹿野浦鉱山跡、戸中鉱山跡の分布調査を実施した。戸地鉱山跡のウノクソは集落から約 6.0km で、現在は山道もままならず急峻な地形で、沢登り･川渡りの連続であった。案内者の話では、毎年 5 月から 11 月が鉱山稼動期間であったという。

平成 13 年 11 月に相川金銀山跡の分布調査を実施し、11 月 12 日に間歩跡 3 基、11 月 14 日に間歩跡 1 基の遺構を確認した。

入川鉱山跡の分布調査では、平成 13 年 10 月 31 日に実施した白滝での調査で間歩跡 1 基･構造物 1 基（土砂留用石積）の遺構を確認した。10 月 4 日に実施した孫次郎山での調査で間歩跡 1 基、11 月 4 日に実施した調査でに間歩跡 5 基の遺構を確認した。

達者鉱山跡の分布調査では、平成 13 年 10 月 4 日に実施した調査で間歩跡 1 基、11 月 4 日に実施した調査で間歩跡 3 基の遺構を確認した。

鹿野浦鉱山跡の分布調査では、平成 13 年 11 月 7 日に実施した調査で構造物 1 基（石積）の遺構を確認した。

戸地鉱山跡（カッコメ、ウノクソ）の分布調査では、平成 13 年 11 月 14 日に実施したカッコメでの調査で間歩跡 2 基、11 月 8 日に実施したウノクソでの調査で間歩跡 3 基の遺構を確認した。

平成 13 年度の分布調査は 6 遺跡で実施され、確認された遺構総数は、間歩跡 20 基、構造物 2 基であった。

平成 14 年度

平成 15 年 1 月 13 日に二見（ふたみ）鉱山跡の分布調査を実施し、間歩跡 1 基を確認した。

同年 2 月 12 日に相川金銀山跡の追加調査を行い、間歩跡 2 基、露頭掘り跡 1 基を確認した。

また、これまでの調査成果を取りまとめたうえ、3 月に調査報告書を刊行した。

平成 22 年度

『佐渡年代記』や『佐渡国略記』をはじめとする史料に記述された間歩の記載内容について調査を開始した。また、島内に所在する鉱山絵図の調査を実施した。

平成 23 年度

松江工業高等専門学校の久間教授に依頼して、鉱業権者である株式会社ゴールデン佐渡の協力のもと、平成 24 年 3 月 22 日～ 24 日に大切山間歩（大切坑）の坑道内探査を実施した。

平成 24 年度

松江工業高等専門学校の久間教授に依頼して、鉱業権者である株式会社ゴールデン佐渡の協力のもと、平成 24 年 5 月 17 日～ 19 日、8 月 17 日～ 20 日、12 月 6 日～ 9 日に大切山間歩、南沢疎水道、関東間歩等の坑道探査を実施した。また、5 月 17 日の探査では、井澤英二九州大学名誉教授、中西哲也九州大学総合研究博物館准教授と坑内の状況調査も併せて実施した。

平成 25 年度

松江工業高等専門学校の久間教授に依頼して、鉱業権者である株式会社ゴールデン佐渡の協力のもと、平成 25 年 6 月 22 日～ 23 日に大切山間歩、南沢疎水道、11 月 30 日～ 12 月 1 日に南沢疎水道の坑道探査を実施した。また、本報告書作成にあたり、国史跡指定に向けた意見具申用の資料とするため、業者委託により、相川金銀山跡を内包する範囲の地形図（縮尺 500 分の 1）を作製した。

第 1 表　調査対象鉱山

No.	地区名	鉱山名（別名）	産出鉱物
1	相川	相川金銀山(佐渡鉱山)	金・銀・銅
2		茶屋平金山	金・銀
3		小田銀山	銀
4		田野浦銀山(高千鉱山)	銀
5		入川銀山（高千鉱山）	銀・鉛
6		立島銀山（高千鉱山）	金・銀
7		鹿野浦銀山(高千鉱山)	鉛
8		片辺鉱山	銅・鉛
9		戸地鉱山	不明
10		戸中鉛山	鉛
11		北狄銀山	銀
12		達者銅山	銅
13		小川銅山	銅
14		大浦鉱山	不明
15		稲鯨鉱山	不明
16		二見鉱山	金･銀･銅？

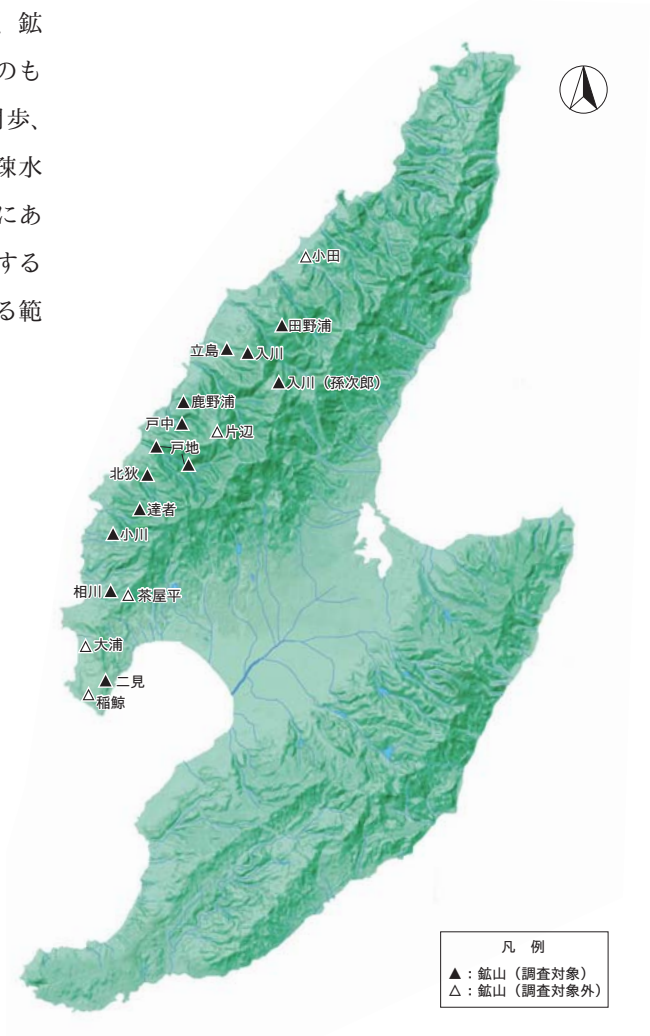

第 1 図　調査対象鉱山位置図

第 2 図　坑道探査（左）と坑内状況調査

3　体　　制

平成 11 年度

調査主体	相川町教育委員会　　教育長　大寺　　勝
事 務 局	斎藤　　正（社会教育課長） 大平　三夫（同課長補佐） 佐藤　俊策（同課主任調査員）
担　　当	斎藤　本恭（同課主事）、上林　章造（同課嘱託）
調査協力	鎌田　直治（相川金銀山跡） 小池　　勝（相川金銀山跡・株式会社ゴールデン佐渡職員）〔敬称略、五十音順〕

平成 12 年度

調査主体	相川町教育委員会　　教育長　大寺　　勝
事 務 局	斎藤　　正（社会教育課長） 大平　三夫（同課長補佐） 佐藤　俊策（同課主任調査員） 滝川　邦彦（同課主事）
担　　当	斎藤　本恭（同課主事）、上林　章造（同課嘱託）
調査協力	池田　　満（小川鉱山跡） 鎌田　直治（小川鉱山跡、北狄鉱山跡、達者鉱山跡、戸地鉱山跡、戸中鉱山跡、二見鉱山跡、入川鉱山跡） 近藤　貫海（入川鉱山跡） 斎藤　幸作（北田野浦鉱山跡） 杉山　澄夫（北狄鉱山跡） 本間　保夫（立島鉱山跡、入川鉱山跡）〔敬称略、五十音順〕

平成 13 年度

調査主体	相川町教育委員会　　教育長　中村　正直
事 務 局	斎藤　　正（社会教育課長） 大平　三夫（同参事） 佐藤　俊策（同課主任調査員） 滝川　邦彦（同課主事）
担　　当	斎藤　本恭（同課主事）、上林　章造（同課嘱託）
調査協力	鎌田　直治（達者鉱山跡、戸地鉱山跡、戸中鉱山跡、入川鉱山跡） 近藤　貫海（入川鉱山跡）、 斎藤　幸作（北田野浦鉱山跡）〔敬称略、五十音順〕

平成 14 年度

調査主体	相川町教育委員会　　教育長　中村　正直
事 務 局	斎藤　　正（社会教育課長） 大平　三夫（同参事） 佐藤　俊策（同課主任調査員） 滝川　邦彦（同課主事）
担　　当	斎藤　本恭（同課主事）、上林　章造（同課嘱託）
調査協力	鎌田　直治（二見鉱山跡）〔敬称略、五十音順〕

3　体　　制

平成 22 年度

調査主体	佐渡市　　市長　髙野　宏一郎
事 務 局	北村　　亮（世界遺産推進課長） 濱野　　浩（課長補佐） 下谷　　徹（調査係長）
担　　当	宇佐美　亮（調査係主任）

平成 23 年度

調査主体	佐渡市　　市長　髙野　宏一郎
事 務 局	羽下　三司（世界遺産推進課長） 濱野　　浩（課長補佐） 下谷　　徹（調査係長）
担　　当	宇佐美　亮（調査係主任）

平成 24 年度

調査主体	佐渡市　　市長　甲斐　元也
事 務 局	高橋　則夫（世界遺産推進課長） 濱野　　浩（課長補佐） 下谷　　徹（調査係長）
担　　当	宇佐美　亮（調査係主任）
調査指導	新潟県文化行政課世界遺産登録推進室　尾崎　高宏主任調査員

平成 25 年度

調査主体	佐渡市　　市長　甲斐　元也
事 務 局	石山　　勉（世界遺産推進課長） 下谷　　徹（課長補佐） 川村　　尚（調査係長） 市橋　哲史（調査係主任） 佐々木貴浩（調査係主任）
担　　当	宇佐美　亮（調査係主任）
調査指導	新潟県文化行政課世界遺産登録推進室　渡邊　裕之専門調査員

第Ⅱ章　遺跡をとりまく環境

1　地理的環境

佐渡島は、本州・北海道・九州・四国を除くと、沖縄本島に次ぐ大きさの島で、新潟港（新潟市）の西方約 67km、直江津港（上越市）の北方約 78km、寺泊港（長岡市）の北西方約 4km の日本海上に位置している。面積は約 855.27km^2、周囲の海岸線は 280.4km を測り、地勢は、大まかに山地、海成段丘及び低地・台地を含む平野から成り、地形要素の複合という点では本州とほぼ同一の性質を持つことが特徴である［式 1964］。地目は、山林と雑種地が面積の 80％以上を占めている。島の中央部には国中（くになか）平野が広がり、北に大佐渡山脈、南に小佐渡山地が並行する形でそれぞれ長軸を北東－南西方向に延ばしている。大佐渡山脈は、標高 1,172m の金北山をはじめとする 1,000m 近い山並みが連続し、小佐渡山地は、標高 645m の大地山をはじめとする比較的低い山並みが連続する。本州とは国道 350 号線になっている両津航路（両津港～新潟港）・小木航路（小木港～直江津港）のほか、両泊（りょうどまり）航路（赤泊港～寺泊港）で結ばれている（第 3 図）。

佐渡島で確認される最古の岩石は、今からおよそ 2 ～ 3 億年前の古生代後期のものであるが、佐渡島における地層の大部分は、火山によって形成された火山岩類及び日本海の海底で堆積した地層が重なって

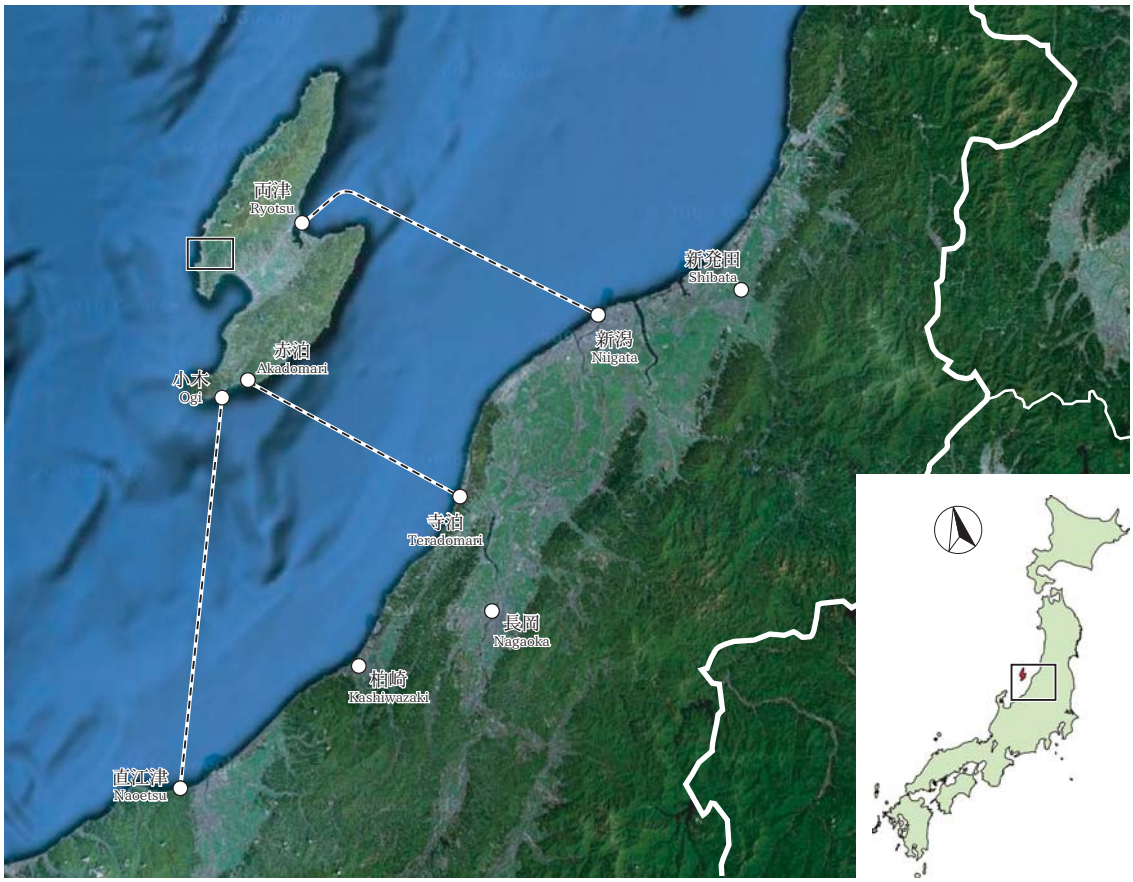

第 3 図　佐渡市の位置及び調査範囲（地図出典：Google Map）

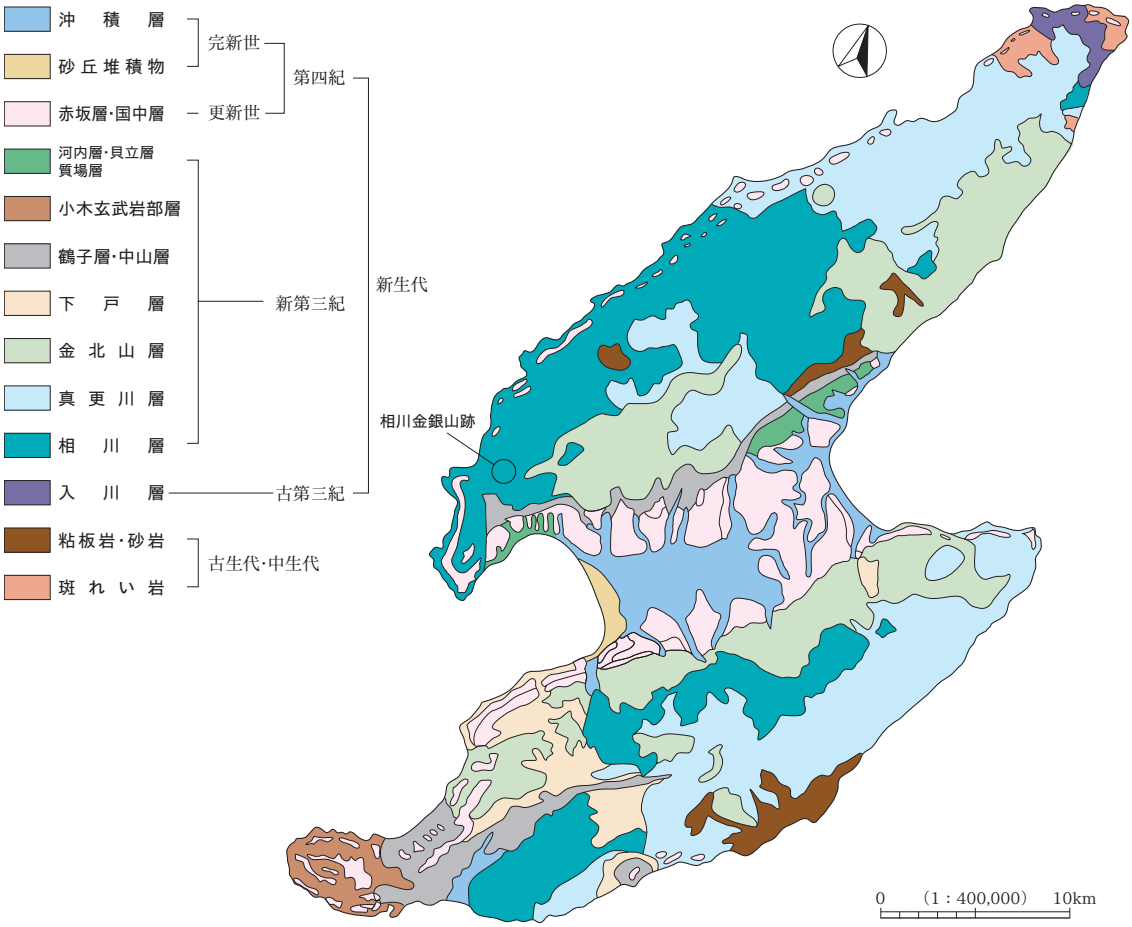

第４図　佐渡島内の地質概略図（[新潟県 1989] を一部改変）

第２表　佐渡島内の地質（[神蔵・小林 1998] を一部改変）

地質時代					地層名	層厚m	岩相	おもなできごと
新生代	第四紀	完新世		1万	金丸層	110	粘土・シルト・砂および礫の不規則互層	国中平野の誕生
		更新世	後期		国中層	3～20	褐色粘土 シルト・砂および礫の互層	佐渡島の隆起と段丘の形成
			中期	15万	赤坂層	10～40	褐色粘土、不淘汰礫層	
		新世	前期	?	質場層	30	砂とシルトの互層、礫	佐渡島の誕生
					貝立層	60	粗粒砂礫と細粒砂の互層、砂礫	
				170万	河内層	110	細粒砂と石灰質砂の互層 砂質シルトと細～中粒砂の互層 塊状シルト	
	第三紀	鮮新世		510万	中山層	320	珪藻質泥岩、グロコナイト	深くなる古日本海
		中新世	後期	1000万	鶴子層	200	硬質頁岩、グロコナイト質砂岩 玄武岩（枕状溶岩、ハイアロクラスタイト）	
			中期		下戸層	10～30	礫岩、砂岩 石灰岩質砂礫層	古日本海の誕生
			前期	1600万	金北山層	300	デイサイト溶岩・火砕岩	
					真更川層	1500	デイサイト溶岩・火砕岩・溶結凝灰岩 玄武岩・溶岩・火砕岩、シルト岩	火山活動をともなう大陸の時代
					相川層	1500	変質安山岩溶岩・火砕岩・溶結凝灰岩 礫岩、硬質頁岩、金鉱床	
		漸新世		2400万	入川層	500	デイサイト質火砕岩・溶結凝灰岩	
中生代				6500万		?	花崗岩 粘板岩、チャート、砂岩、礫岩 石灰岩、結晶質石灰岩、変玄武岩、変ハンレイ岩、蛇紋岩	大昔の海の時代
古生代				2.5億	基盤岩類			

形成されたものである。このうち、相川金銀山が立地する大佐渡山脈を構成する地質は、古第三紀・斬新世（2,300 万年前）から新第三紀中新世初期（1,800 万年前）に堆積したグリーンタフである。また、その他の岩石として、凝灰岩、玄武岩、硬質頁岩がみられる。グリーンタフは、デイサイト（石英安山岩）や安山岩の溶岩類、それらの火砕岩からなる火山噴出物を主体とし、下位から入川層・相川層・真更川層・金北山層の順に堆積しており、これらをまとめて相川層群とよんでいる（第 4 図・第 2 表）。

日本海が誕生した約 1,700 万年以降から、海浸期に伴う砂岩・礫岩・シルトを主体とする堆積岩からなる下戸層・鶴子層・中山層が形成され、これらの地層が隆起運動により変形しながら海上に現れ、佐渡島が誕生したと考えられる。佐渡島が現在とほぼ同じ形状となったのは、今からおよそ数十万年前とされ、第四紀中頃になると隆起運動が活発化して、高い山地が形成され、氷期・間氷期の繰り返しによる海水面の上下運動が重なり、海成段丘が形成されていった。こうした段丘面は、現在 5 段まで確認されている。国中平野は中央部が沖積層であるが、周辺部には低位段丘、中位段丘がよく発達し、加茂湖はこの中位段丘によって囲まれている。また、平野西側には真野湾に沿って八幡砂丘が発達しており、砂丘列が 8 列確認されている［新潟県教育委員会 2000］。

佐渡における相川金銀山・鶴子銀山をはじめとした鉱山の金銀鉱脈鉱床のほとんどは漸新世の入川層、中新世前期の相川層中に胚胎している［坂井・大場 1977、島津 1977b、佐藤憲隆 1987］。金銀鉱山の多くは大佐渡地域に分布するが、小佐渡地域にも新穂（にいぼ）銀山、田切須銀山などが存在する。大佐渡地域には第 1 図のように多くの鉱山が分布し、そのうち鉱床規模が大きいものが相川金銀山、鶴子銀山、高千（たかち）鉱山である（第 5 図）。

相川金銀山には東西方向の割れ目を充填した鉱脈とそれに斜めに交わる北西－南東、北北西－南南東方向の割れ目を充填した鉱脈が発達している。鉱脈が良く発達している母岩の上限は相川層の庚申塚溶結凝灰岩で、とくに盛り上がっている大立（おおだて）層（大立石英粗面岩と大切凝灰岩層）と相川層の左沢頁岩凝灰岩層の接触部に多く、左沢頁岩凝灰岩層の中では鉱脈が上に開いたようになって富鉱体（ボナンザ）を形成している。相川層の右沢安山岩までは鉱脈があるが、真更川層に相当する小仏凝灰岩、金北山層に相当する海岸安山岩や鳥越安山岩の中には鉱脈がない。

相川金銀山の鉱脈はすべて含金銀石英脈で、脈石は石英（紫水晶も含む）・氷長石・方解石・菱マンガン鉱・蛍石である。金は自然金で、銀は輝銀鉱・濃紅銀鉱・淡紅銀鉱・脆銀鉱などの銀鉱物として産する。このほかに黄銅鉱・方鉛鉱・黄鉄鉱を伴う場合もある［島津 1977a］。

主な鉱脈は東西方向の青盤脈・中尾脈・大立脈とそれに斜交する鳥越脈・道遊脈・鰐口脈・大切（おおぎり）脈・七助脈である（第 7 図・第 3 表）。なかでも青盤（あおばん）脈は、走向延長約 2,100m、傾斜延長約 500m の規模をほこる相川金銀山最大の鉱脈で、長期間にわたる採掘を可能

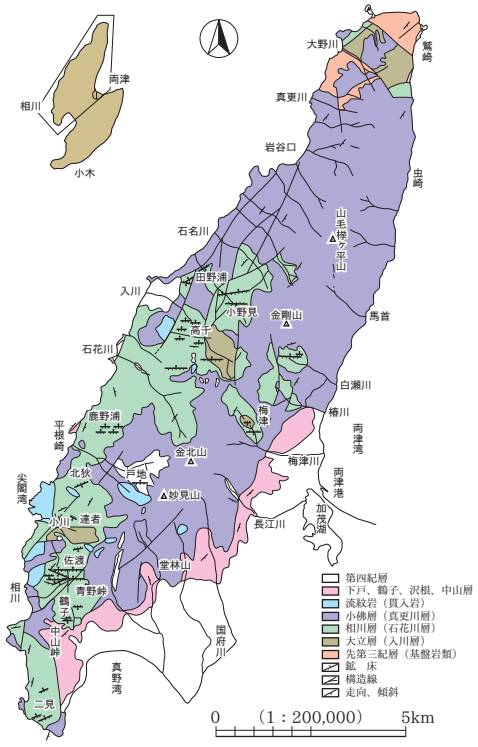

第 5 図　大佐渡全体の地質・鉱床図
（［坂井・大場 1970］を一部改変）

第６図　近世・絵図に描かれた相川金銀山の立合（鉱脈・白線部分）
（「相川金銀山立合引并新切山立場所絵図」天保 12（1841）年より）

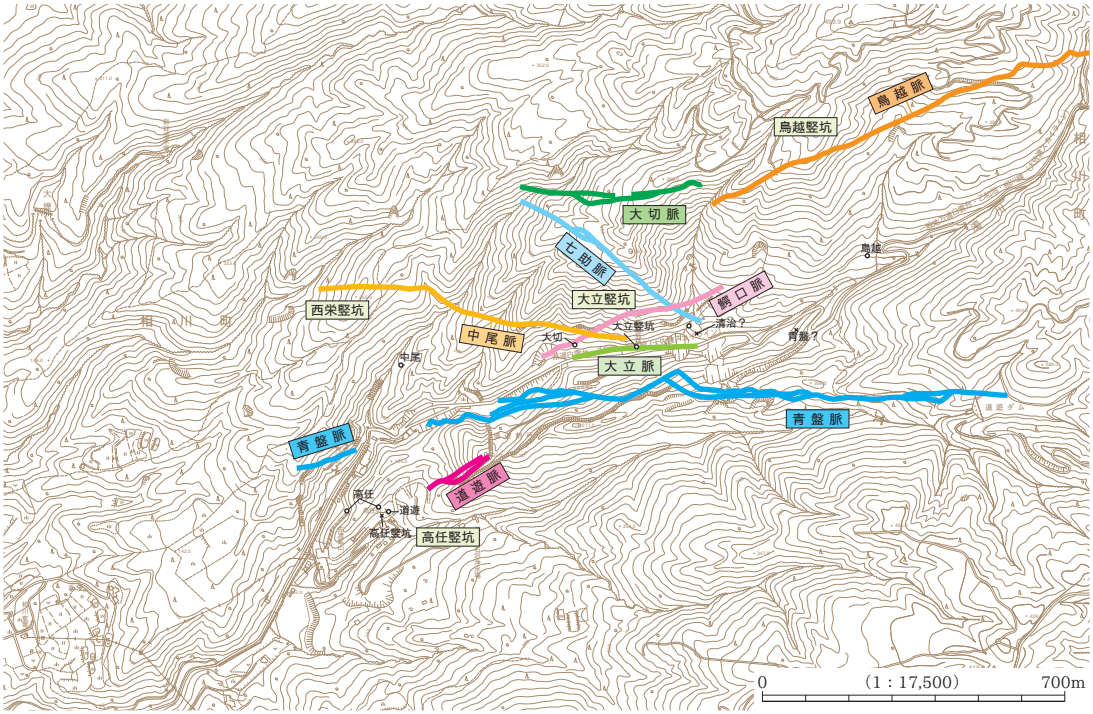

第７図　近代・佐渡鉱山鉱脈位置図

第３表　佐渡鉱山主要鉱脈一覧表

鉱脈名	走向	傾斜	走向延長（m）	傾斜延長（m）	平均脈幅（m）	平均品位		
						Au（g/t）	Ag（g/t）	Cu（g/t）
道遊脈	E-W ～ N70° E	80° N	120	150	10	5.0	80.0	―
青盤脈	N75° W ～ N80° E	60° N ～ 60° S	2,100	500	6	6.0	60.0	―
大立脈	N80° W ～ N80° E	50° ～ 80° S	1,500	750	5	8.0	80.0	―
中尾脈	N80° W ～ N80° E	90° ～ 55° S	750	250	1	6.0	70.0	―
七助脈	N60° W ～ N80° E	20° ～ 50° S	600	650	3	6.5	120.0	0.6
大切、鳥越脈	E-W ～ N70° E	80° N ～ 70° S	1,800	550	5	2.4	90.0	0.6
鰐口脈	N70° ～ 85° E	75° ～ 50° S	600	350	2	6.0	50.0	―

とし、金銀鉱石の産出量も多かった。相川金銀山跡のシンボル的存在である道遊の割戸がある道遊脈は、青盤脈より断層の影響によって派生した鉱脈の一つで、相川金銀山の鉱脈の中で最も脈幅が厚く、最大で約 35m に達する部分があった。また、青盤脈の北側に位置する鳥越脈は、黄銅鉱などを伴うため、江戸時代より銅の採掘も行われた。昭和 18（1943）年に公布された金山整備令によって相川金銀山（当時、佐渡鉱山）が閉山の危機を迎えた際に、本鉱脈で銅が採れたことで鉱山の命脈を保つことができたとされる。なお、近世の相川金銀山は、主要鉱石の産出量から銀山と呼ばれることが多かった。

相川金銀山のほかに大佐渡地域には多くの鉱山がある。それらの鉱脈の方向は、山脈の長軸方向である北東－南西方向でなく、東西方向が多いが、それと佐渡全体の地質構造の関係は明らかでない。相川金銀山の鉱脈が形成された年代は、下戸層の基底礫岩中に金鉱石が含まれ、また西三川の砂金鉱床の存在などから、中新世中期より以前（1,650 万年前）ということはわかっていたが、近年、脈石鉱物の氷長石の K-Ar 年代が測定され、2,200 ～ 2,400 万年前という値が得られている［金属鉱業事業団 1978］。この年代は日本における新生代の金銀鉱床の中では最も古い年代である。因みに石見銀山の年代は 80 ～ 100 万年前であり、成因については様々な議論がある［井澤 1993］。相川層が堆積した時代の火山活動に関係した浅熱水性鉱床であるが、やや深い所で形成されたもので、形成温度がやや高いようである。

相川金銀山の所在する相川地区（旧相川町）は、真更川から北の部分を除く大佐渡山脈西側斜面と、南部の二見半島の大部分を含んでいる。外海府と呼ばれる高千から金泉地域の海沿いの地形は、連続的に発達している海成段丘で、海抜 200m 以下の部分がこれにあたる。段丘面は５～６段あり、互いに段丘崖によって隔てられている。最も下位の崖下には、隆起波食台等に由来する小規模な平地が付随し、臨海の集落とこれらを結ぶ道路の殆どがここに立地する。大佐渡山脈の斜面を下る河川は、主な河川で 38 本を数え、いずれも直線的な必従谷で比較的短小であり、段丘地を塊状に分断している。段丘上は、河川の上流から用水が引かれ、よく開田されており、現在ではその多くが圃場整備されている。二見半島の七浦海岸を含め外海府海岸・大佐渡の山稜部は「佐渡弥彦国定公園」に、また外海府の海岸は「佐渡海府海岸」として国名勝に指定されているが、いずれも主に火山岩から成る複雑な構成であり、これに激烈な海食作用が加わって、様々な変化がもたらされていることに特徴がある。また、外海府海岸には多様な火成岩が見られ、江戸時代以降、春日崎、下相川、吹上（ふきあげ）、片辺（かたべ）・鹿野浦（かのうら）などの海岸及びその周辺では、これらの多様な石材を採石した石切丁場が点在し、相川をはじめとする周辺集落へ、石垣石や土台石、鉱山臼等の様々な石材を供給していた。

相川地区の集落は、海岸沿いの海成段丘面上や河川によってわずかに形成された扇状地上に立地し、耕作地は主に集落背後の海成段丘面上に広がっている。集落背後の海成段丘面は河川によって深く抉られて独立し、舌状台地の形を呈して集落の背後に迫っている。これらの舌状台地から始まる尾根の上を南東へ進むと大佐渡山脈の主稜線を越えて国中平野へ向かうことができる。相川湾の入江もこうした侵食による

堆積がある程度進んでいたと推測されるが、現在見られるものの多くは、江戸時代以降における埋立てによるものである［佐藤 1994］。また、相川湾にはかつて浜石と呼ばれる鉱石が多く堆積し、白い石の海岸線が広がっていたというが、昭和期に行われた浜石採取や昭和 60 年代以降の埋立てにより、当時の面影は残されていない。相川湾より南は二見半島と呼ばれ、外海府地域とは区別されている。第四紀の中頃に活発化した隆起運動の影響が大きい地域にあたり、段丘地形がよく発達している［小林・神蔵 1993］。半島は大佐度山脈の南端にあることから、集落背後の山は緩やかで、灌漑設備が整ってからは、内陸深くまで耕作地が広がっている。ここも地形はほとんどが台地と急斜面からなっており、集落は海岸沿いの海成段丘面に立地している。河川による侵食は、外海府地域ほど大きくない。

相川金銀山跡の所在する相川地区の原植生は、シイ・タブである。このうち宗大夫間歩、大立竪坑近辺では、デイサイト（石英安山岩）の岩塊にアカマツが優先して生育する。また、アカマツに混じりシイやヤブツバキが混生し、林のふちには、オモト・ツワブキ・キズタ・ヤブコウジ・ベニシダなどの暖帯林要素植物が生育する。林相はアカマツ林で土地的極相林であるが、その混生植物から判断すればシイ林域である。この地帯は海岸からおよそ 2km、海抜 100m の位置にあり、相川におけるシイ林域の上限である［佐渡市 2012］。

2　佐渡金山遺跡（相川金銀山跡）の位置と範囲

相川の市街地は、海岸部の低地に沿って南北に延びる「下町（したまち）」地域と、緩い傾斜をもった段丘上の東西に延びる「上町（かみまち）」地域からなり、T 字状を呈していることに特徴がある。さらにここより東方の山奥には「山の内」地域があり、かつて上相川や間ノ山（あいのやま）、銀山町と呼ばれた鉱山集落が形成されていた。これらの上町地域や山の内地域、さらに北東へとのびる相川金銀山跡の鉱床地域を内包した遺跡が「佐渡金山遺跡」である（第 8・9 図）。

佐渡金山遺跡のうち相川金銀山跡は、大佐渡山脈の低山地、佐渡市下相川、相川銀山町などの山林に所在する鉱山遺跡で、標高約 70 ～ 360m 付近に立地している。南側に右沢があり、青盤脈を挟んで北側には中尾沢などの支流をもつ左沢（濁川）が流れる。北部には相川湾へ流入する水金沢が流れ、これらの沢や周辺の斜面に採掘跡が広がっている。明治 2（1869）年の鉱山司の記録では、佐渡鉱山（相川金銀山）

第 8 図　「佐渡一国海岸図（相川・部分）」にみる相川金銀山（左上）と町の構成

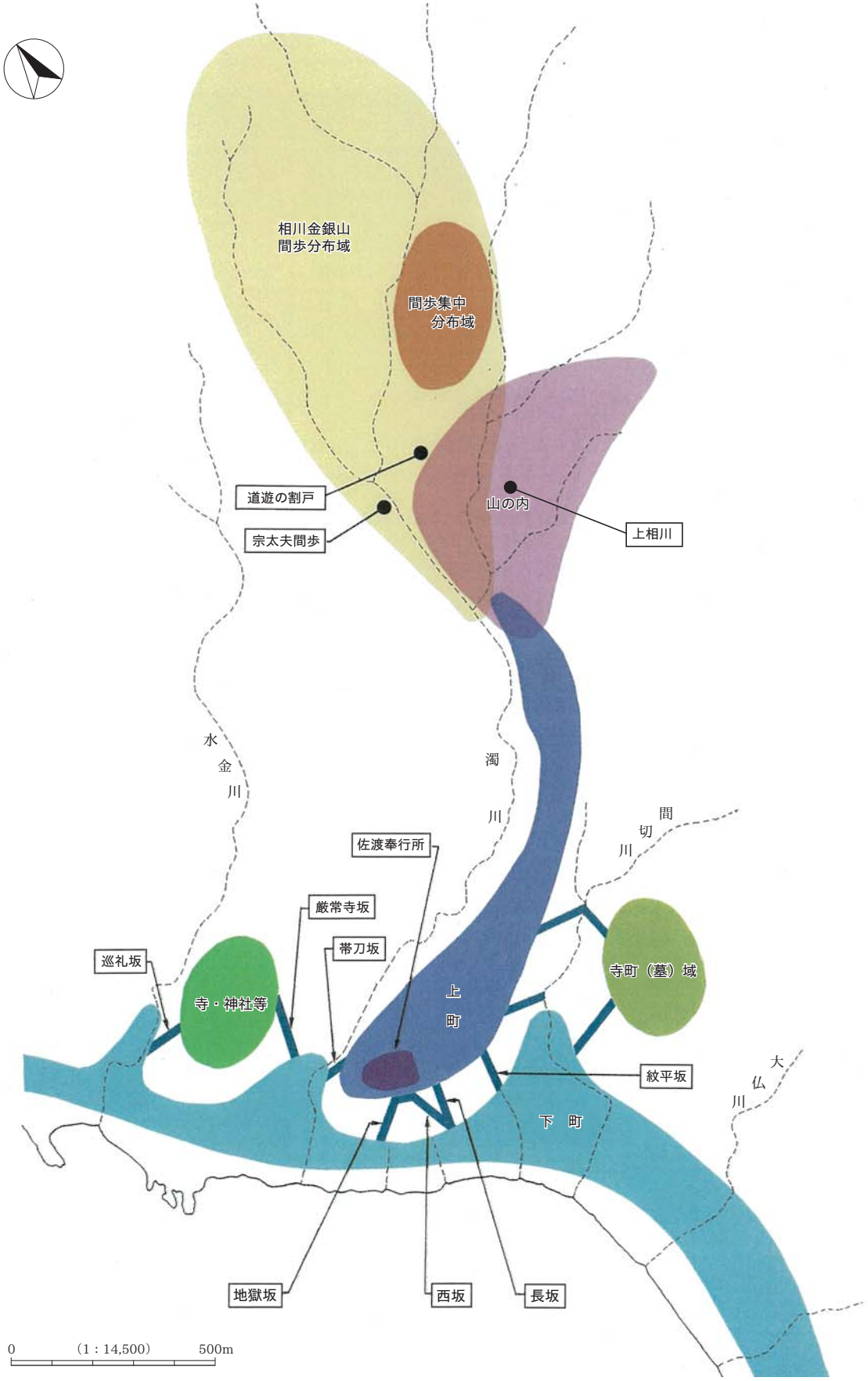

第９図　佐渡金山遺跡の分布概略図（[（株）文化財保存計画協会編 1994] に一部加筆）

の四至を「東羽田下相川小川三村ノ界點ナル佛ヶ塔、南羽田村地内柄杓澤、西下相川村水金澤、北小川村地内大谷」としている。また、遺跡内には国史跡である道遊の割戸や宗太夫間歩、近代遺跡（大立地区・高任地区・間ノ山地区）のほか、父の割戸、青盤間歩等を擁する相川金銀山跡の鉱床地域が相川金銀山と呼ばれる範囲である。佐渡金山遺跡自体は、そこから北沢（濁川）沿いに扇状に広がり、水金沢（みずかねさわ）と南沢（間切川）によってそれぞれ隔てられた二つの尾根の先端近くまでが周知の埋蔵文化財包蔵地として周知化されている。二つの尾根のうち濁川と間切川によって形成された尾根は上町台地とよばれ、この台地の南側の尾根は、初期～前期の相川市街と重なる部分が多く（上町）、尾根の先端部には国史跡である佐渡奉行所跡が立地する。また、株式会社ゴールデン佐渡の所有する佐渡金山第三駐車場付近はかつて惣徳町・清右衛門町・庄右衛門町・五郎右衛門町と呼ばれ、周辺部一帯は間ノ山と呼ばれた鉱山集落が形成されていた。ここより東側一帯には、上相川と呼ばれる相川金銀山の初期操業期に形成された鉱山集落跡があり、大規模な鉱山集落が形成されていた。

現在、相川金銀山を含む佐渡金山遺跡として周知化されている遺跡の範囲は、約 1,8881,300m^2 である。

3　歴史的環境

A　近 世 以 前

佐渡島内の金銀採掘の歴史は古く、平安時代末期に成立したとされる『今昔物語集』巻二六、鎌倉時代初期の成立とされる『宇治拾遺物語集』巻第四に、佐渡の産金についてほぼ同じ記述がある。『今昔物語集』によれば、能登（現石川県）国司の命令で、鉄掘（製鉄）集団の長が佐渡で金を採取した説話が記載されている。この頃の鉱山技術形態は砂鉄採取と同様の比重選鉱による砂金採取技法で、採取の行われていた場所は西三川川の河口付近であろうと推測されている［佐渡市教育委員会 2009］。また、直接的な砂金採取に関する記述は無いものの、永享 4（1434）年に佐渡へ流罪となった能の大成者である世阿弥は、その著書『金島書』の中で、佐渡島を「金（こがね）ノ島」と書き記しており、15 世紀においても引続き佐渡で砂金採取が行われていたと考えられる。

16 世紀、大航海時代の到来によって、南米のポトシ銀山をはじめ大規模な銀山開発が行われ、世界の産銀状況は大きく変化していた。同時に中国やヨーロッパ諸国との貿易が盛んとなり、世界では貿易の決済手段としての銀の需要が高まった。このような状況の中、大永・享禄（1521 ～ 1531）年間に石見国（現島根県）大森で石見銀山の開発が始まった。石見銀山は、朝鮮から伝来した「灰吹法」という銀製錬技術を日本で初めて実用化し、銀生産量を飛躍的に増大させた。その後、石見銀山の鉱山技術は国内各地に波及したとされ、石見銀山の発見以降、日本国内における金銀鉱山の発見が相次ぎ、これらの開発が進められたことで、当時世界の産銀の約 3 分の 1 が日本産であったと推定されている［島根県教育委員会 1999］。同時に生野銀山など全国的に多くの鉱山開発が始まると、その余波は佐渡島におよび、各地から多くの鉱山技術者が佐渡に来島した。このような時代背景の中で発見されたのが沢根に所在する鶴子銀山であった。

『佐渡古実略記』によれば、「天文 11（1542）年、越後国の商人であった茂右衛門が、佐渡に渡海した際に、沢崎沖を航行中、沢根の山中が鉄吹炎のように光っていたので、船を近づけてみたところ沢根の奥山に金気が立っていた。このため、土地の者と相談し、地頭（沢根）本間氏に一カ月銀百枚の運上を差し上げ開発を行い、銀山は次第に繁栄した」と鶴子銀山発見の様子が記述されている。この発見譚がすべて真実とすることはできないが、記述内容は石見銀山のものと人名・地名が異なるのみでほぼ同じ構成であり、佐

渡市までの鉱山開発に石見銀山にかかわる人々の影響がうかがえる。また、史料からこの時期の鉱山の経営形態が、銀山の所在する地元の領主に対して商人が銀山を請け負い、一定額の銀を領主に納めるという形がとられていることがわかる。残念ながら初期の鉱山採掘技術については不明な点が多いが、発見者である茂右衛門が開発したとされる百枚平には、露頭掘り跡やひ追い掘り跡などの採掘跡が無数に残されており、このような露頭鉱脈の採掘が鉱山操業初期における採掘技術であったと推測される。

天正 17（1589）年、越後国（現新潟県）の大名であった上杉景勝が佐渡に侵攻した。上杉氏による佐渡攻略の背景には、鶴子銀山や西三川砂金山などの佐渡における金銀山掌握が目的であったと考えられ、同年に河原田本間氏や羽茂本間氏などの佐渡島内の主だった国人領主を滅亡させると、景勝は島内各地へ配下の武士を派遣している。この際、鶴子銀山では銀山経営のために鶴子外山に陣屋が建てられ、山口右京を目代（代官）として派遣し銀山の経営を統括させ、銀山開発を進めたと考えられる。

文禄 4（1595）年、石見国より来島した石見忠左衛門、同弟忠次郎、石田忠兵衛らによって鶴子「本口間歩[1)]」が稼がれた。本口と名付けられたこの間歩は、その名称から、当時の最先端技術であった横相による「坑道掘り」の採掘技術が導入された場所と考えられている［田中 1986］。また、史料からは確認できないものの、この頃までには石見銀山より「灰吹法」が伝わったものと推測されている。このような新たな鉱山技術の導入により、鶴子銀山では「鶴子千軒」ともいわれるほどの繁栄期が訪れた。これにより物資搬入港であった沢根港が栄え、同地には商家が軒を連ねたとされる。銀山の開発が進展するにつれ鶴子には多くの人・物が集まり、大工町・四十物（あいもの）町・京町などのまちなみが形成された。

鶴子銀山の繁栄は、鶴子の奥山と呼ばれていた相川における金銀山開発をも促した。慶長元（1596）年以降、相川で良質な金銀鉱脈が発見され（史料 1-1）、慶長 6（1601）年には、佐渡代官であった田中清六によって鉱山経営に運上入札制が導入された。この制度は、資金さえあればどのような身分でも鉱山開発が可能となるもので、開発ラッシュを迎える契機でとなった。このような積極的な鉱山経営によって、道遊の割戸・割間歩・六十枚間歩での大規模開発をはじめ、多くの間歩が開坑して金銀山は大きな繁栄期を

第 10 図　「上相川絵図」（文化 9（1812）年　相川郷土博物館蔵）

1）　本書では近世以前の坑口を「間歩」、近代以降の坑口を「坑」とした。

迎えた。同年、佐渡代官に着任した大久保長安は（第 11 図）、金銀山開発に沸き立つ相川を政治経済の中心とするため、慶長 8（1603）年、鶴子の陣屋を相川に移転し（翌年完成）、相川市街地の整備を進めたことで、金銀山の中心地は相川へ移行した。この際、鶴子鉱山集落にあった町屋や寺院が相川へ移転したといわれている［佐和田町史編さん委員会 1991］。また、金銀山に近接する緩傾斜地には上相川と呼ばれる初期の鉱山町が形成され、「上相川千軒」と呼ばれて非常に栄えた（史料 1-3）。上相川は石組みと平坦面によって計画的に造成された宅地・道路・水路などの痕跡が遺構として現在も確認でき、町の最も高所に鉱山の神である大山祇神社が祀られ、移住した人々とともに勧請された寺院跡も残る。当時の絵図も多数残っており、道路跡や寺社などと対比が可能である（第 10 図）［佐渡市教育委員会 2008］。

その後、有力な鉱脈が多数発見され、佐渡に空前のゴールド・シルバーラッシュをもたらした。国内最大級の露頭掘り跡である道遊の割戸や、宗太夫間歩をはじめ、長大な坑道が多数残されている。慶長 6（1601）年には、徳川家康によって佐渡金銀山は直轄地となり、佐渡一国は江戸幕府の直轄領となった。

B　近　　世

慶長 8（1603）年、佐渡代官に赴任した大久保長安は、金銀山の管理と島民支配の拠点として鶴子から相川に陣屋を移し（後の佐渡奉行所）、陣屋から鉱山へ至る交通路の整備や米屋町、味噌屋町、炭屋町など職業を同じくする者たちを集住させる町割、鉱山への物資を搬入するための港の整備など、金銀山経営に必要とされる様々な資本の整備を行った。大久保長安が佐渡を支配していた時期（任期:1603 ～ 1613）に、鉱山町としての相川の骨格が形成された。その後、17 世紀前半の最盛期には人口約 5 万人と推定される我が国屈指の鉱山都市が誕生することとなった。

さらに、鎮目惟明奉行（任期：1618 ～ 1627）の在任中は、金銀山の最盛期であり、中尾間歩など主要坑道の開発が進むとともに、江戸への上納高も膨大なものとなった。そこで、従来は金の延板（筋金）を江戸に運び、江戸から金銀山経営の資金となる小判を佐渡に運んでいたが、元和 7（1621）年に江戸から金座の後藤庄兵衛をはじめ小判師数名を佐渡に招き、相川で小判の製造を開始した。ここに鉱石の採掘から小判の製造まで一貫して相川で行う、世界に余り例を見ない金生産システムが確立された。

江戸幕府の財政基盤としては、幕府直轄領から得られる年貢などの収益、江戸・大坂・京都をはじめとする全国の直轄都市から得られる工商税、そして佐渡、伊豆、石見、生野などの直轄金銀山から得られる金銀で製造される貨幣などがあった。江戸時代を通じて、佐渡金銀山は約 41t の金、約 1,800t の銀を産

第 11 図　大久保長安坐像（大安寺蔵）

第 12 図　南沢疎水道

出した。これは国内最大の金銀産出量であり、幕府が佐渡に奉行所を設置した大きな理由である。幕府は直轄鉱山から産出した金銀を独占し、小判や丁銀などの金銀貨幣を製造した。このようにして佐渡の金銀は幕府財政を支えるとともに、金貨を一般庶民の間にも流通させる、世界でも極めて稀な経済社会を現出させた。

鉱石の採掘がすすみ、金銀山内部の採掘現場が次第に地中深くなって排水に困難をきたすようになると、山師たちは、寸法樋や水上輪など、排水のための新しい道具を導入することによって効率化を図った。しかし、排水に多額の費用がかかるようになると、鉱山経営は次第に圧迫されるようになっていった。このような状況のなか、荻原重秀奉行（任期：1690 ～ 1712）は坑内の湧水を樋で地上に汲み上げる労力を省くために、金銀山から海岸に至る排水坑道（南沢疎水道）の掘削を命じた。工事は元禄 4（1691）年から元禄 9（1696）年にかけて行われ、総額 11 万 3,000 両を投資して全長約 1km に及ぶ排水坑道の掘削に成功した（第 12 図）。

この疎水道が貫通することにより、坑内を埋めていた水は海へと流れ、水没していた坑道内の鉱石採掘が可能となった。この時期の鉱山に対しての積極投資により、「近江守様時代」と呼ばれる好況期が訪れ、相川の人口は増加した。この時期海岸部に一町目から四町目の新浜町、下戸新浜町など新たな町が形成された。

18 世紀半ばの石谷清昌奉行（任期：1756 ～ 1759）は、相川街中に散在していた買石の製錬所を廃し、奉行所内に寄勝場をもうけて買石達を集め、製錬作業に従事させた。これは、工場制手工業の原形となる画期的な出来事であった。

また、安永 6（1777）年からは無宿人が水替人足として相川へ送られてきた。これは、江戸市中に増加していた無宿人を佐渡へ送ることにより、江戸の治安回復と鉱山人足の不足を補おうとするものであった。水替作業は、隔日交代の一昼夜勤務で、絶えず釣瓶などで水を汲み上げる重労働であった。

18 世紀後半以降の約 80 年間は、新鉱脈の発見もなく、鉱山は徐々に衰退の一途をたどった。金銀山の衰退により、相川の人口も減少し、上相川の家数は、寛政 6（1794）年にはわずかに 30 軒を数えるのみとなった［佐渡市教委 2008］。鉱石の品位の低下と坑道の水没はその後も続き、結局長期的な鉱山の衰退傾向に歯止めがかかることはなかった。

慶応 4（1868）年、幕府はイギリス人技術者のガワーを佐渡金銀山に派遣し、西洋の技術による鉱山の復活を策した。この時ガワーは火薬採掘法を伝えたとされ、日本で初めて佐渡鉱山に火薬が用いられた。また、坑内排水のための竜吐水の製造・使用方法も伝えたが、間もなく幕府は崩壊し、佐渡鉱山の改革は明治政府が引き継ぐこととなった。

C　近・現代

明治元（1868）年、明治政府が成立すると、政府は西洋技術を積極的に取り入れた近代化政策を展開した。なかでも、貴金属鉱山は貨幣の素材となる金銀を生産することから、国の財政・国内経済・対外貿易を支える産業として重視された。しかし、江戸時代までの在来技術では生産性に限界がきており、江戸時代後半には大半の貴金属鉱山は衰退しきっていた。そのため、政府は明治 2（1869）年、相川金銀山と鶴子銀山を「佐渡鉱山」として官営化して近代化を図った。一方、西三川砂金山は産出する砂金の減少により明治 5（1872）年に閉山となった。

鉱山の近代化をはかるために西洋の鉱山技術の導入を図った政府は、佐渡鉱山にイギリス人技術者のエラスムス・ガワーやジェームス・スコット、アメリカ人技術者のアレキシス・ジェニン、ドイツ人技術者

のアドルフ・レーを御雇外国人として派遣し、鉱山の様々な改革に取り組んだ（第４表）。

ガワーは火薬による採掘法のほかに、製鉱所の建設や鉱石運搬のための鉱車軌道の敷設を進め、ジェニンは水銀アマルガムによる鍋混汞法を指導した。また、レーの指導のもとで、明治 10（1877）年には日本の貴金属鉱山で最初の洋式竪坑となる大立竪坑が完成した。一方で近代化が必ずしもスムーズに進められたわけではなく、試行錯誤が繰り返された。製錬分野を一例にみると、明治６（1873）年には混汞製錬がうまくいかず、一時、江戸時代の製錬技法にもどされたこともあった。

鉱山の近代化は、採鉱・製錬の技術のみならず、機械・動力・燃料などの総合的な近代化でもあった。揚水ポンプ・送風機・粉砕器・鉱石捲揚げなどの動力として蒸気機関を設置したことにより、燃料として大量の石炭を消費するようになった。このため、新潟県赤谷と山形県油戸の二つの炭鉱を開発して、石炭の安定した供給を図った。

明治初期に西洋人技術者たちの指導をもとに佐渡鉱山は近代的な鉱山へと変貌をとげたが、明治 14（1881）年に最後まで残っていた西洋人技師のジェームス・スコットが離島した後は、日本人技術者による鉱山の開発が進められた。明治 18（1885）年に佐渡鉱山・生野銀山・三池炭鉱は農商務省、次いで大蔵省へと管理が移された。これは、貨幣の素材を生産する佐渡・生野の鉱山、石炭輸出による外貨獲得を目指す三池炭鉱を大蔵省の管理下に収めるためであった。この時期、佐渡鉱山局長として佐渡に赴任してきたのが大島高任である。着任後、大島はすぐに事業拡張計画を練り、大蔵省と折衝して、明治 19 ～ 22（1886 ～ 1889）年までの総額 18 万円の予算を獲得した。内容は、溶鉱・製錬機器や鑿岩機の購入費、新竪坑の開削費、大間港埋立費、汽船購入費などであった。この予算に基づき、高任地区に新たに竪坑が掘削されるとともに、相川海岸に鉱山専用の港として大間港の築港が開始された。大間港の護岸は、服部長七が確立した「たたき工法」を利用して建造された。

また、明治 20（1887）年には、大島局長の意向により、ドイツ留学から帰国した東京帝国大学教授の渡辺渡が佐渡鉱山局技師として迎えられた。渡辺は西洋の最新技術を佐渡鉱山に取り入れ、ブライヘルト

第４表　御雇外国人一覧表

氏　　名	国　籍	職　種	在職期間	主な業績
エラスムス・ガワー	イギリス	製鉱師	明治２（1869）年５月～明治６（1873）年７月	火薬採掘法、鉱車軌道敷設
ジェームス・スコット	イギリス	機械兼製鉱師	明治３（1870）年７月～明治 14（1881）年６月	機械据付と運転指導
ゼームス・テール	イギリス	坑夫	明治６（1873）年３月～明治７（1874）年 11 月	不明
ジョン・シーモンズ	イギリス	坑夫	明治６（1873）年３月～明治９（1876）年３月	不明
トーマス・トレロール	イギリス	坑夫	明治６（1873）年３月～明治 10（1877）年 12 月	不明
アレキシス・ジェニン	アメリカ	鉱山兼製鉱師	明治６（1873）年 10 月～明治９（1876）年 10 月	鍋混汞法改良
アドルフ・レー	ドイツ	開坑師	明治６（1873）年 11 月～明治 11（1878）年３月	大立竪坑開削指導

＊『佐渡金銀山史話』より引用

第 13 図　「佐渡鉱山全景案内」（昭和７（1932）年）

複線式架空索道の導入や間ノ山掲鉱場の建設を行った。また､明治 21(1888)年にはドイツのベルグパラーデを模した鉱山祭を挙行し、現在に引き継がれている。

明治 22（1889）年からは佐渡・生野両鉱山は皇室財産に編入されて宮内省御料局の所管となり、渡辺渡が佐渡支庁長なった。明治 24（1891）年に完成した間ノ山掲鉱場は、当時の日本において最も整備された製錬所であった。ここでは、1 日 100t もの鉱石を、クラッシャー 2 台で砕いたあと、60 本のスタンプ（鉄製の杵で、一本の重さは約 400kg）で細かくし、水銀を用いて金銀を回収した。この時期、佐渡鉱山は国内の「模範鉱山」と呼ばれており、各地からの実地研修生が佐渡を訪れただけでなく、朝鮮国からも 3 名の留学生が来島し、鉱山技術を学んだ。また、東京帝国大学工学部の学生をはじめ、国内各大学から実習生として明治 10 年代から昭和初期にかけて断続的に佐渡に実習のために訪れている。渡辺は技術者の育成にも力を注ぎ、明治 23（1890）年に鉱山学校を開校した。鉱山学校の修業年限は予科 3 年、正科 1 年半であり、予科では初等教育を行い、正科は採鉱学科・冶金学科・器械学科・建築学科の 4 科に分かれ、数学・物理学・化学・地質学・鉱山学・冶金学・器械学・測量術等を学んだ。渡辺自身が校長となって自ら鉱物学を担当するとともに、御料局の技師・技手 11 人等が教師として授業を行った。佐渡鉱山学校は明治 29（1896）年の三菱合資会社への払い下げまで続いた。このように、1880 年代後半から 1890 年代半ばにかけて、佐渡鉱山は第二の発展期を迎えた。国内における金の生産割合も約 30％を維持し、国内貴金属鉱山の牽引役を果たした。

明治 29 年（1896）年に佐渡鉱山は政府から三菱合資会社に払い下げられた。三菱ではさらに金銀回収の効率を上げるために実験を繰り返し、採鉱では明治 32（1899）年に道遊坑を開削し、製錬では明治 34（1901）年に青化製錬所を建造して青化化合物を使用して金を回収する青化法を実用化した。また、蒸気力から電力への動力転換もはかられ、明治 41（1908）年に北沢火力発電所、大正 3（1914）年に戸地川水力発電所が相次いで建造され、相川までの約 9.0km を電線でつなぎ、鉱山に電力を供給した。こうして明治時代以降新しく導入された西洋の鉱山技術は日本人技術者による改良を加えて発展し、佐渡鉱山は国内の金銀鉱山をリードした。

昭和 12（1937）年に発生した盧溝橋事件をきっかけに日中戦争が始まると、翌年には金銀銅などの大増産を目的とする「重要鉱物増産法」が公布され､佐渡鉱山も国策による大増産運動に邁進することになった。採鉱分野では、大立竪坑櫓が木造から鉄骨造へと建て替えられるとともに、捲揚機が岩盤をくり抜いて造成した捲揚室内に移設された。また、選鉱分野では、高任地区に粗砕場と貯鉱舎が建造された。さらに間ノ山掲鉱場で製錬されたのちに排出された鉱尾は北沢地区へ運びこまれ、新設の「東洋一の規模」と

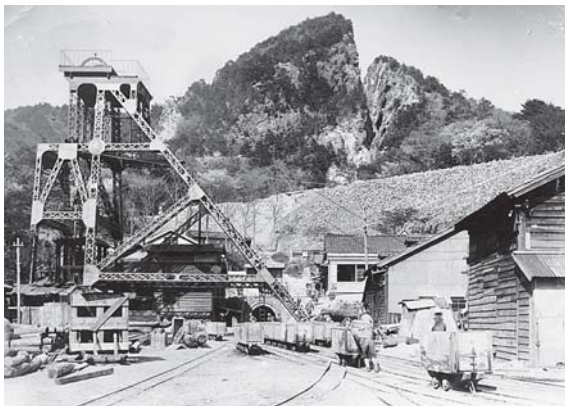

第 14 図　高任竪坑櫓と道遊の割戸

第 15 図　北沢浮遊選鉱場

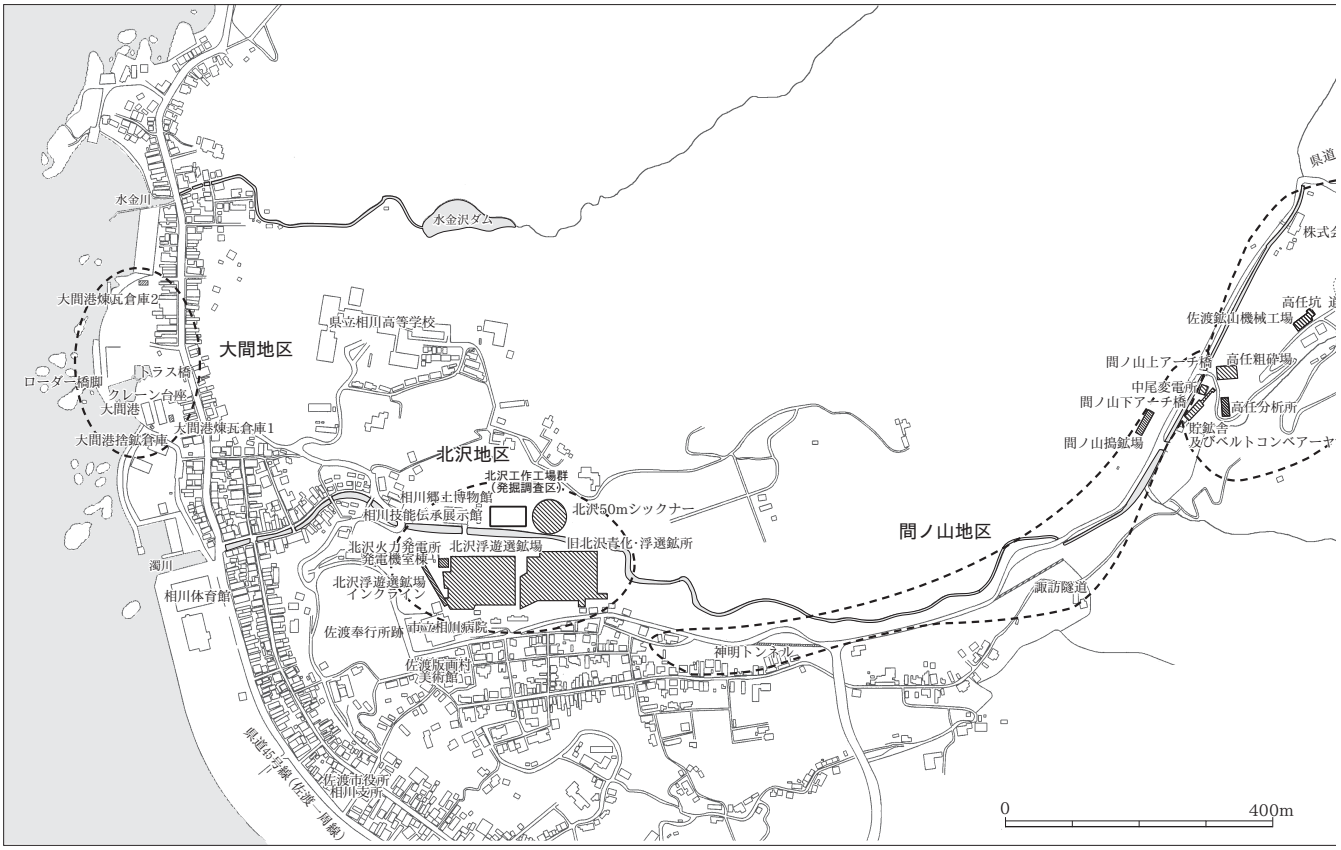

第 16 図　旧佐渡鉱山施設分布

第 5 表　佐渡金銀山の金銀産出量（推定）

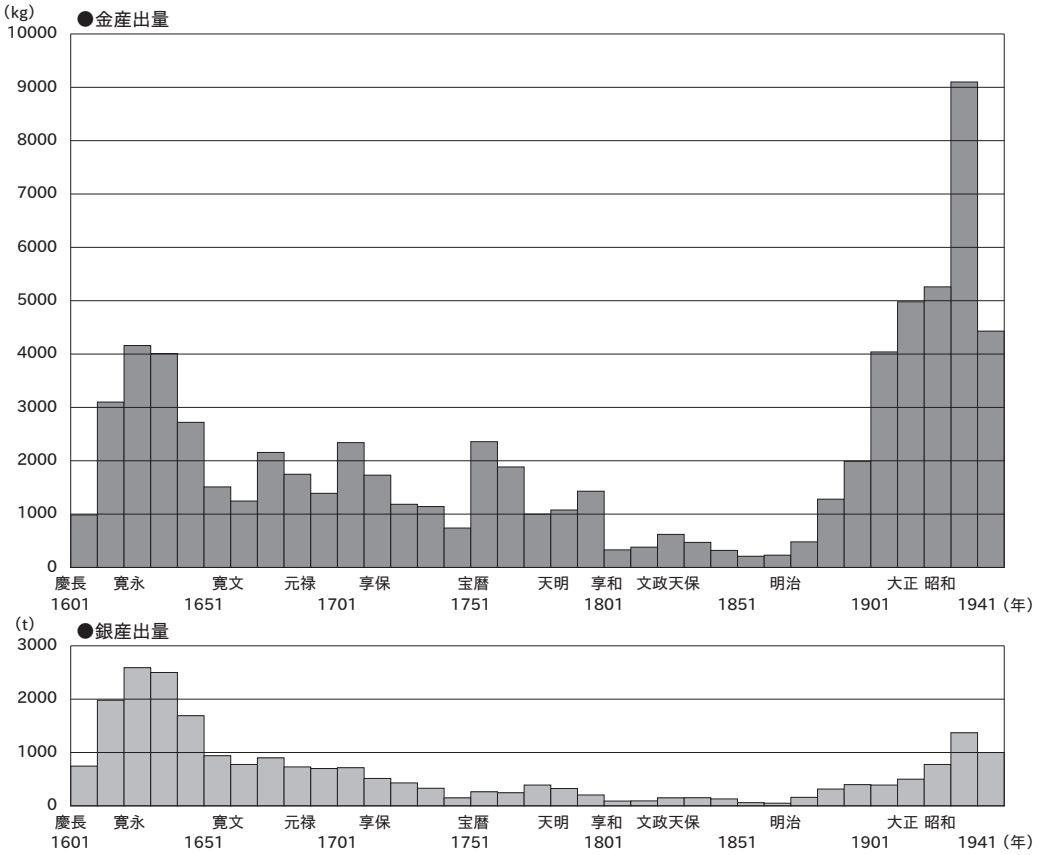

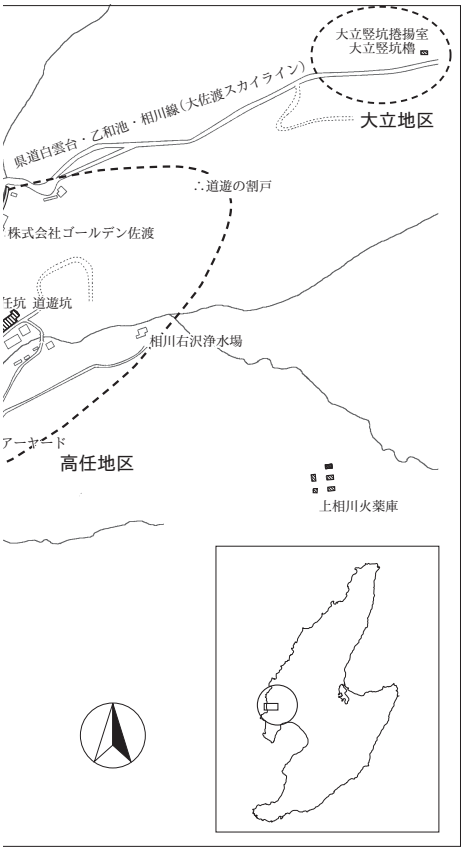

うたわれた浮遊選鉱[2]場において金銀を回収した。浮遊選鉱は、本来銅の選鉱工程で利用されたものであったが、佐渡鉱山では金銀の回収への応用について研究を重ね、実現されたものである。金銀の選鉱工程における浮遊選鉱法の応用は、世界の中で佐渡鉱山において初めて行われたものであり、革新的な技術であった。回収した金銀を含む精鉱はシックナーで濾過した後、香川県の直島製錬所へ運ばれた。これらの増産政策により、金の生産量は飛躍的に増大し、昭和 15（1940）年には、年間 1,538kg の生産を達成した。同年、上相川に周囲を土塁で囲んだ 5 棟の火薬庫が建造され、増大する火薬需要を満たした。

しかし、戦局の悪化にともない、海外からの経済封鎖が始まると、昭和 18（1943）年、金に代わって、銅・鉄・鉛・亜鉛などの戦時物資を優先して生産することを目指して「金山整理令」が公布された。佐渡鉱山は鳥越脈からの銅産出があったために銅山として稼働できたが、大規模な縮小と施設・設備の供出を余儀なくされた。

昭和 20（1945）年に終戦を迎えた後も戦争中の無計画な増産で坑内の補修もなおざりにされたため、佐渡鉱山は活況を取り戻すことができず、ガラスの原料として、珪砂の採掘に重点を置いた時期もあった。年ごとに赤字が累積し、昭和 27（1952）年、佐渡鉱山はついに大縮小を断行し、500 人余りいた従業員を 50 名弱まで削減した。これにより、大立竪坑の操業が縮小し、南沢疎水道以下の坑内採鉱場はすべて水没した。また、高任竪坑、北沢の浮遊選鉱場は閉鎖された。昭和 57(1977)年には戸地川水力発電所が閉鎖した。その後も鉱脈の枯渇と長期的な金価格の低落により、昭和 60（1985）年には赤字となり、平成元（1989）年、佐渡鉱山は操業を休止した。

現在では株式会社ゴールデン佐渡によって宗大夫間歩や道遊坑などの一部施設が公開され、同社によって観光施設運営や坑道内等の維持管理が行われている。

D　周辺の遺跡

1）相川市街地周辺における中世以前の遺跡

相川市街地及びその周辺には、街を取り囲むような形で、縄文時代、古墳時代～江戸時代の遺跡が確認されている（第 17 図・第 7 表）。これらの遺跡は、海岸部の製塩遺跡や江戸時代の墓・磨崖仏を除き、海岸段丘上や台地上を中心に立地する。これらの遺跡の中でも、佐渡金山遺跡のうち国指定の史跡である佐渡奉行所跡（19）や、金太郎窯跡（12）などを除き、発掘調査等によってその性格が明らかにされている遺跡は少ない。

相川市街地周辺に分布する縄文時代の遺跡（1 ～ 4）では、縄文時代後期の土器、石鏃、石棒、石斧などが採集される。古墳～平安時代の遺跡（4 ～ 10）は、須恵器、土師器等が採集される。古墳時代後期には、製塩土器が採集された下相川吹上遺跡（7）のように、海岸部で製塩作業が行われている。佐渡島の場合、国中平野では奈良・平安時代に令制による里制または郷里制の集落が増加したことにより、遺跡数が増加

2）浮遊選鉱とは、浮遊剤を使用することにより、従来の青化法などでは回収が困難であった細かな金銀粒を泡とともに浮き上がらせて回収するものである。

第 6 表　相川金銀山年表（1）

年　号	西暦	事　　項
		「佐渡の国にこそ金の花咲きたる所は有しかと人に云ける…」の記述がある（『今昔物語集』巻二六）。
永享年間		能の大成者、世阿弥が佐渡に配流となり、小謡集『金島書』を記す。
寛正　3	1462	西三川砂金山、稼ぎ始めという。
天文　11	1542	鶴子銀山、稼ぎ始めという。
文禄　4	1595	鶴子銀山、石見国の山師が本口間歩を開発する。
慶長　元	1596	上相川岩崎四方より鉱石でる。
5	1600	近江商人の田中清六、佐渡代官となり、金銀山経営に「運上入札制」を導入。この頃から最初の繁栄期を迎える。 羽田村より「金山町」が当起する。
6	1601	佐渡国、徳川幕府直轄領となる。 鶴子銀山の山師が相川の六十枚間歩・道遊の割戸・割間歩を開く。
7	1602	金銀山大盛りとなり、1 ヵ年の運上銀が 1 万貫に及ぶ。
8	1603	大久保長安、佐渡代官となる。 長安、鶴子にあった陣屋を相川に移す（翌年完成）。
9	1604	長安、金銀山経営に「直山制」「荷分法」を導入。 青盤間歩が開坑。
10	1605	相川で水銀製錬（アマルガム製錬）を行う。
12	1607	長安が伊豆・石見の銀山方の町人 36 人を召し出す（一の山仕）。
14	1609	徳川家康がルソン前総督ヴィヴィエロと会見してスペインより鉱業技術の導入を図ろうとする。
16	1611	奉行所が各村々に御林を定め、山守方を置く。
18	1613	一の山仕に加え、町人が 37 人（二の山仕）が召し出される。 大久保長安、駿府で死亡。長安の死後、金銀隠匿や謀反計画を理由に遺子一族が処刑される。 この頃、総山釜口 300 余口、次第に盛り出るに付、相川の住者およそ 10 万余人におよぶ。
19	1614	金銀山の仕法改まり、物資の公給が止まる。
元和　4	1618	鎮目市左衛門・竹村九郎右衛門が初めて佐渡奉行に任ぜられる（佐渡代官を佐渡奉行と改称）。 山師味方孫太夫が寸法樋 260 艘を使い割間歩の排水に成功し、10 日間で数万荷の鉱石を出す。この年、山出しの筋金を公儀座とする。また、相川の吹分床屋が完成する。 雲子間歩を開坑。
5	1619	この年より佐渡一国通用の印銀 800 貫目を吹き始める。 新切山 20 ヵ所を取り立てるなど、困窮の山師を救う。 甚五間歩を開坑。
6	1620	越中清兵衛が運上金 1,050 両で鉛請負を願い出るが、片山勘兵衛が 1,150 両に勝上げて請負となる。 1 ヵ年の出荷 24 万 8 千両と伝えられる。
7	1621	江戸から後藤庄三郎の手代が来国し、佐渡における小判の鋳造が始まる。金銀山大盛り、去年 12 月 13 ～ 22 日の間に割間歩からの鉱石が 1 万 200 荷（5 貫目入）にのぼった。 越後村上藩より鉛買上げ。 南部金山が佐渡預かりとなり、山主但馬弥十郎が大判 5,500 枚で競りうける。
8	1622	金銀山大盛り、物資の運上・請負物役銀の取立高 2,814 両、砂金 97 枚、銀 1,172 貫目。 御直山 16 ヵ所。
9	1623	御運上銀 4,000 貫目駿府へ上納、2,000 貫目江戸へ上納。
寛永　元	1624	鎮目市左衛門が金銀渡海の安全を祈念して小木の木崎神社へ 3 石の神領を寄進した。
3	1626	水金沢から割間歩まで 480 間の水貫間切の工事が始まる（寛政 15（1638）年完成）。 清次間歩を開坑。
4	1627	幕府、内藤重次を諸国金銀奉行に任じ、鉱山の開発を奨励する。 御直山 20 ヵ所となる。
6	1629	沢根より下戸を通じる中山街道が開通。 相川の人口 20 万 500 人と伝えられる。
8	1631	中尾間歩が開坑。
9	1632	越後村上（本多能登守領）の蔵入鉛 30,506 貫匁を買入れる。 銀山大盛り。
10	1633	鎖国令。 金銀山の出方が衰え、山師たちが幕府より銀 3,000 貫目を拝借する。
11	1634	味方孫太夫、割間歩の水敷に樋 260 艘をたて、毎十日に 1 万荷の鉱石を産出する。 大切山間歩を開坑。
12	1635	上納銀 1,992 貫、砂金 357 匁、筋金は佐渡で小判に吹き立てる。
13	1636	洪水で相川の割間歩が冠水し 260 艘の樋が水埋りとなる。
14	1637	京都の水学宗甫が、水上輪の作り方を相川籠坂の番匠忠右衛門・加賀勘兵衛・加賀太郎左衛門に伝授する。
17	1640	越後村上の鉛。
18	1641	相川弥十郎町の筋金座・極印座を陣屋敷地内へ移転する。
19	1642	筋金・山吹銀その他の他国出しを禁ずる。
20	1643	金銀山衰え、割間歩を御直山として難儀の者を人夫とし、1 日米 5 合の扶持を与える。奉行から銀山が行詰り山師・町人の中に餓死者が出るような事態であれば、それらの者に山稼ぎをさせ、1 人に付き 1 日に米 5 合を与え、割間歩を直山として稼がせるよう指示があった。

第６表　相川金銀山年表（2）

年　号	西暦	事　　項
正保　2	1645	小床屋から筋金や山吹銀が流出する恐れがあるため、町床屋（当時、相川に大床屋６軒、吹分床屋８軒、小床屋 54 軒あり）を廃止する。
4	1647	６月１日、相川新五郎町より出火、牢坂中ほどまでと左門町から間山まで 20 町余と陣屋が類焼し、極印銀 16 貫 919 匁１分なども焼失する。 大洪水、割間歩へ水が流れ込む
慶安　2	1649	７月７日、大雨により大規模な土砂流出。
3	1650	割間歩大盛り。
4	1651	金銀山衰え、出方の良くない間歩は稼ぎを止めるよう命令があった。 越後村上より鉛 40,000 貫目を買入れる。
承応　3	1654	越後村上・越中の鉛金千両分の量を調査。 相川間ノ山より出火、上相川、次助町、南沢まで類焼。
明暦　元	1655	金銀山が衰微し、山師たちが窮状を訴え出た。また、相川町困窮のため地子銀を免除し、銀山内川通り普請などに町民を雇い入れた。
2	1656	洪水により南沢、左沢、間ノ山、濁川の川通りの家が流れる。
万治　3	1660	鏈分けの仕法が改められる
寛文２～10	1662 ～ 1670	若林六郎左衛門奉行の時に古代より埋鉛高 9,125 貫 875 匁を掘り出す。
3	1663	割間歩の稼ぎを止めたため、多数の人が職を失い、3,000 人以上の餓死者が出た。
6	1666	他国出勝手次第となし、大工穿子とも他国へ出る。
9	1669	洪水により間歩へ川水が流れ込み、銀山の稼ぎが滞る
10	1670	樋引の賃金、鉱石の売代１貫匁につき 50 匁を山主から、市中の男女７歳以上から１人宛９文を取立てる。
11	1671	金銀山割間歩御直山となり、後９ヵ年の間大盛りとなる。９ヵ年の鏈代１万 5,000 貫。
延宝　3	1675	金銀山大盛りのため、多くの金穿り大工が来国する。 鉛 7,249 貫 52 匁を買入れ。埋鉛にする。
7	1679	割間歩の水上輪 182 艘、樋引き人足 594 人。
8	1680	銀山樋引き人足賃の島民負担を停止。８月の大雨で銀山内洪水。
天和　元	1681	鳥越間を開坑。
2	1682	鉛 7,424 貫 400 匁代金 593 両３分と銀 13 匁１分で加賀十右衛門より買上げる。
3	1683	越中鉛 3,641 貫 990 目の代金１両につき鉛 11 貫目で買上げる。
貞享　3	1686	柏崎の天屋七郎兵衛、銀山入用の油 300 樽（４斗入）を１升２匁５厘で請け負う。この年、諸銀山繁盛する。 越後高田城より備蓄品であった鉛・鋳玉 9,439 貫 100 目、硫黄 840 貫目を佐渡へ送る。
元禄　元	1688	小木の蔵で運上銀の内小判 1,500 両が盗難にあう。
4	1691	御直山・自分稼ぎの間歩 19 ヵ所（割間歩・新間歩・川端間歩・中尾間歩・青盤間歩・鶴子間歩・西三川金山・新穂滝沢など）。
8	1695	幕府、諸国の鉱山採掘を奨励。荻原重秀、金銀貨を改鋳。金銀山入用として江戸より小判１万両が遣わされる（幕府は、この年から元禄 15（1702）年までに総額 11 万 3,000 両を佐渡金銀山に投資する）。 小判製造を止め焼金のまま江戸上納とする。
9	1696	振矩師静野与右衛門の測量による延長約 1㎞の南沢疎水坑道が完成。
10	1697	静野与右衛門、相川一町目・二町目の間の川に水車を建て、品位の低い鉱石を粉成する。
14	1701	鳥越・青盤・雲子間歩の諸間歩大盛り、金穿大工の賃金の支払いに支障が出たので、銀札を通用させる。
15	1702	鳥越間歩盛況により、大山祇神社で神事能を行う。 一国通用印銀を改鋳、小判製造を再開する（～宝永７（1710）年まで）。
宝永　3	1706	小判座を新たに１軒造作し、新小判座とする。
正徳　元	1711	小早船で鉄 100 個を小木から沢根へ積み回す。
3	1713	柄上銀を灰吹銀と、後藤札を印銀札と改め、以後すべて印銀勘定となる。清治間歩作兵衛・付木座を役銀１ヵ年 70 匁で請け負う。御林の雑木を切り、金銀山入用炭を焼く。 時の鐘を味噌屋町に設ける。
4	1714	佐渡出銅をもって同銭を鋳る、請負人江戸柳原糸屋八左衛門。
5	1715	小判製造を再開（～享保９（1724）年まで）。
享保　2	1717	巡見使３人が、鏈粉成と銭鋳立を視察する。
3	1718	印銀所土蔵と奉行所の間の明地から鉛 689 枚（7,049 貫 52 匁）と小切１つを掘り出す。
5	1720	埋鉛印銀１匁につき鉛 78 匁７分。
8	1723	幕府より、佐渡金銀山の銀運上高が減っているので、直山制から請山制にするよう命じられた（翌年撤回）。買石床屋を取締り、床屋を６軒に制限する。次助町・北沢町・大床屋町３ヵ所に床屋を置いて灰吹銀を吹かせる。
12	1727	金銀山大工 400 人余が、賃金の引上げを要求して罷業。
18	1733	他国御払米の代金は銀山入用に当ててきたが、前２ヵ年分の御払米代金のうち 2,000 両が初めて江戸上納となえる。
19	1734	正徳３・４年頃は佐州出銅多く、錫鉛等は買上げていた旨の覚書。
元文　元	1736	正徳以来の鉱山衰微を復興するため、相川市中より御払下げ米１石に付き銭 100 文を納めさせる。
2	1737	弥十郎町大願寺で歌舞伎・狂言があり、銀山も２日間休みとなる。

第 6 表　相川金銀山年表（3）

年　号	西暦	事　　項
3	1738	銀山諸山の大工が賃金のことが理由で罷業する。
4	1739	中尾・清次・鳥越・雲子・鶴子・甚五の 6 ヵ所間歩を請山にするよう江戸から指図があり、二度にわたり希望者を募ったが望む者がなかった。
寛延　2	1742	1 月 19 日、町数 11 町にわたる大火事となる。
3	1743	農民等重税の厳しさを幕府に訴える（寛延の百姓一揆）。
延享　2	1745	1 月 14 日、銀山大工が賃金のことで罷業する。
3	1746	大須村ぎろん間歩という鉛敷を取明け、相川町に銅床屋を建て、鉛鏈を問吹きする。
4	1747	奥州伊達郡半田銀山並びに地方が佐渡奉行支配となる。
寛延　元	1748	7 月 15 日、相川米屋町より出火、奉行所などが類焼する。
2	1749	半田地方の支配が変わり、銀山は石見国の地役人が支配することとなり、佐渡の役人の半田行きは止めとなる。
宝暦　元	1751	大地震があり、越後高田領で金宰領方宿を務める家がなくなったので、これより金銀は三国路で運ぶ。大切山・清次・雲子など 6 ヵ所の間歩の稼ぎ止め、山師の収入が減ったので、味方孫太夫等 9 人に扶持を給した。銀山入用の鉄が不足し、出雲から鉄 175 駄を買い入れた。
3	1753	代官制がしかれ（明和 5（1768）年廃止）、代官は佐渡の地方・蔵方・銀山方を支配し、奉行の権限は寺社・公事・相川の行政のみとなる。
8	1758	金銀山並びに相川付き 4 ヵ村が佐渡奉行支配となる。 石谷清昌奉行、金銀山仕法改革意見書を幕府に提出する。
9	1759	市中に散在する勝場床屋を 1 区画に集約し、「寄勝場」とする。 定式大工の増員を具申して 1 ヵ年 3 万人とする。上相川六拾枚口番所で上相川を経由してくる商い物の本役銀をとる。
11	1761	佐渡極印銀を吹き潰し、文字銀を用いる。
12	1762	9 月 15 日、大地震により銀山に被害でる。
明和　5	1768	代官制を全廃する。 銀山青盤間歩で千荷の祝いがある。元代官陣屋にあった稲荷社を大山祇神社境内へ移す。
7	1770	佐渡の銅銭が払底して銀山稼ぎに差し支えるので、相川柴町善兵衛らに 1 万貫の銅銭座請負いを申し付ける。
安永　元	1772	青盤間歩敷内水難除けのため、伊勢太神宮において 3 日間祈祷する。
3	1774	相川の浜川流し八郎兵衛が、奉行所の命で、羽州最上川通りの砂金試し稼ぎに出かける。
4	1775	銀山入用の炭が高くなり請負う者がいなくなったため、佐渡の村々より買い入れることとする。
6	1777	4 月 13 ～ 17 日まで、銀山大工、寄勝場稼ぎ方の者どもが、米値段高値についての願書を差し出したところ、沙汰が無いとして、稼ぎ所を離れ在中へ逃げ去り、稼ぎが止まる
7	1778	閏 7 月 5 日、初めて江戸より無宿者 60 人が出雲崎より小木へ到着し、水替え人足として働かせる。 銀山入用の留木の値段が高くなったので、御林の木を切り出して使用し、吹分け入用の炭も焼かせた。 9 月 18 ～ 19 日、相川善知鳥神社神事、その節、鬼太鼓・春駒・豆まきなどを銀山大工がつとめる。
天明　2	1782	9 月、鳥越間歩大盛りとなり、大山祇境内で能を興行。
3	1783	この年から金銀山稼方並びに粉成・吹方ともすべて奉行所直営となる。オランダ水突道具（フランカスホイ）を青盤間歩の水揚げに使用する。 石野奉行が国産鉛高値につき輸入鉛（紅毛鉛）を交易したいと江戸へ伺う 越後ぶどう村弥兵衛と女房が鉛絞り方功者という事で、入川鉛山の鉛を採るために呼び寄せる。
6	1786	御問吹所にて阿蘭陀鉛が盗まれる。
7	1787	大雨にて洪水、銀山内より土砂崩れ等の被害あり。
8	1788	勝場仕事師共無人のため、町中より日雇いを入れる。
寛政　元	1789	紅毛鉛高値のため、買入れを止め、近国より和鉛を買入れることにする。 金銀山直山から請山稼ぎにする。
2	1790	羽州秋田（佐竹右京太夫領）より 4 年間で年間鉛 40,000 斤を買入れるための見積が決まる。
6	1794	金銀山で使用する灯油について、若狭油（荏桐油）を止めて国産の安価な魚油を使用する（質の悪い油では人命にかかわるという批判もあった）。採算の合わない甚五間歩・雲子間歩を休山とし、金穿大工を 3 万人から 2 万人に減らすことを江戸へ伺う。 秋田より鉛を買入れていたが、高値となったので近国の安値の鉛を買上げることになる。
8	1796	金銀山金穿大工の仕掛高一ヵ年 3 万人のところ 2 万人に減る。
9	1797	越後三条付近より鉛を買入れるため、役人 2 人を派遣する。
11	1799	5 月 7 日、相川で火事、奉行所が焼失。
享和　元	1801	入川村鉛山の試し稼ぎが始まる。
2	1802	入川鉛山の開発。
文化　元	1804	鈴木新吉奉行が入川鉛山を見分。
5	1808	異国船が近海に現われ、佐渡も沿岸防備につとめる。
6	1809	入川村鉛山仕事師が稼所で事故により即死。
8	1811	相川の町々名主らが、近年銀山が不景気になり商売も成り立たず、町民一同困窮していることを訴え出る。
9	1812	入川村鉛山出方不進となる。
10	1813	入川村鉛山御直稼ぎ中止。 11 月、銀山御仕入れとして江戸より金 500 両差下しとなる（この頃より銀山積極策に転換する）。

第 6 表　相川金銀山年表（4）

年　号	西暦	事　　項
11	1814	休山となった入川鉛山の代わりに、大坂より鉛を買い入れる。 入川村鉛山請負稼ぎを望む者なく、募集の触れが出る。
12	1815	越後三島郡島崎村の勘兵衛が鉛 100 目につき、代銀 1 匁 5 分、売上冥加として鉛 1,000 貫目につき 10 貫目ずつ無代で運用鉛を納めたいと言ってくる。
13	1816	山吹銀で大吹の仕方を採用し実収をあげるとともに製錬費を節約する。 越後三島郡島崎村の勘兵衛引請けの御用鉛 38 個が小木湊へ上がる。
15	1818	上相川の人口が少なくなったので、救済策を行ってくれるよう町役人・世話人が奉行所に願い出る
文政　元	1818	島内産の炭質が悪くなり、長吹のため、炭・鉛の使用量が多くなったので、以前のように買上げた炭を使うこととなった。
2	1819	小判製造を止め、焼金のまま江戸へ上納する。 大雨による出水で被害でる。
3	1820	紅毛鉛の値段を長崎奉行へ問い合わせところ平均 100 目につき 158 文ほどとなり、越後鉛より高いと連絡がくる。
4	1821	本途銅稼へ秋田鉛をわたす。
5	1822	青盤間歩前川通りにおいて、新製の龍越（骨）樋の試し方があった。
8	1825	銀山入用のため出金をした町人に、苗字御差免・屋号御免などの格を与える（この年、島民 152 人が 3,400 両を出金）。
11	1828	大雨出水により銀山内破損。
天保　5	1834	相川で火事、奉行所が類焼。
7	1836	銅生産高が次第に低くなってきたので付粉成吹方大吹の仕法に改める。
14	1843	越後商人から買上げていた鉛が高くなったため、入川村鉛山の再開発を行う。
15	1844	大雨により入川鉛山用水路が大破し、稼所押し埋める。
弘化　元	1844	大雨により山水押出し、相川市中、銀山内往還道、橋など流される。 銀山の金穿大工のなり手がないため、大工の労働を軽減し、村々から金穿大工を募集する。
嘉永　3	1850	大雨により山水押出し、被害出る。
5	1852	中尾間歩を再興か休山かで相川市中に意見を求めたところ、市中より 3,000 貫文を出銭するので再興してもらいたいと願い出る。
安政　2	1855	金穿大工不足につき、御仕入れのため銭 2,000 貫文を支出する。
5	1858	相川大火により奉行所も全焼する。
明治　元	1868	1 月、幕府雇用のイギリス人鉱山技師ガワーが来島し、火薬発破法を伝える。 3 月、佐渡奉行所補完の金銀を江戸へ送る。 閏 4 月 18 日、佐渡奉行所が廃止される。また、筋金所･材木町番所･水替役所･間ノ山番所が廃止となる。
2	1869	4 月、佐渡金銀山が政府直営の「佐渡鉱山」（民部省所管）となり、相川町に鉱山司佐渡支庁が設置される。
3	1870	3 月、佐渡鉱山で失業者が多くなり、不穏な形成となる。 10 月、洋式製錬（鍋混汞法）採用により、イギリス人技師のガワーとスコットが新しい製鉱所の建設を始める。この年の産出高、金 9 貫 700 匁・銀 354 貫で損失が 2 万円。 工部省が置かれ、鉱山寮佐渡支庁となる。
5	1872	西三川砂金山、閉山。
6	1873	新式製鉱所で混汞製錬が行われたが結果が悪く改装のため、旧製錬法にもどされた。
7	1874	熔鉱所を建造。
8	1875	選鉱所、汰淘所を新設。 大立竪坑の開削に着手。
10	1877	大立竪坑が完成。この垂直竪坑は当初馬力による馬絞車から蒸気機関を利用した巻揚機に変えられ、海抜 177m の高さから 5m40㎝四方の大きさで掘られた。
12	1879	山形県油戸炭鉱を官営とし、佐渡分局の所管とする。
14	1881	第二回内国勧業博覧会に岩石開削機が展示される（後に相川で使用）。
15	1882	鶴子銀山、洋式技術の導入で百枚坑を再興する。
18	1885	佐渡鉱山は工部省から農商務省へ移管、翌年大蔵省へ所管替えとなり、大島高任が佐渡鉱山局長として赴任する。
19	1886	この年から、4 年間で、明治政府は佐渡鉱山に対して 18 万円の投資をする。なお、この年の鉱山の棒給賃金は 1,800 人で 12 万円だった。
20	1887	鉱石運搬用に高任選鉱場と大間港の間、1,100m を日本で初めてのブライヘルト式架空索道（蒸気機関動力）でつないだ。
22	1889	佐渡鉱山を帝室財産とし、宮内省御料局に移管され、渡辺渡が支庁長となる。海面下 530m まで掘り下げられた高任竪坑が相川惣徳町に完成する。
23	1890	機械動力式で 1 日に 100 トンの粗鉱を処理できる高任選鉱場が稼働する。鉱山技術者を育成するための鉱山学校が開設される。
24	1891	相川間ノ山にアマルガム製錬により金銀を抽出する掏鉱製錬所が完成する。 佐渡・生野両鉱山の鉱石処理のため、宮内省が大阪製錬所を開設する。
25	1892	佐渡鉱山専用の相川町大間港が完成する。この年の産出高は、金 66 貫・銀 1,525 貫。
26	1893	鶴子百枚・弥十郎坑を再開発する。
29	1896	佐渡鉱山が 173 万円で御料局より三菱合資会社に払下げとなる。

第６表　相川金銀山年表（5）

年　号	西暦	事　　項
32	1899	道遊坑が開坑。 佐渡鉱山の従業員数 2,240 名。7 月、経営合理化に反対した鉱山労働者 100 名が暴動を起こす。
33	1900	9 月、新潟県で最初の水力発電所、高任発電所が稼働する。
37	1904	青化製錬法を本格的に導入する。
41	1908	相川北沢に出力 500kw の佐渡初の火力発電所が完成。これにより、各工場の蒸気機関が電動機に改められる。
44	1911	三菱合資会社が入川鉱山を買収し、佐渡鉱山の支山として高千一円を管轄する。この頃、浮遊選鉱の実験を開始する。
大正　元	1912	大立坑内にペルトン水車を動力とする電力によるポンプを新設。入川鉱山を立島鉱山と合併し、高千鉱山と称した。
3	1914	大間港に起重機を 2 台設置し、鉱石や鉱山物資荷揚げの便を図る。
4	1915	戸地川第一発電所が稼働し動力を電化する。
6	1917	愛媛県に直島製錬所が完成し、佐渡の鉱石が送られる。
7	1918	戸地側第二発電所が稼働する。 三菱の鉱業事業が独立し、三菱鉱業株式会社に引き継がれる。
8	1919	佐渡鉱山で、削岩機を使用して採鉱を行う。
11	1922	5 月、佐渡鉱山で日本労働総同盟相川支部が結成され、鉱山労働者 400 名が同盟罷業する。
14	1925	製錬のため、上鉱・銅鉱・汰物が直島製錬所に運搬される。
昭和　3	1928	高千鉱山、入川の水力発電所により電化される。
4	1929	佐渡鉱山、相川で浜石の採取を始める（推定鉱量 100 万トン）。 佐渡奉行所址が国史蹟に指定。
7	1932	佐渡鉱山で浮遊選鉱法を採用する。
12	1937	北沢浮遊選鉱場完成（第Ⅰ期）。 戦略物資調達のため金の需要が高まり、高千鉱山が大増産する。佐渡鉱山の従業員数 1,936 名。
13	1938	3 月、政府が金銀銅などを対象とした「重要鉱物増産法」を公布。
15	1940	相川北沢に東洋一とうたわれた浮遊選鉱場が完成する。後に戦況悪化に伴い金の処理から銅などの軍需物資の増産に切り替えられた。大間港に 9,800kw の発電量を持つ火力発電所を建設。
16	1941	坑内設備の改善、浜石採取、選鉱場・火力発電所の建設など、この頃に戦時増産体制として整えられた佐渡鉱山の起業費は 1,000 万円といわれた。
17	1942	佐渡奉行所址が火災により焼失。
18	1943	日本は欧米の経済封鎖にあい、金の貿易価値がなくなり、全国的な金山整備が始まる。国策の転換に伴い高千鉱山閉山、佐渡鉱山は銅鉱の採掘に転換する。 佐渡奉行所址の史蹟指定解除。
21	1946	鶴子銀山、閉山。
25	1950	集中排除法により太平鉱業株式会社が設立される。
27	1952	赤字操業を解消するため、佐渡鉱山を大縮小し、530 名の従業員中 49 人を残し、解雇または配置転換する。 社名を三菱金属鉱業株式会社へ変更する。
48	1973	佐渡金山株式会社へ鉱山操業が引き継がれる。
52	1977	戸地川第一・第二発電所が閉鎖となる。
平成　元	1989	3 月末、佐渡鉱山が操業を休止する。維持管理は株式会社ゴールデン佐渡へ引き継がれる。
6	1994	道遊の割戸・宗太夫間歩などが国史跡「佐渡金山遺跡」に指定される。
22	2010	旧佐渡鉱山の近代遺跡が国史跡「佐渡金山遺跡」に追加指定される。
24	2012	旧佐渡鉱山採鉱施設が国重要文化財に指定される。

＊参考資料『佐渡江戸時代史年表』『佐渡金銀山史話』『佐渡－金山と島社会』『図説佐渡金山』『史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定書』

する傾向にあるが、相川ではその傾向がみられない。中世には、鬼ヶ城跡（5）、羽田城跡（11）のように海岸部の舌状台地や台地端に小規模な城館が築かれる。また、下戸岩陰遺跡（6）や塩焼きの痕跡とも考えられる佐渡市相川塩屋町の赤化した海浜層［佐藤 1994］は、当時の海岸線に沿って立地したものと考えられ、中世以前の人々は、海成段丘上のわずかな平坦地に居住し、段丘崖の手前まで迫る海を利用していた様子がわかる。

これまでのところ、相川市街地周辺における中世以前の遺跡の本発掘調査事例が無いため、遺跡の規模や内容については不明であるが、周知化されている遺跡のほかに、地中に埋蔵された遺跡がこの他にも存在している可能性がある。

2）相川市街地周辺における近世以降の遺跡

佐渡島内における中世以降の鉱山遺跡は、相川金銀山跡の他に多くの鉱山が存在している。島内所在の鉱山の概要や分布状況については、後述する第５節にて詳しく記述するため、ここでは割愛し、相川市街地周辺における中世から近代を中心とした遺跡の分布状況を述べる。

江戸時代に入ると金銀山の開発に伴い相川が最も発展する時代となる。国史跡である宗太夫間歩や南沢疎水道等の佐渡金山遺跡に関連する遺構や構造物（18 ～ 24）の他に、海岸部には佐渡奉行鎮目市左衛門の墓である県指定史跡の鎮目奉行墓（13）、富崎・春日崎には線彫の磨崖仏（15・16）がある。段丘斜面には、金太郎窯跡、水金沢窯跡（12・14）といった陶磁器の窯跡がみられる。また、近年に佐渡金山遺跡内の県道白雲台・乙和池・相川線に沿って水路が建設された際、土中から江戸期の坑道が発見された例もあり、同遺跡では、近世以降の水害によって埋没している坑道が発見されることがある。

下町地域では、17 世紀初頭から 18 世紀初頭にかけて行われた海岸部の埋立てによって造成された場所が多く、中世以前には海浜又は低湿地が広がっていたと考えられる。しかし、近年、相川小学校の建設工事に伴って発見された下戸岩陰遺跡や、相川測候所建設工事に伴って発見された向の畑遺跡（1）のように、大規模な開発に伴う遺跡の発見があり、街に隣接する段丘周縁部では、現在も未発見の遺跡が存在する可能性がある。

また、近年では上町台地で下水道工事に伴う確認調査の件数が増加しており、近世相川町の一端が明らかになりつつある。平成 21 年の相川下京町～相川米屋町の下水道調査では、拡幅された現道地下より石垣や井戸跡が検出された事例があり［鹿取・佐渡市教育委員会 2011］、近世期の町割やその境界となる石垣が残されていることがある。

明治２（1969）年以降、佐渡鉱山の近代化に伴い、大立・高任・間ノ山・北沢・大間地区を中心に鉱山関係施設の建設が進められた。現在、大間地区を除く４地区が国史跡「佐渡金銀山遺跡」に追加指定されている。近年ではこれらの近代遺跡の発掘調査も進められており、平成 20 年度には北沢地区の公園整備に伴い、旧佐渡鉱山の工作工場群跡の本発掘調査が実施されている［佐渡市教育委員会 2010］。

4　相川金銀山に関する資料と歴史的地名

A　文献史料の概要

他の鉱山遺跡に比べ、相川金銀山跡は、関連する文献・絵図等の資料類が極めて多く残されていることに特徴がある。その理由として佐渡島一国が徳川幕府の直轄領であり、佐渡奉行所で一括管理されていたことにも原因がある。文書等の史料には、奉行所で編纂されたものをはじめとする史書がよく残されており、相川金銀山跡をはじめとする佐渡島内の鉱山についての記述も多く見られる。ここでは、これらの史料のうち、相川金銀山の記載がある代表的な史料の概要について述べる。

佐渡の代表的な史書には『佐渡相川志』、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡四民風俗』、『佐渡史』があり、これらは「佐渡の五史書」と呼ばれている。『佐渡相川志』は、相川町真宗永弘寺（現永宮寺）住職の松堂が、宝暦３（1753）年に著わしたもので、相川における文物について書かれている。『佐渡風土記』は、佐渡奉行所の目付役であった永井次芳が、延享３～寛延３（1746 ～ 1750）年までの間に奉行所の記録を編集したもので、諸氏の書上げや各種年代記風の書写本によって構成されている。『佐渡年代記』は、

第 17 図　相川周辺の遺跡分布図

第７表　相川周辺の遺跡一覧表

No.	遺跡名	時期	備考	No.	遺跡名	時期	備考
1	向の畑	縄文		16	春日崎磨崖仏	江戸	
2	開	縄文		17	宗太夫間歩	江戸	国指定史跡
3	中山之神	縄文		18	南沢疎水道	江戸	国指定史跡
4	イチカ潟	縄文・平安		19	佐渡奉行所跡	江戸	国指定史跡
5	鬼ヶ城・鬼ヶ城跡	平安・中世		20	大久保長安逆修塔	江戸	国指定史跡
6	下戸岩陰	古墳			河村彦左衛門供養塔	江戸	国指定史跡
7	下相川吹上	古墳		21	鐘楼	江戸	国指定史跡
8	野萩	江戸		22	道遊の割戸	江戸	国指定史跡
9	北野天神	平安		23	吹上海岸石切場跡	江戸	国指定史跡
10	道遠	平安		24	下相川石切場跡	江戸	
11	羽田城	平安		25	水金沢石切場跡	江戸	
12	金太郎窯跡	中世	市指定史跡	26	大沢石切場跡	江戸	
13	鎮目奉行墓	江戸	県指定史跡	27	春日崎石切場跡	江戸	
14	水金沢窯跡	江戸		28	片辺・鹿野浦海岸石切場跡	江戸	国指定史跡
15	富崎不動磨崖仏	江戸		29	御料局佐渡支庁跡	明治	国指定史跡

佐渡奉行所の文書をもとに編纂されたもので、寛延年間を『佐渡風土記』にうけ、それ以後、文化年間に西川明雅、天保期に原田久通によって増補されている。『佐渡四民風俗』は、宝暦６（1756）年、石谷清昌奉行が広間役高田備寛に命じて撰述させ、天保 11（1840）年、川路聖謨奉行が原田久通に命じて追加編集させたもので、各村方の生産・生活や書上げを基にしている。『佐渡志』は、文化年間に田中美清が編纂したもので、編纂の基礎に『佐渡相川志』がある。また、明治 40（1907）年より岩木擴が資料収集し、大正 11（1936）年に刊行した『佐渡国誌』では、鉱山の項において、これら近世の史書を出典として記述がみられる。

このほかに、近世の鉱山に関する史料となりうるものに、『佐渡国略記』と「川上家文書」、「味方家文書」があげられる。『佐渡国略記』は、宝暦年間（1751 ～ 1763）に、佐渡奉行の命を受けて、相川町年寄伊藤三右衛門が編纂したもので、奉行所の記録を中心とした『佐渡年代記』と異なり、佐渡各地における記事や風聞なども掲載されているのが特徴である。「川上家文書」は、両津の川上賢吉氏が蒐集した襖の下貼りから発見された慶長から元禄期の断片史料で、鍛冶炭や蝋燭等の各間歩への渡帳など、江戸時代における初期鉱山経営の根本史料といえるものである。「味方家文書」は相川金銀山の山師として活躍した味方但馬家に伝わる史料・絵図で近世における鉱山経営の形態をうかがうことができるものである。

B　絵図の概要

相川金銀山に関係する近世の鉱山絵図にはいくつかの種類があり、このうち鉱山絵図とよばれるものには、坑外の様子を描く「岡絵図（岡山図）」と坑内の様子を描く「敷絵図（敷内図）」がある。このほかに前述する両者を併せて描いた「敷岡図」や鉱山周辺の町並みを描いた「町絵図」がある。このような絵図資料の総数は残念ながら不明であるが、少なくとも 100 点以上に上ることは間違いない。

岡絵図は製作年代が書かれていない場合もあるが、鉱山全域の間歩の分布状況や市街地形状等の変遷過程、鉱山と市街地の関係性を知るうえで重要な資料となりうるため、調査を進めるうえで様々な絵図を活用している。一方、敷絵図は作成年代が書かれていないものが多いが、長期間にわたって採掘が続けられた間歩であれば、坑内採掘の変遷過程を知ることができるため、本書では調査対象の事例として取り上げている。

C　鉱山の歴史的地名

現在、相川金銀山跡が所在する範囲の大字名は、銀山町、下相川、相川諏訪町、相川五郎右衛門町、相

川惣徳町、上相川である。相川では鉱山集落があった上相川地区のように昭和期に合筆により地名が消滅してしまうことも多いが［佐渡市教育委員会 2010］、史料によれば、現存する地名のほかに、近世には様々な地名があったことが判明している（第 18 図）。

相川市街地には佐渡奉行所のある上町台地を挟んで、北沢（濁川）と南沢（間切川）があり、北沢の北側に水金川がある。北沢を上流へ上ると、道遊の割戸[1)]の麓・間ノ山で 2 本に分離する。道遊の割戸に向かって、右側の沢を「右沢」、左側の沢を「左沢」（現在の二級河川・濁川）とよび、右沢・左沢の合流点付近に「岩崎」（間ノ山）がある。道遊の割戸以東の右沢と左沢に挟まれた山稜部「中山通り」、道遊の割戸西側を「道遊平」、左沢沿いを「山留平」とよんでおり、緩傾斜地があったようである。

右沢は上相川地区から桐の木沢や丹波沢などの支流が流入する河川である。金銀山の出入口には六十枚番所が配置され、ここより上流には、甚五間歩・雲子（うんこ）間歩などあった。六十枚番所付近に、「六十枚」、さらに上流部には「六十枚平」・「采女（うねめ）平」・「清八平」などの地名がある。

左沢は中尾沢や五左衛門沢、夕白（不動）沢、茶之助沢（千松沢）などの支流が流入する河川である。金銀山の出入口には間ノ山番所が配置され、ここより上流に割（わり）間歩・大切山間歩・清次間歩・鳥越間歩などがあった。左沢右岸の崖上には父の割戸がある「餅屋平」がある。左沢左岸には青盤脈をはじめとする稼ぎ場があり、山稜部付近には「ケ代平（けたいだいら）」・「少太郎平」・「下り松平」・「中山源右衛門平」、北側斜面に「ケ代」・「ケ代下」などの地名がある。左沢右岸は「向山」と呼ばれることが多いが、中には「佐左衛門平」・「源右衛門平」という地名がみられる。中尾間歩がある中尾沢は、上流部が「中使沢」・「八盛（森）沢」と呼ばれることがあるようである。また、五左衛門沢周辺には「滝上」・「滝下」の地名があることから、かつてこの付近に滝があったと考えられる。

水金川は、上流で北側の「良光沢（狸沢）」（現コカ沢）と南側の「大作沢」（現水金沢）に分かれており、いずれも上流部と下流部に採掘地がある。

石見銀山の「石見国銀山麓絵図」や「元和年間石見国絵図」などのように、鉱山全体を囲むように境界に垣松が植えられていた事例は見つかっていない。金銀山の出入口や坑口周辺のみに木柵が配置されたようである。

5　その他の鉱山

佐渡島には相川金銀山のほかにも無数の鉱山遺跡がある。これらの鉱山は大小合わせて 40 ヵ所以上にのぼるといわれる。このうち、相川地域（旧相川町）に所在する鉱山遺跡のうち、高千地域の田野浦銀山・入川銀山・立島銀山・鹿野浦鉱山、金泉地域の戸地鉱山・戸中銀山・北狄銀山・達者銅山・小川銅山、二見半島の二見鉱山（第 19 図・第 7 表）も相川金銀山の分布調査と併せて実施しているため、ここでは、調査対象となった各鉱山遺跡の沿革と調査成果の概要を述べる。相川金銀山を除く他の鉱山の調査成果については『佐渡金銀山間歩寺社分布調査報告書』［相川町教委 2004］を参照されたい。このほかに、高千地域に小田（こだ）銀山、金泉地域に片辺鉱山、二見半島に大浦鉱山・稲鯨鉱山があるといわれているが未調査である。

A　高千地域

高千地域は、明治 10（1877）年に町村統合によって高下（こうげ）と千本（せんぼ）が合併して高千となり、明治 22（1889）

1）　現在の道遊の割戸は、近世に青柳の割戸とよばれていた。名称が変更された経緯は不明。

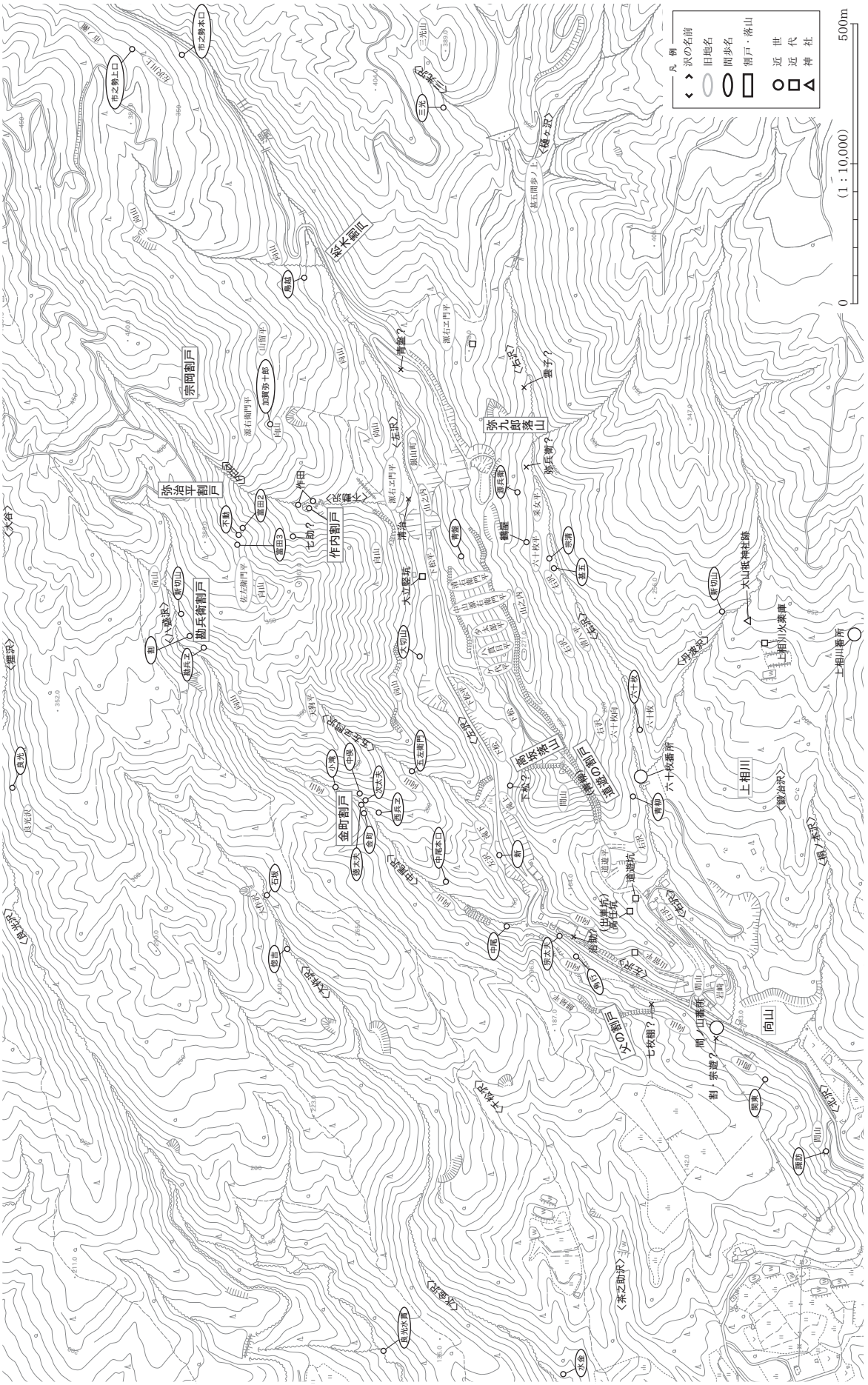

第 18 図　史料にみる相川金銀山周辺の地名

年の町村合併によって、石名・小野見・北田野浦・高千・入川・北立島（たつしま）・北川内の 7 ヵ村が合併してできた高千村が母体となっている地域である。同地域には近世以降に開発された鉱山が多い。近世の「在々金銀銅山古間歩大概」では、入川村の古口間歩・赤岩間歩・朝日間歩・松木間歩・濃金間歩・正永間歩の名をあげている。『佐渡鉱山説明書』によれば、田野浦（高千村大字北田ノ浦・大字小野見）・小野見（高千村大字小野見・大字北田ノ浦）・高千（高千村大字小野見・大字北田ノ浦）・北立嶋（高千村大字河内・大字北立嶋・大字入川）とある。近代には三菱鉱業株式会社の高千支山として昭和 18（1943）年まで操業が続けられた。

1）田野浦銀山

佐渡市北田野浦地内に所在する鉱山で、「小野見銀山」、「北田野浦鉱山」ともよばれる。近世の田野浦村と小野見村の旧村境にあり、鉱山稼働時の所属村名によって鉱山名が変化する。寛永 20（1643）年に間歩 2 ヵ所が見立てられ、後に御直山として田野浦村の中使である與三兵衛を山主としたことが『佐渡年代記』や『佐渡国略記』に書かれている。正保 3（1646）年には御直山となり、中使の與三兵衛が山師となっている。近代以降は鉱区の設定がされた。明治 44（1911）年、三菱合資会社に買収され　高千鉱山鉱区となる。昭和 18（1943）年に閉山した。主要な産出鉱物は銀である。分布調査では、小野見川支流域の夏雪山南側斜面で間歩跡 8 基、建物跡 2 基が確認されている。

2）入川銀山・入川鉛山

佐渡市入川地内に所在する鉱山で、「中ノ山銀山」、「小又鉱山」、「孫次郎鉛山」ともよばれる。寛永 8（1631）年の「竹村九郎右衛門様御仕置五年之内御直山之覚」で鉱山名（入川銀山）が挙げられているのが文献初出である。天明 3（1783）年以降は、鉛山として開発が進められ、鉱山名も入川鉛山と呼ばれた。近世の「佐渡一国海岸図」にも中ノ山銀山・孫次郎山（鉛山）として描かれている（第 20 図）。明治 24（1891）年には私営で借区採掘がされたというが詳細は不明である。明治 44（1911）年、三菱合資会社が田野浦・立島等の鉱山と合わせて買収され、「高千鉱山」と総称される。昭和 18（1943）年に閉山した。主要な産出鉱物は銀・鉛である。

分布調査では、入川及びその支流域の斜面や高ズコウ山周辺で間歩跡

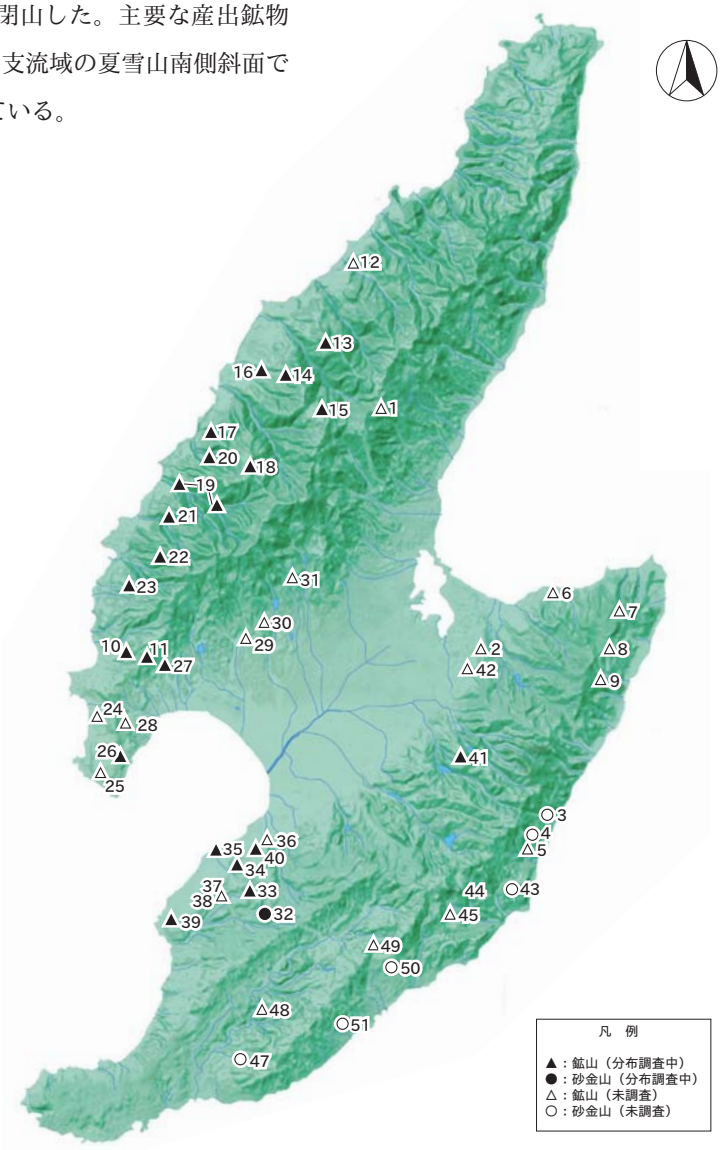

第 19 図　佐渡島内鉱山分布図

20 基、露頭掘り跡 1 基、建物跡 2 基が確認されている。

3）立 島 銀 山

佐渡市北川内・北立島・立島地内に所在する鉱山で、「立嶋鉱山」、「北立島鉱山」ともよばれる。『佐渡年代記』の承応 3（1654）年の条で、立島・入川・田野浦で廃れていた銀山の再開発を松本勘兵衛らが願い出たものが文献初出である。詳細な開発時期は不明であるが、周辺部の鉱山の開発時期から慶長～慶安年間頃に開発されたと推測される。近世の「佐渡一国海岸図」にも銀山が描かれている（第 20 図）。主要な産出鉱物は､資料の鉱山名に「銀山」とあることから銀と推測される。近代には鉱区設定がされている。明治 44（1911）年、三菱合資会社が買収し、高千鉱山鉱区となる。昭和 18（1943）年に閉山した。

第 8 表　佐渡島内鉱山一覧表

No.	地区名	鉱山名（別名）	産出鉱物	時代	調査有無	遺跡　周知化	史料有無	絵図有無	備考
1	両津	白瀬銀山	銀	江戸	―	―	○	―	
2		久知川鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
3		柿野浦木金山	金（砂金）	中世？～江戸	―	―	○	○	
4		岩首木金山	金（砂金）	中世？	―	―	―	―	
5		岩首鉱山	金・銀・銅？	不明	―	―	―	―	
6		両尾鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
7		片野尾鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
8		月布施鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
9		野浦鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
10		梅津鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
11	相川	相川金銀山（佐渡鉱山）	金・銀・銅	1596 ～ 1989	H11 ～ 12	市 No.302	○	○	一部国史跡
12		茶屋平金山	金・銀	江戸	H17	―	○	○	
13		小田銀山	銀	江戸？	―	―	―	○	
14		田野浦銀山（高千鉱山）	銀	江戸～ 1943	H12	市 No.299	○	○	
15		入川銀山（高千鉱山）	銀・鉛	江戸～ 1943	H12 ～ 13	市 No.300	○	○	
16		立島鉱山（高千鉱山）	金・銀	江戸～ 1943	H12 ～ 13	市 No.301	○	○	
17		鹿野浦鉛山（高千鉱山）	鉛	江戸～ 1943	H12	―	―	○	
18		片辺鉱山	銅・鉛	江戸？	―	―	―	―	
19		戸地鉱山	不明	江戸・近代？	H12	―	―	―	
20		戸中鉛山	鉛	江戸・近代？	H12 ～ 13	―	○	―	
21		北狄銀山	銀	江戸・近代？	H12 ～ 13	―	○	○	
22		達者銅山	銅	江戸・近現代？	H12 ～ 13	―	○	○	
23		小川銅山	銅	江戸・近現代？	H12 ～ 13	―	○	○	
24		大浦鉱山	不明	江戸	―	市 No.303	―	―	坑口あり
25		稲鯨鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
26		二見鉱山	金・銀・銅？	近現代	H14	市 No.304	―	○	
27	佐和田	鶴子銀山	銀・銅	1542 ～ 1946	H14 ～ 18	市 No.374	○	○	国史跡
28		野坂鉱山	不明	中世～江戸？	―	市 No.449	―	―	
29		真光寺鉱山	不明	不明	―	―	○	―	
30	金井	平清水鉱山	不明	不明	―	―	―	―	坑口あり
31		白硫黄銀山	銀	江戸	―	―	○	○	坑口あり
32	真野	西三川砂金山	金（砂金）	12C 末～ 1872	H11、14	市 No.879～883 他	○	○	一部国重要文化的景観
33		花見沢銀山	銀	江戸	H14	市 No.902	○	―	坑口あり
34		大須銀山	銀・鉛	江戸	H14	市 No.839	○	―	坑口あり
35		大須三貫目銀山	銀	江戸？	H14	市 No.904	―	―	大須銀山の一部？
36		滝脇銀山	銀山	江戸	―	―	○	○	背合銀山と同一？
37		小立大須鉱山	不明	不明	H14	―	―	―	
38		大立鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
39		田切須銀山(西三川鉱山)	銀	江戸・明治～大正	―	市 No.887、888	○	―	
40		背合銀山	銀	江戸	―	市 No.840	―	―	
41	新穂	新穂銀山	金・銀	16C ～ 1943	H12 ～ 24	市 No.632	○	○	百枚間歩など
42		潟上銀山	銀	不明	―	―	○	○	御城間歩
43	畑野	松ヶ崎木金山	金（砂金）	不明	―	―	―	―	
44		松ヶ崎鉱山	金？	不明	―	―	―	―	坑口あり
45		丸山鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
46		猿丸山鉱山	不明	不明	―	―	―	―	地点不明
47	羽茂	尾平川砂金山	金（砂金）	不明	―	―	―	―	
48		清水鉱山	不明	不明	―	―	―	―	
49	赤泊	天狗塚鉱山	金？	不明	H22	―	―	―	坑口あり
50		荒町川砂金山	金（砂金）	不明	―	―	―	―	
51		柳沢砂金山	金（砂金）	不明	―	―	―	―	
52		石中山鉱山	不明	不明	―	―	―	―	地点不明

第 20 図　「佐渡一国海岸図（部分・入川村・立島村・河内村付近）**」の入川銀山・鉛山と立島銀山**（矢印）

分布調査では、北立島川流域の塚上山南側斜面で間歩跡 22 基、建物跡 6 基（うち石組遺構 1 基）が確認されている。

4）鹿野浦鉱山

佐渡市南片辺地内に所在する鉱山で、「鹿野浦鉛山」ともよばれる。文書・絵図は未確認であるため、鉱山の開発時期は不明。下流の鹿野浦集落は、明治年間頃、河川への鉱毒流出により南片辺に移転したという。近代には鉱区設定がされている。明治 44（1911）年、三菱合資会社が買収し、高千鉱山鉱区となる。昭和 18（1943）年に閉山。史料から主要な産出鉱物は鉛と推測される。分布調査では、中ノ川流域の斜面で露頭掘り跡 1 基、建物跡 1 基が確認されている。

5）小 田 銀 山

佐渡市小田地内に所在する鉱山で、文書史料は未確認であるため、鉱山の開発時期や規模は不明。舟崎文庫絵図に慶応 2（1866）年の「小田村字大山川内立合墨引」がある。史料の鉱山名に銀山とあることから、主要な産出鉱物は銀と推測される。

小田地内の大倉川中流の山中にあるとされるが、分布調査が実施されておらず、遺跡の詳細は不明である。

6）片辺鉱山

佐渡市片辺（かたべ）地内に所在する鉱山で、「与宗鉱山」、「松尾鉱山」ともよばれる。文書・絵図は未確認であるため、鉱山の開発時期や規模は不明。主要な産出鉱物は銅・鉛とされている。

片辺地内の石花（いしげ）川上流の山中にあるとされるが、分布調査は実施されておらず、遺跡の詳細は不明である。

B　金泉地域

金泉地域は、明治22(1889)年に下相川・小川・達者・姫津・北狄（きたえびす）が合併してできた金泉村が、明治34(1901)年に町村の廃置分合によって下相川が分離して相川町へ、戸地（とじ）・戸中（とちゅう）が加えられてできたものが母体となっている地域である。同地域に所在する鉱山は近世以降に開発されたものが多い。近世の「在々金銀銅山古間歩大概」では、小川村の羽賀山間歩、戸中村の赤右衛門間歩・大綱間歩・桜間歩・清蔵間歩、北狄村の河内間歩・弥十郎間歩、達者村の小莚間歩の名をあげている。『佐渡鉱山説明書』によれば、達者（金泉村大字達者）・小川（金泉村大字小川）・北狄（金泉村北狄）とある。近代には三菱鉱業株式会社の鉱区として昭和18（1943）年まで操業が続けられた。

1）戸地鉱山（かっこめ鉱山・うのくそ鉱山）

佐渡市戸地地内に所在する鉱山で、戸地川下流部の鉱山が「かっこめ（カッコメ）鉱山」、同上流部の鉱山が「うのくそ（ウノクソ）鉱山」ともよばれる。文書・絵図は未確認であるため、鉱山の開発時期、主要な産出鉱物は不明である。

うのくそ（鵜の糞）鉱山は昭和8（1933）年8月より探鉱に着手したが鉱石が出なかったという。

分布調査では、戸地川流域の斜面で間歩跡間歩跡4基が確認されている。

2）戸中銀山

佐渡市戸中地内に所在する鉱山で、戸中鉛山ともよばれる。戸中村の口碑では、天正年間に鶴子銀山

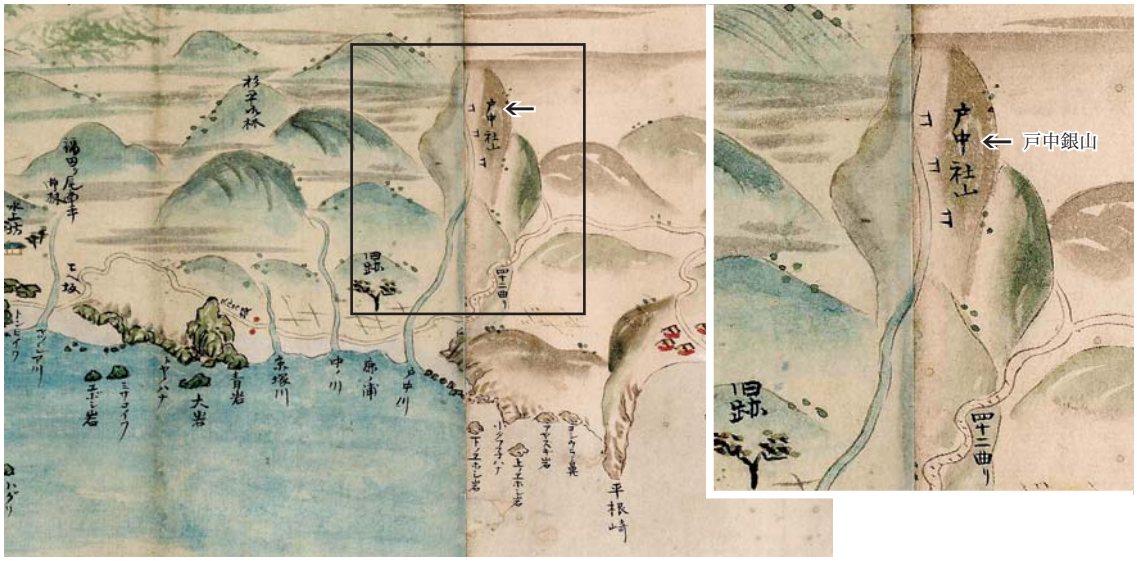

第21図　「佐渡一国海岸図（部分・戸中村付近）**」の戸中鉱山**（矢印）

より孫十郎が来て鉱山を稼いだのが村の始まりと伝える。『佐渡国略記』の明和６（1769）年の条に、村田彦左衛門隠居の羽田村伊右衛門が戸中村で鉛山を見立てに来たという記述がある。安永４（1775）年には奉行所から山方役と山師が銀山古間歩の見分に訪れている。明治 44（1911）年、越前の山師安間弘という人物が旧坑復活を図ったが、大正元（1912）年に三菱へ売却したという。近世の「佐渡一国海岸図」の戸中川上流域に鉱山があったことが描かれている（第 21 図）。近代以降に鉱区設定がされており鉱区図が残る。主要な産出鉱物は銀・鉛である。分布調査では、戸中川流域の斜面で間歩跡 13 基が確認されている。

第 22 図　「佐渡一国海岸図（部分・北狄村付近）**」の北狄銀山**（矢印）

3）北狄銀山

「河内銅山」「吉兵衛鉱山」ともよばれる。寛永元（1624）年に川内鉱山、享保 11（1726）年に吉兵衛鉱山が開発されたという。『佐渡国略記』の安永４（1775）年の条に、山方役の田中茂右衛門が山師等に古間歩を見分させた記述がある。近世の「佐渡一国海岸図」に河内銅山として描かれている（第 22 図）。近代には鉱区設定がされており鉱区図が残る。主要な産出鉱物は史料の鉱山名に銀山・銅山とあることから、銀・銅と推測される。分布調査では、北狄川流域の斜面で間歩跡７基が確認されている。

4）達者銅山

佐渡市達者地内に所在する鉱山で、「小莚谷銅山」ともよばれる。『佐渡年代記』の寛永20(1643)年の条に、大間町の橘屋十右衛門が稼いだとする記述が文献初出である。寛保３（1743）年に達者村羽賀山間歩が取明けられたが、翌延享元（1744）年には休止となっている。近世の「佐渡一国海岸図」に小莚谷銅山として描かれている（第 23 図）。近代に鉱区が設定されており鉱区図が残る。主要な産出鉱物は銅である。分布調査では、達者川支流域の斜面で間歩跡３基、露頭掘り跡１基が確認されている。

5）小川銅山

佐渡市小川地内に所在する鉱山で、「小河山」、「羽賀山銅山」ともよばれる。慶長期に書かれた「川上家文書」に小河山の記述が見られる。享保６（1721）年、小川村はねか山自分稼ぎにより銅くさり穿出すとある。『佐渡年代記』の寛保３（1743）年の条に、小川村羽子山が取明けられ銅稼ぎがされたという記述がある。近世の「佐渡一国海岸図」に羽賀山銅山として描かれている（第 23 図）。近代に鉱区設定がされており鉱区図が残る。主要な産出鉱物は銅である。分布調査では、達者川流域の塗笠山斜面において間

第 23 図　「佐渡一国海岸図（部分・達者村・小川村付近）**」の達者銅山と小川銅山**（矢印）

歩跡 7 基が確認されている。

C　二 見 半 島

二見半島に所在する鉱山遺跡は、近世の文書がなく、採掘跡や地名などが残るものの詳細が不明なものが多い。このうち、二見に所在する二見鉱山は、近代に佐渡鉱業によって試掘が行われているため、図面が残されている。

1）二 見 鉱 山

佐渡市二見地内に所在する鉱山で、近世以前の文書・絵図は未確認であるが、近代以降に鉱区として登録され、昭和 10 年代に試掘が行われており、昭和 9（1934）年出願の鉱区図が残る。主要な産出鉱物は出願された鉱区図より金・銀・銅と推測される。分布調査では、二見神社裏手に広がる斜面において間歩跡 1 基が確認されている。

2）大 浦 鉱 山

佐渡市大浦地内に所在する鉱山で、文書・絵図は未確認であるため、鉱山の開発時期、主要な産出鉱物は不明である。坑口 1 基が残されており、埋蔵文化財包蔵地として周知化されている。元禄 3（1690）年の「大浦村境絵図」に坑口が描かれる。分布調査は実施されておらず、遺跡の詳細は不明である。

3）稲 鯨 鉱 山

佐渡市稲鯨地内に所在する鉱山で、文書・絵図は未確認であるため、鉱山の開発時期や規模、主要な産出鉱物は不明である。分布調査は実施されておらず、遺跡の詳細は不明である。

第Ⅲ章　調 査 の 概 要

1　分 布 調 査

A　調査の概要

分布調査は、相川町教育委員会（現佐渡市教育委員会）が中心となり、相川・金泉・高千・二見地区の約192km^2 を調査対象範囲として、主に採掘跡の分布状況を把握することを目的として行った。このうち相川金銀山跡の調査対象面積は約 6.25km^2 である（第 24 図）。当時の相川町には、実際に佐渡鉱山に勤務していた方が株式会社ゴールデン佐渡に社員として在職していたほか、各地域に鉱山に詳しい方々がいたこと、近世から近代にかけて豊富な資料類が残されていたことで、分布調査を効率的に進めるうえで大変有益な情報を得ることができた。

調査のベースとなる地形図は、北陸農政局及び信濃川水系農業水利調査事務所が作成した地形図（縮尺 5,000 分の 1）とし、これに江戸時代の絵図や近代以降の鉱区図に描かれた坑口の位置情報を参考にして現地踏査を行い、地図上にその位置をプロットした。発見した遺構は、遺構ごとに整理番号を付して調査カードを作成した。また、各遺構は小標示板に整理番号を記入し、遺構前面に立てて現況写真を撮影した。現地踏査が終了した鉱山遺跡から、業者委託によって位置座標を取得し、地形図（縮尺 5,000 分の 1）に位置情報を記載した。なお、標示板については、観光客の目に触れる位置にあったものは撮影後に撤去したが、多くは測量業者の目印として現地に残し、現地踏査後に実施した測量業者による位置座標取得の際にこれを回収した［相川町教育委員会 2003］。

1）調 査 対 象

相川金銀山の採掘に係る遺構の分布状況把握を目的としているため、調査対象とした主な遺構は、① 採掘跡（露頭掘り跡[1]、間歩跡）、② 建造跡・構造物跡（番所・鍛冶小屋・立場等）、③ 宗教関連遺構（寺社）、④ その他の 4 つである。このほかに城跡、採石所、集石所、旧道、水路（江・受堤等）、荷置場、テラス、井戸跡といったものも考えられるが、今回の分布調査ではこれらの遺構が発見されなかったため、本書の調査項目からは除外している。調査対象となるもののうち、近世の主な坑外施設については第 25 図のとおりである。

2）調 査 基 準

前項の調査対象に対して以下のとおりの調査基準を設け、該当する遺構が確認された際に下記の調査基準を準用した。

① 採　掘　跡

露頭掘り跡の分類[2]については、円形・楕円形・溝状等の平面形状により分類した。露頭掘りか自然地形であるかの判断は、土砂の堆積や植物の繁茂によって一見では判別が難しいものが多い。当該調査では、岩盤（鉱脈もしくは母岩）の有無や周辺の地形（採掘跡の分布状況）、ズリ（低品位鉱石）の散布状況を採掘遺構であるかどうかの判断基準とした。

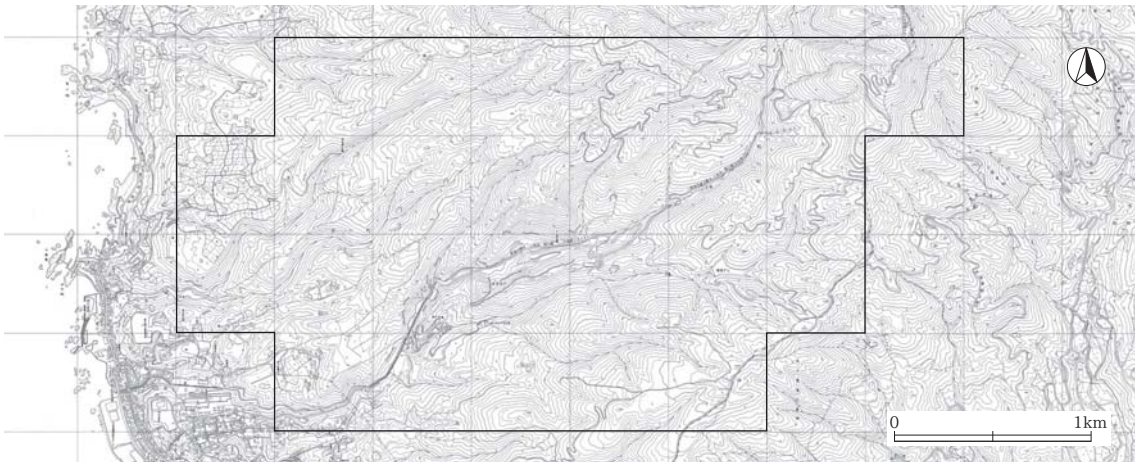

第 24 図　分布調査範囲

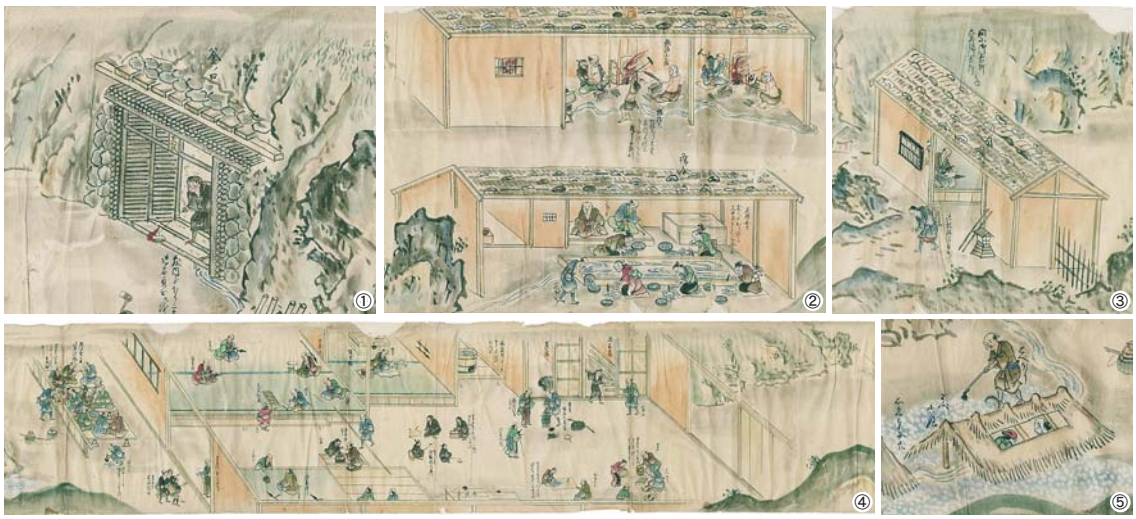

①釜ノ口　②鍛冶小屋（上）と立建小屋（下）　③間山番所　④四ツ留番所　⑤どべ小屋

第 25 図　絵巻にみる近世の坑外施設（「佐渡銀山往時之稼業絵巻）」（部分）より抜粋）

間歩跡の分類については、ほぼ水平に坑道が掘削されているものを「水平坑」、数十度傾斜しているものを「斜坑」、垂直に近いものを「竪坑」、坑口が土砂で埋没していたり、後世に坑口が封鎖されたことによって内部構造が明らかでないものは「不明」とした。また、土砂の堆積等によって坑口が完全に埋没している場合でも、周辺部に明らかな人為的な掘り込みが確認できる・沢側の斜面にズリの分布が認められる・坑道内からのものと考えられる湧水が確認できるなど、遺構周辺の状況から間歩跡と判断した場合がある。

②　建造物・構造物

近世絵図に描かれた情報をもとに、現地での遺構や遺物から判断した。

③　宗教関連分布調査を実施した範囲内のうち、現地での遺構や遺物から判断した。ただし、今回の分布調査では石造物の実測は行っていない。

1）「露天掘り跡」とすることもあるが、本書では露頭掘り跡で統一した。

2）露頭掘りの技法については、鉱脈に沿って溝状に掘る「溝掘り法」、鉱脈を追って擂鉢状に掘る「竪穴掘り法」があるが［西尾 1943］、本書では一括して露頭掘り跡とした。

④ その他

近代化遺産に係る建造物・構造物や正確不明な遺構をその他として分類した。

3）調査カード

調査カードの項目と調査時の注意事項は下記のとおりである。なお、調査カードは、新潟県の埋蔵文化財包蔵地カードをベースに鉱山遺跡調査用に修正したものである（第 26 図）。

① **調査記号番号** 調査記号番号については、露頭掘り跡・間歩跡と建造物・構造物をそれぞれ「1」・「2」に分類したうえで、遺構を確認した順に「1-27」「2-7」のように枝番号を付けて表記した。ハイフン前の数字が間歩･露頭掘り跡と建造物･構造物の分類番号､ハイフン後の数字が遺構の整理番号である。なお、二次調査及び座標測量時に新たに発見されたものについてはさらに枝番号を付して「1-21-3」と表記した。

② **鉱山名** 鉱山名については、2 種類以上の鉱山名をもつ鉱山があったが、ここでは一般的に使用されている通称を用いた。

③ **種別**（名称） 前述した調査基準をもとに遺構種別を記入した。絵図等の資料により間歩名などの遺構名称が明らかな場合はその名称を記入した。

④ **土地所有者** 将来的に史跡指定等の文化財指定を行う際の基礎資料とするため、所在地の番地から国、地方公共団体（新潟県・佐渡市）、民間のうち該当する所有者名を調査した。

⑤ **時代** 時代のわかるものについて記入した。不明なものは近世から現代にわたるという意味で「近現代」とした。

⑥ **所在地** 間歩跡の所在地を記入した。

⑦ **現状** 遺構周辺の現状（宅地･水田･畑地･山林、道路、荒蕪地、原野、その他）について記入した。

⑧ **指定の有無** 遺構が国・県・市の文化財に指定されているかどうかについて記入した。相川金銀山は、調査時に「道遊の割戸」・「宗大夫間歩」・「南沢疎水道」の 3 ヵ所が国史跡に指定（平成 6 年 5 月指定）されている。

⑨ **地図・縮尺**（地図番号） ベースとした地図及び地図番号を記入した。今回の調査では、北陸農政局作成の地形図（縮尺 1:5000）を使用する都合上、「S=1/5,000」と記入し、該当する地形図の図郭番号を記入した。

⑩ **遺跡位置図** 遺構の分布する位置及び周辺地形が判明するものを掲載した。

⑪ **遺跡現況写真**（紙焼） 遺構の全景が判明するものを掲載した。ただし、

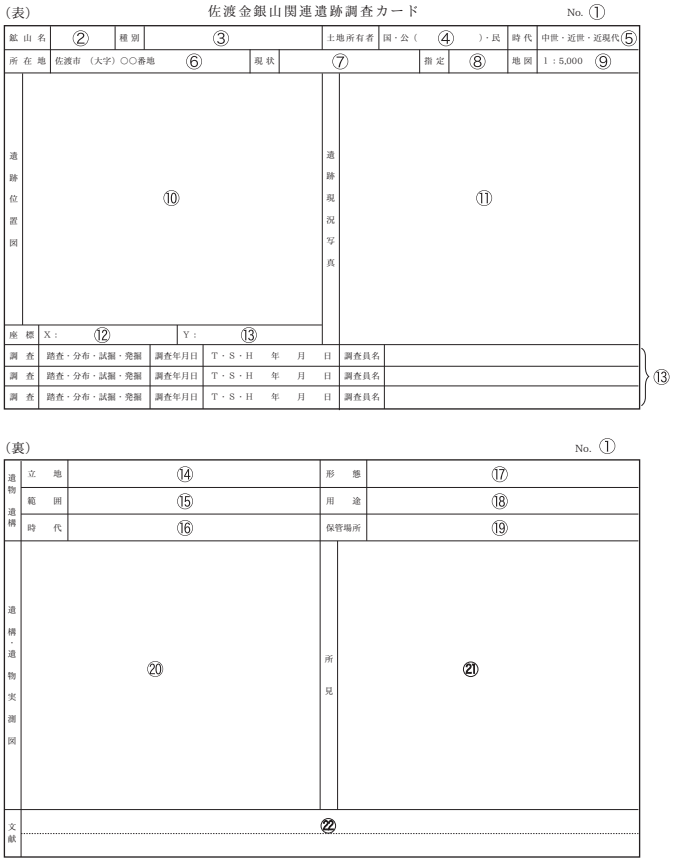

第 26 図 佐渡金銀山遺跡調査カード書式

遺構の内容によっては全景、近景、坑道内部等の複数の写真を掲載した。

⑫ **位置座標**（測量座標､世界測地系に対応） GPS によって得た空間座標（XY 座標）を記入した。標高（Z 座標）については、座標計測地の立地条件や計測時の衛星位置によって精度が著しく落ちるため、これを除外した。

位置座標については、踏査によって遺構を確認後、測量業者に委託して座標計測を行った。ただし、平成 14（2002）年 4 月 1 日より日本測地系から世界測地系へと座標値が変更されたため、それ以前に計測していたものについては、世界測地系に座標変換を行った。

⑬ **調査内容・調査年月日・調査員名**　該当する調査内容・調査年月日・調査員名を記入した。

⑭ **立地**　遺構の立地状況や周辺の地勢等を記入した。

⑮ **範囲**　遺構の法量を記入した。

⑯ **時代**　絵図や文献等の資料により推定される遺構の年代がわかるものを記入した。

⑰ **形態**　遺構の形状や坑道の種類、掘削方向等を記入した。

⑱ **用途**　遺構の使用目的がわかるものを記入した。

⑲ **保管場所**　遺物が収集された場合、その保管場所を記入することとした。

⑳ **遺構・遺物実測略図**　該当する遺構の略測図や概要図、収集された遺物があればその実測図を掲載した。記録スペースが足りない場合は別に設けた。

㉑ **所見**　遺構の概要や特筆すべき特徴、周辺の地質（粘土・赤土・岩盤・凝灰岩・凝灰角礫岩等）、ズリの散布状況、隣接する遺構との関係など、調査員の所見を記入した。

㉒ **文献**（参考資料） 遺構に関係する文献や絵図等の資料名がある場合はその名称を記入した。

B　遺構の分布状況

調査によって相川金銀山で確認された遺構は､露頭掘り跡 45 基､間歩跡（近代坑含む）113 基､神社跡 1 ヵ所、その他の遺構 2 基であった（図版 1 ～ 6）。ここでは調査によって確認することができた遺構の概要のみを述べ、別表として遺構観察表を掲載した（遺構観察表）。平成 11 ～ 14 年度の分布調査では、いくつかの近代化遺産が調査されているが､現存する全てのものに対して分布調査が行われているわけではなく、採掘に関係する坑道や竪坑などの遺構に重点を置いていたようである。

相川金銀山の間歩は、最盛期で約 300 ヵ所あったとされるが、これまでに斜面の崩落、ズリの堆積、道路敷設等の自然災害・開発行為等の要因によって発見できなかったものが多数あると考えられる。坑口は、急峻な地形に残されていることが多く、分布調査は容易ではなかった。とくに相川金銀山跡は、崖面に坑口が見られる事例が多かったが､坑口まで登るルートが無く､安全性を確保できなかったたことから、このような場所に立地する坑口の多くは調査を行うことができなかった。また、坑道内の調査は、鉱業法による制約及び調査の安全性確保のため、一般公開されているもの及び鉱業権の所有者から許可得ていない坑道については調査を行っていない。

1）露頭掘り跡

分布調査によって確認された露頭掘り跡は 44 基である（図版 1・3 ～ 6、観察表）。

露頭掘り跡の形状は、地形や鉱脈の形状により円形、長円形、溝状を呈するものがみられた。

分布状況を見ると、道遊の割戸（No.1-68-1）・作内割戸（No.1-27-5）・父の割戸（No.1-131）などの大型のものを除き、中尾沢と不動沢に囲まれた標高約 330 ～ 390m 付近の山稜部（No.1-93 ～ 130）と、左沢

と右沢に挟まれた標高約 270 ～ 290m 付近の山稜部（No.1-78・79）に集中していた。このうち、尾根に近い緩傾斜地では円形状のものが多く、急傾斜地では溝状のものが多い傾向がみられた。

露頭掘りか自然地形であるかの判断は、土砂の堆積や植物の繁茂によって一見では判別が難しいものが多い。当該調査では、岩盤（鉱脈もしくは母岩）の有無や周辺の地形（採掘跡の分布状況）、ズリ（低品位鉱石）の散布状況を採掘遺構であるかどうかの判断基準としたが、発掘調査による鉱脈の確認をしていないため、露頭掘り跡と判断したものの中には、自然地形を誤認したものが含まれている可能性や今回の調査では確認できなかった露頭掘り跡が多く残されている可能性も高いと考えている。

2）間　歩　跡

調査によって確認された間歩（坑道）跡は 113 基である（図版 1 ～ 6・観察表）。

近世坑道のほかに近代以降に坑内で採掘が行われているものもあるが、ここでは近代の開坑年が明らかなものやコンクリートが使用されているものを近代坑道として分類した。

近世坑道

絵図等の史料によれば、江戸時代の坑口は「釜ノ口」とも呼ばれ、土砂崩れ等によって坑口が簡単に埋没しないよう補強（山留）されていた（第 25 図）。また、安全祈願や産出量増加を願い大山祇尊を祀ることもあり、「化粧棚」とよばれることもあったが、現在、宗大夫間歩のように観光用に復元されたものを除き、江戸時代のものは残されていないようである。

確認された間歩は、坑口が埋没しているものや土砂の堆積により一部が開口しているものが多い。急斜面に立地するものは、土砂の堆積が少ないため、遺存状況がよいものが多く、逆に沢内に立地するものは、土砂の堆積や水害により遺存状況が悪いものが多い傾向にある。間歩の中には、坑口前面に平坦地（テラス）を伴うものが見られる。

坑道は、廃坑後に数百年以上が経過しているものや昭和時代まで稼働していたものなど多様である。なかには陥没や周囲の岩盤や土砂が崩落したことによって坑口が埋没し、調査に困難をきたすものが多かったが、佐渡島内の他の鉱山と比較して岩盤が硬いためか、坑口周辺に堆積物があっても坑道内部は比較的良好に保存されていることが多かった。

坑口は、急峻な地形に立地するものが多く、調査は容易ではなかった。開口していてもその後の自然災害や風化作用等により状況が変化しているため、坑口外部からの観察のみでは、煙貫や水貫なのか、外部から掘られたのか、内部から掘られたのかどうか判断できず、今後の坑道探査への課題とした。

確認された間歩跡のうち、近世の間歩名が特定できたものは近代以降も採掘が継続された主要坑に多く[1)]、佐渡鉱山の資料が残されていたこと、佐渡鉱山が稼働していた時期に鉱山に勤めていた社員が、現在も株式会社ゴールデン佐渡に勤務していたことによるものが大きい。

分布調査によって間歩名の判明したものを以下に表記する。

青盤間歩（No.1-70）、青柳間歩（No.1-16）、石坂間歩[2)]（No.1-81）、市之瀬上ノ口（No.1-30）、
市之瀬間歩[3)]（本坑）（No.1-29）、大切山間歩[4)]（近代・大切坑）（No.1-13）、加賀弥十郎間歩（No.1-23）、
角行坑[5)]（No.1-2）、金町間歩（No.1-36）、関東間歩[6)]（No.1-1-1）、勘兵衛間歩（No.1-55）、
切り替え坑道（No.1-69）、源兵衛間歩（No.1-21）、五左衛門間歩（No.1-11）、小滝間歩（No.1-43）、
西兵衛間歩（No.1-35）、作内間歩（No.1-27-4･No.1-27-6）、三光間歩（No.1-92）、次太夫間歩（No.1-37）、
新間歩（No.1-10）、新間歩（No.1-12）、新切山間歩（No.1-58）、甚五間歩（No.1-18）、諏訪間歩（No.1-1）、

惣吉間歩[7]（No.1-84）、宗清間歩（No.1-19）、宗太夫間歩[8]（No.1-66-1）、中使間歩[9]（No.1-41）、
鶴屋間歩（No.1-20）、出車坑（近代）（No.1-67）、道遊坑（近代）（No.1-68）、徳太夫間歩（No.1-38）、
富田２（No.1-24）、富田３（No.1-26）、鳥越間歩（近代・鳥越坑）（No.1-14）、中尾間歩（No.1-5）、
中尾間歩（本坑）（No.1-7）、不動間歩（No.1-25）、水金間歩[10]（No.1-59）、良光間歩（No.1-90）、
良光水貫（No.1-85）、割間歩（No.1-57）

このうち、道遊坑及び大切山間歩の一部坑内は、鉱業権所有者である（株）ゴールデン佐渡社のご厚意により、坑道探査のために内部に入ることができた。

近代坑道

No.1-67、No.1-68、No.1-69 は、いずれも近代以降に開削された坑道で、壁面がコンクリート巻となっている。No.1-67・1-69 は報告書中の間歩名をそれぞれ「出車坑」・「切り替え坑道」としているが、いずれも鉱車の動線と関係する名称であり、本来は両者とも「高任坑」と考えられている。

No.1-2-1 は、コンクリート製の排水溝で近代以降に開削されたものの可能性が高いが、建設年代の特定はできなかった。

No.2-2 は、分布調査時に建造物・構造物として分類しているが、近代坑道である。かつては火薬庫として利用されていた時期もあったようで、ここから構内へ軌道が敷設されていたといわれている。現在は坑口や扉を改修し、内部に相川測候所の地震計が設置されている。

竪　　坑

No.1-13-1 は、「大立竪坑」である。明治 10（1877）年にドイツ人技術者之アドルフ・レーの設計によって完成した西洋式竪坑である。詳細については、『旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査報告書』に詳しいため［佐渡市教育委員会 2008］、ここでは詳細を割愛する。

3）宗教関連遺構

確認できた神社跡は１ヵ所である（図版１・４・観察表）。

上相川地区に所在する大山祇神社跡（No.2-31）で、慶長６（1601）年に創建されたと伝わる。明治 33（1900）年に相川下山之神町の大山祇神社に合祀され廃社となった［佐渡市教委 2008］。現在は越前の笏谷石（凝灰岩）製と推定される参道石段、文政年間銘の石灯篭、神社社殿の礎石が残されている。

4）そ　の　他

確認できた遺構は、石積遺構１基、火薬庫１カ所である（図版１・４・観察表）。

1）近代の間歩のうち、近代以降も採掘が継続されたものは、名称が間歩から坑へと変更されている。また、坑道規模も鉱車等の運搬方法の変化に伴い拡幅していることが多い。
2）分布調査報告書では「石坂坑」としている。
3）分布調査報告書では「市之勢本坑」としている。
4）分布調査報告書では「大切坑」としている。近代に拡幅した事例もあるが、混同して使用している場合がある。
5）近世の角行間歩ではなく、近代以降に角行坑と名付けられた可能性が高い。
6）分布調査では測点名 1-1-1（関東）を関東間歩としているが、これは誤りで実際は 1-9 が正しい。
7）分布調査報告書では「惣吉坑」としている。
8）分布調査報告書では「宗太夫坑」としている。
9）分布調査報告書では「中使坑口」としている。
10）分布調査報告書では「水金坑」としている。

石積遺構

No.2-6 は、相川銀山町に所在する二段にわたる長方形の石積遺構である（図版 4）。下段は 2,440cm × 1,060cm、上段は 780cm × 500cm を測る。遺構の性格は不明であるが、何らかの構造物があった可能性が高いと考えられる。

上相川火薬庫

No.2-30 は、上相川地区に所在する昭和 15（1940）年に建てられた火薬庫である（図版 4）。5 棟の火薬庫があるが、壁面のみが残り、屋根材は残されていない。建物の周囲は 1 棟ごとに土盛りされている。詳細については、『旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査報告書』に詳しいため［佐渡市教育委員会 2008］、ここでは詳細を割愛する。

2 資料調査

現存する佐渡金銀山の絵図や文献史料は、歴史的変遷や鉱山の規模からも相川金銀山のものが最も多く、これらが帰属する年代は、大まかに江戸時代と明治～昭和時代に分類することができる。確認された最も古い文献史料は、慶長期の「川上家文書」と呼称される史料群で、絵図では元和期とされる割間歩坑内の絵図である。

資料調査では、文献史料の中に散見される相川金銀山の記述を拾い上げ、同鉱山の歴史的な変遷を調査するとともに、絵図に描かれた採掘地の様子と、鉱山採掘域の変遷に係ると推測される絵図の描画年代考証を行った。また、本文末に銀山に関係する絵図及び文献史料を掲載した（関連資料）。

A 文献史料や絵図にみる採掘地

1）資料調査の概要

相川金銀山における鉱石採掘をはじめとする鉱山での作業については、「佐渡銀山往時之稼行絵巻」などの佐渡金銀山絵巻が残されており、作業工程が詳細に描かれている。そこには鉱石の採掘、選鉱、製錬、小判製造などの一連の作業工程が詳細に描かれており、江戸時代中期から幕末までに描かれた多数の絵巻の存在が知られている。これらの絵巻類から、当時の鉱山技術やその変遷を知ることができ、採掘に係る作業も様々な様子が描かれている（第 27 図）。

本項では、文献史料や絵図をもとに、断片的に登場する間歩の開発状況等を拾い上げて、各間歩の開発変遷を明確なものとするため、これらの記述を手掛かりに、相川金銀山における間歩の開発状況を明らかにすることを目的としている。近代以降については、史料調査期間の不足により、調査を実施していない。

各史料に登場する間歩名と記述内容について、近世に重点を置いてエクセル表に入力し、稼働時期の変遷を示す表を作成した。慶長期は断片的な史料が多く、実態が不明なものが多いものの、間歩の多くがこの時期に開坑したものであることがわかる。中には異なる間歩名であっても内部で貫通しているものや、同名でも場所が異なる坑口もあり、位置同定が困難なケースがみられた（付表 1）。

2）露頭掘り採掘地

相川金銀山跡における鉱石の露頭掘りは、文献史料では『佐渡風土記』の慶長 6（1601）年の条に、父の割戸や道遊の割戸での開発の記述が簡単に語られるのみである。また、相川郷土博物館所蔵の「乙種文

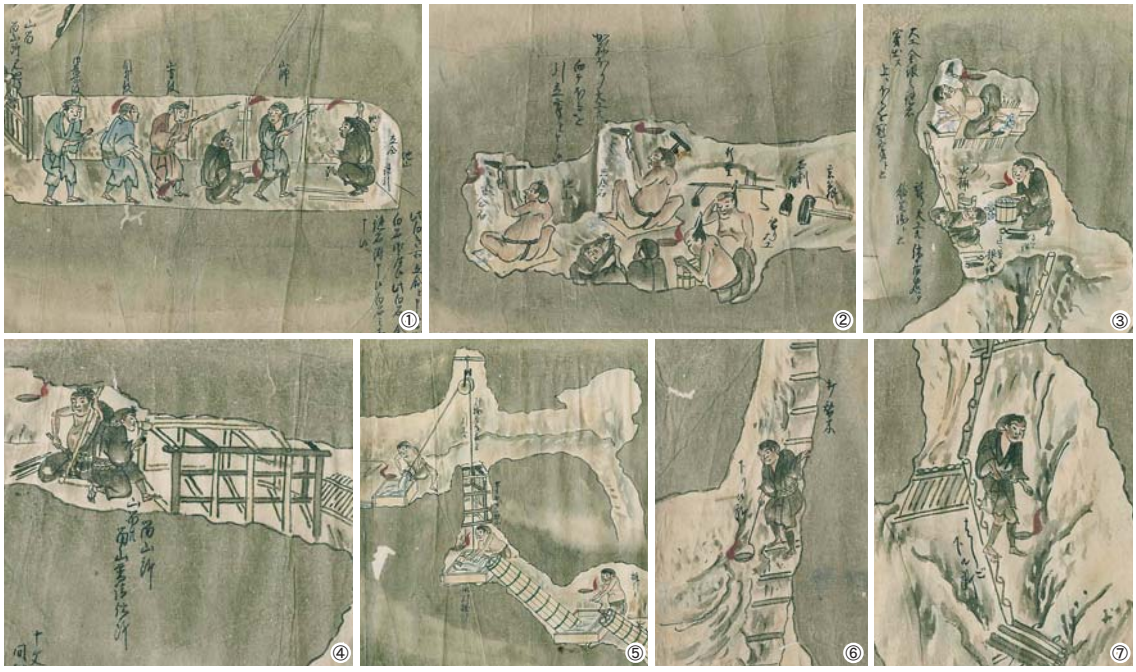

①試掘　②採掘１　③採掘２　④山留　⑤排水　⑥打替　⑦はしご

第 27 図　絵巻にみる坑内作業の様子（「佐渡銀山往時之稼業絵巻）」（部分）より抜粋）

書」[1] に、辰三月中十日分として「もちや父宗兵衛間歩出鏈之事」の中で「われと集鏈五十四荷」を出したことが記述されている。集鏈とあることから採掘ではなく、割戸周辺に散乱していたズリの中で品位の高いものを採集した可能性があるが、割戸に関係する数少ない採鉱の記録である。これ以降の文献史料では、露頭掘りに関するものは確認することはできなかった。このため、現時点において文献史料では露頭掘りの採掘期間を明らかにするための判断材料は極めて少ないと言わざるを得ない。

一方、絵図をみると、道遊の割戸（青柳の割戸）や父の割戸の他にも大規模な露頭掘りが行われたと推測される地点（茶系色で着色された山肌を描く場所）がいくつか見られる。これらは、絵図によって描かれる場所も数も変化するが、名称が確認できるものが 17 ヵ所、名称不明を含めると少なくとも 19 ヵ所以上で大規模な露頭掘りが行われていたと考えられる（第 28 図）。これらの採掘地は、絵図に記述された名称から「割戸」、「落山」、「〇〇平」、名称不明の 4 種類に大別することができる。名称の由来について、文書に詳しい記述はないものの、絵図に描かれた表現方法をみると採掘地の地形や採掘方法が由来していると考えられる。これらのうち、現在も所在地が判明しているものは少なく、現在、遺構が確認されている場所は、道遊の割戸（青柳割戸）・父割戸・作内割戸の 3 ヵ所のみである。これは、急崖等の地形条件により分布調査が困難で現地確認ができなかったこと、斜面崩落等による遺構の湮滅、草木の繁茂によって遺構確認ができなかったなどの要因が考えられる。また、鶴子銀山跡などの他の鉱山遺跡で見られるような小規模な露頭掘り跡についても絵図に描かれた事例は確認できなかった。

a　割　　戸

絵図では、青柳・嘉左衛門・金町・勘兵衛・作内・大宮・父・松木・宗岡・弥治平・与市の 11 ヵ所の

1）慶長・元和のいずれかに帰属する文書と推定されている。

名前がみられる[1)]（第 29 図）。このうち、青柳割戸及び父割戸、作内割戸の 3 ヵ所が分布調査によって確認されている。現存する道遊の割戸・父の割戸の様相から推測すると、鉱脈部分を掘りとったことによって谷状の地形（割れ目）が残されていることに由来していると考えられる。このうち嘉左衛門割戸と与市割戸のいずれかは大宮割戸と同一の可能性がある。

以下に名称と絵図より推測したおおよその位置をのべる。

a-1　青柳割戸（道遊の割戸）（間ノ山）No.1-68-1

a-2　嘉左衛門割戸（中尾沢上流左岸）

a-3　金町割戸（中尾沢上流右岸）

a-4　勘兵衛割戸

a-5　作内割戸（向山七助間歩そば）No.1-27-5

a-6　大官割戸（中尾沢上流左岸）

a-7　父割戸（左沢右岸、割間歩上方）No.1-131

a-8　松木割戸（左沢上流左岸、日休間歩上）

a-9　宗岡割戸（左沢右岸、鳥越間歩上方）

a-10　弥治平割戸

a-11　与市割戸（中尾沢上流左岸）

b　落　　山

絵図では、高坂・七枚棚（仮称）・弥九郎の 3 ヵ所の名前がみられる（第 30 図）。割戸ほど谷状の地形が

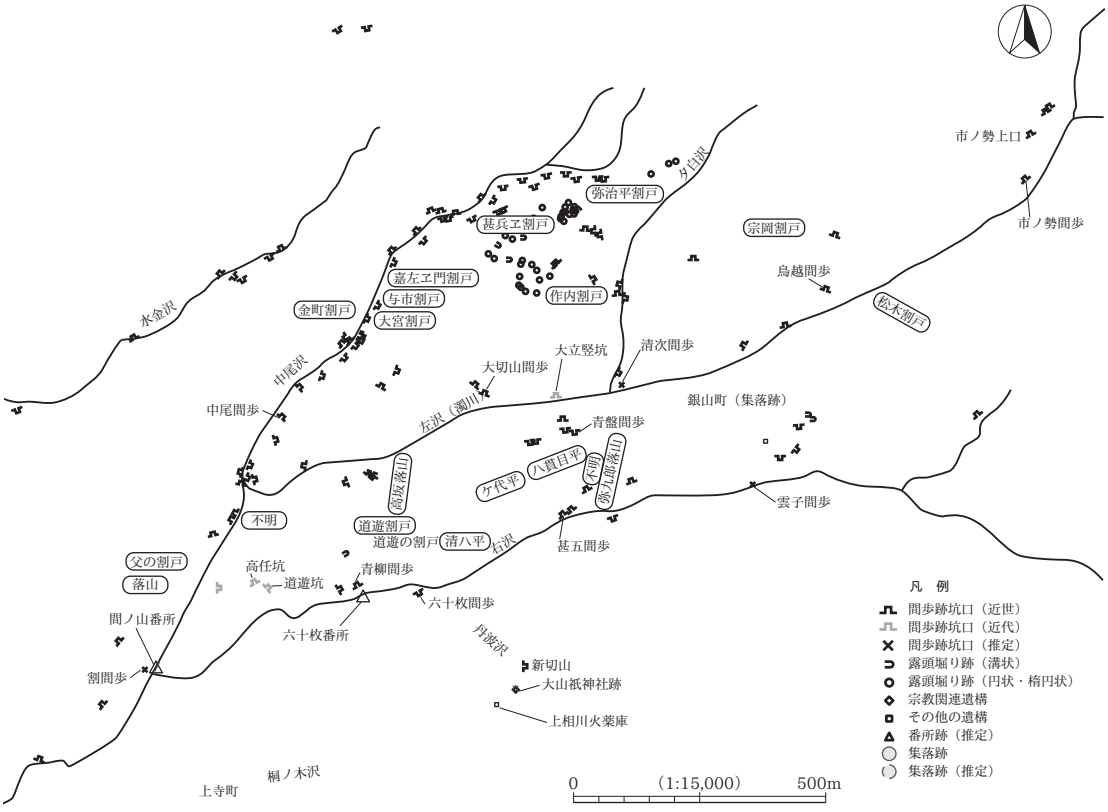

第 28 図　絵図に描かれた露頭掘り跡の分布状況略図

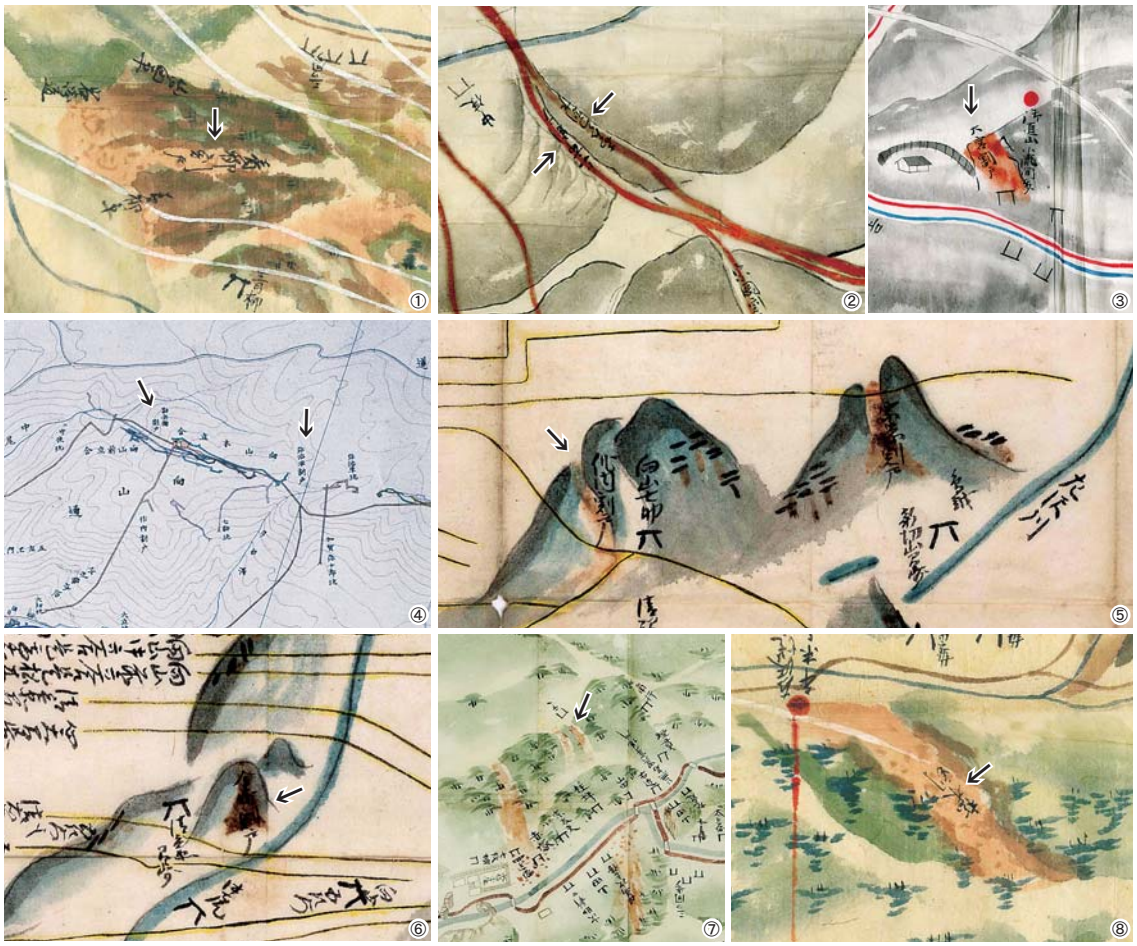

①青柳割戸　②嘉左ヱ門割戸・与市割戸　③大宮割戸　④嘉左ヱ門割戸・弥治平割戸　⑤作内割戸・宗岡割戸　⑥金町割戸　⑦父割戸　⑧松木割戸

第 29 図　絵図に描かれた「割戸」

形成されず、山の斜面を削り取ったような状態のものに由来すると考えられる。分布調査では遺構が確認されていないが、道遊の割戸の東側斜面のような状態を指すかもしれない。平成 11 ～ 14 年度の分布調査では遺構を確認できなかった。

b-1　高坂落山（青柳割戸裏、左沢左岸）

b-2　七枚棚上落山（仮称）（左沢右岸、四兵衛間歩七枚棚上、父割戸より下方）

b-3　弥九郎落山（右沢上流右岸）

①高坂落山　②七枚棚落山　③弥九郎落山

第 30 図　絵図に描かれた「落山」

1）　同一の絵図に全ての割戸が描かれたものは確認されていない。

c 平

絵図では、ケ代平・清八平・八貫目平の 3 ヵ所の名前がみられる（第 31 図）。この他に地名として殿平などが確認できるが、露頭掘りが確認できるものは前述した 3 ヵ所のみである。尾根付近の緩傾斜地で行われた露頭掘りの状態を示すものかもしれない。平成 11 ～ 14 年度の分布調査では遺構を確認できなかった。

c-1　ケ代平（左沢左岸）

c-2　清八平（右沢右岸、主兵衛間歩下）

c-3　八貫目平（左沢左岸）

d 名称不明

名称は不明であるが、2 ヵ所でみられる（第 31 図）。いずれも他の露頭掘りと同色の着色がされているが、名称は書かれていない。小規模なものであったためか名称が書かれていないのか、操業初期の段階で採掘が中止されたことで名称が伝わっていない可能性もある。平成 11 ～ 14 年度の分布調査では遺構を確認できなかった。

d-1　名称不明（濁川左岸・但馬次兵衛間歩上方）

d-2　名称不明（右沢右岸・ヤクワン間歩上）

3）間　歩　跡

資料に登場する相川金銀山の間歩（坑道）名の総数は 487 ヵ所を数える [1)]。「川上家文書」に収録された鍛冶炭渡帳や蝋燭渡帳、相川郷土博物館所蔵の「乙種文書」といった史料に登場する慶長期の間歩を見ると、206 ヵ所の間歩のうち、77 ヵ所が御直山となっていて、慶長期における大久保長安が主導した御直山制による鉱山経営が盛んであったことがわかる。一方で、元和～寛永期も引き続き御直山があり盛んに採掘が行われているが、86 ヵ所の間歩のうち、47 ヵ所が御直山となっている。寛永期以降、間歩の開発が減少する傾向にあり、元禄 4（1691）年の荻原重秀奉行入国時になると 20 ヵ所の間歩が稼働し、このうち 5 ヵ所が御直山となっている。これが元禄 7（1694）年になると全体の間歩稼働数は不明であるものの、御直山が 12 ヵ所に増加しており、荻原奉行により積極的な鉱山経営がなされていたことがわかる。しかし、18 世紀以降になると、間歩の稼働数は再び減少し、嘉永 6（1853）年には稼働間歩数が 9 ヵ所となり、文久 3（1863）年には 6 ヵ所となっている。

①ケ代平　②清八平・八貫目平　③名称不明（矢印）

第 31 図　絵図に描かれたその他の露頭掘り採掘地

資料をもとに間歩の稼働時期をみていくと、いくつかの間歩で長期的に採掘が行われていることが分かる（付表 1）。ここでは、これらの間歩のうち、絵図や文献等の資料数が多く、長期にわたって採掘が行われていて、主要な間歩と想定される 10 ヵ所（青盤間歩･青柳間歩･市ノ勢間歩･雲子間歩･大切山間歩･清次間歩･甚五間歩・鳥越間歩・中尾間歩・割間歩）をとりあげ、分布調査での成果を交えながら、その変遷を述べる。

a　青 盤 間 歩

① 立　地　道遊の割戸から東北東へ約 500m、一般県道白雲台・乙和池・相川線より南へ 50m ほど入った左沢左岸の標高 220m 付近に立地する。相川金銀山最大の鉱脈である青盤脈を採掘した、近世から近代にかけて採掘が行われた相川金銀山の主要坑道の一つである。平成 12 年 3 月 24 日に行われた分布調査では、縦 80cm、横 70cm の坑口が確認されている（No.1-70）[2]（図版 1・4）。

② 沿　革　間歩名の由来については、明らかではないが、『金銀山稼方取扱一件』に、立合が含まれる岩盤のことを「青盤」と呼んでおり、同坑の主要鉱脈も青盤脈と呼ばれていることから、鉱物名に由来している可能性が高いと考えられる。

史料によれば、慶長 9（1604）年に青盤十左衛門が開坑したといわれ、のちに味方与次右衛門が稼いでいる（史料 2-1）。味方与次右衛門は、青盤間歩で得た資金を元手に大切山間歩の開発を行ったとされている。本坑は相川金銀山を代表する主要間歩の一つで、江戸時代を通しても 3 回休止（短期間）となっただけで、長期間にわたって採掘が続けられ、近代以降も引き続き採掘が行われている。元和～寛永期（鎮目奉行任期中）･寛永 9（1632）年・寛文 3（1663）年・寛文 6（1666）年・元禄 4（1691）年・享保 2（1717）年・宝暦 11（1761）年には「御直山」に、文化 12（1815）年に「本途稼ぎ」となっている。また、元和～寛永期（鎮目奉行任期中･1618 ～ 1627）･寛永 9（1632）･正保 4（1647）･寛文 3（1663）年･寛文 6（1666）年に大盛り、元禄 10（1697）年より 10 年間盛りとなるなど、たびたび大量の金銀鉱石を産出する間歩として『佐渡年代記』や『佐渡国略記』等の史料に登場している。また、天明 2（1782）年には甚五間歩と共に坑内排水のためにフランカスホイ（オダランダ水突）が使用された間歩でもある（史料 2-56）。

絵図に描かれた青盤間歩の坑内の様相をみると、本坑は釜ノ口から三ツ合を通って稼ぎ場へ向かう横相の坑道であり、坑内には弥之助敷、清吉敷、太郎吉敷、米助敷、徳兵衛敷、市太郎袋、長助袋、松太郎間切、六番切山、源兵衛廊下（間切）、中冠留山、甚作敷、十番東延切山、亀助尻、元六番など様々な稼ぎ場の名称があって、長期間にわたって盛んに採掘がおこなわれていたことがわかる（絵図 25 ～ 31）。また、源兵衛廊下によって右沢に所在した雲子間歩と、亀助尻で左沢下流部の日向間歩と連結しているほか、右沢の甚五間歩とも坑内で連結しており、なかでも亀助尻から日向間歩へは、青盤間歩坑内の湧水が排水されていたとされる。

一方で坑外の様相をみると、『佐渡相川志』によれば、岡惣囲 479 坪（約 1,580.7m^2）、間ノ山番所より 11 町 41 間 4 尺（約 1,276m）の距離に釜ノ口があったとされている。『金銀山稼方取扱一件』では、惣鋪地坪 480 坪（約 1,584m^2）、御番所建坪 50 坪（約 165m^2）、鍛冶小屋建坪 28 坪（約 92.4m^2）、建場小屋 1 軒とあり、釜ノ口より三ツ合までの間数 73 間（約 132.7m）としている（史料 2-1）。坑外施設では、承応元（1652）年 5 月に、寿貞堤と呼ばれる高さ 5 間（約 9.1m）、長さ 23 間（約 41.8m）、横 25 間（約 45.5m）の堤が間歩の上に掘られている[1]（史料 2-8）。江戸時代後期の「佐州金銀山之内青盤間歩鋪内墨引」

1）資料によって名称を記さずに代表的な地名で代用していることがあり、この数値が必ずしも正確な総数ではない。
2）後世の文献史料・絵図と分布調査で確認された坑口規模を比較すると当該坑口が青盤間歩の可能性は低いと判断される。

では、坑外に四ツ留番所のほか鍛冶小屋１棟・立場３棟が描かれ（絵図 31）、「青盤間歩絵図」では四ツ留番所・鍛冶小屋１棟・立場小屋５棟が描かれている（絵図 32）。このほかに坑口より東側のやや離れた場所に荷置場が描かれることがある（絵図 3）。

第９表　史料にみる青盤間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	1-70	間歩名	青盤間歩			地区名	＜左沢右岸＞			主要鉱脈	青盤脈	
年号（西暦）	慶長９（1604）	元和４～寛永４（1618～1627）	寛永６（1629）	寛永７（1630）	寛永９（1632）	寛永 20（1643）	正保４（1647）	承応元（1652）	承応２（1653）	寛文期（1661～1672）	寛文３（1663）	寛文４（1664）
稼働有無	◎	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	→		→	→
事象	2-1・6	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	2-9	2-10	2-11	2-12
年号（西暦）	寛文６（1666）	寛文９（1669）	延宝８（1680）	天和元（1681）	元禄元（1688）	元禄４（1691）	元禄７（1694）	元禄８（1695）	元禄 10（1697）	元禄 14（1671）	宝永３（1706）	宝永７（1710）
稼働有無	→	×	⇒	→	→	⇒	⇒	→	⇒	→	→	→
事象	2-12・13	2-14	2-15	2-16	2-17	2-18・19	絵図	絵図	2-19	2-20	2-21	2-19
年号（西暦）	正徳４（1714）	享保２（1717）	享保３（1718）	享保９（1724）	享保 11（1726）	享保 17（1732）	元文２（1737）	元文３（1738）	元文４（1739）	元文５（1740）	寛保２（1742）	延享元（1744）
稼働有無	→	→	→	⇒	→	⇒	⇒	⇒	→	→	→	→
事象	2-22	絵図	2-23	2-24	2-25	2-26	2-27	2-28	2-29	2-30	2-31	2-32
年号（西暦）	延享４（1747）	寛延２（1749）	寛延３（1750）	寛延４（1751）	宝暦２（1752）	宝暦３（1753）	宝暦８（1758）	宝暦９（1759）	宝暦 10（1760）	宝暦 11（1761）	宝暦 12（1762）	宝暦 13（1763）
稼働有無	→	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	絵図	2-33	2-34	2-35	2-36	2-37	1-51 2-38	2-39	2-40	絵図	2-41	2-42
年号（西暦）	明和元（1764）	明和３（1766）	明和５（1768）	明和６（1769）	明和７（1770）	明和８（1771）	安永元（1772）	安永２（1773）	安永３（1774）	安永４（1775）	安永７（1778）	安永９（1780）
稼働有無	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	→	⇒
事象	2-43	2-44	2-45	2-46	2-47	2-48	2-49	2-50	2-51	2-52	2-53	2-54
年号（西暦）	安永 10 天明元（1781）	天明２（1782）	天明３（1783）	天明７（1787）	寛政２（1790）	寛政３（1791）	寛政５（1793）	寛政８（1796）	寛政９（1797）	寛政 10（1798）	寛政 11（1799）	文化元（1804）
稼働有無	⇒	⇒	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒
事象	2-55	2-56	2-57	2-58	2-59	2-60	9-39	2-61	2-62	2-63	2-64	2-65
年号（西暦）	文化２（1805）	文化４（1807）	文化６（1809）	文化７（1810）	文化８（1811）	文化９（1812）	文化 10（1813）	文化 12（1815）	文化 13（1816）	文化 14（1817）	文化 15（1818）	文政期（1818～1829）
稼働有無	⇒	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→
事象	2-66	2-67	2-68	2-69	2-70	2-71	2-72	2-73	2-74	2-75	2-76	2-77
年号（西暦）	文政元（1818）	文政２（1819）	文政３（1820）	文政４（1821）	文政５（1822）	文政６（1823）	文政７（1824）	文政８（1825）	文政９（1826）	文政 10（1827）	文政 12（1829）	文政 13 天保元（1830）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	→	⇒	⇒
事象	9-48	2-78	2-79	2-80	2-81	2-82	2-83	2-84	2-85	2-86	2-87	2-88
年号（西暦）	天保２（1831）	天保３（1832）	天保４（1833）	天保５（1834）	天保６（1835）	天保７（1836）	天保８（1837）	天保９（1838）	天保 11（1840）	天保 12（1841）	天保 13（1842）	天保 14（1843）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	2-89	2-90	2-91	2-92	2-93	2-94	2-95	2-96	2-97	絵図	2-98	2-99
年号（西暦）	弘化２（1845）	弘化３（1846）	弘化４（1847）	嘉永２（1849）	嘉永３（1850）	嘉永４（1851）	嘉永５（1852）	嘉永６（1853）	安政２（1855）	安政３（1856）	安政７万延元（1860）	文久元（1861）
稼働有無	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	→	⇒	→
事象	2-100	2-101	2-102	2-103	2-104	2-105	絵図	絵図	絵図	絵図	2-106	2-107
年号（西暦）	文久３（1863）	慶応２（1866）	明治２（1869）	明治３（1870）	明治４（1871）	明治 23（1890）	明治 26（1893）					
稼働有無	→	→	⇒	⇒	→	→						
事象	2-108	2-109	2-110	2-111	2-112	絵図	絵図					

b　青 柳 間 歩

①　立　地　道遊の割戸の南側山裾、右沢右岸沢沿いの標高 150 ～ 160m 付近に立地し、対岸に右沢浄水場がある。道遊脈を採掘したと考えられる近世坑道の一つである。平成 11 年 11 月 9 日に行われた分布調査では、縦 240cm、横 230cm の坑口が確認されている（図版 1･3）。近代に坑道内の壁面をコンクリート壁に改装し、全面に出入口と窓を設けて倉庫に利用していたというが、現在は使用されていない。

②　沿　革　間歩名となっている「青柳」は人名に由来する可能性がある。本坑が開坑された慶長期の人物をみると、青柳隼人などの青柳姓の人名が見られるが、該当する山師は不明であった（付表 2）。

間歩が初めて開削された年代に関係する史料は確認できなかったが、慶長 17 ～ 18（1612 ～ 1613）年頃に大坂甚衛門が山主として経営を行っていた史料が残されている（史料 3-1）。本坑は、一時中絶した後、宝永 2（1705）年に採掘を再開し、以降、19 世紀まで再興と休山を繰り返したことが判明している（史料 3-2 ～ 10）。文化 4（1807）年 6 月 20 日に休山となった際には、御替山として鶴子銀山百枚間歩の開発が始まっている（史料 3-5）。また、文化 8（1811）年には上相川地区で、上相川住民が最寄りの稼ぎ場が無くなったことで失業する者が多かったことから、佐渡奉行所の失業者への雇用対策のために雲子間歩と共に再開発が行われている（史料 3-7・9）。また、三菱社の記録によれば、江戸時代末期から明治時代初期には、イギリス人技師のガワーによって道遊の割戸とともにダイナマイトによる採掘試験がはじめて行われた場所とされている。

絵図に描かれた青柳間歩の坑内の様相をみると、釜ノ口から三ツ合を通って稼ぎ場へ向かう横相の坑道であり、内部にやや広がりを持った稼ぎ場があったことがわかる（絵図 33）。

第 10 表　史料にみる青柳間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	1-16	間歩名	青柳間歩			地区名	間ノ山・右沢＜右沢右岸＞			主要鉱脈	道遊脈？	
年号（西暦）	慶長 17 ～ 慶長 18（1603 ～ 1604）	元禄 8（1695）	宝永 2（1705）	正徳期（1711 ～ 1716）	宝暦 2（1752）	享和期（1801 ～ 1804）	享和 2（1802）	文化期（1804 ～ 1818）	文化 4（1807）	文化 8（1811）	文化 13（1816）	文政 6（1823）
稼働有無	⇒		○	⇒	○	○	○	→　×	×			
事象	3-1	絵図	3-2	3-2	3-3	3-2	3-4	3-2	3-5	3-6・7・9	3-8 絵図	絵図
年号（西暦）	天保 7（1836）	天保 12（1841）	嘉永 2（1849）	慶応 4 明治元（1868）								
稼働有無	×		○	○								
事象	3-10	絵図	3-2	3-3								

c　市ノ勢間歩

①　立　地　道遊の割戸より東北東へ約 1,500m、一般県道白雲台・乙和池・相川線に近い左沢左岸の沢沿い標高 320m 付近に立地し、鳥越脈を採掘したと推測される近世坑道の一つである。平成 11 年 11 月 10 日に行われた分布調査では、坑口がわずかに開口した状態で確認されているほか（No.1-29）、周辺で「市之勢上ノ口」とされる坑口跡（No.1-30）が確認されている（図版 1・5）。

②　沿　革　絵図や文献史料によって「一ノ瀬」、「市ノ瀬」、「市之勢」など様々な名称がみられる [2)]。

1）坑道採掘に伴うものかどうか、遺構の性格不明。分布調査では遺構が確認できなかった。
2）分布調査では、「市之瀬本坑」としている。

第 11 表　史料にみる市ノ勢間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	1-29	間歩名	市ノ勢間歩			地区名	左沢川上＜左沢右岸上流＞			主要鉱脈	烏越脈	
年号（西暦）	元和 8（1622）	元和 4 ～寛永 4（1618 ～ 1627）	寛文年中（1661 ～ 1673）	延宝 9 天和元年（1681）	元禄 4（1691）	元禄 13（1700）	元禄 14（1701）	元禄 15（1702）	元禄 16（1703）	宝永元（1704）	宝永 2（1705）	宝永 5（1708）
稼働有無	⇒	→	→	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒
事象	4-1	4-2	4-4	4-3	1-31 4-4	4-5	4-6	4-6	4-7	4-5	4-5	4-8
年号（西暦）	享保 12（1727）	享保 18（1733）	延享 3（1746）	寛政 3（1791）	寛政 10（1798）	文政 6 ～（1823 ～）	天保 11（1840）	天保 12（1841）	弘化 3（1846）	弘化 4（1847）	嘉永 4（1851）	嘉永 6（1853）
稼働有無	→	×		○		→	○	→	⇒	⇒	→	→
事象	4-5	4-5	4-5	7-41	4-9	絵図	4-10	絵図	4-11	4-11	4-12	絵図
年号（西暦）	明治 4（1871）	明治 23（1890）										
稼働有無		×										
事象	4-13	絵図										

間歩が初めて開削された年代を示す史料は未確認であるが、鎮目奉行の任期である元和 4 ～寛永 4（1618 ～ 1627）年には、能登善左衛門・越後新右衛門によって、御直山として稼働していたことが判明している（史料 4-2）。元禄 4（1691）年に間歩草際より新切山を取立てるという記述（史料 4-4）や元禄 13（1700）年に本口が開発されるという記述があり（史料 4-5）、元和期の坑口以外に元禄期に新たに坑口が開かれたことがわかる。元禄 14（1701）年には上煙貫間切によって 115 間（約 209m）を切延べ、本坑と貫通したこと（史料 4-6）、宝永 2（1705）年には下口を惣水貫として切開くなど、排水坑道を持つ複数の坑口があったことを示す史料がみられる（史料 4-5）。元禄 4（1691）年以降は自分山・自分稼が多く見られ、寛政年間（1789 ～ 1801）まで稼ぎ方が続いたが出水によって廃れたとされる（史料 4-4 ～ 12）。弘化 3（1846）年前後から御仕入れ稼ぎが行われている（史料 4-11）。弘化 4（1847）年にはゆくゆくは御直山にというほどの出方をしたとされるが、その後衰退し、明治 4（1871）年に火之番が置かれた記述を最後に開発の記録が確認されておらず、明治 23（1890）年に描かれた「御料佐渡鉱山之図」では旧坑の扱いとなっている。

『佐渡相川志』によれば、本坑は間ノ山番所より市ノ勢間歩釜ノ口まで 16 町 3 間 1 尺（約 1,751m）の距離にあるとされている。18 世紀半ば以降に描かれた岡絵図には、本口のほかに、古市ノ勢･市ノ勢上口･市ノ勢下口が描かれることが多く（絵図 10）、「相川金銀山立合引」のように稼働時には四ツ留番所が描かれていることがあるが（絵図 22）、番所の位置は特定されていない。

絵図による坑内の様相をみると、本坑は釜ノ口から三ツ合を通って稼ぎ場へ向かう横相の坑道で、敷内図によると、古市ノ勢間歩とは坑内で連結せず、上口・下口・桜平間歩と坑内で連結していることが判明しており、このうち、上口が煙貫、下口が惣水貫として機能したようである。史料に記述された市ノ勢間歩の変遷をみると、元和期までに古市ノ勢間歩の開発が行われ、元禄年間にそれまでの古市ノ勢間歩を放棄して新たな本口を開き、上口・下口が開削されていったと想定される。その中で、坑内の稼ぎ場の位置関係によって、下口が「市ノ勢本口」となった時期があったようである（絵図 7）。

d　雲子間歩

①　立　地　道遊の割戸より東へ約 800m、右沢右岸付近に立地していた、主に青盤脈を採掘したと推定される近世坑道の一つである。分布調査では遺構が発見されなかったものの、近世の主要坑道の一つとし

てたびたび文献や絵図に名前がみられる。

② 沿　革　雲鼓間歩ともよばれる。『佐渡相川志』によれば、本坑は六十枚番所より雲子間歩釜ノ口まで 6 町 38 間 1 尺 1 寸（約 724m）の距離があるとされ、岡惣囲と書かれるものの面積の記述が無く、詳細は不明である（史料 5-2）。

史料によれば、本坑は元和 4（1618）年に雲子（越後）利右衛門が開坑したとされる（史料 5-1）。元禄 9（1696）年 6 月には新切山を取明け（史料 5-3）、元禄 13（1700）年には盛りとなったことが記述される（史料 5-4）。享保 5（1720）年には洪水によって稼ぎ所が埋没して休山したが（史料 5-20）、享保 17（1732）年に上ハ（誤字ヵ）口を取立てている（史料 5-6）。宝暦 4（1754）年、文化 13（1816）年、文政 4（1821）年、文政 8（1825）年には御直山として経営されている。寛政 6（1794）年には不盛りにて右沢の甚五間歩と共に休山となり、この影響で、寛政 8（1796）年の金銀山金穿大工入用改により、大工が 3 万人から 2 万人に削減されている（史料 5-18）。文化 8（1811）年に上相川住民の失業者対策として、青柳間歩と共に再興され、同年 9 月には本口が取明けられて採掘が行われた（史料 5-19・20）。文政 7（1824）年には敷内で落盤があり、永続が難しかったため、甚五間歩を雲子間歩名義で取明け、番所も移されている（史料 5-29）。また、天保 15（1844）年には稼ぎ所の鏈引が薄くなり、青盤領で稼いでいたことから、産出鉱石も青盤間歩と併せて出されるようになった（史料 5-39）。その後も休山と再興を繰り返しながら、明治 2（1869）年頃まで採掘が続けらたと考えられる。

絵図などの資料から坑内の様相をみると、本坑は釜ノ口より三ツ合を通って稼ぎ場へ向かう横相の坑道で、源兵衛廊下を経て青盤間歩に連結しているほか、江戸時代後期には甚五間歩と坑内で連結していたことから、雲子間歩名義で甚五間歩の採掘も行われ、甚五間歩より出入りし、番所も移されていた時期があって、「立合引銀山岡絵図」では、甚五間歩が御直山の「雲子間歩」として記述されている（絵図 12）。

本坑の特徴として、「相川町々并銀山岡絵図」などの岡絵図に同名の間歩が 3 ヵ所で描かれている点が

第 12 表　史料にみる雲子間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	―	間歩名	雲子間歩			地区名	＜右沢右岸＞			主要鉱脈	青盤脈	
年号（西暦）	元和 4（1618）	元和 4 ～寛永 4（1618 ～1627）	天和元（1681）	元禄 4（1691）	元禄 9（1696）	元禄 13（1700）	元禄 14（1701）	享保 5（1720）	享保 17（1732）	元文 3（1738）	元文 4（1739）	元文 5（1740）
稼働有無	◎	⇒	→	⇒	○　⇒	→	⇒	⇒			→	⇒
事象	5-1	5-1	5-2	1-31	5-3	5-4	5-5	5-20	5-6	5-7	5-8	5-9
年号（西暦）	元文 6 寛保元（1741）	延享 4（1747）	寛延 4 宝暦元（1751）	宝暦 4（1754）	宝暦 8（1758）	宝暦 9（1759）	安永 2（1773）	安永 7（1778）	天明 3（1783）	寛政 6（1794）	寛政 7（1795）	寛政 8（1796）
稼働有無	⇒	→	×	○　⇒	→	→	→	⇒	⇒	×	×	×
事象	5-10	絵図	5-11	5-12	1-51	5-13	5-14	5-16	5-15	5-16	5-17	5-18
年号（西暦）	文化 8（1811）	文化 9（1812）	文化 10（1813）	文化 12（1815）	文化 13（1816）	文化 14（1817）	文政期（1818 ～1829）	文政元（1818）	文政 2（1819）	文政 3（1820）	文政 4（1821）	文政 6（1823）
稼働有無	○	⇒	⇒		⇒	⇒		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	5-19・20	5-20・39	5-21	5-30	5-22	絵図	5-23	5-24	5-25	5-26	5-27	5-28
年号（西暦）	文政 7（1824）	文政 8（1825）	文政 9（1826）	文政 10（1827）	天保元（1830）	天保 2（1831）	天保 4（1833）	天保 5（1834）	天保 6（1835）	天保 9（1838）	天保 11（1840）	天保 12（1841）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒
事象	5-29	5-30	5-31	5-3	5-32	5-33	5-34	5-35	5-36	5-37	5-38	絵図
年号（西暦）	天保 15 弘化元（1844）	明治 2（1869）										
稼働有無	→											
事象	5-39	絵図										

あげられる（絵図17）。それと対応するように史料では、元禄9（1696）年の新切山取立て（史料5-3）、享保17（1732）年の上ハ口取建て（史料5-6）、文化8（1811）年9月の本口御取明（史料19・20）といった新たな坑口の開削を示す史料がみられたものの、どの間歩がいつの時代に該当するのか明確にすることができなかった。

次に坑外の他の施設をみると、『金銀山稼方取扱一件』では、惣敷地坪数380坪（約1,254m^2）、御番所建坪46坪5歩（約151.8m^2）、鍛冶小屋建坪28坪（約92.4m^2）、建場小屋2軒とあり、釜ノ口より三ツ合までの間数31間（約56.4m）としている。また、元文3（1738）年に、本坑の上に薬師堂が建てられている（史料5-7）。いずれも坑口の位置が特定できなかったため、今回の分布調査では坑外施設の有無についても確認できなかった。

e　大切山間歩

① 立　地　道遊の割戸より北東へ約400m、一般県道白雲台・乙和池・相川線に近い、左沢右岸の標高170～180m付近に立地する、主に大切山脈を採掘した近世から近代にかけての主要坑道の一つである。平成11年11月9日に行われた分布調査では、縦240cm、横250cmの坑口が確認されている（No.1-13）（図版1・3）。近年、松江工業高等専門学校の久間英樹教授によって、坑道内の探査が実施され、本坑に並行して坑内の空気を循環させるための通気坑が残されていることが判明している。これは、いくつかの枝坑によって連結しているが、中間の枝坑はいずれも石積みと泥塗りによっ空気が通らないように工夫されており、採掘現場が奥へ進むと手前の枝坑を閉塞していったものと考えられる。現在は、株式会社ゴールデン佐渡によって一般公開されている。

② 沿　革　本坑は「与次右衛門大切山間歩」とも呼ばれ、間歩名の大切山の由来は、鉱山用語の大きい「切山」に由来すると考えられる。開削を始めて着脈に十数年を要した坑道で、本坑道に並行して通気用の煙貫が掘られていることに大きな特徴がある（絵図43）。『佐渡相川志』によれば、本坑は、間ノ山番所より大切山間歩釜ノ口まで7町45間3尺（約846m）の距離があるとされている。

開削の開始年代については、『御仕入稼取扱一件』では寛永8（1631）年（史料6-1）、『佐渡風土記』では寛永10（1633）年（史料6-2）、『佐渡年代記』『佐渡古実略記』では寛永11（1634）年（史料6-3～5）の取明けとして年代にズレがみられる[1)]。本坑は山師の味方与次右衛門が自費で採掘を開始し、左右高下を手広く切通し、別に煙貫として二重に切延べて風通しを良くしたことが記述されている（史料6-3）。正保2（1645）年には与次右衛門が資金に困窮し、若鏈が当たった場合は3ヵ年の上納鏈免除を願い出ている（史料6-4）。正保4(1647)年には大切山脈に着脈し、御直山となっている（史料6-5）。その後、慶安3(1650)年、元禄7（1694）年にも御直山として経営され、安永5（1776）年に自分稼ぎ、文政6（1823）年・嘉永3（1850）年に御仕入れ稼ぎが行われている。

けだえが多いことが特徴となる間歩で、前述した開削時の「二重に切延べた煙貫」のほかに、寛文3(1663)年の史料では、けだえ対策として煙貫を切り、3ヵ年で貫き通したこと、この頃の大切山の大工が油煙で顔が染まっていたので「けたえ大工」といわれていた記述がある（史料6-10）。宝暦9（1759）年に清次間歩の長作敷へ煙貫切山を行っている（史料6-21）。文化3（1806）年以降は銅稼ぎの記述も見られる（史料6-1）。

明治23（1890）年の「御料佐渡鉱山之図」には「大切坑」と表記され（絵図23）、稼働中であったことが描かれている。以後、坑口自体は昭和期頃までに一時埋没したようであるが、坑内の採掘は引き続き続

第 13 表　史料にみる大切山間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	1-13	間歩名	大切山間歩・大切坑			地区名	向山<左沢右岸>			主要鉱脈	大切脈	
年号（西暦）	寛永 8（1631）	寛永 10（1633）	寛永 11（1634）	正保 2（1645）	正保 4（1647）	正保 5 慶安元（1648）	慶安 2（1649）	慶安 3（1650）	承応期（1652 ～ 1655）	承応 2（1653）	寛文 3（1663）	寛文 6（1666）
稼働有無			⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	×		⇒	
事象	6-1	6-2	6-3 ～ 5	6-4・5	6-5	6-1・5・6	6-1・5・7	6-1・8	6-1	6-5・8・9	6-10	6-11
年号（西暦）	延宝 2（1674）	延宝 3（1675）	天和元（1681）	天和 2（1682）	元禄 7（1694）	元禄 10（1697）	宝永 7（1710）	享保 2（1717）	元文 4（1739）	延享 2（1745）	延享 4（1747）	寛延 4 宝暦元（1751）
稼働有無				→	⇒	→	→		×	○	→	×
事象	6-12	6-13	6-14	6-15	絵図	6-16	6-17	6-18	6-19	6-1	絵図	6-20
年号（西暦）	宝暦 9（1759）	安永 5（1776）	寛政 4（1792）	寛政 10（1798）	寛政 11（1799）	文化 3（1806）	文政期（1818 ～ 1829）	文政 6（1823）	天保 7（1836）	天保 12（1841）	嘉永 3（1850）	万延 2 文久元（1861）
稼働有無		⇒	×	○　→	→	⇒		→	⇒	○	⇒	⇒
事象	6-21	6-1	6-22	6-23	絵図	6-1	6-24	絵図	6-25	6-2 絵図	6-1	6-1
年号（西暦）	慶応 3（1867）	明治 2（1869）	明治 23（1890）	明治 26（1893）	明治 29（1896）	明治 32（1899）	明治 35（1902）	明治 40（1907）	大正 5（1916）	平成元（1989）		
稼働有無	⇒	→	→	→	→	→	→	→	→	×		
事象	絵図	鉱山史	絵図	絵図	事業報告	事業報告	事業報告	事業報告	事業報告	休山		

けられたことで、江戸時代の採掘技術のみならず、鉱車用に坑道を拡幅しているほか、シュリンケージ採掘法による切羽などの近代の採掘技術の痕跡も残されている。大切山間歩から清次間歩内へ移動して採掘することもあった。

坑外施設の状況をみると、「大切山間歩岡山図」に、四ッ留番所・鍛冶小屋が描かれている（絵図 44）。また、明治時代には坑口周辺に役局・選鉱場・厩が描かれているが（絵図 23・24）、現在、県道の敷設等により、これらの遺構は確認されていない。

f　甚五間歩

① 立　地　道遊の割戸より東へ約 400m、右沢右岸の標高 190 ～ 200m 付近に立地する近世の主要坑道の一つである。平成 11 年 11 月 9 日に行われた分布調査では、縦 200cm、横 280cm の坑口が確認されている（図版 1・4）。坑道内は崩落もなく原型を留めているという［相川町教育委員会 2003］。

② 沿　革　本坑の間歩名の由来は定かではないが、開坑した山師の水田甚五兵衛に由来する可能性が高い。絵図によると、甚五間歩の坑口は甚五間歩と甚五上口の 2 ヵ所がある。「御仕入稼取扱一件」によれば、慶長 8（1603）年に開坑したとされる（史料 7-1）。また、『佐渡年代記』では、元和 5（1619）年頃に水田甚五兵衛が間歩を切り開く（史料 7-4）とあり、後の絵図での表記方法から前者が甚五上口、後者が後の甚五間歩ではないかと推定される。

鎮目奉行の任期中元和 4 ～寛永 4（1618 ～ 1627）・寛永 20（1643）年・寛文 3（1663）年・寛文 6（1666）年・元禄 4（1691）年・延享 4（1747）年・寛政 2（1790）年に御直山となっているほか、寛永 8（1631）年・寛永 20（1643）年・文政 6（1823）年・天保 15（1844）年・弘化 3（1846）年・同 4（1847）年に自分稼ぎが行われている。寛永 5（1628）年・寛永 8（1631）年。・正保 4（1647）年・寛文 6（1666）年に大盛り、元禄 7（1694）年に盛りとなった。その後、安永 3（1774）年、青盤間歩の排水問題を解消するため、青盤と甚五間歩を排水用の間切が計画されているほか（史料 7-34）、安永 9（1780）年には青盤

1）　本書では『佐渡年代記』の寛永 11（1634）年の取明けを採用している。

間歩～甚五間歩間の水道取明けが完成し、甚五間歩の亀松尻より門前町（南沢疎水道出口）まで通行できるようになったとされる（史料 7-37）。天明 2（1782）年には、青盤間歩と共にフランカスホイ（オランダ水突）が導入された。寛政 6（1794）年以降には不盛りのため､雲子間歩と共に休山となった。文政 4（1821）年には上相川新切山の採掘を止め、甚五間歩が再興された（史料 7-47）。文政 7（1824）年には雲子間歩出の崩落により、甚五間歩が雲子間歩名義で稼がれる時期があったが（史料 7-49）、天保 14（1843）年に休山した（史料 7-1）。その後も再興と休山を繰り返した。明治 4（1871）年の鉱山役所調が残されているので（史料 7-54）、明治初期まで採掘が続けられた可能性がある。

坑内の様相をみると、廊下と三ツ合を持つ横相の坑道で、仙右衛門敷・馬之助敷・源太郎敷・源太郎間切･国平切山などの稼ぎ場の名前が見られる。江戸後期には雲子間歩と坑内で連結している。文政 7(1824) 年には雲子名義で甚五間歩の採掘も行われた際は、甚五間歩より出入りしたため番所の位置も移されたことがある（史料 5-29）。また、甚五間歩坑内の亀助尻は（絵図 47）、青盤間歩からの排水を下流部へ送る排水坑道として機能しており、採掘以外にもこの排水坑道の維持管理のために坑内の普請が行われた形跡がある。

一方、坑外の様相をみると、『佐渡相川志』によれば、宝暦 2（1752）年時の惣囲 370 坪（約 1,221m^2）、六十枚番所より甚五間歩釜ノ口まで 3 町 1 間 3 尺（約 330m）の距離があるとされている。坑外施設の状況をみると、「御直山甚五間歩絵図」に、坑外に四ツ留番所･鍛冶小屋 1 棟･立場小屋 1 棟･穿子小屋 1 棟･柵が描かれており（絵図 48）、稼働時に番所などがあったことがわかる。

第 14 表　史料にみる甚五間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	1-18	間歩名	甚五間歩			地区名	右沢＜右沢右岸＞			主要鉱脈	青盤脈	
年号（西暦）	慶長 8（1603）	元和期（1615～1624）	元和元年（1615）	元和 4～寛永 4（1618～1627）	元和 5（1619）	寛永 5（1628）	寛永 8（1631）	寛永 20（1643）	正保 4（1647）	慶安 2（1649）	明暦 4 万治元（1658）	寛文～延宝期（1661～1681）
稼働有無	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		⇒	→
事象	7-1	7-1	7-1・2	7-3	7-4	7-5	7-6	7-7	7-8	7-9	7-10	7-1・16
年号（西暦）	寛文 3（1663）	寛文 6（1666）	寛文 9（1669）	寛文 10（1670）	延宝 9 天和元（1681）	天和 4 貞享元（1684）	貞享 4（1687）	貞享 5 元禄元（1688）	元禄 4（1691）	元禄 5（1692）	元禄 7（1694）	元禄 8（1695）
稼働有無	⇒	⇒	×	×	×	○	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒
事象	7-11	7-12・13	7-14	7-15	7-17	7-1	7-3・18	7-19	1-31 7-1	7-20	1-21 絵図	絵図
年号（西暦）	宝永期（1704～1711）	元文 2（1737）	元文 4（1739）	元文 5（1740）	延享元（1744）	延享 4（1747）	寛延 3（1750）	寛延 4（1751）	宝暦 8（1758）	宝暦 9（1759）	宝暦 10（1760）	明和期（1764～1771）
稼働有無	→	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	7-1	7-22	7-23	7-24	7-25	絵図	7-26	7-27	1-51	7-28	7-29	7-1
年号（西暦）	明和 3（1766）	明和 7（1770）	明和 9（1772）	安永 2（1773）	安永 3（1774）	安永 4（1775）	安永 7（1778）	安永 9（1780）	天明元（1781）	天明 2（1782）	天明 8（1788）	寛政 2（1790）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒
事象	7-30	7-31	7-32	7-33	7-34	7-35	7-36	7-37	7-38	7-39	7-40	絵図
年号（西暦）	寛政 3（1791）	寛政 6（1794）	寛政 7（1795）	寛政 8（1796）	寛政 10（1798）	寛政 11（1799）	文政 4（1821）	文政 5（1822）	文政 6（1823）	文政 7（1824）	天保 12（1841）	天保 14（1843）
稼働有無	→	⇒	×	×		→	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒
事象	7-41	7-42	7-43	7-44	7-45	7-46	7-47	7-48	絵図	7-49	絵図	7-1
年号（西暦）	天保 15 弘化元（1844）	弘化 3（1846）	弘化 4（1847）	嘉永元（1848）	嘉永 4（1851）	嘉永 5（1852）	文久元（1861）	明治 4（1871）				
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→		→				
事象	7-1	7-1・50	7-1・51	7-1・52	7-1・53	絵図	7-2	7-54				

g　清 次 間 歩

①　立　地　道遊の割戸より東北東へ約 600m、源右衛門平と呼称された、左沢左岸に所在した近世の主要間歩の一つである。分布調査の際には遺構は確認できなかった。

No.1-27 の南側、標高 180 ～ 190m 付近に広い空地があり、山際に岩盤が露出している場所がある。分布調査では清次間歩とされる遺構は確認されていないが、絵図や現地形からここが清次間歩のあった場所である可能性が高い。

②　沿　革　本坑は「清治間歩」ともよばれ、間歩名は本坑を開坑した山師の下田清治に由来する。『佐渡相川志』によれば、間ノ山番所より清次間歩釜ノ口まで 10 町 12 間 3 尺（約 1,114m）の距離があるとされている。絵図をみると、右沢にも同名の間歩があるため（江戸時代初期のみ操業）、慶長～元和期の史料では地名が書かれていないことが多く、両者の間歩を混同してしまっている可能性がある。

『佐渡相川志』の山師由緒によれば、慶長年間に下田清治が稼いだとされており（史料 8-1）、慶長 8（1603）年に開坑したとする史料もある（史料 8-2）。元和 5（1619）年に開発され、その後度々中絶、宝暦元（1751）年まで小規模開発があったとされる（史料 8-4・5）。鎮目奉行の任期であった元和 4 ～寛永 4（1618 ～ 1627）年・寛永 13（1636）年・寛文 10（1670）年・元禄 4（1691）年・元禄 7（1694）年・延享 4（1747）年・文化 12（1815）年・文政 6（1823）年に御直山となっている。宝暦元（1751）年や宝暦 5（1755）年に休坑した旨の記録がある。天明 3（1783）年にはけだえのために休山していたが、煙貫を切り抜き、再開発することが決まっている（史料 8-24）。文化 10（1813）年に「清次間歩煙貫と大切山間歩吉助間切が貫き合う」という記述があり、坑内で大切山間歩と繋がり、これによってけだえが無くなったとされている（史料 8-4・25）。これにより、大切山間歩から清次間歩内の敷を開発することもあった。明確な廃止時期は不明であるが、明治 2 ～ 4（1869 ～ 1871）年の資料にも間歩名が記述されることから（史料 8-45 ～ 47）、

第 15 表　史料にみる清次間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	―	間歩名	清次間歩			地区名	源右衛門平＜左沢右岸＞			主要鉱脈	七助脈・鰐口脈？	
年号（西暦）	慶長期（1596 ～ 1615）	慶長 8（1603）	慶長 9（1604）	元和 5（1619）	元和 4 ～寛永 4（1618 ～ 1627）	寛永 3（1626）	寛永 5（1628）	寛永 13（1636）	承応元（1652）	万治元（1658）	寛文 10（1670）	延宝 6（1678）
稼働有無		⇒	⇒	○	⇒	⇒　×	○　⇒	⇒	→	→	○	⇒
事象	8-1	8-2	8-3	8-4	8-6	8-5	8-7	8-8	8-9	8-11	8-12	8-13
年号（西暦）	延宝 8（1680）	天和元（1681）	元禄 4（1691）	元禄 7（1694）	元禄 8（1695）	元文 3（1738）	元文 4（1739）	元文 5（1740）	寛保元（1741）	延享 4（1747）	寛延 4 宝暦元（1751）	宝暦 4（1754）
稼働有無	⇒	→	→	⇒	→	×	○	⇒	⇒	→	×	×
事象	2-15 8-14	8-15	1-31	絵図	絵図	8-16	5-8 8-17	8-18	8-19	絵図	8-20	8-21
年号（西暦）	宝暦 5（1755）	宝暦 9（1759）	明和 4（1767）	明和 9（1772）	天明 3（1783）	寛政 10（1798）	文化 10（1813）	文化 11（1814）	文化 12（1815）	文化 14（1817）	文政期（1818 ～ 1829）	文政 2（1819）
稼働有無	×	○	→	→	×　○　⇒	⇒	⇒	×　○　⇒	⇒	⇒		⇒
事象	8-2	8-4	8-22	8-23	8-24	8-26	8-4・25	8-2	8-4・26	絵図	8-27	8-28
年号（西暦）	文政 6（1823）	文政 7（1824）	文政 8（1825）	文政 9（1826）	天保 2（1831）	天保 8（1837）	天保 9（1838）	天保 11（1840）	天保 14（1843）	嘉永 2（1849）	嘉永 3（1850）	嘉永 4（1851）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	→	→	⇒	→	→	→	⇒	⇒	⇒
事象	8-29	8-30	8-31	8-32	8-33	8-34	8-35	8-36	8-37	8-38	2-104	8-40
年号（西暦）	嘉永 6（1853）	万延元（1860）	文久元（1861）	文久 3（1863）	慶応 2（1866）	明治 2（1869）	明治 3（1870）	明治 4（1871）	明治 23（1890）	明治 26（1893）		
稼働有無	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒	⇒				
事象	絵図	8-41	8-42	8-43	8-44	8-45	8-46	8-47	絵図	絵図		

明治初期まで採掘が行われている可能性が高い。

坑内の様相をみると、廊下と三ツ合を持つ横相の坑道で、長作敷・東盛右衛門敷・忠太郎敷・長太郎敷・長造敷・吉助間切などの稼ぎ場の名前が見られる。また、絵図では前述した大切山間歩のほかに弥十郎間歩（加賀弥十郎間歩）・鳥越間歩と連結している様子が描かれている（絵図 50 ～ 52）。

坑外施設の状況をみると、「佐州金銀山之内清次間歩鋪内墨引」（絵図 52）や「清次間歩絵図」（絵図 49）では、坑外に四ツ留番所・鍛冶小屋 1 棟・立場小屋 1 棟・柵が描かれている。『金銀山稼方取扱一件』では、惣敷地坪 492 坪（約 1623.6m^2）、御番所建坪（32 坪 2 歩余）（105.6m^2）、鍛冶小屋建坪（22 坪）（約 72.6m^2）、建場小屋 2 軒とあり、釜ノ口より三ツ合までの間数 200 間 2 尺 2 寸（約 364.2m）としている。このほかに、明和 4（1767）年のどべ小屋で出火（史料 8-22）、明和 9（1772）年の不動堂焼失（史料 8-23）などの史料から、じきによって周辺にどべ小屋や不動堂があったことが判明している。

h 鳥越間歩

① 立　地　道遊の割戸より東北東へ約 1,100m、向山と呼称される左沢右岸上流、標高 250 ～ 260m 付近に立地する近世～近代の主要間歩の一つである。平成 11 年 11 月 9 日に行われた分布調査では、坑口跡（No.1-14）が確認されているものの、水害によって完全に崩落しており、広いテラスも流出してしまっている（図版 1・5）。

② 沿　革　本坑の間歩名となっている「鳥越」の由来について明確になっていないが、他の間歩で鳥越与大夫間歩等の人名由来の間歩名があることから、鳥越間歩も人名に由来するものである可能性がある。史料では開坑年が複数見られるため、複数の坑口を持つ間歩であると考えられる。資料によれば、清次間歩と坑内で連結しているとされる。『佐渡相川志』によれば、岡惣囲 900 坪（約 2,970m^2）、間ノ山番所より鳥越間歩釜ノ口まで 14 町 37 間 5 尺（約 1,596m）の距離があるとされている。

慶長 11 ～ 15（1606 ～ 1610）年頃と推測される「川上家文書」所収の文書に「鳥越古間歩」の名前が見える（史料 9-1）。また、慶長 18 ～元和 3（1613 ～ 1617）年に開坑したとする史料もあり（史料 9-2）、この頃の開坑年代は明らかでない。寛永 14（1637）年の史料では、当時の鳥越間歩が山手のものであったという記述があり（史料 9-5）、18 世紀以降の絵図に見られる鳥越間歩と配置が異なる可能性が高い。元禄 4（1691）年に再興された際には、坑口に「新切山」の名が付けられることから（史料 9-6）、坑口が変化したと推測される。

元和 4 ～寛永 4（1618 ～ 1627）年・延宝 8（1680）年・元禄 7（1694）年・宝永 3（1706）年・安永 4（1775）年・寛政 2（1790）年・文化 12（1815）年・安政 2（1855）年・文久元（1861）年に御直山となっており、元禄 4（1691）年・嘉永 3（1850）年には自分山として稼がれたことが書かれている。延宝 9（1681）年以降は中絶と再興を繰り返したが、元禄 4 年から文政期まで中絶したことが無かったとされている（史料 9-6）。元禄 8（1695）年に盛り、元禄 14 ～ 15（1701 ～ 1702）年・天明 2（1782）年に大盛りを迎えた記述がある。安永 4（1775）年以降からは銅稼ぎが行われ、文政 2（1819）年には金銀鉱石の銅気が強いため、南蛮絞り床 1 挺を取立てたという記述が見られる（史料 9-32）。

明治時代以降も採掘が続けられ、明治 2 ～ 4（1869 ～ 1871）年の史料に本坑の名前があげられているほか、明治 23（1890）年の「御料佐渡鉱山之図」では稼働中であった様子が描かれている（絵図 23）。明治 30（1897）年には坑内竪坑の採掘が行われている。以降も鳥越脈の採掘が続けられた。

元禄期に新切山の記載があり、坑口を変更している。斜面上に上煙貫と称される通気坑が坑内で連結し

第 16 表　史料にみる鳥越間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	1-14	間歩名	鳥越間歩			地区名	向山＜左沢右岸上流＞			主要鉱脈	鳥越脈	
年号（西暦）	慶長 11 ～慶長 15（1606 ～1610）	慶長 18 ～元和 3（1613 ～1617）	元和 4 ～寛永 4（1618 ～1627）	寛永 10（1633）	寛永 14（1637）	天和元（1681）	貞享 3（1686）	元禄元（1688）	元禄期（1688 ～1703）	元禄元（1688）	元禄 4（1691）	元禄 7（1694）
稼働有無	→	○	⇒	→	⇒	◎　⇒	→	×		×	◎　⇒	⇒
事象	9-1	9-2	9-3	9-4	9-5	9-5・6	9-2	9-2・8	9-7	9-2・7	1-31、4-4 9-2・6	絵図
年号（西暦）	元禄 8（1695）	元禄 11（1698）	元禄 13（1700）	元禄 14（1701）	元禄 15（1702）	元禄 16（1703）	宝永 3（1706）	宝永 5（1708）	宝永 6（1709）	享保 3（1718）	享保 6（1721）	享保 11（1726）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	→	⇒	⇒	⇒
事象	9-9・10	9-10	9-11	9-12	9-13	9-14	9-15	9-16	9-17	9-18	9-19	9-20
年号（西暦）	享保 12（1727）	享保 13（1728）	享保 21 元文元（1736）	元文 4（1739）	元文 5（1740）	延享 4（1747）	寛延 3（1750）	宝暦元（1751）	宝暦 8（1758）	宝暦 9（1754）	宝暦 10（1760）	宝暦 12（1762）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	→	→	⇒	→	
事象	9-21	9-22	9-23	5-8	9-24	絵図	9-25	9-26	1-51	2-39	2-40	9-27
年号（西暦）	明和 2（1765）	明和 3（1766）	明和 7（1770）	明和 9（1772）	安永 4（1775）	安永 6（1777）	安永 7（1778）	天明 2（1782）	天明 7（1787）	天明 8（1788）	寛政 2（1790）	寛政 5（1793）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	→
事象	9-28	9-29	9-30	9-31	9-32	9-33	9-34	9-35	9-36	9-37	9-38	9-39
年号（西暦）	寛政 7（1795）	寛政 9（1797）	寛政 10（1798）	享和 2（1802）	文化元（1804）	文化 2（1805）	文化 3（1806）	文化 4（1807）	文化 5（1808）	文化 7（1810）	文化 9（1812）	文化 10（1813）
稼働有無	⇒	⇒	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒
事象	9-40	9-41	2-63	9-42	2-65	2-66	9-43	9-44	9-45	2-69	2-71	9-46
年号（西暦）	文化 12（1815）	文化 13（1816）	文政元（1818）	文政 2（1819）	文政 4（1821）	文政 5（1822）	文政 6（1823）	文政 7（1824）	文政 9（1826）	文政 10（1827）	文政 11（1828）	文政 12（1829）
稼働有無	→		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	→		⇒
事象	8-26	9-47	9-48	9-49	9-50	9-51	9-52	2-83 9-53	9-54	9-55	9-56	2-87 9-57
年号（西暦）	文政 13（1830）	天保 2（1831）	天保 3（1832）	天保 4（1833）	天保 6（1835）	天保 7（1836）	天保 8（1837）	天保 9（1838）	天保 11（1840）	天保 12（1841）	天保 13（1842）	天保 14（1843）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒	
事象	9-58	2-89 9-59	9-60	9-61	9-62	9-63	9-64	9-65	2-97	絵図	9-66	9-67
年号（西暦）	弘化 2（1845）	弘化 5 嘉永元（1848）	嘉永 3（1850）	嘉永 4（1851）	安政 2（1855）	安政 7 万延元（1860）	文久元（1861）	文久 3（1863）	慶応 2（1866）	明治 2（1869）	明治 3（1870）	明治 4（1871）
稼働有無	→	⇒	→	⇒	→	⇒	⇒	⇒				
事象	9-68	9-69	2-104	9-70	絵図	2-106 9-71	9-72	9-73	9-74	9-75	9-76	9-77
年号（西暦）	明治 23（1890）	明治 26（1893）	明治 30（1897）	明治 31（1898）	明治 33（1900）	平成元（1989）						
稼働有無	→	→	→	→	→	×						
事象	絵図	絵図	佐渡 鉱山史稿	佐渡 鉱山史稿	佐渡 鉱山史稿	休山						

ている。坑内の様相をみると、廊下と三ツ合を持つ横相の坑道で、助吉敷、勘左衛門敷、勘左衛門間切、三連階子、吉作敷、鳥之助敷、鳥太郎敷、銀棚間切、吉之丞敷、勘吉敷、勘七郎敷、助平敷、大留山、勘六敷、勘八郎敷などの稼ぎ場の名前が見える。絵図から当初は西敷を中心に稼いでいたが、明和 7（1770）年以降は東敷を中心に採掘が行われたと考えられる。

坑外施設の状況をみると、「佐州金銀山之内鳥越間歩鋪内墨引」では坑外に四ツ留番所・鍛冶小屋 1 棟・銅稼立場 1 棟・石撰立場 1 棟が描かれ（絵図 56）、「御直山鳥越間歩岡絵図」では、坑外に四ツ留番所・鍛冶小屋 1 棟・立場小屋 3 棟・石撰小屋 1 棟が描かれている（絵図 57）。『金銀山稼方取扱一件』では、惣敷地坪 905 坪余（2,986.5m^2）、御番所建坪 52 坪 5 歩（約 171.6m^2）、鍛冶小屋建坪 38 坪 2 歩 5 厘（約 125.4m^2）、建場小屋 3 軒とあり、釜ノ口より三ツ合までの間数 147 間（約 267.3m）としている。

天明 2（1782）年の大盛りの際には、大山祇神社で法楽御能が開催されている（史料 9-35）。

i 中尾間歩

① 立　地　道遊の割戸より北西へ 300m、向山と呼称された中尾沢、標高 150m 付近に立地する近世の主要間歩の一つである。平成 11 年 11 月 8 日に行われた分布調査では、「中尾間歩本坑」とされる縦 220cm、横 1,050cm の坑口（No.1-7）と「中尾間歩」とされる縦 145cm、横 230cm の坑口（No.1-5）の 2 ヵ所が確認されている。坑口前面にかなり広いテラスがあった痕跡が残るが、水害により流出している可能性が高い（図版 1・3）。

② 沿　革　本坑の間歩名の由来については定かではなく、山師にも中尾姓の人名も伝わっていない。慶長期にはすでに開発が始まっていたようで、慶長～元和年間には御直山の一つに数えられている。『佐渡相川志』によれば、岡惣囲 504 坪（約 1663.2m^2）、間ノ山番所より中尾間歩釜ノ口まで 5 町 24 間 5 尺 5

第 17 表　史料にみる中尾間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	1-5、1-7	間歩名	中尾間歩			地区名	間ノ山・向山＜中尾沢＞			主要鉱脈	中尾脈	
年号（西暦）	慶長 11（1606）	慶長 13（1608）	慶長 18 ～元和 3（1613 ～1617）	元和 3（1617）	元和 4（1618）	元和 8（1622）	寛永 3（1626）	寛永 8（1631）	寛永 10 ～寛永 12（1633 ～1635）	正保元（1644）	寛文 10（1670）	延宝 2（1674）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	○　⇒	⇒	⇒	○　⇒	○　⇒	⇒	×　→	→	⇒
事象	10-1	10-2	10-3	10-4・7	10-5	4-1	10-6	10-7	10-8	10-9	10-10	6-12
年号（西暦）	延宝 3（1675）	延宝 9 天和元（1681）	元禄 4（1691）	元禄 8（1695）	宝永 6（1709）	宝永 7（1710）	正徳元（1711）	正徳 3（1713）	正徳 5（1715）	享保 2（1717）	享保 3（1718）	享保 21 元文元（1736）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○　⇒	→	⇒	⇒	⇒	→
事象	6-13	10-11	2-18	絵図	10-6・12	10-17	10-12・13	10-14	10-15	6-18	10-16	10-17
年号（西暦）	元文 4（1739）	元文 5（1740）	延享 3（1746）	延享 4（1747）	寛延元（1748）	寛延 2（1749）	宝暦元（1751）	宝暦 8（1758）	宝暦 9（1759）	安永 2（1773）	安永 3（1774）	安永 4（1775）
稼働有無	⇒	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	5-8 10-18	10-19	10-20	絵図	10-21	10-22	10-23	1-51	2-39	10-24	10-25	10-26
年号（西暦）	安永 5（1776）	安永 6（1777）	安永 7（1778）	安永 8（1779）	安永 10 天明元（1781）	天明 2（1782）	天明 3（1783）	寛政 2（1790）	寛政 5（1793）	寛政 6（1794）	寛政 7（1795）	寛政 8（1796）
稼働有無	⇒　×　⇒	⇒	×　→	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	10-27	10-28	10-29	10-30	10-31	10-32	10-33	2-59 10-34	9-39 10-35	10-36	10-37	2-61 10-38
年号（西暦）	寛政 9（1797）	寛政 10（1798）	寛政 12（1800）	享和 2（1802）	享和 3（1803）	文化 2（1805）	文化 3（1806）	文化 4（1807）	文化 7（1810）	文化 10（1813）	文化 11（1814）	文化 12（1815）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	×	○　→	→	⇒	→	→	⇒	⇒	⇒
事象	10-39	2-63 10-40	10-41	10-6・42	10-43	2-66	10-44	10-45	10-46	2-72 10-47	10-48	10-49
年号（西暦）	文化 13（1816）	文化 14（1817）	文政元（1818）	文政 2（1819）	文政 3（1820	文政 4（1821）	文政 5（1822）	文政 6（1823）	文政 7（1824）	文政 8（1825）	文政 9（1826）	文政 10（1827）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	10-50	10-6・51	9-48 10-6・52	2-78、9-49 10-53	5-26 10-54	10-55	10-56	絵図	2-83 10-57	10-58	10-59	2-86 10-60
年号（西暦）	文政 11（1828）	文政 12（1829）	文政 13 天保元（1830）	天保 2（1831）	天保 3（1832）	天保 4（1833）	天保 5（1834）	天保 6（1835）	天保 7（1836）	天保 8（1837）	天保 11（1840）	天保 13（1842）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	→	⇒
事象	10-61	2-87 10-62	10-6・63	2-89 10-64	10-65	10-66	10-67	10-68	10-69	10-70	2-97	10-71
年号（西暦）	天保 14（1843）	弘化 2（1845）	嘉永元（1848）	嘉永 3（1850）	嘉永 4（1851）	嘉永 5（1852）	嘉永 6（1853）	安政 2（1855）	安政 7 万延元（1860）	万延 2 文久元（1861）	文久 3（1863）	慶応 2（1866）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒		⇒	→	⇒
事象	10-72	10-73	10-74	2-104	10-75	10-76	絵図	10-77	10-78	10-79 絵図	10-80	10-81
年号（西暦）	明治 2（1869）	明治 4（1871）	明治 23（1890）	明治 26（1893）								
稼働有無												
事象	10-82	10-83	絵図	絵図								

寸（約 591m）の距離があるとされている。小屋頭に弥兵衛の名前が伝わる。

開坑年代については明確ではないが、慶長 11（1606）年の「川上家文書」に大坂次介によって稼がれた記述が見られる（史料 10-1）。慶長 18 ～元和 3（1613 ～ 1617）年・元和 3（1617）年・元和 4（1618）年・元和 8（1622）年・宝永 6（1709）年・安永 4（1775）年・安永 6（1777）年・文化 13（1816）年・文政 6（1823）年・文久元（1861）年に御直山になっており、寛永 21（1644）・元禄 4（1691）年に自分山として稼がれたことが書かれている。『佐渡年代記』等の寛永 8（1631）年の条に「中尾間歩を切り開く」とあり（史料 10-7）、元和期までの坑口とは異なる場所に本口を設けた可能性がある。以後、深敷による水替が課題となり、排水やけだえの問題を抱えながらも主要間歩として稼働している。文政 8（1825）年から始まった水貫間切が天保 2（1831）年に完成し、排水のほかに風廻り・煙捌けもよく、水中で掘削困難な場所へも行けるようになったとしている（史料 10-64）。以降、中絶と再興を繰り返しながら操業した。

明治 2（1869）年・明治 4（1871）年の史料に本坑の名前があげられていることから（史料 10-82・83）、明治時代初期にも採掘が続けられていた可能性がある。

坑内の様相をみると、釜ノ口より廊下と三ツ合を持つ横相の坑道で、釜ノ口より三ッ合までの間数 317 間（約 576.4m）としている。五左衛門間歩、八森間歩、石坂間歩、石坂煙貫に連結している。幾助間切、主（文）作敷、厚身横貫間切、文太郎敷、三艘樋間切、出来助間切、金蔵臺、大西文太郎間切、惣太郎敷、盛太郎敷、盛太郎十番、盛助臺、盛助敷、盛平敷、長太郎敷、政平敷などの稼ぎ場の名前が見える（絵図 59 ～ 61）。

一方、坑外施設等の状況をみると、「佐州金銀山之内中尾間歩鋪内墨引」では、四ツ留番所・鍛冶小屋 1 棟・立場小屋 3 棟が描かれ（絵図 61）、「御直山中尾間歩岡絵図」では、四ッ留番所・鍛冶小屋 1 棟・立場小屋 2 棟・石撰小屋 7 軒・荷置場 1 ヵ所・不動堂 1 宇が描かれている（絵図 58）。『金銀山稼方取扱一件』では、惣敷地坪数 504 坪余（約 1663.2m^2）、御番所建坪 51 坪（約 168.3m^2）、鍛冶小屋建坪 14 坪 5 歩 5 厘（約 46.2m^2）、建場小屋 2 軒があったことが書かれている。

j 割 間 歩

① 立　地　道遊の割戸より南西へ約 500m、推定標高 80 ～ 100m 付近に立地する、間ノ山と呼ばれる左沢右岸に所在した近世の主要間歩の一つである。近代以降の道路敷設等により坑口は埋没しており、分布調査では遺構が確認できなかった。

② 沿　革　慶長 6（1601）年渡部弥治右衛門のよって発見・開発されたとされる相川金銀山初期開発期を代表する間歩である。『佐渡相川志』によれば、宗遊（間歩）ノ口より七枚棚まで 725 間（約 1,318m）の距離があるとされている。南沢疎水道への水貫があるため、坑内の修復が絶えず行われたとされている。

寛永 21（1644）年・正保 2（1645）年・寛文 3（1663）年・寛文 10 ～ 11（1670 ～ 1671）年・元禄 7（1694）年に御直山に、元和 7（1621）年・正保元（1644）年・明暦 3 ～ 4（1657 ～ 1658）年・元禄 4（1691）年に自分山となって稼ぎが行われている。元和 4 ～ 5（1618 ～ 1619）年・延宝 3（1675）年・延宝元（1673）年に大盛りとなった記述が見られる。寛永 3（1626）年には味方孫太夫が京都・江戸の数ヵ所を質地として金 1 万両を拝借したが 10 年で返納したとされる（史料 11-10）。

本坑は、相川金銀山の下流部沢沿いに立地するため、たびたび洪水の被害を受けているほか、坑内排水が最大の課題とされた間歩であった。元和 4（1618）年には湧水により採掘に支障をきたしていたが、山師の味方但馬による寸法樋による排水によって、翌年に夥しい鏈を出したとされる（史料 11-5・14）。元

第 18 表　史料にみる割間歩の稼働時期年表

凡例　◎：開坑　○：再興　×：休止　⇒：稼働　→稼働［推定］

遺構番号	一	間歩名	割間歩			地区名	間ノ山＜左沢右岸＞				主要鉱脈	青盤脈	
年号（西暦）	慶長期（1601 ～ 1615）	慶長 6（1601）	慶長 11（1606）	慶長 11 ～ 慶長 15（1606 ～ 1610）	元和 4（1618）	元和 5（1619）	元和 6（1620）	元和 7（1621）	元和 8（1622）	元和 10 寛永元（1624）	寛永 3（1626）	寛永 5（1628）
稼働有無	⇒	◎　⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	11-1	11-2・5	11-3	11-4	11-5・14	11-6	11-6	11-7	11-8	11-9	11-1・5・10	11-11
年号（西暦）	寛永 11（1634）	寛永 13（1636）	寛永 14（1637）	寛永 18（1641）	寛永 20（1643）	寛永 21（1644）	正保 2（1645）	正保 3（1646）	慶安 2（1649）	慶安 3（1650）	慶安 5 承応元（1652）	承応 2（1653）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事象	11-1・5・12	11-5・13	11-14	11-15	11-16	11-17	11-5・18	11-19	11-20	11-1・5・21	11-22	11-14・23
年号（西暦）	承応 3（1654）	承応 4 明暦元（1655）	明暦 3（1657）	万治期（1658 ～ 1660）	明暦 4 万治元（1658）	万治 3（1660）	寛文 2（1662）	寛文 3（1663）	寛文 4（1664）	寛文 6（1666）	寛文 7（1667）	寛文 9（1669）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	→	⇒
事象	11-24	11-14・25	11-26	11-27	11-5・14・28	11-1・5・29	11-5・30	11-5・31	11-32	11-33	11-34	11-35
年号（西暦）	寛文 10（1670）	寛文 11（1671）	寛文 12（1672）	寛文 13 延宝元（1673）	延宝 2（1674）	延宝 3（1675）	延宝 4（1676）	延宝 5（1677）	延宝 6（1678）	延宝 7（1679）	延宝 8（1680）	延宝 9 天和元（1681）
稼働有無	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	×	→
事象	11-5・36・39	11-37	11-38	11-36・38・39	11-39	11-40	11-41	11-42	11-43	11-37・44	11-2・45	11-46
年号（西暦）	天和 2（1682）	天和 3（1683）	元禄 4（1691）	元禄 7（1694）	元禄 8（1695）	元禄 9（1696）	宝永 7（1710）	正徳 3（1713）	享保 2（1717）	享保 5（1720）	享保 21 元文元（1736）	延享元（1744）
稼働有無	→		→	⇒	⇒	⇒	→	→	→		→	⇒
事象	11-47	11-48	11-2・49	絵図	絵図	11-50	6-17	10-15	6-18	11-51	10-17	11-52
年号（西暦）	延享 3（1746）	延享 4（1747）	寛延 2（1749）	寛延 4（1751）	宝暦 9（1759）	明和 3（1766）	明和 4（1767）	安永 5（1776）	天明期（1781 ～ 1789）	文政期（1818 ～ 1829）	文政 6（1823）	嘉永 6（1853）
稼働有無	→	⇒	→	×	⇒	⇒			×	→	→	→
事象	11-53	絵図	11-54	11-55	2-39	11-56	11-57	11-58	11-2	11-59	11-60	絵図
年号（西暦）	文久元（1861）	文久 3（1863）										
稼働有無	→	→										
事象	11-61	11-62										

和 8（1622）年に味方但馬の「大水貫」と呼ばれた 190 間（約 345m）の水貫間切（史料 11-8）、寛永 3（1626）年に着工し寛永 15（1638）年に完成した 480 間（約 873m）の水金沢水貫（史料 11-5）、元禄 4（1691）年に着工し元禄 9（1696）年に完成した南沢門前町までの金銀山総水貫（南沢疎水坑道）が開削され（史料 11-2）、様々な排水対策と設備投資が図られ、莫大な排水費用が投入されている。

18 世紀は産出量が減少し、宝暦元（1751）年まで少し稼ぎがあったが、この年に休止された（史料 11-57）。天明年間（1781 ～ 1789）には稼ぎが無く仮番所が水替掛詰所として利用されたほか（史料 11-2）、文政 6（1823）年の絵図では七枚棚間歩の脇に水替小屋が置かれた（史料 11-62）。幕末まで割間歩の役人名があげられていることから、排水用の管理施設として管理されていたものと推測される。

坑内の様相をみると、飴屋敷、庄次郎敷、七枚棚、吉之丞敷などの稼ぎ場の名前が見える。周辺には宗太夫間歩・七枚棚間歩・惣遊間歩などがある（絵図 63・64）。

一方、坑外施設等の状況をみると、延宝 3（1675）年の大盛りの際には、四ツ留番所内に建場 41 軒、石撰女 240 ～ 250 人がいたという（史料 11-40）。また、間歩の斜面上に荷置場が置かれていた時期があったようである（絵図 3）。『金銀山稼方取扱一件』では、当時稼ぎ無しとしながらも、惣敷地坪数 725 坪（約 2392.5m^2）、仮御番所建坪 26 坪 5 歩（約 85.8m^2）（天明年中より水道掛が詰める）としている。

B　山　　師

鉱山の経営者であった山師は、古くは「御太頭衆」、「山主」・「山仕」（元和期）ともいわれ、正徳３（1713）年以降は「山師」と改められた。大久保長安代官の頃は鉱山の一坑、もしくは数坑を経営した。鉱山技術に明るい者が多く、味方但馬や原淡路のようにいくつかの地域の鉱山を経営する者もあらわれた［田中2002］。大久保長安によって石見・伊豆等より巧者の山師が慶長12（1607）年に「一の山仕」36人、慶長18（1613）年に「二の山仕」37人がそれぞれ採用された（第19表）。山師は公儀から米その他の資材を提供されたほか、地子銀・町役なども免除された。また、特に各式を与えられた山師登山の節は、馬・挟箱・若党・槍の所持を許され、上下16人の供を引き連れて通行したという。このように鉱山操業初期の山師の勢力が盛んであったため、その屋敷地割も広く、親類縁者手代の者どもがその周囲に住んだので、自然と町を成し、その町々を山師の名をとってよんでおり［麓1956］、現在も相川には人名の名付けられた町名・地名が残されている。『佐渡相川志』では、そのうち庄右衛門町（大坂庄右衛門）・新五郎町（豊部新五郎）・諏訪町（諏訪某）・惣徳町（田中惣徳）・弥十郎町（丹波弥十郎）・夕白町（備前夕白）・六右衛門町（石見六右衛門）は、山師が居住したことで名付けられた町名であると紹介している。

山師のほかに山先と呼ばれる称号があった。山先は、優秀なヤマを見立てて最初に公儀へ注進をした人で、そのヤマが大盛りになると扶持が与えられ、「山先案内人」といって公儀の役人を案内し、またヤ

第19表　近世の各時期における代表的な山師

年代	山　師　名					
文禄４（1595）	石田忠兵衛	石見忠左衛門	石見忠次郎			
慶長６（1601）	三浦次兵衛	渡辺儀兵衛	渡辺弥次右衛門			
慶長９（1604）〈一の山仕〉	赤塚兵左衛門	石田太兵衛（石田忠兵衛倅）	石部勘六	伊藤源右衛門（三代目宗遊）	上田久七	越中仁兵衛
	越中助兵衛	江戸蔵之助	江戸三五郎	近江與（与）兵衛（のち孫兵衛）	大津市右衛門	小原源七
	黒瀬徳右衛門	小泉九左衛門	佐々井九助	下田清次（四代目清右衛門）	杉針右近	関原伝次（三代目宗清）
	但馬六右衛門	田中小左衛門（のち宗徳）	丹波弥十郎	敦賀庄兵衛	豊部蔵人（のち新五郎）	早川仕兵衛
	原久右衛門（のち忠次）	備前嘉兵衛（二代目遊伯・夕白）	水野又市	三鹿野源兵衛	宗岡七左衛門	矢田覚左衛門（のち右衛門）
	山田佐兵衛	山根弥三右衛門（のち勘兵衛）	若狭茂助	若狭門兵衛（のち宗徳）	若狭弥次兵衛［弥兵衛］（二代目弥貫）	渡部掃部
慶長18（1613）〈二の山仕〉	伊勢屋伊右衛門（のち佐安）	伊藤藤左衛門	因幡仕兵衛	因幡十右衛門（のち五左衛門）	石（岩）見角左衛門	越前十左衛門（のち善左衛門）
	越中久次	追風喜右衛門	大坂庄右衛門	大坂甚内	大坂惣右衛門	加賀次郎兵衛（のち弥十郎）
	加賀彦右衛門	片山勘兵衛（三代目安清）	金巻徳左衛門	河上十左衛門（のち伊左衛門）	京佐左衛門（隠居後　宗仙）	京庄五郎（のち庄太郎）
	京善次（治）（二代目休味）	高坂半左衛門	小島（嶋）甚右衛門	沢根右近右衛門（のち采女）	但馬治兵衛	多葉古屋新十郎
	津村九右衛門	寺澤七兵衛	内藤勘兵衛	能登善右衛門（のち佐兵衛　三代目三助）	原喜右衛門（のち浅右衛門）	原與（与）七郎（二代目源左衛門）
	披皮新十郎	備後善左衛門	伏見五兵衛（のち五左衛門）	三浦太郎右衛門	味方但馬	大和甚助
	渡邊弥次右衛門					
承応２（1653）	会津吉右衛門	赤塚兵右衛門	秋田三郎右衛門	伊藤源右衛門	伊勢藤右衛門	糸川三郎右衛門
	糸川甚内	上田庄七	越後三郎兵衛	越後治郎右衛門	大坂市郎右衛門	加賀佐助
	加賀太郎右衛門	柏原善左衛門	木部五郎右衛門	京太右衛門	京徳左衛門	小和泉嶋之助
	小林長兵衛	堺喜左衛門	堺藤兵衛	坂下九兵衛	佐野市之烝	清水次郎兵衛
	下田清左衛門	杉山五兵衛	豊部新五郎	早川四兵衛	播磨六郎右衛門	味方次郎四郎
	三河佐兵衛	南澤七兵衛	村上善左衛門	室岡七左衛門	山根弥三右衛門	
宝暦３（1753）頃	秋田権右衛門	大坂宗左衛門	小川吉郎右衛門	喜多儀左衛門	嶋川宗兵衛	下田利左衛門
	寺崎太郎左衛門	松木久右衛門	味方孫太夫	味方与次右衛門	村上善十郎	和田十郎左衛門
文政期（1818～1830）	秋田権左衛門	大坂庄右衛門	小川金左衛門	喜多平八	嶋川左右兵衛	下田理左衛門
	寺崎貞太郎	松木藤太郎	味方孫太夫	味方与次左衛門	村上楨之助	和田与太郎

マの見立てをした。勤めぶりのよい者は帯刀も許されるが、御祝儀を受けたり、役所に詰めるときは山師と区別があり、その下座に座ったとされる。中には関原宗清のように山師に取立てられる者もいた。関原宗清は当初「山崎宗清」として、『佐渡年代記』慶長 8（1603）年の条に、「相川の内、字半田清水が窪と云田地を、持主山崎宗清と云ものより、価の金子 500 両にて買取て陣屋を築く」と記載されている。「川上家文書」には山主と区別されて、「山先源三郎」・「山先弥三佐」・「山先半兵衛」などの名が記載されている。相川の「山先町」（現相川会津町）は、山先に由来する町名と推測されている［本間 2002］。このような山師・山先の由緒は不明である者が多いが、その出身地を姓名で推測することができる。

史料上で確認された山師・山先と呼ばれる人々を集成したものが付表 2 である。山師名の洗い出しについては、「川上家文書」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『佐渡風土記』等の史料を参照した。史料に登場する山師の人数を計上すると、総数で 604 人[1)] であった。慶長～寛永期に活動したと推測される山師が約 450 人と極めて多く、このうち慶長期以降の山師が約 360 人、次いで元和～寛永期以降の山師が約 80 人となっている。これは、江戸時代初期の田中清六・大久保長安代官時代の鉱山経営と活況に伴って、人々が佐渡へ来島したことを物語っている。

山師・山先の苗字から推測される出身地をみると、北陸地方（若狭・越前・越中・越後・加賀・能登）が 74 ～ 79 人と多く、次いで機内（大和・山城・摂津・河内・和泉）38 ～ 46 人、東海道（伊勢・甲斐・駿河・武蔵など）34 ～ 38 人、山陰道（丹波・但馬・出雲・石見など）31 ～ 33 人、東山道（近江・信濃・出羽など）20 ～ 21 人、山陽道（播磨・備前など）19 人、西海道（筑後）2 人となっていおり、四国を除く各地から佐渡へ山師がやってきていることがわかる。

これらの山師と経営する鉱山の関係性をみると、相川金銀山に関わる山師が最も多く、苗字を持つ人物が多い。一方で同時期に採掘が行われていた鶴子銀山や新穂銀山などの他鉱山では、苗字を持つ山師が見られるものの、苗字が伝わっていない、または苗字を持たないと考えられる山師が多くみられることに特徴がある。これは、見返りが多かった相川金銀山に財力をもつ山師が集まった結果、経済力の低い山師は他鉱山へ行かざるを得なかったのではないかと考えられる。

次に各時代における山師とその人数をみると、多様な山師が慶長～寛永期に佐渡へ渡り鉱山経営に携わっているものの、鉱山の不景気に伴い山師の人数も減少し、江戸時代中～後期には佐渡奉行所お抱えになっている。つまり江戸時代初期には町の形成にまで影響力を持っていた山師も 18 世紀以降にはその力を失っていたことが史料から類推される。

また、山師の中には他鉱山の経営を行っているものも多く、鶴子銀山を開発した石見忠左衛門・同忠四郎・石田忠兵衛は石見銀山の山師とされているほか、赤塚兵右衛門・広嶋助兵衛が院内銀山、原丹波・原久左衛門が多田銀山、味方但馬が多田銀山･伊勢銀山･中瀬金山の山師であった。このほかに寛文 12(1672) 年に小田原に銀山見分に赴いた大村庄兵衛や延享～宝暦（1744 ～ 1764）年間に半田銀山の経営に派遣された喜多儀左衛門がいる。

C　鉱山絵図の描画年代調査

1）調査の目的

相川金銀山は、16 世紀末からの発見とともに急速に開発が進められ、まちなみが形成された地域である。また、国内の他鉱山と比較して、文献史料に町の名前や規模などが多く記述されていること、絵図が多数残されていることにより、金銀山における採掘域の歴史的変遷を大まかに類推することができる。このよ

うな作業には、当時の鉱山絵図が基礎資料となるが、これらには製作された年代が書かれていないことが多い。このため、まず、これらの絵図の年代を明らかにするため、絵図に描かれた様々な情報を指標とし、描画年代[2)]を推定する作業が重要となってくる。ここでは、近世の絵図を対象として、製作年代が不明な絵図の描画年代を明らかにしたい。

2）鉱山絵図と町絵図

江戸時代に描かれた相川の絵図には、相川金銀山の様子を描いた「鉱山絵図」と相川の町を描いた「町絵図」がある。

鉱山絵図は、坑外の様子を描いた「岡絵図（岡山図）」と坑内の様子を描いた「敷絵図（敷内図）」のほかに両者を併せて描く「敷岡絵図（敷岡図）」がある。岡山図には、相川金銀山のみを描くものと、相川金銀山と併せて金銀山近隣の間ノ山地区以東の相川の町屋の様子を描いたものがある。鉱山絵図に描かれる町屋は、建物を１棟ごとに描くものと、建物の範囲を描いたものの２種類がある。

町絵図は相川の町域全体（近郷の集落を含めたものも含む）を描くものと、ある事柄を特記するために必要な町域の範囲のみを描いたものがある。これらの絵図の中には鉱山に係る情報が描かれることがある。このほかに、相川金銀山の岡山図と相川の町絵図がセットで描かれたものがみられる。

現在確認されている相川の絵図の多くは、相川金銀山の岡絵図もしくは敷絵図である。数量的にみると町絵図が単独で描かれるものは少ないが、なかには町々の木戸の位置を記した「相川町々木戸絵図」や火災の出火地点や被害状況を記した「安政度相川御陣屋并市中焼失場絵図」、町ごとに町割りや居住者の職種を記入した「相川町町墨引」がある。

現存する絵図のなかで、製作年代が明らかとなっているものは少なく、製作年代の不明なものが多い。製作年代が描かれているものの中では、元禄７(1694)年の記載がある「相川右澤左澤向山銀山図」(絵図３)、元禄８（1695）年２月７日の記載がある天保６（1835）年写しの「佐州相川之図」（絵図 71）があり、年代の明らかなものの中では最も古い。上相川地区のみを描いたものとして、宝暦２（1752）年の元図を文化９（1812）年に調製した「上相川絵図」（第 10 図）がある。

今回の調査では、これらの絵図のうち、広範囲にわたって鉱山の範囲が描かれているものを中心に絵図

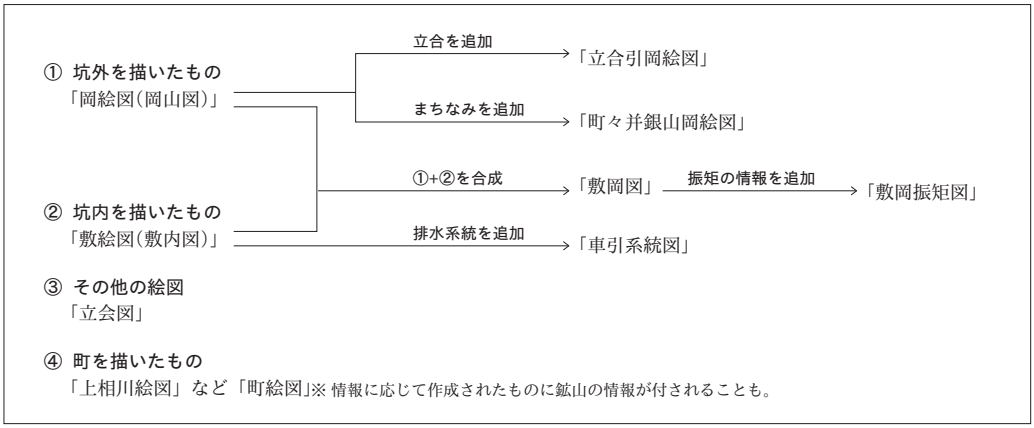

第 32 図　鉱山絵図の種類

1） 山師の名前には、誤字のほか、改名している者や子孫が名前を継承する場合があり、同一人物がどうかの同定が出来ていないため、数値はあくまでも目安である。
2） 鉱山絵図には写本の可能性が高いものが多く、必ずしも製作年代＝当時の様相ではない点に注意が必要である。

同士での比較対照ができるものを調査対象とした。

3）描画年代の推定方法

年代不明な絵図の描画年代を推定するための指標としたのが、絵図に描かれた様々な情報である。これらの情報をもとに、他の文献史料に記載される内容との照合・検討作業を行った。幸い、相川には文献史料が多数残されていたため、これらの照合作業が容易であった。

描画年代を推定する指標として、下記の項目をもとに調査を行った（第 20 表）。

第 20 表　絵図の描画年代推定のための調査指標

区分		名　称	年代（西暦）	内　容
a	1	南沢惣水貫 （南沢疎水道）	元禄 10 年～ （1697 ～）	元禄 4（1691）年より開削が始まり、元禄 10（1697）年に完成した排水坑道。作業期間短縮のため、中間点に上ノ口、下ノ口が設けられ、6 ヵ所から掘削が行われた。江戸沢に坑口があった。
	2	茶屋平間歩	寛政 3 ～宝暦元年 （1743 ～ 1751）	寛政 3（1743）年に取明けとなり、宝暦元（1751）年に休山。これ以降の採掘記録はない。
	3	末広間歩	天明 3 ～寛政 5 年 （1783 ～ 1793）	天明 3（1783）年に取明けとなり、寛政 5（1793）年に休山。これ以降の採掘記録はない。
	4	鶴子銀山の間歩	各時期	仕出喜間歩:天和 2（1682）年開発～元禄 9（1696）年頃も採掘、元文元（1736）年再興～寛延元（1748）年休止。 馳割間歩：延享 2（1745）年開発～寛延 4（1751）年休止。 弥十郎間歩：文化 12（1815）年再興～御直山・御仕入稼ぎが行われる。
	5	御直山 御仕入稼	各時期	絵図によって稼働を示す印が付される。時期によって稼働していた間歩が異なるため、間歩の稼行が時期を示す指標となる。
	6	四ツ留番所	間歩稼動時期	坑口付近に設置され、人・物資の出入りなどを監視していた番所。絵図では稼働していた間歩の坑口付近に建物として描かれることが多い。間歩稼働の有無を示す指標となる。
b	1	上相川番所	慶長～宝暦 8 年 （17c ～ 1758）	慶長期に上相川の南東側出入口に設置された番所。絵図には門のような建物として描かれることが多い。宝暦 8（1758）年に廃止された。
	2	六十枚番所	慶長？～寛政 7 年 （17c ？～ 1795）	相川金銀山の右沢出入口に設置された番所。絵図には門のような建物として描かれることが多い。寛政 7（1795）年に廃止された。
c	1	遍照院	～元禄 5 年 or8 年 （～ 1692or1695）	下山之神町に所在した真言宗寺院で、元禄 5（1692）年に廃寺。『佐渡相川志』では元禄 8（1695）年に破滅とあり、時期にズレがある。
	2	広円寺	元和 5 ～元禄 12 年 （1619 ～ 1699）	上相川に所在した寺院で、元禄 12（1699）年に転出した。
	3	善宗寺	～元禄 12 年 （～ 1699）	六右衛門町に所在した浄土真宗寺院で、元禄 12（1699）年に広円寺に合併した。
	4	大光院	慶長 12 ～元禄年中 （1607 ～ 18c 初）	上相川に所在した天台宗寺院で、元禄年中に転出した。
	5	覚性寺	元禄年中～ （17c 末～ 18c 初）	元禄年中（1688 ～ 1704）に上寺町へ移転した日蓮宗寺院。
	6	称念寺	～正徳 3 年 （～ 1713）	清次間歩の脇に所在した浄土真宗寺院で、正徳 3（1713）年に紙屋町へ転出し、のちに下戸炭屋浜町に移転した。
	7	地蔵寺	～正徳 6 年 （～ 1716）	中寺町に所在した真言宗寺院で、正徳 6（1716）年に相運寺に合併した。
	8	光照寺	～享保 9 年 （～ 1724）	大切山間歩～日向間歩間に所在した浄土宗寺院で、享保 9（1724）年 6 月 2 日の洪水被害により新町村（現在の真野新町）へ転出した。
	9	慈眼寺	～宝暦 2 年 （～ 1752）	中寺町に所在した真言宗寺院で、宝暦 2（1752）年に沢根曼荼羅寺へ移転した。
	10	法蓮寺	～安政年中 （1854 ～ 1860）	中寺町に所在した真言宗寺院で、安政年中（1854 ～ 1860）に法念寺に合併した。
	11	法円寺	～安政年中 （1854 ～ 1860）	下寺町に所在した浄土宗寺院で、安政年中（1854 ～ 1860）に廃寺となった。
	12	西光寺	～慶応 3 年 （～ 1867）	次助町に所在した浄土宗寺院で、慶応 3（1867）年に焼失。源昌寺へ移転した。
	13	八幡神社	享保 4 年～ （1719 ～）	寛永元（1624）年に下山之神町南側（大山祇神社西側）に移転し、享保 4（1719）年に現在地（相川下山之神町 46 番地）へ移転した。
	14	神明社	延享 3 年～ （1746 ～）	古社地は北沢川向の山岸。延享 3（1746）年に現在地（相川夕白町 23 番地）へ移転した。
d	1	鐘楼	正徳 3 年～ （1713 ～）	八百屋町所在する時鐘楼で、正徳 3（1713）年に建築された。
	2	御代官陣屋	宝暦 4 ～明和 5 年 （1754 ～ 1768）	相川羽田浜に所在した代官陣屋。佐渡代官（宝暦 3 ～明和 5 年にあった役職）の設置に伴い、羽田番所があった場所に建てられた。
	3	銅床屋	明和 7 年～ （1770 ～）	一丁目浜町に所在した銅銭座請負いにより設けられた銭座。天明 2（1782）年から官営となり、中止時期があるものの幕末まで操業した。
	4	広恵倉	文政 6 ～天保 9 年 （1823 ～ 1838）	相川羽田浜にあった文政 6（1823）年に建造された奉行所の交易機関で役所･倉があった。天保 9（1838）年に廃止された。
e	1	火事	安政 5 年 （1858）	相川は度々火災の被害を受けているが、安政 5（1858）年 7 月 27 日に発生した相川大火は、奉行所を含め町域の多くが焼失した。
	2	その他 歴史的事項	―	絵図中に奉行名等の年代を推定するものが書かれている。
f	1	製作年代の有無	―	絵図によって製作年代が書かれているものがある。

a　間歩・排水坑道、四ッ留番所

御直山や自分山などによって採掘がおこなわれていた間歩の稼働状況と、それに付随する四ッ留番所の有無、排水坑道（南沢疎水坑など）の有無をもとに、描画年代を推測するための指標とした。

間歩のなかでも、相川金銀山の青盤・清治・鳥越・甚五・中尾間歩などのように長期間にわたって採掘しているものや茶屋平間歩・末広間歩などの短期間稼働していたもの、鶴子銀山の仕出喜間歩・馳割間歩・弥十郎間などの開発期間が明確なもののほか、大規模な排水坑道では、寛永３（1626）年から 11 年掛けて採掘された水金水貫（約 873m）、元禄４（1691）年から６年かけて掘削工事が行われ、同 14（1701）年から翌年にかけて延長した南沢疎水（計 1,113m）、天保２（1831）に予備工事８年・掘削工事７年をかけた中尾水貫があり、これらが描かれている場合は、描画年代を推測するための指標とした。

b　番　　所

慶長期以降の相川町は、各地に番所が設置されている。『佐渡相川志』によれば、このうち町域の出入口には上相川番所（慶長年中～）・柴町番所（慶長 11 年～）・下戸番所（慶長年中～）が置かれ、海岸部には大間番所（慶長 13 年～）・材木町番所（慶長９年～）・羽田番所（元和８年～）が置かれた。また、相川金銀山への鉱区の出入口となる左沢に間ノ山番所、右沢に六十枚番所が置かれた。これらの番所の多くは江戸時代を通じて存続していたが、このうち、町域の衰退や右沢での採掘活動の休止等の理由により、上相川番所と六十枚番所の２ヵ所が 18 世紀に廃止されている。

上相川番所は、上相川地区の南東側出入口にあった番所で、慶長期に設置され、上相川の宝暦８（1758）年に廃止された。六十枚番所は相川金銀山の主要な鉱区の一つであった右沢出入口にあった番所で、慶長期に設置され、寛政７（1795）年に廃止された。絵図では両番所の有無を確認し、描画年代を推測するための指標とした。

c　寺　　社

鉱山集落として形成された相川は、鉱山の景気によって人口が流動化しやすく、人口の減少に伴って寺社の転出や合併、廃寺・廃社となるものが多いことに特徴がある。これらの寺院の盛衰については、『佐渡相川志』や『佐渡国寺社境内案内帳』などの文献史料に寺歴が記述されるものが多いことから、絵図に描かれた寺社の有無や転出に伴うこれらの位置情報が、絵図の描画年代を推測するための指標とした。

d　町域内に建設された存続期間の明らかな施設

江戸時代の相川の町域には、奉行所の組織改革や事業等に伴って様々な施設が建設された。これらのうち、建築年と存続期間が明確な施設がある。

上町地域の八百屋町に建てられた鐘楼は、正徳３（1713）年に建てられた時を告げるための時鐘楼であり、建築年以降に製作された絵図にその姿が描かれている。下町地域の羽田浜に建てられた御代官陣屋は、宝暦３（1753）年の佐渡代官職設置に伴って、翌年に建設された代官用の陣屋で、明和５（1768）年の代官職廃止まで存続した。文政６（1823）年には御代官陣屋があった場所に、奉行所の交易機関であった広恵倉が建設され、天保９（1838）年まで存続した。

このような施設の有無を確認し、描画年代を推測するための指標とした。

e 歴史的事項

相川は度々火災の被害を受けており、佐渡奉行所も正保４（1647）年･寛延元（1748）年･寛政 11（1799）年・天保５（1834）年・安政５（1858）年・昭和 17（1942）年の６回にわたり被害を受けるほど、火災が多かった地域である。佐渡奉行所跡や市街地での発掘調査ではこの際の火災層が検出される事例がみられる［相川町教委 2001］。『佐渡年代記』や『佐渡国略記』などの文献史料にも市中や金銀山での火災の被害についての記述がみられるが、なかには火災の被害状況を描いた絵図がある。この他にも、絵図中の佐渡奉行名や内容と絵図を製作するための要因となった文献史料を対照することで年代を特定できることがあるため、これらの歴史的な事項を絵図の描画年代を推測するための指標とした。

f 製作年代の有無

調査対象とした絵図のなかには、絵図中に製作年代が書かれているものがある。このような絵図のなかには、元図の製作年代と後世の写しの製作年代が併せてかかれているもののほかに、写しの製作年代と思われる年代のみを書いたものがみられ、製作年代と描画年代にずれが生じている可能性をもつものがある。このため、絵図中に年代が記入されていても、絵図の内容について、上記のａ～ｆの指標をもとに描画年代の確認をおこなった。

4）絵図の描画年代推定

調査対象とした絵図史料は 36 点である（第 21 表）。これらの絵図には、17 世紀初頭から 17 世紀後半の絵図史料は見当たらないため、絵図史料から当該時期の町域の変遷過程をたどることは難しいと判断される。絵図の年代は元禄期（17 世紀末）の南沢疎水坑開削前後のものがみられ、このほかの絵図は 18 ～ 19 世紀に描かれたと推定されるものが多い。また、18 世紀末以降からは、鉱山絵図と町絵図がセットで描かれたものがみられるようになる。

現在確認されている町域の描かれた鉱山絵図や町絵図のなかで、描画年代がもっとも古いものは、鉱山絵図では前述した元禄７（1694）年の「相川右沢左沢向山絵図」であり、町絵図では「元禄８（1695）年仲春（２月）７日静野與右衛門親章撰之」の記述がある「佐州相川之図」であった。後者は天保６（1835）年の写しであるが、絵図の描画年代は元禄期のものである。いずれも後世の絵図では衰退傾向にあった上相川地区の町域が広く描かれているほか、元禄期に転出していった寺院が描かれている点に特徴がある。

一方、17 世紀末頃のものと推定される「相川町図」は、着色部分の発色具合から後世の写しであると考えられる。絵図の内容をみると、南沢疎水坑出口に「水貫新切山」の記載があること、六十枚番所や上

第 21 表　絵図の描画年代推定と推定根拠（1）

No.	絵　図　名	所有者	内　　容	年　　代	年代推定の根拠
1	相川右沢左沢向山銀山図	（株）ゴールデン佐渡	鉱山絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	元禄７（1694）	ｆ製作年代が記載。
2	佐州相川之図	（個人）	町絵図（近郷の村は省略）	元禄８（1695）	ｆ製作年代が記載。 ・天保６（1835）の写し
3	相川惣銀山敷絵図	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図	元禄８（1695）	ｆ製作年代が記載。
4	佐州相川敷岡振矩絵図	東京大学	鉱山敷岡振矩絵図＋町絵図	元禄８（1695）	・高下振矩絵図とセット ｆ製作年代が記載。
5	佐州相川敷岡振矩絵図	東京国立科学博物館	鉱山敷岡振矩絵図＋町絵図	元禄８（1695）頃	・No.4 と同一構図＝写し？
6	佐州相川敷岡振矩絵図	（株）ゴールデン佐渡	鉱山敷岡振矩絵図＋町絵図	元禄８（1695）頃	・No.4 と同一構図＝写し？
7	銀山岡絵図	舟崎文庫	鉱山岡絵図	元禄 12（1699）	ｆ製作年代が記載。 ・安政２（1855）写し。

第 21 表　絵図の描画年代推定と推定根拠（2）

No.	絵　図　名	所有者	内　　容	年　　代	年代推定の根拠
8	向山本立合墨引	舟崎文庫	立合図	元禄 14（1701）	f 製作年代が記載。 ・安永 2（1773）写し
9	相川町図	岩木文庫	町絵図	17c 末？	a 南沢疎水道の名称が「水貫新切山」となっている。 d 鐘楼なし。
10	相川金銀山岡絵図	相川郷土博物館	鉱山岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	17c 末～ 18c 初？	a 末広間歩なし。 b 称念寺・光照寺あり。
11	相川町々木戸絵図	（個人）	町絵図（近郷の村は省略）	18c 前？	絵図中に「先年小浜志摩守～」の記述あり。 d 鐘楼あり。
12	上相川一筆絵図	舟崎文庫	町絵図（上相川東部のみ描画）	18c 前？	f 享保 18（1733）に上相川の農地転用願いを提出し、役人が見分した際のもの。
13	〔銀山岡絵図〕	佐渡市	鉱山岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	寛保 3 ～延享 4 （1743 ～ 1747）	a 茶屋平間歩が稼働。
14	銀山岡絵図	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	延享 4（1747）	f 製作年代が記載。
15	御直山鉱山岡絵図	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	延享 4（1747）	f 製作年代が記載。
16	上相川絵図	相川郷土博物館	町絵図（上相川のみ描画）	宝暦 2（1752）	f 製作年代が記載。 ・文化 9（1812）調製
17	相川町絵図	（個人）	町絵図	18c 中	b 上相川・六十枚番所あり。 d 鐘楼あり、代官陣屋なし。
18	〔相川町絵図〕	佐渡市	町絵図	18c 中 宝暦 3 ～ 7 （1753 ～ 1757） 頃	b 上相川・六十枚番所あり。 d 鐘楼あり、代官陣屋あり。
19	鉱山金坑絵図	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	18c 中 宝暦 2 ～ 7 頃 （1752 ～ 1757）	a 茶屋平間歩が未稼働。末広間歩なし。 b 上相川・六十枚番所あり。
20	相川鉱山	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図	18c 後 天明 3 ～寛政 5 （1783 ～ 1793）	a 末広間歩が稼働。
21	相川町々及銀山岡絵図	九州国立大学資源工学科	鉱山岡絵図＋町絵図	寛政 6（1794）	f 製作年代が記載。
22	相川金銀山立合引古絵図	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	18c 末～ 19c 中？	f 製作年代が記載。 ・弘化 2（1845）の写し
23	相川金銀山立合引	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	18c 末～ 19c 中？	f 製作年代が記載。 ・嘉永 6（1853）写し
24	相川銀山岡山立合引	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図	18c 末～ 19c 中 寛政 5 ～慶応 4 （1793 ～ 1868）	a 青盤・雲子・大切山・甚五・清治・鳥越・中尾・割間歩の稼働時期による。
25	佐州金銀山立合引絵図	『佐渡金銀山史話』所収	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	18c 末～ 19c 中 寛政 8 ～慶応 4 （1796 ～ 1868）	a 茶屋平間歩・末広間歩が未稼働。 b 六十枚番所が廃止。
26	立合引銀山岡絵図	国立科学博物館	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	18c 末～ 19c 中 寛政 8 ～慶応 4 （1796 ～ 1868）	a 茶屋平間歩・末広間歩が未稼働。 b 上相川・六十枚の両番所が廃止。
27	〔佐州金銀山立合引絵図〕	（個人）	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	18c 末～ 19c 中 寛政 8 ～慶応 4 （1796 ～ 1868）	a 茶屋平間歩・末広間歩が未稼働。 b 六十枚番所が廃止。
28	相川鉱山立合引	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図	18c 末 寛政 8 ～ 10 （1796 ～ 1798）	a 青盤・雲子・大切山・甚五・清治・鳥越・中尾・割間歩の稼働時期による。
29	立会引銀山岡絵図	長岡市立中央図書館 反町茂雄文庫	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	19c 前 文政 7（1824）頃	a 茶屋平間歩・末広間歩が稼行していない。甚五間歩が雲子間歩とされている。 b 六十枚番所が廃止されている。
30	相川町々并銀山岡絵図	長岡市立中央図書館 反町茂雄文庫	鉱山岡絵図＋町絵図	19c 前 文政 6 ～天保 9 （1823 ～ 1838）	a 末広間歩が未稼働。 d 広恵倉あり。
31	相川町々并銀山岡絵図	赤石家文書	鉱山岡絵図＋町絵図	19c 前 文政 6 ～天保 9 （1823 ～ 1838）	a 末広間歩が未稼働。 d 広恵倉あり。
32	相川銀山立合岡引図	九州国立大学資源工学科	鉱山立合引岡絵図	19c ？	a 青盤・雲子・大切山・甚五・清治・鳥越・中尾・割間歩の稼働時期による。 ・昭和 4（1929）写し。
33	相川銀山立合引并新切山立場所絵図	舟崎文庫	鉱山立合引岡絵図（諏訪町以東の町屋も描画）	天保 12（1841）	f 製作年代が記載。
34	安政度相川御陣屋并市中焼失場絵図	（株）ゴールデン佐渡	町絵図	19c 中 安政 5（1858）頃	e 大火後の被害状況を描く。
35	御料佐渡鉱山之図	舟崎文庫	鉱山鳥瞰図	明治 23（1890）	f 製作年代が記載。
36	御料佐渡鉱山之図	舟崎文庫	鉱山鳥瞰図	明治 26（1893）	f 製作年代が記載。

相川番所が設置されていること、上寺町に覚性寺がないこと、上町に鐘楼がないことから、元図は元禄 9（1696）年頃のものではないかと推定されるものの、下山之神町の八幡神社が享保 4（1719）年以前の旧社地より現在地へ移転していることから、元図を参考にして後世に絵図を作製する際、本来その時代には存在しないはずの建物が描き残されている可能性が指摘できる。同様に「相川町絵図」においても、八百屋町（上町）に鐘楼が建てられており、下羽田町（下町）に宝暦 4（1754）年に建てられた御代官陣屋があり、上相川番所宝暦 8（1758）年や六十枚番所の建物が描かれるが、下山之神町の八幡社が旧社地のまま描かれていることから、享保 4 年以前の絵図を元図にしている可能性が指摘できる。

近世の絵図のうち最も新しいものは、安政 5（1858）年頃に描かれたと推定される「安政度相川御陣屋并市中焼失場絵図」や明治時代の大立竪坑の位置などを示す貼紙が付属する「〔佐州金銀山立合引絵図〕」などである。

5）絵図の構図内容における変遷

17 世紀初頭～後期の絵図については、資料が確認されていないため、絵図をもとにした鉱山の様相は不明であるが、それ以降となる 17 世紀末～ 19 世紀の描画年代を推定した絵図によって同年代における様相は明らかになりそうである。各時期にみた採掘域の変遷については第 4 章で記述することとし、ここでは、絵図の構図内容ごとにみた変遷過程の試案を提示したい。

初期の鉱山絵図については資料が無いため推測の域を出ないが、「割間歩坑内古図」（絵図 62）などのように、敷内図や振矩図などが必要に応じて製作されたと考えられる。元禄期になると鉱山の積極経営による影響か振矩図（絵図 6）や岡絵図（絵図 3）、町絵図（絵図 71）が多く製作されている。18 世紀半ばには銀山部分のみを描いた「銀山岡絵図」（絵図 7）系のものと相川市街地のみを描いた「相川町絵図」（絵図 73）系のものが製作され、18 世紀末頃には立合を追加した「立合引絵図」（絵図 12）「立合引古絵図」（絵図 20）系の鉱山絵図と、鉱山絵図と町絵図を併せた「相川町々及銀山岡絵図」（絵図 16）系のものが製作されている。以降はこれらの写しや派生系と呼べるものが製作されるのみで、新規の図案で描かれることは少ないようである（第 33 図）。

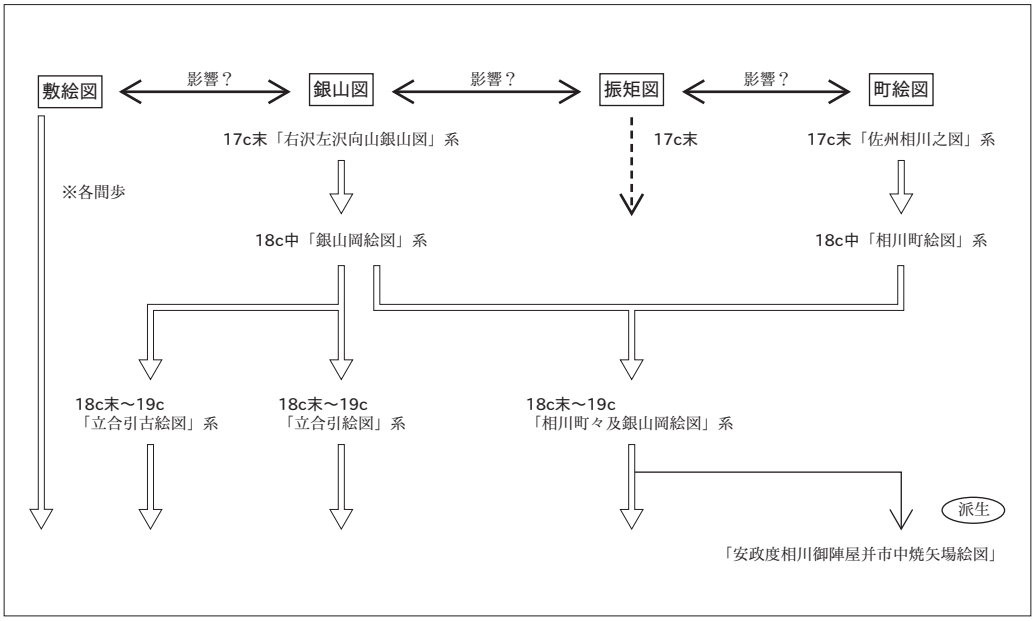

第 33 図　近世絵図の構図内容ごとにみた変遷

第Ⅳ章　総　　括

1　遺　　構

相川金銀山跡の採掘跡は、濁川水系の右沢、左沢、中尾沢と水金川水系の水金沢、コカ沢をはじめとする山稜地と沢に分布している（図版１～6）。このうち採掘域の中心となるのは、右沢、左沢、中尾沢の中山通りから向山とよばれる範囲である。近世の史料では、最盛期に間歩が約 300 ヵ所あったとされ、鉱山が衰退していた江戸時代後期の絵図においても約 190 ヵ所の間歩が描かれているが、実際に分布調査で確認された坑道跡は 107 基（近代以降のものを除く）であり、少なくとも江戸時代後期の絵図に描かれた間歩のすべてを確認することはできず、間歩名が特定できたものも少なかった。また、割戸や落山のように大規模な露頭掘り採掘地が特定できたものも少なかった。確認することができなかった間歩などの採掘跡の多くは、明治時代以降の火薬を使用した採鉱や自然的要因による岩盤や斜面崩落、鉱山の近代化に伴う施設建設等による埋立てなどの要因によって、沢沿いにあった坑口の多くが湮滅もしくは埋没してしまったことによるものと考えられる。

今回の分布調査によって、これまで一般に公開されていた宗大夫間歩などの一般県道白雲台・乙和池・相川線沿いで見られる間歩跡のほかに、右沢・左沢・中尾沢のより山深い場所や水系の異なる水金沢・コカ沢においても新たに発見された間歩跡が多かった。これは絵図に描かれた相川金銀山の範囲を実際に遺構として現地確認することができたという点で、大変有意義な成果であったと考えている。また、近年では濁川の水路法線変更に伴う工事の際に河床面より坑口が出土した事例があり、分布調査では遺構が確認できなかった場所においても、埋没している間歩跡などの遺構が存在している可能性が高いと考えられる。

2　資料にみる各間歩の採掘域の変遷

相川金銀山は、長期間にわたる採掘の歴史の中で、豊富な文献史料や絵図を残している。今回の資料調査では、長期間採掘が続けられた間歩の中に採掘の様々な変遷の様子を知ることができるものがあった。ここではその一例として、青盤間歩の坑内採掘域の変遷過程と市ノ勢間歩、割間歩の坑口移転の変遷過程を紹介する。

A　青盤間歩の採掘変遷

青盤間歩は前章で記述したとおり、長期にわたって採掘が続けられた間歩である。このうち 17 世紀は断片的な資料しかないが、18 世紀以降になると敷内図が多く描かれている。ここでは年代の明らかな享保 2（1717）年の「御直山青盤間歩」（①）、宝暦 11（1761）年の「御直山青盤間歩敷絵図」（②）、明和 9（1772）年の「青盤間歩･甚五間歩敷内絵図」（③）、文化 9（1812）年頃の「佐州金銀山之内青盤間歩墨引」（④）をもとに、その変遷過程を示したものである（第 34 図）。

享保期の絵図をみると右上に釜ノ口があり、そこから左下方向に向かって坑道が展開しているが、このうち、絵図の上 1/2 及び釜ノ口より右側の省略している範囲が、18 世紀以前に採掘された場所と考えら

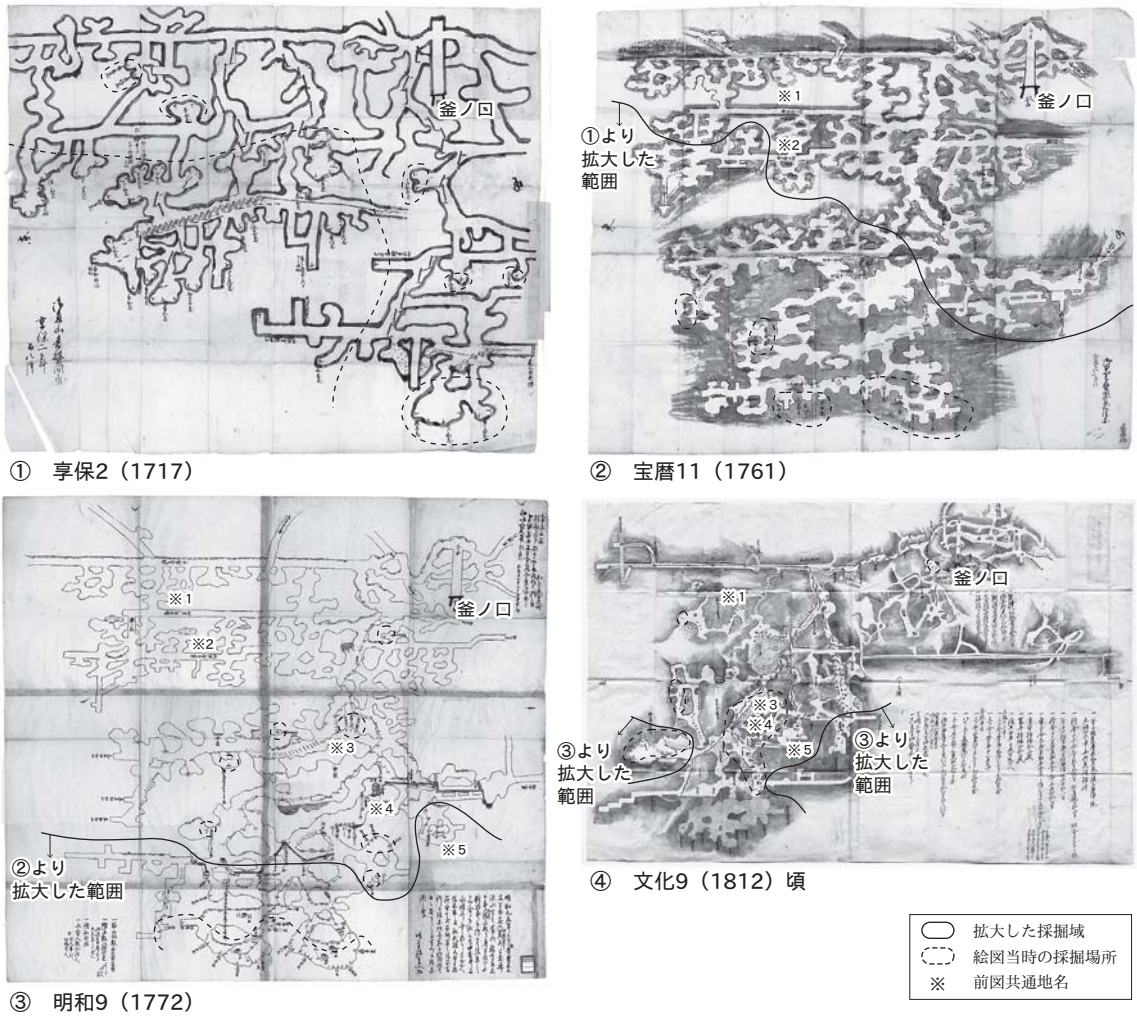

第 34 図　青盤間歩敷絵図にみる採掘の変遷

れる。この後、宝暦期・明和期により地中深く採掘が進められ、文化期には地中深くの敷が水没し、やや上部に上がった場所が採掘域となっている。文化期の絵図には製作年代が書かれていないが、絵図左下の徳兵衛敷で採掘されている様子が表記されており、文化 9（1812）年の文献史料に松太郎敷が水障りで徳兵衛敷へ稼ぎ場を移したことが記述されていることから、文化 9 年頃の様子を描いた絵図であることがわかる（史料 2-71）文化年間には、排水の問題から深敷は水没させ、やや上部での採掘に切り替えられたことがわかる。

B　市ノ勢間歩、割間歩の坑口変遷

絵図に描かれた間歩を見ると、間歩の中には時期によって名称が変更していたり、坑口の場所を移転している事例が見られる。雲子間歩の採掘履歴をみると、文政 7（1824）年に坑内破損の影響で、甚五間歩を取明けて雲子間歩名義で採掘を行ったことが書かれているが（史料 5-29）、これを証明するように、「相川町々并銀山岡絵図」（絵図 16･17）では、他の絵図では甚五間歩であった場所が「雲子間歩」とされており、文献史料の記述内容を絵図資料が補完していることが確認されている。ここでは、分布調査によって複数の坑口が確認された市ノ勢間歩と割間歩の事例について紹介する。

1）市ノ勢間歩

市ノ勢間歩は Ⅲ 章で述べたように、複数の坑口を持った間歩である。「相川町々并銀山岡絵図」などの岡絵図では、古一ノ瀬・市ノ勢上口・市ノ勢本口・市ノ勢下口の 4 ヵ所が描かれており、何回か坑口を取明けたことを示唆した記述が文献史料にみられる。これらのうち、分布調査によって市之瀬上ノ口（No.1-30）と市之瀬本坑（本口）（No.1-29）の 2 ヵ所が確認されている。

断片的な資料類から市ノ勢間歩の変遷を類推すると、①元和期までに古市ノ勢（一の瀬）間歩が開坑したものの休止し、②元禄 13（1700）年、対岸に新たに市ノ勢本口が開坑、③元禄 15（1702）年、本口と上口が坑内で接続したほか隣接する桜平間歩とも接続、④宝永 2（1705）年、惣水貫として下口が開坑、⑤最終的に休止という変遷が想定される（第 35 図）。

市ノ勢間歩は、左沢左岸から右岸へと本口を移転しながらも採掘が続けられ（別個の鉱脈の可能性がある）、通気や排水を兼ねる上口や下口が周辺部に次々と開坑していったと考えられる。このうち、時期によっては下口が「市ノ勢本口」とされたこともあり、坑内の稼ぎ場までの通勤距離や坑内保全状況によって「本口」の位置が変化することがあったようである。

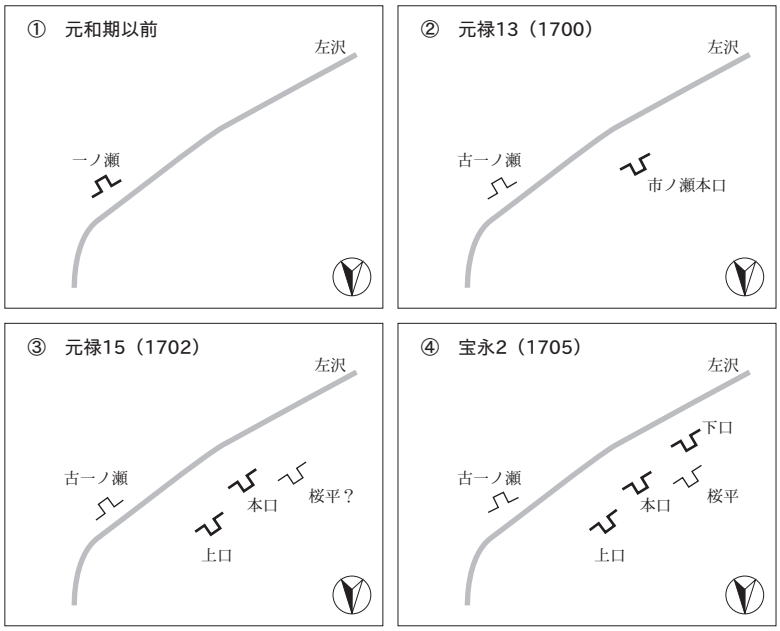

第 35 図　市ノ勢間歩坑口変遷略図

2）割　間　歩

割間歩は Ⅲ 章でも述べたように、慶長 6（1601）年以降、近世の相川金銀山を支えた間歩の一つであり、文献資料も多い。しかし、江戸時代後期には採掘がほぼ行われなくなったことで、同時期の敷絵図は比較的少ないようである。「相川町々并銀山岡絵図」（絵図 16）などの岡絵図をみると、割間歩は必ずといっていいほど表記されることが多いものの、時期によって本口の位置が異なって描かれることが判明した。以下にその変遷を記述する（第 36 図）。

①元和期（1620 年代）とされる「割間歩坑内古絵図」（絵図 62）ですでに描かれるように、この時期すでに坑内の出入口が本口のほかに新口・下口・大水貫・新切山・水戸口と 6 ヵ所あったことがわかる。慶長～元和期の史料に、「割間歩」と呼称されながらも経営者が全く異なるものがいくつか見られることから、同一鉱脈を複数の山師が異なる坑口から同時期に採掘した結果、坑内で接続した可能性を指摘できる。この頃､間ノ山番所は左沢左岸に置かれて､川をまたぐように柵が設けられている。②寛文 13（1673）年に七枚棚で鏈に切当たったことで盛んに採掘が行われた。このため、元禄 7（1694）年の絵図では割間歩本口は「七枚棚」へ移動し、御直山となっている。また、間ノ山番所より下流部には「宗遊間歩」・「籠

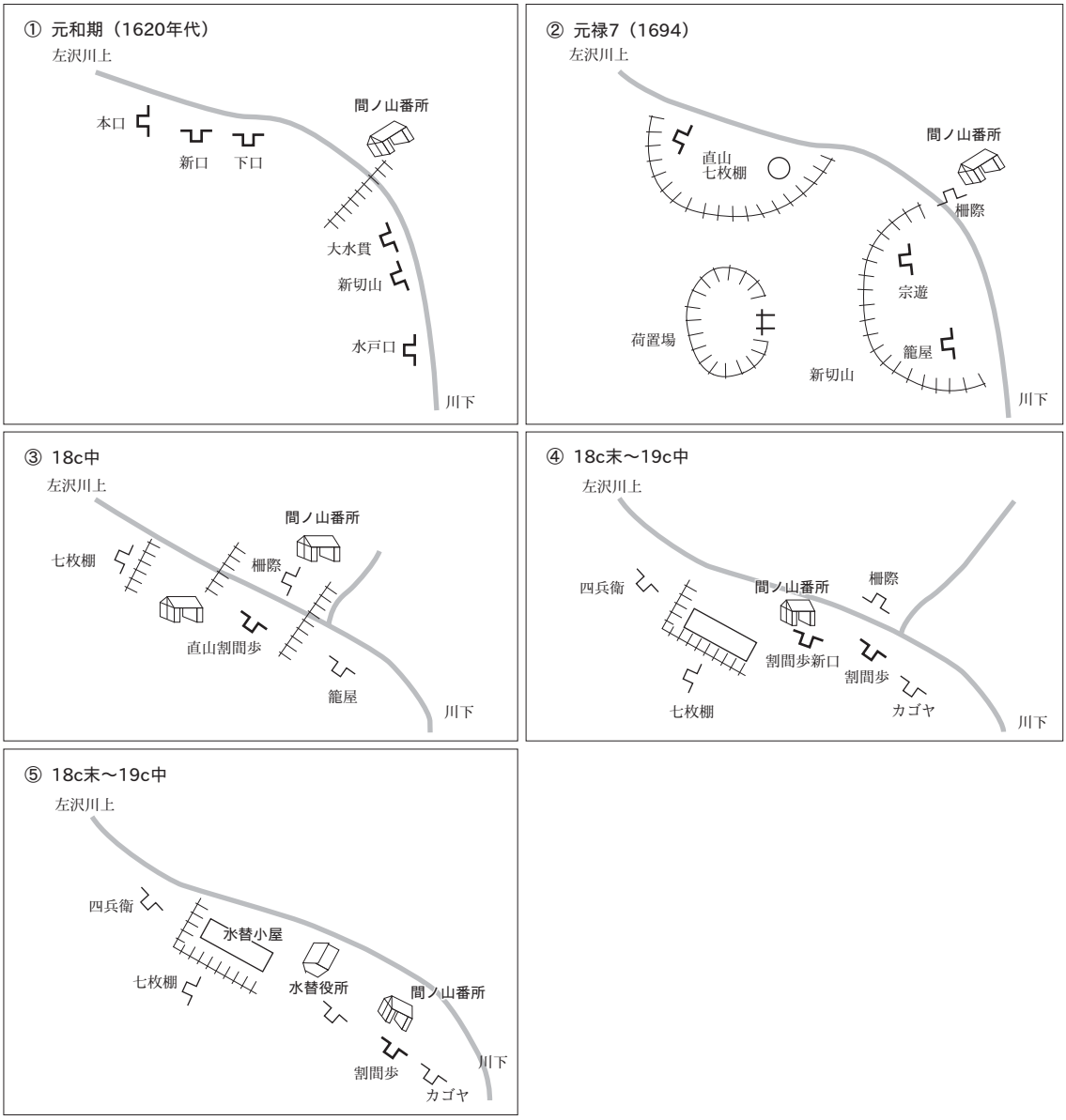

第 36 図　割間歩坑口変遷略図

屋間歩」があり、間ノ山番所のそばに「柵際間歩」が描かれる。七枚棚と宗遊・籠屋両間歩の周囲には柵が設けられ、これらの西側には荷置場が置かれている。坑口の向きから①の図の本口が七枚棚、大水貫・新切山・水戸口のいずれかが宗遊・籠屋間歩に該当する可能性があるが詳細は不明である。③ 18 世紀中半には、②の図で宗遊間歩と呼ばれた場所が「御直山割間歩」となり、七枚棚の坑口前面には柵が設けられる。また、間ノ山番所のほかに割間歩へ向かう四ツ留番所と推測される施設が描かれている。④ 18 世紀末～ 19 世紀中半以前には、間ノ山番所が左沢右岸に移転し、割間歩の上流に新口が開坑している。また、七枚棚の脇に水替小屋が出来ている。史料によれば、この時期、割間歩坑内で採掘は行われておらず、南沢疎水道への排水作業が主体となっている。⑥ 19 世紀中半には、引き続き割間歩坑内での排水作業が主体となっている時期で、水替小屋のほかに水替役所が置かれている。

このような間歩名の変遷をみると、「割間歩」をこの付近一帯の代表的な間歩名として使用しつつ、七枚棚・宗遊の各間歩が時期によって割間歩と呼称されており、両間歩周辺を「割間歩」として一つの鉱区とする意識があったことがうかがえる。また、このような本口の移転理由として、稼ぎ場が地中深くなっ

たことや水害によって使用不能な坑道が出たことによるルートの変更が考えられるが詳細は不明である。

3　相川金銀山における採掘域の変遷

相川金銀山の鉱石採掘の歴史と相川の集落形成のかかわりは深く、その影響は現在に至るまでいたるところに残されている。ここでは、鉱山の経営形態と採掘域の状況をみるため、下記の①～⑦のような区分により相川金銀山の採掘域の変遷を段階的にみていきたい。なお、近代以降については、佐渡鉱山の『事業報告』や図面類等の調査が中途であるため、現時点で想定しうる内容についてのみ記述する。

①慶長期（1）（16 世紀末～ 17 世紀初頭）…田中清六による経営

②慶長期（2）（17 世紀初頭）…大久保長安による経営

③元和～寛永期（17 世紀前半）…鎮目・竹村奉行時代

④元禄期・17 世紀末…荻原重秀による積極経営

⑤ 18 ～ 19 世紀…近世的経営の限界（衰退期）

⑥ 19 世紀後半～ 20 世紀初頭…明治期の近代化

⑦ 20 世紀前半…昭和 10 年代の大増産に伴う近代化

A　慶長期の鉱山（1）

相川金銀山の発見年は諸説出されており、一般的に慶長 6（1601）年とするものが多いが、『撮要佐渡年代記』の「慶長元（1596）年鮎河で銀湧き上がる」という記述（史料 1-1）や慶長 5（1600）年に羽田村より金山町が当起されたという記述から、少なくとも慶長元年には鉱石が発見されていたと考えるのが妥当ではないかとする説があり［小菅 b 1998］、本書でもその説が有力と考える。

慶長 5（1600）年、徳川家康の命を受けた田中清六が佐渡接収のため入国すると、上杉氏の旧臣であった河村彦左衛門と共に鉱山経営にあたることとなり、田中・河村は鶴子肴町（四十物町）に役所（陣屋）を置いた。田中が採用した経営は「運上入札制」とよばれるもので、この経営形態は、資金をもった者であれば誰でも鉱山経営を行えるものであった。これを契機に多くの間歩が開坑し、諸国から大量の人が佐渡へ渡ったことで、急速に佐渡へ人口が流入し、鉱山発展の礎を築いた時期であるといえる。慶長 6（1601）年には道遊の割戸・六十枚間歩・割間歩で開発が始まったとされている。

稼ぎ場に近い上相川や銀山町などの山の内地域に集落が形成されたのもこの時期であろう。慶長 6（1601）年における上相川での鉱山労働者の住宅事情をみると、山の雑木を切り、これをもって掘立の「山小屋」と呼ばれる住居を建てて、鉱山が不況になるとともに住居を壊して移動を繰り返したという［佐渡市教育委員会 b 2008］。田中清六が進めた運上入札制による短期間の鉱山開発と急増する鉱山労働者人口に対応した集落形態であったと推測される。しかし、制度の特性上、短期間の開発向きのものであったため、坑内の排水施設の導入といった長期間に渡る経営には不向きであったことから、水没等により放棄される鉱区が増え、鉱山は急速に衰退の兆しを見せた時代といわれている。

文献史料によれば、慶長 7（1602）年の段階で、釜ノ口 300 余・人口 10 万人とされているが、江戸時代後期の絵図に記載される間歩数は 180 ～ 190 ヵ所前後である。元和期以降に開削されたとされる間歩名には人名が付けられたものがほぼ見られないことから、人名が付けられた間歩の多くが、田中清六の運上入札制導入に伴って開削されたものが多いと考えられる。残念ながらこの時期の資料類の不足から、当

時の採掘域の様相は明らかにすることは難しいが、道遊の割戸や父の割戸などを中心とする露頭鉱脈の採掘から坑道掘り（ひ追い掘り・横相）へと急速に転換していったと予想される（第 37 図）。

B　慶長期の鉱山（2）

慶長 7（1602）年、年貢増を江戸へ愁訴する事件に連座して田中清六らが失脚すると、代わって佐渡代官（初代奉行）となったのが大久保長安であった。慶長 8（1603）年、長安の佐渡入国に先立ち、事前に入国していた宗岡佐渡が鶴子の陣屋を相川に移転、保科喜右衛門が鶴子銀山を担当したとある。大久保長安による銀山経営の特徴の一つは、直山制と荷分制である。また、長安は銀山巧者を呼び寄せてそれぞれ間歩を与えている（一の山仕・二の山仕）。これらの仕法改革は、田中が導入した運上入札制による弊害を解消したが、後に水没する坑道が多くなった。

長安によって導入された「直山制」は、直轄経営による公費の注入を目指し、さらに荷分制による鉱石取り分の安定化を図ることで、より確実な税収を見込んだものであり、銀山は再び活況を呈した。

「川上家文書」は、慶長期における鉱山の鍛冶炭渡帳や蝋燭受渡帳の断片が多く含まれているが、この頃、相川金銀山の間歩名も多く見られ、盛んに開発が行われていた様子がわかる。この頃の山師には、銀山巧者として大久保長安によって呼び寄せられた一の山仕であった田中助兵衛（のち宗徳）や関原主兵衛（のち宗清）、相川金銀山の割間歩などの開発に携った味方孫太夫など、相川金銀山の開発を担っていた山師も多くみられ、豊富な資金を持った有力山師による経営が行われた時期とみることができる。後年に主要坑となる間歩のうち青盤間歩・青柳間歩・甚五間歩・鳥越間歩・中尾間歩がこの頃に開坑したとされている。しかし、慶長期後半にはすでに湧水によって採掘に支障が出ている様子が文献史料にみられる。この時期に開坑したとされる間歩のうち人名を冠した間歩名が多く登場しながら、元和年間以降に開坑したものには人名に由来する間歩名がほとんどみられないことからも、慶長期の間歩は短期間で稼行を終えたものが多かったことがわかる。また、長安により任命された一の山仕及び二の山仕がいずこの間歩を与えられたのか、史料の不足により特定することは難しい（第 37 図）。

C　元和～寛永期の鉱山

大久保長安の死後、一時的に山師への物資公給が停止されるなど鉱山の仕法が改革されたが、鎮目市左衛門・竹村九郎右衛門両奉行の時期には再び鉱山開発が盛んとなった。その背景には、佐渡での小判鋳造が開始されたことも無関係ではないかもしれない。後年に主要坑となる間歩のうち雲子間歩･大切山間歩･清次間歩がこの頃に開坑したとされている。これに対して、慶長期に開坑した多くの間歩が元和期以降の史料に現れなくなることから（付表 1）、稼ぎ場が深くなることで生じる湧水や通気の問題とそれにかかる出費が多くなったことで、小規模な間歩は休止となるか、他の大規模坑道の煙貫としての役割を担うようになり、採掘域も次第に横相による大型坑道をもつ間歩へと集約していったと考えられる（第 38 図）。

慶長期に 20 ヵ所以上あった御直山は、佐渡奉行所の経営方法の変更により、元和期の鎮目奉行治世時に中尾間歩・滝ノ下間歩・諏訪間歩・向山若狭甚右衛門間歩・加賀弥治右衛門間歩・黒瀬間歩六十枚ノ下・右之沢才兵衛間歩・間山横（柵ヵ）際間歩・下松向平・向山大水貫中使間歩・餅屋表筋大横相・采女平の 12 ヵ所となっている。元和 8（1622）年、御直山 16 ヵ所（向山山ノ下・中使沢・間山古口水貫・下松日向平・大沢・中山日向平・向山遊白・佐兵衛間歩・滝下・六十枚向・諏訪間歩・関東横相煙貫・岩崎・大津川上一ノ瀬・鶴

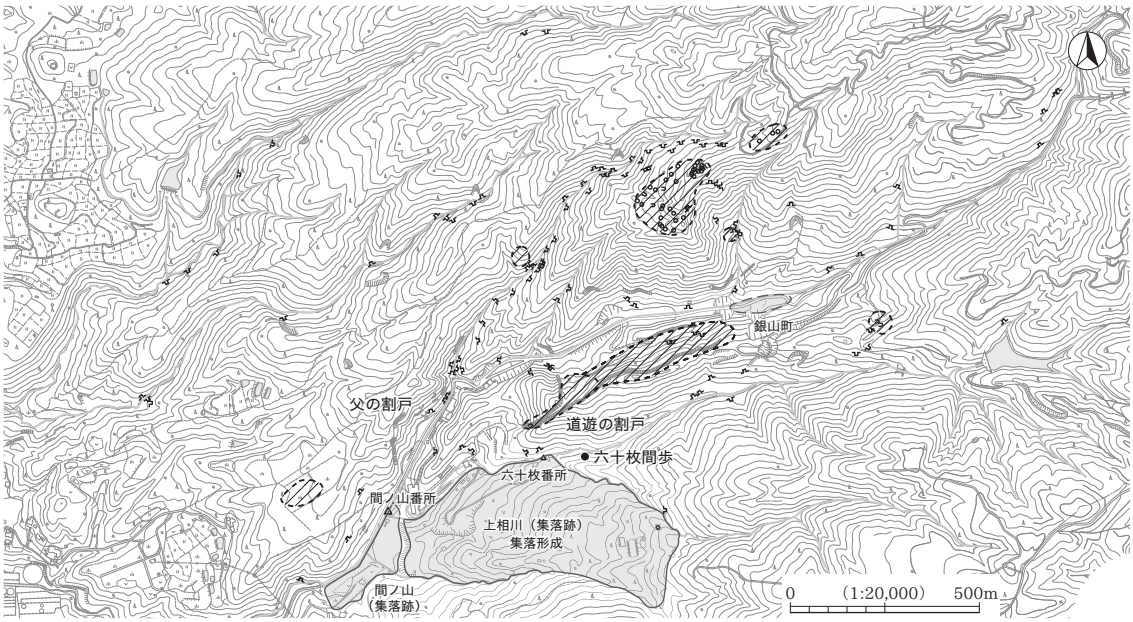

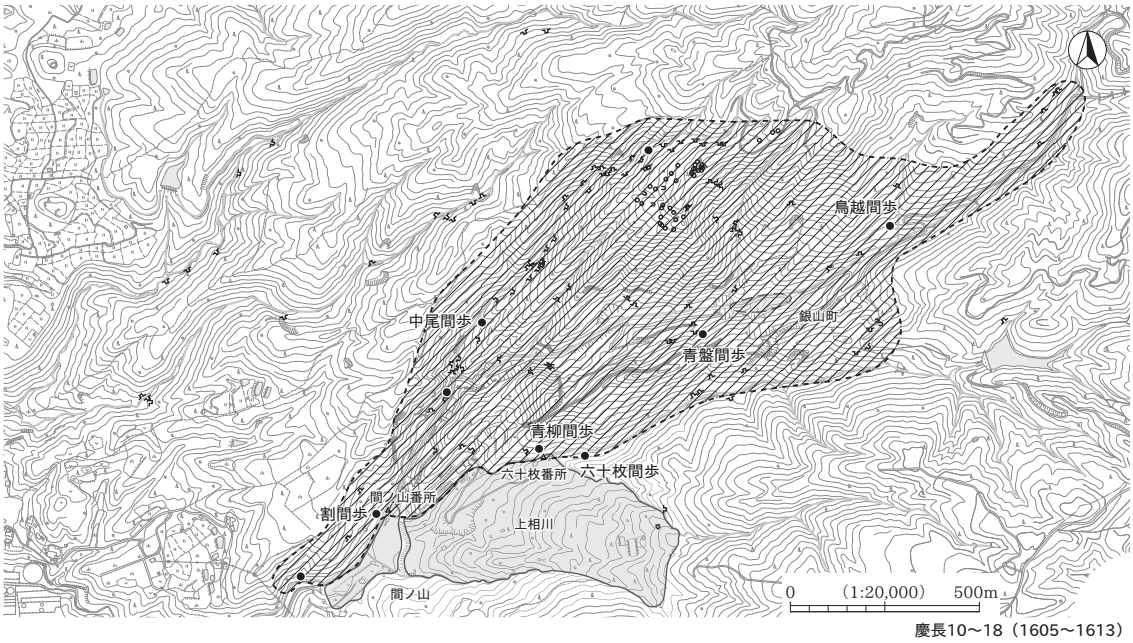

第 37 図　鉱山採掘域変遷図（1）

子御直山[1]・向山中尾百枚間歩・仕出喜間歩[2]）で、大工 1 人に付き米 4 斗同頭 1 人に付米 8 斗拝借、寛永期の竹村両奉行治世時に、水金御直山・鶴子下戸間歩・鶴子重一郎間歩・鶴子天道間歩[3]・入川御直山[4]・田切須御直山・大須御直山[5]・甚五間歩の 8 ヵ所が御直山として経営されている。田中圭一氏が指摘しているように、これらの記録をみると寛永期以降に新しい間歩の開発速度がにぶっており、開坑された間歩が必ずしも良い成績でないことがわかり［田中 1986］、鉱山経営に行き詰ってきたことを示している。

1）鶴子銀山。
2）鶴子銀山の間歩の一つ
3）下戸間歩・重一郎間歩・天道間歩はいずれも鶴子銀山の間歩。
4）外海府に所在する鉱山。
5）田切須・大須共に真野地区に所在する鉱山。

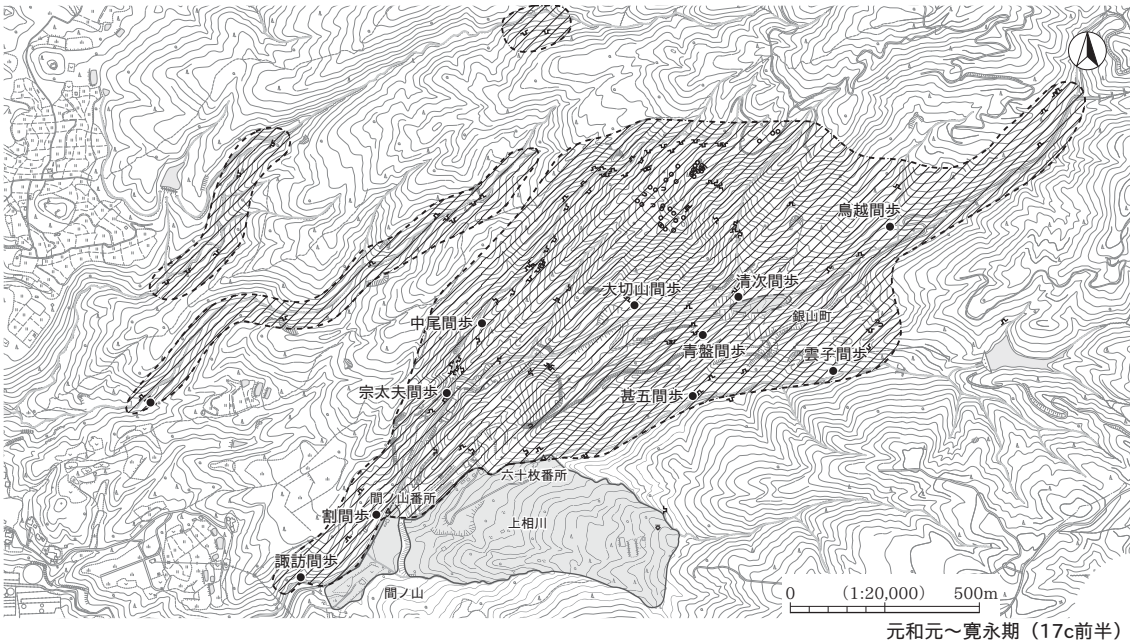

元和元～寛永期（17c前半）

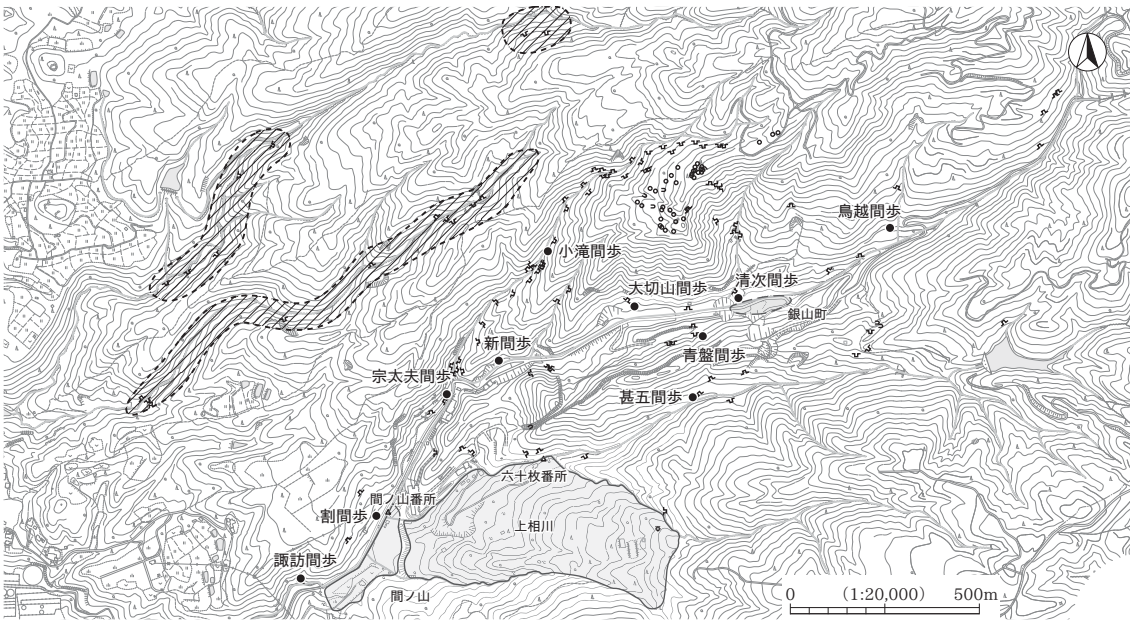

元禄期（17c末）

第 38 図　鉱山採掘域変遷図（2）

D　元禄期の鉱山

相川では、佐渡奉行に就任した荻原重秀が佐渡へ入国した際、御直山・自分山が 19 ヵ所あったとされるが、金銀産出量は減少傾向にあり、相川の山師が金銀山の不振を訴願している。荻原奉行は金銀山の積極経営に乗り出し、日向・清次・青盤・甚五を御直山とし、御直山・自分山 19 ヵ所のうち、36 ヵ所の間切を設け、43 ヵ所の切山による大規模な探坑と、南沢疎水坑の開削を命じている。また、金銀山入用として江戸より元禄 9（1696）年小判 7,000 両、元禄 10（1697）年小判 15,000 両、元禄 11（1698）年小判 16,000 両、元禄 12（1699）年小判 25,000 両、元禄 13（1700）年小判 20,000 両、元禄 14（1701）年小判 10,000 両、元禄 15（1702）年小判 10,000 両が投入されている。

このような莫大な資本投資によって、南沢疎水坑の開削による坑内排水と水没していた稼ぎ場の再興が

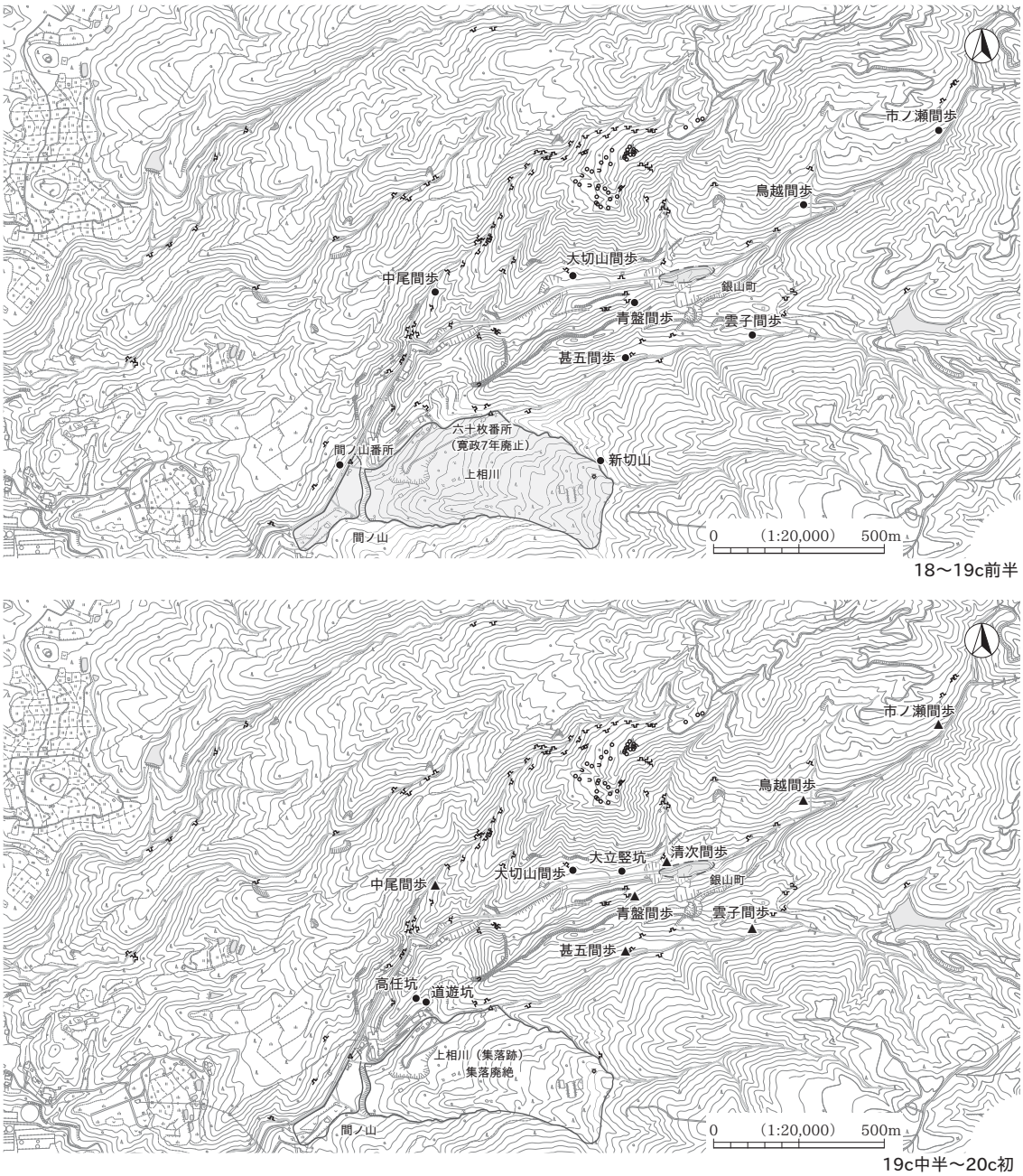

第 39 図　鉱山採掘域変遷図（3）

可能となったほか、水金沢水系などの金銀山北部でも開発が進められた。これにより鉱石の産出量自体は増加した（第 38 図）。また、活発な鉱山活動を示すように、鉱山絵図が多く描かれたようである。

E　18 〜 19 世紀前半の鉱山

18 世紀以降になると相川金銀山の産出量は減少する。この時期における主要な間歩は、青盤間歩・雲子間歩・大切山間歩・甚五間歩・清次間歩・鳥越間歩・中尾間歩・割間歩、鶴子銀山の弥十郎間歩などで、再興と休山を繰り返す状態となり、採掘が行われていたものの産出量は大きく落ち込んでいた時期である（第 39 図）。また、上相川地区をはじめとする相川住民の生活も困窮し、奉行所によってたびたび失業者への雇用対策がとられるようになった。佐渡奉行所は、衰退する鉱山の再建を図るため、鉱山の仕法改革

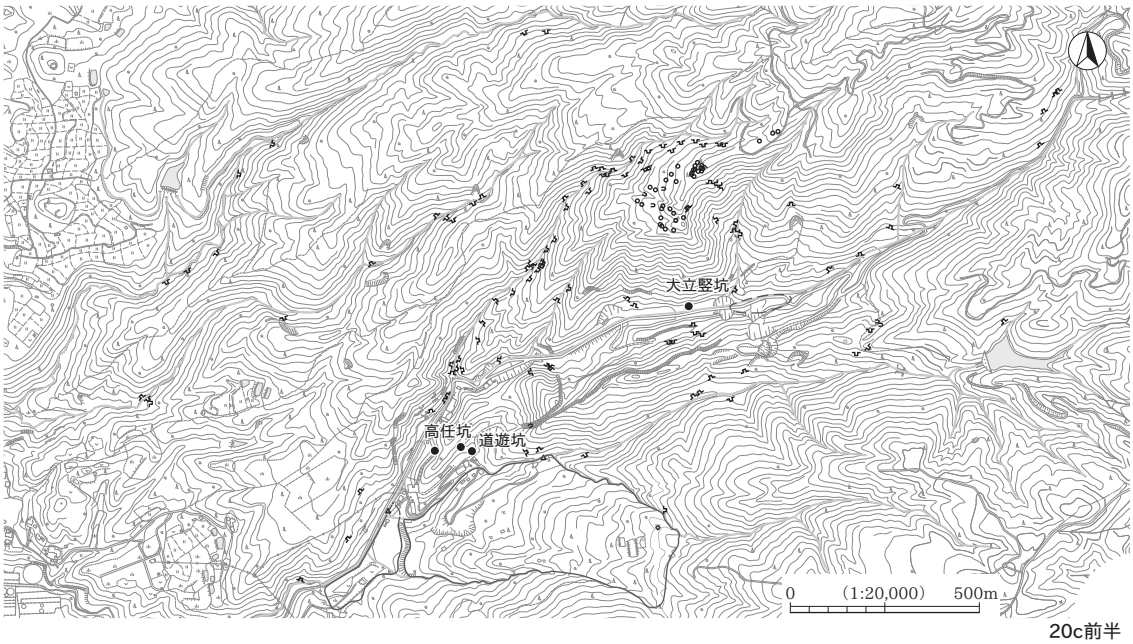

第 40 図　鉱山採掘域変遷図（4）

を実施した。その一つが「御仕入稼ぎ」と呼ばれるもので、相川金銀山においても間歩の再開発が本格化した。特に天保年間より文久 3（1863）年に休止するまでの間、前述した間歩を中心に御仕入稼ぎが行われたことが文献史料や絵図に多く見られている。幕末には江戸幕府に雇用されたイギリス人技師のガワーによって火薬による採掘法が伝えられたとされる。

現存する絵図や絵巻の多くがこの時代に描かれたものであり、鉱山の様子を奉行などへ説明する資料、もしくは山師が後世に伝えるための資料とする目的があったことが想定される。

F　19 世紀中半から 20 世紀初頭（明治期）の鉱山

相川金銀山は、明治 2（1869）年に官営「佐渡鉱山」となり、政府による鉱山経営が始まった。同年から採鉱に「階段法」が採用された。明治初期における史料をみると、いくつかの主要間歩の名前が引き続きあげられていることから、これらの間歩で採掘が続けられたようである。

明治 10（1877）年には、ドイツ人技師のアドルフ・レーによって日本初となる洋式竪坑の「大立竪坑」が開削されたことで、採鉱法は、近世以来の坑道掘りによるものではなく、竪坑と水平坑道による近代的な採掘方法へと順次移管していったと考えられる。明治 20（1887）年には高任竪坑が開坑し、鉱山局長に就任した大島高任による道遊の割戸の採鉱が行われた。明治 29（1896）年には三菱合資会社へ払下げとなり、明治 32（1899）年に道遊坑が開坑した。坑内の採掘域については不明な点が多いが、この頃、近世以来の坑口が利用されていたのは、大切山坑や鳥越坑などの一部のみであり、基本的な採掘現場への出入りは道遊坑や大立竪坑・高任竪坑などが利用されていたようである（第 39 図）。

G　20 世紀前半（昭和 10 年代）の鉱山

昭和 13（1938）年に公布された金銀銅などの大増産を目的とする「重要鉱物増産法」によって、佐渡鉱山も国策による大増産運動に邁進することになった。 採鉱では、大立竪坑櫓が木造から鉄骨造へと建て替えられるとともに、捲揚機が岩盤をくり抜いて造成した捲揚室に移設されている。また、高任地区に

粗砕場と貯鉱舎、北沢地区に浮遊選鉱場、上相川地区に火薬庫が建設されるなど、施設の拡充が図られた。しかし、坑内から産出する鉱石の品位は低下していたことから、海岸線に堆積した浜石も回収されて選鉱が行われていた。これらの増産政策により、金の生産量は飛躍的に増大し、昭和 15（1940）年には、年間 1,538㎏の生産を達成した時代である。坑内の採掘域については不明な点が多いが、鉱石の搬出ルートとしては大立竪坑・高任竪坑・道遊坑を利用したルートが中心となっていたようである（第 40 図）。

4　まとめと今後の課題

今回の調査によって、近世の相川金銀山における採掘地の変遷について、分布調査及び資料調査の観点から、各間歩における採掘期間や鉱山全体での採掘域の変遷をある程度あきらかにすることができたと考えている。また、文献史料と絵図の情報を照合させる機会を得たことは、精度の高い情報を得るために非常に良い機会を得ることができた。しかし、相川金銀山に関係する史料は膨大であり、とくに近代以降の同鉱山の様相については、今回の調査のみでは精査が不十分であった点は否めないが、今後も資料を精査していくことで、より正確な時代考証のための指標の確立と変遷過程をあきらかにできるのではないかと考えている。

今回の調査では、鉱山の採鉱に係るものが中心となっているが、鉱山と鉱山集落の形成がどのようになされたのか、とくに史料が少ない初期の鉱山操業期における実際の経営規模や内容のほか、集落内の居住域の変遷を明確にする必要がある。このほかにも相川金銀山には長期にわたる鉱山経営の中で導入されたとされる様々な選鉱・製錬技術、鉱山関連施設（四ッ留番所や鍛冶小屋・建場小屋等）の規模、鉱石の採掘方法の実態といった文献史学と考古学の両面からのアプローチによって明らかにしなくてはならない多くの課題が残されている。

今後は資料調査の成果をもとに発掘調査を実施して、少しでも明解な解答を得ることができるよう配慮すると共に、このような鉱山遺跡の分布調査や資料調査を積み重ね、その調査成果を将来的な史跡整備の際の基礎データや鉱山研究資料として結びつけていきたい。

第 22 表　鉱山用語の一覧表

用　語	よみがな	解　　説
請山	うけやま	自分山または請負山といい、請主が責任を持ち、産鉱を一定の割合で運上（税）として納めた。一切を自己の経費と責任で稼行した。　⇔直山
打替	うちかえ	丸木ばしごをかけるには急な斜坑や狭い場所に設けるもので、短い木を２尺間隔で掛け渡し、つかまりながら昇降する。
運上入札制	うんじょう にゅうさつせい	田中清六によって導入された制度。一定期間の採掘権を入札によって決定した。
岡	おか	敷に対して坑外を岡と呼ぶ。　⇔敷
御仕入れ稼ぎ	おしいれかせぎ	山師が幕府から仕入銭を前借りして稼行するもので、弘化年間から始められた制度。　⇔本途稼ぎ
買石	かいいし	採掘された鉱石を見込品位によって買い取り製錬を行う業者。
金児	かなこ	一つの敷の主。山師の下で一敷を請負った。後に間歩の経営を行う者もいた。
釜ノ口	かまのくち	坑口。坑木で柱を左右に立て、留木で押さえた形が竈に似ているところから名付けられた。化粧棚といわれることもあった。
柄山	がらやま	低品位鉱が含まれた捨石のことで、坑内に堆積しているものを指す。坑外に堆積したものを揚柄山という。
冠	かんむり	坑の天井、上盤のこと。「繰上（くりあげ）」ともいい、坑内の上方を指す。
切山	きりやま	間切に同じだが、規模が小さく、間数・方向も関係なく必要に応じて掘削した。
草見立	くさみたて	新しい鉱山・間歩を選定すること。草木の様子や山相などを見て決めたことから出た名と思われる。
鏈	くさり	金銀銅などを含む鉱石。低品位のものは薄鏈、金含有が豊富なものは筋金、銀は白銀鏈、銅は銅鏈、鉛はギロン鏈という。
けだへ・気絶え	けだえ	敷内の風の廻りが悪く、石煙、油煙が深くて採掘ができないことをいう。
煙貫	けむりぬき	通気のために掘る坑道で、通常は上方に抜けるように掘られる。鉱脈を利用して掘られることもあった。
間切	けんぎり	試掘で鉱脈を探る坑道。間数を定めて請負させているところから出た名。
粉成	こなし	鉱石を粉砕、磨砕、淘汰などをする操作。選鉱作業。
盛	さかり	鉱石が大量に産出する状況を「盛」や「大盛」といった。　⇔不盛
敷（鋪）	しき	坑内の稼ぎ場をいう。または坑内の総称。坑の内外を総称して敷岡といった。　⇔岡
直山制	じきやませい	大久保長安によって導入された制度。御直山といい、幕府直営の間歩。用具・器材などの厳しい規制があった。　⇔請山
水上輪	すいしょうりん	円筒形の木製揚水器。内部にらせん状の羽が取り付けられ、回転させるとアルキメデスの原理により筒尻より手元へ水がねじあげられる。
寸法樋	すぼんどい	スポイトの原理で下から上へ水をあげる木製の揚水器。
墨引	すみびき	墨を引く、すなわち図を描くこと。または、その絵図。
ズリ	ずり	金銀の鉱石を採取する際に出る鉱石にならない岩石や不要な鉱物のこと。
製錬	せいれん	鉱石から金銀を抽出すること。
精錬	せいれん	製錬で得た金銀から不純物を取り除くこと。
大工	だいく	たがねと鎚で鉱石を採掘する坑夫。金穿大工。家大工は番匠と呼んだ。
立合	たてあい	鉱脈のこと。相川金銀山では石英脈に金銀鉱が含まれており、これを白立合といった。土中にある砂金はネバ立合と呼ぶ。
建場・立場	たてば	各間歩の入口付近に設けられる四ツ留番所の構内に建てられる。採掘を請負った金児たちが建てたもので、採掘・出鉱管理の事務所であるとともに、手撰りの作業場でもあった。
丁場	ちょうば	坑内で天井・壁などが崩落した場所を留木を用いて支柱しているところ。またはこれの工事中の場所をいう。
鉉	つる	鉱脈または鉱石のことで、これに切り当ることを鉉につくといった。
樋引	といびき	水上輪を操作して坑内排水に従事する者。釣瓶または桶で排水に従事するものを「水替」「水替穿子」といった。
問吹・様吹	といぶき・ためしぶき	買石の入札に不正が行われるのを牽制するため、奉行所の役人が行う試験的な製錬のこと。
床屋	とこや	精錬をする設備をもった場所。床屋はフイゴの床から付けられた名称という。
どべ小屋	どべごや	廃石を選鉱する簡単な掘立柱の小屋。どべ＝泥。
荷	に	採掘した鉱石を叺に入れ約５貫目の重量とし、これを一荷といった。
荷売り	にうり	買石が鉱石の品位を鑑定して鉱石を買い取ることで、十日に一回日を定めて行われる。
荷分法	にわけほう	本符鏈を出した後に採掘搬出される鉱石を追荷鏈といい、本符鏈の品位と大差なければ、両者を併せて産出した敷別に、また上中下に区別して五貫目宛叺に入れ、一定の割合で公納分、金児前、山師領前に仕分けする。終われば役人の符印を受けて買石の経営する製錬場に下げる。
灰吹法	はいぶきほう	鉛を使用した製錬法で、日本へは大陸から伝えられた。佐渡では、鶴子銀山で用いられたのが最初といわれる。
梯子	はしご	丸木に階段となる切込をいれた丸木ばしごで、坑内の昇降に利用された。
馳割	はせわり	鏈があっても鉱脈が長く続かないもの。
盤	ばん	岩山のこと。色の青く変わった場所を青盤とよんだ。青盤の中に立合があると言われ、銀山巧者はこの目利きができるものであったとされる。
ひ押し掘り	ひおしぼり	鉱脈を追いかけて地中を掘り進んで行く採掘方法。ひ追い掘りともいう。
一十ヲ日	ひととおか	坑内の作業はすべて 10 日間をもって基準として一十日といい、出鉱高、大工の稼、需要品の消費などすべて一十日何程ととなえた。
フランカスホイ	ふらんかすほい	オランダ水突ともよばれる揚水器。
振矩師	ふりがねし	測量技師。測量図面を振矩図といった。
穿子	ほりこ	坑内外で働く作業員の総称。
本途稼ぎ	ほんとかせぎ	定められた一定の公納を納めて公費によって稼行することで、佐渡では御直山同様の意味で用いられた。⇔御仕入稼ぎ
間歩	まぶ	安土桃山時代から江戸時代における鉱山の坑道をさす。発見者や稼ぎ主の名を付けて呼ぶ習慣があった。近代以降は坑とよんだ。
水替	みずかえ	排水作業を行う作業員のこと。佐渡島民より雇ったほか、無宿人を使うこともあった。
水筋	みずすじ	自然金。
水貫	みずぬき	坑内にたまった水を抜くために掘られた坑道。
三ツ合	みつあい	釜ノ口から掘った廊下が立合に達すると、そこで三方に道が分かれるが、その場所のこと。
無宿	むしゅく	住所不定の浮浪者をいった。実際は江戸や大坂へ出てきた農村出身者がおおかったという。
山師	やまし	古くは山先、山仕、山主ともいう。一山・一坑の持主として鉱山技術者などの関係者を従えていた。後には間歩差配人となった。
山留	やまとめ	留木を用いて坑内の補強などを行う支柱夫。一坑に大抵６人ほどいて、そのうち１人を頭とした。
やわらぎ	やわらぎ	岩の軟らかいところをいう。
汰物	ゆりもの	多少金を含む硫化銀。
横相	よこあい	鉱石の穿り取り現場から岡に向って穿られた水平坑道。しばしば水貫と兼用された。
四ツ留	よつどめ	釜の口と同義語で、間歩の入口を指す。間歩の入口に置かれた番所を「四ツ留番所」と呼び、鉱石の抜売りを監視した。
廊下	ろうか	釜の口から立合までの平らな坑道をいう。
露頭掘り	ろとうぼり	鉱脈が露出した部分（露頭）に沿って、鉱脈だけを掘り採る採掘方法。坑道掘り以前の技術。

［田中 1984］・［佐渡市教育委員会 2009a］に加筆

相川地区鉱山遺跡分布調査遺構観察表（鉱山名：相川金銀山）

測位：DGPS

通№	遺構№	種　別	長さ（m）	幅（m）	深さ（m）	向き、長軸	形状	名称	附属遺構	ズリ散布状況	X座標	Y座標	高さ	備　考
1	1-1	間歩跡	0.45	1.30		南	坑道・竪坑	諏訪間歩			226088.3044	-21870.2937		
2	1-1-1	間歩跡	－	－	－	南東？	坑道	関東間歩			226196.9077	-21742.3376		湮滅
3	1-2	間歩跡	2.10	2.20		南	坑道・水平坑	角行坑	釜ノ口修復、鉱車レール		226534.5139	-21524.3358		観光用に利用
4	1-3	間歩跡	1.90	2.10		南	坑道・斜坑	角行坑通洞			226635.4515	-21469.6412		
5	1-4	間歩跡	0.94	1.38		西	坑道・水平坑				226648.9774	-21458.9702		
6	1-5	間歩跡	1.45	2.30		東	坑道	中尾間歩	テラス（水害で流出）		226658.8533	-21469.4784		
7	1-6	間歩跡	0.50	2.00		西	坑道・水平坑				226673.9603	-21453.2314		坑口わずかに開口
8	1-7	間歩跡	2.20	10.50		南西	坑道	中尾間歩（本坑）	テラス（水害で流出）		226767.2079	-21389.9586		
9	1-8	間歩跡	1.65	2.30		西	坑道				226644.1976	-21444.0140		
10	1-9	間歩跡	0.63	1.35		南東	坑道		1.48 × 1.3 mの方形坑道		226322.5172	-21709.5645		坑口半分埋没
11	1-10	間歩跡	0.70	1.20		東	坑道	新間歩			226671.5559	-21342.5943		
12	1-11	間歩跡	2.10	3.00	15.00	南西	坑道・水平坑	五左衛門間歩		有	226827.6154	-21192.5832		
13	1-12	間歩跡	1.70	2.30		西	坑道	新間歩			226861.2442	-21162.4402		坑口上部崩落のためやや埋没
14	1-13	間歩跡	2.40	2.50		南西	坑道・水平坑	大切山間歩			226813.8983	-20987.3524		
15	1-14	間歩跡	－	－	－	南？	坑道？	烏越間歩	テラス（水害で流出）	有	227020.2971	-20310.3781		水害により湮滅
16	1-14-1	間歩跡	1.60	1.50		南	坑道				226949.0293	-20389.4199		
17	1-14-2	間歩跡	0.65	0.90	8.00	南東	坑道・水平坑				226909.9461	-20470.3607		
18	1-15	間歩跡	－	－	－	南？	坑道？				227127.9857	-20292.0564		
19	1-16	間歩跡	2.40	2.30		南東	坑道	青柳間歩			226432.9936	-21237.5892		内部をコンクリート改装し倉庫として利用していた
20	1-17	間歩跡	1.60	1.30		北西	坑道	六十枚間歩			226421.5006	-21118.2761		
21	1-18	間歩跡	2.00	2.80	15.00～	南西	坑道・斜坑	甚五間歩			226574.4758	-20829.7432		№1-19 と隣接
22	1-19	間歩跡	1.35	2.15		南西	坑道	宗清間歩			226582.6089	-20812.7403		№1-18 と隣接
23	1-20	間歩跡	1.90	3.80		南西	坑道	鶴屋間歩			226623.3858	-20782.8027		坑口わずかに開口
24	1-21	間歩跡	－	－	－	南？	坑道？	源兵衛間歩			226639.8486	-20694.3928		斜面崩落により埋没
25	1-22	間歩跡	－	－	－	北？	坑道？				226569.2121	-20732.6441		埋没
26	1-23	間歩跡	1.80	2.85		南	坑道・水平坑	加賀弥十郎間歩	レール・ワイヤーが散乱		227081.6578	-20572.2449		
27	1-24	間歩跡				東	坑道	富田２			227130.5880	-20755.9080		
28	1-25	間歩跡				東	坑道	不動間歩			227137.6250	-20768.3800		
29	1-26	間歩跡				南？	坑道？	富田３			227140.0059	-20786.8266		坑道崩落により溝状になる
30	1-27	間歩跡	1.40	2.00		西	坑道				226857.7734	-20723.1310		坑口上部の土砂が崩落し坑口に堆積
31	1-27-1	間歩跡	3.50	2.10		南西	坑道				227040.7064	-20772.9715		
32	1-27-2	間歩跡	0.70	1.10		南東	坑道？				227070.2600	-20844.8260		坑口半分埋没、試掘坑の可能性も
33	1-27-3	間歩跡	0.80	2.10		南東	坑道？				227072.3080	-20841.6510		坑口 1/3 埋没、試掘坑の可能性も
34	1-27-4	間歩跡	0.80	0.90		東	坑道	作内間歩			227004.9010	-20709.1070		
35	1-27-5	間歩跡				南	坑道？	作内割戸	7×7mのテラス、石垣、坑木等残存		227011.6910	-20722.5680		坑口埋没
36	1-27-6	間歩跡	1.10	1.00		東	坑道	作内間歩			227031.1790	-20717.1490		石で封鎖
37	1-28	間歩跡				南西	坑道				226835.2490	-21012.2750		近代水路の可能性あり
38	1-29	間歩跡				南東	坑道	市ノ勢間歩（本坑）			227238.6301	-19912.3054		斜面崩落による土砂で坑口わずかに開口
39	1-30	間歩跡	－	－	－	南東	坑道	市ノ勢上口			227327.7397	-19902.4429		坑口埋没
40	1-31	間歩跡	－	－	－	南東	坑道？			有	227372.9050	-19872.1113		坑口埋没
41	1-32	間歩跡	－	－	－	南東	坑道？			有	227381.8299	-19865.0405		露頭掘りの可能性も
42	1-33	間歩跡				南西	坑道				226826.0226	-21355.3088		坑口わずかに開口
43	1-34	間歩跡	1.40	2.30		西	坑道・水平坑				226850.5876	-21310.5125		石で封鎖
44	1-35	間歩跡	0.50	0.80		北西	坑道	西兵衛間歩			226887.2505	-21266.3784		坑口わずかに開口
45	1-36	間歩跡	0.60	0.70		南東	坑道	金町間歩			226913.3202	-21267.6416		坑口半分埋没
46	1-37	間歩跡	0.50	0.85		北西	坑道	次太夫間歩			226911.4044	-21244.1244		坑口わずかに開口
47	1-38	間歩跡				南東	坑道	徳太夫間歩	5 × 4 mのテラス		226918.4032	-21252.0585		坑口埋没
48	1-39	間歩跡	0.90	0.75	2.50	西	坑道？				226930.4622	-21234.7073		№1-41 の真下、№1-42 に隣接
49	1-40	間歩跡	4.00	1.50		北東	坑道				226928.1771	-21259.9645		ひ押し掘りの可能性も
50	1-41	間歩跡	1.10	3.20		西	坑道	中使間歩			226921.4273	-21232.6213		№1-39 の真上

観 察 表

通№	遺構№	種　別	長さ（m）	幅（m）	深さ（m）	向き、長軸	形状	名称	附属遺構	ズリ散布状況	X座標	Y座標	高さ	備　考
51	1-42	間歩跡	2.80	1.80		西	坑道		坑道 1.7 × 0.9 m		226928.8722	-21230.3962		№1-39 に隣接
52	1-43	間歩跡	0.90	1.35		北西	坑道	小滝間歩			226964.4439	-21221.3622		
53	1-44	間歩跡	0.40	1.40		北西	坑道				226990.8476	-21200.5419		坑口わずかに開口
54	1-45	間歩跡	0.20	0.80		北西	坑道				227075.4896	-21168.3465		坑口わずかに開口
55	1-46	間歩跡	0.70	1.40		南東	坑道				227097.9853	-21169.0025		石で封鎖
56	1-47	間歩跡	1.70	2.40		南東	坑道				227136.9268	-21120.1649		石で封鎖
57	1-48	間歩跡	0.90	1.05		北西	坑道・水平坑				227119.1442	-21109.2690		
58	1-49	間歩跡				南	坑道				227176.7136	-21092.1180		
59	1-50	間歩跡	1.80	1.20	0.90	南	坑道？				227176.0777	-21072.7470		坑口埋没か？
60	1-51	間歩跡	0.30	0.60		北	坑道				227162.7160	-21069.3820		坑口わずかに開口
61	1-52	間歩跡				北	坑道？				227162.9111	-21059.0100		坑口埋没、№1-54 と隣接
62	1-53	間歩跡	0.40	0.80		南	坑道				227172.3061	-21043.5281		坑口わずかに開口
63	1-54	間歩跡				北西	坑道？				227162.5615	-21012.3291		坑口埋没、№1-52 と隣接
64	1-55	間歩跡	－	－	－	北西	坑道	勘兵衛間歩	斜面凹（坑口推定地）左右に石組み残る		227199.4324	-20971.2152		
65	1-56	間歩跡	1.00	1.00		南東	坑道				227202.9351	-20991.4881		坑口やや埋没
66	1-57	間歩跡				北	坑道	割間歩			227224.8572	-20950.0112		ひ押し掘りの可能性も
67	1-58	間歩跡	2.00	1.90		北	坑道	新切山間歩			227239.4734	-20911.5723		石で封鎖
68	1-58-1	間歩跡	0.60	1.40		北	坑道				227248.3147	-20863.9314		坑口やや埋没
69	1-58-2	間歩跡	0.30	0.60		北	坑道				227252.0870	-20825.1295		坑口わずかに開口、№1-58-5 の真下
70	1-58-3	間歩跡	0.30	0.60		北	坑道				227242.1759	-20750.6107		坑口わずかに開口、№1-58-4 と隣接
71	1-58-4	間歩跡				北	坑道				227243.6477	-20761.9706		坑口わずかに開口、№1-58-3 と隣接
72	1-58-5	間歩跡	0.15	1.50		北	坑道				227241.5824	-20804.6605		№1-58-2 の真上
73	1-58-6	間歩跡	0.30	1.60		北	坑道				227226.7768	-20888.4374		坑口わずかに開口
74	1-58-7	間歩跡	1.30	1.85	2.95	北西	坑道				227181.0078	-20950.7662		
75	1-58-8	間歩跡	0.40	1.60		北西	坑道				227177.5408	-20959.9312		坑口わずかに開口
76	1-59	間歩跡	1.50	1.50		西	坑道	水金間歩			226558.1037	-22268.3707		坑口わずかに開口
77	1-60	間歩跡	0.60	0.60		北西	坑道				226569.3125	-22275.3658		石で封鎖
78	1-61	間歩跡	1.00	1.60		南東	坑道				226571.7414	-22288.5159		坑口やや埋没
79	1-62	間歩跡	0.75	1.25		北西	坑道				226783.6460	-21914.3339		坑口わずかに開口
80	1-63	間歩跡	0.80	1.25		北東	坑道				226652.6759	-21206.8528		坑口半分埋没、№1-64 と隣接
81	1-64	間歩跡	0.80	1.90		北	坑道				226658.5098	-21208.9939		№1-63 と隣接
82	1-65-1	間歩跡	－	－	－	北東？	坑道				226306.5570	-20938.3650		岩盤崩落により埋没
83	1-65-2	間歩跡	5.00	0.80		東	坑道				226655.6058	-21218.8889		ひ押し掘りの可能性も
84	1-66-1	間歩跡	2.00	3.20		東	坑道		釜ノ口修復		226564.5229	-21486.5577		
85	1-66-2	間歩跡	2.00	3.00	－	東	坑道	宗太夫間歩	釜ノ口修復、観光坑道		226571.2250	-21482.7670		国指定史跡
86	1-67	間歩跡	3.00	0.80		北	坑道	高任坑	レール敷設		226429.7108	-21515.2577		
87	1-68	間歩跡	2.40	2.20		南西	坑道	道遊坑	レール敷設		226428.2974	-21418.4468		
88	1-69	間歩跡	2.90	3.50		南東	坑道	高任坑			226438.8422	-21441.6701		坑車操作のため掘削されたもの
89	1-70	間歩跡	0.80	0.70		北	坑道	青盤間歩			226740.0920	-20808.1428		
90	1-71	間歩跡	2.50	2.50		北	坑道				226744.2898	-20826.6268		
91	1-72	間歩跡	1.70	1.70		南	坑道				226763.2545	-20831.2900		
92	1-73	間歩跡				北	坑道				226721.9954	-20885.2696		狸穴
93	1-74	間歩跡	1.50	2.30		北	坑道・斜坑		坑木残存		226719.7493	-20896.4176		
94	1-75	間歩跡	0.80	0.70		北	坑道・斜坑				226751.1618	-20363.1870		
95	1-76	間歩跡	0.76	1.05		北	坑道				226689.5364	-20399.9713		坑口やや開口
96	1-77	露頭掘り跡	5.00	8.00			楕円形				226705.8114	-20370.4245		坑道が陥没した痕跡の可能性も
97	1-78	露頭掘り跡	2.00	4.00	1.50	西	溝状				226764.2308	-20335.6362		
98	1-79	露頭掘り跡	2.00	4.00	1.30	西	溝状				226773.5466	-20345.1123		
99	2-6	石積遺構	10.60	24.40			長方形		二段積、内 5 × 7.8 m		226719.9045	-20428.5146		
100	1-80	露頭掘り	5.00	1.10		北西	（ひ押し掘り）				227042.6226	-21467.8670		
101	1-81	間歩跡	0.70	0.60		北西	坑道	石坂間歩			227087.1203	-21413.7255		
102	1-82	間歩跡	－	－	－	南	坑道		石垣、坑木残存		227101.3983	-21388.9023		坑口埋没
103	1-83	間歩跡	0.80	0.60		北西	坑道		坑口前溝状に掘削、留木穴残存		227048.6735	-21485.4643		
104	1-83-1	間歩跡	0.60	0.70		南東	坑道				226924.0483	-21681.0218		坑口わずかに開口
105	1-84	間歩跡	0.50	0.80		南東	坑道	惣吉間歩			227051.1115	-21509.1336		坑口わずかに開口
106	1-85	間歩跡	1.20	2.10		北西	坑道	良光水貫			226878.9488	-22226.2679		坑口やや埋没

通№	遺構№	種　別	長さ（m）	幅（m）	深さ（m）	向き、長軸	形状	名称	附属遺構	ズリ散布状況	X座標	Y座標	高さ	備　考
107	1-86	間歩跡	1.30	2.00		北西	坑道				226908.9660	-22169.5226		坑口やや埋没
108	1-87	間歩跡	1.70	1.00		北西	坑道				226956.1508	-22094.3424		
109	1-88	間歩跡				西	坑道				227162.5906	-22034.9249		崩落著しい
110	1-89	間歩跡	0.50	0.80		西	坑道				227243.4719	-21946.3585		坑口やや埋没
111	1-90	間歩跡				北	坑道	良光間歩			227541.2212	-21220.2532		坑口埋没
112	1-90-1	間歩跡	0.50	0.80		北西	坑道				227538.2899	-21278.7663		坑口やや埋没
113	1-91	間歩跡	1.80	1.60		西	坑道				226274.2233	-20907.8884		
114	1-92	間歩跡	0.50	0.50		南東	坑道	三光間歩			226771.7472	-20007.3875		坑口わずかに開口
115	1-93	露頭掘り跡	5.70	6.50	0.40		楕円形			有	227275.8927	-20606.9560		
116	1-94	露頭掘り跡	4.00	4.00	1.20		円形			有	227271.3337	-20621.0830		
117	1-95	露頭掘り跡	5.00	5.00	2.50	南東	溝状				227181.0582	-20800.0875		
118	1-96	露頭掘り跡	4.00	4.00	1.00		円形				227177.2072	-20806.2665		
119	1-97	露頭掘り跡	3.50	3.80	0.80		円形				227179.9062	-20810.5425		
120	1-98	露頭掘り跡	2.40	2.60	0.60		円形				227185.9611	-20808.3745		
121	1-99	露頭掘り跡	2.00	2.00	1.80		円形				227171.2883	-20809.0815		
122	1-100	露頭掘り跡	2.40	2.70	0.70		円形				227170.5712	-20818.0185		
123	1-101	露頭掘り跡	4.00	4.60	6.00		円形				227185.1069	-20826.5405		竪坑の可能性も、№1-102と隣接
124	1-102	露頭掘り跡	4.50	5.00	3.00		楕円形				227193.8469	-20820.0705		№1-101と隣接
125	1-103	露頭掘り跡	3.50	3.00	0.50		楕円形				227174.4980	-20830.7155		
126	1-104	露頭掘り跡	1.40	1.24	5.00		溝状？				227250.6476	-20656.1389		
127	1-105	露頭掘り跡	4.50	2.20	1.30		楕円形				227176.1381	-20826.5375		
128	1-106	露頭掘り跡	2.80	3.00	0.90		円形				227166.5171	-20834.5335		
129	1-107	露頭掘り跡	5.00	3.20	1.70		楕円形				227162.0522	-20835.5405		
130	1-108	露頭掘り跡	2.70	2.70	0.40		円形				227156.8743	-20829.1805		
131	1-109	露頭掘り跡	10.00	6.50	1.80		楕円形				227143.5150	-20876.4344		
132	1-110	露頭掘り跡	2.70	2.70	1.80		円形		西に向かい溝状に掘削される		227162.7097	-20889.1754		
133	1-111	露頭掘り跡	3.20	3.20	1.20		円形				227147.5117	-20903.3893		
134	1-112	露頭掘り跡	6.00	6.00	2.00	西	溝状		西に向かい溝状に掘削される		227124.6330	-20909.3213		
135	1-113	露頭掘り跡	5.00	5.00	1.60		円形				227121.4608	-20931.1523		
136	1-114	露頭掘り跡	2.10	2.10	0.50		円形				227128.4146	-20945.2543		
137	1-115	露頭掘り跡	12.00	4.00	1.80	北西	溝状				227109.6897	-20960.1502		
138	1-116 A	露頭掘り跡	3.30	3.30	1.30		円形				227092.3098	-20978.8682		
139	1-116 B	露頭掘り跡	2.30	2.30	0.70		円形				227092.3098	-20978.8682		
140	1-116 C	露頭掘り跡	2.10	2.70	0.50		円形				227092.3098	-20978.8682		
141	1-117	露頭掘り跡	3.30	3.70	1.40		円形				227082.9480	-20967.1992		
142	1-118	間歩跡	6.00	4.00	1.70	西	坑道				227080.7053	-20938.0713		坑道が陥没したもの
143	1-119	露頭掘り跡	5.70	4.00	2.00		楕円形				227047.4110	-20916.8043		
144	1-120	露頭掘り跡	2.30	3.00	1.00		楕円形				227029.9902	-20918.4923		
145	1-121	露頭掘り跡	2.80	6.10	0.80		楕円形				227025.8183	-20914.3083		
146	1-122	露頭掘り跡	3.40	3.40	1.00		円形				227017.7615	-20905.0733		
147	1-123	露頭掘り跡	2.60	2.40	1.10		円形				227014.6128	-20883.0164		
148	1-124	露頭掘り跡	8.20	10.70	1.50		楕円形				227040.4595	-20877.3774		
149	1-125	露頭掘り跡	6.60	16.80	1.40		楕円形				227048.0005	-20856.8944		
150	1-126	露頭掘り跡	4.00	9.00			楕円形				227059.6371	-20882.8524		
151	1-127	露頭掘り跡	5.00	4.00	1.60		楕円形				227071.1009	-20892.6634		
152	1-128	露頭掘り跡	4.00	4.60	2.50		楕円形				227071.7357	-20914.5283		
153	1-129	露頭掘り跡	2.60	4.60	1.20		楕円形				227183.9855	-20871.9264		
154	1-130	露頭掘り跡	5.60	4.20	9.00		楕円形				227079.1616	-20911.5403		竪坑の可能性も
155	1-2-1	排水溝跡	1.60	0.90		西	坑道		コンクリート製		226722.3372	-21402.4543		近代以降
156	1-13-1	竪坑跡					竪坑	大立竪坑	鉄骨造の櫓		226809.5378	-20844.6345		
157	1-68-1	露頭掘り跡	74.00	30.00			溝状	道遊の割戸			226496.4069	-21263.9800		
158	2-2	間歩跡				南西	坑道				226425.7055	-21275.7925		地震計として利用される
159	2-30	建造物跡	65.00	54.00				上相川火薬庫	5棟、コンクリート製		226198.4983	-20962.7558		
160	2-31	神社跡						大山祇神社	参道石段、灯篭		226225.8556	-20925.0940		
161	1-131	露頭掘り跡					溝状	父の割戸		有	226470.8300	-21623.3180		

引用・参考文献

相川町史編纂委員会編　1971 『佐渡相川の歴史』資料集一　金泉近世文書　相川町

相川町史編纂委員会編ａ　1973 『佐渡相川の歴史』資料集二　墓と石造物　相川町

相川町史編纂委員会編ｂ　1973 『佐渡相川の歴史』資料集三　佐渡金山史料　相川町

相川町史編纂委員会編　1976 『佐渡相川の歴史』資料集四　高千・外海府近世文書　相川町

相川町史編纂委員会編ａ　1983 「相川地区近世文書」『佐渡相川の歴史』資料集五　二見・相川近世文書　相川町

相川町史編纂委員会編ｂ　1983 「江戸中期相川町絵図」「文政九年相川町町墨引」『佐渡相川の歴史』資料集五　二見・相川近世文書　付録　相川町

相川町史編纂委員会編　1984 「相川地区近世文書」『佐渡相川の歴史』資料集十　金銀山水替人足と流人　相川町

相川町史編纂委員会編　1995 『佐渡相川の歴史』通史編　近・現代　相川町

相川町史編纂委員会編　1995 「明治八年八月　相川諸方地理之図」『佐渡相川の歴史』通史編（近・現代）付録　相川町

相川町史編纂委員会編　2002『佐渡相川郷土史事典』 相川町

相川町教育委員会　1992 『金山の町相川 伝統的建造物群保存対策調査報告書』 相川町教育委員会

相川町教育委員会　2001 『相川町埋蔵文化財調査報告第３佐渡金山遺跡（佐渡奉行所）（陣屋･役所･役宅･御金蔵･寄勝場）』 相川町教育委員会

相川町教育委員会　2003 『佐渡金銀山 間歩調査寺社分布調査報告書』 相川町教育委員会

相川町郷土博物館　1977 『佐渡の金銀山』 相川町郷土博物館

相川町郷土博物館　1986 『金太郎窯発掘調査報告書』 相川町郷土博物館

井澤英二　1993 『よみがえる黄金のジパング』 岩波書店

磯部欣三　1962 「六十枚の考証」『佐渡史学』第５集　佐渡史学会

磯部欣三　1972 『佐渡歴史散歩－金山と流人の光と影』 創元社

岩木文庫史料集編纂委員会　1994 『佐渡近世・近代史料―岩木文庫―』上巻　金井町教育委員会

岩木文庫史料集編纂委員会　1995 『佐渡近世・近代資料集－岩木文庫』下巻　金井町教育委員会

岩本　擴　1927 『相川町誌』 相川町

株式会社グリーンシグマ編　2008 『旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査報告書』 佐渡市教育委員会

株式会社 TEM 研究所　1985 『図説佐渡金山』 株式会社ゴールデン佐渡

川路聖謨・川田貞夫校注　1973 『島根のすさみ―佐渡奉行在勤日記』 平凡社

神蔵勝明・小林巌雄　1993 「佐渡の自然誌　第五章　佐渡の生い立ち（地質）Ⅱ金鉱床のできかた」『図説佐渡島自然と歴史と文化』 財団法人佐渡博物館

金属鉱業事業団　1987 『広域地質構造調査報告書』 佐渡地域

計良勝範　1968 「金銀山稼方取扱一件」『佐渡相川志』解題　佐渡高等学校同窓会

小菅徹也　1995 「佐渡の金・銀山」『中世の風景を読む　第４巻　日本海交通の展開』 新人物往来社

小菅徹也ｂ　1998 「佐渡の金銀山」『図説 佐渡の歴史』 郷土出版社

小菅徹也ｃ　1998 「大久保長安の鉱山経営」『図説 佐渡の歴史』 郷土出版社

小菅徹也　2008 「上杉謙信の軍資金」『新編上杉謙信のすべて』 新人物往来社

国立科学博物館　1996 『日本の鉱山文化』 科学博物館後援会

児玉信雄・田中圭一・本間寅雄　1998 『図説佐渡島歴史散歩』 河出書房新社

坂井定倫・大場実　1977 「佐渡鉱山の地質鉱床」『佐渡博物館研究報告』第７号　佐渡博物館

佐藤俊策　1994 「相川・鶴子のやきもの」『第 14 回全国天領ゼミナール記録集』 金井町教育委員会

佐藤俊策　1999 「相川浜石」会報７号　相川近世考古談話会

佐藤憲隆　1987 「佐渡島の貴金属鉱床－特に佐渡鉱床の生成モデルについて－」『日本鉱山地質学会秋季講演会資料』

佐渡郡教育会編　1940 『佐渡年代記続輯』 佐渡郡教育会
佐渡市編　 2012 『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書　第Ⅰ期』
佐渡市教育委員会　2005 『佐渡金銀山 相川地区石造物分布調査報告書』
佐渡市教育委員会ａ　2006 『佐渡金銀山山師　味方家寄託資料目録』
佐渡市教育委員会ｂ　2006 『佐渡金銀山 平成 17 年度佐渡金山遺跡（上相川地区）確認調査概報』
佐渡市教育委員会ａ　2008 『佐渡金銀山　鶴子銀山跡分布調査報告書』
佐渡市教育委員会ｂ　2008 『佐渡金銀山　佐渡金山遺跡上相川地区調査報告書』
佐渡市教育委員会　 2009 『佐渡金銀山　カジ屋敷遺跡・せりば遺跡調査報告書　一般県道静平西三川線改良事業発掘調査報告書』
佐渡市教育委員会　 2010 『佐渡金銀山　鶴子銀山跡分布調査報告書』
佐渡市教育委員会　 2011 『佐渡金銀山 片辺・鹿野浦海岸石切場跡分布調査報告書』 佐渡市教育委員会
佐渡市教育委員会　 2012 『佐渡金銀山　西三川砂金山跡分布調査報告書』
佐和田町史編さん委員会　1982 『佐和田町史 資料編』上巻　佐和田町教育委員会
佐和田町史編さん委員会　1991 『佐和田町史 通史編』Ⅱ　佐和田町教育委員会
佐和田町史編さん委員会　1996 『佐和田町史 資料編』下巻　佐和田町教育委員会
式正英・鈴木秀夫　 1964「佐渡島の自然」『佐渡 自然・文化・社会』 平凡社
島津光夫ａ　1977　「佐渡島の地質の概要」『日本油田・ガス田図』11　佐渡地質説明書
島津光夫ｂ　1977　「佐渡産の鉱物」『佐渡博物館研究報告』第 7 号
島根県教育委員会・大田市教育委員会　1999『石見銀山遺跡発掘調査報告 1 －平成 5 ～ 10 年度調査・石銀地区－』
島根県教育委員会・大田市教育委員会・温泉津町教育委員会・仁摩町教育委員会編　1999 「第 2 章　歴史　4 技術と経営」『石見銀山遺跡総合調査報告書第 1 冊【遺跡の概要】』 島根県教育委員会
橘　正隆　 1959　『河崎村史料編年志』 河崎村公民館
橘　正隆　 1964　『河崎村史料編年志－佐渡島中世迄のおいたち』上巻　両津市河崎公民館
田中圭一　 1964　「銀山初期の集落について」『相川郷土博物館報』第 3 号　相川町教育委員会
田中圭一　 1968　「鉱山都市相川の成立と展開」『佐渡相川誌』 新潟県立佐渡高等学校同窓会
田中圭一編　1968　『佐渡相川志』（復刻） 県立佐渡高等学校同窓会
田中圭一　 1970　『佐渡金山史』 中村書店
田中圭一　 1974　『佐渡一金山と島社会』 日本放送出版協会
田中圭一　 1980　『佐渡金山』教育社歴史新書〈日本史〉103　教育社
田中圭一　 1984　『佐渡金銀山文書の読み方・調べ方』（古文書入門叢書 5） 雄山閣出版
田中圭一　 1986　『佐渡金銀山の史的研究』 刀水書房
田中圭一編　1986　「ひとりあるき」（佐渡高校舟崎文庫所蔵文書）『佐渡金銀山の史的研究』 刀水書房
田中圭一　 1998　「幕府最大の一国天領」『図説 佐渡の歴史』 郷土出版社
永井次芳　 1974　『佐渡風土記』 臨川書店
新潟県　　 1989　『新潟県地質図（改訂版）』
新潟県編ａ　1984　『新潟県史』資料編 12 近世七 幕末編
新潟県編ｂ　1984　『新潟県史』資料編 18 近代六 産業経済編 2
新潟県教育委員会　 1998 「相川街道松ヶ崎街道」『歴史の道調査報告書』第 12 集
新潟県教育委員会　 2000 『新潟県埋蔵文化財調査報告書第 98 集　県営ほ場整備事業関連発掘調査報告書　平田遺跡』
新潟県史編さん委員会　1981 『新潟県史資料編 9』近世 4 佐渡編　新潟県
新潟県佐渡郡役所編　1973 『佐渡国誌』 名著出版
新潟県立佐渡高等学校同窓会　1986 『佐渡国略記』上巻（復刻） 佐渡高等学校同窓会
新潟県立佐渡高等学校同窓会　1986 『佐渡国略記』下巻（復刻） 佐渡高等学校同窓会
新潟県立相川高等学校郷土部　1964 『鉱山史報』第 1 号　夏季合宿調査特集

新潟県立相川高等学校郷土部　1965 『鉱山史報 二見半島鉱山報告』第 2 号
新穂村史編さん委員会　1976 「銀山と港」『新穂村史』 新潟県佐渡郡新穂村
西尾銈次郎　1943 『日本鑛業史要』 十一組出版部
西川明雅・原田久通　1974『佐渡年代記』 佐渡郡教育会
西脇　康　2013 『佐渡小判・切銀の研究』 書信館出版
日本ゆり板の会　2001 『日本ゆり板の会学報』学報 22 号
農商務省鉱山局編　1992 『鉱山発達史』（復刻） 原書房
長谷川利平次　1991 『佐渡金銀山史の研究』 近藤出版社
平井栄一　1950 『佐渡鉱山史（稿）』 太平鉱業株式会社佐渡鉱業所
麓　三郎　1956 『佐渡金銀山史話』 三菱金属鉱業
本間寅雄　2002 「山先町」『佐渡相川郷土史事典』 相川町
文化財保存計画協会編　1994 『史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定書』 相川町教育委員会
矢野牧夫　1989 「Ⅱ－３（2）渡島半島における砂金採取のあゆみ」『今金町美利河 1・2 砂金採掘跡』（財）北海道埋蔵文化財センター
山室恭子　1992 『黄金太閤　夢を演じた天下びと』 中央公論社
山本　仁　1980 『佐渡古城史』上　佐渡文化シリーズⅨ　中村書店
山本　仁　1998 「上杉氏在番衆」『図説 佐渡の歴史』 郷土出版社
山本 仁・田中圭一・本間澪子編　2005 『佐渡江戸時代史年表』 佐渡史学会
山本修之助編 a　1973 「佐渡志」『佐渡叢書』第 2 巻　佐渡叢書刊行会
山本修之助編 b　1973 「撮要佐渡年代記」『佐渡叢書』第 4 巻　佐渡叢書刊行会
山本修之助編 a　1974 「佐渡国寺社境内案内帳」『佐渡叢書』第 5 巻　佐渡叢書刊行会
山本修之助編 b　1974 「子山佐渡志」「佐渡国寺社境内案内帳」『佐渡叢書』第 5 巻　佐渡叢書刊行会
山本修之助編 a　1975 『北溟雑誌』第 2 巻　佐渡叢書刊行会
山本修之助編 b　1975 『北溟雑誌』第 3 巻　佐渡叢書刊行会
山本修之助編 c　1975 『北溟雑誌』第 4 巻　佐渡叢書刊行会
山本修之助編 a　1977 「佐渡四民風俗」『佐渡叢書』第 8 巻　佐渡叢書刊行会
山本修之助編 b　1977 「佐州巡村記」『佐渡叢書』第 10 巻　佐渡叢書刊行会
湯之奥金山遺跡学術調査団編　1992 『湯之奥金山遺跡学術調査報告書　湯之奥金山遺跡の研究』 湯之奥金山遺跡学術調査会

関　連　絵　図

相川金銀山に関する絵図

1 「相川右沢左沢向山銀山図」 元禄 7（1694）年　ゴールデン佐渡株式会社〈絵図 3〉
2 「相川金銀山岡絵図」 相川郷土博物館
3 「御直山佐渡ヶ嶋金銀山図」 京都大学
4 「佐州相川之図」 元禄 8（1695）年 2 月 7 日（天保 6（1835）年写） 個人蔵〈絵図 71〉
5 「相川惣銀山敷絵図」 元禄 8（1695）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1227）〈絵図 4〉
6 「向山本立合墨引」 元禄 14（1701）年 7 月（安永 2（1773）年 7 月 3 日写） 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1222）〈絵図 5〉
7 「御直山鉱山岡絵図」 延享 4（1747）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1231）
8 「〔銀山岡絵図〕」 佐渡市（寄贈資料）〈絵図 7〉
9 「銀山岡絵図」 延享 4（1747）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1210）〈絵図 8〉
10 「御直山鉱山岡絵図」 延享 4（1747）年 5 月　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1231）〈絵図 9〉

11「鉱山金坑絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1224）〈絵図 10〉
12「銀山岡絵図」 延享 4（1747）年　佐渡市寄託（味方家文書 No.109）
13「〔相川町絵図〕」 佐渡市（寄贈資料）〈絵図 73〉
14「〔相川町絵図〕」『佐渡相川志』巻 2 所収　宝暦 6（1756）年　県立佐渡高等学校同窓会
15「宝暦五年　相川町絵図」 個人蔵
16「上相川絵図」 宝暦 2（1752）年作製、文化 9（1812）年調製　相川郷土博物館
17「相川銀山所敷岡絵図」 享和 2（1802）年　相川郷土博物館
18「相川之図」「佐渡志附録図」 文化 13（1816）年ヵ 『佐渡叢書』第 2 巻所収
19「相川町町墨引」 文政 9（1826）年 『佐渡相川の歴史』資料集 5 二見・相川近世文書付録
20「相川諸方地理之図」 明治 8（1875）年 8 月 『佐渡相川の歴史』通史編（近・現代）付録
21「相川町中部絵図」 明治 9（1876）年　相川郷土博物館
22「相川町字図」 明治 21（1888）年　相川郷土博物館
23「佐渡国雑太郡相川　相川鉱区」 明治 24（1891）年　相川郷土博物館
24「佐渡鉱業所全図」 昭和 20（1945 ～ 1954）年代　ゴールデン佐渡株式会社
25「相川町全図」 昭和 27（1952）年頃　個人蔵
26「相川町字図」 個人蔵〈絵図 74〉
27「相川町図」佐渡市立中央図書館（岩木文庫 No.355）〈絵図 72〉
28「上相川一筆絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1228）
29「相川金銀山岡山絵図」 相川郷土博物館
30「相川町々併銀山岡絵図」 長岡市立中央図書館（反町茂雄文庫 No.14）〈絵図 16〉
31「相川金銀山立合岡絵図」 文久 2（1862）年写　佐渡市寄託（味方家文書 No.2）〈絵図 67〉
32「佐州相川敷岡振矩絵図」 元禄 8 ～ 9（1695 ～ 1696）年頃　株式会社ゴールデン佐渡〈絵図 6〉
※国立科学博物館本・東京大学本の写し？
33「佐州相川惣銀山敷岡高下振矩絵図」 元禄 8 ～ 9（1695 ～ 1696）年頃　株式会社ゴールデン佐渡
※国立科学博物館本・東京大学本の写し？
34「相川鉱山図」 県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1233）〈絵図 11〉
35「相川町々及銀山岡絵図」 寛政 6（1794）年　京都大学
36「相川町々及銀山岡絵図」 寛政 6（1794）年（昭和 4（1929）年 2 月写） 九州大学資源工学科
37「佐州金銀山立合引絵図」『佐渡金銀山史話』所収
38「立合引銀山岡絵図」 国立科学博物館
39「〔佐州金銀山立合引絵図〕」 個人蔵
40「立合引銀山岡絵図」 長岡市立中央図書館（反町茂雄文庫 No.16）〈絵図 12〉
41「相川鉱山立合引」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1234）〈絵図 15〉
42「相川町々并銀山岡絵図」 岩宿記念館寄託（赤石家文書）〈絵図 18〉
43「相川銀山立合引并新切山立場所絵図」 天保 12（1841）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1205）〈絵図 13〉
44「銀山岡絵図」（安政 2（1855）年写） 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1204）〈絵図 14〉
45「相川金銀山立合引古絵図」（弘化 2（1845）年写）新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1212）〈絵図 20〉
46「相川金銀山立合引」（嘉永 6（1853）年 2 月写） 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1203）〈絵図 22〉
47「相川銀山岡山立合引」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1217）〈絵図 21〉
48「相川銀山立合岡引図」 九州大学資源工学科
49「安政度相川御陣屋并市中焼失場絵図」 株式会社ゴールデン佐渡〈絵図 75〉
50「御料佐渡鉱山之図」明治 23（1890）年 5 月　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1235）〈絵図 23〉
51「御料佐渡鉱山之図」明治 26（1893）年再版　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1238）〈絵図 24〉
52「寛文以前鉱山図」 佐渡市立中央図書館（岩木文庫 No.352）

53 「相川町古図」享保 4（1804）年　佐渡市立中央図書館（岩木文庫 No.353）
54 「秤陵模写緒絵図面集（大小五拾弐枚）」のうち「味方但馬割間歩図」 佐渡市立中央図書館（岩木文庫 No.354）

各間歩に関する絵図

A　青盤間歩

A-1 「青盤間歩・甚五間歩敷内絵図」明和 9（1772）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1219）〈絵図 29〉
A-2 「青盤間歩絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1229）〈絵図 32〉
A-3 「青盤間歩源兵衛廊下普請絵図」寛政 10（1798）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1208）
A-4 「〔青盤間歩敷内図〕」18 世紀中半　新潟県立歴史博物館
A-5 「青盤間歩絵図」寛延 2（1749）年 10 月　株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-12）
A-6 「青盤間歩車引系統図」宝暦元（1751）年　株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-16）〈絵図 25〉
A-7 「御直山青盤間歩敷絵図」宝暦 11（1761）年　株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-4）〈絵図 27〉
A-8 「佐州金銀山之内青盤間歩鋪内墨引」 岩宿記念館寄託（赤石家文書）〈絵図 31〉
A-9 「〔青盤間歩敷内図〕」 個人蔵
A-10 「青盤間歩敷内墨引」安政 3（1856）年以後　佐渡市寄託（味方家文書 No.111）〈絵図 30〉
A-11 「〔清次間歩・甚五間歩・青盤間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.167）
A-12 「青盤間歩敷図・甚五間歩敷図」 佐渡市寄託（味方家文書 No.171）
A-13 「〔御直山青盤間歩・御直山甚五間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.181）
A-14 「〔御直山青盤間歩・御直山甚五間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.182）
A-15 「青盤間歩敷内絵図」 長岡市立中央図書館（反町茂雄文庫 No.10）〈絵図 28〉
A-16 「青盤間歩鏈置き場」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-3）
A-17 「青盤間部清吉長助…」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-14）
A-18 「青盤間歩領地分墨引」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-15）
A-19 「青盤間歩七名殿敷之領地境絵図」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-22）
A-20 「御直山青盤間歩」享保 2（1717）年 8 月　株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-24）〈絵図 26〉
A-21 「甚五間歩・青盤間歩鋪内振矩絵図」嘉永 5（1841）年 6 月写し　佐渡市寄託（味方家文書瑞 12）

B　青柳間歩

B-1 「〔青柳間歩〕」文化 14（1815）年　株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-25）〈絵図 33〉

C　市之勢間歩

C-1 「市之勢間歩鋪内墨引」天保 12（1841）年　株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-6）〈絵図 34〉
C-2 「元市ノ勢水道敷内図」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-32）
C-3 「鳥越間歩・市の勢間歩・岡山並敷内墨引」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1207）
C-4 「市之勢間歩墨引」 佐渡市寄託（味方家文書 No.130）
C-5 「市之勢間歩敷内絵図」 佐渡市寄託（味方家文書 No.184）〈絵図 35〉
C-6 「鳥越間歩市ノ勢間歩岡山並敷内墨引」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-9）

D　雲子間歩

D-1 「雲子間歩敷内図」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-1）〈絵図 39〉
D-2 「雲子間歩敷内絵図」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整番号 C-13）〈絵図 37〉
D-3 「雲子間歩敷絵図」文化 14（1815）年　株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-27）〈絵図 38〉
D-4 「〔雲子間歩敷内墨引図〕」明治 2（1869）年 8 月 16 日　佐渡市寄託（味方家文書 No.151）
D-5 「雲子新見立之絵図」延宝 9（1681）年 8 月　佐渡市寄託（味方家文書瑞 5）〈絵図 36〉

E　大切山間歩

E-1 「大切山間歩釜の口より三つ合迄分廊間下絵図」寛政 11（1799）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1202）〈絵図 43〉
E-2 「大切山間歩間切場所絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1215）〈絵図 40〉

E-3 「大切山間歩岡山之図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1220）〈絵図 44〉
E-4 「大切山（吉助間切）」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-19）
E-5 「〔大切山間歩・清次間歩敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家（味方家文書 No.173）
E-6 「大切山間歩絵図」慶応 3（1867）年 7 月 佐渡市寄託（味方家文書 No.185）〈絵図 41〉
E-7 「大切山間歩敷内絵図」 佐渡市寄託（味方家文書 No.186）〈絵図 42〉

F 甚五間歩

F-1 「御直山甚五間歩敷絵図」宝暦 2（1752）年 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-17）〈絵図 46〉
F-2 「甚五間歩敷内絵図」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-33）〈絵図 45〉
F-3 「甚五間歩敷内絵図」 長岡市立中央図書館（反町茂雄文庫 No.6）〈絵図 47〉
F-4 「御直山甚五間歩絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1213）〈絵図 48〉
F-5 「青盤間歩・甚五間歩敷内絵図」明和 9（1772）年 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1219）
F-6 「〔甚五間歩敷内図写〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.134）
F-7 「甚五間歩敷内墨引」 佐渡市寄託（味方家文書 No.158）
F-8 「〔御直山清次間歩・同甚五間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.164）
F-9 「〔清次間歩・甚五間歩・青盤間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.167）
F-10 「青盤間歩敷図・甚五間歩敷図」 佐渡市寄託（味方家文書 No.171）
F-11 「〔御直山青盤間歩・御直山甚五間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.181）
F-12 「〔御直山青盤間歩・御直山甚五間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.182）
F-13 「甚五間歩・青盤間歩鋪内振矩絵図」嘉永 5（1841）年 6 月写し 佐渡市寄託（味方家文書 No. 瑞 12）

G 清次間歩

G-1 「清次間歩絵図」 舟崎文庫 No.1216〈絵図 49〉
G-2 「清次間歩敷内図」文化 14（1817）年 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-8）〈絵図 51〉
G-3 「佐州金銀山之内清次間歩鋪内墨引」 岩宿記念館寄託（赤石家文書）〈絵図 52〉
G-4 「〔清次間歩敷内図〕」 個人蔵
G-5 「〔御直山清次間歩・同甚五間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.164） ※ No.145 に接続
G-6 「〔清次間歩・甚五間歩・青盤間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.167）
G-7 「〔大切山間歩・清次間歩敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.173）
G-8 「清次間歩敷内絵図」 長岡市立中央図書館（反町茂雄文庫 No.17）〈絵図 50〉

H 鳥越間歩

H-1 「鳥越間歩市ノ勢間歩岡山並敷内墨引」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-9）
H-2 「御直山鳥越間歩敷絵図」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-11）〈絵図 53〉
H-3 「御直山鳥越間歩敷絵図」寛延 2（1749）年 5 月 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-21）〈絵図 54〉
H-4 「佐州金銀山之内鳥越間歩鋪内墨引」 岩宿記念館寄託（赤石家文書）〈絵図 56〉
H-5 「鳥越間歩敷内絵図」 長岡市立中央図書館（反町茂雄文庫 No.8）〈絵図 55〉
H-6 「〔鳥越間歩敷内図〕」 個人蔵
H-7 「鳥越間歩・市の勢間歩・岡山並敷内墨引」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1207）
H-8 「御直山鳥越間歩岡絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1230）〈絵図 57〉
H-9 「御直山鳥越間歩之上新田所絵図」安政 2（1855）年 6 月写（元禄 12（1699）年 8 月 20 日） 佐渡市寄託（味方家文書 No.110）
H-10 「〔宗岡割戸・御直山鳥越新切山間歩・同向山甚右衛門間歩敷岡図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.159）
H-11 「〔宗岡割戸・御直山鳥越新切山間歩付近敷岡図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.165）

I 中尾間歩

I-1 「中尾五左衛門八森三ヶ間歩取合古絵図写」文政 13（1830）年 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1206）〈絵図 59〉
I-2 「御直山中尾間歩岡絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1218）〈絵図 58〉

I-3　「佐州金銀山之内中尾間歩鋪内墨引」　岩宿記念館寄託（赤石家文書）〈絵図 61〉
I-4　「中尾間歩敷内絵図」　長岡市立中央図書館（反町茂雄文庫 No.2）
I-5　「中尾間歩敷内絵図」　長岡市立中央図書館（反町茂雄文庫 No.7）〈絵図 69〉
I-6　「御直山中尾間歩絵図」文久元（1861）年 4 月　佐渡市寄託（味方家文書 No.135）
I-7　「〔中尾間歩付近敷岡図〕」　佐渡市寄託（味方家文書 No.162）
I-8　「〔中尾間歩敷内絵図〕」　個人蔵

J　割間歩

J-1　「割間歩領有候儀願上候畑地墨引」　佐渡市寄託（味方家文書 No.128）
J-2　「〔御直山割間歩周辺岡絵図〕」　佐渡市寄託（味方家文書 No.129）
J-3　「元禄之写平絵図」安政 2（1855）年 6 月写　佐渡市寄託（味方家文書 No.136）　※ No.162 に接続〈絵図 64〉
J-4　「新間歩・割間歩之続キ」　佐渡市寄託（味方家文書 No.138）　※ No.144・170 に接続
J-5　「割間歩坑内古図」元和 8 ～ 9（1622 ～ 1623）年頃　佐渡市寄託（味方家文書 No.220）〈絵図 62〉
J-6　「惣太夫・七枚柵・惣遊・諏訪各古間歩坑内絵図」写　新潟県立佐渡高等学校同窓会（佐渡市寄託（舟崎文庫 No.1209）〈絵図 63〉
J-7　「御直山割間歩岡絵図」　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1254）〈絵図 65〉

K　その他

赤塚間歩

K-1　「赤塚間歩敷内図」明治 2（1869）年 3 月 10 日　佐渡市寄託（味方家文書 No.183）

あわち間歩（＝淡路間歩）

K-2　「あわち間歩絵図」（安政 6（1859）年正月写し）　佐渡市寄託（味方家文書 No.9）

上田久七間歩

K-3　「上田久七間歩敷内絵図」（昭和 16（1941）年 10 月複写）　株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-30）〈絵図 70〉

かかや間歩（＝加賀屋間歩）

K-4　「喜多見間歩・かかや間歩敷内図」　佐渡市寄託（味方家文書 No.142）

加賀弥十郎間歩

K-5　「御口附山加賀弥十郎間歩墨引」　佐渡市寄託（味方家文書 No.150）
K-6　「加賀弥十郎間歩付近敷内図」　佐渡市寄託（味方家文書 No.161）

籠屋間歩

K-7　「諏訪・籠屋間歩墨引」明治 8（1875）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1223）

喜多見間歩（＝北見間歩）

K-8　「喜多見間歩・かかや間歩敷内図」　佐渡市寄託（味方家文書 No.142）

五左衛門間歩

K-9　「中尾五左衛門八森三ヶ間歩取合古絵図写」文政 13（1830）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1206）

三光間歩

K-10「三光間歩付近敷岡図」　佐渡市寄託（味方家文書 No.160）

治助間歩

K-11「次助間歩絵図」明治 2（1869）年　新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1214）

七助間歩

K-12「七助間歩敷絵図」明治 5（1872）年 8 月（昭和 16（1941）年 10 月複写）　株式会社ゴールデン佐渡 C-31〈絵図 69〉

新間歩

K-13「新間歩」文政元（1818）年 6 月写　佐渡市寄託（味方家文書 No.55）
K-14「新間歩・割間歩之続」　佐渡市寄託（味方家文書 No.138）

K-15「〔新間歩敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.144） ※ No.138 の一部続
K-16「〔御直山新間歩付近敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.146） ※ No.162 に接続
K-17「〔御直山新間歩付近敷岡図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.163） ※ No.145 に接続

向山甚右衛門間歩

K-18「宗岡割戸・御直山鳥越新切山間歩・同向山甚右衛門間歩敷岡図」 佐渡市寄託（味方家文書 No.159）

諏訪間歩

K-19「諏訪水坪測量図」 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-26）
K-20「惣太夫・七枚柵・惣遊・諏訪各間歩坑内絵図」写 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1209）
K-21「諏訪・籠屋間歩墨引」明治 8（1875）年 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1223）

惣十郎間歩

K-22「惣十郎間歩墨引」 佐渡市寄託（味方家文書 No.153）

惣太夫間歩（＝宗太夫間歩）

K-23「惣太夫・七枚棚・惣遊・諏訪間歩坑内絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1209）
K-24「宗太夫間歩付近敷内図」 佐渡市寄託（味方家文書 No.170）

惣遊間歩（＝宗遊間歩）

K-25「惣太夫・七枚棚・惣遊・諏訪間歩坑内絵図」 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1209）

たばこや間歩

K-26「たばこや間歩ほか向山通敷内図」 佐渡市寄託（味方家文書 No.147）

中使間歩

K-27「中使間歩鋪内墨引」慶応 3（1867）年 7 月 佐渡市寄託（味方家文書 No.133）
K-28「御直山新小瀧間歩・中使間歩付近敷内図」 佐渡市寄託（味方家文書 No.172）

八森間歩（＝八盛間歩）

K-29「中尾五左衛門八森三ヶ間歩取合古絵図写」文政 13（1830）年 新潟県立佐渡高等学校同窓会（舟崎文庫 No.1206）〈絵図 59〉

日向間歩

K-30「〔河端間歩敷岡図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.15）
K-31「〔御直山与右衛門大切山間歩・同日向間歩敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.145） ※ No.163・164・168 に接続
K-32「〔日向間歩東大間切・東蔵之助間切敷内図〕」 佐渡市寄託（味方家文書 No.180）

弥兵衛間歩

K-33「弥兵衛間歩坑中墨引」享保 5（1720）年 株式会社ゴールデン佐渡（県文書館整理番号 C-20）〈絵図 68〉
K-34「右之沢弥兵衛間歩図」安政 3（1856）年 3 月写 佐渡市寄託（味方家文書 No.5）〈絵図 66〉
K-35「弥兵衛間歩敷内稼所墨引」 佐渡市寄託（味方家文書 No.137）

要　　約

1　相川金銀山跡は、佐渡市相川銀山町・相川五郎右衛門町・相川諏訪町・上相川・下相川地内に所在し、現況は山林、原野等である。

2　同遺跡は、大佐渡山脈丘陵地の山中に立地し、総面積は約 1,8881,300m^2 を測る。

3　同遺跡は、慶長元（1596）年に鉱脈が発見されたと伝えられ、平成元（1989）年に操業を休止した鉱山である。

4　調査は、保存を目的とした遺跡の範囲・内容確認のため、平成 11 年度から平成 14 年度にかけて実施した。調査面積は約 6.25km^2 である。

5　調査の結果、近世から近代までの遺構が確認され、遺跡の範囲を特定することができた。

6　確認された遺構は、露頭掘り跡 45 基、間歩跡 113 基（近代坑道を含む）、神社跡 1 ヵ所、石積遺構 1 基、上相川火薬庫 1 ヵ所である。分布調査時に遺物は採集されていない。

7　確認された間歩跡のうち、絵図や図面から間歩名が特定できたものは 42 基である。

8　同遺跡は、江戸時代の絵図や明治時代から昭和時代の図面、江戸時代から昭和時代にかけての文献史料が多く残されている。

9　分布調査と併せて、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて、江戸時代の絵図や文献史料の資料調査を行った。

10　資料調査によって、各間歩における開発の変遷や開発に携わった山師などが明らかになり、当時の鉱山経営の一端を知ることができた。

11　資料調査から、相川金銀山は江戸時代を通じて休止した時期が無いと推測された。

12　分布調査と資料調査によって、鉱山が操業していた各時期における採掘域の範囲を推定することができた。

13　近世相川金銀山の採掘域は、①江戸時代初期～前期に広範囲に多数の間歩が開坑、②その後、採算性の無い間歩が廃坑となり、大型坑道を持ついくつかの間歩に採掘の拠点が集約、③これらの間歩で長期間採掘が続けられるという傾向がみられた。

14　間歩の中には、時代によって坑口位置の変更や複数の坑口が利用される事例がみられた。

15　相川金銀山は、佐渡島最大の規模と歴史を誇る鉱山として様々な鉱山の遺構や豊富な資料が残されており、これまでの調査によって当時の鉱山経営の実態が明らかになりつつある。

Abstract

1. Aikawa Gold and Silver Mine is located in Aikawa Ginzanmachi, Aikawa Gorouemonmachi, Aikawa Suwamachi, Kamiaikawa and Shimoaikawa area, Sado City, and is now covered in forests.
2. The site lies in the hilly part of the Osado Mountains, and the area is approximately 18,881,300 square meters.
3. It is believed that the ore vein of this site was first discovered in 1596, and operation of this mine put into closure in 1989.
4. This research on the site was carried out between the fiscal year of 1999 and 2002 in order to identify the boundaries of the remains for the purpose of preservation of the site, covering the area of approximately 6.25 square kilometers.
5. The research found out the remains between the early and the late modern period, and the boundaries of the remains were identified.
6. Identified remains are 45 surface mining remains, 113 mining tunnel remains including ones in the late modern times, 1 ruin of shrine, 1 structure of piled up stones, and 1 ruin of Kamiaikawa gunpowder house. No artifacts were collected at the distribution survey.
7. Among the identified remains, it was on 42 remains that the names were found out from picture maps and drawings.
8. The site has many historical materials such as picture maps in the Edo period, drawings between the Meiji and the Showa era, and documents between the Edo period and the Showa era.
9. Along with the distribution survey, material study on picture maps and documents in the Edo period was carried out between the fiscal year of 2010 and 2013.
10. The material study enabled us to identify the transition of development and the mine manager of each mining tunnel and also to understand a part of mining operation.
11. It was thought that there had never been suspension period of operating on Aikawa Gold and Silver Mine throughout the Edo period.
12. The distribution survey and the material study showed the boundaries of mining area in each period of operation.
13. The mining area of Aikawa Gold and Silver Mine in the early modern period seems to have the following characteristics: 1) many mining tunnels were developed in wide area in the early Edo period; 2) later, unprofitable mining tunnels were closed, and mining was concentrated into several large tunnels; 3) mining continued for a long time in these tunnels.
14. Some tunnels changed the location of the entrance and had more than one entrance due to the situation of the time.
15. Aikawa Gold and Silver Mine has a variety of mining remains and plenty of materials as the largest mine with longest history in Sado, and the true facts of mining operation at that time are becoming clearer with the result of the research so far.

付　表　1

相川金銀山間歩等一覧表

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
1		相生嘉右衛門間歩 相生加右衛門間歩		相生嘉右衛門または 相生加右衛門 〈黒瀬牛松（慶長）〉	六十枚平 〈地点不明〉	「甲種文書」、『相川志・古間歩名目』
2	1-70	青盤間歩	横相	青盤十左衛門または 味方孫太夫〔相誌〕 〈味方与次右衛門（元和～寛永）、村尾与十郎（寛永 9）、味方次郎四郎（寛永 20）、味方与次右衛門・村上善左衛門（寛政 6）、味方与右衛門（元禄 4）、味方与右衛門（寛保 2）、嶋川宗兵衛（元文 2）、味方与次右衛門・大坂惣左衛門・大坂仁市郎・嶋川宗兵衛・下田利左衛門（宝暦）、味方与太夫・嶋川惣次・大坂仁市郎・味方孫太夫・村上善十郎（安永 10）、味方與次右衛門・村上槇之助・大坂庄右衛門・嶋川左右兵衛（天保 12 ～ 13）、和田與太郎（嘉永 2）〉	〈左沢左岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『佐渡相川志』、『相川志・古間歩名目』、『ひとりあるき』、「岩木文庫」、「北狄区有文書」、『年代記拾遺』、「金銀山稼方取扱一件」、「古間歩大概」
3	1-68-1	青柳割戸 道遊の割戸	露頭掘り （割戸）	渡部儀兵衛	間ノ山 〈間ノ山〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
4	1-16	青柳間歩	横相	〈大坂甚衛門（慶長）、大坂庄右衛門（文久）〉	間ノ山 or 右沢 〈右沢右岸〉	「川上家文書 15」、「御仕入稼所取扱一件」、「枰陵堂隋見隋記」、「金銀山稼方取扱一件」、『古間歩大概』
5		赤岩間歩			〈地点不明〉	「川上家文書 21」、『古間歩大概』
6		明石久右衛門間歩		明石久右衛門	下松 〈地点不明〉	『佐渡国略記』
7		明石才兵衛間歩		明石才兵衛	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
8		明石甚左衛門間歩		明石甚左衛門	（下松） 〈左沢左岸〉	
9		明石文右衛門間歩 文右衛門間歩		明石文右衛門 〈早川筑後（慶長）〉	下松・下松平 〈左沢左岸〉	「川上家文書 2，3，4，7，9 I，10，11，13，14，15」、「甲種文書」、「古間歩大概」
10		明石茂右衛門間歩		明石茂右衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
11		赤塚間歩		赤塚源七カ	（間ノ山） 〈左沢右岸〉	「金銀山稼方取扱一件」、「古間歩大概」
12		赤塚間歩		赤塚某カ	〈左沢左岸〉	「金銀山稼方取扱一件」、「古間歩大概」
13		赤塚間歩		赤塚兵右衛門	六十枚下 〈地点不明〉	「川上家文書 13」、「甲種文書」、「金銀山稼方取扱一件」、「古間歩大概」
14		赤塚間歩 赤塚大横相 赤塚彦右衛門間歩 もちや赤塚間歩	大横相	赤塚彦右衛門	餅屋平 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4，7，10，11」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 9（1604）：黒瀬牛松〔甲〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22 a）御直山青盤間歩（享保 2.8）：絵図 26 b）青盤間歩絵図（寛延 2.10）：（A-5） c）青盤間歩車引系統図（宝暦元）：絵図 25 d）御直山青盤間歩敷絵図（宝暦 11）：絵図 27 e）青盤間歩・甚五間歩敷内絵図（明和 9）：絵図 29 f）青盤間歩絵図：（A-2） g）〔青盤間歩敷内図〕」（18c 中）：（A-4） h）青盤間歩源兵衛廊下普請絵図（寛政 10）：（A-3） i）甚五間歩・青盤間歩鋪内振矩絵図（嘉永 5.6）写：（A-21） j）青盤間歩敷内墨引（安政 3）：絵図 30 k）佐州金銀山之内青盤間歩鋪内墨引：絵図 31 l）〔青盤間歩敷内図〕：（A-9） m）〔清次間歩・甚五間歩・青盤間歩付近敷内図〕：（A-11） n）青盤間歩敷図・甚五間歩敷図：（A-12） o）〔御直山青盤間歩・御直山甚五間歩付近敷内図〕：（A-13） p）〔御直山青盤間歩・御直山甚五間歩付近敷内図〕：（A-14） q）青盤間歩敷内絵図：絵図 28 r）青盤間歩鍵置き場：（A-16） s）青盤間部清吉長助…：（A-17） t）青盤間歩領地分墨引：（A-18） u）青盤間歩七名殿敷之領地境絵図：（A-19）	●慶長 9（1604）～：青盤十左衛門が開坑 ※味方孫太夫開発とも〔相誌〕 ●慶長 9（1604）開発〔稼方〕 ●近代に再興 **●稼動期間：1604 ？～明治？**	**詳細：本文・関連資料**
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	●慶長 6（1601）：渡部儀兵衛が採掘開始〔年・略〕 ●明治期に採掘 **●稼動期間：1601～明治？**	近世絵図では「青柳割戸」、「道遊の割戸」は明治期以降の名称ヵ
1）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 a）〔青柳間歩〕（文化 14）：絵図 33	●慶長 17～18（1612～1613）：大坂甚衛門〔川〕	**詳細：本文・関連資料**
	－	赤石（明石）間歩の誤字ヵ
	●寛永 18（1641）出入り〔略〕	明石文右衛門間歩ヵ
	－	才兵衛間歩ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 9（1604）：早川筑後〔甲〕 ●慶長 10～18（1605～1613）（うち慶長 10～13 御直山）〔川〕	
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）〔赤塚間歩敷岡図〕（明治 2）：（K-1）	－	赤塚源七間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	●慶長 9（1604）：赤塚兵右衛門〔甲〕	赤塚源七間歩と同一ヵ 赤塚兵右衛門＝赤塚兵左衛門（一の山仕）ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
15		赤塚源七間歩 赤塚源七横相	横相	赤塚源七	餅屋平 〈地点不明〉	「川上家文書 1，2，3，7，10，11」
16		赤塚源七間歩	横相	赤塚源七	六十枚下・六十枚平？〈地点不明〉	「川上家文書 3，4，14」
17		赤塚彦右衛門間歩		赤塚彦右衛門	六十枚下 〈地点不明〉	「川上家文書 11」
18		朝日間歩 朝日甚右衛門間歩 旭甚右衛門間歩		朝日甚右衛門 旭甚右衛門 旭甚左衛門	〈左沢左岸〉	「川上家文書 21」、「枰陵堂隋見隋記」、「古間歩大概」
19		浅右衛門間歩		浅右衛門	向山 〈左沢上流部右岸〉	「金銀山稼方取扱一件」、「古間歩大概」
20		浅右衛門間歩		浅右衛門 〈備中七郎兵衛（慶長）〉	源右衛門平 〈地点不明〉	「甲種文書」、「金銀山稼方取扱一件」、「古間歩大概」
21		東主兵衛間歩		関東主兵衛ヵ	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
22		阿弥陀間歩			〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
23		淡路間歩 あわち間歩		原淡路ヵ	〈右沢右岸〉	「金銀山稼方取扱一件」、『古間歩大概』
24		伊賀間歩			〈水金沢上流左岸〉	
25	1-81	石坂間歩 石垣間歩			大作沢 〈水金沢上流左岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「金銀山稼方取扱一件」、「古間歩大概」
26		石坂煙貫	煙貫		大作沢 〈水金沢上流左岸・石坂間歩上流〉	「古間歩大概」
27		石勝間歩			下松 〈左沢左岸〉	「古間歩大概」
28		石田多兵衛間歩 石田太兵衛新切山		石田多兵衛 石田太兵衛	〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
29		石腸間歩			〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『相川志・古間歩名目』
30		いせ源五間歩 伊勢源五間歩 いせ源五大横相 源五間歩	大横相	伊勢源五	ヶ代平（少太郎平）ヶ代下、大ヶ代下、ヶ代ノ下 〈地点不明〉	「川上家文書 2，3，4，7，9Ⅰ，10，11，13，14」
31		いせ源左衛門間歩		伊勢源左衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
32		伊勢総作間歩		伊勢総作	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
33		伊勢の小助間歩		伊勢小助	源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
34		伊勢屋宇右衛門間歩 伊勢屋二郎右衛門間歩		伊勢屋宇右衛門 伊勢屋二郎右衛門 〈片山勘兵衛（寛永）〉	向山中尾 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
35		伊勢弥作間歩		伊勢弥作	〈地点不明〉	「川上家文書 2，3」
36		石見角右衛門間歩 角右衛門間歩		石見角右衛門	向山（鳥越間歩周辺） 〈地点不明〉	「川上家文書 11」
37		石見徳右衛門間歩		石見徳右衛門	六十枚下 〈地点不明〉	「川上家文書 4」
38		市右衛門古間歩 大津市右衛門間歩		大津市右衛門 〈京新五郎〉	間ノ山（惣徳わき上り間歩下）〈間ノ山〉	「川上家文書 1，10」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 10～15（1605～1610）：赤塚源七〔川〕	餅屋赤塚間歩とも
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山：赤塚源七〔川〕	赤塚間歩と同一ヵ 六十枚の下大横相とも
	●慶長 11～15（1606～1610）〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●元禄年中（1688～1704）休坑〔枠〕	旭甚左衛門間歩
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	20 と同一ヵ
	●慶長 9（1604）：越中七右衛門・備中七郎兵衛〔甲〕	19 と同一ヵ
	－	関東主兵衛間歩の「関」脱ヵ
	－	敷内名称ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）あわち間歩絵図（安政 6 写し）：(K-2)	－	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 5）相川金銀山立合引：絵図 22	●元禄 4（1691）自分山〔年・略〕 ●延享 3（1746）取明〔風〕	佐渡年代記と佐渡国略記で名称が異なる 石垣→石坂の誤字
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	石坂間歩の煙貫
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12	－	石勝＝いしせり 石腸間歩と同一
	●元和 7（1621）御直山への提案〔風・古〕	太兵衛間歩と同一ヵ 新切山＝新規取明けの間歩 石田太兵衛（一の山仕）
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●延享 4（1747）取明〔年〕	石勝間歩の誤字ヵ
	●慶長 10～15（1605～1610）御直山：伊勢源五〔川〕、慶長 11～15 で古間歩に〔川〕	
	－	源左衛門間歩と同一ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●寛永 21（1644）自分稼（長く稼ぎなかったとの注あり）：片山勘兵衛〔風・年・略〕	卯右衛門間歩と同一ヵ
	●慶長 10～11（1605～1606）御直山〔川〕	
	●慶長 11～15（1606～1610）〔川〕	石見角右衛門＝石見角左衛門（二の山仕）
	●慶長 11～15（1606～1610）：石見徳右衛門〔川〕	石見徳右衛門＝黒瀬徳右衛門（一の山仕）ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山：京新五郎〔川〕	大津市右衛門（一の山仕）

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
39	1-29	一ノ瀬間歩 市ノ瀬間歩 大津川上一ノ瀬 大澤川上市の瀬間歩 市ノ勢本口	横相	〈能登善左衛門・越後新右衛門（元和～寛永）、銀山町長兵衛（天保 10～11）、小川喜登次・下田理三郎・寺崎太郎右衛門（文久元）〉	左沢川上 〈左沢右岸上流〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、「御仕入稼所取扱一件」、「枰陵堂隋見隋記」、『佐渡相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
40	1-30	市ノ勢上口 市ノ勢上ノ口	横相・煙貫		〈左沢右岸上流〉	「御仕入稼所取扱一件」
41		市ノ勢下口	横相・惣水貫		〈左沢右岸上流〉	「御仕入稼所取扱一件」
42		古一ノ瀬間歩 一ノ瀬間歩※			〈左沢左岸上流〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『佐渡国略記』、「古間歩大概」
43		出雲屋藤五郎大横相 藤五郎大横相	大横相	出雲屋藤五郎 〈大坂伝兵衛・越前勘四郎・尾張半兵衛（慶長）〉	六十枚平・六十枚下 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4」
44		岩崎之下		〈京孫左衛門・矢田太郎兵衛（元和～寛永）〉	岩崎の下 〈間ノ山？〉	『佐渡年代記』
45		岩崎平大和横相 岩崎御公方山 岩崎平大横相 岩崎大和横相	大横相	大和久兵衛ヵ	岩崎平・岩崎 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4」
46		岩崎大水貫 岩崎大横相 岩崎間歩	大横相・大水貫	但馬清兵衛ヵ	岩崎平 〈地点不明〉	「川上家文書」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
47		卯右衛門間歩 卯左衛門間歩 宇右衛門間歩 卯左衛門間歩 宇右衛門大水貫	大水貫	伊勢屋宇右衛門ヵ 〈若狭甚右衛門（慶長）〉	向山 〈中尾沢左岸・中尾間歩上流〉	「甲種文書」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
48		上田久七間歩	横相	上田久七 〈嶋川惣兵衛（文久）〉	〈中尾沢上流部右岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡古実略記』、〔御仕入稼所取扱一件〕、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
49		上田太郎左衛門間歩		上田太郎左衛門 上田太郎右衛門	向平 〈地点不明〉	「甲種文書」
50		右近間歩		杉針右近	（間ノ山） 〈左沢右岸〉	『佐渡古実略記』
51		妥女平 妥女間歩？		〈伊勢源左衛門〉	妥女平 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
52		卯山文右衛門間歩		卯山文右衛門	〈地点不明〉	「古間歩大概」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 5）相川金銀山立合引：絵図 22 a）市之勢間歩鋪内墨引（天保 12）：絵図 34 b）元市ノ勢水道敷内図：(C-2) c）鳥越間歩・市の勢間歩・岡山並敷内墨引」：(C-3) d）市之勢間歩墨引：(C-4) e）市之勢間歩敷内絵図：絵図 35 f）鳥越間歩市ノ勢間歩岡山並敷内墨引：(C-6)	●元禄 13（1700）本口開発〔仕・秤〕 **●稼動期間：1700～19C**	**詳細：本文・関連資料**
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 a）市之勢間歩鋪内墨引（天保 12）：G・C-6	－	市ノ勢本口の付属坑
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 5）相川金銀山立合引：絵図 22 a）市之勢間歩鋪内墨引（天保 12）：絵図 34	－	市ノ勢本口の付属坑 一時期本口として機能したことも
1）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 6）相川金銀山立合引：絵図 22 a）市之勢間歩鋪内墨引（天保 12）：絵図 34	●元禄 8（1695）本口	市ノ勢間歩の元禄 12 以前の本口ヵ 絵図 4 では坑口 1 つのみ
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山：大坂伝兵衛・越前勘四郎・尾張半兵衛〔川〕	
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：京孫左衛門・矢田太郎兵衛〔年〕	※通称の可能性が高い 柵際間歩と同一ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山：大和久兵衛〔川〕	公方山＝御直山
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山：但馬清兵衛〔川〕 ●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 9（1604）：若狭甚右衛門〔甲〕	伊勢屋宇右衛門間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）上田久七間歩敷絵図（昭和 16 写）：絵図 70	●元和期（1615～1624）：上田久七〔古〕 ●寛永 2（1625）〔風〕 ●正徳 3（1713）～寛保？年中（1741～1744）自分山〔仕〕 ●安政 3（1856）自分山～安政 4（1857）～文久元（1861）：嶋川惣兵衛〔仕〕	上田久七（一の山仕）
	●慶長 9（1604）：上田太郎右衛門〔甲〕	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 5）相川金銀山立合引：絵図 22	●元和期（1615～1624）：杉針右近〔古〕	杉針右近（一の山仕）
	●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山：伊勢源左衛門〔風・年・古〕	妥女間歩ヵ 妥女＝沢根右近右衛門（妥女）（二の山仕）由来ヵ
	－	明石文右衛門間歩ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
53		浦町煙		〈越中孫左衛門（元和～寛永）〉	間ノ山 〈地点不明〉	『佐渡年代記』
54		雲子間歩 雲鼓間歩	横相	雲子利右衛門 雲鼓利右衛門 越前利右衛門〔略〕 越後利右衛門〔風〕 〈下田利左衛門・大坂惣左衛門（寛政7）、味方孫太夫（文政3）〉	〈右沢右岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『佐渡国略記』、「杼陵堂隋見隋記」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」、「金銀山稼方取扱一件」
55		永庵間歩 永安間歩 栄安間歩		永庵 永安 栄安	〈左沢左岸〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
56		越後ノ大之助間歩		越後の大之助 〈伊勢勝蔵（慶長）〉	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
57		越前久次間歩		越前久次	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
58		越前久助間歩		越前久助	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
59		越前久蔵間歩		越前久蔵	下松・下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 3，14」
60		越前五左衛門間歩		越前五左衛門	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
61		越前四兵衛間歩 越前間兵衛間歩		越前四兵衛 越前間兵衛	六十枚・六十枚平 〈地点不明〉	「川上家文書 2，3，9Ⅰ」
62		越前六兵衛間歩		越前六兵衛	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
63		越中儀兵衛間歩		越中儀兵衛	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
64		越中才兵衛間歩		越中才兵衛	右沢 〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』、「川上家文書 14」
65		越中治兵衛間歩 越中次兵衛間歩		越中治兵衛 越中次兵衛 〈石田太兵衛（慶長）、江戸勝右衛門（慶長）〉	妥女平 〈左沢左岸〉	「甲種文書」、「川上家文書 2，3，4，9Ⅰ，10，11，15」、「古間歩大概」
66		越中次兵衛間歩		越中次兵衛	〈中尾沢左岸上流〉	「古間歩大概」
67		越中条右衛門間歩		越中条右衛門	岩勝平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
68		越中仁兵衛間歩 滝上大横相	大横相	越中仁兵衛 〈山根弥三右衛門（慶長）、越中仁兵衛（元和）〉	滝上 〈左沢左岸〉	「川上家文書4」、「甲種文書」、『佐渡古実略記』
69		越中清兵衛間歩		越中清兵衛	妥女平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」、『相川志・古間歩名目』
70		越中徳右衛門間歩		越中徳右衛門 〈越中七右衛門（慶長）、播磨弥三右衛門（慶長）〉	妥女平・六十枚平 〈地点不明〉	「川上家文書 2，3，14，15」、「甲種文書」
71		越中理右衛門間歩		越中理右衛門	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
72		越後彦右衛門間歩		越後彦右衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
73		江戸横相	横相	江戸勝右衛門	〈地点不明〉	「川上家文書 15」
74		江戸源左衛門間歩		江戸源左衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：越中孫左衛門〔年〕	煙貫の「貫」脱ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 6）相川銀山立合引：絵図 22 a）雲子新見立之絵図（延宝 9.8）：絵図 36 b）雲子間歩敷内図（文化 14）：絵図 39 c）雲子間歩敷絵図（文化 14）：絵図 38 d）〔雲子間歩敷内墨引図〕（明治 2.8.16）：(D-4) e）雲子間歩敷内絵図：絵図 37	●元和 4（1618）開坑：雲鼓利右衛門〔風・年・略・相誌〕 **●稼動期間：1618～19C**	**詳細：本文・関連資料**
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	●寛延 2（1749）古敷を煙硝蔵に再利用〔年・略〕	
	●慶長 11（1606）：伊勢勝蔵〔川〕	大助間歩と同一ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山〔川〕	
	●慶長 11（1606）〔川〕	五左衛門間歩と同一ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山〔川〕 ●慶長 11（1606）〔川〕	間→四の誤字ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	六兵衛間歩と同一ヵ
	－	
	●慶長 11（1606）〔川〕	才兵衛間歩ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 9（1604）：石田太兵衛〔甲〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山、慶長 15：江戸勝右衛門〔川〕	石田太兵衛（一の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	●慶長 11（1606）〔川〕	岩勝→岩崎の誤字ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	●慶長 9（1604）：山根弥三右衛門〔甲〕 ●元和期（1615～1624）：越中仁兵衛〔古〕	越中仁兵衛（一の山仕） 山根弥三右衛門（一の山仕）
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 9（1604）：越中七右衛門〔甲〕 ●慶長 10～18（1605～1613）、慶長 17～18 御直山、慶長 17～18:播磨弥三右衛門〔川〕	
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	－	
	●慶長 17～18（1612～1613）〔川〕	
	－	川上家文書の向山大横相ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
75		江戸三蔵間歩		江戸三蔵	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
76		江戸次左衛門新切山		江戸次左衛門 〈江戸勝右衛門（慶長）〉	間ノ山 〈地点不明〉	「甲種文書」
77		江戸庄右衛門大水貫	大水貫	江戸庄右衛門	小太郎平 〈地点不明〉	「川上家文書 7，8」
78		江戸庄右衛門間歩 江戸庄衛門間歩 庄右衛門間歩		江戸庄右衛門 〈江戸庄右衛門（慶長）〉	向山 〈地点不明〉	「甲種文書」、「川上家文書 9 I，15」
79		江戸庄右衛門間歩		江戸左右衛門 〈葛屋庄兵衛（慶長）〉	間ノ山 〈地点不明〉	「甲種文書」
80		江戸庄右衛門間歩		江戸庄右衛門 〈但馬弥助（慶長）〉	庄右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 15」
81		江戸次郎兵衛（間歩）		江戸次郎兵衛	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
82		江戸八兵衛間歩		江戸八兵衛	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
83		近江庄右衛門間歩 近江庄左衛門間歩		近江庄右衛門 近江庄左衛門 〈但馬弥助（慶長）〉	〈左沢上流部右岸・不動間歩そば〉	「川上家文書」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
84		近江庄兵衛間歩		近江庄兵衛	〈地点不明〉	「古間歩大概」
85		近江与一兵衛間歩		近江与一兵衛	〈地点不明〉	「古間歩大概」
86		近江与右衛門間歩		近江与右衛門 〈大坂宗右（慶長）〉	下松平 〈地点不明〉	「甲種文書」
87		近江与兵衛間歩 近江与平衛間歩		近江与兵衛 近江与平衛	下松 〈左沢左岸〉	『古間歩名目』
88		大川七兵衛間歩		大川七兵衛	下松 〈地点不明〉	「川上家文書 3」
89	1-13	大切山間歩 与次右衛門大切山間歩		味方与次右衛門 〈味方与次右衛門（宝永～慶安）、味方次郎四郎（承応 2）、味方与次右衛門（寛文 6）、味方与次右衛門（文久元）〉	向山 〈左沢右岸〉	「川上家文書 21」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「御仕入稼所取扱一件」、「杼陵堂隋見隋記」、 『相川志・古間歩名目』、古間歩大概、「金銀山稼方取扱一件」
90		大切山添煙貫 大切山煙貫	煙貫		向山 〈左沢右岸〉	『佐渡年代記』
91		大切山間歩			〈右沢右岸〉	
92		大ヶ代間歩 大けたへ間歩 大ヶ代		〈丹波四郎右衛門（慶長）、京新五郎（慶長）〉	少太郎平・ヶ大平 〈地点不明〉	「川上家文書 2，3，4，10，11，14」、「甲種文書」、「乙種文書」
93		大立竪坑	西洋式竪坑	アドルフ・レー（指導）	向山 〈左沢右岸〉	
94		桶屋間歩 桶ヤ間歩		桶屋筑後	〈左沢右岸〉	『相川志・古間歩名目』
95		桶屋筑後間歩		桶屋筑後	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
96		大坂治介大横相	大横相		〈地点不明〉	「川上家文書 7」
97		大坂甚内間歩		大坂甚内	下松平 〈地点不明〉	『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 9（1604）：江戸勝右衛門〔甲〕	新切山＝新規取明けの間歩
	●慶長 11（1606）弥次兵衛間歩と貫通〔川〕	
	●慶長 17～18（1612～1613）：江戸庄右衛門〔川〕	
	●慶長 9（1604）葛屋庄兵衛〔甲〕	
	●慶長 17～18（1612～1613）：但馬弥助	
	－	
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長期（1596～1615）：但馬弥助〔川〕	川上家文書番号を調査
	－	
	－	
	●慶長 9（1604）：大坂宗右〔甲〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	与平衛→与兵衛の誤字ヵ 近江与兵衛（一の山仕）
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 6）相川金銀山立合引：絵図 22 a）大切山間歩釜の口より三つ合迄分廊間下絵図（寛政 11）：絵図 43 b）大切山間歩絵図（慶応 3.7）：絵図 41 c）大切山間歩間切場所絵図：絵図 40 d）大切山間歩岡山之図：絵図 44 e）大切山（吉助間切）：（E-4） f）〔大切山間歩・清次間歩敷内図〕：（E-5） g）大切山間歩敷内絵図：絵図 42	●寛永 8（1631）開坑〔仕〕 ●寛永 10（1633）開坑〔風〕 ●寛永 11（1634）開坑〔風・年・古〕 **●稼動期間：1634？～20C**	**詳細：本文・関連資料**
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●寛文 3（1663）煙貫を開削〔年〕 **●稼動期間：1663～19C**	大切山間歩の付属坑
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	●慶長 9（1604）：丹波四郎右衛門〔甲〕 ●慶長 9（1604）：京新五郎 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山〔川〕	
	●明治 8 年（1875）開削～明治 10（1877）完成	近代西洋式竪坑
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	桶屋筑後間歩と同一ヵ
	－	桶屋間歩と同一ヵ
	●寛永 20（1643）出入り〔略〕	大坂甚内（二の山仕） 大坂間歩と同一ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
98		大酒田間歩 大坂田間歩 大さかた間歩		〈京新五郎（慶長）〉	中山源右衛門平 源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 2，3，4，14」、「甲種文書」、『相川志・古間歩名目』
99		大沢間歩 大津間歩			〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
100		大八森間歩 大八盛間歩		〈味方孫大夫（天和）〉	〈水金沢右岸上流〉	『佐渡年代記』
101		大藤八間歩 藤八間歩		〈上田久二（慶長）〉	下松 〈地点不明〉	「川上家文書 1，2，4，15」
102		大船屋間歩 大舟ヤ間歩		大船屋	〈左沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
103		大船間歩 大船屋間歩 大舟ヤ間歩		大船屋	〈左沢左岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
104		大宮割戸	露頭掘り （割戸）		〈中尾沢左岸上流・小瀧間歩上〉	
105		大横相 向山大横相	大横相	山田太左衛門・江戸源左衛門？	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4」、『古間歩名目』
106		落山	露頭掘り （落山）		〈左沢右岸、四兵衛間歩・七枚棚上〉	
107		尾花間歩 おはな間歩		尾花（田中宗徳？）	〈左沢右岸 or 五左衛門沢左岸〉	『佐渡風土記』『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
108		小原間歩		小原平蔵ヵ	〈左沢左岸〉	「古間歩大概」
109		小原平蔵間歩		小原平蔵 〈但馬弥五右衛門〉	源右衛門平 〈左沢左岸？〉	『相川志・古間歩名目』
110		小原諏訪間歩		小原諏訪	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
111		小原孫平次間歩		小原孫平次	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
112		尾張治介間歩		尾張治介	妥女平 〈地点不明〉	「川上家文書 9Ⅰ，9Ⅱ」
113		尾張弥助間歩 尾張弥介間歩		尾張弥助 尾張弥介	妥女平・六十枚平 〈地点不明〉	「川上家文書 3，4」
114		加賀小兵衛間歩		加賀小兵衛 〈近江庄右衛門（元和）〉	源右衛門平 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡古実略記』
115		加賀善次間歩		加賀善次	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
116		加賀右衛門間歩		加賀右衛門 加賀弥次右衛門ヵ	向山 〈地点不明〉	『佐渡古実略記』
117		加賀源十郎間歩		加賀源十郎	〈地点不明〉	「枰陵堂隋見隋記」
118		加賀筑後大横相		加賀筑後	〈地点不明〉	「川上家文書 11」
119		加賀屋間歩 かかや間歩？		加賀屋	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
120		加賀弥次右衛門間歩		加賀弥次右衛門	向山 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
121	1-23	加賀弥十郎間歩 弥十郎間歩	横相	加賀弥十郎	向山・源右衛門平・中山 〈左沢上流部右岸〉	「川上家文書 11，14」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 9（1604）：京新五郎〔甲〕 ●慶長 10～13（1605～1608）御直山〔川〕	
	●元和 8（1622）御直山〔風・年・略〕	佐渡風土記の大津と同一ヵ
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●天和 3（1683）ねば鏈に切当たる〔年〕	
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山、慶長 17～18（1612～1613）、慶長 10：上田久二〔川〕	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	－	嘉左衛門割戸と同一ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山：山田太左衛門・江戸源左衛門〔川〕	間歩名は通称 or 仮称
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	－	父割戸より下流
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	「おはな」田中宗徳娘の名と伝わる。
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	小原平蔵間歩と同一ヵ
		小原源七（のち平蔵）（一の山仕） 小原間歩と同一ヵ
	－	
	－	
	●慶長 10～13（1605～1608）〔川〕	
	●元和 4（1618）：近江庄右衛門〔風・略〕	
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●元和 4（1618）自分山〔古〕	加賀弥次右衛門間歩と同一ヵ
	●嘉永 3（1850）休坑〔枡〕 ●明治 3（1870）再坑〔枡〕	加賀弥十郎間歩と同一ヵ 「源」誤字ヵ
a）〔喜多見間歩・かかや間歩敷内図〕：（K-4）	－	間歩位置は喜多見間歩周辺ヵ
	●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山：加賀弥次右衛門〔古〕 ●元和 3（1617）御直山〔風・年〕 ●元和 4（1618）自分山〔風〕	加賀右衛門間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵 図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）清次間歩敷内図（文化 14）：絵図 51 b）御口附山加賀弥十郎間歩墨引：（K-5） c）〔加賀弥十郎間歩付近敷内図〕：（K-6） d）〔清次間歩敷内図〕：（G-4）	●慶長 11（1606）〔川〕 ●明暦 2（1656）水敷を排水し〔略〕、盛りを得る〔風・年〕 ●明治 3（1870）再坑	加賀源十郎間歩と同一ヵ 加賀弥十郎（二の山仕） 文化年間までには清次間歩に連結

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
122		かゞ四兵衛間歩 加賀四兵衛間歩 四兵衛間歩 四兵衛大横相 もちや平大横相	大横相	加賀四兵衛 〈関原宗清（慶長）〉	餅屋平・餅屋 〈左沢右岸〉	「甲種文書」、「川上家文書 3，7，10，11」
123		鏡ノ尾間歩 鏡尾間歩			〈右沢右岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
124	1-2	角行間歩			〈左沢右岸〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「桝陵堂隋見隋記」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
125		籠屋間歩 駕籠屋間歩 カゴヤ間歩		籠屋 駕籠屋	〈左沢右岸・五郎右衛門町付近〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
126		かごや間歩 籠屋間歩		籠屋 駕籠屋	〈中尾沢左岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
127		駕籠屋喜助間歩 かこや		駕籠屋喜助	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
128		嘉左衛門割戸	露頭掘り（割戸）	嘉左衛門	〈中尾沢左岸上流・与市割戸東側〉	
129		嘉左衛門間歩		嘉左衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
130		春日大横相 春日横相	大横相・横相	但馬清兵衛ヵ	岩崎平・餅屋平 〈地点不明〉	「川上家文書 1，3，4，7，9Ⅱ」、『相川志・古間歩名目』
131		カニや喜助間歩		駕籠屋喜助ヵ	源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
132		兼や間歩			源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
133		金巻間歩		金巻徳左衛門	〈地点不明〉	『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
134	1-36	金町間歩			〈中尾沢右岸上流〉	「古間歩大概」
135		金町割戸	露頭掘り（割戸）		〈中尾沢右岸〉	
136		上桜間歩 鳥越桜間歩			向山 〈地点不明〉	「川上家文書 11」
137		亀脊（坑）			〈地点不明〉	「桝陵堂隋見隋記」
138		から屋間歩 柄屋間歩		〈齋藤嘉左衛門・原長吉（元和～寛永）〉	〈右沢〉	『佐渡年代記』、『相川志・古間歩名目』
139		川内九左衛門間歩 河内九左衛門新切山 滝上内大横相 瀧上河内横相	大横相・横相	川内九左衛門 河内九左衛門	向山 〈地点不明〉	「甲種文書」、『相川志・古間歩名目』、「川上家文書 1」
140		河野庄右衛門間歩		河野庄右衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
141		河野源右衛門間歩		河野源右衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
142		河野弥平次間歩		河野弥平次	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
143		川通間歩			〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
144		川端間歩			〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 9（1604）：関原宗清〔甲〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13（1605～1608）御直山〔川〕	関原宗清（一の山仕） 四兵衛間歩と同一ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川金銀山立合引：絵図 22	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●享保 12（1762）9/15〔年・略〕 ●明治 2（1869）再坑〔杼〕	絵図の位置関係と現在標柱の立つ坑口の位置が異なる 周辺部に無名異穿場所との記載あり
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）諏訪・籠屋間歩墨引（明治 8）：（K-7）	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	●慶長 11（1606）〔川〕	カニや喜助間歩と同一ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川金銀山立合引：絵図 22	－	
	－	嘉左衛門割戸周辺ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）、慶長 11 御直山：但馬清兵衛〔川〕	春日横相と山師が同じため同一ヵ 春日大横相と山師が同じため同一ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	駕籠屋喜助間歩と同一ヵ 「カニや」は誤字ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	菊屋間歩と同一ヵ
	●元和期（1615～1624）：金巻徳左衛門〔古〕	金巻徳左衛門（二の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	－	
1）相川惣銀山敷絵図：絵図 4	－	
	●慶長 11～15（1606～1610）古間歩さらえ〔川〕	桜間歩・桜平間歩と同一ヵ
	●明治元（1868）開坑〔杼〕	近代坑
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：齋藤嘉左衛門・原長吉〔年〕	
	慶長 9（1604）：河内九左衛門〔甲〕	新切山＝新規取明の間歩 九左衛門間歩と同一
	－	
	－	
	－	
	－	
	●元禄 4（1691）自分山〔年・略〕 ●正徳 4（1714）休坑〔年・略〕	日向間歩と同一ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
145		川端久右衛門間歩		川端久右衛門	〈地点不明〉	「古間歩大概」
146		川端源左衛門間歩		川端源左衛門	下松平 〈地点不明〉	祈願絵馬、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
147		河端弥三右衛門間歩 川端弥三右衛門間歩 川端弥左衛門間歩 河畑弥三右衛門間歩		河端弥三右衛門 川端弥三右衛門	妥女平・少太郎平 〈左沢左岸〉	「川上家文書 3，10，11，13」
148		願日間歩			〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
149	1-1-1	関東水貫 関東間歩	水貫	〈江戸勝右衛門（慶長）〉	間ノ山 〈濁川右岸・称名寺西方〉	「川上家文書 1，4，14」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
150		関東横相煙貫 関東横相 関原横相煙貫	横相・煙貫	〈加賀彦左衛門（元和～寛永）〉	〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
151		勘右衛門間歩		勘右衛門	〈左沢左岸〉	
152		勘左衛門間歩		勘左衛門	〈左沢左岸〉	『相川志・古間歩名目』
153		勘四郎大九郎兵衛間歩		勘四郎、大九郎兵衛	下松平 〈地点不明〉	祈願絵馬
154	1-55	勘兵衛間歩		勘兵衛	〈中尾沢上流部左岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
155		菊屋間歩 キクヤ間歩		菊屋	中山源右衛門平 〈左沢左岸〉	「古間歩大概」
156		菊屋平間歩			〈地点不明〉	「古間歩大概」
157		喜右衛門間歩		喜右衛門	〈左沢左岸〉	
158		喜左衛門間歩		喜左衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
159		喜多見間歩 北見間歩		喜多儀左衛門（本名浜野儀左衛門、のち平太夫とも）	〈左沢左岸〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『佐渡相川誌（山師由緒）』、「古間歩大概」
160		木屋助左衛門間歩		木屋助左衛門 〈大坂治左衛門（慶長）〉	源右衛門平　大酒田の内 〈地点不明〉	「川上家文書 4」
161		九右衛門間歩		九右衛門	向山 〈左沢右岸〉	『相川志・古間歩名目』
162		九左衛門間歩		九左衛門	向山 〈左沢右岸〉	『相川志・古間歩名目』・「古間歩大概」
163		休味間歩 久味間歩		原善治（休味・久味）	〈中尾沢左岸上流〉	『佐渡風土記』、『佐渡古実略記』、「古間歩大概」
164		久兵衛間歩 木下久兵衛間歩		木下久兵衛	源右衛門平 〈右沢右岸上流〉	「川上家文書 14」、『相川志・古間歩名目』
165		京九右衛門間歩		京九右衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
166		京孫右衛門間歩 京孫左衛門間歩		京孫右衛門 京孫左衛門	（下松） 〈左沢左岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
167		粂之助間歩		粂之助	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	−	川端久右衛門＝森久右衛門ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	●伊丹奉行治世（1635～1653）自分山：川上伊左衛門 ●寛永 20（1643）出入り〔略〕	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～13（1605～1608）御直山、慶長 15（1610）：山根弥三右衛門〔川〕	山根弥三右衛門（一の山仕） 河端弥三右衛門＝山根弥三右衛門 弥三右衛門間歩と同一ヵ
	−	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～13（1605～1608）、慶長 11 御直山：江戸勝右衛門〔川〕	関東横相と同一ヵ
	●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕 ●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：加賀彦左衛門〔年〕	加賀彦左衛門＝加賀彦右衛門（二の山仕）ヵ 関東間歩と同一ヵ
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	−	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	−	
	−	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	−	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	−	兼や間歩と同一ヵ
	−	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	−	喜左衛門間歩と同一ヵ
	−	喜左衛門＝追風喜左衛門（二の山仕）or 原喜右衛門（二の山仕）
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）〔喜多見間歩・かかや間歩敷内図〕：（K-8）	●元禄 4（1691）自分山〔年・略〕	
	●慶長 10～13（1605～1608）：大坂治左衛門〔川〕	
	−	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	−	九左衛門＝小泉九左衛門（一の山仕） 九右衛門間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●元和期（1615～1624）稼始：大平作兵衛→原善治（のち休味）〔古〕 ●延享 4（1747）取明〔風〕	原善治＝京善次（二の山仕）ヵ
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 11（1606）〔川〕	
	−	九右衛門間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	−	
	−	

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
168		黒瀬間歩 黒瀬間歩六十枚ノ下 黒瀬徳右衛門間歩 徳右衛門間歩 石見徳右衛門間歩 大十枚下大横相	大横相	黒瀬徳右衛門 〈内田九郎兵衛・下田清左衛門（慶長～元和）〉	六十枚・六十枚下 〈地点不明〉	「川上家文書 1，2，3，4，7，9Ⅰ，10，11」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
169		黒瀬間歩		黒瀬徳右衛門ヵ	〈左沢左岸〉	
170		九郎兵衛間歩		九郎兵衛 〈越中九兵衛（慶長）〉	下松 〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』、「乙種文書」
171		外記間歩 外記横相間歩 外記横相 大十枚右沢横相 右沢大横相 右之沢御公方大横相	大横相・横相	江戸外記	右沢・六十枚 〈右沢右岸上流〉	「川上家文書 1，4，14」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
172		桁間歩			〈地点不明〉	「古間歩大概」
173		ヶ代ノ下大横相 ヶ代下御手大工仕候大横相 ヶ代下大横相 大ヶ代下大横相	大横相	〈豊辺蔵人（慶長）、佐野勝右衛門・備前仁兵衛・大坂治右衛門（慶長）〉	ヶ代ノ下 〈地点不明〉	「乙種文書」「川上家文書 1，2，3，4，7，9Ⅱ，10，11」
174		ヶ代の下大横相	大横相	〈味方与次右衛門（慶長）〉	ヶ代ノ下 〈地点不明〉	「甲種文書」
175		煙り間歩	煙貫		〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
176		煙貫	煙貫		〈中尾沢右岸〉	
177		煙貫	煙貫		〈水金沢？〉	
178		源尾加賀間歩			〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
179		源五間歩 源吾間歩		源五 源吾	〈左沢左岸〉	「古間歩大概」
180		源左衛門間歩		源左衛門 〈大坂惣右衛門（慶長）〉	下松 〈地点不明〉	「甲種文書」、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』
181		源七間歩		源七	六十枚ノ下 〈地点不明〉	「川上家文書 2，4」
182		源太夫間歩		源太夫	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
183		源入間歩		源入	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
184		源兵衛間歩		源兵衛	〈中尾沢右岸上流〉	「杼陵堂隋見隋記」
185	1-21	源兵衛間歩		源兵衛	〈左沢左岸〉	「杼陵堂隋見隋記」
186		高坂半左衛門間歩 甲坂半右衛門間歩 高坂間歩		高坂半左衛門 甲坂半右衛門	左沢 〈左沢左岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡古実略記』
187		高坂落山	露頭掘り（落山）	高坂半左衛門ヵ	〈左沢左岸・青柳割戸北側〉	
188		古口間歩			〈左沢右岸上流〉	「川上家文書 21」、『相川志・古間歩名目』
189		古口間歩		古口権兵衛ヵ	〈中尾沢右岸上流〉	『佐渡相川誌（山師由緒）』、『相川志・古間歩名目』
190		古口水貫間歩	水貫		間ノ山 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山：黒瀬徳右衛門、慶長 15（1610）〔川〕 ●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山：内田九郎左衛門・下田清左衛門〔古〕 ●元和期（1615～1624）：黒瀬徳右衛門〔古〕 ●元和 3（1617）御直山：内田九郎左衛門・下田清左衛門〔年〕・河内九右衛門・下田清左衛門〔風〕	下田清左衛門＝下田清右衛門（清次）（一の山仕）ヵ 元和 3 年の山師名が古実略記・年代記と風土記で異なる 黒瀬徳右衛門（一の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	●慶長 9（1604）：越中九兵衛〔乙〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～13（1605～1608）〔川〕 ●慶長 10～13（1605～1608）、慶長 11 御直山：江戸外記〔川〕	
	－	ヶ代の誤字ヵ
	●慶長 9（1604）：豊辺蔵人〔乙〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山、慶長 11～15 古間歩となる、慶長 10：佐野勝右衛門・備前仁兵衛・大坂治右衛門〔川〕	豊辺蔵人＝豊部蔵人（一の山仕） 間歩名は通称 or 仮称
	●慶長 9（1604）：味方与次右衛門〔甲〕	間歩名は通称 or 仮称
	－	間歩名は通称 or 仮称
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	間歩名は通称 or 仮称
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12	－	間歩名は通称 or 仮称
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	●慶長 9（1604）：大坂惣右衛門〔甲〕	大坂惣右衛門（二の山仕）
	●慶長 10～11（1605～1606）〔川〕	赤塚源七間歩と同一
	－	
	－	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●享保 12（1727）開坑〔枡〕	No.185 と同名・場所違いのため、史料はいずれのものか不明
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●享保 12（1727）開坑〔枡〕	No.184 と同名・場所違いのため、史料はいずれのものか不明
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●元和期（1615～1624）：高坂半左衛門〔古〕 ●安政 6～文久元（1859～1861）御仕入稼〔仕〕	半左衛門間歩と同一
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	坑口 3 ヶ所 絵図 8 では名称なし
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	坑口 2 ヵ所
	●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕	

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
191		古口甚五間歩			〈地点不明〉	「古間歩大概」
192		小角平間歩			〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
193		小ヶ代間歩 ケ代間歩	大横相	〈佐野庄右衛門（慶長）〉	ヶ代 〈左沢左岸〉	「川上家文書 2，3，9Ⅰ，9Ⅱ，13，14」
194	1-43	小瀧間歩 小滝間歩			向山 〈中尾沢左岸上流〉	「川上家文書 21」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、「古間歩大概」
195		小瀧上口			向山 〈中尾沢右岸上流〉	
196		小八郎間歩		小八郎	妥女平 〈地点不明〉	「川上家文書 2，14」
197		小半間歩 小半諏訪間歩			下松 〈左沢左岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
198		御番所下間歩		盛（森）久右衛門 〈豊辺蔵人・上田久七（寛永）〉	間ノ山	「川上家文書 1」、『佐渡年代記』
199	1-11	五左衛門間歩		五左衛門	向山 〈左沢右岸・五左衛門沢〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」、「枰陵堂隋見隋記」
200		小兵衛間歩		小兵衛	岩勝平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
201		五兵衛間歩		五兵衛	〈左沢右岸・新間歩下流〉	『相川志・古間歩名目』
202		才兵衛間歩		才兵衛 〈杉針右近・但馬左兵衛（慶長～元和）、杉針右近・但馬清兵衛（元和）〉	右沢 〈右沢右岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、「古間歩大概」
203	1-35	西兵衛間歩		西兵衛	〈中尾沢〉	
204		さかい伝吉間歩		堺伝吉	右沢・六十枚平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
205		嵯峨与一兵衛間歩		嵯峨与一兵衛	〈地点不明〉	『古間歩大概』
206		酒田孫右衛門間歩		酒田孫右衛門	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
207		下松大横相 下リ松間歩	大横相	〈味方与次右衛門（文久）〉	下松 〈左沢左岸〉	「川上家文書 2」、「御仕入稼所取扱一件」、「古間歩大概」
208		作庵間歩 作尾間歩		作庵	向山 〈左沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
209		作右衛門間歩		作右衛門	〈右沢右岸・甚五間歩北側〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
210		柵際間歩 柵除間歩		〈江戸宗遊・味方與次右衛門（元和）〉	間ノ山 〈左沢左岸・宗徳町そば〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、「古間歩大概」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	－	旧甚五間歩ヵ
	－	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～13（1605～1608）御直山、慶長 11：佐（野）庄右衛門、慶長 15〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●延宝 8（1680）御直山〔風〕 ●元禄元～2（1688～1689）〔年〕	上流に小瀧上口あり
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	小瀧間歩の付属坑
	●慶長 10～11（1605～1606）〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	小半諏訪間歩と同一ヵ
	●慶長 11（1606）御直山：盛久右衛門 ●高木奉行治世（1633～1635）御直山：豊辺蔵人・上田久七〔年〕	豊辺蔵人＝豊部蔵人（一の山仕） 上田久七（一の山仕） 番屋下わり間歩と同一ヵ 柵際間歩と同一ヵ 盛→森の誤字ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22 a）中尾五左衛門八森三ヶ間歩取合古絵図写（文政 13）：絵図 59	●元禄 8（1695）再坑？〔枡〕 ●明治元年（1868）再坑？〔枡〕	五左衛門＝伏見五左衛門（五兵衛）（二の山仕）ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	岩勝平→岩崎平ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	五兵衛＝伏見五左衛門（五兵衛）（二の山仕）ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山：杉針右近・但馬佐兵衛〔古〕 ●元和 3（1617）御直山：杉針右近・但馬清兵衛〔風・年〕	杉針右近（一の山仕） 但馬佐兵衛〔年〕と但馬清兵衛〔風・年〕は同一人物ヵ
	－	絵図資料なし
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	－	
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～13（1605～1608）〔川〕 ●元和 3～7（1617～1621）御直山、正徳年中（1711～1716）まで 90 年余続く〔仕〕 ●安政 6～文久元（1859～1861）御仕入稼、文久元：味方与次右衛門〔仕〕	「御仕入稼所取扱一件」ではの「上り松間歩」とされている
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	尾→庵の誤字ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●元和 3～4（1617～1618）御直山：江戸宗遊・味方與次右衛門〔風・年・古〕	横際間歩と同一 除→際の誤字

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
211		横際間歩			間ノ山 〈左沢左岸・宗徳町そば〉	『佐渡古実略記』
212	1-27-4 ・6	作内大水貫 作内間歩 作内大横相	大水貫・ 大横相	作内 〈鶴賀七介（慶長）〉	向山南平 〈左沢右岸？〉	「川上家文書 1，4」
213	1-27-5	作内割戸	露頭掘り （割戸）	作内	向山 〈左沢右岸〉	
214		桜間歩		大津市右衛門ヵ	向山（鳥越間歩周辺） 〈地点不明〉	「川上家文書 11」、『佐渡相川志・古間歩名目』
215		桜平間歩			〈左沢右岸上流・市ノ瀬間歩周辺〉	『相川志・古間歩名目』
216		左近間歩		左近	〈左沢右岸〉	「古間歩大概」
217		佐左衛門間歩		京佐左衛門（隠居後宗仙）ヵ 〈大工頭勝介（慶長）〉	下松 〈地点不明〉	「川上家文書 4，7，14」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
218		佐左衛門大水貫 佐左衛門大横相 佐左衛門水貫	大水貫 大横相	京佐左衛門（隠居後宗仙）ヵ 〈播磨九郎右衛門・能登善左衛門→備前遊白（慶長）〉	向山 〈左沢左岸上流〉	「川上家文書 1，2，3，4，7，9Ⅰ，11，15」
219		佐左衛門間歩		京佐左衛門（隠居後宗仙）ヵ 〈若狭伝兵衛（慶長）〉	向山・平 〈左沢左岸上流〉	「甲種文書」、「川上家文書 2，3，7，9Ⅰ，10，11，13，14」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
220		佐渡横相 佐渡横合 佐渡煙貫	横相・煙貫	（ヶ代下） 〈山之内甚右衛門・間山角兵衛（寛延）〉	〈左沢左岸〉	『佐渡風土記』、「古間歩大概」
221		佐渡黄金間歩			〈地点不明〉	「古間歩大概」
222		佐渡新五郎間歩		佐渡新五郎	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
223		佐野勝右衛門間歩 佐野庄右衛門間歩 佐野少右衛門間歩？ 佐野横相 佐野大横相 佐野勝右衛門横相 ヶ代ノ下大よこ相	大横相・ 横相	佐野勝右衛門 佐野庄右衛門 佐野少右衛門ヵ 〈越中七右衛門（慶長）〉	少太郎、ヶ代の下、ヶ代平（小太郎平） 〈地点不明〉	「甲種文書」、「川上家文書 1，2，3，4，7，9Ⅰ，10，11，15」、『佐渡相川の歴史』
224		佐野庄助間歩		佐野庄助	向山 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
225		佐野横相（大切山）	横相	〈大坂治右衛門・備前遊白（慶長）〉	ヶ代下・ヶ代平（少太郎平） 〈地点不明〉	『佐渡相川の歴史』
226		佐兵衛間歩		佐兵衛	〈地点不明〉	『佐渡年代記』『佐渡古実略記』
227		佐平間歩		佐平	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
228	1-92	三光間歩			〈道遊ダム北西〉	「古間歩大概」
229		三治間歩		三治	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
230		三拾五貫目間歩			下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
231		三介間歩 三助間歩		三介・三助 〈忠庵〉	下松・下松平 〈左沢左岸〉	「川上家文書 3，10，11」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 18～元和 3（1613～1617）:御直山〔古〕	柵際間歩と同一 横→柵の誤字
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	●慶長 10～13（1605～1608）、慶長 11 御直山：鶴賀七介〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4	－	
	●慶長 11～15（1606～1610）大津市右衛門が切り捨てた間歩〔川〕	大津市右衛門（一の山仕） 桜平間歩と同一ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）市之勢間歩鋪内墨引（天保 12）：絵図 34	－	桜間歩と同一ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	●慶長 10～13（1605～1608）：大工頭勝介、慶長 10～11 御直山〔川〕	京左左衛門（二の山仕）
1）銀山岡絵図：絵図 8	●慶長 10～13（1605～1608）御直山、慶長 17～18（1612～1613）：播磨九郎右衛門・能登善左衛門→備前遊白〔川〕	京左左衛門（二の山仕） 備前遊白（一の山仕） 佐左衛門間歩と同一ヵ 能登善左衛門＝能登善右衛門（二の山仕）ヵ
1）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 9（1604）：若狭伝兵衛〔甲〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山〔川〕	京左左衛門（二の山仕） 佐左衛門水貫と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●寛延 2（1749）取明：山之内甚五右衛門・間山角兵衛〔風〕	相川町人の自分稼ぎヵ
	－	
	－	
	●慶長 9（1604）：越中七右衛門〔甲〕 ●慶長 10～15・17～18（1605～1610・1612～1613）、慶長 17～18、慶長 10～11 御直山：佐野勝右衛門、慶長 11～15 古間歩となる〔川〕 ●慶長期（1596～1615）：佐野勝右衛門〔相歴〕	ヶ代下大横相と同一ヵ
	●元和 7（1621）御直山への提案〔風・古〕	
	●慶長期（1596～1615）：大坂治右衛門・備前遊白〔相歴〕	備前遊白（一の山仕）
	●元和 8（1622）御直山への提案〔年・古〕	
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川金銀山立合引：絵図 22 a）〔三光間歩付近敷岡図〕：(K-10)	－	
	－	
	●慶長 11（1606）〔川〕	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山、慶長 11～15 古間歩に〔川〕	

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
232		三助間歩		三助	〈中尾沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
233		三平間歩		三平	〈左沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
234		治右衛門間歩			〈地点不明〉	「川上家文書 11」
235		治助間歩 次助間歩 次介横相 大坂治介大横相	横相・ 大横相	治助 次助 〈味方孫太夫（慶長～元和）〉	（間ノ山） 〈地点不明〉	「川上家文書 7」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「枰陵堂隋見隋記」、『佐渡相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
236		次助新口 次助間歩		次助	間ノ山 〈左沢左岸〉	「古間歩大概」
237	1-37	次太夫間歩		次太夫	〈中尾沢左岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
238		治兵衛間歩		治兵衛	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
239		七助間歩		七助	向山 〈左沢右岸上流・トンダヤ間歩周辺〉	「川上家文書 7」、「枰陵堂隋見隋記」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
240		七枚棚間歩 割間歩七枚棚間歩			間ノ山 〈左沢右岸〉	『佐渡風土記』、「金銀山稼方取扱一件」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
241		信ノ加右衛門間歩		信濃加右衛門	ヶ代平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
242		信ノ小右衛門間歩		信濃小右衛門	源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
243		十一郎間歩		十一郎	〈右沢右岸上流〉	
244		庄右衛門間歩		庄右衛門	ヶ代之下 〈地点不明〉	「川上家文書 7」、『佐渡風土記』、『相川志・古間歩名目』
245		少五郎間歩		〈越前佐左衛門〉	〈地点不明〉	「川上家文書 4」
246		小九郎兵衛間歩		小九郎兵衛	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
247		庄太郎間歩		庄太郎	下松 〈左沢左岸〉	『佐渡風土記』、『相川志・古間歩名目』
248		重兵衛間歩		重兵衛	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
249		白子間歩			〈左沢左岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
250		白子水貫	水貫		〈左沢左岸上流〉	

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
a）治助間歩絵図（明治 2）：（K-11）	●慶長 11（1606）〔川〕 ●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：味方孫太夫〔年〕 ●寛永 12（1635）開坑？〔桝〕 ●元禄 4（1691）自分山〔年・略〕 ●元禄 16（1703）古敷取立・道遊山田間歩へ水貫間切〔年〕 ●正徳 3（1713）休坑〔桝〕 ●明治 3（1870）再坑〔桝〕	絵図中に記載されることがないため、正徳・明治の再坑は次助新口の可能性が高い
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	次助間歩の新規坑口 次助間歩の記載内容が被る可能性も
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川金銀山立合引：絵図 22	－	
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）七助間歩敷絵図（明治 5・昭和 16 写）：絵図 69	●寛永 12（1635）休坑〔桝〕 ●貞享年中（1684～1688）休坑〔桝〕 ●明治元（1868）再坑〔桝〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22	●寛文 10（1670）取明〔相誌〕、大盛〔風・相誌〕	割間歩鉱区
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 11（1606）〔川〕	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	銀山岡絵図では雲子間歩となっている
	●慶長 11（1606）〔川〕 ●寛永 2（1625）〔風〕	佐野庄右衛門間歩と同一ヵ地区名同じ
	●慶長 11（1606）〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川金銀山立合引：絵図 22 a）元市ノ勢水導敷内図：（C-2）	－	坑口 2 ヵ所の場合も ａの絵図名と内容異なり、メインは白子間歩
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）元市ノ勢水導敷内図：（C-2）	－	ａの絵図名と内容異なり、メインは白子間歩

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
251		治右衛門間歩		治右衛門	〈地点不明〉	「川上家文書 11」
252		治郎右衛門間歩		治郎右衛門	〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
253		次郎右衛門大水貫 二郎右衛門大水貫間歩 二郎大水貫 次郎右衛門間歩 二郎右衛門間歩	大水貫	次郎右衛門 二郎右衛門 〈若狭甚右衛門（慶長）、渡邊傳左衛門（元和～寛永）〉	向山 〈左沢右岸上流・鳥越間歩上〉	「甲種文書」、「川上家文書 1，4，7，11」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
254		新間歩		〈赤塚兵右衛門・三鹿野源十郎（元和～寛永）〉	右沢 〈右沢上流・宗清間歩周辺〉	『佐渡年代記』
255	1-10	新間歩		味方孫太夫 〈味方孫太夫（明暦～万治）、下田理三郎・小川喜登次・和田与太郎・松木貞三郎・味方孫太夫（文久元）	左沢 〈左沢右岸〉	「川上家文書 21，22」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「御仕入稼所取扱一件」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
256		新間歩上口			〈左沢右岸〉	
257		甚右衛門間歩		甚右衛門	右沢 〈地点不明〉	「川上家文書 14，21」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
258		新吉間歩 新口間歩※		新吉	〈水金沢左岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
259		新吉間歩		新吉	右沢 〈右沢右岸・山田～清八間歩の間〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
260		甚吉間歩		甚吉	〈中尾沢左岸上流〉	
261	1-58	新切山間歩		〈味方孫太夫（慶安）〉	〈中尾沢左岸〉	『佐渡年代記』
262		新切山 新切山間歩			右沢 〈右沢右岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡古実略記』
263	1-91	新切山間歩			丹波沢 〈丹波沢右岸〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
264	1-18	甚五間歩	横相	矢田甚五または水田甚五 〈水田甚五兵衛・大坂利右衛門（元和）、杉針右近・但馬清兵衛（元和～寛永）、齋藤嘉左衛門→味方與次右衛門（寛永 8）、味方次郎四郎（寛永 20）、味方与次右衛門（万治元）、味方与次右衛門・村上善左衛門・水田甚五兵衛（寛文 6）、大坂惣右衛門（貞享元）、大坂宗右衛門・嶋川惣兵衛（貞享 4）、大坂惣左衛門（元禄）、小川孫太郎・喜多平太夫（安永）、味方孫太夫・味方与太夫・和田十郎左衛門（安永 7）、下田利左衛門・大坂惣左衛門（寛政 7）、大坂庄右衛門・島川惣兵衛・村上善太夫（弘化 3）、大坂庄右衛門（嘉永元）、大坂庄右衛門・嶋川惣兵衛・村上善太夫（明和 8）〉	右沢 〈右沢右岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「杼陵堂隋見隋記」、〔御仕入稼所取扱一件〕、『佐渡相川志』、『相川志・古間歩名目』、「金銀山稼方取扱一件」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 11～15（1606～1610）〔川〕	
	●享保 9（1724）休坑〔年・略〕	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川金銀山立合引：絵図 22	●慶長 9（1604）：若狭甚右衛門〔甲〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 11（1606）御直山：若狭甚右衛門〔川〕 ●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：渡邊傳左衛門〔年〕 ●天和元（1681）〔年・略〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：赤塚兵右衛門・三鹿野源十郎〔年〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22 a）新間歩（文政元 .6 写）：（K-13） b）新間歩・割間歩之続：（K-14） c）〔新間歩敷内図〕：（K-15） d）〔御直山新間歩付近敷内図〕：（K-16） e）〔御直山新間歩付近敷岡図〕：（K-17）	●明暦 2～（1656～）取立稼ぎ：味方孫太夫〔年・仕〕 ●**稼動期間：1656～**	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：赤	－	No.255 の付属坑ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	甚右衛門＝若狭甚右衛門（二の山仕）or 小嶋甚右衛門（二の山仕）
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	口→吉の誤字ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	●元禄期御直山	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶安 3（1650）御直山〔年〕 ●慶安 4（1651）自分山：味方孫太夫〔年〕	新切山＝新規取明けの間歩
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●元和 4（1618）自分山〔風・古〕	新切山＝新規取明けの間歩
	●文政 2（1819）新規取明〔年・略〕 ●文政 4（1821）休坑〔年〕 ●**稼動期間：1819～1821**	新切山＝新規取明けの間歩
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22 a）御直山甚五間歩敷絵図（宝暦 2）：絵図 46 b）青盤間歩・甚五間歩敷内絵図」（明和 9）：（F-5） c）甚五間歩・青盤間歩鋪内振矩絵図（嘉永 5.6 写）：（F-13） d）甚五間歩敷内絵図：絵図 45 e）甚五間歩敷内絵図：絵図 47 f）御直山甚五間歩絵図：絵図 48 g）〔甚五間歩敷内図写〕：（F-6） h）甚五間歩敷内墨引：（F-7） i）〔御直山清次間歩・同甚五間歩付近敷内図〕：（F-8） j）〔清次間歩・甚五間歩・青盤間歩付近敷内図〕：（F-9） k）青盤間歩敷図・甚五間歩敷図：（F-10） l）〔御直山青盤間歩・御直山甚五間歩付近敷内図〕：（F-11） m）〔御直山青盤間歩・御直山甚五間歩付近敷内図〕：（F-12）	●慶長 8（1603）開坑〔枰〕 ●慶長 18（1615）立合に切当たる〔仕〕 ●元和期（1615～1624）水田甚五兵衛・大坂利右衛門開発〔相志〕 ●**稼動期間：1603～19C**	**詳細：本文・関連資料** 矢田甚五間歩と同一

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
265		甚五横相 矢田甚五間歩 甚五間歩	横相	矢田甚五	少太郎（平）・清太郎平 〈地点不明〉	「川上家文書2，3，4，9Ⅰ，9Ⅱ，10，13，14」、『佐渡風土記』、「御仕入稼所取扱一件」、「味方家文書」
266		甚五上口			〈右沢右岸・甚五間歩上流〉	
267		新五郎間歩 新五郎間歩大水貫	大水貫	新五郎 〈下田清次（慶長）〉	向山 〈左沢左岸〉	「川上家文書1」
268		甚左衛門間歩 甚右衛門間歩		甚左衛門 甚右衛門	向山 〈中尾沢左岸上流〉	
269		甚四郎間歩		甚四郎 〈津田与五郎（慶長）〉	下松 〈地点不明〉	「川上家文書15」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
270		甚内間歩		甚内	向山 〈左沢右岸上流・鳥越間歩上〉	
271		新横相	横相	〈播磨九郎右衛門・能登善左衛門（慶長）〉	〈間ノ山〉	「川上家文書1」
272		末広間歩		味方孫太夫・味方与太夫・和田十郎左衛門	甚五間歩の上 〈右沢左岸上流〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
273		杉針右近、山根弥三右衛門切山		杉針右近 山根弥三右衛門	向山 〈地点不明〉	「川上家文書15」
274		助左衛門間歩		助左衛門	六十枚平 〈地点不明〉	「川上家文書2，3，14」
275		助七間歩		助七	源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書2，3」
276		駿河嘉右衛門間歩		駿河嘉右衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
277		駿河九郎兵衛間歩		駿河九郎兵衛	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
278		駿河十三郎間歩		駿河十三郎	〈右沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
279		十三郎間歩		駿河十三郎ヵ	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
280	1-1	諏訪間歩 スワ間歩		諏訪某	間ノ山 〈濁川右岸〉	「川上家文書22」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩大概」、「古間歩大概」
281		諏訪町下間歩 諏訪町間歩		諏訪某？	〈濁川右岸？〉	『佐渡風土記』、『佐渡古実略記』
282		諏訪間歩 スワ間歩		諏訪某？	右沢（道遊割戸裏） 〈右沢右岸〉	
283		清右衛門間歩		清右衛門	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 8（1603）開坑〔味・仕〕 ●慶長 10～15（1605～1610）：矢田甚五〔川〕 ●正保 4（1647）大盛り〔風〕 ●**稼動期間：1603～19C**	甚五間歩と同一
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	甚五間歩の付属坑
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 11（1606）：下田清次〔川〕	下田清次（一の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）向山甚右衛門間歩敷岡図：（K-18）	－	
	●慶長 17～18（1612～1613）：津田与五郎〔川〕	勘四郎間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	甚内＝大坂甚内（二の山仕）ヵ
	●慶長期（1596～1615）：播磨九郎右衛門・能登善左衛門〔川〕	間歩名は通称 or 仮称ヵ 能登善左衛門＝能登善右衛門（二の山仕）ヵ
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●天明 3（1783）新規取明：味方孫太夫・味方与太夫・和田十郎左衛門〔年・略〕 ●寛政 5（1793）休坑〔年〕 ●**稼動期間：1783～1793**	
	●慶長 17～18（1612～1613）〔川〕	杉針右近（一の山仕） 山根弥三右衛門（一の山仕） 間歩名は通称 or 仮称
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山〔川〕	
	●慶長 10～11（1605～1606）御直山〔川〕	
	－	
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	十三郎間歩と同一ヵ
	－	駿河十三郎間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）諏訪・籠屋間歩墨引（明治 8 年）：（K-21） b）諏訪水坪測量図：（K-19） c）惣太夫・七枚柵・惣遊・諏訪各間歩坑内絵図写：（K-20）	●慶長年中（1596～1615）稼始：諏訪殿〔風〕	
	元和 4（1618）御直山〔風・古〕	諏訪間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	－	清右衛門＝下田清右衛門（清次）（一の山仕）ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
284		清治間歩 清次間歩 下田清次間歩	横相	下田清次 〈下田清右衛門・清水次郎兵衛（元和～寛永）、下田清左衛門（寛永～慶安5）、秋田権右衛門、流人弥次兵衛（万治）、小川金左衛門・秋田権兵衛（寛文10）、秋田権右衛門・小川三郎右衛門・和田重次郎・喜多平五郎・味方与次右衛門（文化12）、大坂造酒蔵（文政8）、和田與五郎（嘉永2）〉	源右衛門平 〈左沢右岸〉	「甲種文書」、「川上家文書21」、『佐渡相川志』、『佐渡古実略記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
285		清次間歩		下田清次	六十枚向 〈右沢右岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『年代記拾遺』、「桝陵堂隋見隋記」、「岩木文庫」、「古間歩大概」
286		清助間歩		清助	〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
287		清八間歩		清八 〈京孫左衛門、京庄五郎（慶長）〉	右沢・下松平 〈右沢右岸・新吉～青柳間歩間〉	「川上家文書2，4，10，11，14，15」
288		清兵衛間歩		清兵衛	〈中尾沢右岸上流・矢田覚左衛門間歩北〉	『相川志・古間歩名目』
289		清兵衛間歩		清兵衛	小太郎平 〈左沢左岸〉	「川上家文書2，9Ⅰ」、『相川志・古間歩名目』
290		関川村間歩			〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
291		関原主兵衛間歩 右之沢大横相 六十枚右沢大横相 六十枚右之沢大よこ相わき上り	大横相	関原主兵衛	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書1，4，14」
292		善次間歩 善兵衛間歩		善次 〈寺崎太郎右衛門（寛延）〉	下松平 〈左沢左岸〉	「川上家文書14」、『佐渡風土記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
293		千松沢間歩			〈千松沢〉	
294		惣右衛門間歩		惣右衛門	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
295		宗吉間歩 惣吉間歩		宗吉 惣吉 〈喜多平八・嶋川惣兵衛（文久）〉	大作沢 〈水金沢左岸上流〉	「御仕入稼所取扱一件」、「桝陵堂隋見隋記」、「古間歩大概」
296	1-84	惣吉間歩		惣吉	大作沢 〈水金沢右岸上流〉	
297		総作久右衛門間歩			〈地点不明〉	「川上家文書14」
298		惣十郎間歩		惣十郎	〈地点不明〉	
299	1-19	宗清間歩		関原宗清 〈下田清左衛門（元和～寛永）〉	右沢 〈右沢右岸〉	『佐渡年代記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22 a）清次間歩敷内図（文化 14）：絵図 51 b）清次間歩絵図：絵図 49 c）清次間歩敷内絵図：絵図 50 c）佐州金銀山之内清次間歩鋪内墨引：絵図 52 d）〔清次間歩敷内図〕：(G-4) e）〔御直山清次間歩・同甚五間歩付近敷内図〕：(G-5) f）〔清次間歩・甚五間歩・青盤間歩付近敷内図〕：(G-6) g）〔大切山間歩・清次間歩敷内図〕：(G-7)	●慶長 9（1604）：岐阜素案〔甲〕 ●慶長期（1596～1615）：下田清次〔相志・山師由緒〕 ●元和期（1615～1624）：下田清次〔古〕 ●万治元（1658）：秋田権右衛門〔略〕 ●元禄 4（1691）御直山〔略〕 ●元文 4（1739）〔略〕 ●寛延 4（1751）休坑〔年・略〕 **●稼動期間：17C～19C**	**詳細：本文・関連資料** 下田清次（一の山仕） 絵図名の大切山は間違い
	●慶長期（1596～1615）：下田清次〔相志・山師由緒〕	下田清次（一の山仕）
	●元禄 4（1691）御直山〔年・略〕	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～18（1605～1613）、慶長 10～11 御直山、慶長 17～18：京孫左衛門〔川〕	坑口 2 ヵ所あり
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 6）相川金銀山立合引：絵図 22		
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～11（1605～1606）御直山〔川〕	
	－	
	●慶長 11（1606）〔川〕	名字、関原 or 関東
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 11（1606）〔川〕 ●寛延 2（1749）取明：寺崎太郎右衛門〔風〕	京善次（一の山仕）ヵ 加賀善次間歩と同一 善兵衛は誤字
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12	－	
	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 5）相川金銀山立合引：絵図 22	●享保 7（1722）開坑〔枡〕 ●享保 7～20（1722～1735）自分稼〔仕〕 ●嘉永 3～文久元（1850～1861）御仕入稼、文久元：喜多平八・嶋川惣兵衛〔仕〕 ●明治元年（1868）再坑〔枡〕 **●稼動期間：1722～19C**	惣吉間歩と同一ヵ
	－	宗吉間歩と同一ヵ
a）惣十郎間歩墨引：味 153	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：関原宗清・下田清左衛門〔年〕	関原宗清（一の山仕） 下田清左衛門＝下田清右衛門（一の山仕）ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
300	1-66-1 ・2	宗太夫間歩 惣太夫間歩		宗太夫 惣太夫	（間ノ山） 〈左沢右岸・割間歩東方〉	「川上家文書 21」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
301		惣太郎間歩		惣太郎	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
302		宗徳間歩 惣徳間歩 宗徳大横相 田中宗徳大よこ相	大横相	田中宗徳 田中惣徳 〈丹波清兵衛（慶長）〉	下松 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4」、『相川志・古間歩名目』
303		宗徳わき上り間歩		田中宗徳ヵ	間ノ山 〈地点不明〉	「川上家文書 7」
304		宗遊間歩 惣遊間歩		伊藤源右衛門（宗遊）	間ノ山 〈左沢右岸・籠屋間歩周辺〉	『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
305		外山間歩 外山屋間歩		外山屋	〈左沢右岸上流〉	
306		訴人間歩			〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
307		大九郎兵衛間歩		大九郎兵衛	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
308		大作間歩		大作	（大作沢） 〈水金沢左岸上流〉	「古間歩大概」
309		大作沢間歩			大作沢 〈水金沢左岸上流〉	『佐渡年代記』
310		大助間歩		大助	下松 〈地点不明〉	「川上家文書 2」
311		高崎半左衛門間歩		高崎半左衛門	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
312	1-68	高任坑	坑道		間ノ山 〈高任地区〉	
313		高任竪坑	竪坑		間ノ山 〈高任地区〉	
314		高橋九右衛門間歩		高橋九右衛門	六十枚平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
315		滝上大横相 滝ノ上間歩	大横相	〈越中仁兵衛（慶長）〉	六十枚 〈地点不明〉	「川上家文書 1，2，3，4，9Ⅰ」、『相川志・古間歩名目』
316		滝上河内大横相 河内横相 滝上内大横相 滝ノ上河内横相 滝上河内間歩	横相 大横相	河内九左衛門 〈河内九郎左衛門（慶長）〉	六十枚？滝上 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4，14」
317		滝下間歩（瀧の下間歩） 滝元大横相？	大横相？	〈豊部蔵人・備前遊白（慶長～元和）〉	〈地点不明〉	「川上家文書 19」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、
318		瀧下夕白間歩		備前遊白	〈地点不明〉	『佐渡年代記』
319		瀧ノ下間歩 滝ノ下間歩			〈左沢右岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 6）相川金銀山立合引：絵図 22 a）惣太夫・七枚棚・惣遊・諏訪間歩坑内絵図：(K-20) b）宗太夫間歩付近敷内図：(K-24)	－	間歩名が岩下宗太夫由来ヵ
	－	
	●慶長 11 (1606) 御直山：田中助兵衛 (宗徳)・丹波清兵衛〔川〕	田中宗徳 (一の山仕)
	●慶長 11 (1606)〔川〕	田中宗徳 (一の山仕)
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 3）相川金銀山立合引：絵図 22 a）惣太夫・七枚棚・惣遊・諏訪間歩坑内絵図：(K-20)	●元和期 (1615～1624)：伊藤源右衛門 (宗遊)〔古〕	伊藤源右衛門 (宗遊) (一の山仕) 時期により割間歩となる場合も
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	－	
	●慶長 11 (1606)〔川〕	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	－	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●寛政 3 (1791) 新切山取明〔年〕 **●稼動期間：1791～**	間歩名は通称 or 仮称ヵ
	●慶長 10～11 (1605～1606) 御直山〔川〕	越後ノ大之助間歩と同一ヵ
	－	「高坂半右衛門間歩」の誤字ヵ
		近代坑道
	●明治 20 (1887) **●稼動期間：1887～1989**	近代洋式竪坑
	●慶長 11 (1606)〔川〕	
	●慶長 10～13 (1605～1608) 御直山：越中仁兵衛〔川〕	越中仁兵衛間歩と同一
	●慶長 11 (1606) 御直山：河内九郎左衛門 (九左衛門)〔川〕	川上家 1 では河内九郎左衛門、同 14 では河内九左衛門と書かれている 川内九左衛門間歩・九左衛門間歩と同一
	●慶長 16 (1611)〔川〕 ●慶長 18～元和 3 (1613～1617) 御直山：豊部蔵人・備前遊白〔古〕 ●元和 3 (1617)：豊部蔵人・備前遊白〔風・年〕 ●元和 4 (1618) 御直山〔風・古〕 ●元和 8 (1622) 御直山〔風・年・古〕 ●元禄 4 (1691) 割間歩水貫工事のため、滝下間歩と北沢下ノ口三ツ合より迎間切を実施〔年〕	瀧下夕白間歩、瀧ノ下間歩と同一ヵ 豊部蔵人 (一の山仕) 備前遊白 (一の山仕)
	●鎮目奉行治世 (1618～1627) 御直山：豊部蔵人・備前遊白〔年〕 ●寛永 4 (1627)：味方與次右衛門〔年〕	滝下間歩、瀧ノ下間歩と同一ヵ 備前遊白 (一の山仕)
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	滝下間歩、瀧下夕白間歩と同一ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
320		但馬様御横相	横相	味方但馬	下松 〈地点不明〉	「川上家文書 4」
321		但馬横合間歩 但馬横相 但馬横相間歩 但馬大横相 但馬煙貫 味方但馬切山	横相・ 煙貫	味方但馬	（向山） 〈中尾沢左岸上流〉	「川上家文書 15」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
322		但馬三助間歩		但馬三助	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
323		但馬次兵衛間歩		但馬次兵衛	間ノ山 〈左沢左岸〉	
324		但馬清兵衛間歩		但馬清兵衛 〈下田清左衛門（慶長）〉	小太郎平・庄太郎平・ 勝右衛門平 〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』、「甲種文書」、「川上家文書 2，3，4，7，10，11，12，13，14」
325		但馬六助間歩		但馬六助	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
326		橘弥次兵衛間歩		橘弥次兵衛	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
327		多葉こ屋間歩 タバコヤ間歩 多葉古屋間歩 たえこや間歩		多葉古屋新十郎	〈中尾沢左岸上流〉	『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
328		太兵衛間歩 多兵衛間歩 多兵衛新間歩		太兵衛 多兵衛	（大作沢） 〈水金沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
329		多兵衛間歩		多兵衛 〈備前遊白（慶長）〉	間ノ山 〈地点不明〉	「甲種文書」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
330		太兵衛間歩 大兵衛間歩		太兵衛 〈京ノ太兵衛（慶長）〉	向山 〈左沢右岸〉	
331		太郎右衛門大水貫	大水貫	太郎右衛門 〈若狭甚右衛門（慶長）〉	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 4」
332		太郎庄右衛門間歩		太郎庄右衛門 〈高坂半左衛門（元和）〉	〈地点不明〉	『佐渡古実略記』
333		丹波左次右衛門間歩		丹波左次右衛門 〈豊部蔵人（慶長）〉	間ノ山 〈地点不明〉	「甲種文書」
334		丹波弥十郎間歩 丹波弥十郎大横相（大水貫） 向山遊白の下大水貫	大水貫	丹波弥十郎	向山 〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』、「川上家文書 2，3，4，9Ⅱ，11，13」
335		丹波弥十郎間歩		丹波弥十郎	下松、下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 3，9Ⅰ，14」
336		弥十郎間歩		弥十郎	〈地点不明〉	『佐渡古実略記』
337		丹波松右衛門間歩		丹波松右衛門	源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
338		筑後作内間歩		筑後作内	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
339		筑後藤兵衛間歩		筑後藤兵衛	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
340		茶屋間歩			〈地点不明〉	「古間歩大概」
341		茶屋平間歩 茶屋平金山		大坂宗左衛門	茶屋平 〈茶屋平〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「古間歩大概」、『佐渡相川誌（山師由緒）』
342		（茶屋平）水貫	水貫	大坂宗左衛門ヵ	茶屋平 〈茶屋平・茶屋平間歩周辺〉	
343		茶之助澤（間歩？）		茶之助 〈江戸宗遊・河内九左衛門（元和～寛永）〉	茶之助沢 〈千松沢下流〉	『佐渡年代記』
344		忠治間歩		原久右衛門（のち忠治）	〈地点不明〉	『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 10～13（1605～1608）〔川〕	味方但馬（二の山仕） 間歩名は通称 or 仮称
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	慶長 17～18（1612～1613）：佐野庄右衛門、味方但馬〔川〕	味方但馬（二の山仕） 間歩名は通称 or 仮称
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	但馬次兵衛＝但馬治兵衛（二の山仕）カ
	●慶長 9（1604）：下田清左衛門〔甲〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山、慶長 11～15 古間歩に〔川〕	下田清左衛門＝下田清右衛門（清次）（一の山仕） 清兵衛間歩
	－	
	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）〔たばこや間歩ほか向山通敷内図〕：（K-26）	●元和期（1615～1624）：多葉こ屋新十郎〔古〕	多葉古屋新十郎（二の山仕） たえこや＝たばこやの誤字
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	－	太兵衛＝石田太兵衛（一の山仕） カ
	●慶長 9（1604）：備前遊白〔甲〕	備前遊白（一の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●元禄期取明？新切山〔3〕	
	慶長 10～13（1605～1608）：若狭甚右衛門〔川〕	
	●元和期（1615～1624）：高坂半左衛門〔古〕	高坂半左衛門（二の山仕）
	●慶長 9（1604）：豊部蔵人〔甲〕	豊部蔵人（一の山仕）
	●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山〔川〕	丹波弥十郎（一の山仕） 遊白ノ下大水貫と同一カ
	●元和期（1615～1624）：丹波弥十郎〔古〕	丹波弥十郎間歩と同一カ
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	－	作内間歩と同一カ
	－	
	－	茶屋平間歩と同一カ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12	●寛保 3（1743）新規取明〔風・年・略〕 ●寛延 4（1751）休坑〔年・略〕 ●**稼動期間：1743～1751**	
1）銀山岡絵図：絵図 8	－	茶屋平間歩の付属坑
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：江戸宗遊・河内九左衛門〔年〕	
	●元和期（1615～1624）：原久右衛門（のち忠治）〔古〕	原久右衛門（のち忠治）（一の山仕） 忠次間歩と同一カ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
345		忠次間歩		忠次 〈片山勘兵衛（慶長）〉	〈地点不明〉	『佐渡相川志』
346	1-41	中使間歩		庄五郎 〈少五郎・丹波弥十郎（慶長）〉	向山・源右衛門平・平 〈中尾沢左岸上流〉	「杼陵堂隋見隋記」、「川上家文書 1，14，15」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「古間歩大概」
347		中使間歩 向山中使間歩大水貫	大水貫	〈清五郎（慶長）、石田太兵衛・佐野庄右衛門（慶長～元和）、佐野兵助・石田八兵衛（元和～寛永）〉	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 1」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
348		中使五左衛門間歩		中使五左衛門	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
349		中使沢間歩			（中使沢） 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
350		向山中使平		片山勘兵衛ヵ	向山 〈地点不明〉	『佐渡古実略記』
351		中使平大横相 中使大横相	大横相	〈上田久二（慶長）〉	向山・源右衛門平・平〈地点不明〉	「川上家文書 1，15」
352		中使平大横相	大横相	山根弥三右衛門ヵ	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 1」
353		珍味間歩		大平珍味（所号作兵衛）	〈地点不明〉	『佐渡風土記』
354		堤の上		味方與次右衛門	左沢 〈地点不明〉	『佐渡年代記』
355	1-20	鶴屋間歩 ツルヤ間歩		鶴屋	〈右沢右岸〉	
356		鉄砲間歩 鉄煙			〈左沢左岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
357	1-131	父割戸	露頭掘り（割戸）		〈左沢右岸〉	『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
358		父間歩 テテ間歩 てて間歩		父惣兵衛 父宗兵衛	（餅屋平） 〈左沢右岸〉	「古間歩大概」
359		父惣兵衛間歩 父宗兵衛間歩 惣兵衛間歩		父惣兵衛 父宗兵衛 〈山田太左衛門（慶長）、但馬清兵衛（慶長）〉	餅屋平 〈左沢右岸〉	「甲種文書」、「川上家文書 4，7，9 I，10，11，12」、『佐渡相川志・古間歩名目』
360		土阿弥間歩 とあみ間歩 トアミ間歩			〈右沢～左沢間尾根・藤五郎間歩周辺〉	
361		藤右衛門間歩		藤右衛門	岩勝（崎ヵ）平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
362		藤五郎間歩		藤五郎	〈左沢左岸上流・トアミ間歩周辺〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
363		藤太夫間歩		藤太夫	〈左沢左岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長期（1596～1615）：片山勘兵衛〔相志・山師由緒〕	片山勘兵衛（二の山仕） 忠治間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川金銀山立合引：絵図 22 a）中使間歩鋪内墨引：（K-27） b）〔御直山新小瀧間歩・中使間歩付近敷内図：（K-28）	●慶長 11（1606）：少（勝）五郎、丹波弥十郎、慶長 17～18（1612～1613）庄五郎〔川〕 ●元和 3（1617）御直山〔仕〕、開坑〔枠〕 ●元和 4（1618）自分山〔風〕 ●寛永 2（1625）盛り〔年・仕〕 ●寛永 17（1640）大盛り〔年・略・仕〕 ●安政 5（1858）再坑〔〔枠〕 ●安政 6（1859）取明〔仕〕 ●文久元（1861）：小川喜登次〔仕〕	丹波弥十郎（一の山仕） 大水貫中使間歩と同一
	●慶長 11（1606）御直山：清五郎 ●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山：石田太兵衛・佐野庄右衛門〔古〕 ●元和 3（1617）御直山：石田太兵衛・佐野庄右衛門〔年〕、石田多兵衛・佐野庄右衛門〔風〕・鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：佐野兵助・石田八兵衛〔年〕	石田太兵衛（一の山仕） 中使間歩と同一 石田太兵衛＝石田多兵衛＝石田八兵衛、佐野庄右衛門＝佐野兵助
	–	五左衛門間歩と同一ヵ 中使は役職名ヵ
	●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕	間歩名は通称 or 仮称ヵ
	●元和 3（1618）自分山〔古〕	片山勘兵衛（二の山仕） 中使間歩と同一ヵ
	●慶長 11（1606）：上田久二、慶長 17～18（1612～1613）〔川〕	間歩名は通称 or 仮称ヵ 上田久七間歩 or 中使間歩ヵ
	●慶長 11（1606）：山根弥三右衛門〔川〕	山根弥三右衛門（一の山仕） 間歩名は通称 or 仮称ヵ
	●元和 4（1618）：大平珍味（所号作兵衛）〔風〕	
	●元禄 2～3（1689～1690）：味方與次右衛門〔風〕	間歩名は通称 or 仮称ヵ 堤＝寿慎堤ヵ
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	
	–	相川金銀山発見地 開発は崖下の割間歩
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	父惣兵衛間歩と同一
	●慶長 9（1604）：山田太左衛門〔甲〕 ●慶長 11～15（1606～1610）、慶長 15：但馬清兵衛〔川〕	父間歩と同一 「われと集鏈」の記述〔甲〕
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	坑口 2 ヵ所あり
	●慶長 11（1606）〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
364		道遊間歩		道遊	間ノ山（道遊） 〈間ノ山・道遊割戸西側〉	『佐渡風土記』『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
365	1-68	道遊坑			間ノ山 〈高任地区〉	
366		徳左衛門間歩		徳左衛門	源右衛門平 〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』、「川上家文書 14」
367	1-38	徳太夫間歩		徳太夫	〈中尾沢右岸上流〉	「古間歩大概」
368		心天間歩			〈中尾沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
369		戸細間歩			〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
370		鳥間歩			向山 〈左沢右岸上流〉	
371	1-14	鳥越間歩 元鳥越間歩 鳥越古間歩	横相	〈山根弥三右衛門（元和～寛永）、松木久右衛門・秋田権右衛門（元禄）、関東弥右衛門（享保6）、秋田権之助・松木久右衛門・下田利左衛門・寺崎太郎右衛門（安永 4）、松木蔵人・秋田権之助・下田利左衛門・寺崎太郎右衛門（天明 2）、下田利左衛門・松木藤八・寺崎太郎右衛門（文化 5）〉	向山 〈左沢右岸上流〉	「川上家文書 11，21」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「岩木文庫」、「枰陵堂隋見隋記」、『佐渡相川志（山師由緒）』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」、「金銀山稼方取扱一件」
372		鳥越上煙貫 上煙貫	煙貫		向山 〈左沢右岸上流〉	
373		鳥越新五郎間歩大水貫 鳥越下田清次大横相	大水貫	鳥越新五郎 〈下田清次（慶長）〉	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4，9Ⅱ」
374		鳥越源左衛門間歩 鳥越源左衛門大水貫	大水貫	鳥越源左衛門 〈矢田右衛門尉（慶長）、矢田太兵衛（慶長）〉	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 1，2，7，10，15」
375		鳥越清左衛門間歩		鳥越清左衛門ヵ	〈地点不明〉	『佐渡金銀山の史的研究』
376		鳥越弥左衛門間歩		鳥越弥左衛門 〈矢田太郎兵衛（慶長）〉	向山 〈地点不明〉	「甲種文書」
377		鳥越与太夫間歩		鳥越与太夫	〈中尾沢左岸上流〉	「古間歩大概」
378		飛田屋間歩 トンタヤ間歩 トンダヤ間歩 とんたや間歩		飛田屋	〈左沢右岸上流・夕白間歩上〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 6（1601）開坑〔風〕	慶長 6（1601）～道遊割戸開発を指すヵ 絵図 12・山田間歩と坑口名が逆転
	●明治 32（1899）開坑 **●稼動期間：1899～1989**	近代坑
	●慶長 11（1606）〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	心天＝ところてん
	－	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	鳥越の「越」脱ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22 a）御直山鳥越間歩之上新田所絵図（安政 2.6 写）（元禄 12.8.20）：（H-9） b）鳥越間歩市ノ勢間歩岡山並敷内墨引：（H-1） c）御直山鳥越間歩敷絵図：絵図 53 d）御直山鳥越間歩敷絵図：絵図 54 e）佐州金銀山之内鳥越間歩鋪内墨引：絵図 56 f）鳥越間歩敷内絵図：絵図 55 g）〔鳥越間歩敷内図〕：（H-6） h）鳥越間歩・市の勢間歩・岡山並敷内墨引：（H-7） i）御直山鳥越間歩岡絵図：（H-8） j）〔宗岡割戸・御直山鳥越新切山間歩・同向山甚右衛門間歩敷岡図〕：（H-10） k）〔宗岡割戸・御直山鳥越新切山間歩付近敷岡図〕：（H-11）	●慶長 11～15（1606～1610）古間歩に〔川〕 ●慶長 18～元和 3（1613～1617）開坑〔枡〕 **●稼動期間：17C～20C**	**詳細：本文・関連資料** 絵図 3・4 には鳥越新切山と表記
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）鳥越間歩市ノ勢間歩岡山並敷内墨引：（H-1） b）御直山鳥越間歩敷絵図：絵図 53 c）御直山鳥越間歩敷絵図：絵図 54	－	鳥越間歩の付属坑ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）、慶長 10～11 御直山、慶長 11：下田清次〔川〕	下田清次（一の山仕）
	●慶長 10～18（1605～1613）、慶長 10～11 御直山、慶長 11：矢田右衛門尉、慶長 17～18：矢田太兵衛、弥兵衛・三右衛門・六太夫〔川〕	矢田右衛門尉＝矢田右衛門（一の山仕）
	－	「鳥越源左衛門間歩」の誤字ヵ
	●慶長 9（1604）：矢田太郎兵衛〔甲〕	弥左衛門間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	坑口 2 ヵ所あり 分布調査、確認遺構の富田 2、富田 3 ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
379	1-5 1-7	中尾間歩 中尾総水貫	横相・ 水貫	伏見又（五カ）左衛門・京庄五郎・不破茂右衛門〔相誌〕〈大坂次介・丹波弥十郎（慶長10～13）、伏見五郎左衛門・京庄五郎（慶長18～元和3）、江戸宗遊・糸川甚内（寛永10～12）、片山勘兵衛（正保元）、喜多平太夫・小川吉郎右衛門・味方与次右衛門（宝暦元）、喜多儀左衛門他（安永2）、小川孫太郎・喜多儀左衛門（安永3まで）、（喜多？）平五郎（寛政6）、小川弥太郎・喜多～（寛政7）、大坂市郎右衛門・秋田権左衛門・小川吉郎右衛門・喜多三五郎（平五郎）（文化10）、秋田・小川・喜多（文化13）、和田重次郎（文政3）、味方孫太夫（文政6）〉	間ノ山・向山 〈中尾沢〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、「枰陵堂隋見隋記」、『佐渡国略記』、「本間又右衛門家文書」、「岩木文庫」、『相川志・古間歩名目』、「金銀山稼方取扱一件」
380		永尾間歩			〈地点不明〉	「古間歩大概」
381		中尾大横相 相ノ山大横相	大横相	〈大坂次介、丹波弥十郎〉	間ノ山 〈地点不明〉	「川上家文書1，4」
382		中尾平間歩 中ノ尾平間歩			間ノ山 〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、「古間歩大概」
383		中山喜右衛門間歩		中山喜右衛門	〈地点不明〉	「川上家文書2」
384		中山久右衛門間歩 中山九右衛門間歩		中山久右衛門 中山九右衛門	ヶ代平 〈地点不明〉	「川上家文書14」
385		名無間歩			源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書10」、『佐渡相川の歴史』
386		日休間歩		日休	〈左沢左岸上流〉	「古間歩大概」
387		鼠指間歩 鼠差間歩 ねずみさし間歩			〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『佐渡相川志・古間歩名目』
388		子之助間歩		子之助	〈地点不明〉	『佐渡国略記』
389		能登屋間歩 能登や間歩 ノトヤ間歩		能登屋	山之内 〈左沢左岸上流〉	『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
390		能登屋間歩 ノトヤ間歩		能登屋	〈右沢右岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
391		柱坪間歩			〈左沢右岸・割間歩上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
392		八右衛門間歩		八右衛門	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
393		八貫目間歩			〈左沢左岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
394		本口八貫目間歩			〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
395		八森間歩 八盛間歩			〈中尾沢右岸上流〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』、「枰陵堂隋見隋記抄」
396		浜口徳左衛門間歩		浜口徳左衛門	源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書14」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22 a）中尾五左衛門八森三ヶ間歩取合古絵図写（文政 13）：絵図 59 b）御直山中尾間歩絵図（文久元）：(I-6) c）御直山中尾間歩岡絵図：絵図 58 d）佐州金銀山之内中尾間歩鋪内墨引：絵図 61 e）中尾間歩敷内絵図：(I-4) f）中尾間歩敷内絵図：絵図 60 g）〔中尾間歩付近敷岡図〕：(I-7) h）〔中尾間歩敷内絵図〕：(I-8)	●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山〔古〕 ●元和 3（1617）開坑〔相誌〕 **●稼動期間：17C～19C**	**詳細：本文・関連資料** 中尾大横相、中尾平間歩と同一ヵ
		中尾 or 永庵の誤字ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）：大坂次介、丹波弥十郎、慶長 11 御直山〔川〕	丹波弥十郎（一の山仕） 中尾間歩と同一ヵ
	●元和 8（1618）御直山〔風・古〕	中尾間歩と同一ヵ
	–	中山久右衛門間歩と同一の可能性も
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	–	捨て間歩開発『佐渡相川の歴史』佐渡相川の歴史の編者が付けた名称ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	
	●元禄 4（1691）自分山〔年・略〕	
	●宝暦 13（1763）〔略〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●寛文 10（1670）〔略〕	能登屋＝能登善右衛門（二の山仕）ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	能登屋＝能登善右衛門（二の山仕）ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川金銀山立合引：絵図 22	–	
	–	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 a）中尾五左衛門八森三ヶ間歩取合古絵図写（文政 13）：絵図 59	●寛永 2（1625）開坑〔杼〕 ●元禄 4（1691）自分山〔年・略〕 **●稼動期間：1625～**	八盛＝八盛
	●慶長 11（1606）〔川〕	徳左衛門間歩と同一ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
397		半左衛門間歩		半左衛門	下松 〈左沢左岸〉	「古間歩大概」
398		桧皮間歩 檜皮間歩		檜皮新十郎 〈近江庄右衛門（元和）〉	源右衛門平 〈左沢左岸〉	『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
399		樋口間歩		樋口	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
400		備前勘四郎間歩 勘四郎間歩		備前勘四郎	下松・下松平 〈左沢左岸〉	「川上家文書 1，2，3，4，9 I，11，13」
401		備前勘介間歩大横相	大横相	備前勘介 〈元竹（慶長）〉	〈地点不明〉	「川上家文書 1，4」
402		日向間歩		〈味方与（次）右衛門・村上善左衛門（寛政 6）、和田与右衛門（寛文 12）	（向山） 〈左沢右岸〉	「川上家文書 21，22」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「岩木文庫」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」、「杼陵堂隋見隋記抄」
403		向山日向平		〈中西庄兵衛・大坂甚内（元和～寛永）〉	向山 〈地点不明〉	『佐渡年代記』
404		ヶ代日向平		〈味方與次右衛門（元和～寛永）〉	ヶ代 〈地点不明〉	『佐渡年代記』
405		中山日向平間歩			中山 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
406		下松下日向平 下り松日向平間歩 下り松日向向間歩？		〈関原宗清、松井善左衛門（元和～寛永）〉	下松 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
407		ひわた間歩		檜皮新十郎 〈備前遊白（慶長）〉	源右衛門平 〈左沢左岸〉	「甲種文書」、『佐渡風土記』
408		伏見小左衛門間歩 伏見小右衛門間歩		伏見小左衛門 伏見小右衛門ヵ 〈山田左兵衛・黒瀬又十郎（元和～寛永）〉	向山 〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『佐渡相川志・古間歩名目』
409		伏見五左衛門間歩		伏見五左衛門	向山平 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
410	1-25	不動間歩			（不動沢） 〈左沢右岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
411		平治間歩		平治	〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
412		兵介間歩		兵介	〈地点不明〉	「川上家文書 10」
413		坊主間歩		坊主	右沢 〈右沢右岸〉	『佐渡年代記』、『相川志・古間歩名目』
414		法仙間歩		法仙	〈左沢左岸〉	「古間歩大概」
415		孫兵衛間歩		孫兵衛	〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』
416		松木間歩 松本間歩		松木久右衛門	向山 〈左沢右岸上流〉	『佐渡年代記』、『佐渡相川志』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
417		松木割戸	露頭掘り （割戸）		左沢左岸上流・日休間歩上 〈地点不明〉	

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	−	半左衛門＝高坂半左衛門（二の山仕） 高坂半左衛門間歩と同一
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●元和 4（1618）：近江庄右衛門〔古〕 ●元和期（1615～1624）：柀皮新十郎〔古〕	檜皮新十郎（二の山仕） ひわた間歩と同一
	−	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山：備前勘四郎〔川〕	
	●慶長 11（1606）御直山：元竹〔川〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 7）相川金銀山立合引：絵図 22 a）〔河端間歩敷岡図〕：(K-30) b）〔御直山与右衛門大切山間歩・同日向間歩敷内図〕：(K-31) c）〔日向間歩東大間切・東蔵之助間切敷内図〕：(K-32)	●元和 3（1617）開坑〔枠〕 ●**稼動期間：1617～19C**	向山日向平と同一ヵ 日向間歩→河端間歩に改名（味方家文書）
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：中西庄兵衛・大坂甚内〔年〕	大坂甚内（二の山仕） 日向間歩と同一ヵ
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：味方與次右衛門〔年〕	間歩名は通称 or 仮称ヵ
	●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕	間歩名は通称 or 仮称ヵ
	●元和 4（1618）御直山〔風・古〕 ●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕 ●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：関原宗清・松井善左衛門〔年〕	関原宗清（一の山仕） 間歩名は通称 or 仮称ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3	●慶長 9（1604）：備前遊白〔甲〕 ●元和 4（1618）：近江庄右衛門〔風〕	檜皮新十郎（二の山仕） 檜皮間歩と同一
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：山田佐兵衛・黒瀬又十郎〔年〕	山田左兵衛（二の山仕）
	●寛永 21（1644）12/4 大盛りにより御直山に：片山勘兵衛〔風・年・略〕	五左衛門間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12	−	
	−	
	●慶長 15（1610）〔川〕	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●鎮目奉行治世（1618～1627）中、3 年開発〔年〕 ●伊丹奉行治世（1635～1653）中、7 年間続く〔年〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	−	
	●天和元（1681）道法に名前あり〔年・略〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：松木久右衛門〔年〕 ●寛永期（1624～1644）：松木久右衛門〔相志・山師由緒〕	松本→松木の誤字
1）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13		

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
418		三浦間歩		三浦	右沢 〈右沢右岸〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
419		味方与次右衛門間歩 味方与次右衛門大横相 与右衛門間歩 下松大横相	大横相	味方与次右衛門	下松 〈地点不明〉	「川上家文書 2，3，4，9Ⅰ，14，15」
420		右沢大横相 六十枚右之沢大横相 六十枚右沢大横相	大横相	〈関原主兵衛（慶長）〉	六十枚 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4」
421		右沢大横相 六十枚右ノ沢御公方山 六十枚右沢大横相	大横相	〈矢田右衛門尉（甚五）（慶長）、矢田左衛門（慶長）〉	六十枚・六十枚ノ下 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4，9Ⅱ，15」
422		水金間歩 水金沢水貫 （割間歩水貫）	水貫	〈中西庄兵衛・下田清左衛門（寛永）〉	〈水金沢〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『佐渡相川志・古間歩名目』、「味方家文書」
423		三ツ間歩			（瀧ノ上） 〈左沢左岸〉	「古間歩大概」
424		南沢惣水貫 （南沢疎水道）	水貫		南沢 〈南沢〉	「川上家文書 21」他
425		南平大横相	大横相	〈蔵猪右衛門（慶長）〉	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4，9Ⅱ」
426		南平大横相	大横相	萩総左衛門ヵ	向山・南平 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4」
427		宮内間歩			〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
428		向岩坂		〈渡邊傳左衛門・上田久七（元和～寛永）	〈地点不明〉	『佐渡年代記』
429		下松向平間歩 下松日向平		〈松井善右衛門・関原宗清（慶長～元和）〉	下松 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
430		向山横相	横相	〈江戸源左衛門・山田太左衛門（慶長）〉	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 4，9Ⅱ」、『佐渡風土記』
431		宗岡間歩		宗岡七左衛門	向山 〈左沢右岸〉	
432		宗岡割戸	露頭掘り （割戸）	宗岡七左衛門ヵ	〈左沢右岸〉	
433		茂宅間歩 もたく間歩 モタク間歩		茂宅	〈左沢左岸〉	『佐渡相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
434		茂庵間歩 越中茂庵間歩		越中茂庵 〈源五（慶長）、越中次郎兵衛（慶長）〉	妥女平（下） 〈左沢左岸　〉	「甲種文書」、「川上家文書 14，15」
435		持合間歩			〈地点不明〉	『佐渡相川志・古間歩名目』
436		餅屋表筋大横相	大横相	敦賀七助ヵ	餅屋平 〈左沢右岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
437		餅屋間歩 もちや大横相本口間分	大横相	〈石見角右衛門（慶長）、大坂甚左衛門・大坂仁左衛門（慶長）、石見角右衛門（元和～寛永）〉	餅屋平 〈左沢右岸〉	「甲種文書」、「川上家文書 1，2，3，4，7，9Ⅱ，10，11，13，19」、『佐渡年代記』、『相川志・古間歩名目』
438		餅屋平大横相 餅屋平横相	大横相・ 横相	堺三郎右衛門ヵ 〈大坂甚左衛門・大坂仁左衛門・石見角右衛門（慶長）〉	餅屋平 〈左沢右岸〉	「川上家文書 2，4，7，9Ⅰ，9Ⅱ，10，11，13，14」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	—	三浦＝三浦太郎右衛門(二の山仕) or 三浦治兵衛ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山、慶長 10：味方与次右衛門〔川〕	
	●慶長 10～13（1605～1608）、慶長 11 御直山：関原主兵衛〔川〕	関原門兵衛＝関原主兵衛 関原 or 関東ヵ 主兵衛間歩と同一ヵ
	●慶長 10～18（1605～1613）、慶長 11 御直山：矢田右衛門尉（甚五）、矢田左衛門〔川〕	矢田甚五間歩と同一ヵ 矢田右衛門尉＝矢田右衛門（一の山仕）ヵ
	●寛永 3～15（1626～1638）水貫開削〔年・略〕 ●寛永 8（1631）割間歩水貫として利用：中西庄兵衛・下田清左衛門〔年〕	下田清左衛門＝下田清右衛門（一の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	—	絵図では 3 つの坑口が表記されるため、同間歩の総称かヵ
	●元禄 4～9（1691～1696）工事	国指定史跡
	●慶長 11（1606）：蔵猪右衛門〔川〕	
	●慶長 10～13（1605～1608）：萩総左衛門〔川〕	間歩名は通称 or 仮称
	—	
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：渡邊傳左衛門・上田久七〔年〕	間歩名は通称 or 仮称ヵ 上田久七（一の山仕）
	●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山：松井善右衛門・関原宗清〔古〕 ●元和 3（1617）御直山〔年・風〕	関原宗清（一の山仕）
	●慶長 11（1606）：江戸源左衛門・山田太左衛門〔川〕 ●元和 4（1618）自分山〔風〕	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	—	宗岡七左衛門（一の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）相川金銀山立合引：絵図 22	—	宗岡七左衛門（一の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12	—	茂庵間歩と同一ヵ
	●慶長 9（1604）：源五〔甲〕 ●慶長 11（1606）、慶長 17～18（1612～1613）：越中次郎兵衛〔川〕	
	—	
	●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山：敦賀七助〔古〕 ●元和 3（1617）御直山：敦賀七助〔年・風〕	
	●慶長 9（1604）：石見角右衛門〔甲〕 ●慶長 10～16（1605～1611）、慶長 10～13 御直山：大坂甚左衛門、大坂仁左衛門、石見角右衛門〔川〕 ●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：石見角右衛門〔年〕	餅屋平大横相と同一ヵ 石見角右衛門＝石見角左衛門（二の山仕）ヵ
	●慶長 9（1604）草見立：堺三郎右衛門〔乙〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13：大坂甚左衛門・大坂仁左衛門・石見角右衛門〔川〕	餅屋大横相と同一ヵ 石見角右衛門＝石見角左衛門（二の山仕）ヵ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
439		餅や（屋）南平大横相 餅屋大横相	大横相	大坂甚左衛門・石見角右衛門？	餅屋平 〈左沢右岸〉	「川上家文書 1，9Ⅱ，10」
440		餅や（屋）東平大横相 餅屋大横相	大横相	杉針新十郎ヵ	餅屋平 〈左沢右岸〉	「川上家文書 1，10」
441		大横相	大横相		餅屋平 〈地点不明〉	「川上家文書」
442		門兵衛間歩 主兵衛間歩		門兵衛 主兵衛	右沢 〈右沢右岸〉	「古間歩大概」
443		弥右衛門間歩 山崎弥右衛門間歩 山崎弥右衛門間歩上口 山先弥右衛門間歩下口		山崎弥右衛門 〈上田久七、江戸庄右衛門（慶長）〉	下松平 〈地点不明〉	祈願絵馬、「甲種文書」、『相川志・古間歩名目』、『古間歩大概』
444		矢右衛門間歩		矢右衛門	妥女平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
445		弥九郎落山	露頭掘り（落山）	弥九郎	右沢 〈右沢右岸〉	
446		やかん間歩 ヤクワン間歩		若狭弥治兵衛（のち弥貫）ヵ	〈右沢上流部右岸〉	
447		弥貫間歩		若狭弥治兵衛（のち弥貫）	〈地点不明〉	『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
448		弥五右衛門間歩		二郎兵衛、作左衛門	〈地点不明〉	「川上家文書 4」
449		弥左衛門間歩		弥佐衛門	（下松） 〈左沢左岸〉	「川上家文書 2」
450		弥左兵衛間歩		弥左兵衛	平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
451		弥三右衛門間歩 山根弥三右衛門間歩		山根弥三右衛門 〈但馬弥五衛門（慶長）〉	妥女平・六十枚平・少太郎平 〈地点不明〉	「甲種文書」、「川上家文書 2，11，14，15」、『相川志・古間歩名目』
452		弥次間歩		弥次	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
453		弥次右衛門間歩		弥次右衛門	〈地点不明〉	「桝陵堂隋見隋記」
454		弥次兵衛間歩水貫 弥次兵衛大水貫	大水貫	弥次兵衛 弥次兵衛 〈加賀弥十郎・若狭甚右衛門（慶長）〉	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4，7，10，11」、『佐渡年代記』
455		弥次兵衛間歩 弥二兵衛間歩 弥次兵衛之内より 横相寄合敷		弥次兵衛 弥二兵衛 平弥次兵衛 〈佐野庄介、原淡路、矢田太郎兵衛（慶長）、味方但馬、佐野庄右衛門、原淡路（慶長）〉	向山・平 〈中尾沢左岸上流〉	「甲種文書」、「川上家文書 2，3，4，7，9Ⅰ，9Ⅱ，10，11，13，14，15」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
456		弥次兵衛間歩		弥次兵衛	向山 〈中尾沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
457		弥次兵衛間歩		弥次兵衛 〈原久左衛門（慶長）〉	佐左衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 2，3，9Ⅱ，10，13」
458		弥次兵衛内四五右衛門間歩		弥次兵衛・四五右衛門	向山 〈地点不明〉	「川上家文書 3，9Ⅰ」
459		弥十郎間歩		弥十郎	向山 〈地点不明〉	『佐渡年代記』、『相川志・古間歩名目』
460		弥十郎水貫	水貫	弥十郎	向山 〈左沢右岸上流〉	

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 11（1606）御直山：大坂甚左衛門・石見角右衛門、慶長 15（1610）〔川〕	石見角右衛門＝石見角左衛門（二の山仕）ヵ
	●慶長 11（1606）御直山：杉針新十郎、慶長 15（1610）〔川〕	杉針新十郎＝杉針右近(一の山仕)
	●慶長期：石見角右衛門、大坂甚左衛門、加賀屋七兵衛、大坂仁左衛門、加賀四兵衛門、杉針新十郎	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	関原門（主）兵衛間歩と同一ヵ 関原門兵衛＝関原主兵衛 関原 or 関東ヵ
	●慶長 9（1604）：上田久七､江戸庄右衛門〔甲〕	上田久七（一の山仕）
	●慶長 11（1606）〔川〕	矢田右衛門間歩ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	－	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	弥貫間歩と同一ヵ 若狭 弥治兵衛（のち弥貫）（一の山仕）
	●元和期（1615～1624）：若狭弥治兵衛（のち弥貫）〔古〕	ヤクワン間歩と同一ヵ 若狭 弥治兵衛（のち弥貫）（一の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12	●慶長 10～11（1605～1606）御直山〔川〕	弥右衛門間歩と同一ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 9（1604）：但馬弥五衛門〔甲〕 ●慶長 11・15（1606・1610）〔川〕	山根弥三右衛門（一の山仕） 川端弥左衛門間歩と同一ヵ
	－	「弥次」以下脱ヵ
	●明治 2（1869）再坑〔枠〕	
	●慶長 10～15（1605～1610）：加賀弥十郎、慶長 11：加賀弥十郎・若狭甚右衛門〔川〕	加賀弥十郎（二の山仕）
1）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 9（1604）：佐野庄介、矢田太郎兵衛、原淡路〔甲〕 ●慶長 10～18（1605～1613）、慶長 10～13：味方但馬、佐野庄右衛門、原淡路〔川〕	「平」＝中尾沢上流部の向山内地区名ヵ 数名の可能性あり
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	弥次兵衛＝若狭弥次兵衛ヵ
	●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 11：原久左衛門〔川〕	弥次兵衛＝若狭弥次兵衛ヵ
	●慶長 10～13（1605～1608）、慶長 10～11〔川〕	弥次兵衛＝若狭弥次兵衛ヵ
	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：渡邊弥次右衛門〔年〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
461		弥助間歩		弥助	妥女平 〈地点不明〉	「川上家文書 15」
462		弥兵衛間歩 弥平間歩		弥兵衛	右之沢 〈右沢右岸上流〉	『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「古間歩大概」、「御仕入稼所取扱一件」
463		弥平間歩 彌平間歩		弥（彌）平	〈左沢左岸〉	『佐渡年代記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」、「御仕入稼所取扱一件」、「枰陵堂隋見隋記」
464		矢田覚左衛門間歩		矢田覚左衛門	〈中尾沢右岸上流〉	『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
465		山田大横相	大横相	山田佐兵衛ヵ	間ノ山 〈地点不明〉	「川上家文書 2，4，7，9Ⅱ，10，11」
466		山田横相	横相	山田太左衛門ヵ 〈船頭八右衛門（慶長）〉	相ノ山（間ノ山） 〈地点不明〉	「川上家文書 1，2，3，7，9Ⅱ，10，11」
467		山田間歩		山田佐兵衛	間ノ山 〈左沢右岸、右近－宗太夫間歩間〉	「川上家文書 2，4，7，9Ⅱ，10，11」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』「古間歩大概」
468		山田間歩		山田佐兵衛ヵ	間ノ山 〈中尾沢左岸、No. 446対岸〉	「川上家文書 2，4，7，9Ⅱ，10，11」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』「古間歩大概」
469		山田間歩		山田佐兵衛ヵ	間ノ山 〈左沢左岸、但馬次兵衛－次介新口間〉	「川上家文書 2，4，7，9Ⅱ，10，11」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』「古間歩大概」
470		山田間歩		山田佐兵衛ヵ	右沢 〈右沢右岸、淡路－新吉間歩間〉	「川上家文書 2，4，7，9Ⅱ，10，11」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』「古間歩大概」
471	2-2	山田間歩 青柳山田間歩		山田佐兵衛ヵ	右沢 〈間ノ山・青柳割戸西側、道遊間歩よこ〉	「川上家文書 2，4，7，9Ⅱ，10，11」、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』「古間歩大概」
472		大和久兵衛間歩		大和久兵衛	岩崎 〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
473		山留平間歩		〈小六町安平・南沢伊兵衛（寛延）〉	山留平 〈中尾沢左岸〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡国略記』、「古間歩大概」
474		山ノ下間歩			向山 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
475		遊白間歩 夕白間歩		備前遊白	向山 〈左沢右岸上流〉	「川上家文書 7，10，11，12」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」
476		遊白大水貫 遊白下大水貫 遊白の下丹波弥十郎大横相	大水貫・大横相	丹波弥十郎	向山・遊白下 〈地点不明〉	「川上家文書 1，4，9Ⅱ，11」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 17～18（1612～1613）〔川〕	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 a）弥兵衛間歩坑中墨引（享保 5）：絵図 68 b）弥兵衛間歩敷内稼所墨引：（K-34）	●享保 5（1720）鏈出る〔仕〕 ●享保 9（1724）御直山→休坑〔年・略〕 ●享保 17（1732）休坑〔仕〕 ●延享 2（1745）自分稼〔年・仕〕 ●文政 6（1823）御仕入稼〔絵図 16〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川金銀山立合引：絵図 22	●寛永 7（1630）開坑〔枡〕 ●寛永 7～寛文 8（1630～1668）〔仕〕 ●寛文 8（1668）休坑〔枡〕 ●天保 7（1836）試稼〔年〕 **●稼動期間：1630～**	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	－	矢田覚左衛門（一の山仕）
	●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山、慶長 11：船頭八右衛門・山田太左衛門〔川〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山〔川〕 ●元和期（1615～1624）：山田佐兵衛〔古〕 ●享保 7（1722）御立〔略〕 ●明和 9（1772）青盤の水を古敷へとる〔年・略〕	山田左兵衛（一の山仕） 同名（465～471）の間歩が多いため、史料記載内容の場所特定困難 山田横相と同一カ
	同上	同上
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 5）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	同上	同上
1）銀山岡絵図；絵図 8 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	同上	同上
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川金銀山立合引：絵図 22	同上	同上
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	同上	同上
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	同上	同上 地震計設置場所カ
	－	岩崎大和横相と同一カ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●元禄 4（1691）自分山〔年・略〕 ●寛延元（1748）自分稼：小六町安平・南沢伊兵衛〔風〕	
	●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 11～15（1606～1610）〔川〕 ●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕	備前遊白（一の山仕）
	●慶長 10～13（1605～1608）：丹波弥十郎〔川〕	丹波弥十郎（一の山仕） 丹波弥十郎間歩と同一カ

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
477		遊白谷 夕白谷		備前遊白 〈杉針右近、但馬清兵衛（元和～寛永）〉	遊白谷 〈左沢右岸〉	『佐渡年代記』
478		与市間歩 與市間歩		与市	〈左沢右岸上流・外山間歩周辺〉	「古間歩大概」
479		与市割戸 與市割戸	露頭掘り（割戸）	与市	〈中尾沢左岸上流〉	
480		横相大水貫間歩	横相・大水貫		ヶ代下 〈地点不明〉	祈願絵馬
481		与五郎間歩		与五郎	右沢 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
482		与三右衛門間歩		与三右衛門	右ノ沢 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
483		与二右衛門間歩		与二右衛門	下松 〈地点不明〉	「川上家文書 15」
484		与太夫間歩		与太夫	〈地点不明〉	『相川志・古間歩名目』
485		四兵衛間歩		四兵衛 〈加賀四兵衛（慶長）〉	〈左沢右岸〉	「川上家文書９Ⅰ」、『相川志・古間歩名目』
486		与六間歩		与六 〈但馬弥五右衛門、播磨九郎右衛門、能登善左衛門（慶長）〉	源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 1」
487		与六郎間歩		与六郎	源右衛門平 〈地点不明〉	「川上家文書 1」
488	1-90	良光間歩			良光沢（コカ沢） 〈水金沢上流部沢左岸・良光水貫上流〉	
489	1-85	良光水貫			良光沢（コカ沢） 〈水金沢上流部沢左岸・良光下流〉	
490		六右衛門間歩 □田六右衛門間歩		六右衛門 □田六右衛門	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
491	1-17	六十枚間歩 六十枚本口間分 六十枚上敷 六十枚本間歩	横相	三浦治兵衛 〈佐野庄右衛門（慶長）、豊部蔵人（元和～寛永）〉	六十枚 〈右沢左岸〉	「甲種文書」、「川上家文書 2，3，4，7，10，11，14」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『佐渡国略記』、『相川志・古間歩名目』
492		六十枚黒瀬向 六十枚向間歩			六十枚 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』
493		六十枚下大横相	大横相		六十枚 〈地点不明〉	「川上家文書 3」
494		六十枚下大横相	大横相	〈赤塚源七〉	六十枚ノ下 〈地点不明〉	「川上家文書 2」
495		六十枚新横相	横相		六十枚 〈右沢〉	「川上家文書 14」
496		六十枚右沢横相	横相	矢田左衛門	六十枚 〈右沢〉	「川上家文書 1，9Ⅱ」
497		六拾枚右之沢横相	横相	矢田右衛門尉	六十枚 〈右沢〉	「川上家文書 1，9Ⅱ」
498		六十枚向			六十枚 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
1）相川金銀山立合引：絵図 22	●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：杉針右近、但馬清兵衛〔年〕	備前遊白（一の山仕） 遊白谷＝遊白間歩下の沢の名称
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 5）相川金銀山立合引：絵図 22	－	
	●明暦 2（1656）祈願絵馬	仮称ヵ
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 17～18（1612～1613）〔川〕	
	－	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 11（1606）〔川〕	加賀四兵衛間歩と同一
	●慶長 11（1606）：但馬弥五右衛門、播磨九郎右衛門、能登善左衛門〔川〕	与六郎間歩と同一ヵ 能登善左衛門＝能登善右衛門（二の山仕）
	●慶長 11（1606）：播磨九郎右衛門、能登善左衛門〔川〕	与六間歩と同一ヵ
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 4）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13	－	
1）銀山岡絵図：絵図 8 2）立合引銀山岡絵図：絵図 12 3）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	－	
	●慶長 11（1606）〔川〕	□部分文字不明
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 6（1601）開坑：三浦治兵衛〔古〕 ●慶長 9（1604）：佐野庄右衛門〔甲〕 ●慶長 10～15（1605～1610）、慶長 10～13 御直山〔川〕 ●元和期（1615～1624）〔古〕 ●元和 4（1618）御直山〔風〕 ●鎮目奉行治世（1618～1627）御直山：豊部蔵人〔年〕 **●稼動期間：1601～**	豊部蔵人（一の山仕）
	●元和 4（1618）御直山〔風・古〕 ●元和 8（1622）御直山〔年〕	
	●慶長 10～13（1605～1608）御直山〔川〕	黒瀬徳右衛門間歩と同一ヵ
	●慶長 10～11（1605～1606）〔川〕	赤塚源七間歩と同一ヵ
	●元和 8（1622）御直山〔風・年・古〕	

付　表　1

No.	分布No.	間　歩　名 （赤字は分布調査時に現存する坑口）	坑道種別	山　　師	地　区 〈　〉現在の位置	史　　料
499		六兵衛間歩		六兵衛	下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 11，14」、『相川志・古間歩名目』
500		わかさ甚右衛門間歩			下松平 〈地点不明〉	「川上家文書 14」
501		若狭甚右衛門間歩		若狭甚右衛門	向山 〈地点不明〉	『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『相川志・古間歩名目』
502		若狭間歩		若狭	下松平 〈左沢左岸〉	「川上家文書 14」
503		わきあがり間歩 わき上り間歩		〈大津市右衛門（慶長）〉	間ノ山 〈地点不明〉	「川上家文書 2，7，9Ⅰ，11，15」
504		わきあがり わき上り 湧上り間分 わき上間歩		伏見善左衛門？	間ノ山 〈地点不明〉	「川上家文書 4」
505		渡部弥治右衛門間歩 渡部弥次右衛門間歩		渡部弥治右衛門 渡部弥次右衛門	〈地点不明〉	「古間歩大概」
506		鰐口間歩			間ノ山 〈右沢右岸〉	「古間歩大概」
507		割間歩 わり間歩餅屋横相 間山わき上り	横相	渡部弥次右衛門 〈渡部（弥脱ヵ）治右衛門（元和）、豊部蔵人→味方孫太夫（元和 4）、江戸宗遊・味方與次右衛門・味方但馬（元和 5）、味方但馬（元和 6）、江戸宗遊・豊部蔵人（元和 7）、味方但馬（元和 8）、味方孫太夫（寛永）、味方次助（正保元）、味方孫太夫（慶安 3）、味方孫太夫（承応～明暦元）、樋口五郎左衛門・和田太郎右衛門・原十左衛門（明暦 3 ～万治 3）、味方孫太夫（万治 3）、飴屋十左衛門（寛文）、和田三郎兵衛（寛文 3）、味方孫太夫（寛文 4）、和田十郎左衛門・味方孫太夫（寛文～延宝元）、下田利左衛門・大坂宗左衛門（寛政 7）〉	間ノ山 〈左沢右岸〉	「甲種文書」、「川上家文書 7，9Ⅰ，10，11，13，15，21，22」、『佐渡風土記』、『佐渡年代記』、『佐渡古実略記』、『佐渡国略記』、『佐渡相川志』、「岩木文庫」、『相川志・古間歩名目』、「古間歩大概」、「金銀山稼方取扱一件」
508		わり間歩新横相	横相	〈大坂治助、備前仁兵衛、播磨九郎右衛門、能登善左衛門、京与八郎、加賀左内〉	間山 〈左沢右岸〉	「川上家文書 7」
509		割間歩新口 新口			〈濁川右岸・割間歩上流〉	
510		割間歩 間ノ山大水貫 久右衛門わり間分 森久右衛門わり間歩 御番やノ下大水貫 香門下より水貫 御番屋より大水貫わり間歩	大水貫	森 久左衛門（久右衛門）ヵ	間ノ山（治助横相に近い） 〈左沢右岸〉	「川上家文書 1，4，7」
511		番屋の下よりせり（古割ヵ）間歩 間ノ山わり間歩 御番屋ノ下より之わり間歩		越前兵左衛門？ 〈越前善兵衛（慶長）〉	間ノ山 〈地点不明〉	「川上家文書 4，7，10，15」
512	1-57	わり間歩（大水貫） 割間歩 向山割間歩 原淡路わり間歩 向山わり間歩 原淡路わり間歩 原久左衛門わり間歩	大水貫	原淡路（久左衛門） 〈尾張勘右衛門（慶長）〉	向山　佐左衛門平 向山（佐左衛門大水貫の上） 〈中尾沢上流左岸〉	「甲種文書」、「川上家文書 1，4，10，11，12」

絵　　図	稼動期間・開発山師等	備　　考
	●慶長 11（1606）〔川〕	越前六兵衛間歩と同一ヵ
	●慶長 18～元和 3（1613～1617）御直山：若狭甚右衛門〔略〕 ●元和 3（1617）〔風・年〕 ●元和 4（1618）自分山〔風・古〕	
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 11（1606）〔川〕	
	●慶長 10～15・17～18（1605～1610・1612～1613）、慶長 10～11 御直山：大津市右衛門〔川〕	大津市右衛門（一の山仕） わきあがりと同一ヵ 番屋ノ下わり間歩と同一ヵ
	●慶長 10～11・13（1605～1606・1608）、慶長 10:伏見善左衛門、慶長 13 御直山〔川〕	わきあがり間歩と同一ヵ 番屋ノ下わり間歩と同一ヵ
	●元和期（1615～1624）：渡部弥治右衛門	渡部弥次右衛門（二の山仕）
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）相川惣銀山敷絵図：絵図 4 3）銀山岡絵図：絵図 8 4）立合引銀山岡絵図：絵図 12 5）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16 6）相川銀山立合引并新切山立場所絵図：絵図 13 a）元祖但馬守家重所有割間歩坑内古図（元和 8～9?）：絵図 62 b）元禄之写平絵図（安政 2）年 6 月写：絵図 64 c）割間歩領有候儀願上候畑地墨引：(J-1) d）〔御直山割間歩周辺岡絵図〕：(J-2) e）新間歩・割間歩之続キ：(J-4) f）惣太夫・七枚柵・惣遊・諏訪各古間歩坑内絵図写：絵図 63 g）御直山割間歩岡絵図：絵図 65	●慶長 6（1601）開坑 **●稼動期間：1601～19C**	**詳細：本文・関連資料**
1）立合引銀山岡絵図：絵図 12 2）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	–	割間歩新横相と同一ヵ 割間歩の新坑口
	●慶長 10～13（1605～1608）、慶長 10～11 御直山：森久左衛門（久右衛門）〔川〕	森久右衛門わり間歩と同一ヵ 番屋の下よりせり間歩と同一ヵ 間ノ山大水貫
	●慶長 10～13（1605～1608）:越前兵左衛門・越前善兵衛、慶長 17～18（1612～1613）：越前兵左衛門〔川〕	餅屋横相 大水貫割間歩と同一ヵ
1）相川右沢左沢向山銀山図：絵図 3 2）銀山岡絵図：絵図 8 3）立合引銀山岡絵図：絵図 12 4）相川町々并銀山岡絵図：絵図 16	●慶長 9（1604）：尾張勘右衛門〔甲〕 ●慶長 10～15（1605～1610）:原久左衛門（淡路）、慶長 11 御直山〔川〕	原淡路（一の山仕）

付　表　2

佐渡金銀山　山師一覧表（50 音順）

ア

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	相生　嘉右衛門 相生　加右衛門	（播磨国相生）	慶長期 （1596～1615）	相生嘉〈加〉右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	甲
2	会津　吉右衛門	（陸奥国会津）	承応 2（1653）				年、略
3	間山　角兵衛	（佐渡国 間ノ山）	寛延期 （1748～1751）	佐渡横相	相川		風
4	間山　惣助	（尾張国）	慶長～寛永期 （1596～1644）			「尾張屋」商人・山主 とも	相郷
5	間山　与八郎	（佐渡国 間ノ山）	慶長期 （1596～1615）	間山水貫	相川		川
6	青盤　十左衛門		慶長 9（1604）頃	青盤間歩	相川		年
7	明石　久右衛門	（播磨国明石）		明石久右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	略
8	明石　才兵衛	（播磨国明石）		明石才兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
9	明石　文右衛門	（播磨国明石）	慶長期 （1596～1615）	明石文右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川 1・2・3・4・ 7・9Ⅰ・10・ 11・13・14、甲
10	明石　茂右衛門	（播磨国明石）		明石茂右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
11	赤塚　源七		慶長期 （1596～1615）	赤塚源七間歩	相川	№.ア－13 と同一人物の 可能性あり	川 1・2・3・4・ 7・11・14
12	赤塚　左衛門		慶長期 （1596～1615）				川
13	赤塚　彦右衛門		慶長期 （1596～1615）	赤塚彦右衛門間歩	相川	№.ア－11 と同一人物の 可能性あり	川 1・7・11・ 14
14	赤塚　七左衛門		慶長期 （1596～1615）				川 19
15	赤塚　兵右衛門 赤塚　兵左衛門		慶長 9～寛永 4 （1604～1627）・ 18（1641）・20 （1643）・承応 2 （1653）	新間歩・赤塚間歩	相川、 院内	「一の山仕」、院内銀山 山師	川 14、甲、風、 年、略
16	秋田　権右衛門	出羽国秋田	慶長～万治元 （1596～1658）、 寛文 5 没（1665）	仕出喜間歩ほか	鶴子	№.コ－5 古口権兵衛養 子、西五十里村の吉祥 寺・金北山神社を再興	年、相志
17	秋田　権右衛門	－	元禄 16 没 （1703）	鳥越間歩ほか	相川	№.ア－16 の子、 「銀山巧者」とも	相志
18	秋田　権右衛門	－	宝暦期 （1751～1764）			№.ア－16 の子孫	略
19	秋田　権左衛門	－		鳥越・中尾・清次・ 弥十郎間歩	相川、 鶴子	№.ア－16 の子孫	稼扱
20	秋田　権之助	－	文化期 （1804～1818）			№.ア－16 の子孫	略
21	秋田　三郎右衛門	（出羽国秋田）	承応 2（1653）	清次間歩	相川	秋田権右衛門系山師ヵ	年、略
22	旭　甚右衛門 朝日　甚左衛門			旭甚右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	大概
23	飴屋　十左衛門		明暦 3（1654） ～寛文 2（1662）	割間歩飴屋敷	相川	敷名のこる、金児ヵ	略

イ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	石黒　八左衛門		寛永 18（1641）				略
2	石田　太兵衛 石田　多兵衛	（石見国）	慶長 9～元和期 （1604～1624）	石田多兵衛間歩ほか	相川	「一の山仕」、№.イ－3 石田忠兵衛の子	甲、風
3	石田　忠兵衛	石見国	文禄期 （1592～1596）	鶴子本口	石見、 鶴子	石見銀山山師	年、古略
4	石田　八兵衛	（石見国）	元和～寛永 4 （1627）・18 （1641）・20 （1643）	中使間歩	相川	№.イ－2 と同一人物 or 子孫ヵ	年、略

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
5	石部　勘六		慶長期（1604～1615）カ			「一の山仕」	風
6	いつも　与左衛門 出雲　与左衛門	（出雲国）	元和期（1615～1624）	越中徳右衛門間歩	相川		甲
7	出雲屋　藤五郎	（出雲国）	慶長期（1596～1615）	出雲屋藤五郎大横相	相川	間歩名のみ登場	川１・４
8	いせ　源五 伊勢　源五	（伊勢国）	慶長期（1596～1615）	伊勢源五間歩	相川	間歩名のみ登場	川２・３・４・７・９Ⅰ・10・13・14
9	伊勢　小助 いせノ小助	（伊勢国）	慶長期（1596～1615）	伊勢の小助間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
10	伊勢　勝蔵	（伊勢国）	慶長期（1596～1615）	越後ノ大之助間歩	相川		川 14
11	伊勢　源左衛門 伊勢　源右衛門	（伊勢国）		伊勢源左衛門間歩	相川		名目・風・年・古
12	伊勢　総作	（伊勢国）	慶長期（1596～1615）	伊勢総作間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
13	伊勢　藤右衛門	（伊勢国）	承応２（1653）				年、略
14	伊勢　弥作	（伊勢国）	慶長期（1596～1615）	伊勢弥作間歩	相川	間歩名のみ登場	川２
15	伊勢　與右衛門	（伊勢国）					川７
16	伊勢屋　伊右衛門 〈のち佐安〉	（伊勢国）	慶長期（1613～1615）			「二の山仕」	風
17	伊勢屋　宇右衛門 伊勢屋　卯右衛門	（伊勢国）	慶長期（1596～1615）	伊勢屋宇右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	甲
18	伊勢屋　二郎右衛門	（伊勢国）		伊勢屋二郎右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	略、風、年
19	伊藤　源右衛門 〈三代目宗遊〉		慶長９～元和期（1604～1624）	宗遊間歩	相川	「一の山仕」、№.イ－20と同一人物カ	風、略
20	伊藤　源右衛門		寛永18（1641）・承応２（1653）			№.イ－19と同一人物カ	年、略
21	伊藤　藤左衛門		慶長期（1613～1615）			「二の山仕」	風
22	糸川　三郎右衛門		寛永18（1641）・承応２（1653）				年、略
23	糸川　甚内		寛永18（1641）・承応２（1653）	中尾間歩			年、略、相志
24	稲田　六右衛門		寛永12（1635）～承応２（1653）				略
25	因幡　仕兵衛	（因幡国）	慶長期（1613～1615）			「二の山仕」	風
26	因幡　十右衛門 〈のち五左衛門〉	（因幡国）	慶長期（1613～1615）			「二の山仕」	風
27	石見　覚右衛門 石見　角右衛門 石見　覚左衛門 石見　角右衛門	（石見国）	慶長～寛永４（1613～1627）・18（1641）・20（1643）～慶安４（1651）	石見覚右衛門間歩ほか	相川	「二の山仕」	甲、川１・４・14・15、風、年、略
28	石見　忠左衛門 岩見　忠左衛門	石見国	文禄４（1595）	鶴子本口	石見、鶴子	石見銀山山師、№.イ－29石見忠次郎の兄	風
29	石見　忠次郎 石見　忠四郎 岩見　忠次郎	石見国	文禄４（1595）	鶴子本口	石見、鶴子	石見銀山山師、№.イ－28石見忠左衛門の弟	風
30	石見　徳右衛門	（石見国）	慶長期（1596～1615）	石見徳右衛門間歩	相川		川４
31	石見　六右衛門	（石見国）				町名「六右衛門町」由来	相志

付　表　2

ウ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	上田　久二 上田　久次	（越後国上田）	慶長期 （1596～1615）	中使平大横相、大藤八間歩	相川		川１・４・10・14・15、乙
2	上田　久七	（越後国上田）	慶長９～寛永18 （1604～1641）・20（1643）	上田久七間歩	相川	「一の山仕」	甲、風、年、略
3	上田　久七 上田　庄七	（越後国上田）	承応２（1653）			№.ウ－２と同一人物 or 子孫カ	年、略
4	上田　太郎右衛門	（越後国上田）	慶長～元和期 （1596～1624）	上田太郎左衛門間歩	相川	№.ウ－５と同一人物カ	甲
5	上田　太郎左衛門	（越後国上田）	慶長期 （1596～1615）	上田太郎左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場、 №.ウ－４と同一人物カ	甲
6	上野　弥三右衛門	（上野国）	慶長期 （1596～1615）	采女平の間歩			川10
7	内田　九左衛門 内田　九郎左衛門		元和期 （1615～1624）	黒瀬間歩	相川		年、古略
8	卯山　文右衛門			卯山文右衛門（間歩）	相川	間歩名のみ登場	大概
9	漆谷　与三左衛門		慶長期 （1596～1615）	つるしわり間歩	鶴子	銀山奉行カ、 番衆の可能性も	川１
10	雲子　利右衛門 雲鼓　利右衛門 越後　利右衛門	越後国	元和４（1618）	雲子間歩	相川		年、古略、相志

エ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	越後　三郎兵衛 〈一本甚兵衛〉	（越後国）	承応２（1653）				年、略
2	越後　次郎右衛門	（越後国）	承応２（1653）				年、略
3	越後　新右衛門	（越後国）	元和～寛永期 （1615～1644）	市ノ瀬	相川		年
4	越後ノ大之助	（越後国）	慶長期 （1596～1615）	越後ノ大之助間歩	相川	間歩名のみ登場	川14
5	越後　彦右衛門	（越後国）		越後彦右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
6	越後　与右衛門	（越後国）	慶長期 （1596～1615）	小原平蔵間歩	相川		川１
7	越前　勘四郎	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	出雲屋藤五郎横相	相川		川１・４
8	越前　久次	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	越前久次間歩	相川	間歩名のみ登場	川14
9	越前　久助	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	越前久助間歩	相川	間歩名のみ登場	川14
10	越前　久蔵	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	越前久蔵間歩	相川	間歩名のみ登場	川３・14
11	越前　五左衛門	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	越前五左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川14
12	越前　佐左衛門	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	←少五郎間歩	相川		川４
13	越前　十左衛門 〈のち善右衛門〉	（越前国）	慶長期 （1613～1615）			「二の山仕」	風
14	越前　善兵衛	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	間ノ山番屋ノ下よりわり間歩	相川		川４
15	越前　兵左衛門	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	間ノ山番屋ノ下よりわり間歩	相川		川４・９Ⅰ・14・15
16	越前　与左衛門	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	間山わり間歩餅屋横相	相川		川15
17	越前　四兵衛	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	越前四兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川９Ⅰ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
18	越前　間兵衛	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	越前間兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川２・３
19	越前　六兵衛	（越前国）	慶長期 （1596～1615）	越前六兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
20	越中　伊右衛門	（越中国）	元和期 （1615～1624）	新切山	相川		略
21	越中　儀兵衛	（越中国）		越中儀兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
22	越中　久次	（越中国）	慶長期 （1613～1615）			「二の山仕」	風
23	越中　久兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	九郎兵衛間歩	相川		乙
24	越中　才兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	越中才兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14、名目
25	越中　治兵衛 越中　次兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	越中治〈次〉兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川２・３・４・９Ⅰ・10・11・14・15、甲
26	越中　次郎兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	茂庵間歩	相川		川 15
27	越中　二郎兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）				川 19
28	越中　仁兵衛	（越中国）	慶長期 （1604～1615）	越中仁兵衛間歩ほか	相川	「一の山仕」	川 1･4、甲、風、略
29	越中　条右衛門	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	越中条右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
30	越中　助兵衛	（越中国）	慶長期 （1604～1615）			「一の山仕」	風
31	越中　清兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	越中清兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
32	越中　七右衛門	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	浅右衛門間歩・小河山七右衛門間歩	相川・小川		甲、川４
33	越中　七郎兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	浅右衛門間歩	相川		甲
34	越中　徳右衛門	（越中国）	慶長～元和期 （1596～1624）カ	越中徳右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川２・３・14・15、甲
35	越中　伝兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	瀧ノ上横相	相川		川４・14
36	越中　浜兵衛	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	越中浜兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場、 越中治兵衛の誤記カ	川９Ⅰ
37	越中　孫左衛門	（越中国）	元和～寛永期 （1615～1644）	間山浦町煙（貫）	相川		年、川 14
38	越中　茂庵	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	越中茂庵間歩	相川		川 14・15・18、甲
39	越中　茂宅	（越中国）		茂宅間歩	相川	間歩名のみ登場	名目、大概
40	越中　理右衛門	（越中国）	慶長期 （1596～1615）	越中理右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
41	江戸　蔵之助	（武蔵国江戸）	慶長～寛永期 （1604～1644）	弥次兵衛間歩水貫	相川	「一の山仕」	風、年
42	江戸　外記	（武蔵国江戸）	慶長期 （1596～1615）	外記間歩	相川	町名「外記町」由来カ	川１・４
43	江戸　源左衛門	（武蔵国江戸）	慶長期 （1596～1615）	江戸源左衛門間歩ほか	相川		川１・４・９Ⅱ
44	江戸　三五郎	（武蔵国江戸）	慶長期 （1604～1615）			「一の山仕」	風
45	江戸　三蔵	（武蔵国江戸）		江戸三蔵間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
46	江戸　次左衛門	（武蔵国江戸）	慶長期 （1596～1615）	江戸次左衛門新切山	相川		甲
47	江戸　宗遊	（武蔵国江戸）	元和～寛永期 （1615～1644）	中尾・柵際間歩・茶之助沢ほか	相川		年、相志

No.	氏　名 〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
48	江戸　勝右衛門 ゑと　勝右衛門 江戸　勝左衛門	（武蔵国江戸）	慶長期 （1596～1615）	関東水貫ほか	相川	No.エ-49・50と同一人物カ	川1・4・7・9Ⅰ・10・15
49	江戸　庄右衛門	（武蔵国江戸）	慶長～元和期 （1596～1624）	江戸庄右衛門間歩	相川	No.エ-48・50と同一人物カ	川7・15、甲・乙
50	江戸　庄右衛門	（武蔵国江戸）	寛永18（1641）・20（1643）			No.エ-48・49と同一人物カ	略
51	江戸　次郎兵衛	（武蔵国江戸）		江戸次郎兵衛（間歩）	相川	間歩名のみ登場	名目
52	江戸　八兵衛	（武蔵国江戸）		江戸八兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
53	江戸　平太夫	（武蔵国江戸）	慶長期 （1596～1615）	五十里沢大石間歩	鶴子		川4
54	江村　蔵之助		元和期 （1615～1624）	諏訪間歩	相川	古略では「四村蔵之助（No.シ-12）」と表記	年

オ

No.	氏　名 〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	追風　喜右衛門		慶長期 （1613～1615）			「二の山仕」	風
2	近江　左兵衛	（近江国）	慶長期 （1596～1615）	つるし近江左兵衛間歩	鶴子		川1・4
3	近江　庄右衛門	（近江国）					相志、名目
4	近江　庄左衛門	（近江国）		近江庄左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	大概
5	近江　庄兵衛	（近江国）		近江庄兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	大概
6	近江　与右衛門	（近江国）	慶長期 （1596～1615）	近江与右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	甲
7	近江　与一兵衛	（近江国）		近江与一兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	大概
8	近江　與兵衛 〈のち孫兵衛〉	（近江国）	慶長期 （1604～1615）			「一の山仕」、No.オ-9と同一人物カ	風
9	近江　与兵衛	（近江国）		近江与兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場、No.オ-8と同一人物カ	絵図
10	大川　七兵衛			大川七兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川3・7
11	大坂　市郎右衛門	（摂津国大坂）	承応2（1653）				年、略
12	大坂　左衛門	（摂津国大坂）					川14
13	大坂　次介	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）	中尾大横相	相川	No.オ-14・15と同一人物カ	川1・4
14	大坂　治介	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）	大坂治介大横相	相川	間歩名のみ登場、No.オ-13・15と同一人物カ	川7
15	大坂　治助	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）	割間歩新口	相川	No.オ-13・14と同一人物カ	川15
16	大坂　治左衛門	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）	木屋助左衛門間歩	相川	No.オ-17～19と同一人物カ	川4
17	大坂　治右衛門	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）	佐野横相ほか	相川	No.オ-16・18・19と同一人物カ	川1
18	大坂　次右衛門	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）			No.オ-16・17・19と同一人物カ	川14
19	大坂　次衛門	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）			No.オ-16～18と同一人物カ	川15
20	大坂　甚（左脱ヵ）衛門	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）	青柳間歩	相川	No.オ-21と同一人物カ	川15
21	大坂　甚右衛門 大坂　甚左衛門	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）	餅屋間歩、餅屋大横相	相川	No.オ-20と同一人物カ	川1・4・15
22	大坂　仁左衛門	（摂津国大坂）	慶長期 （1596～1615）	餅屋間歩、餅屋大横相	相川		川14
23	大坂　庄右衛門	（摂津国大坂）	慶長期 （1613～1615）	庄太郎庄右衛門間歩	相川	「二の山仕」、町名「庄右衛門町」由来	風、略
24	大坂　庄右衛門	－	元禄3（1693）or正徳2没（1712）		相川	No.オ-23子孫、No.オ-25と同一人物カ	下寺町法然寺に墓（伝）

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
25	大坂　庄右衛門	－		青盤・清次・雲子間歩	相川	№.オ－23 子孫、№.オ－24 と同一人物ヵ	稼扱
26	大坂　庄右衛門	－	弘化～嘉永期（1844～1854）	甚五間歩・青柳間歩	相川	№.オ－22 子孫	仕入
27	大坂　甚内	（摂津国大坂）	慶長期（1613～1615）	大坂甚内間歩	相川	「二の山仕」、№.オ－28 と同一人物ヵ	風
28	大坂　甚内	（摂津国大坂）	元和～寛永期（1615～1644）	日向平	相川	№.オ－27 と同一人物ヵ	年、江戸沢町大安寺に墓（推定）
29	大坂　惣右衛門	（摂津国大坂）	慶長 18～元和期（1613～1624）	源左衛門間歩	相川	「二の山仕」、№.オ－30・31 と同一人物ヵ	甲、風
30	大坂　惣右衛門	－	寛永 18（1641）			№.オ－29・31 と同一人物ヵ	略
31	大坂　宗左衛門	－	慶安２没（1649）			№.オ－29・30 と同一人物 or 子	
32	大坂　惣右衛門 大坂　宗左衛門	（摂津国大坂）	貞享期（1684～1688）	甚五間歩	相川		仕入、相志
33	大坂　惣左衛門	（摂津国大坂）	元和（1615）～寛永４（1627）	諏訪間歩	相川	№.オ－29・30 と同一人物ヵ	年
34	大坂　惣左衛門	－	元文４没（1739）			№.オ－29・30 の子孫	略
35	大坂　惣左衛門	－	宝暦期（1751～1764）			№.オ－29・30 の子孫、№.オ－34 の子ヵ	略
36	大坂　宗夕 大坂　宗右	（摂津国大坂）	元和期（1615～1624）	近江与右衛門間歩・鶴子屏風大横相	相川・鶴子		川１・4、甲
37	大坂　忠左衛門 大坂　惣左衛門	－	元禄期（1688～1704）	甚五間歩	相川	名：忠は誤記ヵ	年、略
38	大坂　伝兵衛	（摂津国大坂）	慶長期（1596～1615）	出雲屋藤五郎横相	相川		川１・4・14
39	大坂　利右衛門	（摂津国大坂）	元和期（1615～1624）	右沢・甚五間歩			相志
40	大津　市右衛門	（近江国大津）	慶長期（1604～1615）	大津市右衛門間歩・〈鶴子〉屏風大横相	相川・鶴子	「一の山仕」	川１・4、風
41	大津　貞右衛門	（近江国大津）	慶長期（1596～1615）	間山水貫	相川		川
42	大平　作兵衛〈休味〉	土佐国	寛永 18 没（1641）	休味間歩	相川		略
43	大船屋　半左衛門	佐渡国沢根→相川		大船屋間歩	相川	廻船商人、間歩名のみ登場	絵図
44	大村　庄兵衛		寛文 12（1672）		小田原	小田原に銀山見分	年
45	岡本　新左衛門		承応３（1654）	立島・入川・田野浦	立島・入川・田野浦		年、略
46	岡本　武兵衛		正保４（1647）	新穂	新穂		風
47	岡本　長左衛門		正保４（1647）	新穂	新穂		風
48	小川　吉郎右衛門	－	宝暦期（1751～1764）			№.カ－23 片山勘兵衛子孫、天和期（1681～1684）より改姓	略、相志（この段階で五代）
49	小川　喜登次	－	弘化～安政期（1844～1860）	市ノ勢間歩・中使間歩・新間歩	相川	№.オ－48 小川吉郎右衛門子孫	仕入
50	小川　金左衛門	－	寛文～元禄期（1661～1704）			№.カ－23 片山勘兵衛の子	年、風、中寺町大超寺跡に夫人の墓
51	小川　金左衛門	－		中尾・清次間歩	相川	№.オ－48 の子孫	稼扱
52	桶屋　筑後			桶屋筑後間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
53	小野　新兵衛		慶長期（1596～1615）	鶴子内山横相	鶴子		川４
54	小原　平蔵 〈のち源七〉		慶長期（1604～1615）	小原平蔵間歩	相川	「一の山仕」、間歩名のみ登場	川１、風、略

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
55	小原　孫平次			小原孫平次間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
56	尾花		慶長期 （1596～1615）	尾花間歩	相川	山師ではない。おはな＝田中宗徳娘で大久保長安に仕える、間歩名のみ登場	絵図
57	おわり　勘右衛門	（尾張国）	慶長期 （1596～1615）	割間歩	相川		甲
58	おわり　半兵衛	（尾張国）	慶長期 （1596～1615）？	出雲屋藤五郎横相	相川		川４
59	尾張　治介	（尾張国）	慶長期 （1596～1615）	尾張治介間歩	相川	間歩名のみ登場	川９Ⅰ・９Ⅱ
60	尾張　弥助 尾張　弥介	（尾張国）	慶長期 （1596～1615）	尾張弥助間歩	相川	間歩名のみ登場	川３・４

カ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	加賀　右衛門	（加賀国）	元和期 （1615～1624）	加賀右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	古略
2	加賀　源十郎	（加賀国）				名：「弥十郎」の誤記ヵ	秤
3	加賀　小兵衛	（加賀国）		加賀小兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	略
4	加賀　佐助	（加賀国）	承応２（1653）				年、略
5	かが　佐内	（加賀国）	慶長期 （1596～1615）	割間歩新口	相川		川 15
6	かゞ　重左衛門	（加賀国）	元禄期病死 （1688～1704）カ	鶴子惣水貫間歩	鶴子		川 21
7	加賀　善右衛門	（加賀国）	慶長期 （1596～1615）	鶴子内山八郎左衛門間歩	鶴子		川４
8	加賀　善次	（加賀国）		加賀善次間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14、風
9	加賀　太郎右衛門	（加賀国）	承応２（1653）				年、略
10	かゝ　筑後	（加賀国）	慶長期 （1596～1615）				川 10・11
11	加賀　伝内	（加賀国）	慶長期 （1596～1615）				川 14
12	かゞ〈加賀〉　藤右衛門	（加賀国）	慶長期 （1596～1615）	鶴子どろ間歩	鶴子		川１
13	加賀　彦右衛門	（加賀国）	慶長期 （1613～1615）			「二の山仕」	風
14	加賀　彦左衛門	（加賀国）	元和～寛永期 （1615～1644）	関東横相・田切須	相川・田切須		年
15	加賀　弥次右衛門	（加賀国）	元和期 （1615～1624）	加賀弥次右衛門間歩	相川		年、古略
16	加賀　弥十郎〈次郎兵衛〉 かゞ　弥十郎	（加賀国）	慶長期 （1613～1615）	加賀弥十郎間歩ほか	相川	「二の山仕」	川１・４・10・14、風
17	加賀屋〈かゞや〉七兵衛	（加賀国）	慶長期 （1596～1615）	餅屋大横相	相川		川４
18	加賀　四兵衛 かゞ　四兵衛	（加賀国）	慶長期 （1596～1615）	鶴子内山大水貫・加賀四兵衛間歩	相川・鶴子		川１・２・３・４・７・10・11・14、甲
19	柿本　久右衛門		寛永期 （1624～1644）	鶴子天道間歩	鶴子		年
20	駕籠屋　喜助 かこや　喜助			駕籠屋喜助間歩	相川	間歩名のみ登場、名：カニやは誤記ヵ	川 14
21	柏崎の　藤左衛門	（越後国柏崎）	慶長期 （1596～1615）	屏風沢草見立	鶴子		乙
22	柏原　善左衛門		承応２（1653）				年、略、由緒・寛文９没の柏原善右衛門カ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
23	片山　勘兵衛 〈三代目安清〉	伊勢国鈴鹿	慶長期（1613～1615）、正保期（1644～1648）～寛文２没（1662）	忠次間歩、西三川	相川・西三川	「二の山仕」、山主買石	年・略・風、相志
24	片山　勘兵衛	－	寛文 10～正徳元（1670～1711）	中尾間歩・雲子・外山		No.カ－23 の子。 子孫小川姓に改姓	相志
25	勝見　半左衛門	武蔵国江戸	明暦３～寛文２（1657～1662）			御手洗奉行時代	略
26	銀津　次郎右衛門		万治３（1660）			山主買石、地名「銀津」由来	略、相志
27	金巻　徳左衛門		慶長～元和期（1613～1624）	金巻	相川	「二の山仕」	風、略
28	川上　伊左衛門		寛永 12（1635）～承応２(1653）	川端源左衛門間歩	相川		略・年
29	川上　五郎右衛門		慶安期（1648～1652）	五郎右衛門間歩	新穂		大野史
30	河上　五郎右衛門	佐渡国長畝村	明暦３（1657）	西三川	西三川		新穂青木川上家文書
31	河上　十左衛門 〈のち伊左衛門〉		慶長期（1613～1615）			「二の山仕」	風
32	川上　善右衛門	加賀国石川					
33	河内　九左衛門 川内　九左衛門	（河内国）	慶長～元和期（1596～1624）	河内九左衛門新切山ほか	相川	No.カ－34・35 と同一人物ヵ、氏：河 or 川	甲、川１・４・14
34	河内　九左衛門	（河内国）	寛永４（1627）	茶之助沢	相川	No.カ－33・35 と同一人物ヵ	年、川 14
35	河内　九郎左衛門	（河内国）	慶長期（1596～1615）			No.カ－33・34 と同一人物ヵ	川１
36	河野　源右衛門			河野源右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
37	河野　庄右衛門			河野庄右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
38	河野　弥平次			河野弥平次間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
39	川端　久右衛門			川端久右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	大概
40	川端　源左衛門			川端源左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	略
41	河はた　弥三右衛門 河畑　弥三右衛門 河端　弥三右衛門		慶長期（1596～1615）	河はた弥三右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場、No.ヤ－26 山根弥三右衛門ヵ	川３・10・13
42	関東　十三郎		寛永期（1624～1644）	鶴子下戸間歩	鶴子		年
43	関東　門兵衛					No.セ－１と同一人物ヵ、地名「門兵衛坂」由来、氏：関原の誤記ヵ	相志

キ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	菊屋			菊屋間歩	相川	間歩名のみ登場	絵図
2	喜多　儀左衛門 〈平太夫〉		延享～宝暦期（1744～1764）	喜多見間歩・半田	相川・半田	旧姓浜野、半田銀山、No.キ－３と同一人物ヵ	略、相志（この段階で三代）
3	喜多　平太夫		安永４（1775）		相川	入川銀山に見分、No.キ－２と同一人物ヵ	年、略
4	喜多　平八		寛文８没（1668）？				左門町西念寺跡に墓
5	喜多　平八			中尾・清次間歩	相川	No.キ－４子孫、No.キ－６と同一人物ヵ	稼扱、仕入
6	喜多　平八		嘉永期（1848～1854）	惣吉間歩	相川	No.キ－４子孫、No.キ－５と同一人物ヵ	西念寺墓・寛文８
7	木下　久兵衛		慶長期（1596～1615）	木下久兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
8	きふ　素安	（美濃国岐阜）	元和期 （1615～1624）	下田清次間歩	相川		甲
9	木部　五郎右衛門		承応２（1653）				年、略
10	木や　助左衛門 木屋　助左衛門		慶長期 （1596～1615）	木屋助左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川４、相志
11	京　淡路	（山城国京）	慶長期 （1596～1615）				川 14
12	京　う八郎	（山城国京）	慶長期 （1596～1615）				川 14
13	京　九右衛門	（山城国京）		京九右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	古名目
14	京　佐左衛門 〈隠居後宗仙〉	（山城国京）	慶長期 （1613～1615）			「二の山仕」	風
15	京　庄五郎 〈のち庄太郎〉	（山城国京）	慶長期～元和３ （1613～1617）	中尾間歩ほか	相川	「二の山仕」、№キ－16・17 と同一人物カ	乙、風、相志
16	京　少五郎 京ノ少五郎 京ノ庄五郎	（山城国京）	慶長期 （1596～1615）	清八間歩	相川	№キ－15・17 と同一人物カ	甲、川 15
17	京ノ小五郎	（山城国京）	慶長期 （1596～1615）	小河銀山少五郎間歩	小川	№キ－15・16 と同一人物カ	川４
18	京　新五郎	（山城国京）	慶長期 （1596～1615）	市右衛門間歩ほか	相川		乙、川１・15
19	京　新左衛門	（山城国京）	慶長期 （1596～1615）				川 14
20	京　善次 〈二代目休味〉	（山城国京）	慶長～元和期 （1613～1624）	休味間歩	相川	「二の山仕」	風
21	京　太右衛門	（山城国京）	承応２（1653）				年、略
22	京ノ太兵衛	（山城国京）	慶長期 （1596～1615）	←沢太兵衛間歩	相川		川４
23	京　徳左衛門	（山城国京）	承応２（1653）				年、略
24	京　孫右衛門	（山城国京）		京孫右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場、№キ－25・26 と同一人物カ	絵図
25	京　孫左衛門	（山城国京）		清八間歩・京孫左衛門間歩	相川	№キ－24・26 と同一人物カ	川 15
26	京　孫左衛門	（山城国京）	寛永４（1627）	鶴子百枚水貫間歩ほか	鶴子	№キ－24・25 と同一人物カ	年
27	京　与八郎	（山城国京）	慶長期 （1596～1615）	割間歩新口	相川		川 15

ク

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	葛屋　庄兵衛		慶長～元和期 （1615～1624）	江戸庄右衛門間歩	相川		甲
2	蔵（田カ）猪右衛門		慶長期 （1596～1615）	南平大横相	相川		川９Ⅱ
3	黒瀬　牛松	（出雲国）	元和期 （1615～1624）	相生加右衛門間歩	相川		甲
4	黒瀬　徳右衛門	出雲国	慶長期 （1604～1615）	六十枚下大横相	相川	「一の山仕」	川１・２・４・７・10・11、風、子孫地役人
5	黒瀬　又十郎	（出雲国）	元和～寛永期 （1615～1644）	伏見小左衛門間歩	相川		年

ケ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	玄竹　敬橋					№ケ－２と同一人物カ	川 18
2	元竹		慶長期 （1596～1615）	近藤間歩・備前勘介間歩	相川・鶴子	№ケ－１と同一人物カ	川１・４

コ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	小泉　九左衛門		慶長９～寛永 20（1604～1643）			「一の山仕」	風、略
2	小泉　嶋之助 小和泉　嶋之助		承応２（1653）				年、略
3	高坂　喜平次	甲斐国	慶長期（1596～1615）カ	高坂間歩	相川	相川山之内住、№.コ－４と同一人物カ	風
4	甲坂　半右衛門 高坂　半左衛門	（甲斐国）	慶長 18～元和期（1613～1624）	甲坂半右衛門間歩・高坂半左衛門間歩・太郎庄右衛門間歩	相川	「二の山仕」、№.コ－３と同一人物カ	風、古、略
5	古口　権兵衛	出羽国秋田	慶長期（1596～1615）	古口間歩	相川	№.ア－16 秋田権右衛門養父	相志
6	小嶋　甚右衛門		慶長期（1613～1615）	甚右衛門間歩カ	相川	「二の山仕」	風
7	小林　長兵衛		承応２（1653）				年、略
8	小柳　次郎兵衛		慶長期（1596～1615）	間山水貫	相川		川
9	紺屋　弥兵衛門		天明４（1784）	大瀧・東円間歩	鶴子		略

サ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	齋藤嘉左衛門		元和～寛永 13（1615～1636）所払い	から屋間歩・甚五間歩	相川		年、相志
2	嵯峨　与一兵衛			嵯峨与一兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	大概
3	堺　喜右衛門 堺　喜左衛門	（和泉国堺）	承応２（1653）				年、略
4	さかい　才次 堺　才次	（和泉国堺）				№.５と同一人物カ	川４
5	坂井　才二	（和泉国堺）	慶長期（1596～1615）	寄合間歩	鶴子	№.４と同一人物カ	川１・４・９Ⅱ・15
6	さかいノ三郎右衛門	（和泉国堺）	慶長期（1596～1615）		相川	草見立	乙
7	さかい　伝吉	（和泉国堺）	慶長期（1596～1615）	堺伝吉間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
8	堺　藤兵衛	（和泉国堺）	承応２（1653）				年、略
9	坂下　九兵衛 坂下　九郎兵衛		承応２（1653）				年、略
10	酒田　孫右衛門	（出羽国酒田）		酒田孫右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
11	佐々井　九助		慶長期（1604～1615）			「一の山仕」	風
12	佐渡　新五郎	（佐渡国）		佐渡新五郎間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
13	佐渡　清九郎	（佐渡国）	寛文 12（1672）	滝脇	滝脇	№.ヤ－29 山本半右衛門先祖	真野新町山本家文書
14	佐ノ　右衛門					間歩名のみ登場	川７
15	佐野　市之丞 佐野　市之烝		承応２（1653）				年、略
16	佐野　少右衛門		慶長期（1596～1615）	佐野少右衛門間歩	相川	№.サ－17・18 と同一人物カ	川７
17	佐ノ　庄右衛門 佐野　庄右衛門		慶長～元和期（1615～1624）	六十枚本口間歩	相川	№.サ－16・18 と同一人物カ	川４・７・10・11・14・15、甲
18	佐ノ　勝右衛門 佐野　勝右衛門		慶長期（1596～1615）	ケ代ノ下大横相	相川	№.サ－16・17 と同一人物カ	川１・２・４・９Ⅱ・10・15
19	佐野　庄七		寛永 18（1641）・20（1643）				略
20	佐ノ　庄介		慶長～元和期（1596～1624）	弥次兵衛間歩	相川		甲

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
21	佐野　兵助		元和～寛永４（1615～1627）・18（1641）	中使間歩	相川		年、略
22	澤井　勘右衛門		正保４（1647）	新穂	新穂		風
23	澤井　小右衛門		正保４（1647）	新穂	新穂		風
24	沢根　右近右衛門〈のち采女〉	（佐渡国沢根）	慶長期（1613～1615）	采女平カ	相川	「二の山仕」、地名「采女平」由来カ	風

シ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	品賀浦　嘉右衛門				田切須	間歩名のみ登場	相志、大概
2	信濃　加右衛門 信ノ　加右衛門	（信濃国）	慶長期（1596～1615）	信ノ加右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
3	信濃　小右衛門 信ノ　小右衛門	（信濃国）	慶長期（1596～1615）	信ノ小右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場、町名「小右衛門町」由来カ	川 14
4	信濃　安右衛門 しなノ　安右衛門	（信濃国）	慶長期（1596～1615）	春日横相	相川		川４
5	柴や	（山城国伏見）	慶長期（1596～1615）	にいぼ北方山	新穂		乙
6	嶋川　宗兵衛	越後国	元和期（1615～1624）			印銀所銀見	相志（この段階で四代）
7	嶋川　宗兵衛	－	天和元（1681）・貞享期～元禄５没（1684～1692）	甚五間歩	相川	No.シ－６の子孫	相志
8	嶋川　惣兵衛	－	宝暦期（1751～1764）			No.シ－６の子孫	略
9	島川　惣兵衛 嶋川　惣兵衛	－	弘化～嘉永期（1844～1854）	甚五間歩・上田久七間歩・惣吉間歩	相川	No.シ－６の子孫	仕入
10	嶋川　左右兵衛	－		青盤・甚五間歩	相川	No.シ－６の子孫	稼扱
11	清水　次郎兵衛		元和（1615）～寛永４（1627）・20（1643）・承応２（1653）	清次間歩	相川		年、略
12	四村　蔵之助		元和期（1615～1624）	諏訪間歩	相川	年では「江村蔵之助（No.エ－54）」と表記	古略
13	下田　修理	（甲斐国）	慶長期（1596～1615）				川 14
14	下田　清治〈四代目清右衛門〉 下田　清左衛門 下田　清次	甲斐国	慶長９～寛永４（1604～1627）・８没カ（1631）	清次〈治〉間歩・水金間歩ほか	相川	「一の山仕」、町名「清右衛門町」由来カ、名：治 or 次	川１・９Ⅱ・11・15、甲、年、略、風、相志、中寺町長明寺に墓
15	下田　清左衛門	－	寛永 20（1643）・承応２（1653）		相川	No.シ－14 の子カ	年、略
16	下田　利左衛門	－	宝永３（1706）			No.シ－14 の子孫	略
17	下田　利左衛門	－	宝暦期（1751～1764）			No.シ－14 の子孫	略
18	下田　理左衛門	－		鳥越間歩	相川	No.シ－14 の子孫	稼扱
19	下田　理三郎 下田　利三郎	－	弘化～安政期（1844～1860）	市ノ勢間歩・新間歩	相川	No.シ－14 の子孫、名：理 or 利	仕入、年続
20	しょうない　ぬいのしょう	（出羽国庄内）	慶長期（1596～1615）	遊白ふる間歩ほか	鶴子		乙
21	新階屋　九兵衛	（佐渡国沢根）		新階屋間歩	鶴子	廻船商人、間歩名のみ登場	絵図

ス

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	水津　次右衛門		元和９（1623）	西三川	西三川		西三川村誌

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
2	杉針　右近		慶長期（1604～1615）、元和（1615）～寛永４（1627）	右近・矢田甚五間歩	相川	「一の山仕」、No.ス-３と同一人物カ	川 10・11・15、風、年、略
3	杉針　新十郎		慶長期（1596～1615）	餅や平大横相	相川	No.ス-２と同一人物カ	川１
4	杉山　五兵衛		承応２（1653）				年、略
5	栖原　治右衛門		慶長期（1596～1615）				川９Ⅱ
6	駿河　嘉右衛門	（駿河国）					相志、名目
7	駿河　九郎兵衛	（駿河国）		駿河九郎兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
8	駿河　十三郎	（駿河国）		駿河十三郎間歩	相川	間歩名のみ登場	大概
9	諏訪　某	信濃国諏訪	慶長期（1596～1615）	諏訪間歩	相川	町名「諏訪町」由来、名不詳	風、相志

セ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	関原　主兵衛〈のち宗清〉関原　紋〈門〉兵衛	甲斐国	慶長期（1596～1615）	大横相（鶴子）・六十枚右沢大横相	相川・鶴子	No.カ-43・セ-２・３と同一人物カ、奉行所設置以前の同所土地所有者、山崎〈先〉宗清､地名「紋〈門〉兵衛坂」由来	川１・４・14、由緒
2	関原　伝次〈三代目宗清〉	甲斐国	慶長９～元和期（1604～1624）	加賀四兵衛間歩ほか	相川	「一の山仕」、No.セ-１・３と同一人物カ	風、甲
3	関原　宗清	甲斐国	元和（1615）～寛永 13（1636）	日向向間歩ほか	相川	No.セ-１・２と同一人物カ、寛永 13 所払い	年
4	舟頭　八右衛門		慶長期（1596～1615）	向山山田横相	相川		川９Ⅱ

タ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	高崎　半左衛門			高崎半左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
2	高橋　九右衛門		慶長期（1596～1615）	高橋九右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
3	但馬　佐兵衛	（但馬国）	慶長～元和期（1596～1624）	才兵衛間歩			略
4	但馬　三助	（但馬国）		但馬三助間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
5	但馬　治平衛	（但馬国）	慶長期（1613～1615）			「二の山仕」	風
6	但馬　次兵衛	（但馬国）		但馬次兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	絵図
7	但馬　清三郎	（但馬国）	寛永 18（1641）				略
8	但馬　清兵衛	（但馬国）	慶長期（1596～1615）	但馬清兵衛間歩ほか	相川	No.タ-９と同一人物カ	川１・２・３・４・７・９Ⅱ・10・11・12・13・14、甲
9	但馬　清兵衛	（但馬国）	元和～寛永４（1615～1627）	甚五間歩	相川	No.タ-８と同一人物カ	年
10	但馬　藤右衛門	（但馬国）	慶長期（1596～1615）	間山水貫	相川		川
11	但馬　六右衛門	（但馬国）	慶長期（1604～1615）			「一の山仕」	風
12	但馬　六助	（但馬国）		但馬六助間歩	相川	間歩名のみ登場	古間歩名目
13	但馬　弥五右衛門	（但馬国）	慶長～元和期（1596～1624）	山根弥三右衛門間歩ほか	相川		甲、川１・14
14	但馬　弥助	（但馬国）		江戸庄右衛門間歩	相川		川 15
15	但馬　弥十郎	（但馬国）	元和５（1619）	南部金山	南部	南部金山山師	風
16	橘　弥次兵衛			橘弥次兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	名目、大間町橘屋カ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
17	橘屋　十右衛門	（越後出雲崎？）	寛永 20（1643）	達者	達者	越後出雲崎の橘屋分家相川橘屋（米問屋･廻船）の資本で銅山開発も	略、風、相郷
18	田中　小左衛門〈助兵衛、のち宗徳、惣徳〉	若狭小浜	慶長期（1604～1615）	宗徳間歩・屏風沢宗徳大横相	相川・鶴子	「一の山仕」、田中清六一門ヵ、町名「宗〈惣〉徳町」由来	川 1・4・7・15、風、相志
19	多葉古屋　新十郎		慶長 18～元和期（1613～1624）	多葉こ屋間歩	相川	「二の山仕」、間歩名のみ登場	略、風
20	丹波　左次右衛門	（丹波国）	慶長期（1596～1615）	丹波左次右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	甲
21	丹波　四郎右衛門	（丹波国）	慶長期（1596～1615）	大ケ代	相川		甲
22	丹波　清兵衛	（丹波国）	慶長期（1596～1615）	宗徳大横相（鶴子）ほか	相川・鶴子		川 4・15
23	丹波　庄五郎	（丹波国）	慶長期（1596～1615）				川 14
24	丹波　松右衛門	（丹波国）	慶長期（1596～1615）	丹波松右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
25	丹波　弥十郎	（丹波国）	慶長期（1604～1615）	丹波弥十郎間歩ほか	相川	「一の山仕」、町名「弥十郎町」由来	川 1・2・3・4・9Ⅰ・9Ⅱ・11・13･14･15、風、略、相志

チ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	忠庵法眼		慶長期（1596～1615）	三助間歩	相川		川 10
2	中使　五左衛門					中使＝役職名ヵ	相志、名目
3	中使　與三兵衛		寛永 20（1643）	田野浦	田野浦	中使＝役職名ヵ	風
4	筑後　作内	（筑後国）		筑後作内間歩	相川	間歩名のみ登場	名目
5	筑後　藤兵衛	（筑後国）		筑後藤兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	名目

ツ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	津田　与五郎		慶長期（1596～1615）	甚四郎間歩	相川		川 15
2	津村　九右衛門		慶長 18～万治 3（1613～1660）			「二の山仕」、山主買石	風、略
3	敦賀　七助 鶴賀　七介 津るが　七介	（越前国敦賀）	慶長期（1596～1615）	作内大水抜・鶴子どろ間歩	相川・鶴子・西三川		川 1・4
4	敦賀　庄衛門	（越前国敦賀）	慶長期（1604～1615）			「一の山仕」	風
5	鶴屋			鶴屋間歩	相川	間歩名のみ登場	絵図

テ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	父　惣兵衛 父　宗兵衛			父惣〈宗〉兵衛間歩	相川	間歩名のみ登場	川 4･9Ⅰ･9Ⅱ・10・12、甲
2	寺崎　太郎右衛門	相模国鎌倉	宝永 4（1707）・正徳期（1711～1716）	相川・柿野浦黄金山	相川・柿野浦		略、相志
3	寺崎　太郎右衛門	－	享保 3（1731）御免、元文 5（1740）・宝暦期（1751～1764）	相川	相川	№テ－2 の子	相志（この段階で二代）
4	寺崎　貞太郎	－		鳥越間歩	相川	№テ－2 子孫ヵ	稼扱
5	寺沢　吉兵衛						相志

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
6	寺澤　七兵衛		慶長期 （1613～1615）			「二の山仕」	風
7	寺澤　七兵衛		承応２（1653）			No.テ－６の子カ	年
8	寺島　太郎右衛門		弘化期 （1844～1848）	市ノ勢間歩	相川		仕入

ト

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	外山　茂右衛門	越後国	天文11～天正期 （1542～1592）カ	外山茂右衛門間歩カ	鶴子	間歩名のみ登場、鶴子銀山発見者	川 10・11
2	豊部　蔵人 〈のち新五郎〉 豊辺　蔵人		慶長９～寛永４ （1604～1627）	割・夕白・丹波左次右衛門間歩ほか	相川	「一の山仕」、町名「新五郎町」由来、No.３と同一人物	甲・乙、年、風、相志
3	豊部　新五郎		承応２（1653）			No.ト－２と同一人物 or 子孫	年、略
4	豊部　六蔵		寛永 18（1641）・20（1643）				略
5	鳥越　源左衛門		慶長期 （1596～1615）	鳥越源左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川１・２・７・10・15
6	鳥越　二郎右衛門		慶長期 （1596～1615）	鳥越二郎右衛門間歩	相川	No.ト－７と同一人物カ	川７
7	鳥越　次郎右衛門		慶長期 （1596～1615）			No.ト－６と同一人物カ	甲
8	鳥越　新五郎		慶長期 （1596～1615）	鳥越新五郎間歩大水貫	相川	間歩名のみ登場	川１・９Ⅱ
9	鳥越　清左衛門			鳥越清左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場？、名：源左衛門の誤記カ	
10	鳥越　弥左衛門			鳥越弥左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	甲
11	鳥越　与太夫			鳥越与太夫間歩	相川	間歩名のみ登場	絵図
12	飛田屋			飛田屋間歩	相川	間歩名のみ登場	絵図

ナ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	内藤　勘兵衛		慶長期 （1613～1615）			「ニの山仕」	風
2	永津　次右衛門		元和期 （1615～1624）	西三川	西三川	西三川砂金山	略
3	中西　庄兵衛		元和（1615）～寛永 18（1641）・20（1643）	日向平・水金間歩	相川		略、年
4	中山　喜右衛門		慶長期 （1596～1615）	中山喜右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川２
5	中山　久右衛門		慶長期 （1596～1615）	中山久右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場、No.ナ－５と同一人物カ	川 14
6	中山　九右衛門		慶長期 （1596～1615）	中山九右衛門間歩	相川	間歩名のみ、No.ナ－６と同一人物カ	川 14

ノ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	能登　善右衛門 〈のち佐兵衛、三代目三助〉	（能登国）	慶長期 （1613～1615）			「二の山仕」、No.ナ－２・３と同一人物カ	風
2	のと　善左衛門	（能登国）	慶長期 （1596～1615）	割間歩新口	相川	No.ナ－１・３と同一人物カ	川１・４・14
3	能登　善左衛門	（能登国）	元和～寛永期 （1615～1644）	市ノ瀬	相川	No.ナ－１・２と同一人物カ	年

付　表　2

ハ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	萩　総左衛門	（長門国萩）	慶長期（1596～1615）	向山大横相	相川		川１・４
2	浜口　徳左衛門		慶長期（1596～1615）	浜口徳左衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
3	浜田屋	石見国浜田				笹井家、廻船商、鉱山で財を成したとも	
4	早川　仕兵衛		慶長期（1604～1615）			「一の山仕」、№ハ−５と同一人物カ	風
5	早川　四兵衛		寛永 20（1643）・承応２（1653）			№ハ−４と同一人物カ	略
6	早川　仁兵衛		寛永期（1624～1644）・承応２（1653）	鶴子重一郎間歩	鶴子		年
7	早川　甚太郎		元和～寛永４（1615～1627）	鶴子百枚水貫間歩	鶴子		年
8	早川　筑後 早河　筑後		元和期（1615～1624）	明石文右衛門間歩	相川		甲、川 14・15
9	原　喜右衛門 〈のち浅右衛門〉		慶長期（1613～1615）			「二の山仕」	風
10	原　久右衛門 〈のち忠次〉		慶長期（1604～1615）	忠次間歩	相川	「一の山仕」	風、略
11	原　久左衛門 〈のち淡路〉		慶長～元和期（1596～1624）	わり間歩・弥次兵衛間歩ほか	相川・多田	№ハ−15 原丹波の子、地名「淡路坂」由来カ、多田銀山山師	甲・乙、川１・４・７・12・９Ⅱ・10・11・12・15
12	原　十左衛門		明暦期（1655～1658）、万治２没（1659）	割間歩	相川		年、風、相志、佐名
13	原　庄太郎			庄太郎庄右衛門間歩	相川		風
14	原　善治 〈のち休味〉			休味間歩	相川		略
15	原　丹波				相川・多田	地名「丹波平」由来カ、多田銀山山師	川西市史
16	原　長吉		元和～寛永期（1615～1644）	から屋間歩	相川		年
17	原　與七郎〈二代目源左衛門〉 原　与七郎		慶長期（1613～1615）			「二の山仕」	風
18	播磨　九郎右衛門	（播磨国）	慶長期（1596～1615）	割間歩新口ほか	相川		川１・４
19	播磨　弥三右衛門	（播磨国）	慶長期（1596～1615）	越中徳衛門間歩	相川		川 15
20	播磨　六郎右衛門	（播磨国）	承応２（1653）				年、略

ヒ

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	桧皮　新十郎		慶長期（1613～1615）	桧皮間歩・ひわた間歩	相川	「二の山仕」	風、略
2	樋口　五郎右衛門		万治２没（1659）	割間歩	相川	№ヒ−３と同一人物カ	相志、佐名
3	樋口　五郎左衛門		明暦期～寛文２没（1655～1662）	割間歩	相川	№ヒ−２と同一人物カ	風、年、略
4	備前　嘉兵衛 〈二代目遊伯・夕白・祐伯〉	（備前国）	慶長９～寛永４（1604～1627）	夕白間歩ほか	相川	「一の山仕」、町名「夕白町」由来、根本寺祖師堂建立（のち味方但馬が再建立）	甲、川４・15、風、年、相志
5	備前　勘四郎	（備前国）	慶長期（1596～1615）	備前勘四郎間歩	相川	町名「勘四郎町」由来カ	川１・２・３・４・９Ⅰ・10・11・13、相志

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
6	備前　勘介	（備前国）	慶長期（1596～1615）	備前勘介間歩大横相	相川	間歩名のみ登場	川1・4
7	備前　仁兵衛	（備前国）	慶長期（1596～1615）	割間歩新口ほか	相川		川1・14・15
8	備中　七郎兵衛	（備中国）	元和期（1615～1624）	浅右衛門間歩	相川		甲
9	広嶋　助兵衛 広嶋　介兵衛	（安芸国広島）	慶長期（1596～1615）	広嶋立合	相川、院内（慶長16～）	院内銀山山師	梅津政景日記
10	備後　善左衛門	（備後国）	慶長期（1613～1615）			「ニの山仕」	風
11	備後　善左衛門	（備後国）	万治3（1660）			山主買石	略

フ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	伏見　小右衛門 伏見　小左衛門	（山城国伏見）		伏見小右〈左〉衛門間歩	相川	間歩名のみ登場、名：右 or 左	年、名目
2	伏見　五兵衛 〈のち五左衛門〉	（山城国伏見）	慶長期（1613～1615）	伏見五左衛門間歩	相川	「二の山仕」	風
3	伏見　五郎左衛門	（山城国伏見）	慶長期（1596～1615）	中尾間歩	相川		古略
4	伏見　甚左衛門 ふしみ　甚左衛門	（山城国伏見）	慶長期（1596～1615）	間ノ山わき上り	相川	No.フ-5と同一人物カ	川4
5	伏見　善左衛門 ふしみ　善左衛門	（山城国伏見）	慶長期（1596～1615）	間ノ山わき上り	相川	No.フ-4と同一人物カ	川4
6	伏見　又左衛門	（山城国伏見）	元和3（1617）	中尾間歩	相川		相志
7	船頭　八右衛門		慶長期（1596～1615）	間山山田横相	相川		川9Ⅱ
8	不破　茂右衛門		元和3（1617）	中尾間歩	相川		相志

ホ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	本間　太郎右衛門	佐渡国山田村	宝暦2没（1752）	新穂銀山	新穂	祖先地頭代本間氏	由緒

マ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	前川　十一郎		寛永18（1641）・20（1643）				年、略
2	松井　右近		慶長期（1596～1615）				川19
3	松井　善右衛門		慶長～元和期（1596～1624）	下松向平間歩	相川	No.マ-4と同一人物カ	風、年、古
4	松井　善左衛門		元和～寛永4（1615～1627）	日向向間歩	相川	No.マ-3と同一人物カ	年
5	松木　久右衛門		元和～寛永期（1615～1644）	鳥越・松木間歩・入川	相川・入川		年、略、相志
6	松木　久七		承応2（1653）				年
7	松木　貞三郎		安政期（1854～1860）	新間歩	相川		仕入
8	松木　当一			鳥越間歩	相川		稼扱
9	松木　八郎右衛門		天和元～貞享4没（1681～1687）		小田原銀山	No.マ-5松木久右衛門の子、小田原銀山の見分	年、略、相志、下寺町法然寺に墓
10	松木　八郎右衛門	－	享保期（1716～1736）			No.マ-9の子カ	略
11	松田　権右衛門		慶長期（1596～1615）	沢根遊円間歩	鶴子		乙

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
12	松田おふみ　孫左衛門	（近江国）	慶長期（1596～1615）	さわね袖山ノ内草見立	鶴子		乙
13	松浪　遊仁		弘治期（1555～1558）	西三川	西三川		年、古略
14	松本　勘兵衛		承応３（1654）	立島・入川・田野浦	立島・入川・田野浦		年、略

ミ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	三浦　次兵衛 三浦　治兵衛		慶長期（1596～1615）	六十枚間歩	相川		年、略
2	三浦　太郎右衛門		慶長期（1613～1615）		相川	「二の山仕」	風
3	味方　次助 味方　治助	－	寛永18（1641）・20（1643）・承応元（1652）	相川・西三川	相川・西三川		略
4	味方　次郎四郎	播磨国三方カ	寛永期（1624～1644）			№ミ－5と同一カ	年、略
5	味方　次郎四郎	－	承応２（1653）			№ミ－4と同一 or 子カ	年、略
6	味方　但馬〈家重〉 味方　孫太夫 〔永禄６～元和９（1563～1623）没〕	播磨国三方カ	慶長～元和９没（1613～1623）	割間歩ほか	相川・多田・伊勢	「二の山仕」、味方家初代、多田銀山、伊勢銀山、中瀬金山山師	川４、甲、風、中寺町瑞仙寺菩提寺
7	味方　孫太夫 〈家次 or 家之〉 〔②慶長16～寛永２（1611～1625）〕 〔③慶長16～寛永19（1611～1642）〕	－	慶長期（1596～1615）	鶴子どろ間歩	鶴子	№ミ－6味方但馬の子、二代 or 三代、根本寺祖師堂・瑞仙寺建立	川１・４・10
8	味方　孫太夫 〈家之 or 安満〉 〔③慶長16～寛永19（1611～1642）〕 〔④元和９～延宝元（1623～1673）〕	－	元和～寛永期（1615～1644）	治助新間歩	相川	№ミ－6の子 or 孫カ、三代 or 四代	年
9	味方　孫太夫 〈重時 or 光林〉 〔⑧元禄６～宝暦４（1693～1754）〕 〔元文５～寛政11（1740～1799）〕	－	宝暦期（1751～1764）			№ミ－6の子孫、八代 or 九代	略
10	味方　孫太夫〈光林〉 〔元文５～寛政11（1740～1799）〕	－	天明期（1781～1789）	末広間歩	相川	№ミ－6の子孫、九代	年、略
11	味方　孫太夫〈定保〉 〔寛政５～天保12（1795～1841）〕	－	文政期（1818～1830）	中尾・雲子・割間歩ほか	相川	№ミ－6の子孫、十一代	稼扱
12	味方　孫太夫〈三省〉 〔文化10～明治21（1813～1888）〕	－	弘化～安政期（1844～1860）	弥兵衛間歩・新間歩、西三川?・院内？	相川	№ミ－6の子孫、十二代	仕入、味１・193
13	味方　与次右衛門 味方　與次右衛門	播磨国三方カ	慶長期～元和４没カ（1596～1618）	味方与次右衛門間歩ほか	相川	№ミ－6味方但馬の弟とも、名：与 or 與	甲、川２・３・４・９Ⅰ・15、年、相志、下寺町法輪寺に墓
14	味方　与次右衛門 〈次郎四郎〉	越中国	寛永～延宝２（1624～1674）	大切山間歩	相川	№ミ－13の子（養子）カ	年
15	味方　与次右衛門	－	元文３没（1738）			№ミ－13の子孫	年
16	味方　与次右衛門	－	宝暦期（1751～1764）			№ミ－13の子孫	略
17	味方　与次右衛門	－		青盤・清次・雲子・割間歩ほか	相川	№ミ－13の子孫	稼扱
18	味方　与次右衛門	－	弘化～安政期（1844～1860）	大切間歩・上り松間歩	相川	№ミ－13の子孫	仕入、年続

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
19	味方　与太夫	－	安永４～天明期（1775～1789）	末広間歩	相川	大須銀山に見分、味方与次右衛門系の人物カ	略、年
20	三川　佐兵衛 三河　佐兵衛	（三河国）	承応２（1653）				年、略
21	三鹿野　源十郎		寛永４（1627）	右之沢新間歩	相川		年
22	三鹿野　源兵衛		慶長期（1604～1615）			「一の山仕」	風
23	水田　甚五兵衛		元和期（1615～1624）	甚五間歩	相川		年、相志
24	水野　又市		慶長期（1604～1615）			「一の山仕」	風
25	南沢　七兵衛		承応２（1653）				略

ム

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	宗岡　七左衛門	（長門国）	慶長期～正保３没(1604～1646)	宗岡間歩・宗岡割戸カ	相川	「一の山仕」、宗岡佐渡（大久保長安家臣）の子	風、由緒、沢根専徳寺に墓
2	宗岡　七左衛門 室岡　七左衛門	－	承応２（1653）			No.ム－１の子、室＝宗の誤字カ	年、略
3	宗岡　安右衛門	－	寛文 12（1672）		小田原	No.ム－１子孫カ、小田原に銀山見分	年
4	村尾　與十郎 〈のち次左衛門〉	長門国	寛永９（1632）	青盤間歩	相川	のち弥十郎町より四十物町にかけて酒造を行う	年
5	村上　善左衛門		寛永９没（1632）				相志
6	村上　善左衛門	－	寛永 18（1641）・20（1643）・承応２（1653）			No.ム－５の子カ	年、略
7	村上　善左衛門	－	天和元（1681）			No.ム－５の子孫	略
8	村上　善十郎	－				No.ム－５の子孫	相志
9	村上　善太夫	－	宝暦期（1751～1764）			No.ム－５の子孫	略
10	村上　善太夫	－	弘化～安政期（1844～1860）	甚五間歩・弥兵衛間歩・弥平間歩	相川	No.ム－５の子孫	仕入
11	村上　槇之助			青盤・雲子・甚五間歩	相川		稼扱

モ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	森　久右衛門		慶長期（1596～1615）	森久右衛門わり間歩ほか	相川	No.モ－２と同一人物カ	川１・７
2	森　久左衛門		慶長期（1596～1615）	間ノ山大水貫	相川	No.モ－１と同一人物カ	川４

ヤ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	矢田　右衛門 矢田　右衛門尉		慶長期（1596～1615）	鳥越源左衛門間歩大水貫	相川		川１・７・９Ⅱ
2	矢田　覚左衛門 〈のち右衛門〉		慶長期（1604～1615）	矢田覚左衛門間歩	相川	「一の山仕」	風
3	矢田　覚左衛門	－	寛永 18（1641）・20（1643）			No.ヤ－２の子孫カ	略
4	矢田　左衛門		慶長期（1596～1615）	六十枚右沢横相	相川		川９Ⅱ
5	矢田　甚五 〈甚五右衛門〉		慶長期（1596～1615）	矢田甚五間歩	相川		川２･３･４･９Ⅰ・９Ⅱ・10・11・13・14・15
6	矢田　太兵衛		慶長期（1596～1615）	鳥越源左衛門間歩	相川		川 15

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
7	矢田　太郎兵衛		元和～寛永４（1615～1627）	鳥越弥左衛門間歩ほか	相川		甲、年
8	矢田　忠兵衛		慶長期（1596～1615）				川 14
9	弥彦　図書	（越後国弥彦）	慶長期（1596～1615）	大横相	新穂		川１・４
10	山先　源三					山先＝山師ヵ	川 18
11	山先　儀左衛門					山先＝山師ヵ	川 18
12	山先　源兵衛					山先＝山師ヵ	川 18
13	山先　善太夫					山先＝山師ヵ	川 18
14	山先　忠兵衛 朝夷石	（越前国）	文禄～慶長期（1592～1615）カ	西三川・鶴子・相川	西三川・鶴子・相川	山先＝山師ヵ、No.イ－３石田忠兵衛のことヵ	石田忠兵衛ヵ、由緒
15	山先　半兵衛					山先＝山師ヵ	川 18
16	山先　半六					山先＝山師ヵ	川 18
17	山先　弥右衛門		慶長期（1596～1615）	沢根山東横大横相〈山先弥右衛門大よこ相〉	鶴子	山先＝山師ヵ、鶴子銀山、No.ヤ－18 と同一人物ヵ	川２・４、甲
18	山崎　弥右衛門		慶長期（1596～1615）			間歩名のみ登場、No.ヤ－17 と同一人物ヵ	甲
19	山先　弥三佐					山先＝山師ヵ	川 18
20	山田　佐兵衛		慶長～寛永期（1604～1644）	山田間歩・伏見小左衛門間歩ほか	相川	「一の山仕」	風、年、略
21	山田　佐兵衛 〈のち宗閑〉		貞享期（1684～1688）			味噌屋町山田屋敷居住、地名「山田」由来、No.ヤ－20 の子ヵ	略、相志
22	山田　太左衛門		慶長～元和期（1596～1624）	父宗兵衛間歩ほか	相川		川１・４・９Ⅱ・13・14・15、甲
23	大和　勘助	（大和国）	慶長期（1613～1615）			「ニの山仕」	風
24	大和　久兵衛	大和国	慶長期（1596～1615）	大和久兵衛間歩ほか	相川・新穂	新穂地名「ヤマトヤシキ」由来ヵ	川１・４・７・14
25	山根　弥左衛門		慶長期（1596～1615）				川 19
26	山根　弥三右衛門 〈のち勘兵衛〉		慶長９～寛永４（1604～1627）・18（1641）・承応２（1653）	山根弥三右衛門間歩、鳥越間歩ほか	相川	「一の山仕」	甲、川１・７・10・11・14・15、風、年、略、相志
27	山之内　甚五右衛門		寛延期（1748～1751）	佐渡横相	相川		風
28	山本　十左衛門 山本　重左衛門		享保９（1724）暇願	鶴子銀山	鶴子		略
29	山本　半右衛門 山本　弥兵衛	越前国→佐渡国真野新町	元禄３没（1690）			真野新町山本家初代、No.サ－13 子孫	山本半右衛門家、由緒

ヨ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	余後　久兵衛		慶長期（1596～1615）	鶴子近藤間歩	鶴子		川４
2	横山　三右衛門		承応３（1654）	立島・入川・田野浦	立島・入川・田野浦		年、略

ワ

No.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	若狭　甚右衛門	（若狭国）	慶長～元和期（1596～1624）	若狭甚右衛門間歩ほか	相川	No.ワ－２と同一人物ヵ	甲、川１・４・７・10・11・14

№.	氏　名　〈別名〉	出身地	史料登場時期（西暦）	開発間歩	関係鉱山	備　考	出　典
2	若狭　甚左衛門	（若狭国）	慶長期（1596～1615）	大横相	相川	№.ワ-1と同一人物カ	川10
3	若狭　伝左衛門	（若狭国）	元和期（1615～1624）	佐左衛門間歩	相川		甲
4	若狭　茂助	（若狭国）	慶長期（1604～1615）			「一の山仕」	風
5	若狭　門兵衛〈のち宗徳〉	（若狭国）	慶長期（1604～1615）			「一の山仕」	風
6	若狭　弥次右衛門	（若狭国）	慶長期（1596～1615）				川7
7	若狭　弥次兵衛〈弥兵衛、二代目弥貫〉	（若狭国）	慶長期（1604～1615）	弥貫間歩・鶴子どろ間歩ほか	相川・鶴子	「一の山仕」	川1、風、略
8	和田　三郎兵衛〈十郎左衛門〉	大和国	元和5～寛文（1619～1673）	割間歩・西三川	相川・西三川		略、相志
9	和田　十郎左衛門〈のち高運〉		天和～貞享期（1681～1688）			№.ワ-10・11と同一人物カ	風、年
10	和田　太郎右衛門		明暦期（1655～1658）	割間歩	相川	№.ワ-9・11と同一人物カ	風、年
11	和田　与右衛門〈のち与右衛門・重郎左衛門・高建〉和田　與右衛門		寛文12～元禄6没（1672～1693）	割間歩・鶴子・西三川・入川	相川・鶴子・西三川・入川	№.ワ-8の子・二代目十郎左衛門、№.ワ-9・10と同一人物カ	風、年、略、相志、専光寺（廃寺）墓
12	和田　与左衛門		享保期（1716～1736）				略
13	和田　与太郎		弘化期（1844～1848）	清治・割間歩	相川		年続、稼扱、仕入
14	渡部　掃部		慶長期（1604～1615）			「一の山仕」	風
15	渡辺　儀兵衛		慶長期（1596～1615）	鶴子・道遊割戸	相川・鶴子	相川金銀山発見者	年、略
16	渡部　甚右衛門		寛永18（1641）・20（1643）				略
17	渡邊　傳左衛門		元和～寛永期（1615～1644）	次郎右衛門間歩・入川銀山	相川・入川		年
18	渡部　弥右衛門				相川	金児、関東弥右衛門とも、「関東稲荷」由来	相志
19	渡辺　弥次右衛門渡部　弥次右衛門	越後渡部（寺泊）？	慶長期（1613～1615）	割間歩	相川	「二の山仕」、№.ワ-26と同一人物カ、廻船商人とも	風
20	渡辺　弥次右衛門		元和～寛永期（1615～1644）	向山弥十郎間歩	相川	№.ワ-19と同一人物カ	略

その他（苗字不明）

№.	名　前（苗字不明）	出身地	時　期（西暦）	開　発　間　歩	関係鉱山	備　考	出　典
1	赤右衛門			赤右衛門間歩	戸中	間歩名のみ登場	大概
2	市兵衛			市兵衛間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ（味方家文書カ）
3	嘉右衛門			嘉右衛門間歩	大須	間歩名のみ登場、姓「相生・品賀浦・駿河」カ	大概
4	勘左衛門			勘左衛門（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
5	勘四郎		慶長11（1606）	出雲や藤五郎大横相	相川	山主大工とも、姓「備前」カ	川1
6	喜兵衛			喜兵衛間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ（味方家文書カ）
7	行蔵			行蔵間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
8	黒介		慶長期（1596～1615）	五十里沢御公方新切山	鶴子		川4

付　表　2

No.	名　前 （苗字不明）	出身地	時　期（西暦）	開　発　間　歩	関係鉱山	備　考	出　典
9	源五		慶長期（1596 ～ 1615）	采女平下茂庵間歩	相川	姓「伊勢」カ	甲
10	源五郎			源五郎間歩	大須	間歩名のみ登場	大概
11	源蔵			源蔵間歩	新穂	間歩名のみ登場、姓「山先」カ	絵図
12	玄法			玄法間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
13	五太夫			五太夫間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ （味方家文書カ）
14	小八郎		慶長期（1596 ～ 1615）	小八郎間歩	相川	間歩名のみ登場	川２・14
15	五郎右衛門			五郎右衛門間歩	新穂	間歩名のみ登場、姓「川上・河上・木部・樋口」カ	絵図
16	五郎兵衛			五郎兵衛間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
17	作庵			作庵（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
18	作右衛門			作右衛門（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
19	作右衛門			作右衛門間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
20	作右衛門			作右衛門間歩	鶴子	間歩名のみ登場	絵図
21	作左衛門		慶長期（1596 ～ 1615）	←沢弥五右衛門間歩	相川		川４
22	左近			左近（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
23	佐助		寛永 12 ～承応２ （1635 ～ 1653）	関東沢向源右衛門間歩	相川	姓「加賀」カ	略
24	佐兵右衛門			佐兵右衛門間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ （味方家文書カ）
25	三右衛門		慶長 11（1606）	鶴子屏風沢大横相	鶴子	姓「横山」カ	川１
26	三左衛門	佐渡国 上新穂村	寛政期（1789 ～ 1801）	天神股新敷間歩	新穂	上新穂村農家	上新穂・村上屋　計良七郎左衛門家
27	七右衛門		慶長期（1596 ～ 1615）	小河山七右衛門間歩	小川	姓「越中」カ	川４
28	主膳			主膳間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
29	四郎三郎			四郎三郎間歩	鶴子	間歩名のみ登場	絵図
30	少五郎		慶長 11（1606）	中使間歩	相川	姓「京」カ	川１
31	庄五郎			中使間歩			川 15
32	治郎右衛門			治郎右衛門間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
33	二郎兵衛		慶長期（1596 ～ 1615）	←沢弥五右衛門間歩	相川	姓「越中」カ	川４
34	二郎兵衛 次郎兵衛			大瀧下大横相	鶴子	姓「越中」カ	川４
35	新吉			新吉（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
36	助右衛門			助右衛門間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ （味方家文書カ）
37	助左右衛門			助左右衛門間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ （味方家文書カ）
38	清五郎		慶長 11（1606）	中使間歩	相川		川１
39	清十郎		慶長期（1596 ～ 1615）	五十里沢床や平清十郎間歩	鶴子		川４
40	清十郎			小川銀山清十郎間歩	小川		川４
41	清蔵			清蔵間歩	戸中	間歩名のみ登場	大概
42	清八		慶長期（1596 ～ 1615）	清八間歩	相川	間歩名のみ登場	川２
43	宗吉			宗吉（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
44	惣五郎			惣五郎間歩	大須	間歩名のみ登場	大概
45	宗太夫			宗太夫間歩	相川	「岩下惣太夫」由来カ	絵図、国史跡
46	大助		慶長期（1596 ～ 1615）	大助間歩	相川		川２
47	大藤八		慶長期（1596 ～ 1615）	大藤八間歩	相川	間歩名のみ登場	川１
48	竹蔵			竹蔵間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
49	太郎太夫			太郎太夫間歩	鶴子	間歩名のみ登場	仕入
50	次太夫			次太夫（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図

No.	名 前（苗字不明）	出身地	時 期（西暦）	開 発 間 歩	関係鉱山	備 考	出 典
51	長右衛門			長右衛門間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ（味方家文書ヵ）
52	長之助			長之助間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
53	藤庵			藤庵間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ（味方家文書ヵ）
54	東円			東円間歩	鶴子	間歩名のみ登場	略記
55	藤左衛門		元治期（1864 ～ 1865）	新穂銀山	新穂	姓「伊藤・柏崎」ヵ	略
56	道遊			道遊（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
57	徳太夫			徳太夫（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
58	八郎右衛門		慶長期（1596 ～ 1615）	八郎右衛門間歩	鶴子	間歩名のみ登場、姓「松木」ヵ	川 4
59	半兵衛	信濃国安曇郡	文化期（1804 ～ 1818）	大瀧間歩	鶴子		略
60	平太夫		慶長 11（1606）	鶴子屏風沢大横相	鶴子	姓「江戸・喜多」ヵ	川 1
61	平兵衛			平兵衛間歩	鶴子	間歩名のみ登場	町Ⅱ（味方家文書ヵ）
62	孫左衛門		慶安元（1648）	新穂瀧沢銀山	新穂	姓「越中・京・松田おふみ」ヵ	略、撮年
63	茂兵衛		慶長期（1596 ～ 1615）	五十里沢襴□間歩	鶴子		川 4
64	矢右衛門		慶長期（1596 ～ 1615）	矢右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場	川 14
65	弥吉			弥吉〈弥喜知〉間歩	鶴子		絵図
66	弥五右衛門		慶長期（1596 ～ 1615）	御番や下大横相	鶴子	姓「但馬」ヵ	川 4
67	弥三兵衛		慶長 11（1606）	鶴子屏風沢大横相	鶴子		川 1
68	弥平			弥平（間歩）	相川		絵図
69	弥兵衛		慶長期（1596 ～ 1615）	つるし内山八郎左衛門間歩	鶴子	姓「若狭・山本」ヵ	川 4
70	遊円〈ゆふえん〉		慶長期（1596 ～ 1615）	遊円間歩	鶴子	間歩名のみ登場	川 14
71	与市			与市（間歩）	相川	間歩名のみ登場	絵図
72	与右衛門			与右衛門間歩	新穂	間歩名のみ登場	絵図
73	与三右衛門		慶長期（1596 ～ 1615）	与三右衛門間歩	相川	間歩名のみ登場、姓「越後・近江・和田」ヵ	川 14
74	与兵衛			与兵衛間歩	新穂	間歩名のみ登場、姓「近江」ヵ	絵図
75	与六		慶長期（1596 ～ 1615）	与六間歩	相川	間歩名のみ登場	川 1

注 1 出身地欄の（ ）は名字から推定される出身地 2 出身地欄の－は子孫のため出身地を省略 3 開発間歩欄の□は原本が判読不明のもの

【凡例・参考文献】

由緒 ＝ 相川町史編纂委員会編 1973 「佐州地役人分限由緒書」『佐渡相川の歴史』資料集二 墓と石造物 相川町
乙 ＝ 相川町史編纂委員会編 1973 「乙文書」『佐渡相川の歴史』資料集三 佐渡金山史料 相川町
川 ＝ 相川町史編纂委員会編 1973 「川上家文書」『佐渡相川の歴史』資料集三 佐渡金山史料 相川町
甲 ＝ 相川町史編纂委員会編 1973 「甲文書」『佐渡相川の歴史』資料集三 佐渡金山史料 相川町
年続 ＝ 佐渡郡教育会編 1940 『佐渡年代記続輯』
町Ⅱ ＝ 佐和田町史編さん委員会編 1991 『佐和田町史 通史編Ⅱ』
相志 ＝ 田中圭一編 1968 『佐渡相川志』 新潟県立佐渡高等学校同窓会
名目 ＝ 田中圭一編 1968 「古間歩名目」『佐渡相川志』 新潟県立佐渡高等学校同窓会
大概 ＝ 計良勝範 1968 「相川金銀銅山古間歩大概」『佐渡相川志』解題 新潟県立佐渡高等学校同窓会
稼扱 ＝ 計良勝範 1968 「佐渡金銀山稼方取扱一件」『佐渡相川志』解題 新潟県立佐渡高等学校同窓会
佐名 ＝ 伊藤隆敬撰・新潟県立佐渡高等学校同窓会編 1997 『佐渡名勝志』 野島出版
風 ＝ 永井次芳 1974 『佐渡風土記』 臨川書店
年 ＝ 西川明雅・原田久通 1935 『佐渡年代記』上巻 佐渡郡教育会
年 ＝ 西川明雅・原田久通 1936 『佐渡年代記』中巻 佐渡郡教育会
年 ＝ 西川明雅・原田久通 1938 『佐渡年代記』下巻 佐渡郡教育会
仕入 ＝ 新潟県編 1984 「文久元年 御仕入稼所取扱一件」『新潟県史』資料編 12 近世七 幕末編
古略 ＝ 新潟県立佐渡高等学校同窓会編 1986 「佐渡古実略記」『佐渡国略記』上巻（復刻）
略 ＝ 新潟県立佐渡高等学校同窓会編 1986 『佐渡国略記』上巻（復刻）
略 ＝ 新潟県立佐渡高等学校同窓会編 1986 『佐渡国略記』下巻（復刻）
撮年 ＝ 山本修之助編 1973 「撮要佐渡年代記」『佐渡叢書』第 4 巻 佐渡叢書刊行会
杼 ＝ 岩木文庫資料集編纂委員会編 1995 「杼陵堂隋見隋記」『佐渡近世・近代資料集 - 岩木文庫 -』下巻
味 ＝ 八木千恵子編 2006 『佐渡金銀山山師 味方家寄託資料目録』 佐渡市教育委員会生涯学習課佐渡金銀山室
絵図 ＝ 佐渡金銀山関係絵図類

元和期以前の山師の出身地ごとに見た国内分布状況表

五畿七道		国　名	人数	著名な山師	所在する主な金銀山
畿内	1	大和国	3		
	2	山城国・京	10～11	京佐左衛門ほか	
		山城国・伏見	7		
	3	摂津国・大坂	13～20	大坂庄右衛門ほか	多田銀山
	4	河内国	2		
	5	和泉国・堺	3		
東海道	1	伊賀国	0		
	2	伊勢国	10	片山勘兵衛ほか	
		伊勢国・鈴鹿	1		
	3	志摩国	0		
	4	尾張国	4		
	5	三河国	0		
	6	遠江国	0		
	7	駿河国	2		
	8	甲斐国	5～7	下田清治ほか	湯之奥金山・黒川金山ほか
	9	伊豆国	0		
	10	相模国	1		
	11	安房国	0		
	12	上総国	0		
	13	下総国	0		
	14	常陸国	0		
	15	武蔵国・江戸	11～13	江戸勝右衛門ほか	
東山道	1	近江国	8～9	近江与兵衛ほか	
		近江国・大津	2		
	2	美濃国・岐阜	1		
	3	飛騨国	0		
	4	信濃国	3		
		信濃国・諏訪	1		
	5	上野国	1		
	6	下野国	0		
	7	陸奥国・会津	0		
	8	出羽国・秋田	2	秋田権右衛門ほか	
		出羽国・酒田	1		
		出羽国・庄内	1		
北陸道	1	若狭国	7～8	若狭弥次兵衛ほか	
	2	越前国	14		
		越前国・敦賀	2	敦賀七助	
	3	越中国	21	越中仁兵衛ほか	
	4	越後国	8	外山茂右衛門ほか	上田銀山
		越後国・上田	2～4		
		越後国・柏崎	1		
		越後国・弥彦	1		
	5	加賀国	12	加賀弥十郎ほか	
	6	能登国	1～3		
	7	佐渡国	5		

五畿七道		国　名	人数	著名な山師	所在する主な金銀山
山陽道	1	播磨国	2		
		播磨国・相生	1		
		播磨国・明石	4		
		播磨国・三方	2	味方但馬ほか	
	2	美作国	0		
	3	備前国	4	備前夕白ほか	
	4	備中国	1		
	5	備後国	2		
	6	安芸国・広島	1		
	7	周防国	0		
	8	長門国・萩	2		
山陰道	1	丹波国	6	丹波弥十郎ほか	
	2	丹後国	0		
	3	但馬国	11～12	但馬清兵衛ほか	生野銀山
	4	因幡国	2		
	5	伯耆国	0		
	6	出雲国	5		
	7	石見国	7～8	石田忠兵衛ほか	石見銀山
	8	隠岐国	0		
南海道	1	紀伊国	0		
	2	淡路国	0		
	3	阿波国	0		
	4	讃岐国	0		
	5	伊予国	0		
	6	土佐国	0		
西海道	1	筑前国	0		
	2	筑後国	2		
	3	豊前国	0		
	4	豊後国	0		
	5	肥前国	0		
	6	肥後国	0		
	7	日向国	0		
	8	薩摩国	0		
	9	大隅国	0		
	10	壱岐国	0		
	11	対馬国	0		
出身地不明			202		※1

※1　出身地不明者は除く。また、同一人物の可能性があるものもカウントしているため、今後数値変動の可能性あり

関 連 資 料

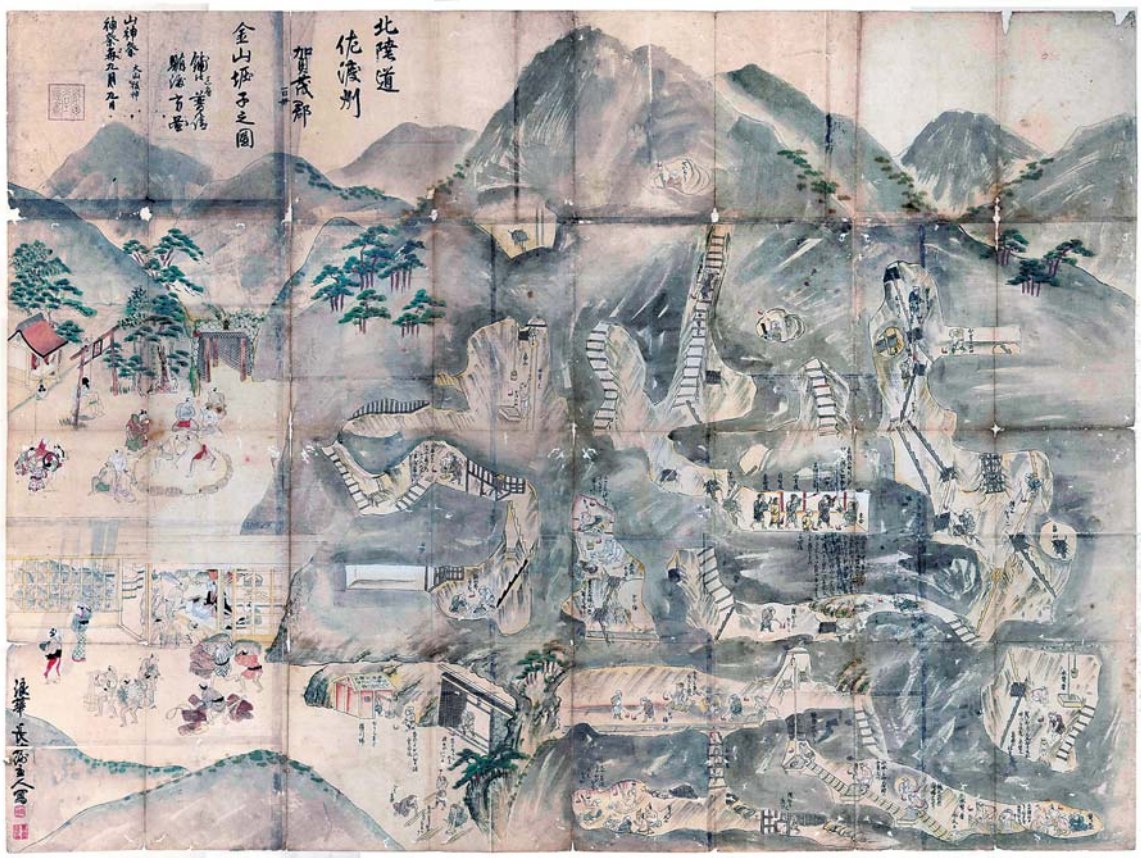

絵図１「金山掘子之図」　〔佐渡市蔵〕

絵図２「相川八景　道遊秋月」（文政 10（1827）年）　〔相川郷土博物館蔵〕

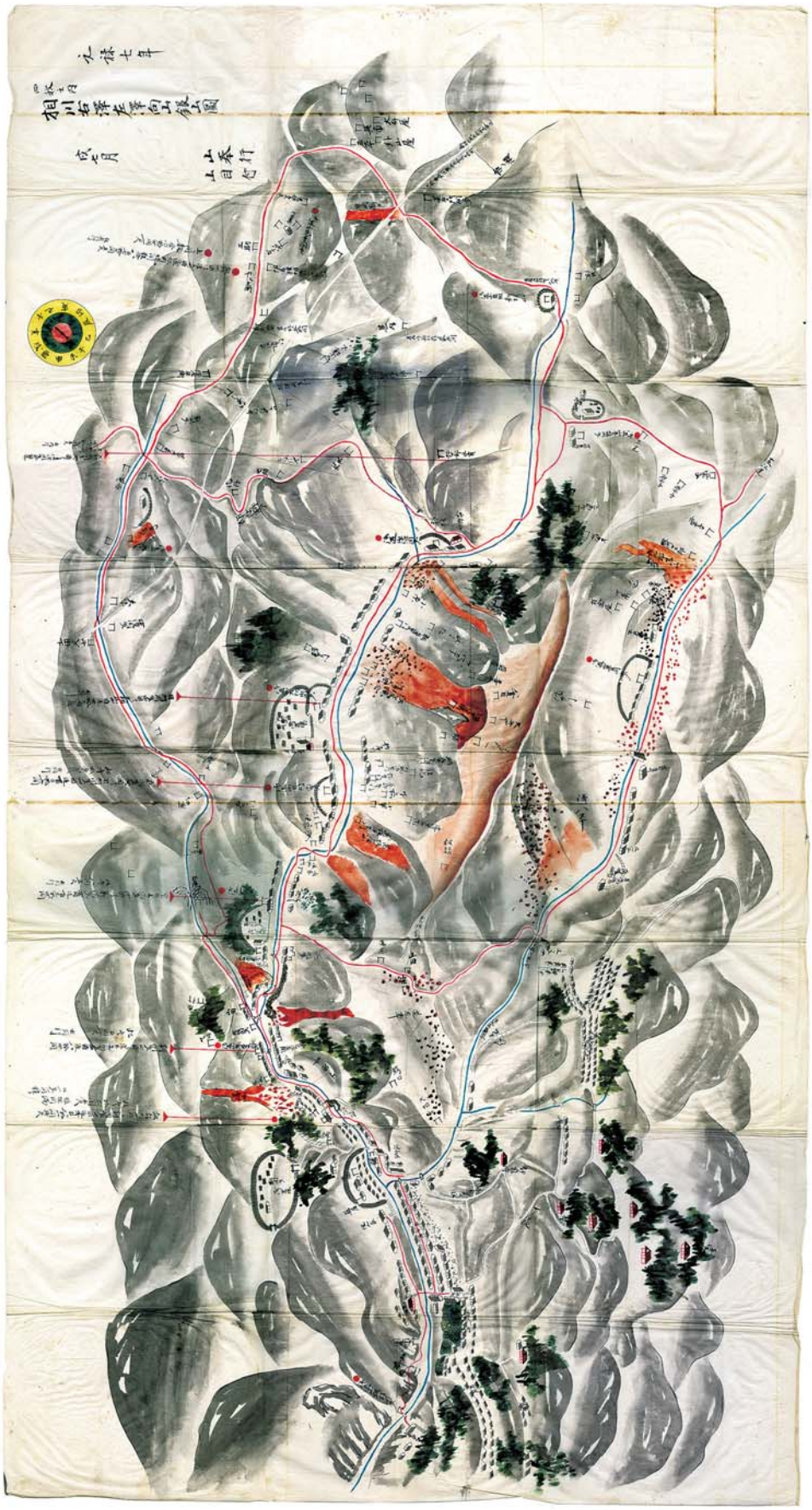

絵図３「相川右沢左沢向山銀山図」（元禄７（1694）年）　〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

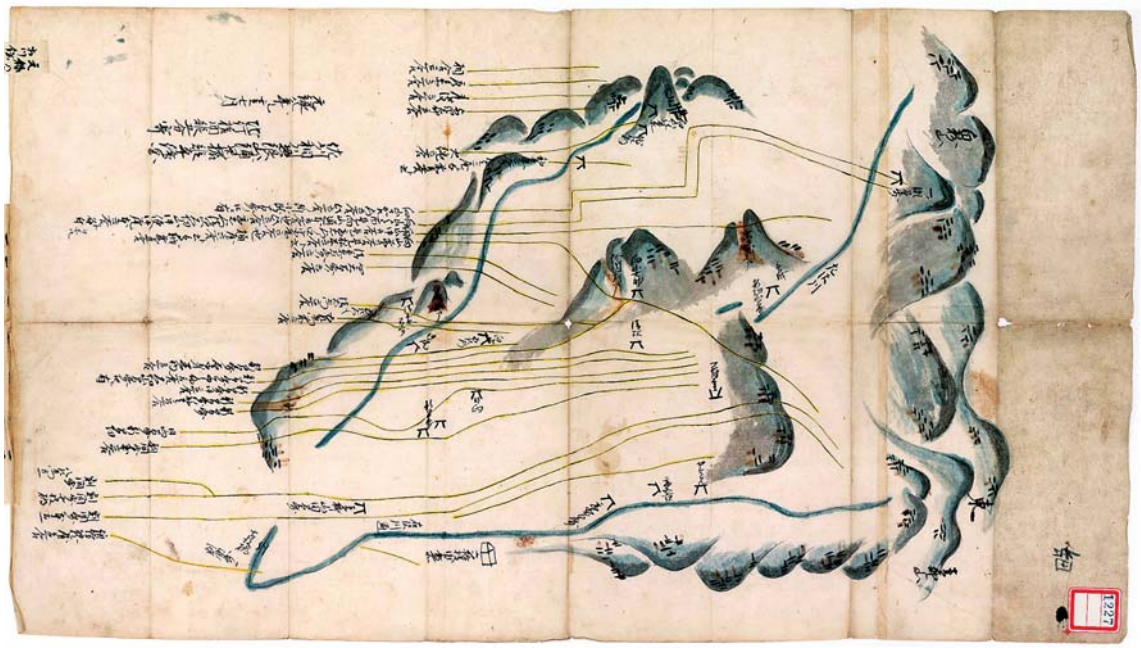

絵図４「相川惣銀山數絵図」（元禄８（1695）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

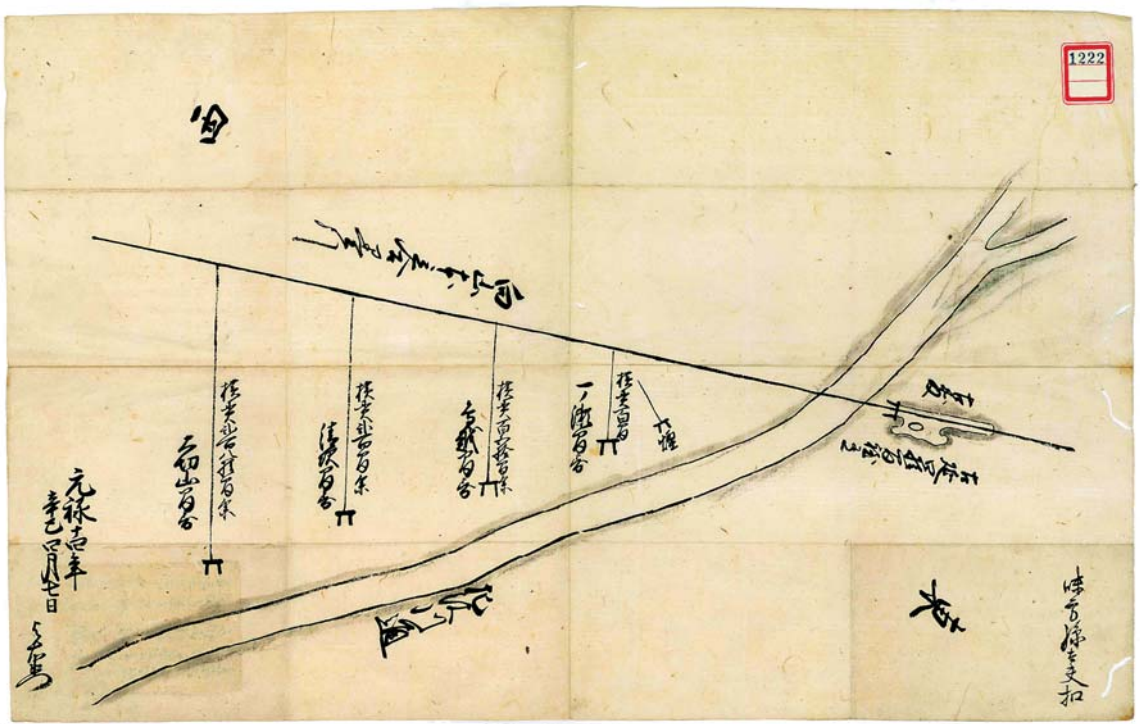

絵図５「向山本立合墨引」（元禄 14（1701）年・安永２（1773）年写）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

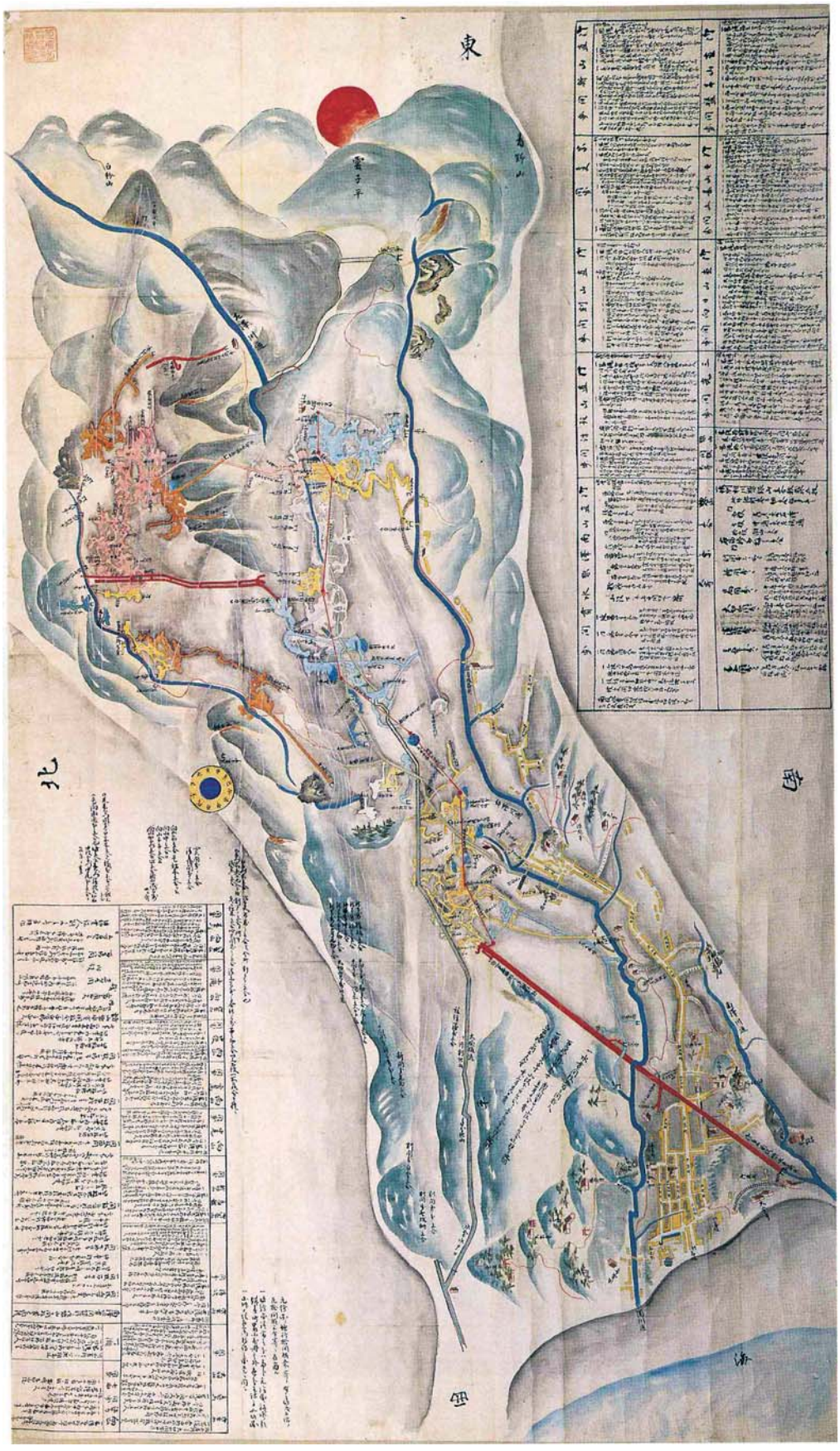

絵図６「佐州相川敷岡振矩絵図」（元禄８（1695）年頃）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

絵図 7 「〔銀山岡絵図〕」（寛保 3 ～延享 4（1743 ～ 1747）年）　〔佐渡市蔵〕

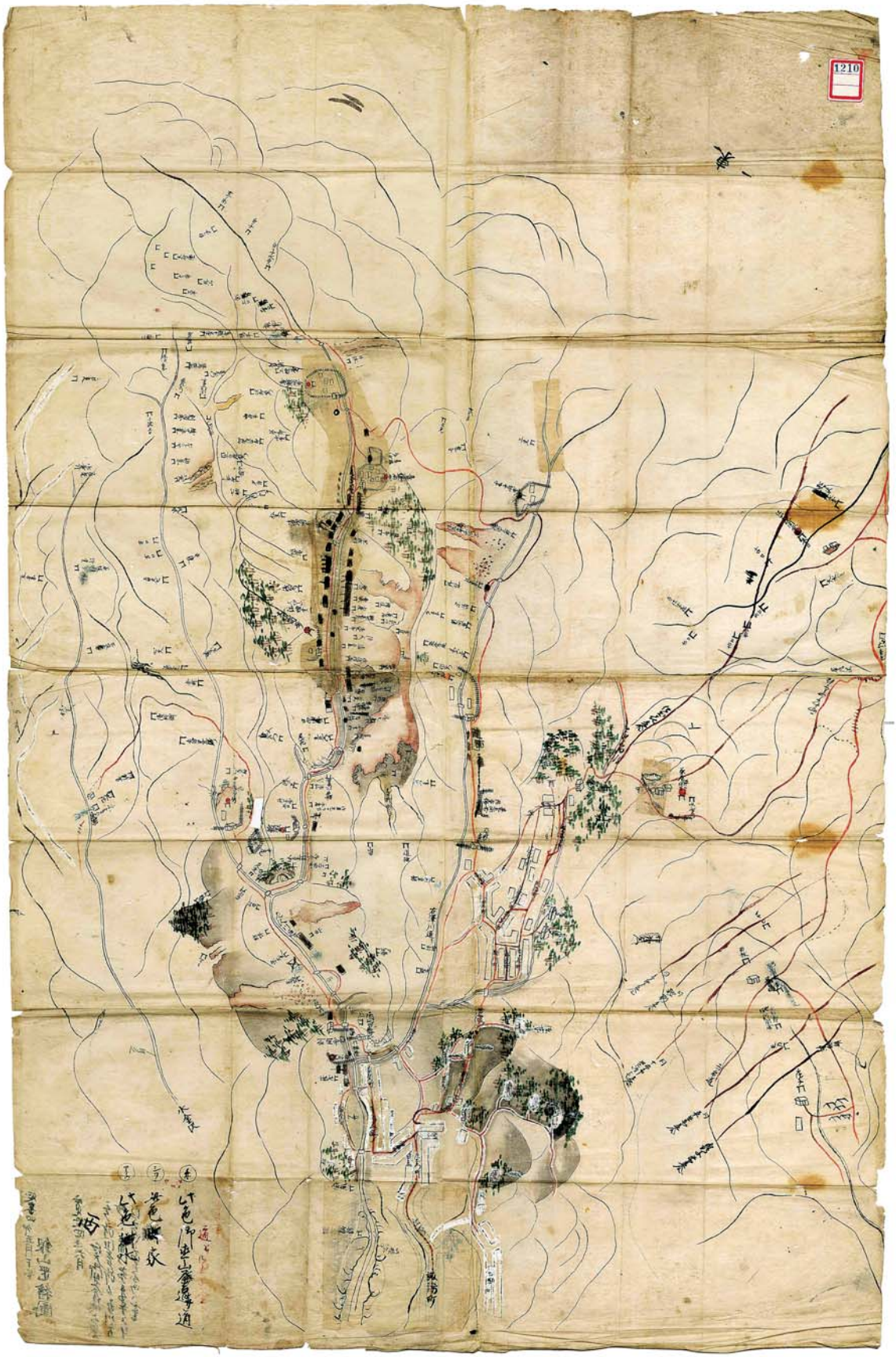

絵図８「銀山岡絵図」（延享４（1747）年）

〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

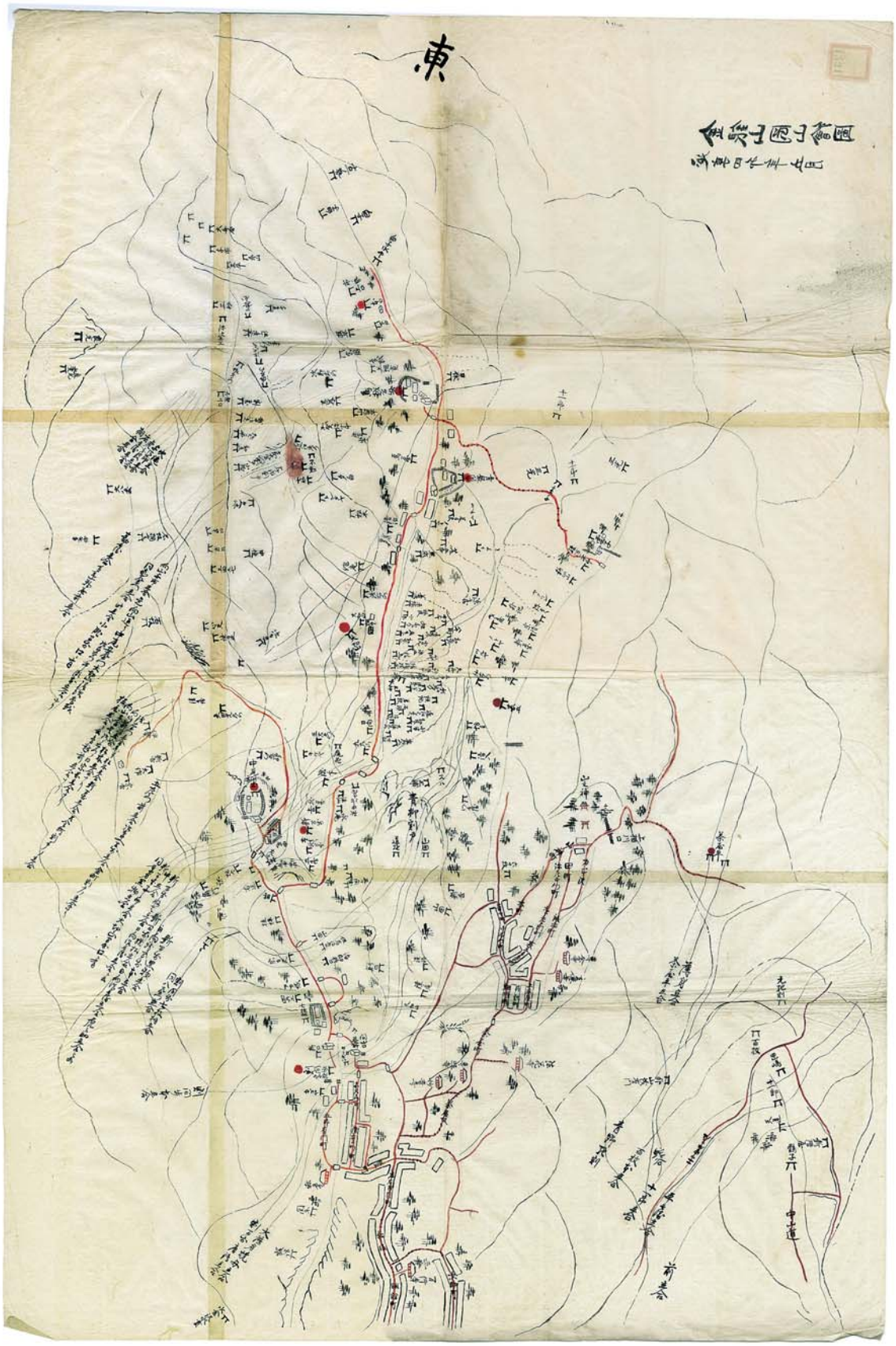

絵図９「御直山鉱山岡絵図（金銀山岡山図）」（延享４（1747）年５月）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

絵図 10 「鉱山金坑絵図」（18 世紀中半・宝暦 2 ～ 7（1752 ～ 1757）年頃）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

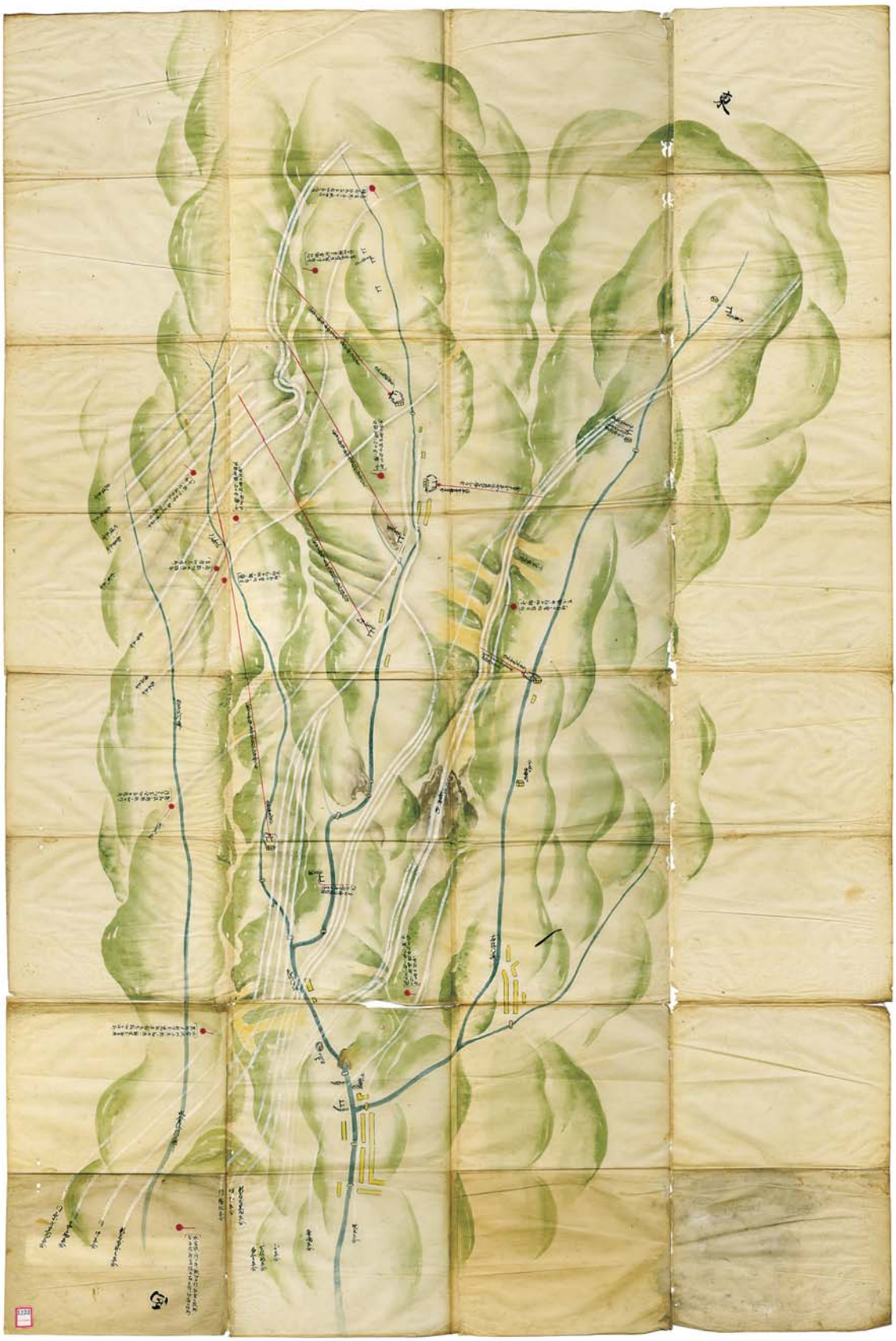

絵図 11　**「相川鉱山図」**（18 世紀後半・天明 3 ～寛政 5（1783 ～ 1793）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

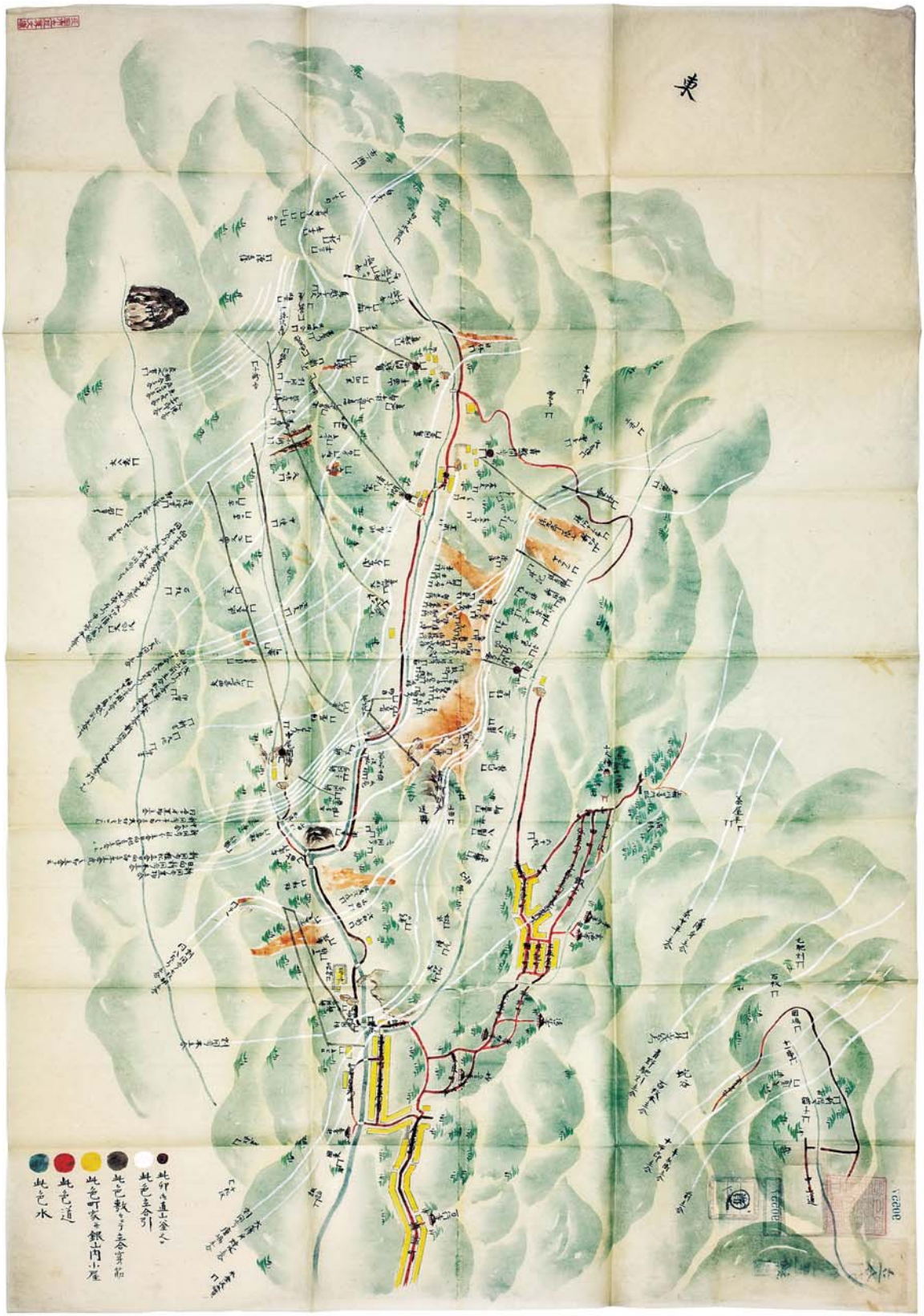

絵図 12 「立合引銀山岡絵図」（19 世紀前半・文政 7（1824）年頃カ）
〔長岡市立中央図書館蔵「反町茂雄文庫」〕

絵図 13 「相川銀山立合引并新切山立場所絵図」（天保 12（1841）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

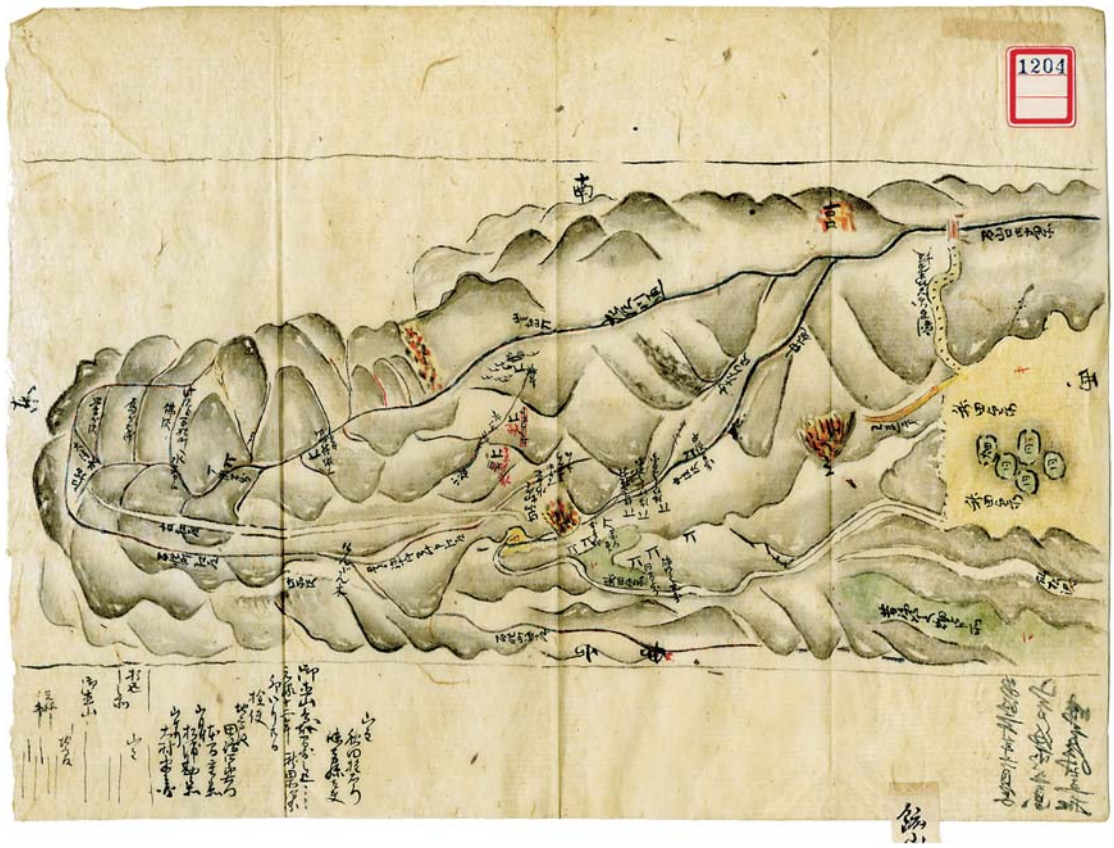

絵図 14 「銀山岡絵図」（元禄 12（1699）年・安政 2（1855）年写本）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

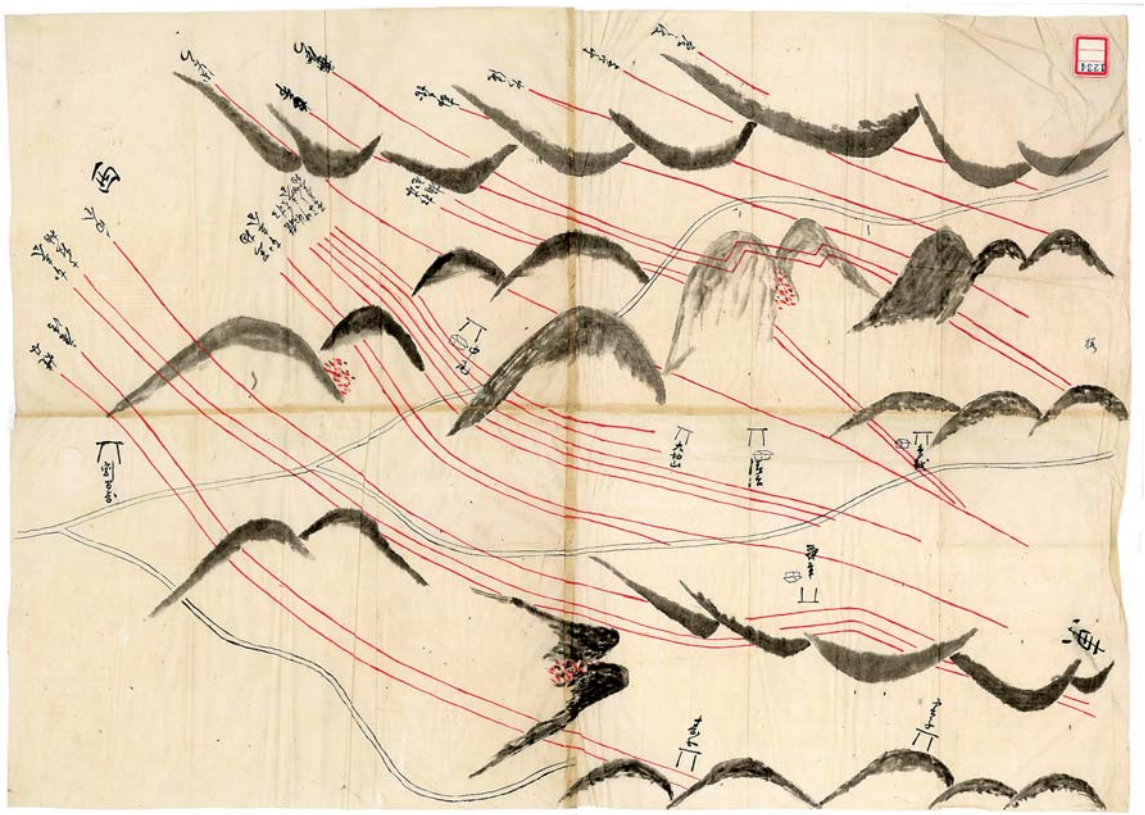

絵図 15 「相川鉱山立合引」（18 世紀末・寛政 8 ～ 10（1796 ～ 1798）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

絵図 16 「相川町々并銀山岡絵図」（19 世紀前半・文政 6 ～天保 9（1823 ～ 1838）年）
〔長岡市立中央図書館蔵「反町茂雄文庫」〕

絵図 17 「相川町々并銀山岡絵図」（上図・鉱山部分）

絵図 18 「相川町々并銀山岡絵図」（19 世紀前半・文政 6 ～天保 9（1823 ～ 1838）年）〔赤石家文書〕

絵図 19 「相川町々并銀山岡絵図」（上図・鉱山部分）

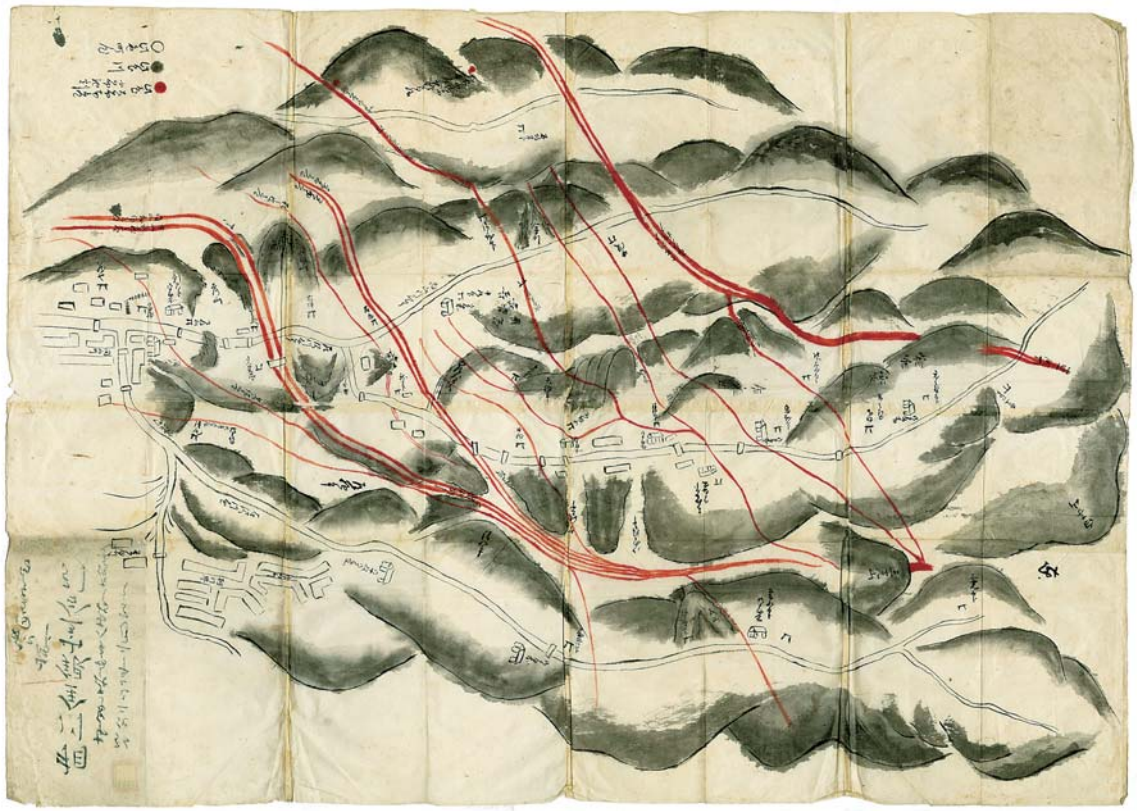

絵図 20 「相川金銀山立合引古絵図」（18 世紀末～ 19 世紀中半カ・弘化 2（1845）年写本）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

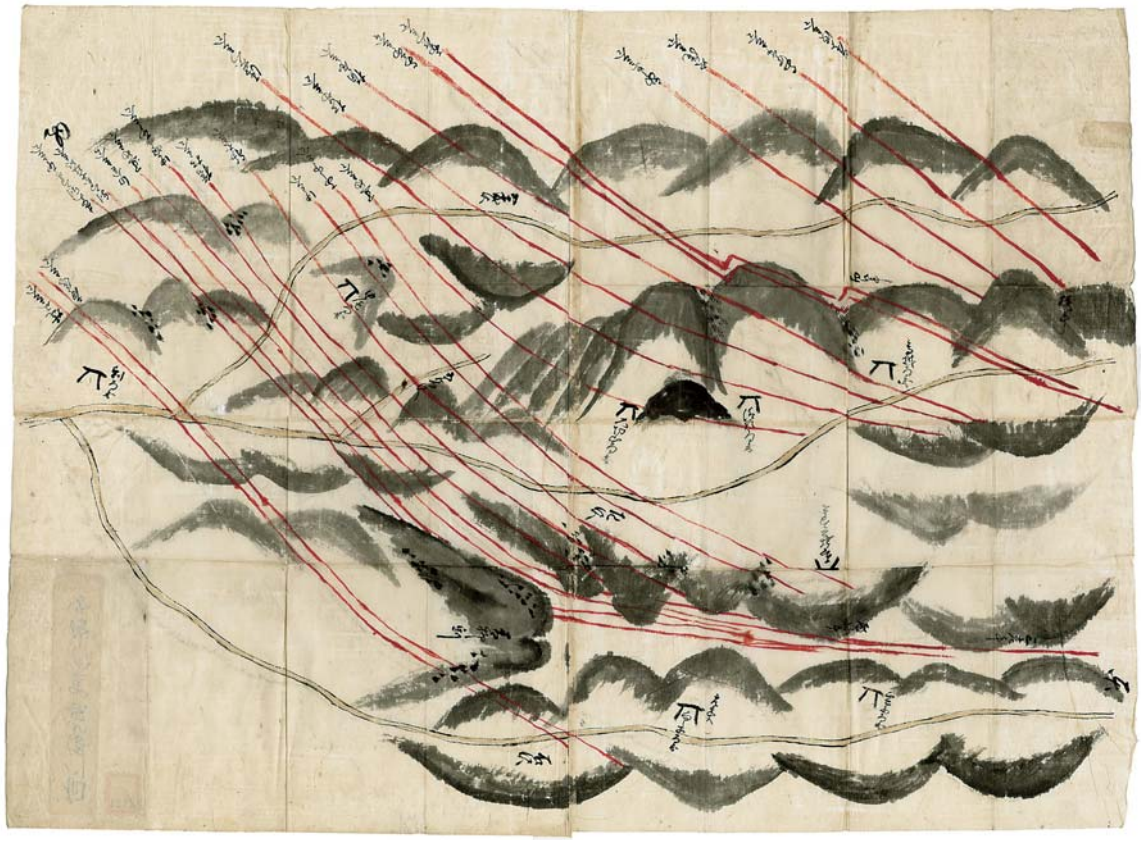

絵図 21 「相川銀山岡山立合引」（寛政 5 ～慶応 4（1793 ～ 1868）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

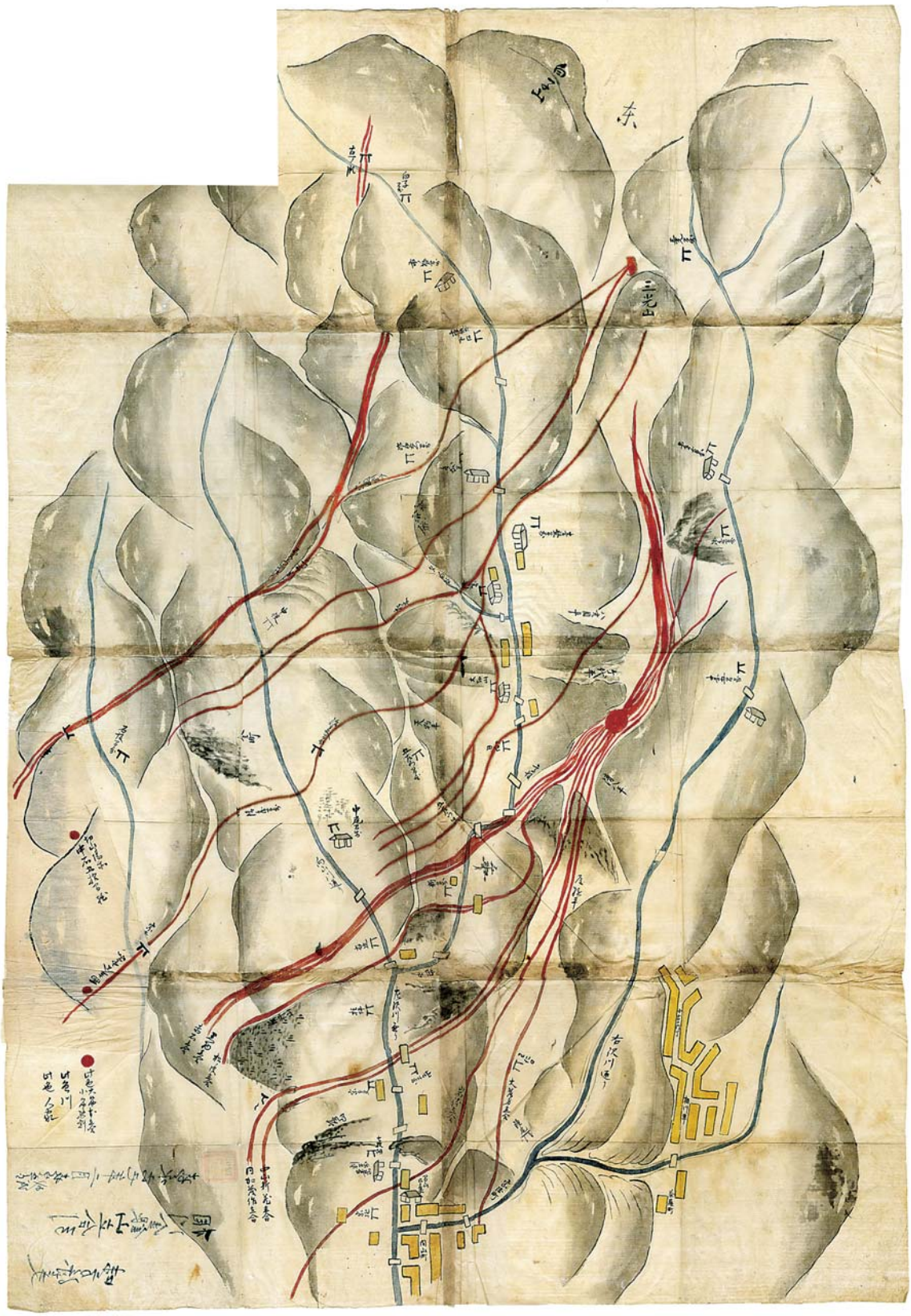

絵図 22 「相川金銀山立合引」（18 世紀末～ 19 世紀中半カ・嘉永 6（1853）年写）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

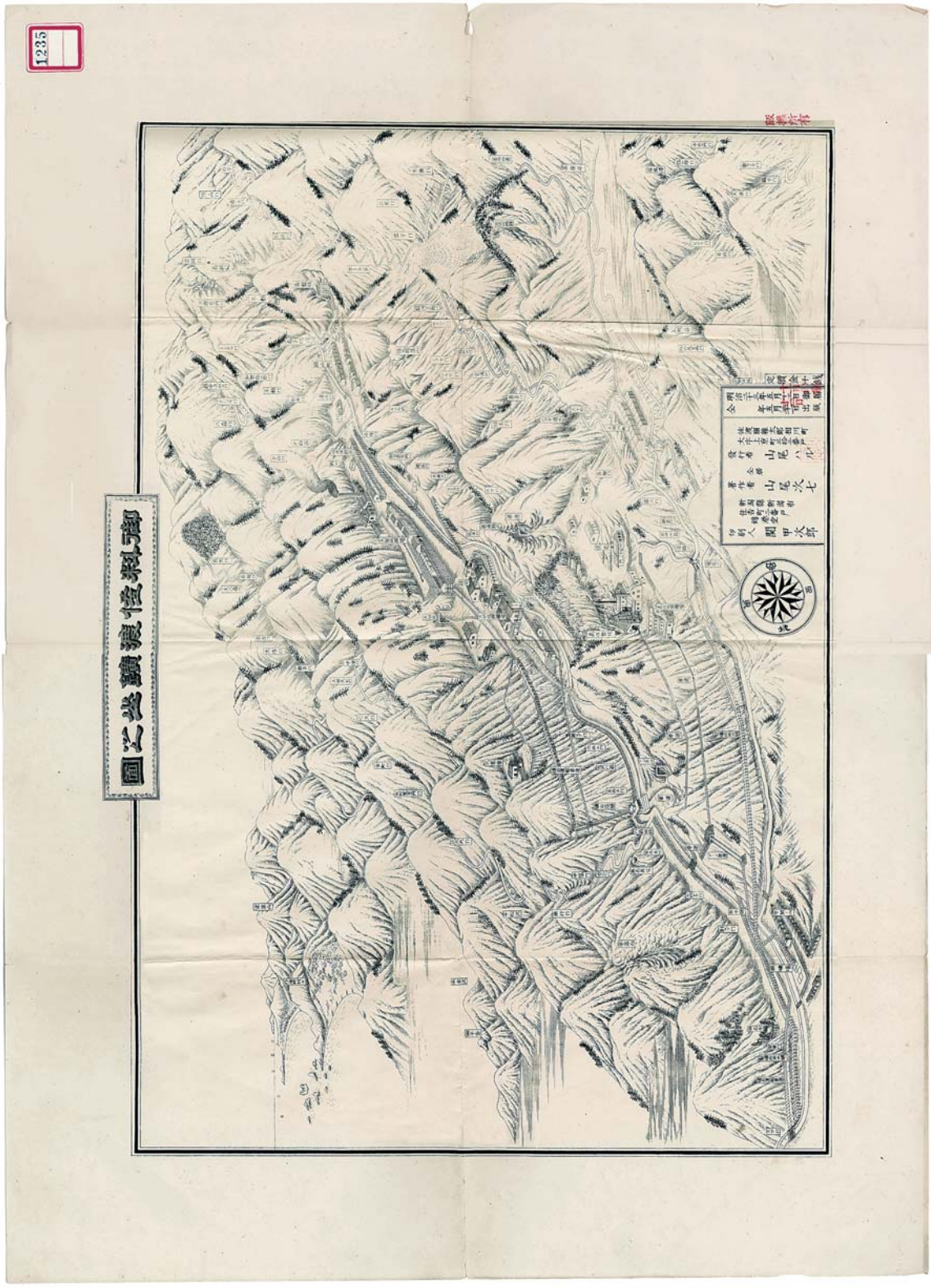

絵図 23 「御料佐渡鉱山之図」（明治 23（1890）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

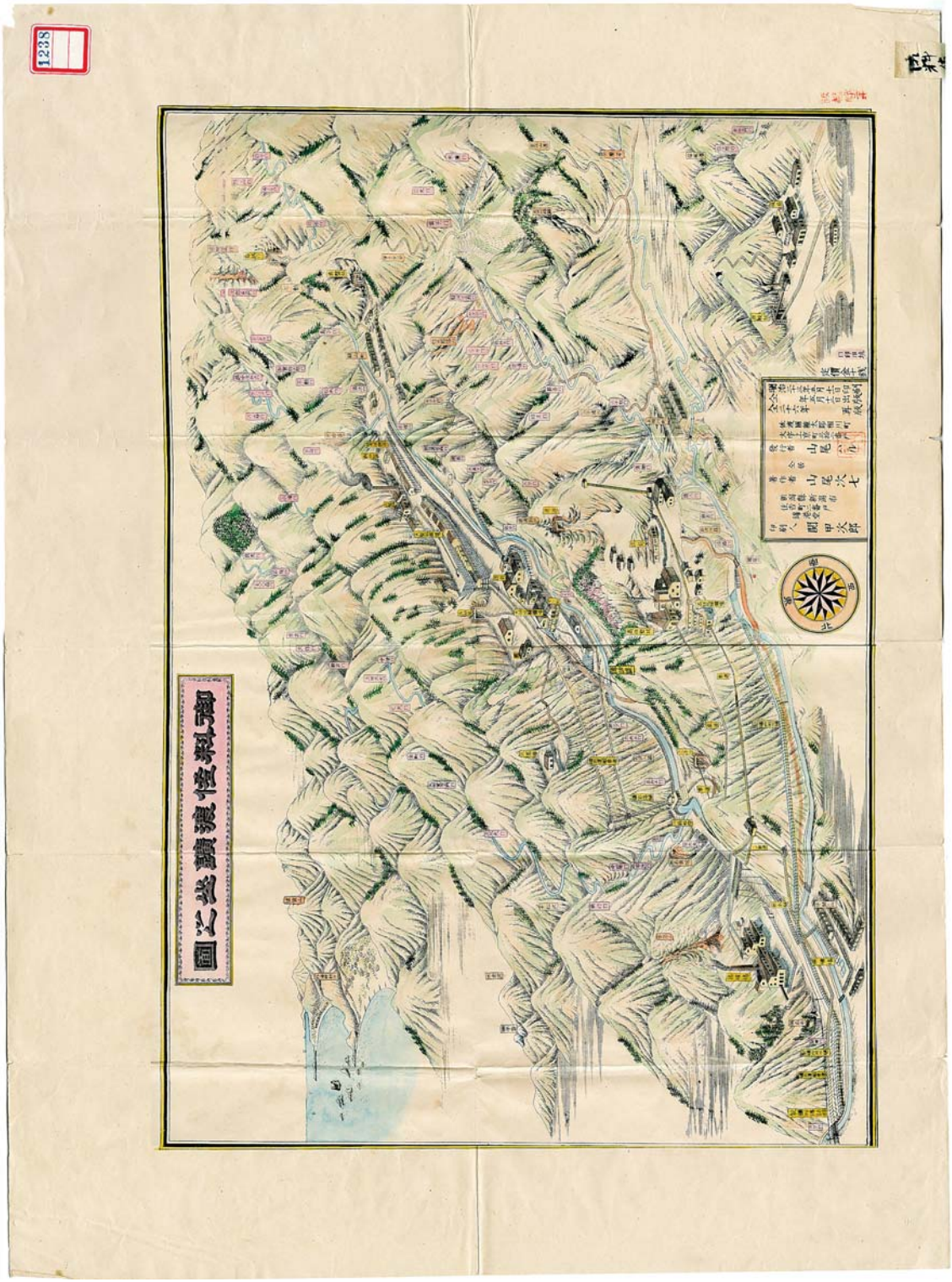

絵図 24 「御料佐渡鉱山之図」（明治 26（1893）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

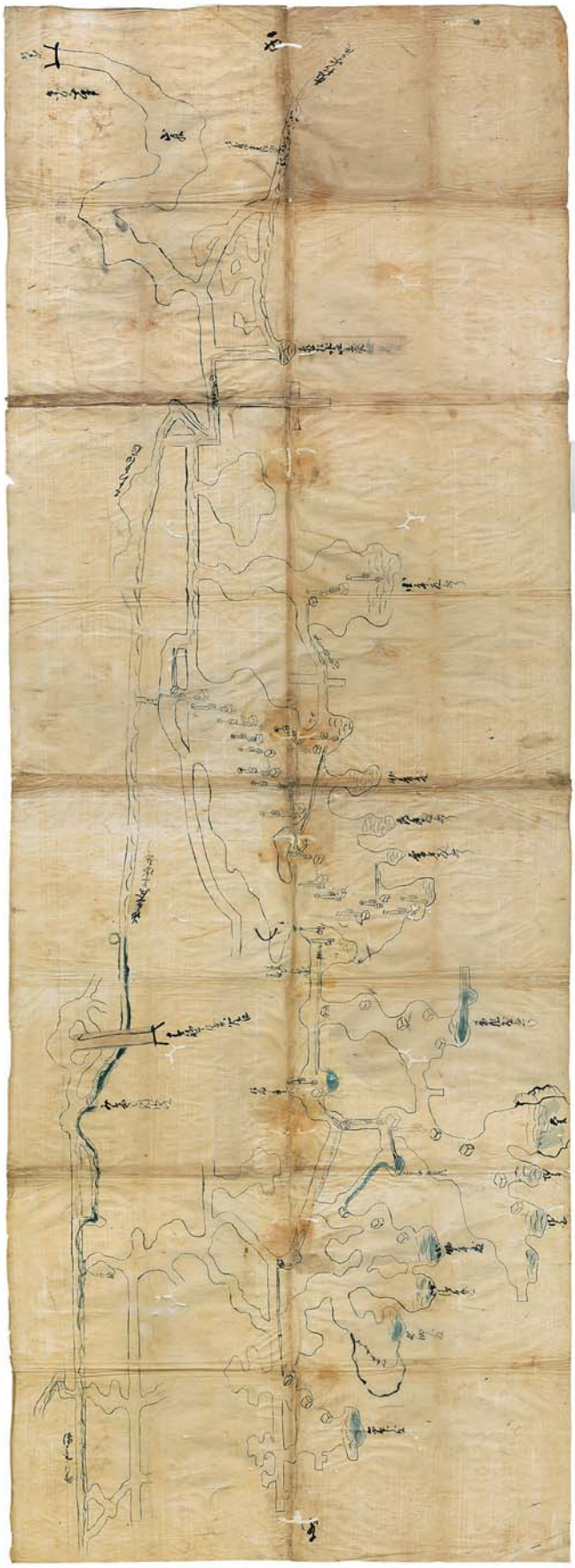

絵図 25 「青盤間歩車引系統図」〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

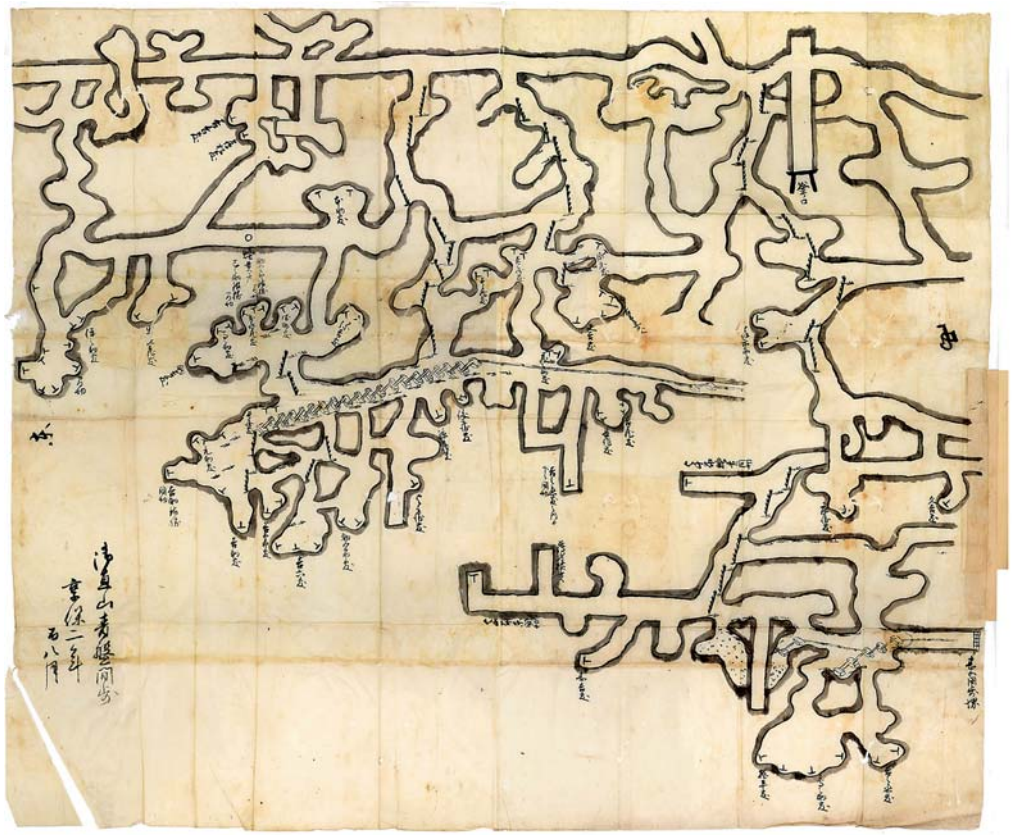

絵図 26 「御直山青盤間歩」（享保 2（1717）年）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

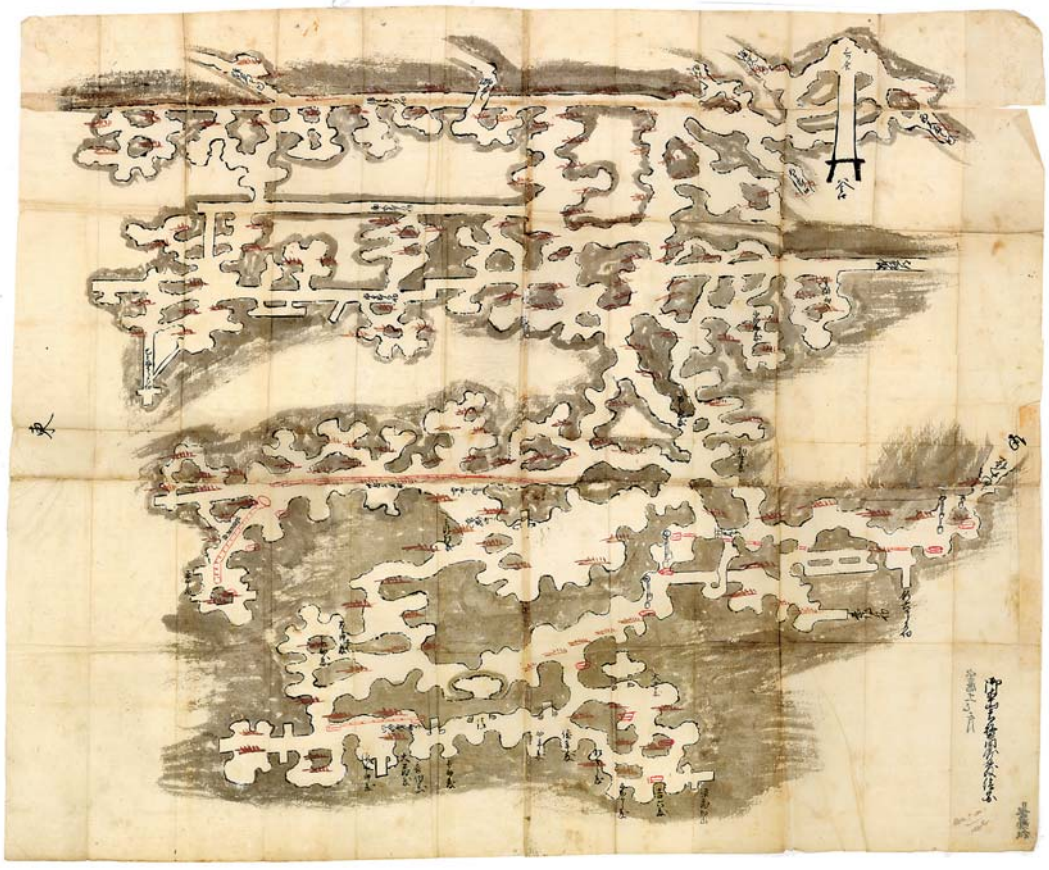

絵図 27 「御直山青盤間歩」（宝暦 11（1761）年）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

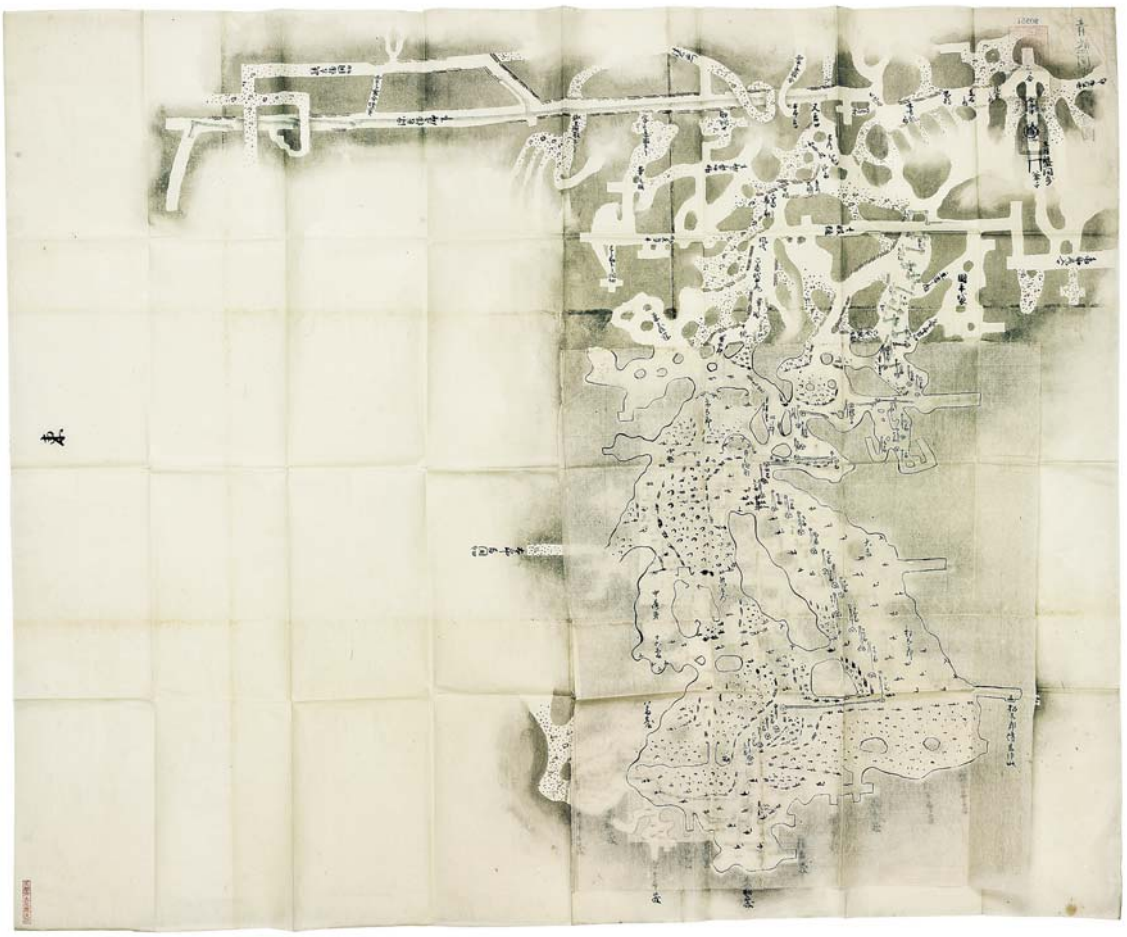

絵図 28 「青盤間歩敷内絵図」〔長岡市立中央図書館蔵「反町茂雄文庫」〕

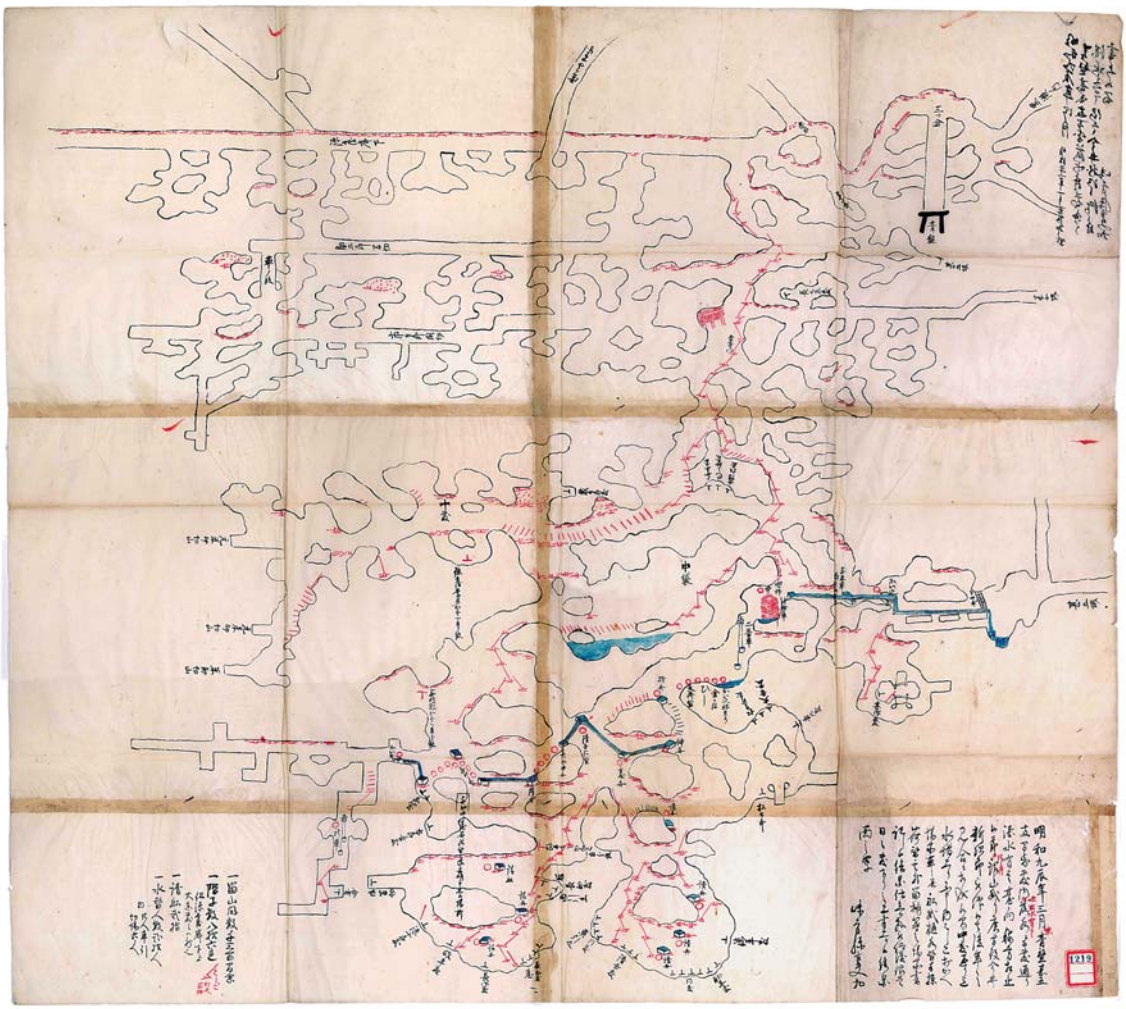

絵図 29 「青盤間歩・甚五間歩敷内絵図」（明和 9（1772）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

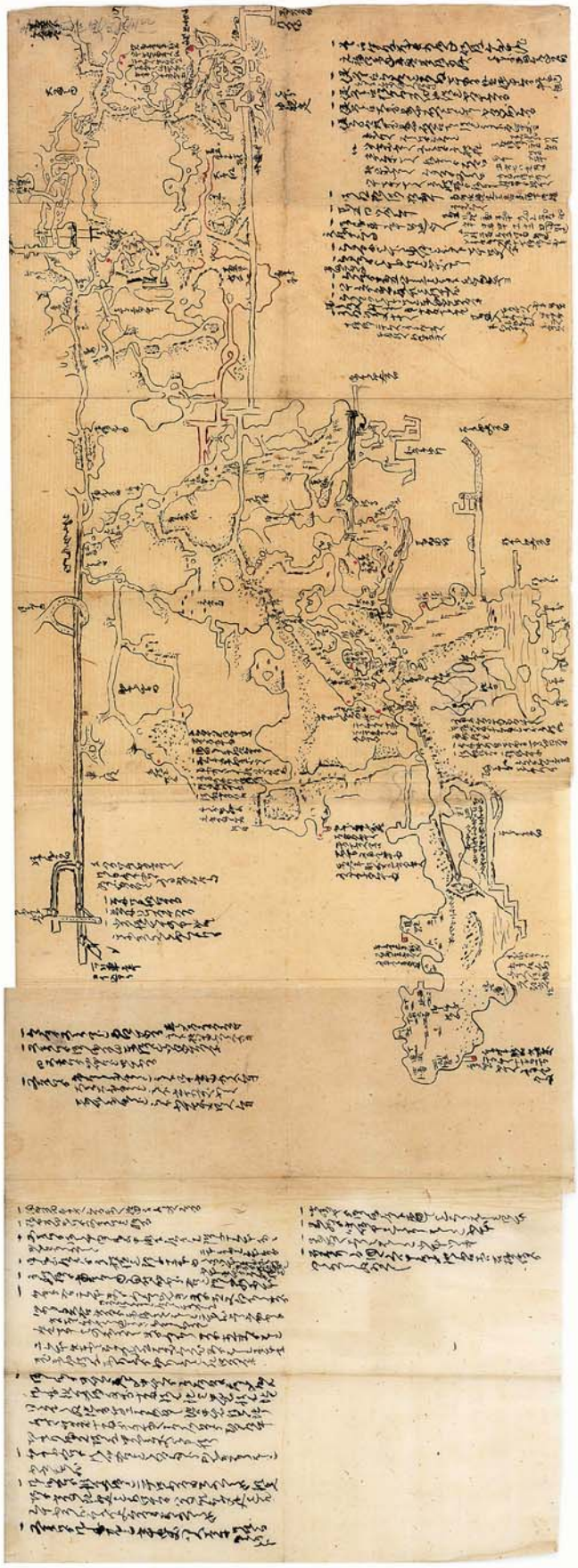

絵図 30 「青盤間歩鋪内墨引」（安政 3（1856）年）〔味方家文書〕

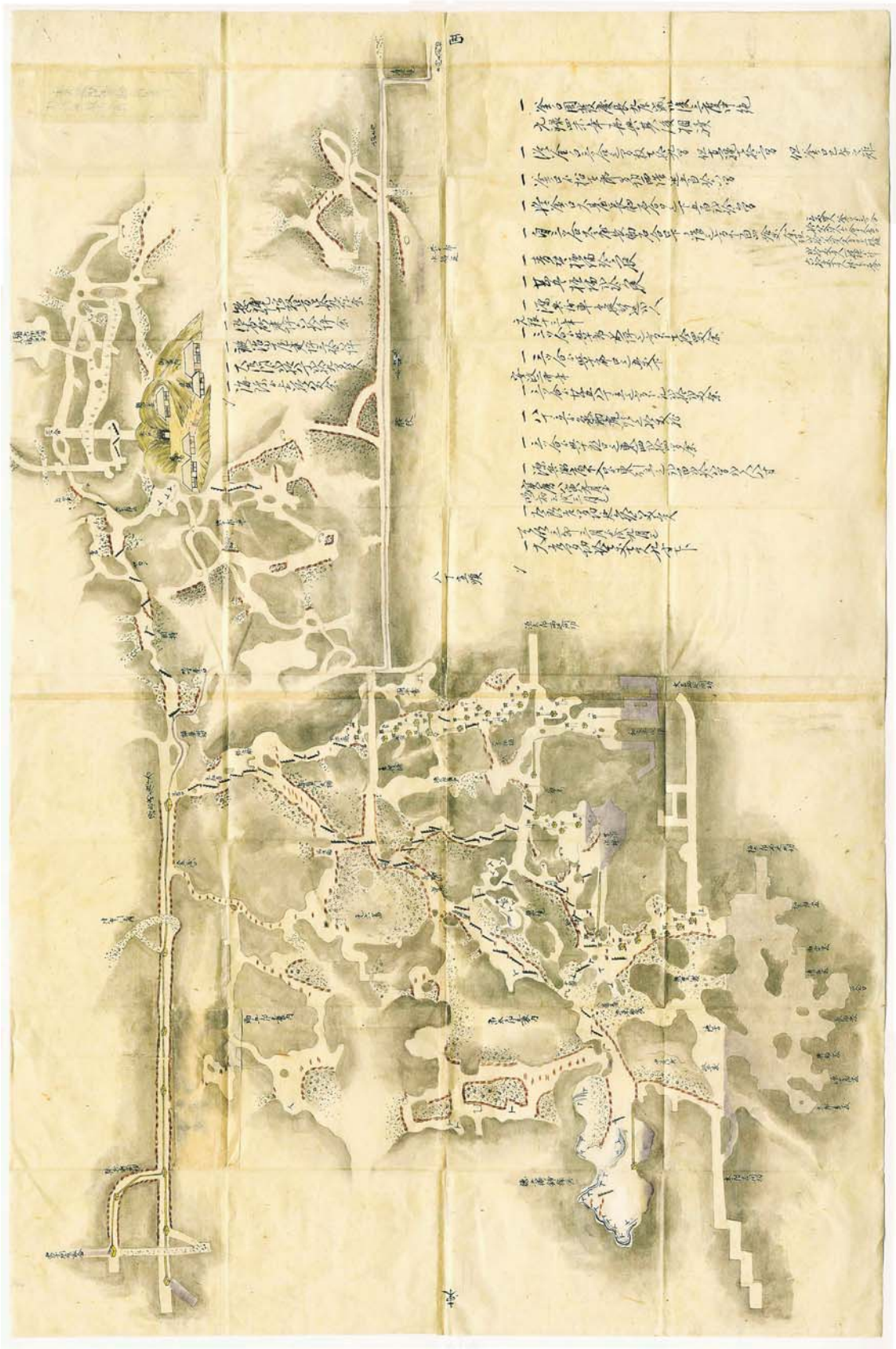

絵図 31 「佐州金銀山之内青盤間歩墨引」 〔赤石家文書〕

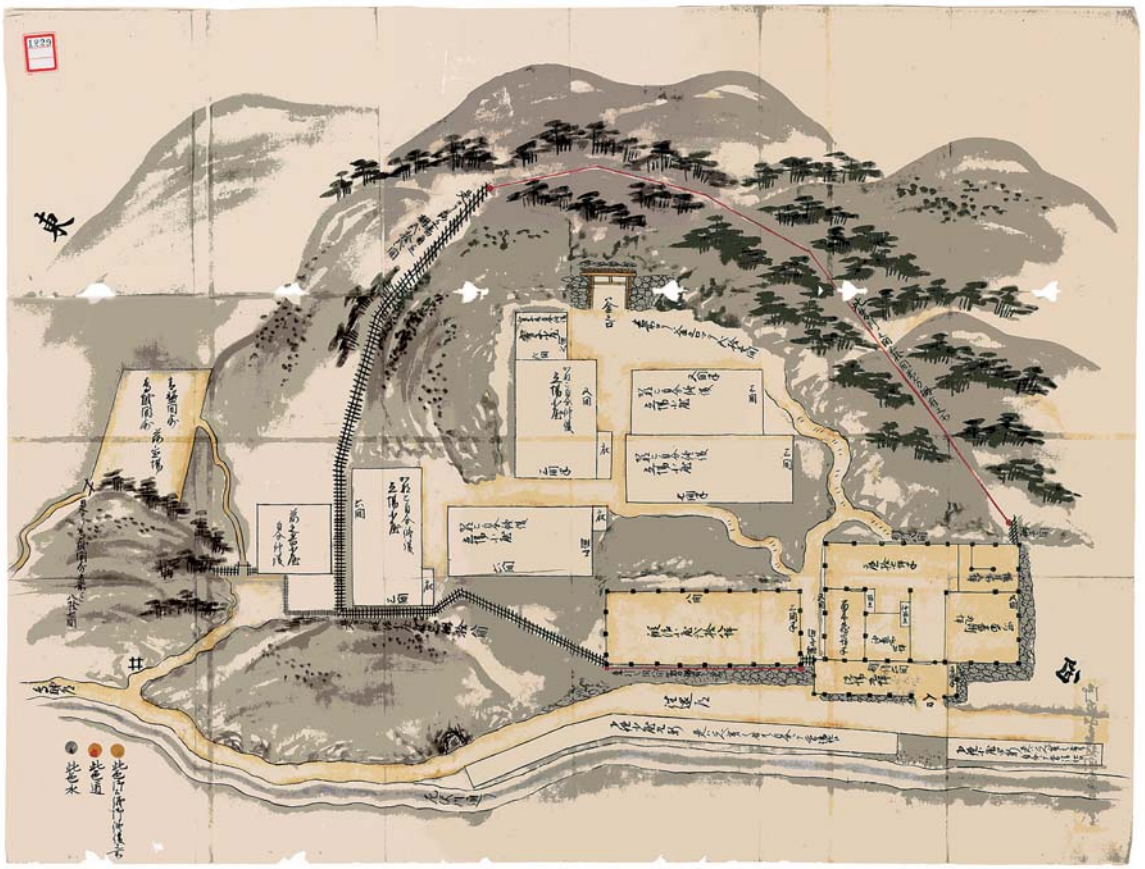

絵図 32 「青盤間歩絵図」〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

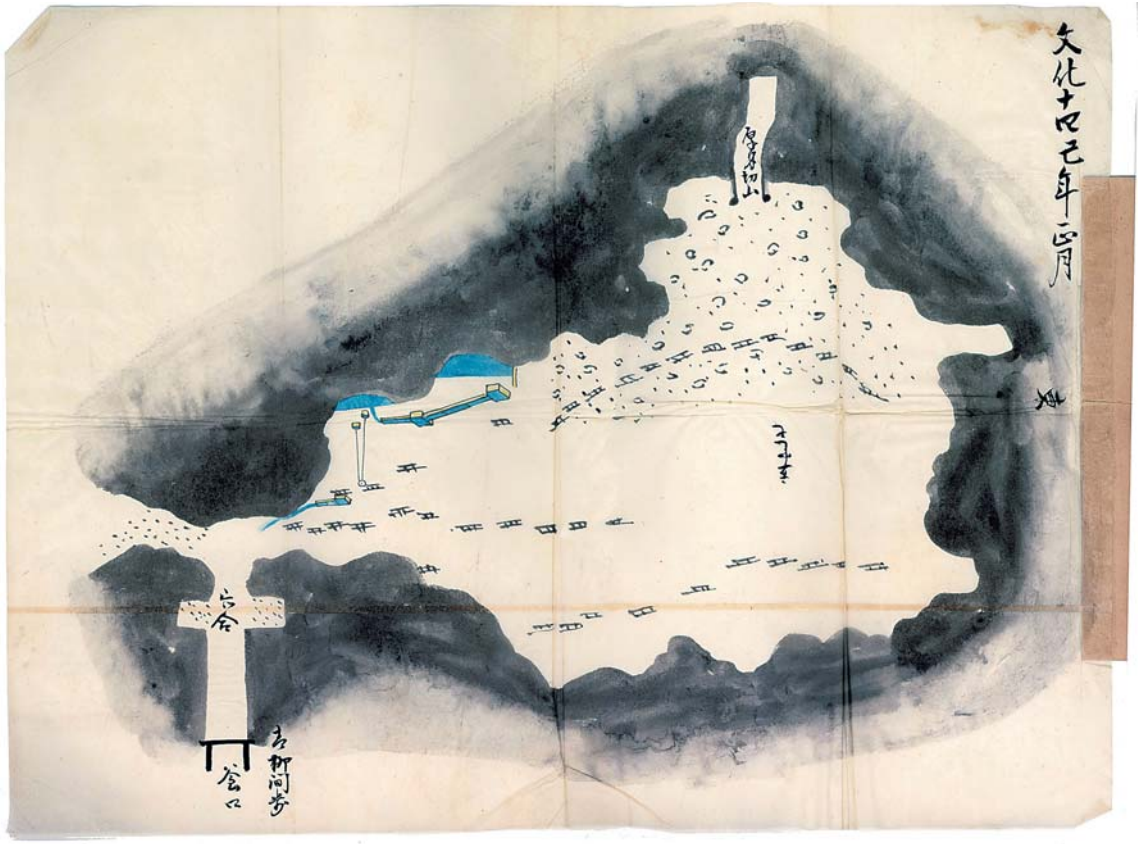

絵図 33 「青盤間歩」（文化 14（1817）年 4 月）　〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

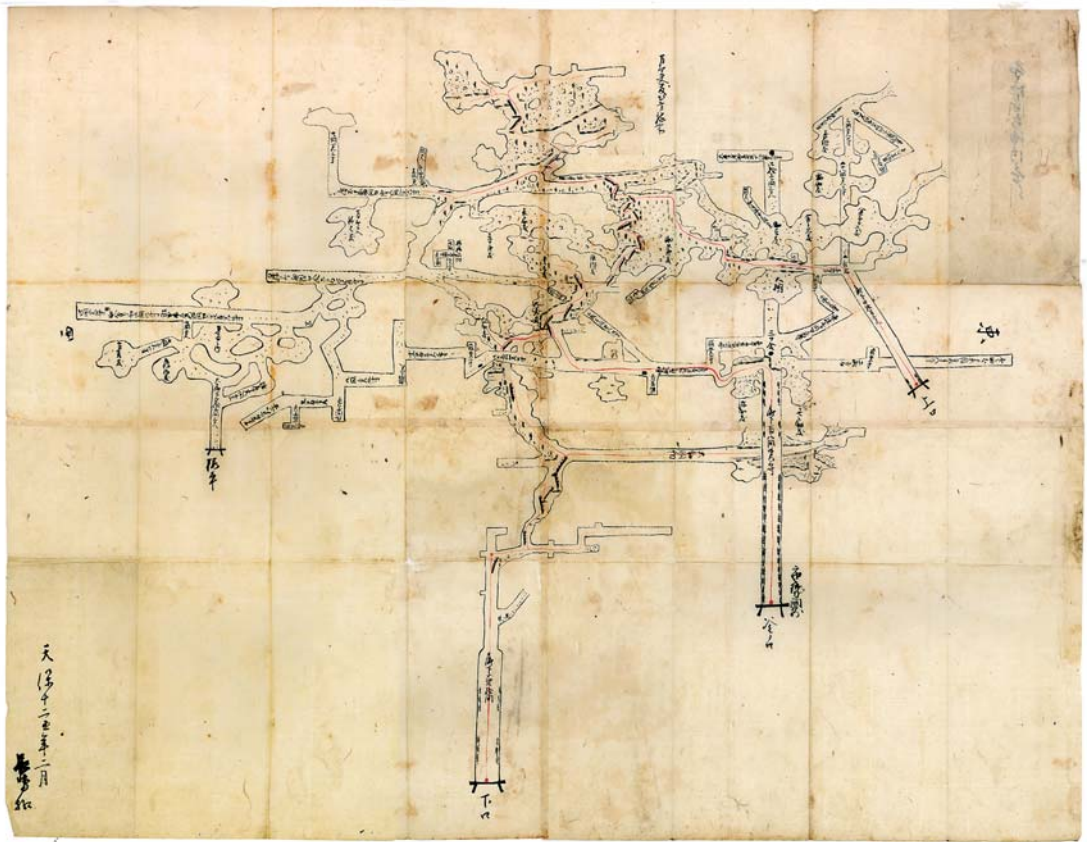

絵図 34 「市勢間歩鋪内墨引」（天保 12（1841）年）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

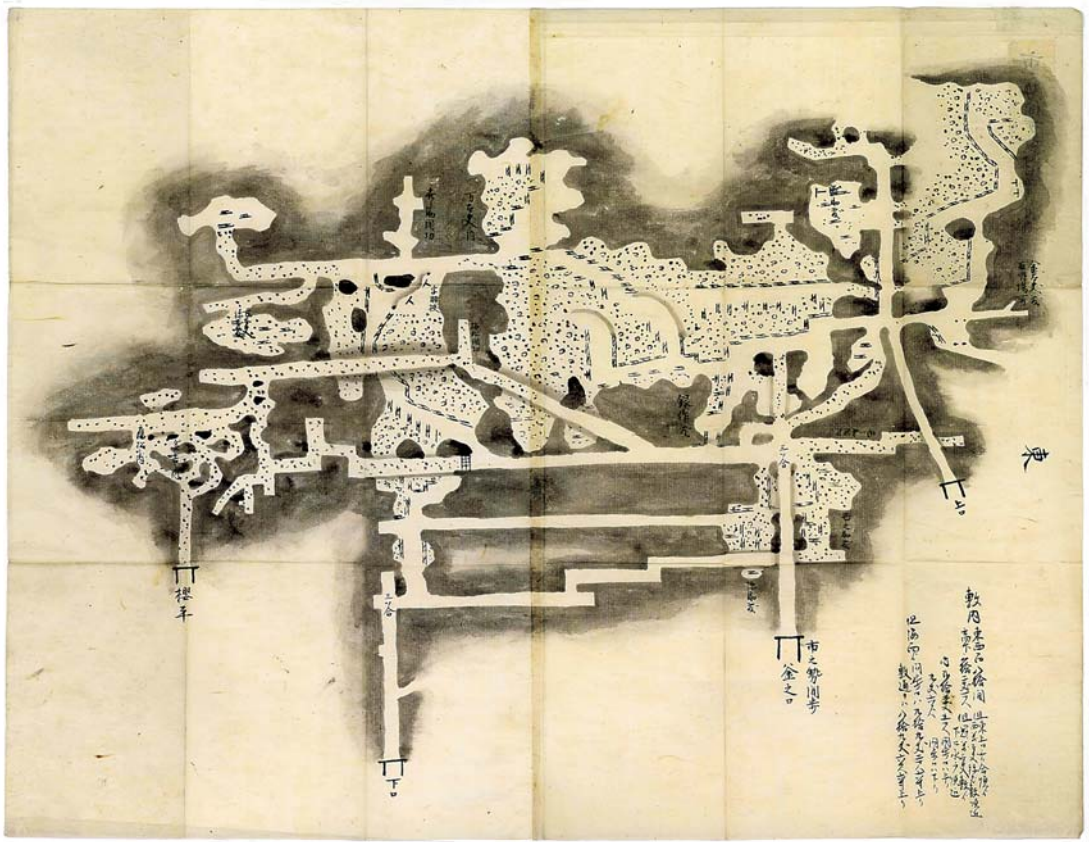

絵図 35 「市之勢間歩敷内絵図」 〔味方家文書〕

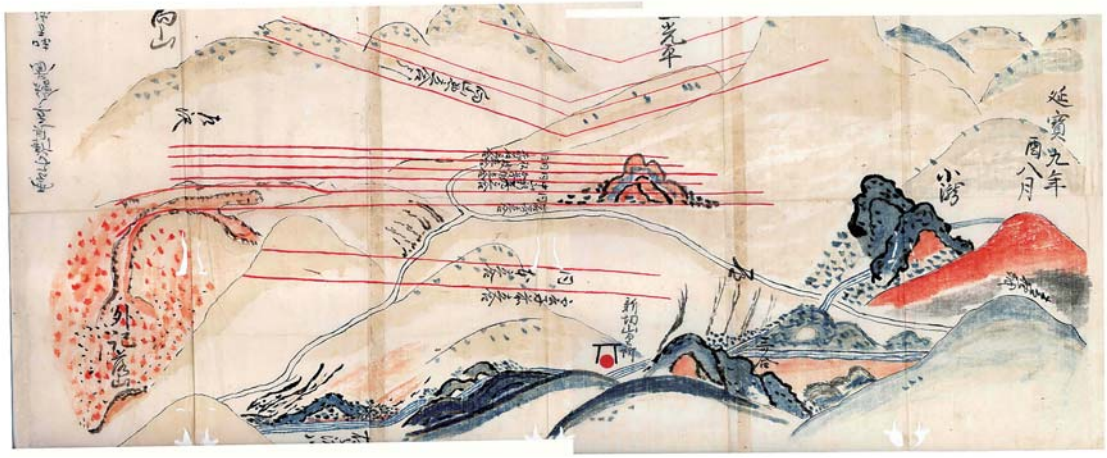

絵図 36 「雲子新見立之絵図」（延宝 9（1680）年 8 月）　〔味方家文書〕

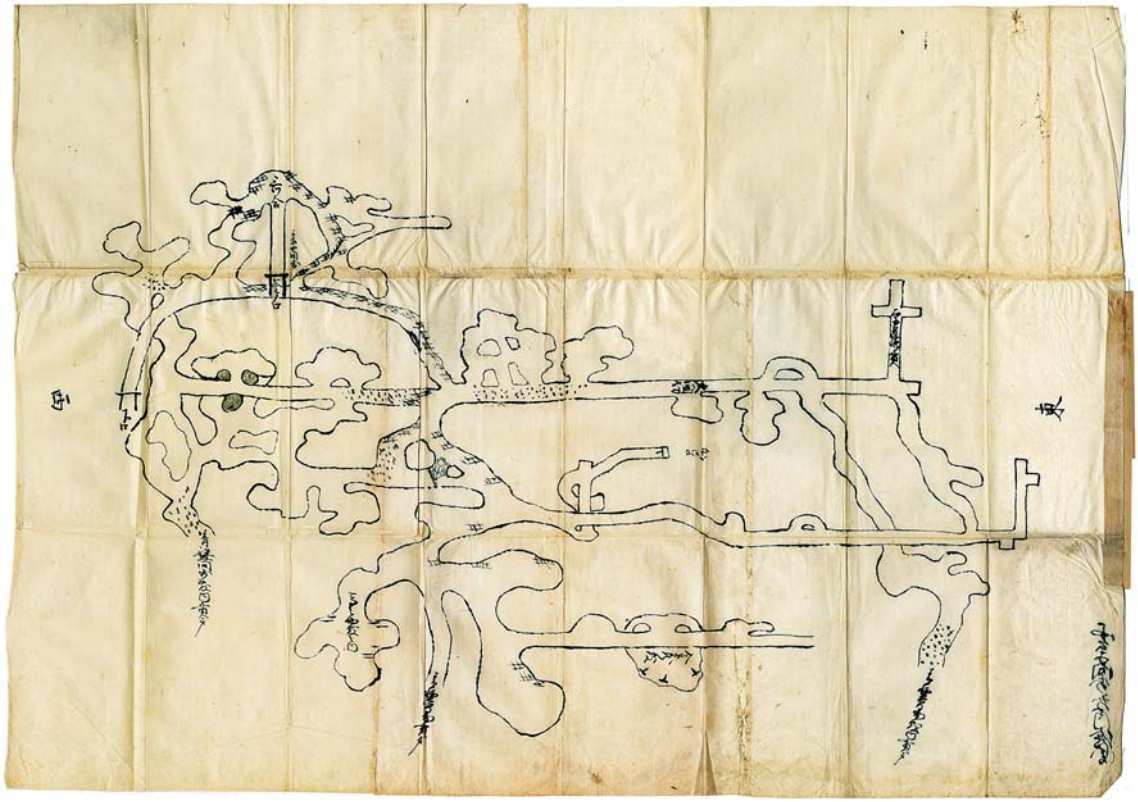

絵図 37 「雲子間歩敷内絵図」　〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

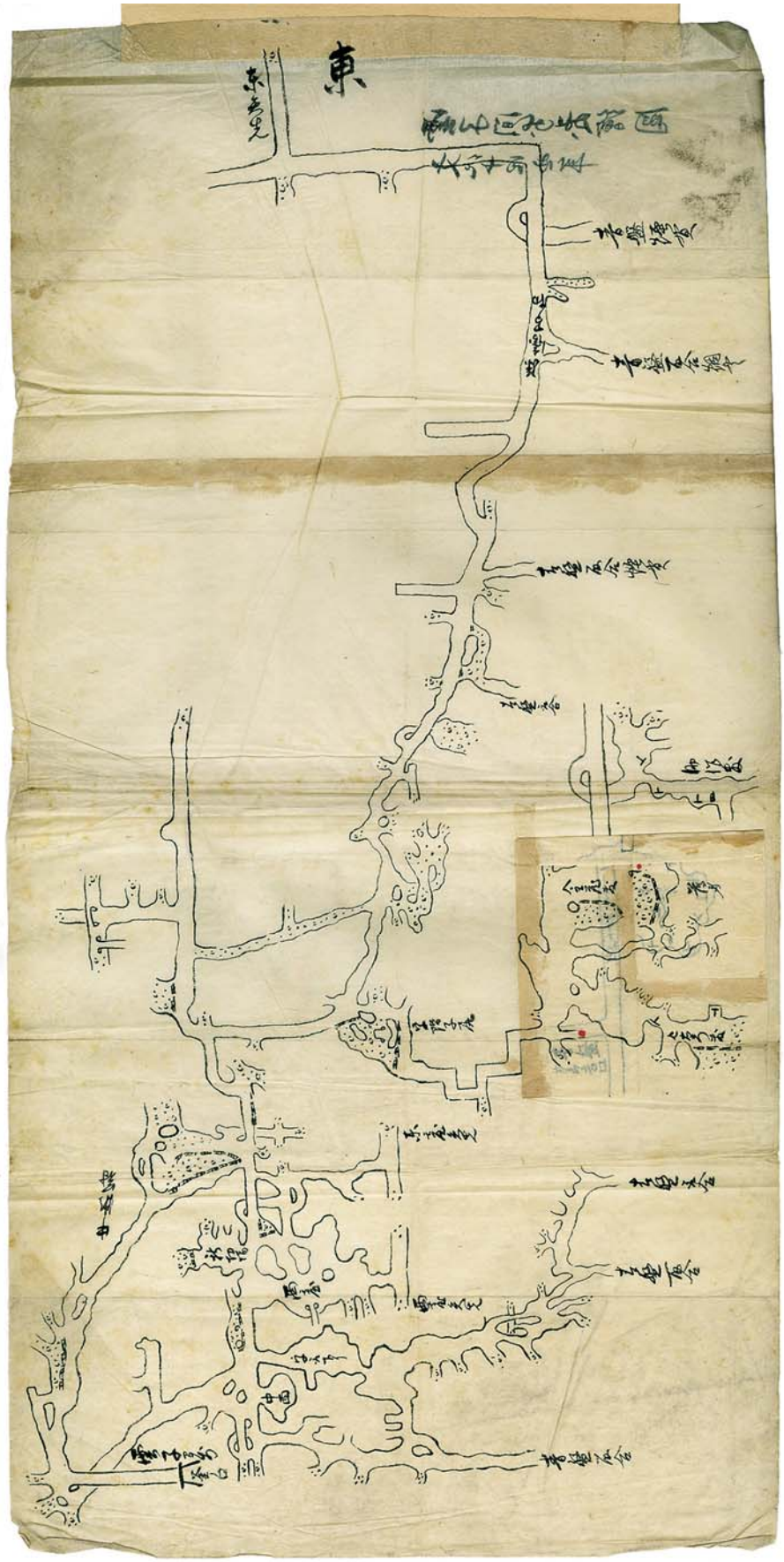

絵図 38 「雲子間歩敷絵図」（文化 14（1817）年）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

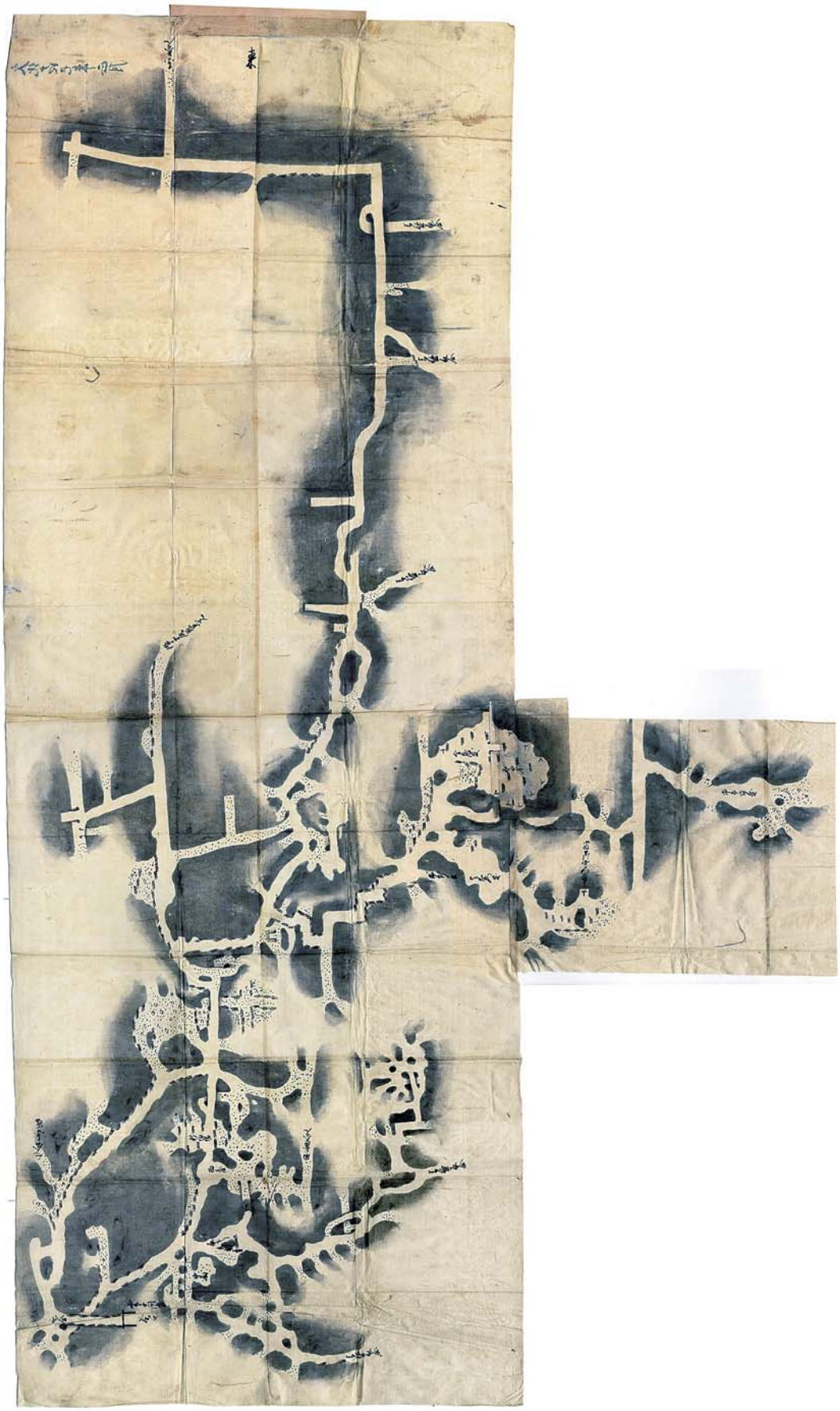

絵図 39 「雲子間歩敷内図」　〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

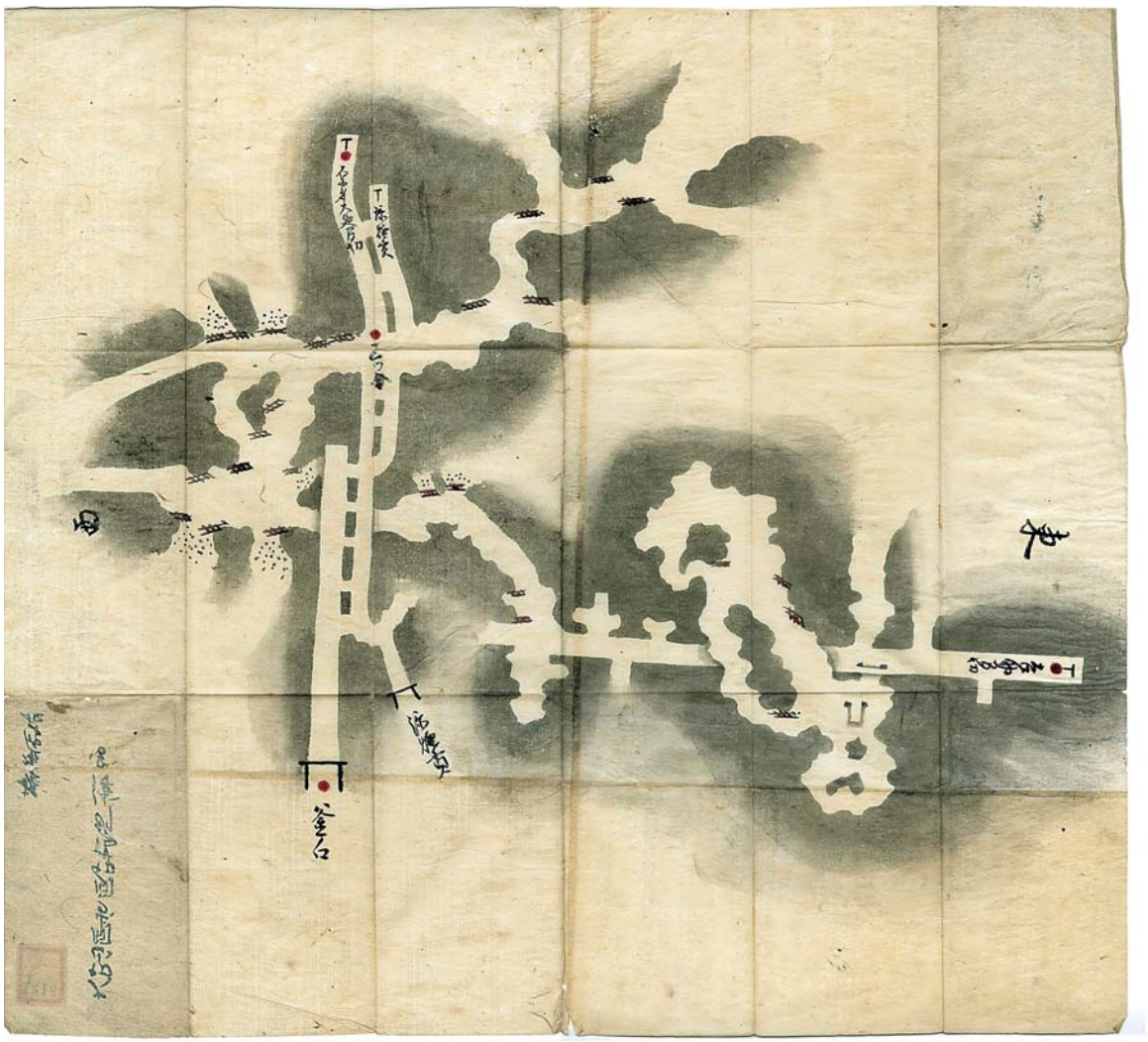

絵図 40 「大切山間歩間切場所絵図」

〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

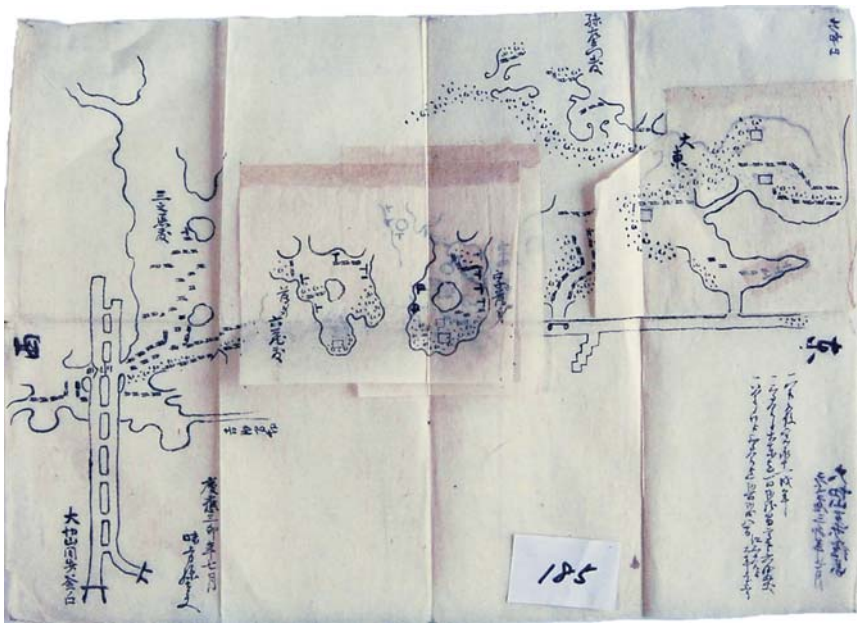

絵図 41 「大切山間歩絵図」（慶応 3（1867）年 7 月） 〔味方家文書〕

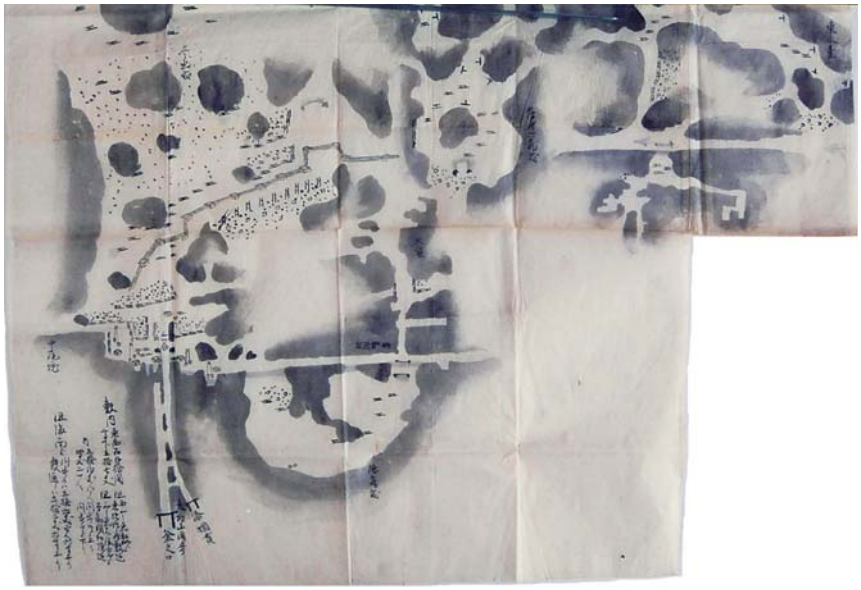

絵図 42 「大切山間歩鋪内絵図」 〔味方家文書〕

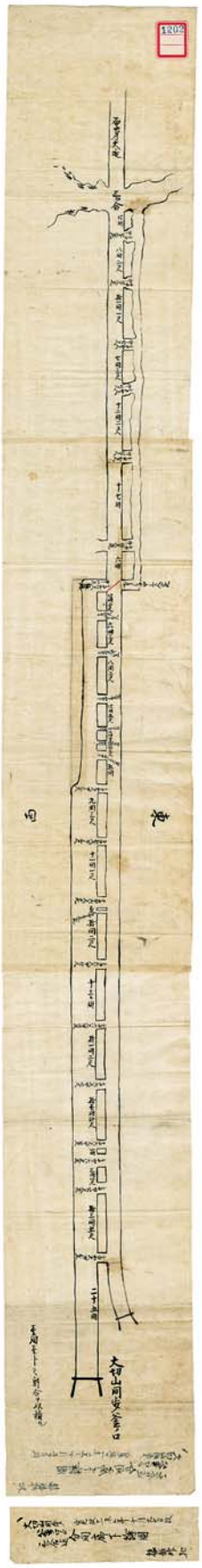

絵図 43 「大切山間歩釜の口より三つ合迄間歩廊下絵図」（寛政 11（1799）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

絵図 44 「大切山間歩岡山之図」
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

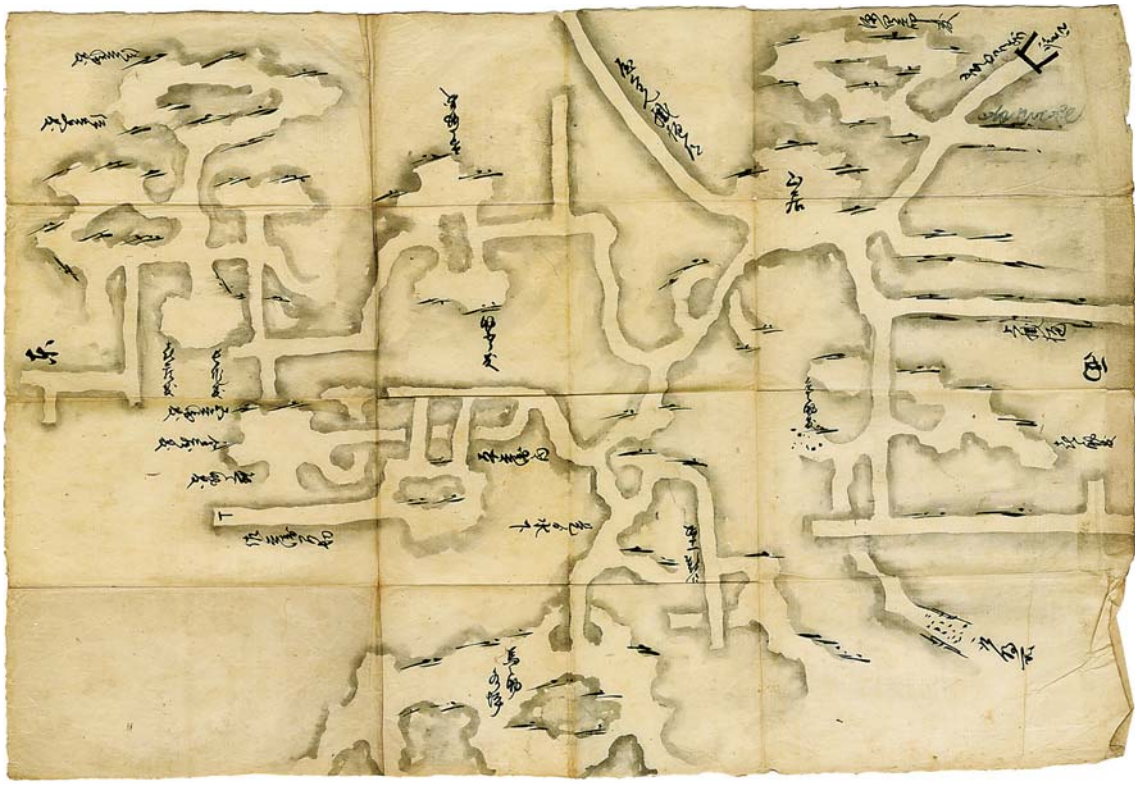

絵図 45 「甚五間歩敷内絵図」 〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

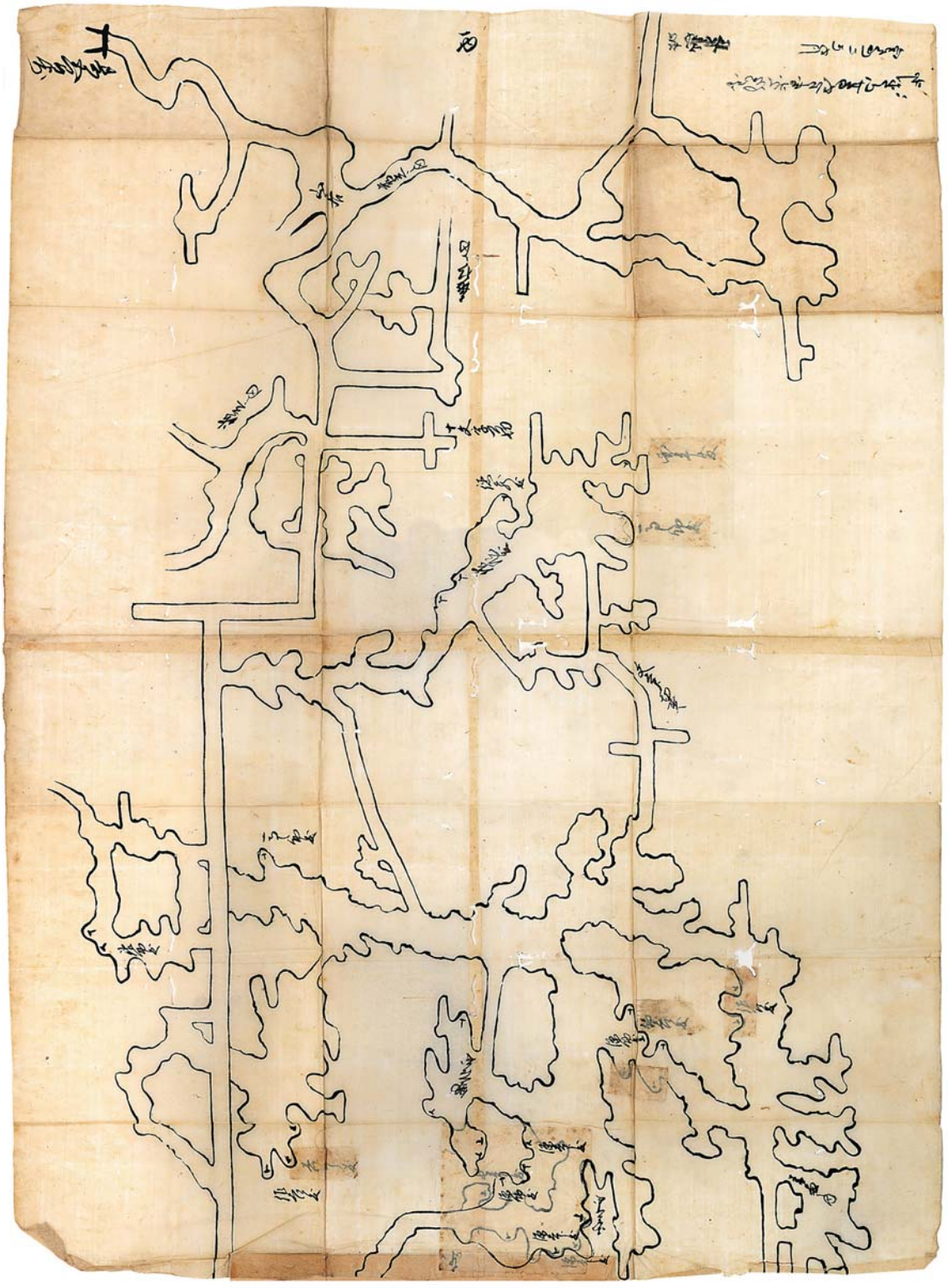

絵図 46 「御直山甚五間歩敷絵図」（宝暦 2（1752）年）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

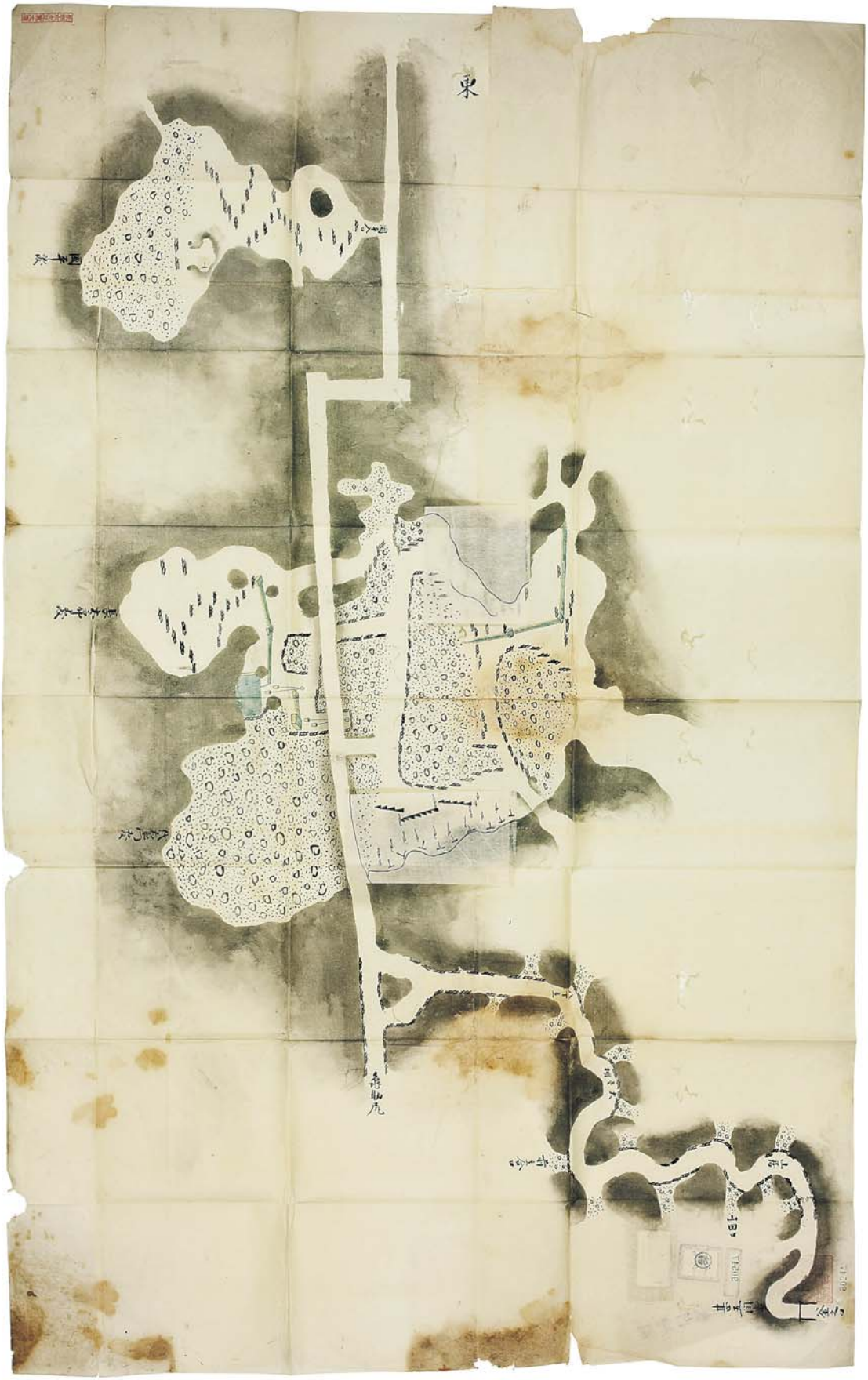

絵図 47 「甚五間歩敷内絵図」〔長岡市立中央図書館蔵「反町茂雄文庫」〕

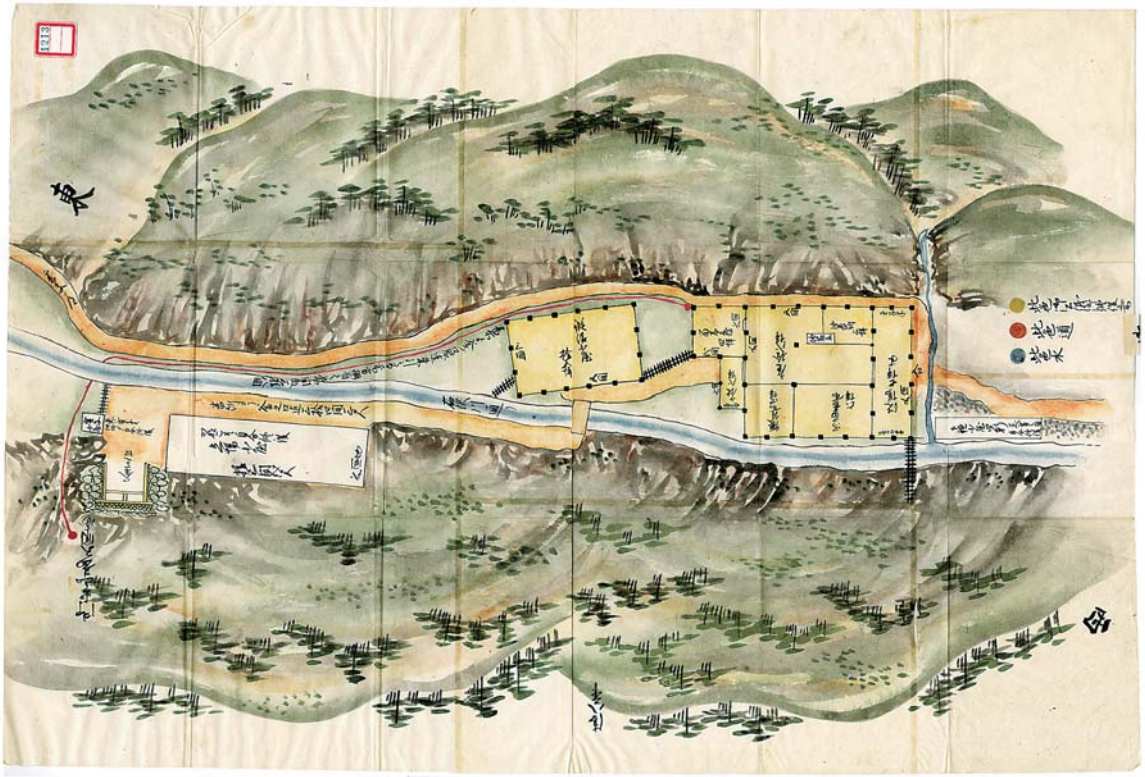

絵図 48 「御直山甚五間歩絵図」〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

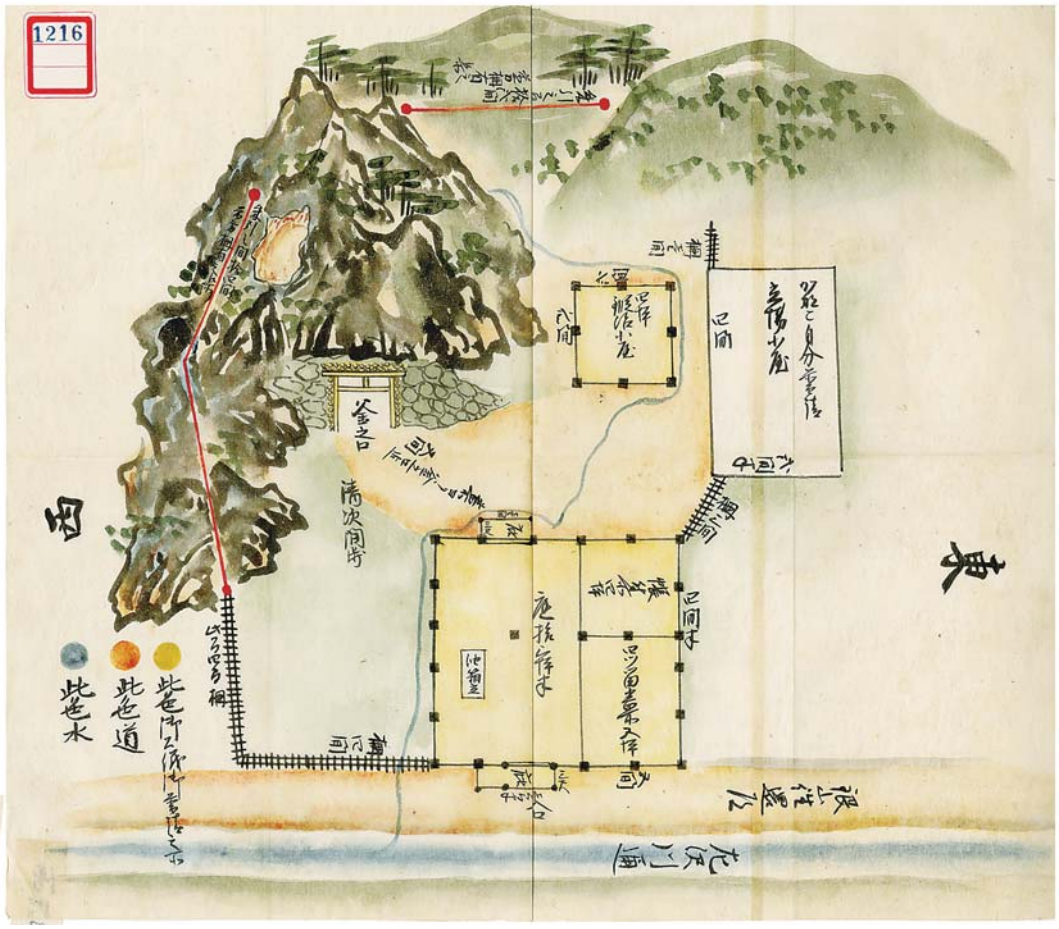

絵図 49 「清次間歩絵図」〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

絵図 50 「清次間歩敷内絵図」〔長岡市立中央図書館蔵「反町茂雄文庫」〕

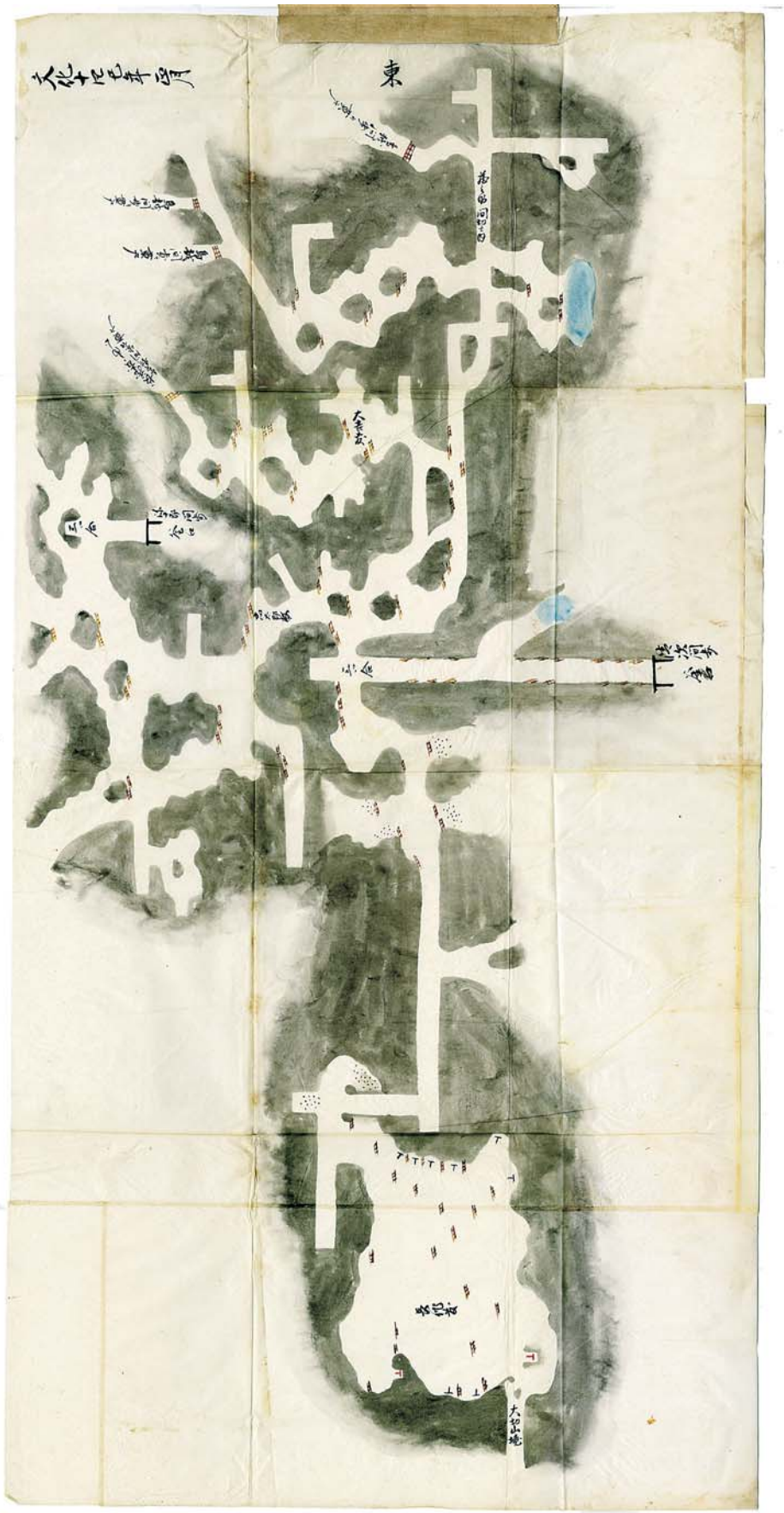

絵図 51 「清次間歩敷内図」（文化 14（1817）年 4 月）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

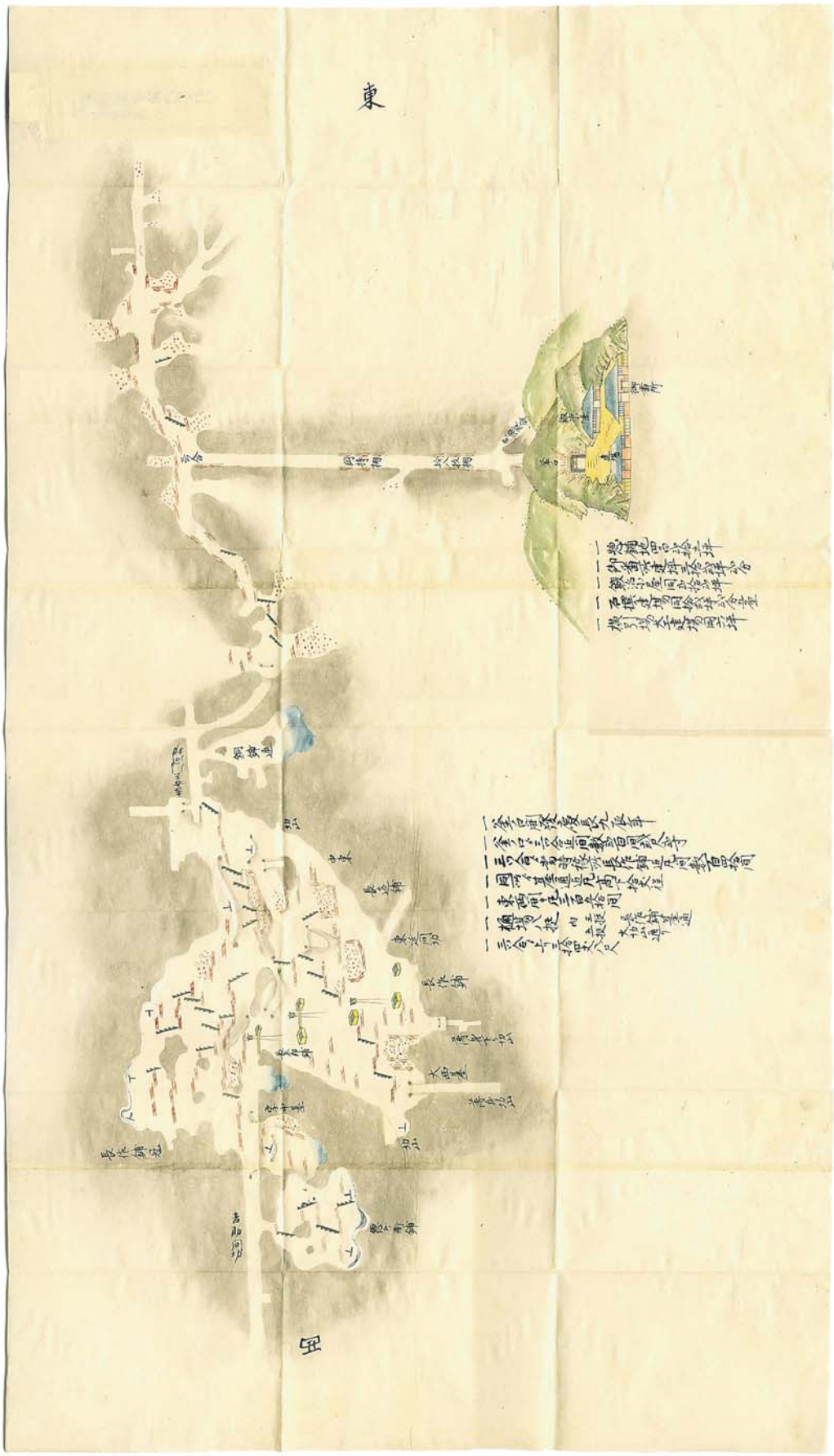

絵図 52 「佐州金銀山之内清次間歩墨引」　〔赤石家文書〕

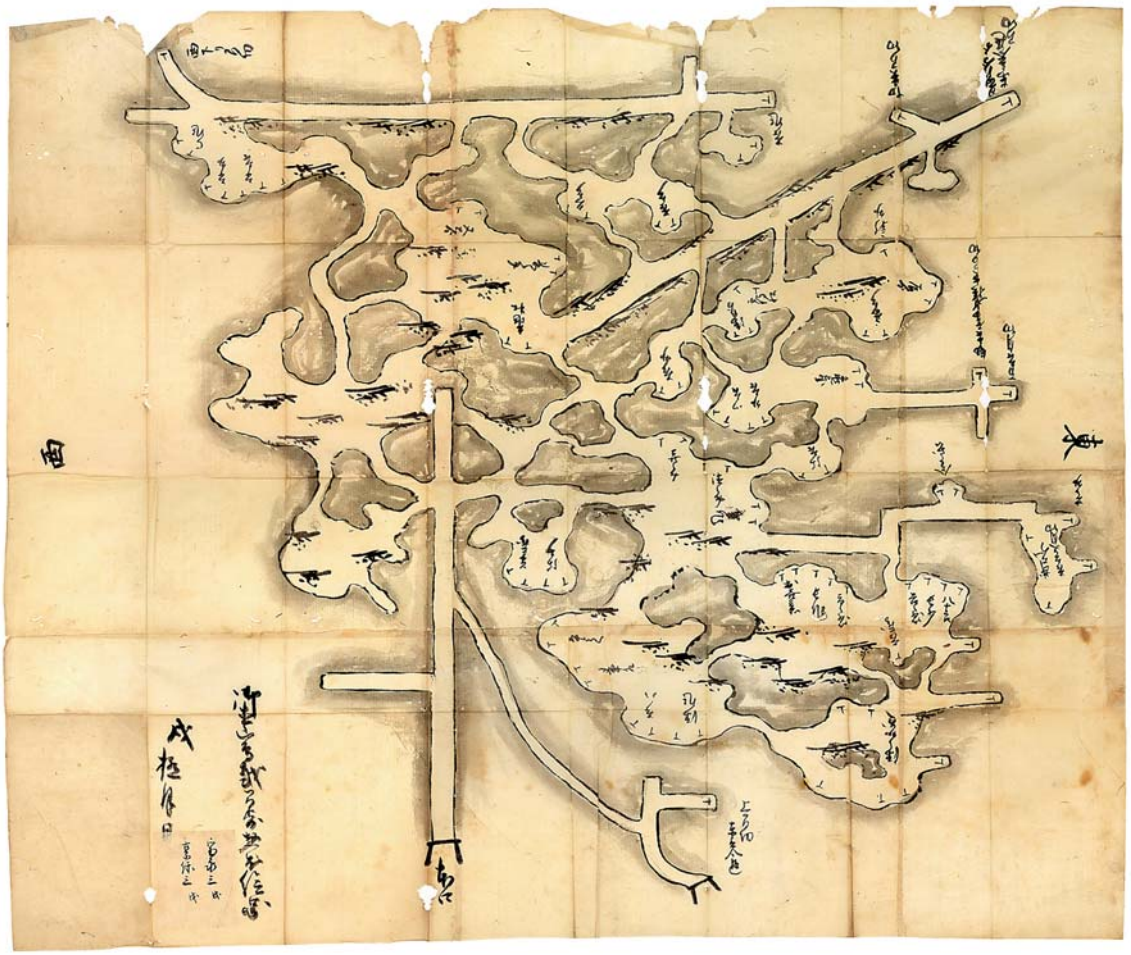

絵図 53 「御直山鳥越間歩敷絵図」　〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

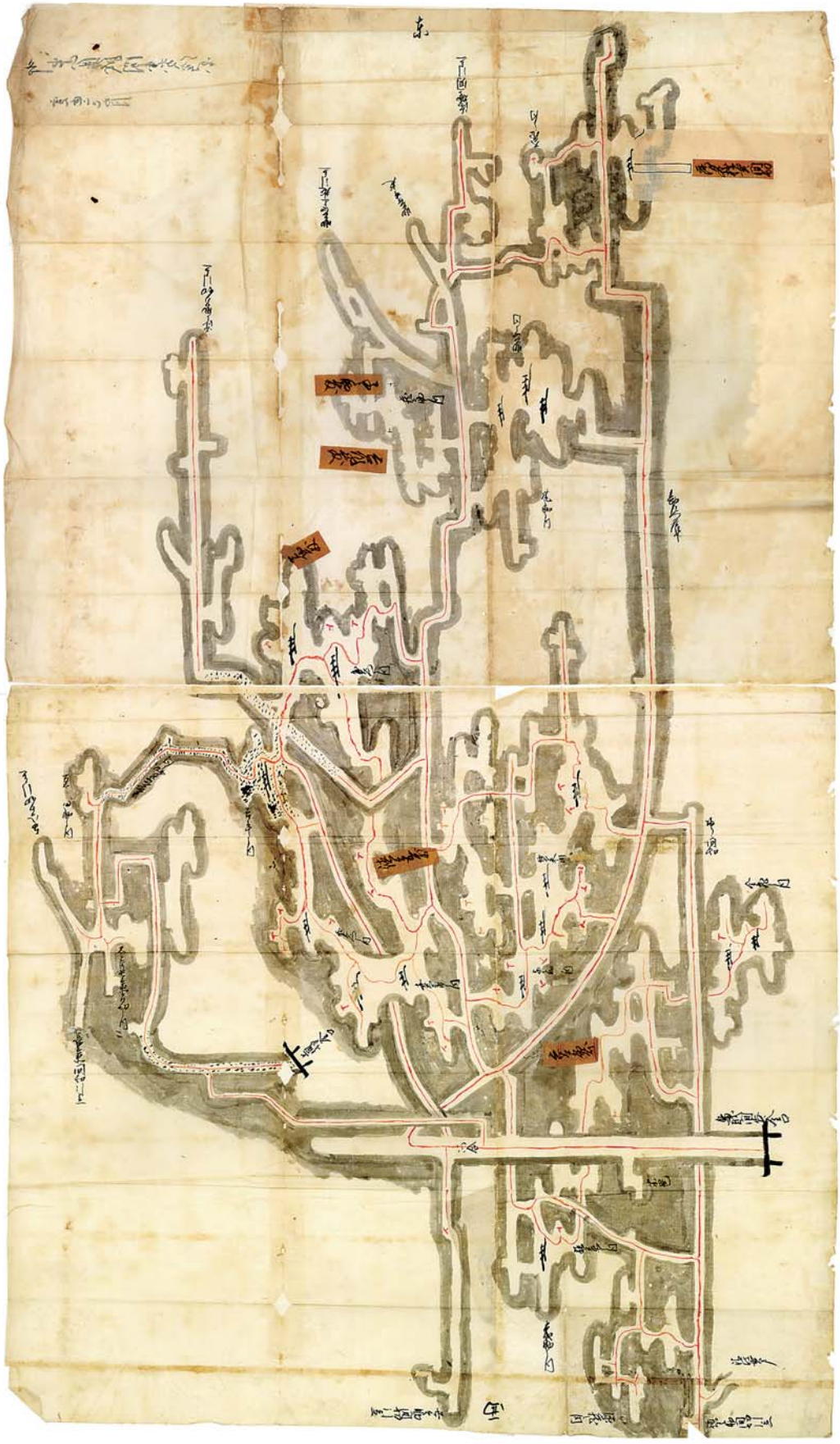

絵図 54 「御直山鳥越間歩敷絵図」（寛延 2（1749）年 5 月）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

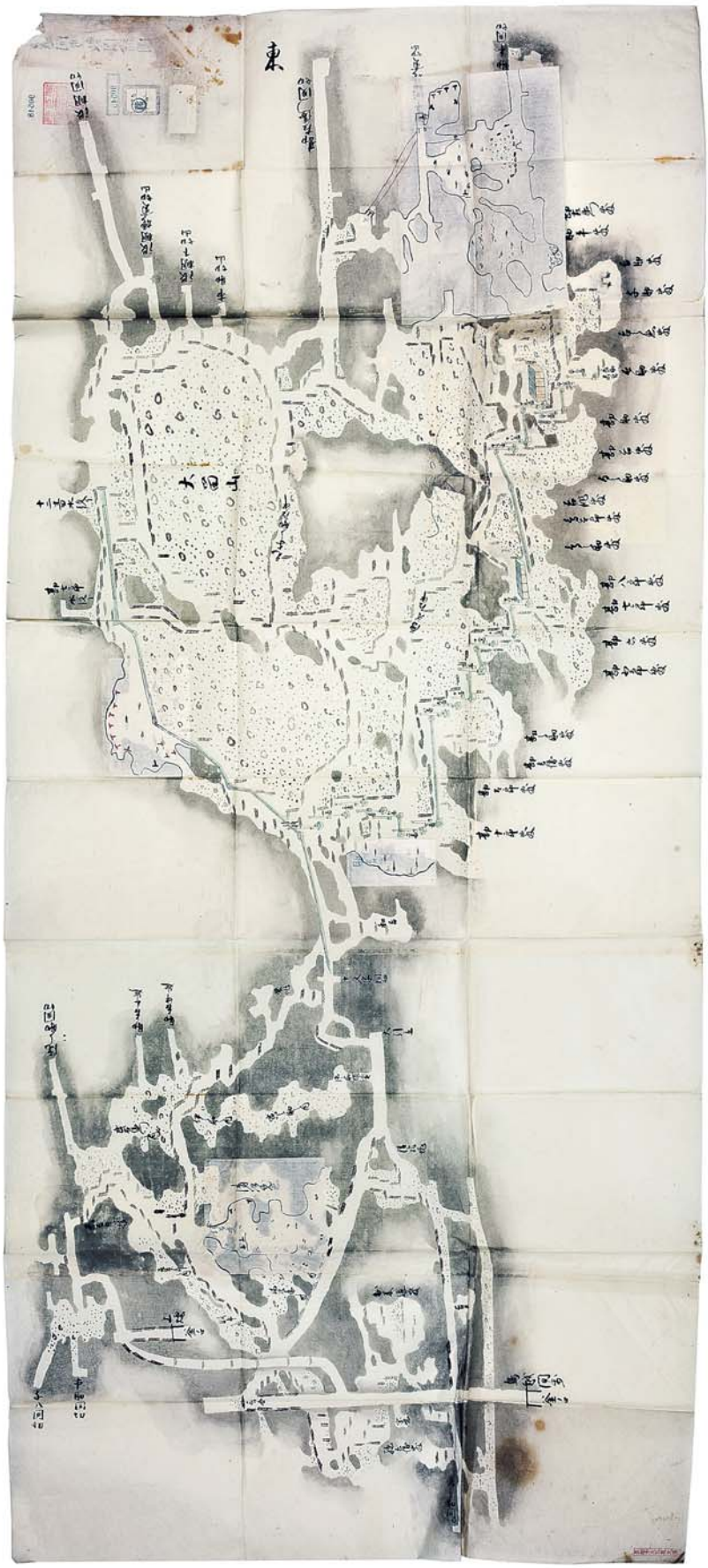

絵図 55 「鳥越間歩敷内絵図」〔長岡市立中央図書館蔵「反町茂雄文庫」〕

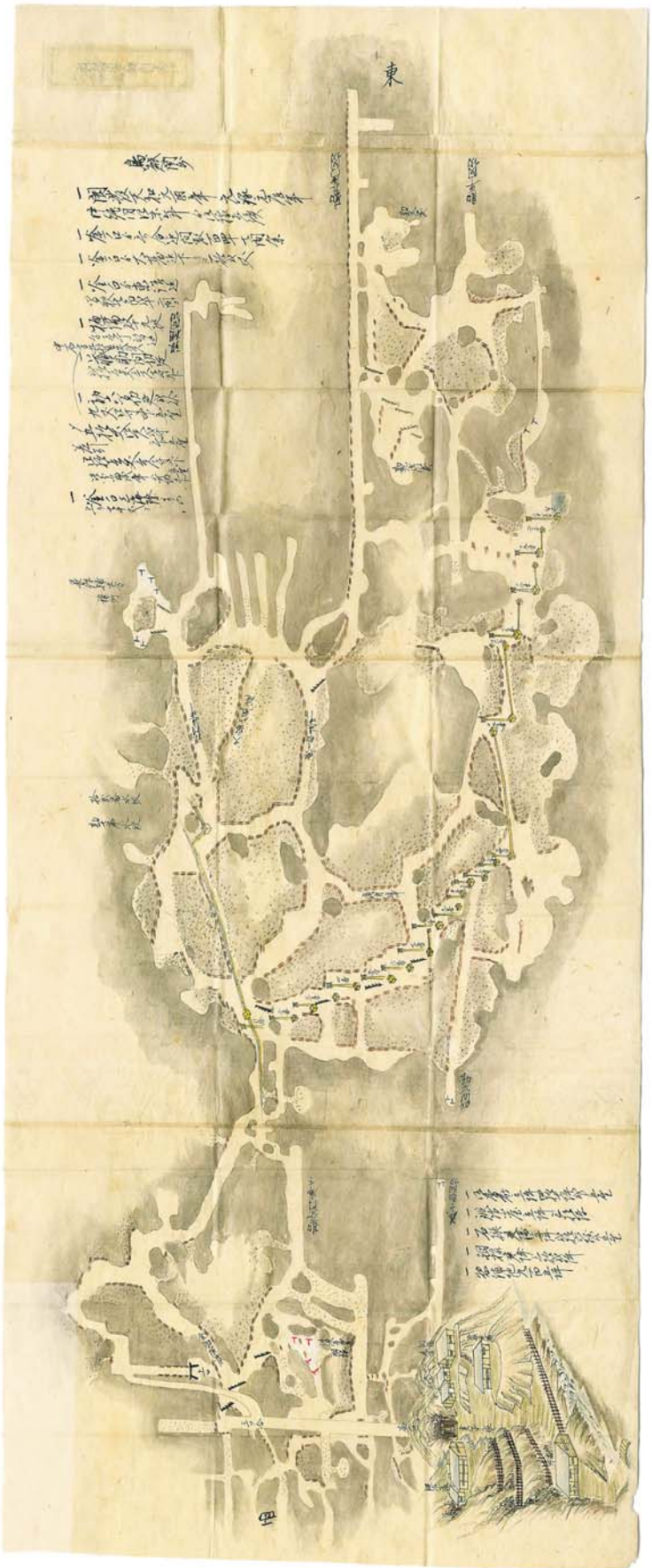

絵図 56 「佐州金銀山之内鳥越間歩鋪内墨引」〔赤石家文書〕

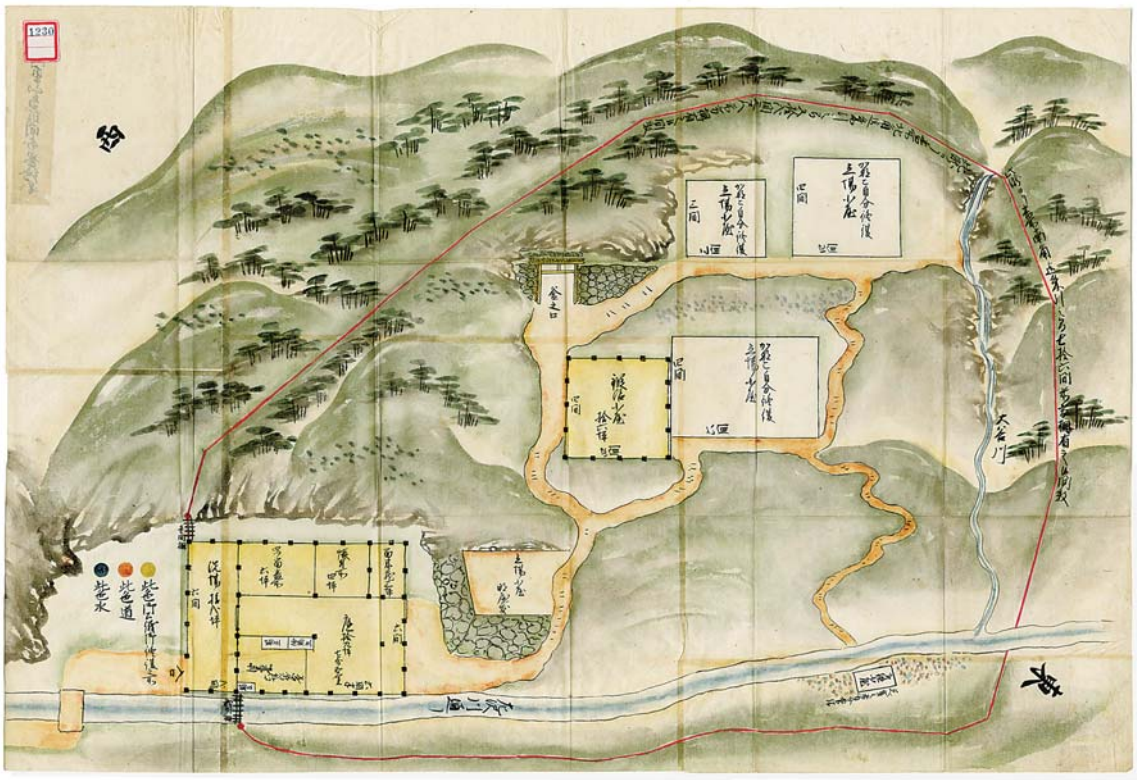

絵図 57 「御直山鳥越間歩岡絵図」

〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

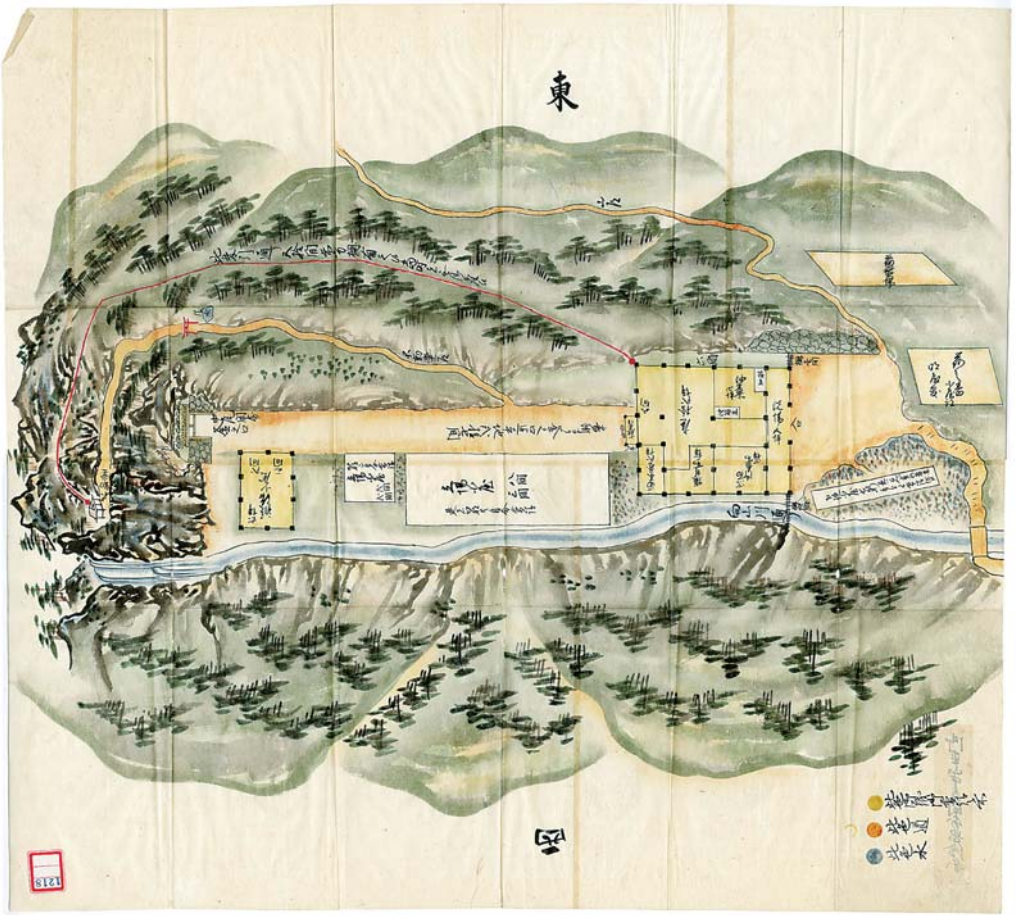

絵図 58 「御直山中尾間歩岡絵図」

〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

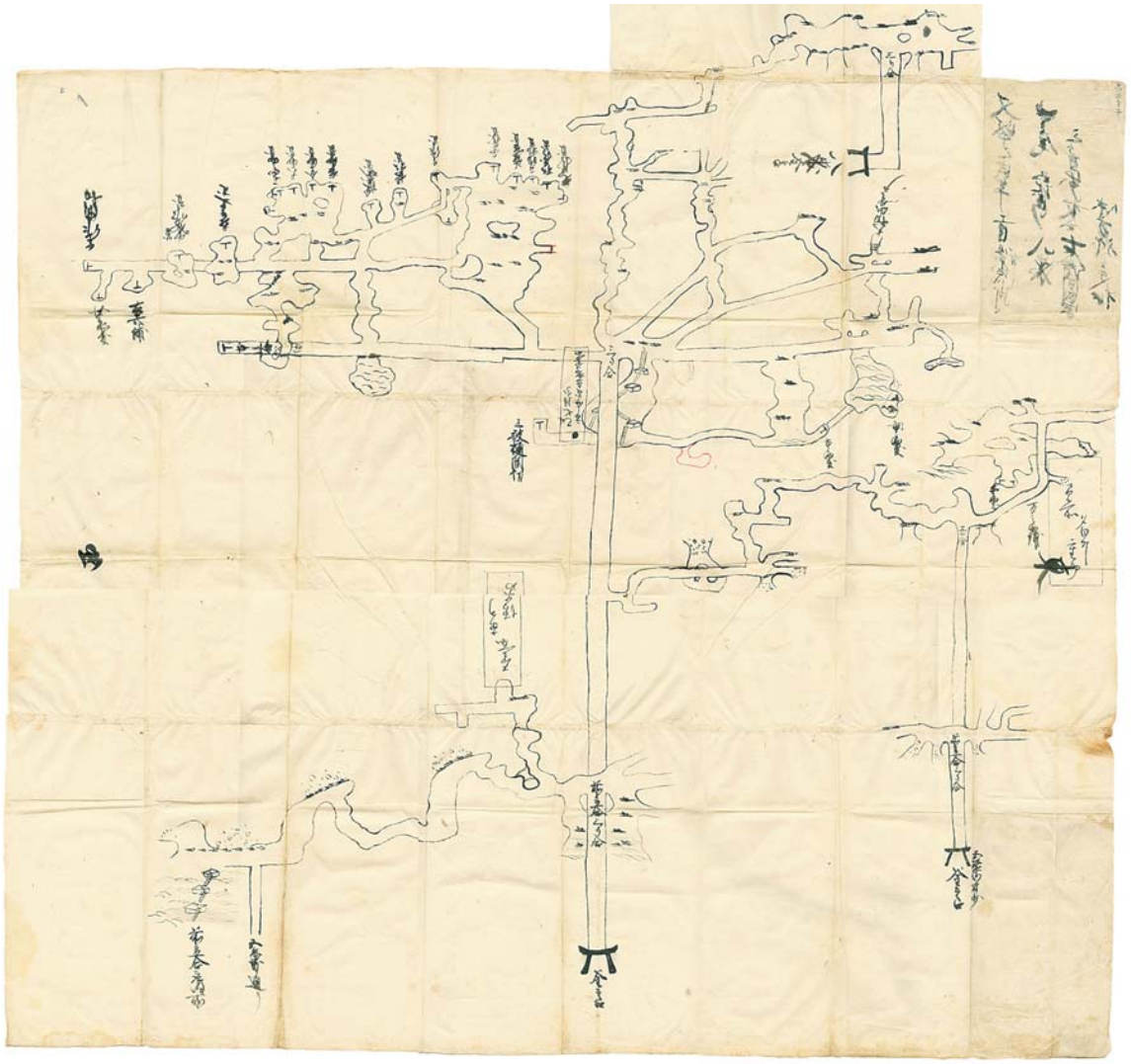

絵図 59 「中尾五左衛門八森三ヶ間歩取合古絵図写」（文政 13（1830）年）
〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

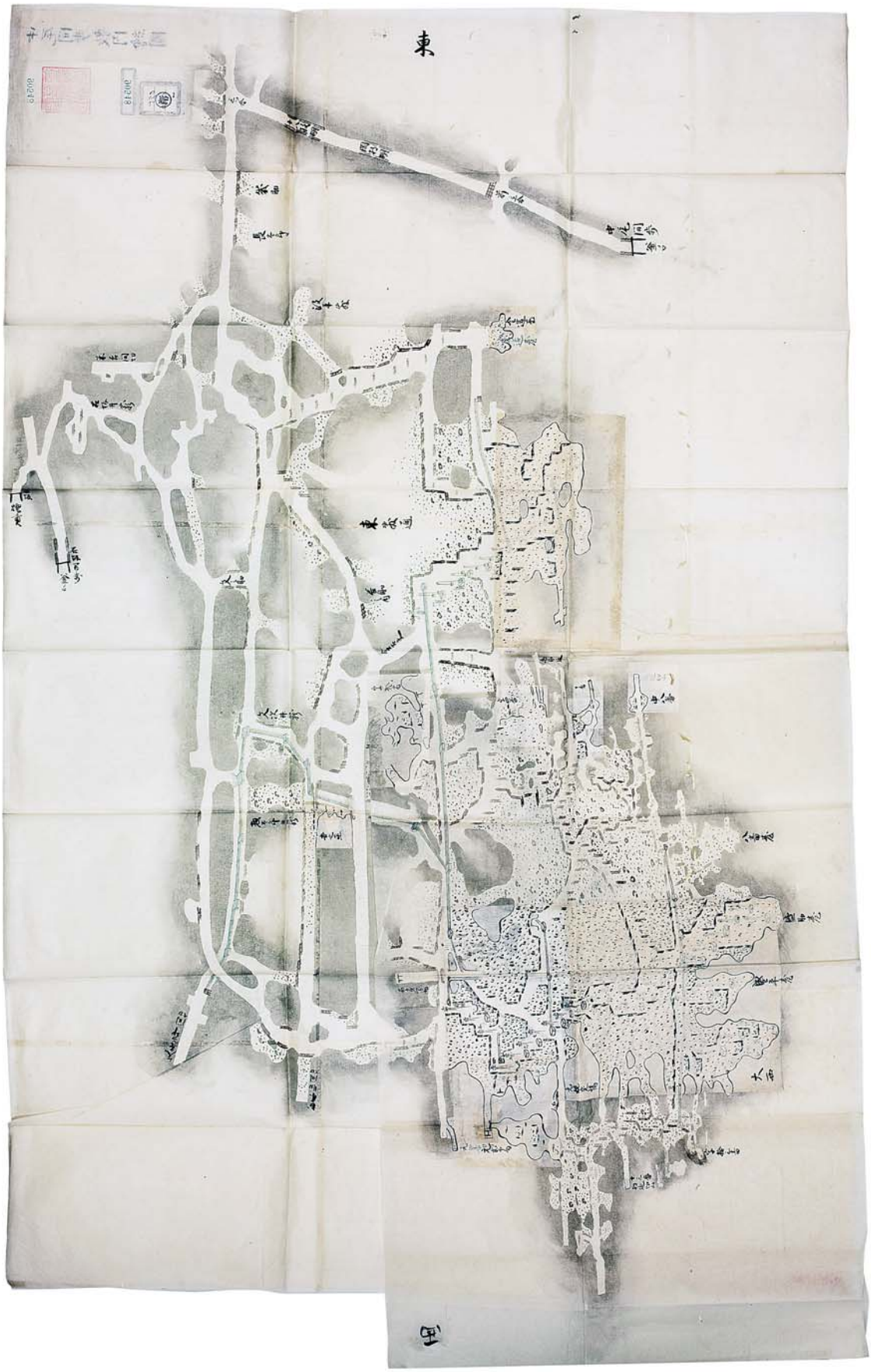

絵図 60 「中尾間歩敷内絵図」〔長岡市立中央図書館蔵「反町茂雄文庫」〕

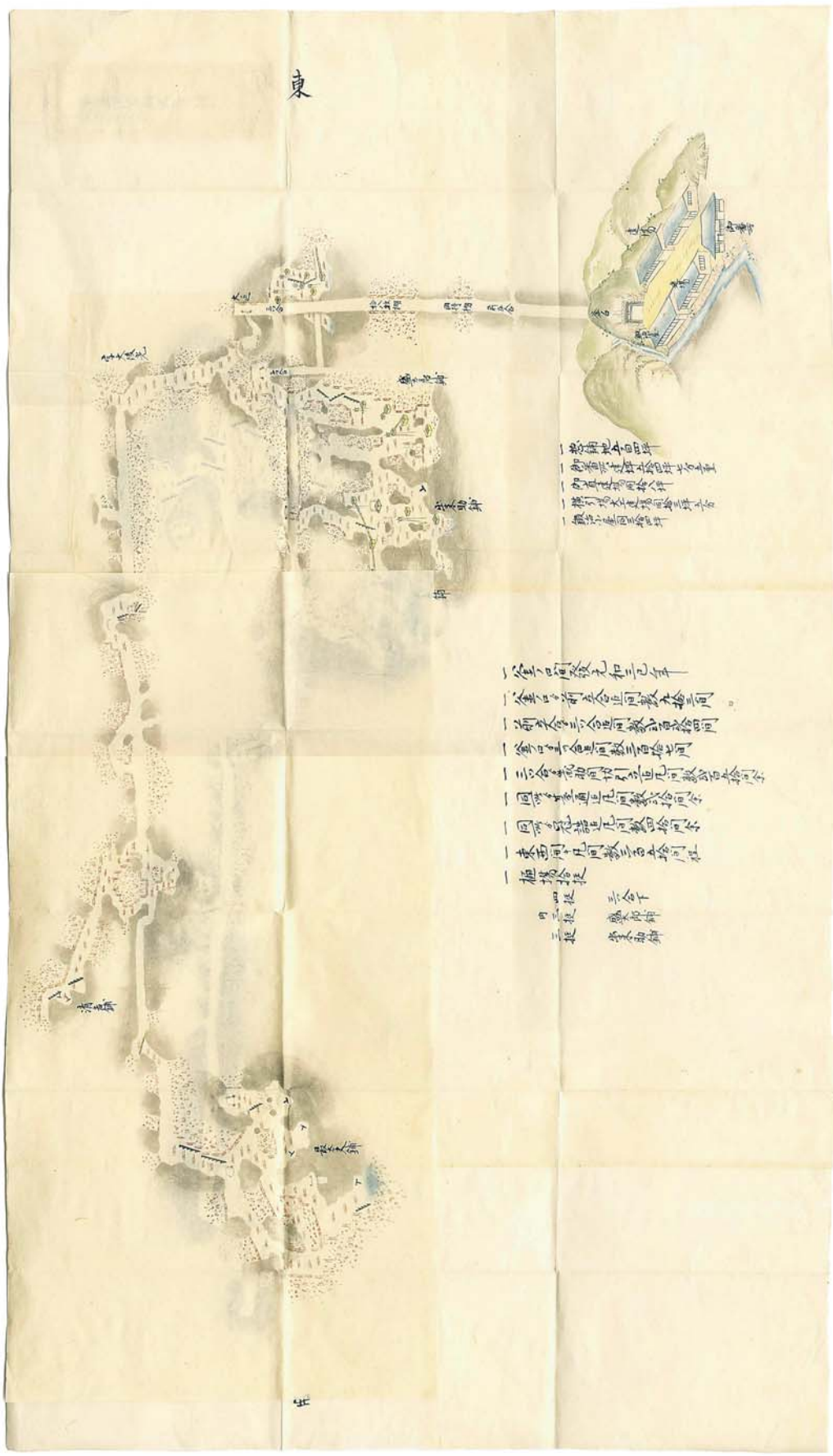

絵図 61 「佐州金銀山之内中尾間歩鋪内墨引」　〔赤石家文書〕

絵図 62 「割間歩坑内古図」 〔味方家文書〕

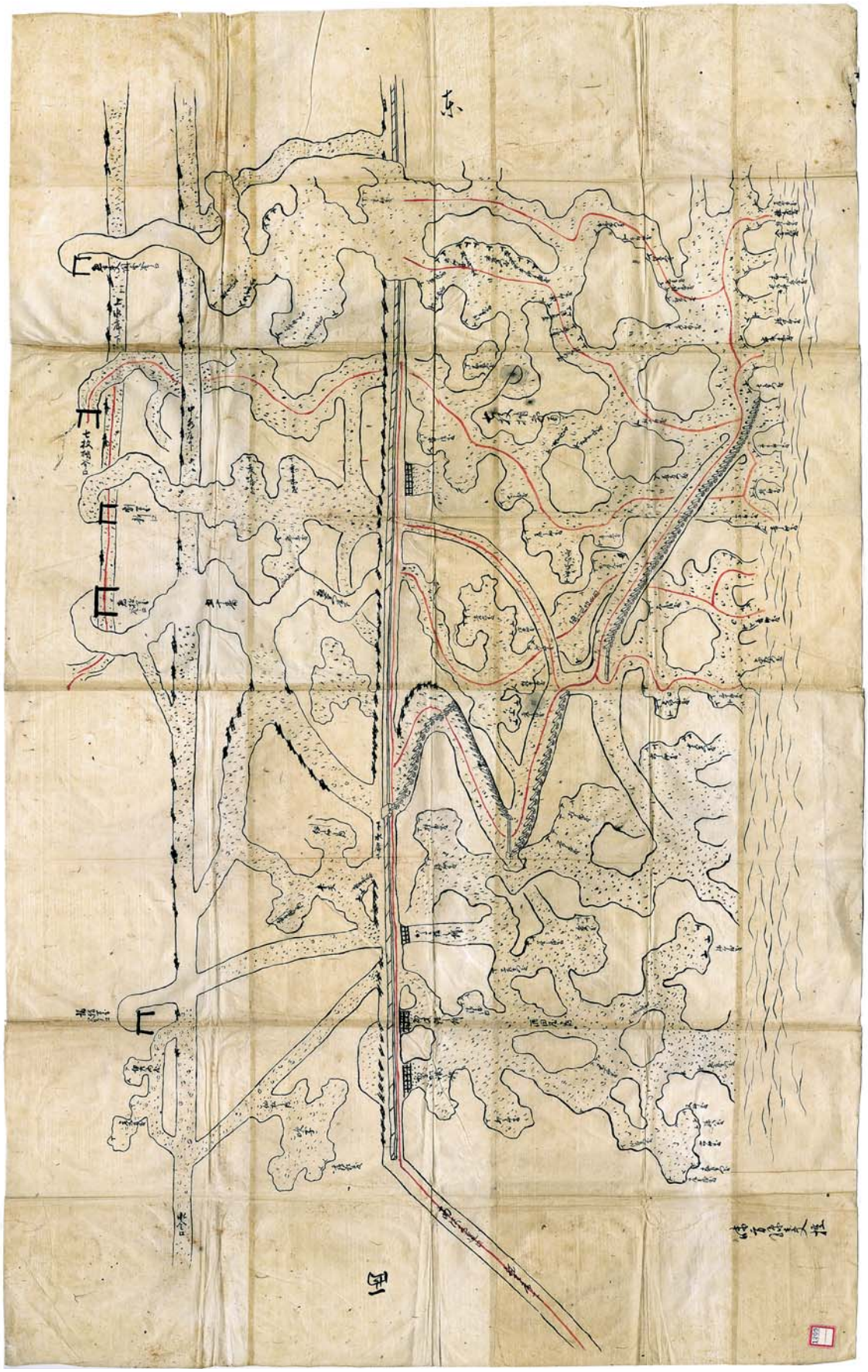

絵図 63 「惣太夫・七枚棚・惣遊・諏訪各間歩坑内絵図写本」

〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

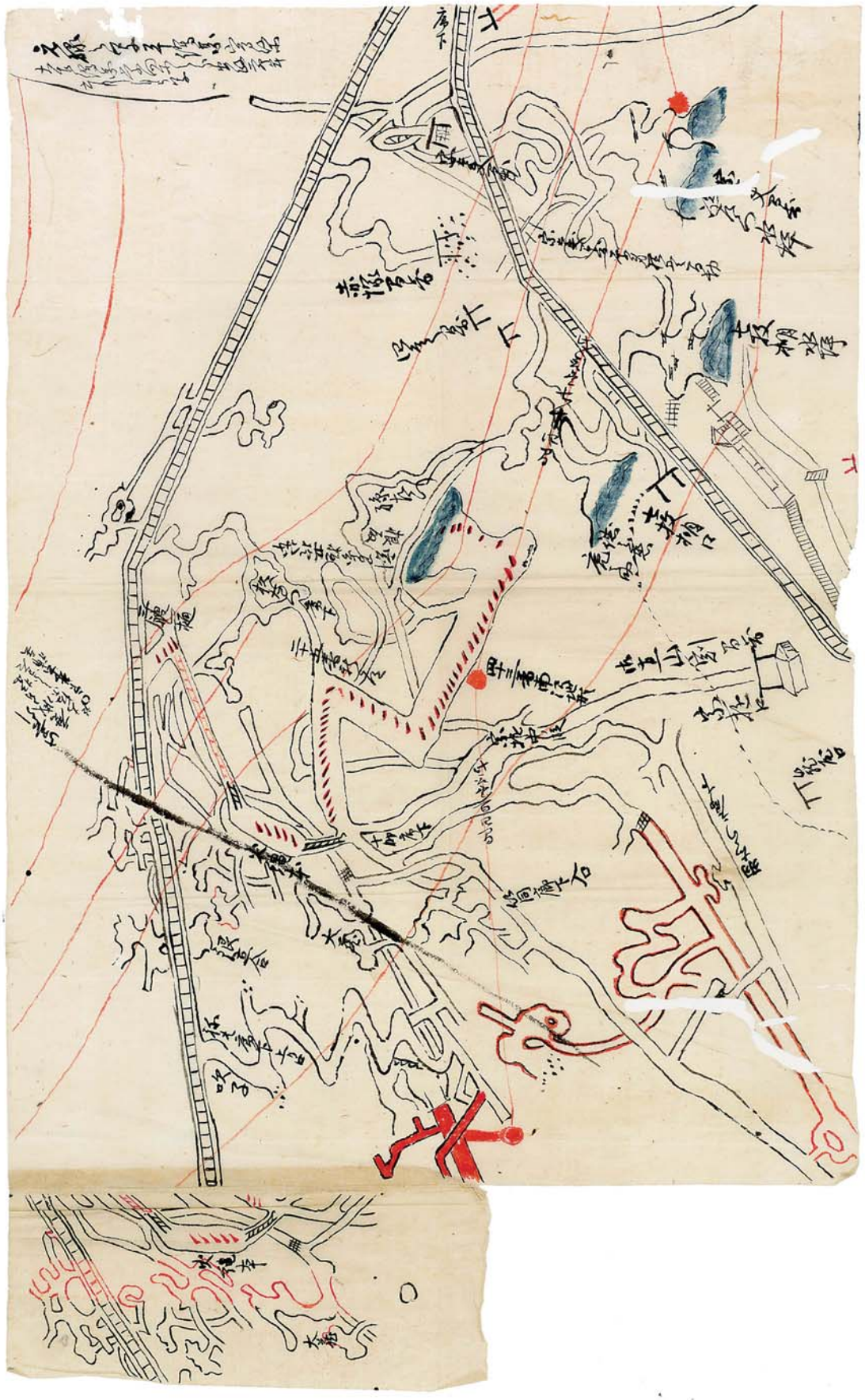

絵図 64 「元禄之写平絵図（御直山割間歩敷岡図）」（安政 2（1855）6 月写）　〔味方家文書〕

絵図 65 「御直山割間歩岡絵図」

〔新潟県立佐渡高等学校同窓会蔵「舟崎文庫」〕

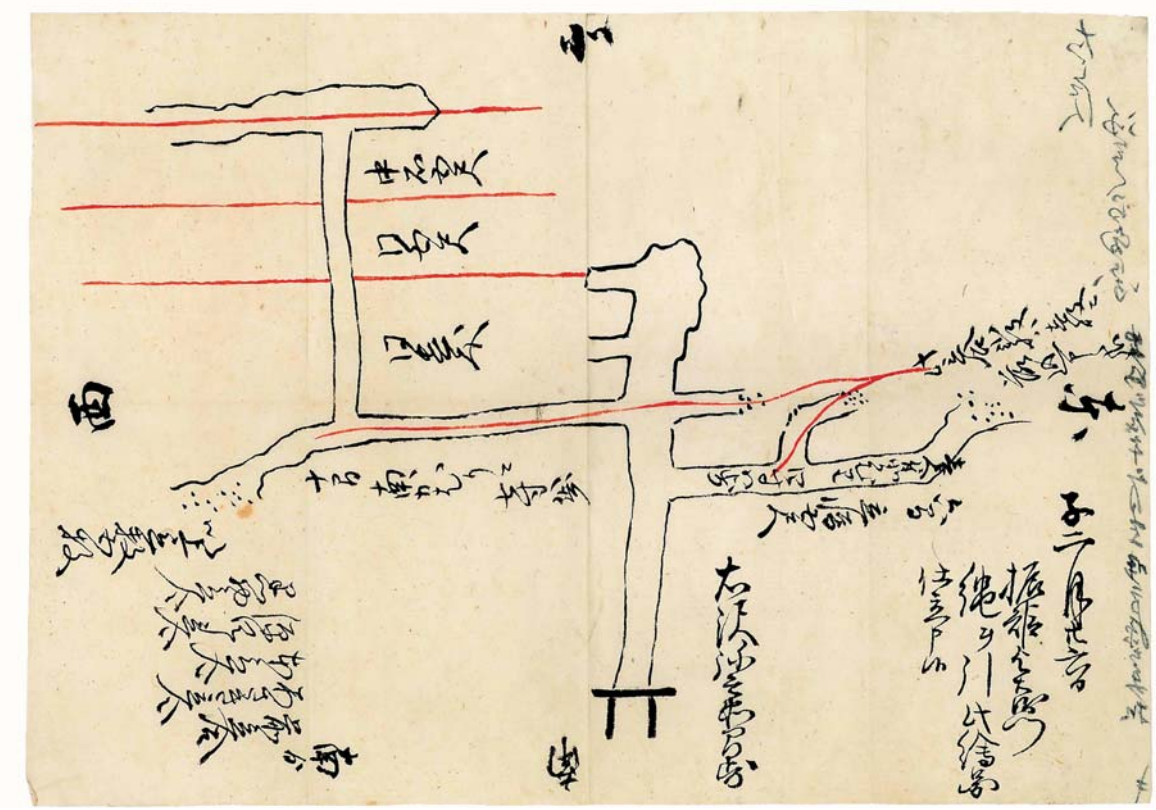

絵図 66 「右之沢弥兵衛間歩図」（安政 3（1856）3 月写）　〔味方家文書〕

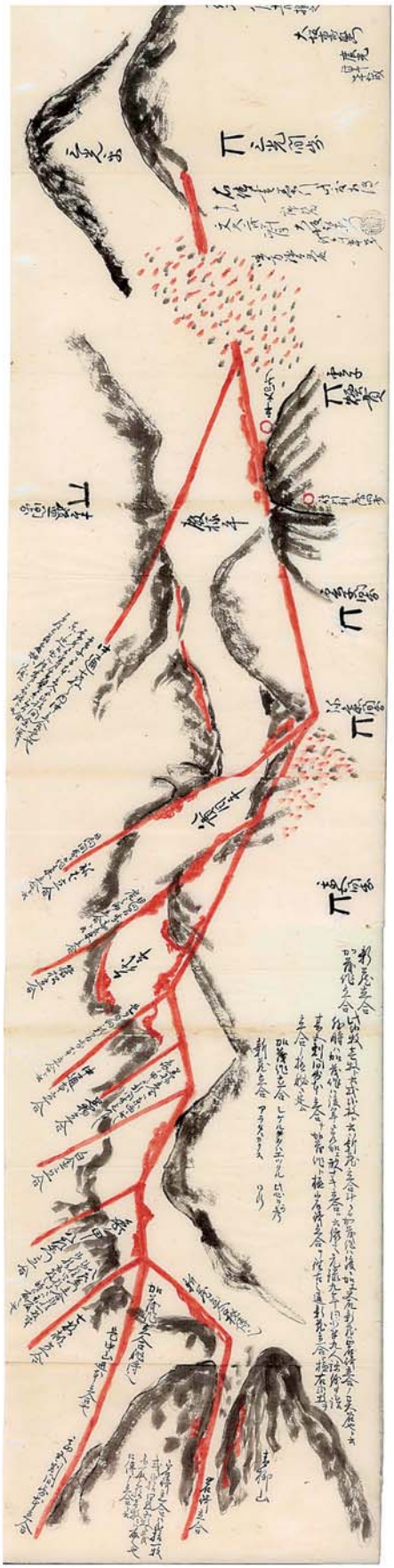

絵図 67 「〔相川金銀山立合絵図写〕」（文久 2（1862）年写）〔味方家文書〕

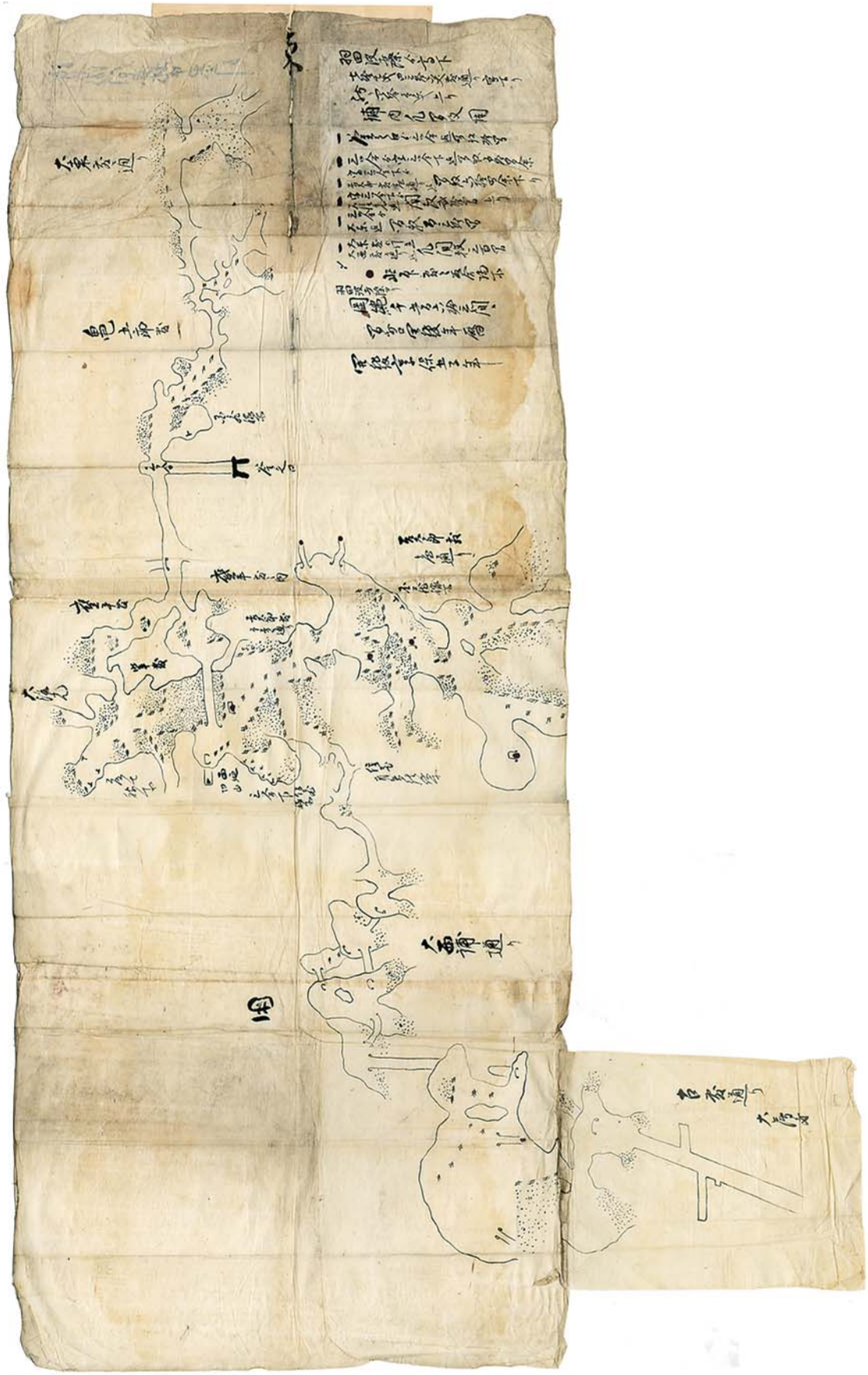

絵図 68 「弥兵衛間歩坑中墨引」（享保 5（1720）年）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

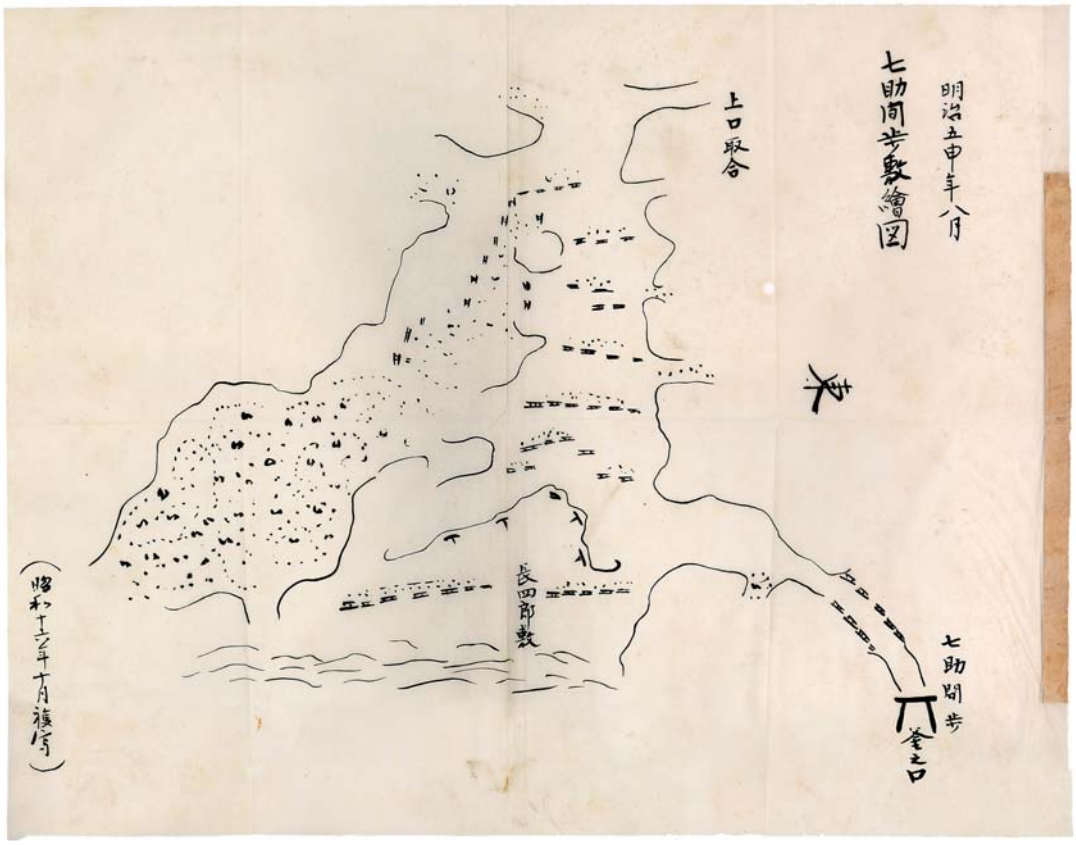

絵図 69 「七助間歩敷絵図」（明治 5（1872）年・昭和 16（1941）年 10 月写）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

絵図 70 「上田久七間歩敷絵図」（昭和 16（1941）年 10 月写）〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

絵図 71 「佐州相川之図」（元禄 8（1695）年・天保 6（1835）年写） 〔個人蔵〕

絵図 72 「相川町図」（17 世紀末カ） 〔岩木文庫〕

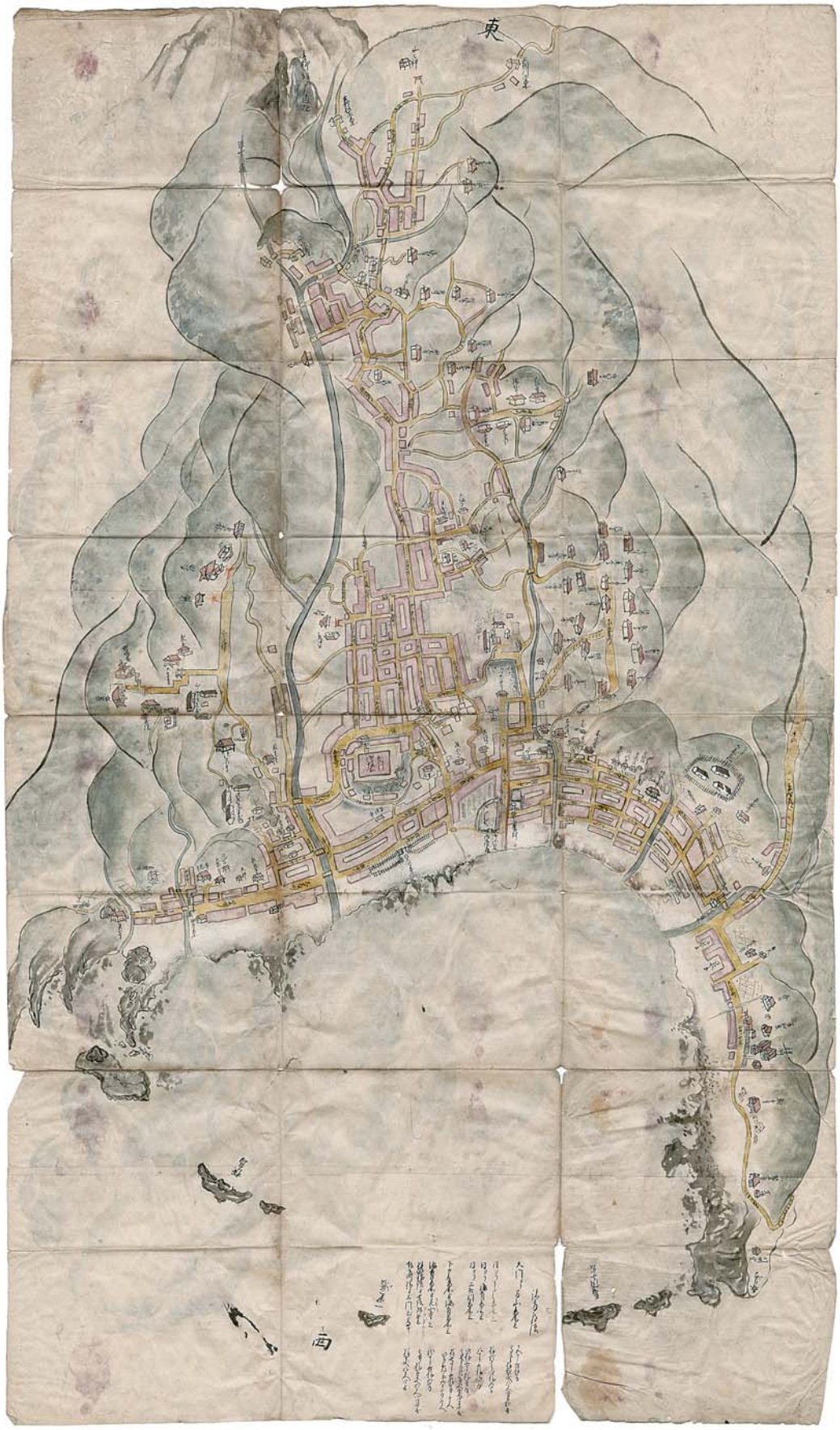

絵図 73 「〔相川町絵図〕」（18 世紀中半・宝暦 3 ～ 7（1753 ～ 1757）年） 〔佐渡市蔵〕

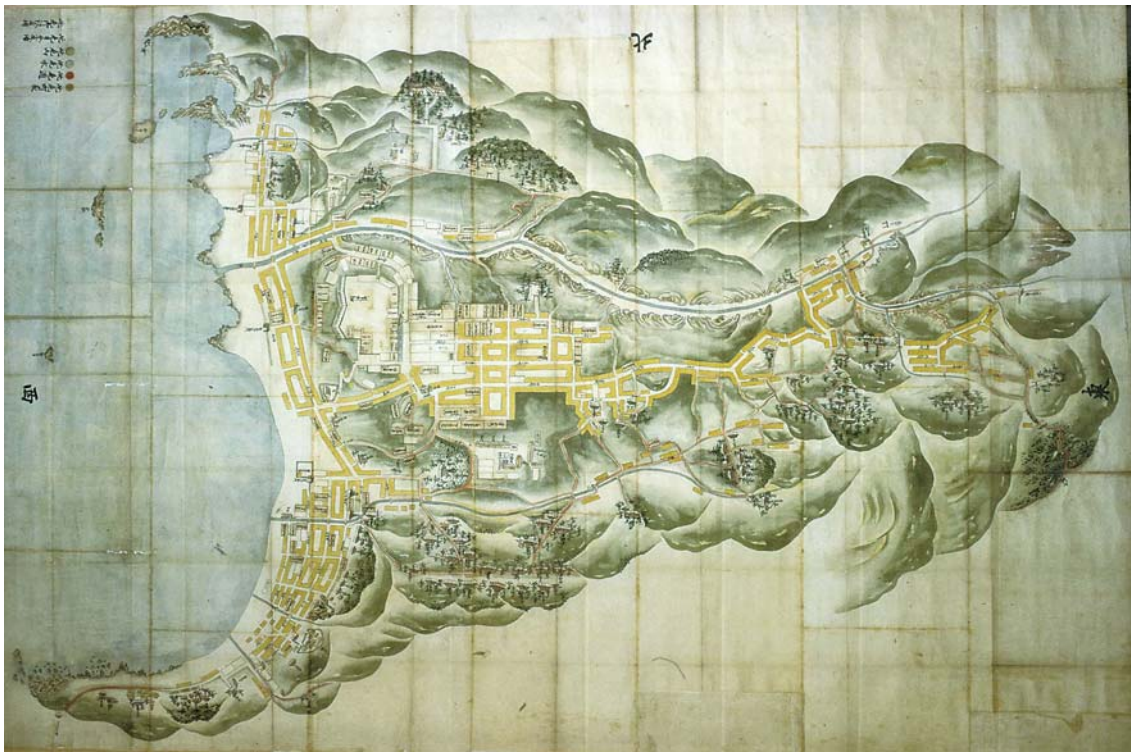

絵図 74 「相川町絵図」（18 世紀中半・延享 5 ～宝暦 7（1748 ～ 1757）年頃）　〔個人蔵〕

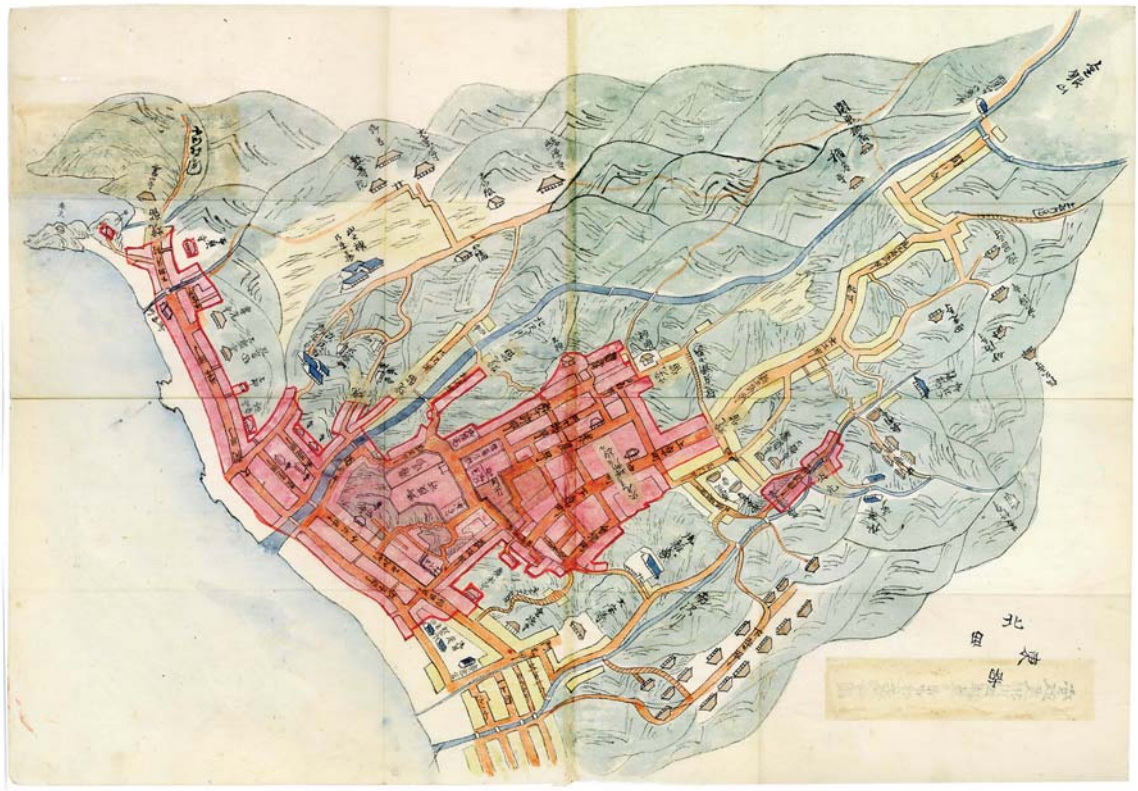

絵図 75 「安政度相川御陣屋并市中焼失場絵図」（安政 5（1858）年頃）
〔株式会社ゴールデン佐渡蔵〕

相川金銀山跡関連文献資料

凡　例

【文献史料】では、相川金銀山跡に関連する史料を収録した。
・収録した史料は、原則として末尾に出典を記した。
・収録した史料は、それぞれの原典の記述に従っているため、必ずしも統一された表記となっていない。

文献史料1（相川金銀山）

史料1―1　慶長元年（一五九六）

一、佐渡鮎河、岩崎向山に銀涌上る。鮎河沢根始て市町と成。今相川始は鮎河といふ。銀山いまだ始まらざる以前は羽田、下鮎河両村入合の地にして、今の陣屋の地は、野田袋八千苅の田地なり。其外田畑を塡めて町小路となす。

『撮要佐渡年代記』（『佐渡叢書』第四巻所収）

史料1―2　慶長六年（一六〇一）

一　去年上杉景勝會津籠城の事により家臣等も御勘氣を蒙る處今年河村彦左衛門赦免せられ佐渡の公務を沙汰すへき旨命せられ田中清六へ被下御朱印左の如し

一佐渡國銀山如前々金穿共召集候事
一河村彦左衛門儀赦免候條彼國有附仕置等可申付者也仍而如件
慶長六年五月五日
田中清六とのへ

『佐渡年代記』上

史料1―3　慶長六年（一六〇一）

一　相川銀山は今年七月鶴子銀山の山仕三浦次兵衛渡邊儀兵衛同彌次右衛門といふもの尋來りて金銀の氣あることを知て次兵衛か稼きし間歩を六拾枚と云儀兵衛は道遊と云山を稼き彌次右衛門か稼きし間歩を割間歩と云傳ふ　但去年河村彦左衛門檢地の羽田村苅帳に金山町と云所あり此羽田村は今の相川なれは其頃より金山ありしゆゑ名付しも知らす

『佐渡年代記』上

●相川銀山立始リ之事　一、相川銀山ハ慶長六辛丑年七月十五日鶴子間歩稼方之者三浦治兵衛渡部儀兵衛渡部弥治右衛門山伝ヒ海辺ヨリ相川ニ至リ今ノ濁川ヲ伝ヒ登リ清治ト大切山トノ間ニ有父ト云所ニ登リ湧上リヲ穿出多ク金銀ヲ得タリ第一六拾枚第二道遊第三割間歩三ケ所ヲ始トス又父ヨリ南ニ当リ三方大山ニテ囲ヒ中ニ立タル高山アリ後ニ中山通リト云ハ是也本文ニ記相川銀山立始慶長六丑年ト諸家旧記ニ候得共慶長五子年羽田村竹算分水帳ニ金山町ト有之其余下寺町銀山寺慶長元年仏具ニ金山町ト記是ヲ以相考ル慶長以前ヨリ金銀山ハ有之ト相見　銀山ノ次第　一、六拾枚　稼初三浦治兵衛・一、道遊　渡部儀兵衛・一、割間歩　元和七酉年八月江戸宗遊豊部蔵人当山自分入用ヲ以稼渡部治右衛門・一、宗遊間歩　伊藤源右衛門（後宗遊）・一、弥貫間歩　若狭弥次兵衛（後弥貫）・一、渡部弥次右衛門間歩　渡部弥次右衛門・一、黒瀬間歩　黒瀬徳右衛門・一、小原平蔵間歩　小原平蔵（後源七）・一、赤塚間歩　赤塚兵左衛門・一、忠治間歩　原久右衛門（後忠治）・一、清治間歩　下田清治・一、右近間歩　杉針右近・一、越中仁兵衛間歩　越中仁兵衛・一、上田久七間歩　上田久七・一、弥十郎間歩　丹波弥十郎・一、山田間歩　山田佐兵衛・一、枝皮間歩　披皮新十郎・一、高坂半左衛門間歩　高坂半左衛門・一、庄太郎庄右衛門間歩　大坂庄右衛門・一、諏訪間歩　諏訪殿・一、休味間歩　一説ニ大平作兵衛稼始後休味ト云土佐産寛永十八巳年卒二代藤左衛門孫藤四郎同道寿此一子道悦各坂下町ニ居住　原善治（後休味）・一、金巻　金巻徳左衛門・一、多葉こ屋　多葉こ屋新十郎・一、雲手間歩　元和四午稼初寛永四卯年鏈出　雲子利右衛

門（生国越後　越後利右衛門トモ云）

『佐渡古実略記』（『佐渡国略記』上）

金　銀　山　ノ　発　起

（前略）

相川銀山ハ慶長六辛丑年ナリ。第一ニ六十枚、第二ニ道遊、第三ニ割間歩ハ同十六辛亥年ナリ。是ヨリ南ニ当リテ三方大山ニ囲メル山アリ。中山通リトテ次第ニ間歩口ヲ開ケリ。其余国中金山銀山銅、鉄、鉛ノ山々多シト雖ドモ立始リノ年月不詳。相川諸山ノ舗処モ同前ナリ。間ノ山番所通リヲ左沢ト言ヘリ。先年ヨリ穿稼グ処多ク此所ニアリ。此川通リノ水上東ハ旧一ノ瀬、西ハ三助平ヨリ山田開歩旧舗ノ下ヘ落合ヘリ。六十枚番所通リヲ右沢上言フ。此川筋ノ水上ハ三光平ヨリ惣徳町間ノ山宗遊ノ下ニテ落合ヒ一同ニ北沢ヘ流ル。銀山道筋大概川通リニ順セリ。右沢雲鼓間歩ヨリ鳥越間歩登リノ平ヲ世ニ殿平ト言フ。是ヨリ下辺ヲ見渡ス処甚ダ絶景ナリ。先年ハ左右両沢ノ外間ノ山上相川ノミニ民家千軒余アリ。寛文、延宝ヨリ数度ノ洪水ニ破壊多ク其上金銀山ノ衰耗ニ随ヒテ年々月々ニ退転シテ今ハ悉ク荒地トナレリ。

『佐渡相川志』

一　相河銀山始　此節迄相川ハ人家もなく山林竹木生茂り鳥獣の外通ふものなし海邊ニ至りて纔ニ波根（ハネ）多村とて五六軒百姓屋有（今の羽田町なり後此村今の下戸村の上え引ケ村トナル跡ハ町となる也）羽田村より上の臺幷其中通りを野田千苅と云て田地なりし（今の陣屋より續き彌十郎町上京町すべて田畑たり其外大木の茂りあり）干レ時今年三浦治兵衛渡部儀兵衛同彌次右衛門といふ者靏子銀山を稼居けるが或時三人の者共考へけるハ是より北に當り高山有草木の立様岩の重り如何様金銀の弦あるべき備へ也いざゝらバ踏分けて尋んとて夫より山傳ひ海邊え下り濱通りを行て鮎川に至り（今の濁川也鮎の字ハ銀山ニ惡シとて相の字ニ書替る今ハ濁川ト云又相川ハ府中の名と成ル）川傳へを登り今の清次ト大切山の間ニアル父（チヽ）と云山へ登り是ニて涌上りを穿りて多クの金銀を得たり是則相川銀山の最初なり偖テ間歩ハ第一六拾枚間歩第二道遊間歩第三割間歩なり父（チヽ）より南に當り三方大山ニて圍ひ中に立たる高山有り後ニ中山通りトいふハ是なり此中山通りハ金銀湧出の根軸にて諸間歩是より生出て今以莫大の金銀出ル事猶末萬々年なり（ナリ）されバ佛説ニ日ク水上輪ノ上に砂光山アリ北面ハ黄金ヲ以テシ東ハ白銀ヲ以ス南は瑠璃ヲ以ス西ハ頗胝迦寶（ヒテイカホウ）ナリ南ハ謄割提（タシフダイ）ノ色瑠璃ナリトアリ其妙光山を九ツノ山圍レ之其内第一雙特山ト云ハ黄金ヲ以テナストアリ然バ此中山通リノ嶺甚ダ妙光山ニ似テ又蓬萊山トモ可レ賞寶山也

『佐渡風土記』

史料1―4　慶長七年（一六〇二）

一　景勝佐渡を領せし時僅に砂金を出しけるか公領となりてより次第に金銀山繁昌し今年一ケ年に出す所の銀壹万貫目に及ふ石州銀山も庚子年迄毛利輝元領分の時は僅に銀を出しけるか公領となりて今年銀四千貫目に及ふと云

『佐渡年代記』上

史料1―5　慶長八年（一六〇三）

一　大久保石見守目代をして大久保山城宗岡佐渡（初名彌右衛門）小宮山式部等を遣す山城式部は地方を預り佐渡は金銀山の事を沙汰すといふ

（中略）

一　相川の内字半田清水か窪と云田地を持主山崎宗清と云ものより價の金子五百両に買取て陣屋を築く來春に至りて成就すと見えたり其頃大久保長安より普請の役入水田與左衛門へ遣す所の文面左の如し

（後略）

『佐渡年代記』上

史料1―6　慶長九年（一六〇四）

相　川　府　中　開　發　之　事

一　銀山次第ニ盛リ出ルニより間歩口數拾ケ所ニ及ベリ依レ之他國より大勢來り所縁ヲ求めて爰に住ん事を願ふ夫迄は志か〳〵家居も不レ定銀山を稼者ハ其所ニ於てはへ木を伐夫を以堀立ニ住居を拵へ稼所變あれバ崩シ又稼所ニ立て住居せり則是を山小屋と云其後人家定り家居と成事は去年依二台命一大久保石見守當國奉行職を蒙り夫迄ハ陣屋靏子ニ有つる所同年先達而宗国彌右衛門（後ニ佐渡）を渡シ陣屋ヲ相川へ移す事になれり石州ハ今年渡海あり山林を伐田畑を埋メ平地とし陣屋を始メそ

れ〳〵に構を被レ立たり銀山猶々盛りたれば銀山の掟を定め由緒有浪人を他國より招きそれ〳〵の役人となしぬ是當國役人の根元也又石州家來の内地方銀山ト分け兼役を被二申付一ける

地方　大久保山城
銀山　宗岡佐渡

彌銀山盛ニ成けれバ伊豆石見兩國より銀山功者成ものを呼寄山師と名付銀山を被レ預ける此人数三十六人銀山取立三拾六ケ所壹人へ壹ケ所宛預ケ稼せられし

『佐渡風土記』

史料1―7　慶長九年（一六〇四）

一　金銀山の内山師共を雇ひ御入用を以穿出す所を御直山と云山仕の入用を以稼間歩を自分山と云此時御直山三十六ケ所有て右の山仕三拾六人へ俸米百俵宛を與へ炭留木鐵松蠟燭等十分に渡せしと也（松蠟燭は松やにを竹の皮にて包み敷内へ灯す）此山仕共多くは伊豆石見より來りしと云割間歩を始め数十ケ所の間歩々々彌繁昌せしにより石見守言上せしにや味方但馬原淡路西山丹波なと云山仕共御目見をも被仰付しといふ味方但馬は生國江州三方郷より出し者にて京都江戸の内数ケ所屋敷を構へ佐渡郷中にも田園數多ありしと也

一説御直山の山仕三拾六人と極めしは慶長十二年の事なりとも云山仕の手に附敷内の掛引をなすものを間山衆と云後に（なこと改む）辛りてか又鏈石買取て金銀を吹立るものを買石といふ山買石ごき買石など迚市中に數百人ありせり入にて鏈を買取故此者共業をなす所をせり場と云

『佐渡年代記』上

史料1―8　慶長十年（一六〇五）

一、床屋水銀なかし、是も無油断申付候事
右替儀御座候ハハ重而御注進可申上候、以上

申ノ　岩下惣太夫
二月十四日　草間勝兵衛
戸田藤左衛門殿
御披露

「川上家文書第七号」（『佐渡相川の歴史　佐渡金山史料』資料集三）

一、床屋御問吹吹立念ヲ入申付候、殊ニ水銀なかし過分ニ勘定いたし見申所ニ、過分ノ御徳まいり候間、本ノ床屋ヲやめ、水銀床やかいふ口木立ノ上ニ立申候、わき〳〵ノ衆もこれを承　皆々水銀床屋ニ可致候由申候て
伊セノ與右衛門宗徳なとハ、はやなかし申候事

「川上家文書第七号」（『佐渡相川の歴史　佐渡金山史料』資料集三）

一、水銀床や之儀切々見廻申候て、万ゆ（た脱カ）んなき様ニ申付候事

一、諸山ニおゐて少もこころにくき所御さ候ハ、普請申付候、同さらへ無油断あまた渡ふしん申付候、其外諸横相切々見廻申候て無油断きらセ申候、いつれもはか参申候事

一、山中かい石仕候者共、水銀入次第御かし可被成候由則申聞候、ミな〳〵忝候由申候間

（後　欠）

「川上家文書第七号」（『佐渡相川の歴史　佐渡金山史料』資料集三）

（前　欠）

年内ハ水こほり申候て、なかしも不自由に御座候間、春ニ罷成候へハ、はや〳〵水もなかしよく罷成候間、水銀入申候分書立、重而きっと御注進可申上候事

「川上家文書第七号」（『佐渡相川の歴史　佐渡金山史料』資料集三）

一、先度御意被成候悪鏈、岩崎へあつめ置申候、いつもなから御問吹念入ふかセ申候、並水かねなかしの所も無油断申付候事

「川上家文書第七号」（『佐渡相川の歴史　佐渡金山史料』資料集三）

追申上候、上相河茶やノ水たんにて沢六十枚口ノ水を京町筋へとり申候、京町、床や町、治介町、左門町、其外へも水をわけ取申候て、鏈かい候者も（殊外）〃〃水かねなかし仕、町中きをい申候、明屋なとも皆々ふさかり、家ノねもたかく罷成候、町中くつろき候間、弥盛可申と存候

（後　欠）

「川上家文書第十一号」（『佐渡相川の歴史　佐渡金山史料』資料集三）

水銀覚
庄右衛門間歩
此銀六十四匁　山主　江戸庄右衛門
間歩之内味方但馬切山
此銀百六十壱匁　山主味方但馬
□ら原淡路切山
此銀七十六匁　山主　原淡路
此銀六十六匁　山主　山田太左衛門
屋奉行公納申候分也
此銀廿五匁　山主　山根弥三右衛門
□□□間歩
此銀百廿匁　山主　佐野庄右衛門
口主吹申候銀目也

「川上家文書第十五号」（『佐渡相川の歴史　佐渡金山史料』資料集三）

史料1―9　慶長十八年（一六一三）

（前略）
一　大久保山城をも駿府へ召して糺問せられしか申所明白にして罪も輕く其上昔年江州安土にて知り召れし者なりけれは免許せられて御家人に加へられ田邊十郎左衛門宗政（初は安正）と改め再ひ佐渡へ被遣金銀山地方貢賦の事を司とらしめらる
按るに佐渡は邊地にして其上金銀山の計らひ事なれし者ならては行届兼ぬる趣を以て再ひ被遣し事なるへし然るに十郎左衛門は石見守か事によつて甚敷恐れしにや在勤の内山仕共の願をも取用ひす金銀山次第に衰微し州民大に難儀をせしと云

『佐渡年代記』上

史料1―10　慶長十八年（一六一三）

一　此節總山釜口三百餘口各次第ニ盛り出ルニ付相川ニ住者凡拾萬餘人ニ及びける猶々町數弘りたれども是迄ハ陣屋より上山ノ手ニ計リ町並有

『佐渡風土記』

史料1―11　慶長十八年（一六一三）

一、相川中往古家數並人數の義不分明に御座候。併故實者味噌屋町豊左衛門と申者（享保の末極老にて相果申候）の物語に以前辻八郎左衛門え豊左衛門相尋候は、（此の八郎左衛門は當時横尾六衛門殿支配役人辻六右衛門其祖父留守居役相勤申候）往古繁昌の節は相川中の人數八萬人程も有之候由及承候段申候へば、八郎左衛門卽答に夫は遙に後の事にて候大昔は相川町中に三十貳萬人餘有之候段及挨拶候由豊左衛門申之候。當時國中にて漸十萬人に不及人數にては繁昌の節なりとも相川計の三十萬人餘は如何可有之哉と正僞の程人々無覺束存候義に御座候。

『佐渡四民風俗』

史料1―12　慶長十八年（一六一三）

一　江戸表より間宮新左衛門直元を遣はさる此時金銀山衰へ諸人困窮の躰を見て直元計らひを以公納鏈を用捨し其上他國より入來る諸色の運上銀口屋において（浦方番所を口屋といふ）入役銀計りを取其餘國中の諸運上を免除せしにより人々喜悦し金銀山も取續きしといふ

『佐渡年代記』上

史料1―13　慶長十九年（一六一四）

一、佐渡奉行間宮新左衛門、田辺十郎左衛門、笠井兵九郎米倉助右衛門重頼（此時国中の過役を免ず。）米倉殿は江戸目付役より佐渡奉行に成らせらる。在勤中沢根町播磨屋某女の腹に男子有、米倉帰府の後病死す。江戸に実子なきが故、当国の実子七才の時江戸に召させられ、彼家督を相続す。即米倉丹後守昌忠と号す。知行二万石（或は一万五千石と云）若御年寄を勤む。武州金沢の城主也。元禄九子年逝去。右の奉行衆入国の時より銀山衰微す。故に、諸役を免じて一ケ年の間諸山出鏈なき分にて穿取に被成、御直山の切山七ケ所御取立。

『佐渡風土記』

史料1―14　元和四年（一六一八）

一　是迄は山出の筋金を相川町人共之内引請筋受座と唱へ價を極め吹立納る所密に他へ抜出す趣き聞ゆるを以伺之上筋座請座を取放し役人の取扱に極る是を公儀座と唱ふ其筋浦々の番所へ觸出す趣左の如し
一筋座受座を取上ケ公儀座に被仰付候事

一筋之儀出役を取包に印判押送り状添出候間改出可被申候
一吹分之銀極印打出し乍去貳拾目迄は極印無之候而も出可被申候
右之通諸口屋へ觸出す　但口屋とは番所を云
一　七月八日より吹分床屋の普請始り十二月に至りて成就す

『佐渡年代記』上

（※『佐渡古実略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料1―15　元和四年（一六一八）

●午、七月八日ヨリ同十二月迄吹分床屋立普請奉行水田与左衛門・吉田甚右衛門

『佐渡古実略記』（『佐渡国略記』上）

史料1―16　元和五年（一六一九）

一　金銀山の様子日増に盛んになり出鏈相増すに随ひ金穿大工の賃銀を始め金銀吹立の入用等拂方に支へ一國限り通用のため極印銀といふものを吹始む今年右の銀を八百貫目吹立つ是より以前は笹吹銀とて打延たる灰吹銀入用程宛鋏切り權衡に掛て通用せしと也

『佐渡年代記』上

（※『佐渡古実略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料1―17　元和七年（一六二一）

一　是迄は筋金を江戸へ出し小判に引替佐州へ下し御入用に相成る所海上無心元候間後藤庄三郎手代を佐州へ呼寄小判爲仕立候様可仕哉と鎭目市左衛門伺ふ所今年七月二十日伺之通下知せられ庄三郎手代後藤庄兵衛山崎三郎左衛門なと云者佐州へ至るに付元陣屋敷地之内を被下庄三郎役所を建る
一　後藤庄三郎手代共佐州へ引越吹所向御普請等彼是手間取小判出來立候迄銀山御入用渡方に手支候故を以鎭目市左衛門伺之上江戸御金藏より小判三萬両拜借す其節市左衛門か家來伊藤勘右衛門と云者を江戸表へ遣す

『佐渡年代記』上

●後藤渡海之事　酉、御奉行市左衛門様ヨリ被仰立候者筋金江戸エ上納之儀海上無心元候間佐州ニ而小判ニ可仕哉之旨江戸エ御伺被成候処同七月廿日被仰候ニ付則後藤庄三郎代庄兵衛同手代浅香三十郎当国エ被遣小判ニ仕立申候右小判出来候迄御手支ニ付江戸御納戸方へ小判三万両市左衛門様ヨリ用人伊藤勘右衛門ヲ以借用ニ被遣候　右浅香三十郎ノ外其後江戸ヨリ来リ候者又者当国ニテ召抱候モノ並吹屋小判師名前別巻ニ記故爰ニ略ス尤後藤殿代々並或家之旧記ニ有之不分明ニ候得共左ニ記後藤ニテ出極印銀打候日数之内十人扶持可被下由其節江戸在府之御奉行ヨリ被仰遣候書状略記三ノ巻正保二酉年賦ニ記ス、江戸金座慶長五子年立始ルト云当国役所同年被仰付追々役人渡海致由後藤所持之書物ニ有之由子年相川開発無之此儀如何候哉　尚々是式如何敷御座候得共御帷子五之内しゆちんそめもの並南部諸白三樽進上仕候誠書状之検迄御座候御酒被入念候得トモ遠路ニ御座候間そこね可申ト奉存候追而半右衛門ヨリ御状参候間進申候以上　浅香三十郎差下申候間一書申上候然者菅沼多左衛門殿山田佐右衛門殿宰領之銀子先月廿三日致参着尊書致拝見候御状之通銀子御書付之ゴトク銀座へ相渡小判カヘサセ随分急申候間四五日中ニ相調申候

『佐渡古実略記』（『佐渡国略記』上）

史料1―18　元和八年（一六二二）

一　近年金銀山盛んに付市中人數も夥數他國より有用の品を積來り賣買せしむるに付浦々番所に於て諸品十分の一の運上を取り其外請負物役銀等を集め今年取立高小判貳千八百拾四兩砂金九拾七枚貳拾貳匁四分銀（此金直九百七拾四兩貳分餘）千百七拾貳貫八拾三匁壹分なり年々少しの違ひはあれとも大方是に準す（此金直貳万千二百拾兩貳分餘）

『佐渡年代記』上

史料1―19　元和九年（一六二三）

●亥、御運上銀四千貫目駿府エ上納同二千貫目江戸エ上納合六千貫目残筋金ハ御奉行市左衛門様御登リ之節御持参被成候先達而元和六申年二百三十貫目駿府エ上

納其後寛永元子年五千貫目駿府エ上納千貫目江戸エ上
納年々上納ノ訳本書ニ有之其節ノ伝馬御証文ニ候歟或
家ニ有之候間左ニ写置　一書申入候佐州御運上銀千貫
目駿府エ差越申候いつも之ことく路次御奉行被指添
宿々於所々ニ火ノ本夜番以下堅ク被仰付可被下候御伝
馬之儀ハ御朱印ニ御座候委細者此黒柳勘左衛門堀口弥
次右衛門口上ニ申含候、恐々謹言
（後略）
『佐渡国略記』上

史料1―20　寛永四年（一六二七）

この年幕府、内藤重次を諸国金銀奉行に任じる（実紀）。
『日本史総合年表　第二版』

史料1―21　寛永十年（一六三三）

一　金銀山出方衰へしにより竹村彌太郎設樂長兵衛
種々手當を成すといへとも大盛の後衰微に及ひし事故
急に元形に復し兼るにより山主共拝借を願ひしといへ
とも両人の力に及ひ兼る趣を以山主共五人を江戸へ差
出し竹村彌太郎も歸府して山主共の願を申立る處銀
三千貫目拝借仰付られし也
『佐渡年代記』上

史料1―22　正保二年（一六四五）

●酉六月晦日、小床屋ニ而者筋金山吹銀脇江散候儀無
心元候間、町床屋相止慥成者五六人ニ申付、壱ケ所ニ
て為吹毎日吹申候、金銀帳面ニ記、月切ニ御勘定所江
指出シ、床屋ニ者扶持人弐人横目申付可然由、尤後藤
銀ハ極印座床屋ニ而吹候得者、此度公儀床上後藤銀為
吹被申間敷由、勿論床屋役茂前々之通り相勤候様ニ江
戸ゟ被仰遣
床主　浅岡善兵衛　松木長右衛門
山田次左衛門　柏原善左衛門
此節大床屋六軒、吹分床屋八軒、小床屋五拾四軒、何
連茂御役銀壱ケ月ニ大床屋壱軒ニ付八拾目、小床屋同
四拾目、吹分床屋同三拾五匁
『佐渡国略記』上
（※『佐渡年代記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―23　慶安四年（一六五一）

一　近年金銀山衰へ毎月御入用多く相掛るに付出方不
進の間歩は相止可申旨順齋より差圖に及ふ
『佐渡年代記』上
（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―24　承応四年（明暦元年）（一六六五）

（前略）
一順齋様二十一年以前當國へ御入國之砌御公納前之御
鏈十三十日分鏈高一万九千荷餘此利合銀貳百四拾貫
目餘山主共に御心付被下其上御直山五ケ所御立被成
其内一ケ所鏈出來仕於只今毎十日過分に御公納上り
申候扨又御荷分両度迄御用捨被成下候其外町中之御
地子度々御赦免被下候御事
右箇條之通御代々御心付被下候儀紛無御座候ケ様に御
山退轉之時分は御取立被下候に付度々銀山取續き累年
數万貫目之御運上差上御忠節申上候然は近年山主身躰
大破に及ひ古へより持來候御山家屋敷迄悉く入用に入
跡なく罷成候山師とも數多御座候只今殘り候山師共今
程は同前之躰に罷成候故山中諸人共かつゑに及申候ケ
様申上候山師共之儀は佐渡銀山始りより六十ケ年に及
ひ御山稼大分之御運上差上申候御百姓之儀に御座候を
以今度御取立不被下候へは山生共悉く自滅仕候て重て
御訴訟申上候御慈悲を以銀山此度御取立被下候はゝ難
有可奉存候　以上
承應四年未四月廿一日　山主
御奉行様
『佐渡年代記』上

史料1―25　明暦元年（一六六五）

一　相川町々困窮に依て地子銀を免除し且市中救ひの
爲め銀山内川通り普請を始め男女とも雇入男の賃銀一
日に壹匁貳分女は八分宛を遣す此時より銀山内川枠と
云もの出來しなり是は敷内への洩水を防かん爲めなり

『佐渡年代記』上

史料1―26　寛文六年（一六六六）

一　去ル卯年より割間歩の稼を差止め幽かなる躰にて多人數渡世を失ひ追々餓死のもの三四千人程に及ひし故今年より明年へかけ勝手次第他國出相應の渡世に有付へき旨國中へ觸出し他國出の者髻に符印を附出せしとなり是は乗逃の疑ひなからしめん爲也と云然るに困窮もの大に悦ひ夥敷諸國へ散亂すと云
但故郷を離るゝ事悦ふへき事にあらねとも國に居ては渡世を失ひ他國出は制禁たり餓死せんより外は詮方もなき折節他國出を免されしにより悦ひしと聞えし

『佐渡年代記』上

史料1―27　延宝三年（一六七三）

一　金銀山盛りを得しにより他國より金穿大工共多く來る尤も先年散亂せし者も追々立歸ると見えたり

『佐渡年代記』上
（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―28　延宝八年（一六八〇）

一　六月廿九日割間歩樋引賃銀として相川町々人別より出せる出錢を止る同晦日より割間歩出鏈かなこ前の荷分を七分の六を宛行ふ事に定む

『佐渡年代記』上

史料1―29　延宝八年（一六八〇）

●同六月廿九日、銀山樋引賃錢御免　但家壱軒ニ付か、又ハ人別壱人ニ候か、是迄錢九文宛出候由古書ニ有之

『佐渡国略記』上

史料1―30　貞享三年（一六八六）

一　四月中日向間歩水貫間切兼て目當の通切貫上中の鏈追々出方を増し其外の銀山も景氣能國中の者上下一同喜悦の眉を開きしとなり

『佐渡年代記』上

●今年諸銀山昌、別而日向間歩水貫四月切貫、上鏈中鏈出、御奉行様殊之外御機嫌能、（後略）

『佐渡国略記』上

史料1―31　元禄四年（一六九一）

一　荻原彦次郎相川御役所に着の上四月十八日山奉行へ金銀山の様子を尋同十九日青盤間歩山主味方與次右衛門甚五間歩山主大阪（坂）惣左衛門を呼出し兩山とも御直山に申付兩人を山主とす此時古來より金銀山盛衰の始末を山主共より書出す文長けれは爰に略す
是により御直山或は自分稼の銀山十九ケ所の内へ間切三拾六ケ所取立壹ケ所の内へ切山を三ケ所程宛相立其外銀勝間切と云を四拾ケ所取立鶴子間歩へ樋四拾五艘日向間歩へ樋拾三艘清次間歩水坏へ樋四拾五艘相立水を取透し稼を始め新間歩新樋道普請をなす右十九ケ所の銀山と云は割間歩新間歩川端間歩石垣間歩中尾間歩治助間歩鼠差間歩喜多見間歩清助間歩青盤間歩山留平間歩鳥越間歩市ノ瀬間歩雲子間歩甚五間歩鶴子間歩八森間歩西三川金山新穂瀧澤等なり

『佐渡年代記』上
（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―32　元禄八年（一六九五）

一　金銀山御入用として江戸表より小判壹萬兩遣さるにより當年分運上屋元高に備ふ
按するに今年江戸表にて金銀吹替仰出されしにより佐州古金を江戸表へ出して代りの新金壹萬兩餘御渡ありし事歟も知られすされと佐州より古金を登せし書物見へす寶永元年に至りて壹萬九千兩引替金と唱へて初て江戸へ登せ其後寶永五年迄に壹萬八千六百八兩上納せし事あれとも江戸より御下金は元祿十五年迄に拾壹萬三千兩に及ひ引替の員數符合せす全く金銀山御仕入として御渡ありし事ならん此末年々是に倣ふへし

『佐渡年代記』上

史料1―33　元禄十年（一六九七）

一　四月中振矩師静野與右衛門か申立により壹町目貳丁目の間の川通りへ水車を取立諸買石の買取らさる安鏈を粉成し鏈の善惡を撰はす引請しにより諸買石の買取る鏈も直段進みて公納を増す此安鏈を取扱ふものを車買石と云しなり

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―34　宝永三年（一七〇六）

一　小判所一軒なりしか今年新タに壹軒を造作し新小判座と云小判所役山下甚五右衛門岩間杢右衛門筋見大村庄兵衛淺岡伊兵衛といふものを申付る

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―35　正徳三年（一七一三）

一　清次間歩源兵衛といふもの付木座を受負ふ

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―36　正徳三年（一七一三）

一　柄上銀を灰吹銀と改後藤札を印銀札と改是は上納鏈代等印銀の代り札を印銀所より出し後藤札と云し也後藤銀百目は印銀百八匁也此末都で印銀勘定となる

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―37　正徳三年（一七一三）

一　御林に生立し雑木を伐取金銀山入用の炭を燒立る

『佐渡年代記』上

史料1―38　享保三年（一七一八）

一　前々より非常備として鉛を貯へ陣屋内地中に埋置し高九千百貳拾五貫八百七拾五匁ありしを若林六郎左衛門支配の時穿出して賣拂ひしにより曾根五郎兵衛是を補ひ延寶三卯年四月鉛七千貳百四拾九貫五拾貳匁買入元の如く埋置しを又候今年十月穿出すへき旨を差圖せしといへとも有所を知らさるにより辻六郎左衛門か老父へ尋る處印銀所土藏と役所の間明地の所に埋入れし事を覺へし由を申すに付目付役松永吉左衛門を掛りとなし十月廿日より人足入立爲穿出處同廿八日埋鉛六百八拾枚穿出し取上鉛七千四拾九貫五拾貳匁此數六百七拾九枚と小切壹ツ延寶三年卯四月八日御蓮上屋役人白須利兵衛渡安左衛門太田次右衛門久保十左衛門目付内藤兵右衛門と板札添有之古代よりの殘鉛千八百七拾六貫八百貳拾三匁有之所不知場所を替御金藏棚の内をも穿割穿鑿すれとも不知と云

『佐渡年代記』上

●埋鉛穿出事　〇享保三戊十月、鉛蔵ニ鉛弐千三百貫目有之、壱ケ月之御払鉛弐百五六拾貫目程宛ニ而無御心元被思召、在府之御奉行勘右衛門様江被仰遣候処、前々ゟ御金蔵之下ニ有之埋鉛穿出させ可然由被仰遣候ニ付、同十月廿八日御目付役松永吉左衛門以御穿被成候得共知レ不申候処、鉛ハ御金蔵ト印銀所御蔵之小間寄之下ニ有之由御使役万歳重右衛門被申候ニ付、同閏十月十八日、十九日其所穿候得共無之故、其節辻六郎右衛門祖父同苗露元潟上村ニ住居ニ付、同廿三日右鉛有所月番役ゟ聞ニ被遣候処、翌日潟上村ゟ飛脚帰、路元心覚え場所穿候得は鉛有之候、尤有高ゟ少々不足之由、古代ゟ埋鉛高九千百弐拾五貫八百七拾五匁之内若林六郎左衛門様御支配之節穿出させ御払被成、其後延宝三卯四月八日曽根五郎兵衛様御支配之節取高之通埋置被成候由、此高ト此度穿出候高ト千八百七拾六貫八百弐拾三匁不足之由、古代ゟ有来候目録并此度穿出候鉛ト一所ニ有之、木札之写左ニ記

〇此度穿出鉛子八月十二日ゟ銀壱匁ニ付七拾八匁七分ニ御払　此節鉛蔵役人上月豊右衛門・庭谷久右衛門・松原武右衛門、定番高田六郎兵衛　〇鉛九千百弐拾五貫八百七拾五匁、是者御運上屋南北ニ埋御座候　右者辰正月ゟ極月迄御運上屋金銀納并卯年ゟ越金銀払方御勘定如斯ニ仕上申候、若違茂御座候ハハ仕直シ可申上候

寛永十八年巳六月朔日

三枝喜兵衛　冨田助左衛門
岩崎茂太夫　安田三郎右衛門
川岡八郎兵衛　山内儀兵衛

御勘定所

○右目録ニ鉛之外金銀并附本等有来り候由有之候得共、略之　○前代ゟ埋鉛之内最上鉛七千弐百四拾九貫五拾弐匁、此数六百七拾九枚ト小切レ壱ツ

御運上屋役人
白須利兵衛　太田治右衛門
渡安左衛門　久保重右衛門
目付
内藤兵右衛門

延宝三年卯四月八日

『佐渡国略記』上

史料1―39　享保八年（一七二三）

一　佐州金銀山古來盛なる躰江戸表より御尋に付在勤小濱志摩守進達せし書面左の如し

佐州銀山古來盛候節之儀は年久敷義に付山師共書物等所持不仕確とは相知不申候得共鎭目市左衛門支配十ケ年之内八ケ年之間諸銀山運上銀一ケ年八千貫目餘も上納相成候段申傳候元和より寛永迄之間にて百年餘以前にて其頃は多分自分稼入用銀は相知不申上納之外は山師共德用に仕其上錢無御座候に付笹吹銀と唱へ素人も人々銀を吹通用仕候よし御座候猶又古來之様子相知候はゝ山岡傳五郎迄可申遣候　以上

卯　四　月　　小　濱　志　摩　守

古來佐州より上納金銀之覺

慶長十八丑年

一銀千八百拾九貫四百四拾貳匁四分

地方
内　三百九拾四貫五百八拾九匁
　　千四百貳拾四貫八百五拾三匁四分

銀山

一筋金九百五拾三匁

一砂金拾三枚七匁貳分

一小判千九百壹匁

同　十九寅年

一銀千六百九拾九貫三百四拾七匁八分

地方
内　四百六拾貳貫百七拾五匁五分
　　千貳百三拾七貫百七拾貳匁三分

銀山

一筋金八貫六百拾五匁七分

一砂金五拾五枚八両貳朱

一小判千百貳拾五兩

元和元卯年

一銀貳千五百七拾八貫八拾七匁貳分

地方
内　五百九拾貫五百八拾四匁五分
　　千九百八拾七貫五百貳匁七分

銀山

一筋金拾壹貫百拾五匁三分

一砂金八拾五枚拾六両

一小判千四百八拾七兩壹歩

同　二　辰　年

一銀八百拾五貫七百七拾五匁

地方
内　四百九拾八貫六百九拾七匁五分
　　三百拾七貫七拾七匁貳分

銀山

一筋金七貫九匁七分

一砂金四拾五枚五兩三匁壹分

一小判三千七百三兩三分

同　三　巳　年

一銀貳千九拾八貫七百八拾壹匁四分

地方
内　五百貳拾三貫五拾匁貳分
　　千五百七拾五貫四百三拾壹匁貳分

銀山

一筋金拾貫百拾四匁四分

一砂金四拾四枚八匁三分

一小判六千五百兩貳分

同　四　午　年

一銀三千八拾五貫八百六拾貳匁壹分

地方
内　五百七拾四貫四百六拾四匁四分
　　貳千五百拾壹貫三百九拾七匁七分

銀山

一筋金貳拾三貫四百八匁四分

一砂金貳貫四百貳拾壹匁九分五厘

一小判壹萬貳千貳百四拾壹兩貳分

同　五　未　年

一銀貳千九百三貫六百七拾六匁貳分

地方
内　六百拾四貫貳百四拾五匁九分
　　貳千貳百八拾九貫四百三拾匁三分

銀山

一筋金八貫貳百四匁

一砂金壹貫六匁八分

一小判壹萬五千六百四拾貳匁壹分

同　六　申　年

一銀三千七百四拾壹貫七百九拾六匁

地方
内　五百七拾壹貫八百五拾四匁貳分
　　三千百六拾九貫九百四拾壹匁八分

銀山

一筋金拾七貫六百九拾五匁八分五厘
一砂金貳貫百三拾匁六分
一小判壹萬九千六百五兩三分壹朱
同　七　酉　年
一銀六千貳百三拾貫九百七拾貳匁九分　地方
内　五百八拾三貫五百八拾四匁　銀山
五千六百四拾七貫三百八拾八匁九分
一筋金三拾五貫七拾四匁貳分
一砂金四貫八百三拾壹匁貳分
一小判貳萬三千七百七拾六匁
同　八　戌　年
一銀五千四百九拾壹貫七百四拾壹匁五分　地方
内　六百拾六貫百七拾六匁四分　銀山
四千八百七拾五貫五百六拾五匁壹分
一筋金貳拾壹貫五拾九匁
一砂金四貫貳百九拾目四分
一小判三萬四千百六拾八兩三分貳朱
同　九　亥　年
一銀五千貳百七拾八貫三拾四匁貳分　地方
内　六百三拾四貫九百七拾四匁貳分　銀山
四千六百四拾三貫六拾匁
一筋金三拾貳貫目
一砂金貳貫九百拾五匁
一小判三萬八千五百四拾六兩三分三朱

右佐州御藏に有之候帳面見出取調元和年中迄は運上銀計にて御買上灰吹銀は無之様子に相見砂金壹枚之儀不相知に付當地に詰會罷在候後藤庄三郎手代へ相尋候處砂金は不相辨候得共武藏判と申金は何枚何兩と唱へ壹枚は小判拾兩に付砂金も此通り可有之哉之旨申立候

一　當六月中小濱志摩守進達の書面左の如し

一先達而申上候通り慶長十八年以來之佐州御勘定帳面を以當春被仰下候地方銀山方納拂之譚相認差上申候

一古來は諸役人御扶持切米其外諸入用米に而渡り候分共に不殘御拂米之積りにて右代銀山より地方へ相渡候と相見え申候

一惣而地方銀山諸入用共に不殘銀山にて拂候積り一負と御座候は其年佐州に殘り候銀にて只今之越物と相見申候

一上納金銀古來は佐州より直に駿府御城へ上納候由申傳候尤駿府へ御銀宰領し罷越候地役人子孫其節之書物所持罷在候もの有之然共駿府へは何れへ納め候哉難相知候に付此書面には江戸へ上納と相認申候

一銀は何れも灰吹銀之積り御座候

一先達而も申上候通元和九亥年迄は筋金砂金之御買上は有之候得共灰吹銀御買上は無之は運上鏈代其外諸運上銀計と相見寛永十二亥年より御買上灰吹銀相見申候

一曾根五郎兵衛支配之内延寶三卯年佐州御年貢之内五千石江戸御廻米に被仰付候處貳千五百石は御米にて相納り貳千五百石は惣米にて御藏へ納り不申百姓共願之上金納に被仰付翌辰年より天和元酉年迄六ケ年之間毎年五千石宛江戸廻り相成候得共百姓共願に依而佐州田方銀納直段を以五千石分の銀納に被仰付同二戌年より御廻米相見え不申候

一古來より鈴木三郎九郎支配元祿三午年迄は地方銀山御勘定別に仕上納銀は折合相納銀山方計にて拂方不足之節御斷申請地方御物成より拂に相立候様相見え申候元祿四未年荻原近江守支配之節より地方銀山元拂打込に御勘定仕上申候

右古來之義故都而大荒目に候得とも取調候得は右之趣にて當春御尋御不審之趣に少しも相違無御座且元和之夏迄は灰吹銀御買上無之其節銀山より穿出候金銀唯今之如く印銀を以御買上相成候はゝ上納銀高夥敷可相成を其頃は御直山は少く山師自分山多く在々銀山は一ケ年何程と請負運上銀差出其餘は山師德用又は素人も金銀を吹笹吹銀とも上納とも申通用いたし候由にて他國へも自由に持來之儀と相見申候年久敷事故確と相知不申候

『佐渡年代記』上

史料1―40　享保九年（一七二四）

一　金銀山古來稼方の儀を江戸より御尋ありしにより目付役小宮山彦左衛門山西八左衛門定勘定役須田權右衛門大塚源右衛門を掛りとして下上藏古來之書物穿鑿の上帳面に認水野和泉守殿へ進達左の如し

一銀山請山之義は新穗村銀山西三川金山年々御運上に而請山に仕候帳面御座候此外鶴子間歩大須

村銀山立嶋村銀山青野屏風澤銀山入川村銀山何れも自分山に御座候都て相川銀山之義と申は慶長十八丑年より以前之書物は無御座古來より請山と申は在郷銀山に限り候と相見え申候

一　公儀山の儀は慶長十八年丑年より年々御立被成候書物御座候慶長より元和中迄は公儀山は纔にて自分稼の山在郷相川ともに數ケ所有之候書物御座候惣而公儀御直山は慶長年中大久保石見守支配之内にも御座候と相見え申候尤其節の書物等無御座候得共元和年中公儀山と山師自分山と稼方の義に付出入御座候之節詮議仕候書物相見え申候古來は公儀山自分山入込申候故何年以前誰支配之節より公儀山と相極候と申儀慥に難相知御座候

一　御手洗四兵衛支配之節萬治三子三月山師味方孫太夫江戸へ罷登願申上金子三千兩拝借被仰付候曾根五郎兵衛支配之節寛文十二子三月山師和田與一右衛門江戸へ罷登り願申上金子三千兩拝借被仰付鈴木三郎九郎支配之節山師和田十郎左衛門江戸へ罷登り願申上金子三千兩拝借被仰付候右何れも於江戸町人證人にて家質差出御金請取十ケ年賦に上納仕候書物證文等御座候右は山師自分にて銀山稼仕候故奉願拝借被仰付候と相見え申候

一　山師所持仕候古き書付吟味仕候處慶長年中大久保石見守支配之節御直山三拾三ケ所相立山師三拾六人壹人に付毎年米百俵宛並鑽炭留木蝋燭等被下其上住所之地子幷町役赦免之儀其後も段々御直山相立候書付御座候是は山師所持仕候書付に御座候故慥には難申上候得共古來より所持仕候書物と相見え候に付申上候　以　上

辰　三　月　　小　濱　志　摩　守

山　岡　傳　五　郎

（中略）

一　佐州金銀山年々御損失によつて請山稼可取計旨江戸表より御沙汰に付在勤小濱志摩守吟味の上申上候趣左の如し

一佐州銀山之儀御直山と申は山師共間歩所を見立稼候御入用諸品物代樋挽人足賃等御入用被下穿大工は山師入用差出かなこと申ものは山師之手に附場所を分け請取相稼候先年よりの仕方に有之右之外銀之出方に應し合刀大工と唱へ賃銀を被下出鏈之内四分上納六分はかなこ一分は山師へ被下此鏈買石賣渡印銀にて代銀取立買石方にて灰吹銀筋金に吹立候を印銀を以不殘買上に相成　但印銀を以灰吹銀筋金御買上相場違之分御德用に相成御直山之仕方如斯

一請負稼と申は諸色を始都て山師かなこ入用を以相稼穿出し候鏈は善惡に寄十分一或は七八分一と上納殘之分は山師かなこ引取鏈買方幷灰吹銀筋金御買上の仕方は前條同樣に有之且請負山にいたし置候義は銀山には八ケ所程有之候得共相川本銀山の内をは請負山に被仰付候義無之　但古來は山師共江戸表へ罷出願之上拝借被仰付自分稼仕候例度々に有之請負に相成候時は利德に拘り當分宜場所を穿永久之稼には行立不申且運上取方之義盛衰に不拘に壹ケ年何程と相極候に付衰微之時は御德用に候得共盛穿之節は御損分相成申候出方に應し御運上取立候得は買石共申合如何程吹隱可申も難計金銀に吹立候上は如何樣にも吟味仕能候得共畢竟鏈石を粉となし磨にかけ水引にいたし汰り分吹立候故右汰物土に交せ隱置候儀は役人附張候而も吟味届兼可申古來右樣之義度々有之義に而不取締に有之候

一相川山請負に相成請人へ相渡候而は山師かなこ場所に立離難義可仕當時山師拾貳人かなこ七拾三人其外帳付油番山留等之人數三百人程之もの請負人雇入之程不定之義殊に嶋國外之渡世無之おのつから離散之外無之其上山方に拘り候役人大小七拾八九人のもの御請代には無之候得共百二十ケ年來無怠慢相勤來候乍然右人數之内奉行又は下役等に可申付ものも可有之候得共其餘は相應の御奉公不被仰付候而は難義可仕右に付而は請負山は先御見合是迄之仕方不宜を改御物成の内入用相減候樣改方別紙を以申上候

佐州銀山稼方改樣之荒增

一銀山稼は間歩數減可然事

間歩數多きは金銀は餘計出候得共御入用多相掛り候間是迄相稼候十ケ間歩の内出方少きを相止てう間切計立置外に銀せり間切と申數拾ケ所相立居候得とも不宜義も相聞候に付去夏中より追々相止申候

一合刀大工相止可然事

元祿四未年よりかなこ共雇人之外仕掛爲稼候得
共自分雇之大工は纔宛入立合刀大工を賴に相稼
御入用多相掛候に付當分はかなこ共騒立可申候
得共外に商賣無之事に付後には古來之通自分大
工丈夫に入立稼可申事に候
一公儀雇之大工に而爲穿可然事
合刀大工相止候はゝ當分はかなことも人數も相
減敷々明所出來出方減少可致候間山師とも爲致
吟味宜敷所は公儀雇之大工にて爲穿出鏈一圓引
上山師は是迄被下候十一壹の割を以被下可然奉
存候
一公儀床屋を相定金銀爲吹可然事
前々は買石共面々鞴所持勝手次第金銀吹立他國
へ抜候風聞頻に付當時買石六拾六人之内慥成も
の拾壹軒に吹子所相定其餘は吹子取上組合を定
役人壹軒に二人宛附置吹立させ吹仕廻候得は吹
子に封印附置候義は去年極月より申付候處是迄
灰吹銀百貫目出候鏈より百五拾三貫目餘餘計に
相成其上前方より能相成候得共未々は無覺束候
間公儀床屋を壹貳軒相定役人附置爲吹候はゝ彌
志まり可申奉存候
一公儀に而鏈粉成所も壹軒申付候事
買石共買請候鏈代印銀之員數を以灰吹銀之出來
方吟味仕候事に候處買石共直段格別下直に仕或
は直段も不附義度々に付去秋より右体の節は御
入用を以役人附置粉成吹之上銀之出來方多少に
應し右銀の内四分は上納殘六分の内粉成吹入用
に貳割引相殘山吹銀を代印銀を以かなこへ相渡
し買石共は金銀をは鏈は德用薄く損分に相成買
取不申に付かなこともも自然と不穿取様相成候
へとも薄鏈穿取不申候而は能鏈も出不申當四月
山岡傳五郎交代之節相談之上粉成所壹ケ所申付
右之趣取計候處かなこ共おのつから相稼候敷所
多く出來可申候且古來は問吹と唱へ役人附置粉
成吹いたし候場所貳ケ所有之候處三十年來相止
申候
一印銀吹直可然事
古來印銀は灰吹銀に貳三割位惡敷由正德元年荻
原近江守支配之節古來之印銀に鉛銅を加へ吹直
し正銀之有目確と相知不申候間印銀百匁歟貳百
匁吹貫正銀之有目見届候上又は鉛銅を加へ位惡
しくいたし可然左候得は員數も相增其上他國へ
持出候風聞も有之候に付是等之締には可宜畢竟
印銀は一國通用にて亨保二酉年迄は金壹兩に付
八拾目替に有之同三戌年より大形金通用に相成
候に付小形金一倍之積りに付百六拾目替に相成
國中難義之向々も願出候間印銀相場少々高く相
成候而も可然元和之頃は金壹兩に付印銀六拾
二三匁両替にて其後追々両替安く相成候義に有
之候

七　月　小濱志摩守

下ケ札

てうけん切と申は當分鏈出方に不構つる筋に
たてあひを考へ間歩之通道を穿候追々穿込鏈
有之所に至り候得は上下左右へ穿廣ケ申候
往々山之爲に穿置候事に付當時は爲穿申候請
負に成り候はゝケ様之始終も無考相稼可申候

（中略）

一　小濱志摩守歸參之上閏四月十六日水野和泉守殿へ
進達せし書面左の如し
一佐州金銀山請負山に被仰付候得は讐ひ灰吹銀百
貫目出候山も拾貫目貳拾貫目程ならては請負不
申左候得は銀山不出來之節は御使用に候得とも
盛を穿候節は御損分に可有御座候哉然とも御入
用掛不申御運上金銀出其上地方御物成は不殘江
戸上納之積りに付御運上御德用罷成候積に御座
候へとも不殘請負山に被仰付候而は請負の者立
退候節跡々稼方難仕先御試に一貳ケ所可被仰付
哉惣而捨置候間歩所取明候而も一両年之間は金
銀の鏈難出御入用過分相掛申候
一町人請負山に仕候而は上納銀之外は灰吹銀筋金
無構他國へ出候積り左候而は如何御座候哉と奉
存候
一古來は御年貢米は不殘銀山へ買上代銀を地方へ
納御勘定いたし候佐州出來小判幷諸役所運上金
銀を以銀山御入用に遣ひ其上灰吹銀筋金砂金鉛
硫黄は買上代を引上納仕御利合計を御勘定仕上
候故一人御入用少に相見へ申候

一只今は地方御物成を銀山御入用に仕銀山より出候灰吹銀を上納仕候積り請負山に相成候而は御物成御廻米に被仰付候外無之左候而は嶋國故米穀拂底之節は國中のものとも及難義可申哉

一佐州は小判拂底故譬地方米金納被仰付候而も壹萬石とも代金にて上納相成間敷他國より金銀入候は漸薦苫干魚牛馬等賣出候迄に而纔之義に有之候

一餘國と違ひ渡海を隔候故百姓渡世田畑之外炭薪竹木繩莚草履草鞋笊籠野菜等を在々より相川へ持出し商ひ又は銀山働に男女とも被雇申候

一古來銀山盛り候節は御料私領とも米を廻し商ひ候に付御運上銀も多く當時は他國米積來り銀山へ商ひ候程之義有御座間敷と奉存候

一唯今迄之通り銀山稼方にては御入用多掛り候に付吟味仕段々致方をかへ御入用減候様取計左候得は銀山より出候灰吹銀幷諸運上と御入用と差引仕候得は灰吹銀多く殘り可申候間此分御德用相成御物成は銀山宜節は不殘灰吹銀に替上納仕不出來之節は餘り候積り御座候　以上

閏四月　　小濱志摩守
　　山岡傳五郎

一佐州金銀山古來之義吟味仕候處在々之金銀山は請負並自分稼山數ケ所に候得共相川銀山請負之義は相見え不申慶長年中以來御直山又は山師自分稼の山に而御座候

一請負山は一ケ年銀何拾貫目砂金何貫目と相定御運上差出其餘は金銀何程出候而も山師共之利分に成候様相見申候是は在郷山に而相川より程遠故御入用金銀出方共に吟味難仕請負山に申付候と被存候

一御直山幷山師自分入用にて稼候山は穿出候鏈之内其山之様子により五分又は四分六分一等にも鏈を分ケ上納仕其餘りは山師に被下候を買石に賣渡筋金灰吹銀に吹立候を御買上に仕江戸上納相成候に付其山より何程金銀出候とも殘らす公儀へ上候積り　但印銀は殊之外位惡敷両替下直に有之是を以灰吹銀百匁を印銀百四匁に買上候故御德用多右之通御座候に付古來より灰吹銀筋金他國へ出候義かたく御停止にて古は銀山宜敷間歩も淺く拾間貳拾間之内にも鏈穿出候故山師自分稼之山多ク御直山は少金銀は多く上り候得共御入用は少く御座候只今は間歩深くなり山師共も困窮仕丈夫に稼候もの無御座悉皆公儀の御助にて稼候故御入用多く掛申候請負山に被仰付候而は當分御入用相掛不申候得共銀山宜敷罷成候節は請負之もの利分多公儀御損分大分に可有御座候と奉存候　以上

閏四月　　小濱志摩守
　　山岡傳五郎

『佐渡年代記』上

史料1―41　享保八年（一七二三）

●卯、諸買石銘々吹立候灰吹銀、買石之内床屋六軒ニ御定役人立合ニ而吹立可申由、其後享保十巳五月ゟ相川三ケ所寄床御立、諸買石銀山ニ而値入不仕候安鏈御直粉成ニ被成候、則粉成所左ニ記、此節之諸買石人別者別冊買石名寄帳ニ記上爰ニ略ス

一、床屋六軒　三右衛門（鍛冶町買石）　藤四郎（坂下買石）
　　伊兵衛（大工町買石）　八兵衛（壱町目買石）
　　次郎右衛門（夕白町買石）　伊右衛門（同浜町銅床買石）

板町東側忠右衛門持分享保九辰五月御買上

一、鏈粉成所壱ケ所　面五間半　後へ拾四間　橋本権平（粉成所役）
　　井上茂兵衛

坂町東側源右衛門市右衛門持分享保十巳四月同十五戌九月両度御買上

一、寄床屋壱ケ所　面七間半　後へ拾四間半

大床屋町東側鉄三郎持分享保巳三月御買上

一、同壱ケ所　面九間　後江弐拾三間

茶屋町太郎兵衛長吉持分享保十巳三月御買上

一、同壱ケ所　面拾間半　後江六間

此床屋享保十九寅四月五郎右衛門町江引、右板町、大床屋町、茶屋町、巳三月十一日ニ被仰付、四月十一日ゟ金銀吹立申候

『佐渡国略記』上

史料1―42　享保八年（一七二三）

●卯、江戸ゟ当国銀山年々御損失之故、請山ニ可被成

与被仰遣候ニ付、先規左様成儀茂有之候哉と御目付役小宮山彦左衛門・岩崎茂右衛門・山西八左衛門・定勘定役須田権右衛門・大塚源右衛門、右五人を以慶長年中以来銀出稼方之書物改差上可申由、其後御目付役野田次郎左衛門・山下四兵衛被差添、各下長屋御土蔵改書物指上候ニ付、其趣を以両御奉行ゟ御老中江御書付御上被遊候処、其後前々之通、公儀御稼ニ可仕由翌年辰八月廿一日江戸ゟ申来、翌日諸役人御広間江被召、右之趣被仰渡候ニ付、山師買石かなこ共国中之者奉悦候、此度御奉行志摩守様御在府ニ而、御老中江御取合宜故、前々之通公儀御稼ニ罷成候由、此度之為祝と同九月四日月番役田嶋四郎右衛門殿ニ而同席寄合能有之、其外広間役中ニ茂料理有之　両御奉行ゟ御老中江御上被成候書物并志摩守様御用人中ゟ御目付役中江被遣候書状左に記ス、是ハ当六月四日江戸ニ而請山之積り七月廿四日於留守間吟味有之、御奉行志摩守様ゟ書付御上ケ八月廿二日前々之通御直山ニ被仰付

『佐渡国略記』上

史料1―43　享保九年（一七二四）

●同（八月）廿一日、江戸ゟ宿継之御状到来致候ニ付、翌廿二日諸役人広間へ被召、此度江戸ニ而当国銀山年々御損失ニ依而、諸山稼ニ可仕由被仰出候処、在府御奉行小浜志摩守殿御取合ニ依、前々之通御公儀稼ニ罷成候由被仰付、諸役人并山師かなこ買石共悦申候、此度之悦として同九月四日、月番役田嶋四郎右衛門殿ニ而能有之候、其外広間役中不残悦之料理有之候

『佐渡国略記』上

史料1―44　享保十二年（一七二七）

●同（五月）十九日、諸銀山大工共四百人余、賃銀之儀ニ付稼方引

『佐渡国略記』上

史料1―45　享保十八年（一七三三）

一　他國御拂米代金是迄年々御金蔵へ納置銀山御入用遣方相成候残の分見計江戸上納の儀當三月窪田肥前守伺濟之上去々亥子両年分御拂代金之内貳千両當夏初て江戸上納に相成

『佐渡年代記』上

史料1―46　元文元年（一七三六）

一　當四月萩原源左衛門井戸三五郎交代の時相川市中の者訴訟して云金銀山穿鑿第一の大道間切中絶し（河野勘右衛門）（止し）なり衰微の基たるにより町々の者月々買請る御蔵元書直段御拂米壹石に付印銀貳匁（此銭百文）上納可致間右の分を以大道間切切繼有之様致度旨申立により伺ひし處願の通可申渡様にと御下知ありしにより町々買米壹石に付銭百文宛此年十一月より納る是より廢れし大道間切を切繼右の入用は間切代と唱へ御蔵方にても納拂を別廉にな

す

『佐渡年代記』上

史料1―47　元文三年（一七三八）

●同（六月）三日、諸山之大工共賃銀之儀ニ付今日銀山江登り不申

『佐渡国略記』上

史料1―48　延享三年（一七四六）

一　下戸町傳兵衛柴町久兵衛印銀拾五貫目借受大須村きろん間歩取明稼をなす町内に銅床屋を取建鉛鏈問吹すと云

『佐渡年代記』上

史料1―49　宝暦三年（一七五三）

一　佐州地方銀山方御代官所となる依之七月廿七日御代官両人並御普請役御金同心御蔵方等被遣名前左の如し

（中略）

横尾六右衛門へ引渡候分

山方役　三人　須田作右衛門　品川太右衛門
丸田金左衛門
筋金所役　三人　牧野庄七　塚本權右衛門
永井半十郎

金銀改役　四人　山本幸助　黒瀬平助
取立役　八人　山西八左衛門　内田三郎兵衛
高木清左衛門　太田權左衛門
内藤兵吉　近藤庄兵衛
奥田安太夫　辻六郎左衛門
岩間孫太郎　益田忠助
青盤御番所役貳人　井上儀右衛門　藏田彦右衛門
鳥越御番所役貳人　細野勘太夫　松原藤太夫
中尾御番所役貳人　植野助右衛門　酒井次郎太夫
甚五御番所役貳人　渡邊彦左衛門　野上利兵衛
清次御番所役三人　柿並市右衛門　水品安左衛門
木村伊右衛門
間山口御番所役貳人　内海清右衛門　久保太郎右衛門
無役　四人　山田半右衛門　田上庄左衛門
藤村次左衛門　赤江橋權右衛門
但多人數故御書院南北に列席
定床屋番役　九人　西川長左衛門　菅沼長之助
河野傳太夫　稲垣伴右衛門
橋本權平　渡邊甚兵衛
鳥井作右衛門　竹本市右衛門
山田新八郎
澤根定番役　貳人　水田與左衛門　内田五右衛門
同御番所役　貳人　太田幸之進　坪井六右衛門
夷湊定番役　壹人　細野太郎左衛門
同御番所役　貳人　西川藤兵衛　岡村善兵衛
二見浦目付役貳人　保科喜右衛門　能勢十右衛門
窪田浦目付役壹人　坪井傳吉

鷲崎浦目付役壹人　山田八郎右衛門
浦川浦目付役壹人　原與次右衛門
高下浦目付役壹人　磯部權右衛門
眞更川浦目付役壹入　上原清十郎
姫津浦目付役壹人　長嶋新七
後藤　拾人　長谷川清右衛門　玉城武左衛門
高田與右衛門　淺香金藏
玉木順助　長谷川五之吉
淺香三十郎　藤村勘右衛門
長谷川源助　福島喜内
筋見　三人　鷲田文右衛門　和田新兵衛
岩田孫兵衛
山師　拾貳人　味方孫太夫　味方與次右衛門
松木久右衛門　小川吉郎左衛門
村上善十郎　和田十郎左衛門
下田利左衛門（本理左衛門）　大坂惣左衛門
喜多儀左衛門　嶋川惣兵衛
秋田權右衛門　寺崎太郎右衛門
繪圖師　壹人　山尾衛守
振矩師　壹人　山下數右衛門
筋金目利役　壹人　渡邊太左衛門
合　役人五拾九人　後藤以下合貳拾八人
右之通両御代官所へ引渡相成奉行附役人左に記す
（後略）

『佐渡年代記』上

史料1―50　宝暦八年（一七五八）

一　金銀山並相川附四ケ村以來佐渡奉行支配に被仰付御代官より郷村引渡右役人並向々雇町人をも附渡に相成候一件其儘左に記す

石谷備後守
荒川助九郎

右は只今迄御代官致支配候佐州金銀山一件並相川近郷千百石餘之場所一圓向後両人支配いたし候様可被致候

佐渡奉行支配組頭
青木彦九郎
野村忠助

右両人佐州へ引越相勤候様可被申渡候席之儀は御勘定組頭之次御代官之上たるへく候勤方之儀は佐州金銀山一件其外奉行所御用向諸事備後守助九郎へ申談差圖受勤候様可被致候彦九郎忠助御切米御役料渡方之儀は當地三季御張紙相場を以佐州御藏金錢之内に而相渡候積り候事

御勘定奉行支配
御代官
藤沼源左衛門
池田喜八郎

右は是迄之通相勤候積りに候　但池田喜八郎致支配候金銀山一件並相川近郷千百石餘之場所備後守助九郎支配に成候に付當時藤沼源左衛門致支配候御藏々米金印銀錢諸紙材木鑽油等品々納拂向後両

人に而致支配相勤候積り候
一佐州地役人之儀御切米壹人別に貳拾俵分當地三
季御張紙相場を以佐州御藏印銀錢之内に而當分
被下候
右之趣可被得其意候尤御勘定奉行へ可被談候
『佐渡年代記』上
（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―51　宝暦八年（一七五八）

一　石谷備後守金銀山の主法を改革して伺ひし書面文長しといへとも後來の基本となりし事實たるにより其儘を左に書あらはす
佐州相川金銀山當七月御代官より請取御稼方段々相糺候處御取締不宜趣も御座候に付是迄之仕方相改以來執計方之儀左に申上候
一金銀山一件之儀先達而も申上置候通り支配に相成両組頭も敷下り仕相糺候に付廣間役目付役之もの間歩々々へ度々敷下り仕其間には家來共も敷内へ差遣諸山御稼方無油斷吟床仕候處當七月初十日以來段々出方相增鏈直段宜相成十一月初十日迄に諸山へ仕掛候大工數三千九百三拾九人に而穿出申候此大工と申は鏈石を穿候職分之ものに御座候山出鏈石代印銀百拾六貫四百七拾三匁餘に賣立申候此積りを以一ケ年に平均候處印銀三百貳拾貳貫八百拾匁餘此金三千六百貳拾七兩餘に當り申候御代官支配之内去丑一ケ年大工壹萬貳千六百九拾五人仕掛ケ鏈石代印銀貳百六拾貳貫九百四拾目餘金にして貳千九百五拾四両餘賣立申候支配に罷成候而も諸山敷々とも去年に相替儀無御座候大工仕掛も去年より之割合に而は格別相減候得共鏈賣立高宜く御座候に付其譯相糺候處近來之取扱は敷内之吟味等も不行届大工壹人に而鏈石代印銀貳拾匁以上賣立候得は御損分無御座積り故此當りを蹈へ諸山へ大工壹人當り之直段夫々に割付爲稼候由に付格別之出來不出來と申儀も無御座先は平成ル取計方に御座候併鏈引薄く不景氣之場所相稼候かなこともは此（原本此かなこ以下二十七字朱書）かなこと申ものは大工を拘置敷々請負稼候者之儀に御座候荷數を多く穿揚ケ不申候半而は請合之代銀程賣立兼候に付右躰不景氣之場所へは御仕掛大工之外自分入用を以增大工を入可相稼儀に御座候得共左樣仕候而は仕當に引合不申候故御仕掛大工に附候穿子鍛冶等之賃錢内々相減又は鑽油等之御入用物を代料に仕此大工（原本此大工以下五十九字朱書）に附候穿子鍛冶鑽油等之儀大工拾人に付穿子何人鍛冶何人鑽何本油何程と定式之割付に御座候尤山々に依て右之品多少御座候銀山之言に相對代銀と唱へかなこ買石申合他山又は同間歩之内に而も出方多場所之鏈石を買請負高を合せ誠に渡世一偏之儀にて眞實之稼方に而は無御座趣に相聞申候不景氣之場所は別而穿場を糺大工を仕掛穿候て社宜場所をも取出可申處是迄之取計ひに而は銀山之元を失ひ衰微を招候端と奉存候且又吹立不足之時は本途買石共へ代銀遣し此本途（原本此本途買石と申は以下三十五字朱書）買石と申は御稼山之鏈石買取粉成金銀をゆり分ケ候職分之ものに御座候筋金山吹銀吹出させ候由此筋金山吹銀は出方宜間歩なと之上鏈を買石共安札にて買取候得は其鏈石より餘計に金銀出申候樣公儀へは鏈石直段に應し吹出餘計之分に而右之相對代銀抔之廉を償候趣も相聞申候右躰之儀有之候而も是迄は鏈石粉成樣し吹と申儀不仕候間買石等入札仕候節相當之直段相知不申候に付吟味可仕的當無御座故落札次第に賣渡候由支配に罷成候而は右之所へ隨分心を用ひ嚴密に相糺尤諸山とも眞實に相稼候儀を第一に吟味仕候に付大工人數は減鏈石等直段は宜相成候哉奉存候以來は時々見計ひ山之出鏈石粉成樣し吹仕候得は本途買石共不相當之安札入候儀相止實之纏に而直段宜罷成候得はかなこ共も我勝に可賣立と相稼自然と相對代銀等之手筋惡敷儀相止可申哉に奉存候間以來は折々樣吹仕可然奉存候尤御入用も相掛り候得共此分は別帳に申上候是迄定式御入用之分減之内に而相濟候に付別に御入用相增候譯に而は無御座候
一當時御稼有之青盤甚五雲子鳥越中尾五ケ間歩共一十ヲ日之出鏈石何程御座候とも前々よりの定法に而是迄は十一に割五分半は公納五分

はかなこへ此(原本此かなこ以下五十八字朱書)かなこへ五分之御分被下候に付
鏈石撰立候場所小屋並石撰之者其外鏈石穿候
鐵鎚箸且鏈入候叺之類一式入用右之者共方に
て仕候半は領前と名付山師へ被下候右公納前
御拂之節かなこ前領前共買石共一緒に入札仕
買請申候處前々より引付にて公納前かなこ前
へは落札直段之内粉成入用として貳割引買石
へ被下候に付正之代銀割に仕候得は公納五分
半と申候ても四分四厘かなこ前五分も是又四
分に而御座候且山師は右半之内を百分一買石
共方へ粉成爲入用遣し申候是は相對之事故其
通りに仕置右公納前かなこ前貳割引之儀入組
紛敷御座候に付此度相止候積り御座候左候得
は公納鏈代も正五分半かなこ前も正五分之取
高に罷成右粉成入用之貳割引相止候に付かな
こ前自然と壹分相增候積り罷成候間以來はか
なこへ四分被下候而宜御座候且買石共へ粉成
入用之貳割引止候代りに唯今迄本途灰吹銀
百目に付代印銀百四匁之御買上に而御座候を
貳拾目相增百貳拾四匁に御買上被成下候得は
粉成入用も相應に有之彼もの共仕當に合申候
依之右相止候貳割引之分とかなこ前五分之内
壹分は公納に罷成候に付御取高正六分半之積
り御座候得共本途灰吹銀御買上代百目に付印
銀貳拾目宛相增候に付此分引候得は是迄貳割
引有之公納鏈代に付壹割六分九厘餘相增候積
りに罷成候然ル處敷岡御雇之もの七拾五人御
座候此敷岡(原本此敷岡以下五十九字朱書)御雇之もの九年以前午年迄は百貳
拾五人之内未年休間歩に相成候場所も有之其
砌松平帯刀伺之上相減當時七拾五人に而御座
候此者共給錢給扶持代錢に直し壹人一日三拾
四文より五拾四文程宛之賃錢に相當り申候妻
子を持渡世仕候もの多く御座候處前々より之
引付とは乍申餘り纔宛之賃錢故經營兼候に付
無據手筋惡敷儀も心掛御締も不宜哉に奉存候
依之右壹割六分九厘此度相增公納に可相成分
銀山敷岡御雇之もの並役人共御宛行少く先達
而も申上候通り至て困窮仕候故其筋々出精之
もの共へ爲御手當被下置候はゝ銀山御稼方一
同相勵末々御締も宜相成可申哉と奉存候彌伺
之通被成下候はゝ御手當割付之儀は追而申上
候樣可仕候左候得は公納は六分半と申候而も
御藏納は是迄之通四分四厘に居り申候尤銀山
之樣子當時之趣に相續候得は御益は是迄より
相增申候併石中之儀難量纔之内にも盛衰有之
義に付去年以來を見平均内半之積りを以一ケ
年仕出前文に申上候通りに差引仕金御藏納に
可相成御德用金凡四千七百八拾六両餘に而御
座候委細は別紙帳面に相認奉入御覽候何卒右
申上候御手當之儀被仰付候樣仕度奉存候
一本途外吹買石共此外(原本此外吹以下三十五字朱書)吹買石と申は前に穿捨
置候石屑之類又は濱川拾ひ石等稼仕候者共
に御座候相川之内に而も飛離候所に罷在
粉成ゆり物等仕寄床屋と申金銀之吹所も
此汰(原本此汰物以下五十三字朱書)物と申は鏈石を粉成板に水を請ゆり取候
金銀之儀に而御座候寄床屋分床屋何れも金銀
を吹立吹分候場所にて御座候是又三ケ所に相
分ケ御座候に付床屋々々には晝夜役人附置買
石共へも役人日々爲見廻相改申候得共筋金外
賣買よりは御買上直段より一倍程之取遣之由
及承申候左候得は公儀へ賣上け候餘計之金銀
内之外賣買等も可仕此等之吟味唯今迄之通に
而は中々相届不申候に付本途外吹買石共勝場
此勝(原本此勝り場以下三十五字朱書)り場と申は買石共鏈石粉成板に水を受金
銀を汰り分ケ候稼場所に而御座候寄床屋分床
屋共一曲輪に仕口留番所を建役人之儀は所々
掛り々々之内より繰合晝夜不明樣に申付諸山
鏈石を始揚柄山拾ひ石濱川流之砂金之類迄
此柄(原本此柄山石以下九十五字朱書)山石と申は敷外に捨り有之鏈石之儀揚柄
石と申は古間歩之内に捨り有之鏈石之儀拾ひ
石と申は銀山川通り或は海端に有之鏈石之儀
に御座候川流と申は銀山川通り或は海邊之砂
之内に有之砂金取揚候儀に御座候悉皆右場所
へ持込粉成汰物等爲仕寄床屋分床屋にて吹立
させ候はゝ外へ出候儀容易に難相成役人共見
廻り候改之儀も是迄よりは格別に仕安く自ら
金銀出來高も相增一躰御締り宜御座候間右場
所並吹所小判所共一曲輪に被仰付可然奉存候
場所之儀は御役所内段違ひ之空地凡六百五拾
坪餘唯今迄右空地之内に御武具藏壹ケ所鎭守
稲荷社其外馬場等に致し有之先達而江戸より

被遣候廣間役御役宅之心當に申上置候場所に
御座候鎮守並御武具藏は御役所構之内に而引
直右空地之外廻り是又段違に而地役人拝領之
明地九百坪餘御座候に付右貳ケ所合千五百五
拾坪餘之場所を一曲輪に圍ひ建込候積りに御
座候右入用積り仕組帳委細別紙に相認奉伺候
餘程之御入用に御座候得共去丑一ケ年之御徳
用金三千四百七拾三兩餘に御座候此度之積り
に而は金にして五千五拾貳兩餘之處貳百拾六
兩餘は地役人並敷岡御雇之ものへ被下候積り
五拾兩餘は末ケ條に申上候銀山一件之場所御
修復御入用等に仕殘而四千七百八拾六兩餘に
相成候左候而も去年より千三百拾三兩餘御益
相増候積り御座候此増御徳用之内に而右御入
用相濟候儀故末々御締にも罷成候間伺之通り
被仰付候様仕度奉存候
一是迄銀山御稼大工に付候穿子鍛冶油鑽留木並
右之品持運ひ賃且諸間歩番所定式小入用等之
廉々此度吟味仕相減候分金に積り一ケ年百九
兩餘以來共相減候積りに御座候得共右之内五
拾両程は此度相伺候寄勝場吹所小判所其外銀
山一件諸番所鍛冶小屋並銀山川通り板枠等小
破御修復御入用且本途鏈石様し吹御入用等に
被成置候様仕度奉存候右之通被仰付候はゝ勝
場普請等來春早速取掛私儀交代以前に萬端相
片付候様仕度奉存候左候はゝ右御普請別帳に
申上候御入用高之内兩三度にも請取候様仕度
竹木之儀も御林木之方御益之筋に相極候はゝ
此分は御林より請取候尤御入用減等之譯追而
申上候様可仕候間私共改次第佐州御藏より相
渡候様御勘定奉行へ直に御改被仰付候様仕度
奉存候此段唯今申上候儀差越如何敷御座候得
共渡海滞之時指急候譯に付申上置候依之奉伺
候　以上

寅　十　二　月

石　谷　備　後　守

『佐渡年代記』上

史料1―52　宝暦十一年（一七六一）

●巳六月十八日、江戸上納灰吹銀、宰領印銀所定役中沢善右衛門相川出立、同十目小木ゟ出船、廿二日江戸着、七月朔日江戸出立、同十二日相川江着

此節文字銀弐百三拾貫目江戸ゟ申遣、則善右衛門宰領、是迄当国ニて通用仕候印銀相止、文字銀通用之儀、当月十六日在府御奉行桑嶋図書様御伺相済候由、廿二日申来

『佐渡国略記』上

（※『佐渡年代記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―53　明和七年（一七七〇）

一　佐州錢拂底ニ而銀山稼差支ニ付鐵錢当鑄立之事を
先達而申上し處銅山稼を今少し手廣ニいたし出銅を用
ひ不足之分ハ大坂銅座ニ而買足し鑄立之積り相紛御益
有之とも上納ニ不及御益丈を銅山稼ニ振向ケ可申旨御
沙汰ニ付取調し處先年より銅山稼を仕來りし相川町庄
助外貳人銅山仕入として金百兩貸渡三个年二月割を以
返納し皆納之度々右割合を以貸渡ニおゐてハ一个月銅
百貫目筋金四拾目灰吹銀八百目餘吹立銅百貫目之代錢
百貳拾壹文ニ賣上筋金灰吹銀ハ外吹買石同直段之積り
申立鑄錢ハ相川町々人善兵衛清八佐左衛門安四郎忠兵
衛と云もの共一式自分入用を以請負十个年之間一ケ年
ニ壹萬貫文宛鑄立右高之内一ケ月銀六貫目分宛佐州御
藏定直段銀壹匁ニ付錢六拾七文貳分之割合を以錢四百
貳拾貫文宛一ケ年ニ積り五千四拾貫文宛御買上ニ差出
殘りハ佐州一國中え相拂運上として鑄錢壹萬貫文ニ付
錢六百五拾貫文宛相納銅山より出る銅百目ニ付錢八拾
文宛ニ買受是迄御藏ニ有之荒銅千五百貫目程之分ハ百
目ニ付錢百文ニ買受鑄錢壹百貫文之銅ハ佐州出銅千貳
百貫目買受殘り四千八百貫目程は大坂銅座より買足し
鑄錢壹文之目形七分ニ鑄立前々鑄錢之割合通ニ而は諸
色高直ニ而仕當ニ合兼るニ付省略之積り申立手本錢出
す處先年之鑄錢ニ格別劣り不申出銅の内ニ交りし筋金
灰吹銀絞り方勘定等吟味之上右之通可被仰付哉と去ル
子年十二月伺し處都而伺之通取計ひ鑄錢ハ江戸鑄錢定
座差配之積り心得鑄錢仕様帳諸入用内譯帳明細ニ記し
御勘定所え可差出旨今年五月被仰渡しニ付柴町善兵衛
羽田町清八佐左衛門一町目安四郎忠兵衛呼出鑄錢座請
負申付夕白町庄助銅山稼入用として金百兩貸渡す

『佐渡年代記』中

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料1―54　安永七年（一七七八）

一　閏七月五日江戸表より無宿もの六拾人目籠ニ入道中御證文ニ而御代官風祭甚三郎大屋四郎兵衛手代とも三人宰領し越後出雲崎より佐州小木湊え着船す兼而山方役を小木え遣し置翌六日御代官手代より無宿ともを請取相川えいたり銀山内ニおゐて目籠を打破り法度之趣を爲申聞小屋場え入日數十日計休息なさしめ夫より隔日ニ敷内え入れて水替人足をなさしめ六拾人之の内貳人ハ道中ニ而死し殘五拾八人來る

『佐渡年代記』中

史料1―55　天明八年（一七八八）

一　八月中勝場仕事師人少ニ而粉成もの差支候ニ付市中雇稼之者八月十一日より十一月四日迄雇入金場磨場え遣

『佐渡年代記』中

●（八月）八日、勝場仕事師共無人ニて差支候間、町中ゟ日雇取之類雇入、九月廿四日頃迄入立候様与助様被仰付候、十一日ゟ人足入立、かなば壱人前九拾五文、磨場壱人前八拾四文ツヽ、十一月四日迄入立、都合千四百三拾七人、此賃銭（欠）、外御褒美（欠）

『佐渡国略記』上

史料1―56　寛政六年（一七九四）

一　金銀山敷内の灯油是迄若狭油を用ひ來りし處給人の内魚油臭抜の法を心得たるものありとて臭抜せし由の油を敷内え用ひ試る處聊差支も無之趣山方役申立御入用減に付以來魚油相用ひ候積り江戸表え申上る

但金銀山敷内空穴の所數百丈穿下り風の通りも薄く能き油を灯しても油煙咽喉え入命を損す況んや魚油の臭氣堪へかたきに寄地附廣間役を始不得心也といへとも山方役の内江戸表の勤仕を願望のものありて後世の憂をも不顧當座の諂ひに魚油にて差支なき由を申せしと聞ゆ多くの人地中に在て只灯火を以便りとし危難の業をなす處不仁の甚しき論にたらす不浄も又甚し

『佐渡年代記』中

史料1―57　文化八年（一八一一）

●市中町々名主・中使・町代一同連印ニ而、左之通願出候処、願立之義者被御聞置、江戸表へ被仰立、迫而御沙汰ニ可及ニ而願書は御下ケニ相成ル

相川町々小前惣代として三役之者共御願奉申上候、当所之義者金銀山之御潤恵并安御直段之御払米奉買請身命取続罷在申候、然処近年御銀山景気相劣、年々町方銭取薄ク自然と諸交易手狭ニ相成、一同及困窮罷在候、左候処、先年者金相場定御直段ニ御座候処、其後時々之御相場ニ相改り、其節ゟ御払米御元直段之義当国四ケ所・越後弐ケ所都合六ケ所平均相場を以御定被遊、其後寛政七卯年御元代ニ割安ニ買請被仰付、難有御儀ニ奉存候得共、一体他国相場御差加ニ相成候儀ニ付、二割安とハ乍申自然与年々御元代相増、小前困窮相重リ一同難義仕候、別而近来御銀山不盛ニ付右場所へ携候ものハ勿論、商人・日雇取ニ至迄銭取薄ク取続方難渋仕、連年困窮相増候間、御元直段御割下ケ之義御歎申上呉候様、小前数度私共迄相歎候得共、不容易御義ニ付申解申含差扣罷在候得とも、弥々困窮相重リ難義至極仕候ニ付、御元代御割下ケ之義御願申上呉候様猶又此節相歎候ニ付、不奉弁恐をも御願奉申上候、何率格別之御慈悲を以御元直段御割下ケ被成下候様奉願上候、左候得者市中一同永末取続方ニ相成、重々難有可奉存候、偏ニ御憐愍之御詮奉仰候、以上

文化八未年十月　　相川町
町代
中使
名主

御奉行所

『佐渡国略記』上

史料1―58　文化十年（一八一三）

●銀山御仕入として此度江戸表ゟ金五百両御差下シニ付、山下仁兵衛宰領致し罷越、右ニ付左之通御書付出ル

当国之義者金銀山稼ニ而成立候国柄故、金銀山之衰微ハ則国中之衰微ニ而、終ニ者地役人といへとも一統難義ニ迫り候道理分明之事ニ付、先達而地役人共并市中之者共迄夫々出銭いたし、古敷取明穿鑿等当時専ら取計ひ候儀、畢竟者銘々之困窮眼前之事なから、既に窮し候中ゟ格別の出銭いたし候段、尤以殊勝之事ニ候、右ニ付別段金銀山御仕入として此度金五百両御下ケ有之候、右者当時格別之御倹約中ニ而万事御入用向専ら相省キ候処、全以金銀山及衰廃候得者一国中之潤助を失ひ、差当り末々之者共今日之稼ニ離れ困窮ニ迫り可申儀を乍恐深く被思召候難有御仁慈之及所ニ而、国中之者共冥加之程可申様も無之事ニ候、仍而者右御下ケ金を加へいかにもして金銀山出方取直し、天明中寛政之始ニも出方立戻り候様厚く心掛、一統可尽精力候、差当り右御下ケ金之験も相見へ候様古敷取明穿鑿方等工夫いたし、何れにも先来月中ニ者一十日鏈代三貫目茂売立候積り一統揉立可相励候

右之趣広間役以下掛り之者共者勿論、都而山方ニ携候末々之者迄も御仁慈之届候様厚く可被申渡候

酉十一月

『佐渡国略記』上

史料1―59　文政八年（一八二五）

一　佐州在町身元相應のもの共金銀山御入用として出金いたし度旨申立先例も有之金銀山の潤助を以成立候一國中之儀に付承届来戌年より追々割返候積り右出金當年御稼入用粉成吹拂等に引當候へはさし支も無之旨水野出羽守殿え申上候處出金爲致候もの人數ならひに金高下戻割合利足の内譯出金遣ひ方下戻金出方等調候趣いさゐ可申上旨御尋に付佐州表に而取調候處追々人數相增金三千四百兩餘人數百五拾貳人右の内去ル寅年出金いたし二重に相成候者は直に差戻候分四百兩餘有之金貳千九百兩餘來戌年より七ケ年に割合年五分の利足を加へ地方向御貸附錢其外口々貸附錢有餘を以下戻之積り申上る

『佐渡年代記』中

史料1―60　文政八年（一八二五）

一　金銀山五ケ問歩之内雲子間歩年限稼被仰渡年季相立候處出方も相應に而出鏈の内には筋金餘慶籠り御益も多く有之に付以來年限に不抱本途稼に仕度金穿大工貳萬人之外五千人分御改增の分も年季明に付引續貳萬五千人の高に仕度其外せんさく爲御入用相場違增納錢五分通渡方幷本途薄鏈御買上代御改年季明に付引續御改之儀水野出羽守殿え伺候處雲子間歩は以來年限に不抱本途稼伺之通相心得金穿大工御入用其外は來戌年より五ケ年季の積りを以取計ひ候様被仰渡

『佐渡年代記』中

史料1―61　文政八年（一八二五）

●廿九日、今般金銀山御稼方御入用之内江出金之儀、左之通り御書取を以河嶋才右衛門殿・堀口弥右衛門殿被申渡

金銀山向御入用之内江今般在中之者ゟ出金之義、申立為差出候間、相川町之儀も重立共ゟ右御入用金三百両差出方取調候事

但来戌年ゟ年五厘之利足ヲ加へ、七ケ年ニ割返候積り

右割附方

金四拾両宛川嶋藤三郎・銀山町善兵衛・三丁目金五郎、同四拾八両宛山田茂平次・難波屋惣兵衛、同拾両宛山形屋惣助・大工町季十郎組合ニ而、金百両名主立右衛門・四町目仁兵衛・弐町目五右衛門・壱町目伊右衛門・柴町藤三郎・幸七・下京町与右衛門・米屋町利右衛門右八人、金八両ツヽ米屋津兵衛・一丁め小兵衛・新五郎町甫助

『佐渡国略記』上

史料1―62　文政八年（一八二五）

●廿三日ゟ、銀山御入用出金年五分之利足を加へ、来戌ゟ辰迄七ケ年御割返之積りニ而、夫々出金いたし候者寄特之義ニ付追々左之通被仰付

町医師格夷町医師立庵、町年寄助同所両替屋鍵屋半五郎、同所町年寄本間儀三左衛門悴間屋島屋金五郎、

町年寄見習湊町両替屋松本屋藤次郎、町年寄助背合
村与三兵衛・目黒町村善右衛門・新穂町季平次・長
畝村重右衛門・二方潟村藤三郎・新町村半右衛門・
伊兵衛・後山村伝九郎・湊町次右衛門・原黒村源助・
大倉村平蔵〆十一人
在々両替屋沢根町次左衛門・赤泊村勘十郎右両人苗
字御差免、河原田本町五兵衛・又兵衛此両人屋号御
免、為御手当古着鑑札壱枚ツツ、新穂町万吉・孫七・
吉井下町庄兵衛、与三兵衛・庄吉此五人為御手当古
着鑑札壱枚ツツ
羽茂本郷河口屋宇兵衛、金丸本郷三輪屋善内、二方
潟村源五郎、宮浦村伊左衛門、三瀬川村権右衛門・
権内・源五右衛門・与三兵衛・甚兵衛、白瀬村十右
衛門、後尾村佐兵衛・五兵衛、藤津村惣次右衛門、
後山村主右衛門、小倉村惣三郎、横谷村谷地田屋権
九郎、北方村忠兵衛・兵右衛門、大野村次右衛門、
山田村飯田陸奥・五郎作・九兵衛、青野村九兵衛・
惣兵衛、上矢馳村作本屋八右衛門、下長木村道坂屋
善左衛門、下矢馳村善九郎、吉井本郷権兵衛、西方
村与兵衛、貝塚村甚九郎・佐助、歌代村長蔵、加茂
村長左衛門、釜谷村佐右衛門、徳和村清兵衛外弐人・
同村勘五右衛門、此分来戌ゟ割返年限中高外出御判
壱人ツツ被下、但貸借可為勝手次第、加茂村善内・
石田村伝七此両人組合ニ而年限中高外出御判壱人被
下、羽茂本郷長百姓忠左衛門外拾七人一同屋号御差
免し、掛屋野口五郎吉掛屋頭取、俵物方用達刀根孝
作・磯西純平掛屋次席、壱町目嘉十郎悴代迄屋号御
免、市中重立町人四町目甚平・下戸町伊佐衛門其身
一代市中重立町人、四町目源七・五兵衛・善兵衛・
一丁目紋次・大工町吉郎平右五人とも年限中高外出
御判壱人ツツ、三町目嘉兵衛・与十郎・炭屋町清右
衛門・佐次兵衛・味噌屋町本次郎・下京町万屋善兵
衛・米屋町正八右七人仲間へ年限中高外出御判四人
被仰付、外懸屋渡部覚左衛門・上京町巳之助此両人
書上いたし候得共御差除ニ相成

〆

『佐渡国略記』上

史料1―63　文政八年（一八二五）

●三日、金銀山御稼入用之内江先達而出金相願候もの
共被召出、於席々左之御書付を以御目付役太田九兵衛
立会、河嶋才右衛門殿被申渡、米屋津兵衛始外拾壱人
惣代として下京町与右衛門・米屋町利右衛門・新五郎
町甫助・大工町季十郎右四人町方御番所へ被召出被申
渡有之

町年寄格両替屋
川嶋藤三郎

其方儀金銀山御入用之内江出金之儀先達而申立段寄
特之至り、一躰旧家ニ而年来両替屋職分をも実躰ニ
相勤る趣相聞ニ付、格別之訳を以悴藤作町年寄悴次
江出礼申付ル

掛屋助
山田茂平次

其方儀金銀御入用之内江出金先達而申立候処、近来
金銭不手繰之趣ニも相聞る折柄寄特之至ニ付懸屋申
付

名主頭取
難波屋惣兵衛
諸色世話煎
山形屋惣助

其方儀金銀山御入用之内江出金之儀先達而申立、惣
助儀ハ近来身元も手薄之趣相聞る処寄特之至ニ付、
両人共苗字差免

銀山町名主
善兵衛

其方儀金銀山御入用之内江出金之儀先達而申立段寄
特之至ニ付、屋号差免

三町目
金五郎

其方儀金銀山御入用之内へ出金之儀先達而申立段寄
特之至ニ付、相川重立町人之名目ニ而屋号差免

郷宿　米屋津兵衛
諏訪町　立右衛門
四町目　仁兵衛

他国出御差免人数之儀、仲間内ニ

弐町目　五右衛門

不拘貸借勝手ニ可致旨永井四郎兵
衛殿ゟ御談し有之

壱町目　伊右衛門
柴町　幸七
藤三郎

米屋町　利右衛門
下京町　与右衛門
壱町目　小兵衛
新五郎町　甫助

其方共儀金銀山御入用之内江出金之儀先達而申立段寄特之至ニ付、割返年限中為手当中間へ他国出判六人分遣之
右之通り夫々被仰付
〆

『佐渡国略記』上

史料1―64　文政八年（一八二五）

●十四日、金銀山御稼入用之内江猶又市中之者共より出金為致候様堀口弥右衛門殿ゟ御談ニ付、銘々呼出申渡候処、左之通夫々出金可致旨申出ニ付、例之通り願書為相認、御同人江上ル

右差出方

金拾八両　懸屋野口五郎吉　金弐拾両　俵物方用達
刀根孝作
金弐拾両　俵物方用達
磯西純平
金拾両　壱町目名主紋次
金三拾両　壱町目嘉十郎
金八両　三町目与十郎
金八両　三町目嘉兵衛
金拾五両　四町目文兵衛
同拾両　四町目源七
同拾両　同所善兵衛
同拾両　同所五兵衛
同八両　炭屋町清右衛門
同八両　炭屋町佐次兵衛
同八両　味噌屋町本次郎
同八両　下京町万屋善兵衛
同八両　米屋町正八
〆　拾六人
都合出金弐百弐拾四両也
〆

『佐渡国略記』上

史料1―65　弘化元年（一八四四）

一　當國之儀は古來より金銀山盛衰に隨ひ國中も盛衰致す國柄に付金銀出方肝要にて金穿大工は右御稼に付候第一之職分に候處敷内にて自然石粉油煙等を呑込故壽命長く相保兼ル由申傳大工に相成義を恐れ候由申傳なれども近年金銀山不盛に付大工人數少き故無據敷内へ數晝夜差組故之義に而既に掛ケ穿大工之義は敷疲も無之壽も長く相保チ候上其石粉油煙之譯に而無之間以來大工之義は御役所にて仕入いたし追々人數多相成隔晝夜代り又は往昔之通二三時代りにも差組成夫ケ難儀不爲致様懸り役人にも申付置間御直大工相願者は望之間歩々々山方番所へ罷出下掛り敷役人を以可願立旨四月中市郷え觸る

『佐渡年代記』下

文献史料2（青盤間歩）

史料2―1　慶長九年（一六〇四）

当時御稼間歩并銀山内一件之事
一青盤間歩　惣鋪地坪四百八拾坪
御番所建坪五拾坪
鍛冶小屋建坪弐拾八坪
建場小屋壱軒

此間歩之儀慶長九辰年開発以後盛衰により三度中絶いたし候処、元禄四未年再興、以後当時迄中絶無之候

釜之口ゟ三ツ合迄間数七拾三間

当時御稼敷々三敷
山師四人

味方与次右衛門
村上槇之助
嶋川左右兵衛
大坂庄右衛門
帳付壱人
油番壱人
穿子遣頭三人
同助壱人
山留頭壱人
山留四人
荷ノ番壱人

小遣弐人
かなこ弐人
〆

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

山　師　由　緒

慶長十二丁未年伊豆、石見両国ノ銀山方ノ町人三十六人召サレ、一人ニ割間歩ノ口一ツ宛分配ノ上米弐百俵毎年賜ル。其上稼方入用ノ品ヲモ被下。同十八癸丑年又六十六人増ス。是ヲ二ノ山師ト言フ。是ヨリ米百俵ニ減ス。其後古ノ品相止ミ出鏈ノ内ヲ賜フ。是ヲ領前代ト言フ。寛延四辛未年六月十一日ヨリ扶持方ヲ被下。山師ノ名初メハ御大頭（帯刀頭）衆ト言フ。元和ノ頃ヨリ山主或ハ山仕ト言フ。正徳三癸巳年ヨリ山師ト改ム。中古ヨリ山々衰ヘニ因テ次第ニ減シ当時十二人ナリ。

（中略）

味方与次右衛門　　中京町南側

先祖与次右衛門慶長年中ヨリ青盤同歩ヲ勤ム。寛永八辛未年自分ニ大切山ヲ切立ツ。慶安二年御直山トナル。是ヨリ与次右衛門大切山間歩ト言フ。其外ケ代間歩日向間歩ヲ稼グ。名跡与次右衛門越中ノ産始メ次郎四郎ト号ス。手蹟ヲ嗜ム。平野仲庵弟子ナリ。与次右衛門殊ノ外山ノ事ニ出精ス。禅門セシメ仲慶ト号ス。延宝二甲寅十月廿三日卒ス。住所初メ左門町ヨリ中京町今ノ処ニ移ル。

（後略）

『佐渡相川志』

一　金銀山出鏈の内荷分と云事此頃より始りしと見えたり是は出方の多少又は山師の貧富により出鏈の内或は半分に引分け又は三分の一四分の一なと割合を計ひてたとへ半年は公納とし残りを山仕かなこへ宛行ふ事也水間歩なとへは諸拂多く山仕難義の所は三分の一又は四分の一を公納と定め残りを山仕へ渡す其時々の計ひを以定めたる申聞ゆ今年青盤十左衛門といふもの間歩を切開き青盤間歩と云しか十間計り切延たる儘にて手を引きし故後に至りて味方但馬か弟興次右衛門切継大に盛を得しと云

『佐渡年代記』上

諸山開休坑年暦

（前略）

○本途八ケ所

青盤　開坑　慶長九年　休坑三度（年暦不祥）

四坑（再び）　元禄四年

（後略）

杵陵堂随見随記（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

史料2―2　慶長九年（一六〇四）

鎭目市左衛門様御仕置十ケ年之内御直山之覺

（中略）

一　青磐間歩　山主　味方　與次右衛門

是は竹村九郎右衛門様御代に大鏈切付一十日に鏈千二三百荷程宛出申候而銀目七八拾貫目或は百貫目程宛拾ケ年之間出申候其後も度々盛り申候

（後略）

『佐渡年代記』上

史料2―3　寛永六年（一六二九）

一　青盤間歩を始め金銀山賑ふといへとも人夫多く掛り飯米に乏敷趣を以かなこ共を呼出し米壹石の價銀拾四匁宛の積りを以御拂になさる處いよ〳〵氣力を勵し出方相增すと云下直の米を渡す事今の御拂米の起立なるへし

『佐渡年代記』上

史料2―4　寛永七年（一六三〇）

一　青磐間歩の出鏈毎十日千貳三百荷出て代銀七八拾貫目より百貫目迄に及ふ

『佐渡年代記』上

史料2―5　寛永九年（一六三二）

●申七月三日ヨリ、青盤間歩大盛山主ハ長州ヨリ来リ候村尾与十郎ト後ニ者次左衛門ト云惣領ヲ平兵衛、孫ヲ勘右衛門ト云此者小鼓ノ上手京都ニテ浅黄しらべヲゆるされ右与十郎弥十郎ヨリ四十物町ノ出店ニテ大酒屋致候平兵衛妹若松ト云下京町山田吉左衛門女房ニ成与十郎旦那寺ハ下寺町円徳寺同旦那味方与次衛門両人

ニテ当寺ヲ建立致候

『佐渡国略記』上

（※『佐渡年代記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料2―6　寛永二十年（一六四三）

一　味方次郎四郎青盤甚五自分稼ニ致公儀より御金拝借仕度由願之通被二仰付一候處段々堅ク有レ之ニ付公儀山ニ被二仰付一次郎四郎山主ニ申付可レ然之義致二吟味一可レ被レ遣之由江戸より被二仰越一播州支配初の頃銀山聢と無レ之山師幷買石困窮仕候ニ付高直成鏈三十日分高貳萬荷餘問吹被レ成其平均直段ニ而買石共へ御賣被レ成候此利合五百貫目餘ニ候得共買石共へ被レ下候

『佐渡風土記』

一　青盤甚五兩間歩を山主味方次郎四郎自分稼に致す處次第に堅石となり入用多く掛り難儀に付拜借を相願ふ趣留守居より伊丹播磨守へ伺ふ處御直山に成し味方次郎四郎を山主に申付可然旨申來る

『佐渡年代記』上

史料2―7　正保四年（一六四七）

一　右九ケ所御取立山之内甚五間歩青盤間歩兩山之儀水數故日向間歩より切貫被レ成候得バ樋貳百本捨リ其跡致二大盛一候又山師持傳候自分山之内より切山三十ケ所被二仰付一候

『佐渡風土記』

●亥五月廿三日、味方与次右衛門大切山御直山ニ願候処、同廿八日被仰付、七月朔日ゟ御直山ニ成、則味方与次右衛門山主ニ被仰付、従是御直山与次右衛門大切山間歩と云、

（中略）

或説ニ与次右衛門持分之山所青盤間歩孫右衛門敷ゟ取候領前代之銀高六百貫目余有之候間、是ニ而田地を可求哉、又者場所を見立致切山子孫へ譲リ可然哉、両様之趣家来共ニ相尋候所、手代之内岩立庄兵衛一説ニハ原喜右衛門共云、此者申候者、為御子孫之ニ候ハハ七八百貫目之入用を以大切山を御切立候ハハ大盛可致と考候、然者子孫之御譲リハ田地ニ不替第一重変之由其余之手代茂同心故大切山を稼候由申伝候

『佐渡国略記』上

史料2―8　承応元年（一六五二）

●同（五月朔日）、青盤間歩之上ニ高五間長弐拾三間横弐拾五間堤御穿、此入用銀壱貫五拾壱匁四分六厘

『佐渡国略記』上

史料2―9　承応二年（一六五三）

一　青盤間歩の邊に溜井を築き中山川通青盤より瀧の上までの間川流しの事を下京町長兵衛（一本長三郎）茶屋町又右衛門助九郎羽田町勘九郎と云もの共願出に付山主共へ尋る處差支も無之趣書付を出す是銀山内川流しの起り歟此節の山主連印の名前は松木久七上田久七糸川甚内味方次郎四郎早川仁兵衛山根彌三右衛門大坂市郎左衛門赤塚兵右衛門村上善左衛門豊部新五郎糸川三郎右衛門加賀太郎右衛門越後三郎兵衛（一本甚兵衛）清水次郎兵衛小泉嶋之助伊藤源右衛門佐野市之亟下田清左衛門宗岡七左衛門三川佐兵衛寺澤七兵衛會津吉右衛門秋田三郎右衛門伊勢藤右衛門加賀佐助栢原善左衛門小林長兵衛越後次郎右衛門播磨六郎右衛門京太右衛門木部五郎右衛門京徳左衛門坂下九兵衛杉山五兵衛堺喜右衛門堺藤兵衛等なり

『佐渡年代記』下

史料2―10　寛文期（一六六一～一六七二）

●寛文、味方仲慶ト笹井次郎兵衛ト甚五青盤ノ出入ニ依而、於広間ニ及対決ニ大門ノ前ニ而喧嘩出来、仲慶方ニハ刀指候家来数多召連、次郎兵衛ハ唯一人ニ而大勢ニ打立られあやうく見江たりしが仲慶家来利ヲ失、依之御門ノ内ゟ何者か　味方とて供人数多もちながら、散々ふたれ色ハ青盤　此節迄ハ山主ハ不及申家来も其向ニゟ刀ヲ指、慶長ノ比ハ山主ノ家来何用ニもカニ而主人ハ馬上

『佐渡国略記』上

史料2―11　寛文三年（一六六三）

一　甚五青盤日向三ケ所御直山ニ被レ成候何れも大鏈出銀代莫大ニ成る此時節與次右衛門大切山殊之外氣絕（ケダヘ）大工穿子痛鏈出劣候ニ付山師煙貫を願候得ば被ニ仰付一候于レ時今年（六月十五日）より向山（忠治中夫）間歩より同五年迄ニ六拾間餘御切被レ下候此御入用銀高八拾貫目餘ニ候此煙貫も大盛仕候又鶴子茂右衛門間歩自分入用ニ而相稼候處樋數大分立申候ニ付水貫切申候依レ之鏈一十日ニ千荷出代印銀拾匁ニ廻り候迄ハ御公納御赦免被レ成候然共山仕稼下及自力ニ候故御直山に被レ成候（巳八月七日煙貫ル）

『佐渡風土記』

史料2―12　寛文四年（一六六四）

●同七月、山主和田十郎左衛門割間歩自分入用を以取立申度由再三御願申上候処、十郎左衛門牢舎被仰付候得共、早速御赦免、此日数七日、依右願同八月ら寛文十戌年七ケ年之間閉門被仰付、戌年曽根五郎兵衛殿御支配御赦免　六郎左衛門殿御入国之砌、割間歩依御損失、稼方御引被成、然所、寛文六午年歟味方与右衛門、村上善左衛門両人江戸江登り拝借金御願申上、甚五間歩・青盤間歩・日向間歩三ケ所御直山ニ被仰付、其後致大盛、此節大切山殊之外けたへ、鏈も出劣り候ニ付、味方与次右衛門煙貫を願候へハ被仰付候、右割間歩之儀ニ付味方、村上江戸江登候節、味方孫太夫、片山勘兵衛差添登共云

寛文四甲辰年

『佐渡国略記』上

史料2―13　寛文六年（一六六六）

一　山主味方與次右衛門村上善左衛門江戸へ上り金子を才覺して甚五青盤日向等三ケ所の間歩を稼しとなり

『佐渡年代記』上

史料2―14　寛文九年（一六六九）

一　青盤甚五日向等の間歩々々へ水落込し故休山となる

『佐渡年代記』上

史料2―15　延宝八年（一六八〇）

一　八月六日大雨にて青盤間歩の邊にありし壽貞堤押流し日向間歩前通にて女壹人流れ死す同十一日の夜又々大雨にて銀山内洪水し清次間歩近邊人家押流流死のもの六人あり其外銀山内役家人家不殘流失し北澤濁川迄の人家悉く押流し諸間歩へ落込し水割間歩敷内へ廻りて樋百八拾貳艘の内百四十五艘迄水下となる此時鈴木三郎九郎も登山せしかとも間山邊は水下となりし故上相川茶屋坂の邊にありて人夫を下知せしと云町々より人足千三百人程出て水を防きしなり

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料2―16　天和元年（一六八一）

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川羽田下戸西濱通り五十里十歩一迄の町數を量り翌年二月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左の如し

（中略）

一同所より青盤釜ノ口迄拾壹町四拾壹間四尺

（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料2―17　元禄元年（一六八八）

一　甚五間歩青盤間歩其外諸間歩とも出方進みしにより鈴木三郎九郎伺の上山奉行石井助右衛門永井四郎兵衛山目付宇佐美忠右衛門藤田六左衛門割間歩役人大村半兵衛岡村善兵衛へ御褒美として黄金壹枚宛下さる

此時の被下金當人共願によりて運上屋の小判を以引替黄金は御蔵の御有高となりしを後に至り

て河野勘右衛門在勤の時手前の金子を以引替黄金を江戸へ持歸りしとなり

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料2―18　元禄四年（一六九一）

一　荻原彦次郎相川御役所に着の上四月十八日山奉行へ金銀山の様子を尋同十九日青盤間歩山主味方與次右衛門甚五間歩山主大阪（坂）惣左衛門を呼出し兩山とも御直山に申付兩人を山主とす此時古來より金銀山盛衰の始末を山主共より書出す文長けれは爰に略す

是により御直山或は自分稼の銀山十九ケ所の内へ間切三拾六ケ所取立壹ケ所の内へ切山を三ケ所程宛相立其外銀勝間切と云を四拾ケ所取立鶴子間歩へ樋四拾五艘日向間歩へ樋拾三艘清次間歩水坪へ樋四拾五艘相立水を取透し稼を始め新間歩新樋道普請をなす右十九ケ所の銀山と云は割間歩新間歩川端間歩石垣間歩中尾間歩治助間歩鼠差間歩喜多見間歩清助間歩青盤間歩山留平間歩鳥越間歩市ノ瀬間歩雲子間歩甚五間歩鶴子間歩八森間歩西三川金山新穂瀧澤等なり

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料2―19　元禄十年（一六九七）

一　青盤といふ古間歩むかし盛りし後廢絶せし處去ル未年取立御直山とし東源兵衛山と云所の立合を切繼し處次第に出方を增し今年より未十ケ年餘盛りを得る其内四ツ留盛りと唱へて一十日の代銀七拾貫目餘に及ひし事あり其後寶永正德の頃に至り衰へしといへとも一十日拾貫目以上を出せしなり

是より十四年過て寶永七年に山師共書出せし書面に青盤盛衰の事慥に見えたり

『佐渡年代記』上

史料2―20　元禄十四年（一七〇一）

一　鳥越間歩今年より明年へ掛け一十日の代銀四拾六七貫より五拾四貫目迄に及ひ一ケ年を平均して一十日四拾貳貫目餘となる其上青盤間歩雲子間歩なとも出方多きにより金穿大工の賃銀差支へしにより伺の上銀札通用となる役人の内札書定役同平役と云を申渡親子共に札を認る定番役は小澤小兵衛平役は山下甚五左衛門丸田金左衛門松村六兵衛稻垣覺右衛門此外悴共は小澤小左衛門山下勘助丸田九十郎松村與五郎稻垣覺之亟等也

『佐渡年代記』上

史料2―21　宝永三年（一七〇六）

一　鳥越間歩出方減して去年中一十ヲ日平均拾貳三貫目となりしか今年九月頃より源之助敷といふ所盛りを得て一十日五拾壹貫目餘となり一ケ年平均して一十日貳拾四貫目程となる青盤間歩は此節一十日の代銀拾貫目餘なり

『佐渡年代記』上

史料2―22　正徳四年（一七一四）

●同八月二日、明七ツ時大水出、青盤ニ而山留壱人流死

『佐渡国略記』上

（※『佐渡年代記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料2―23　享保三年（一七一八）

一　江戸表より當時銀山鏈代銀御尋に付書上ケ左の如し

（前略）

三月中十日分

一鏈代貳貫八百四匁六分

同末十日分

一同貳貫四百八匁五分　青盤間歩

四月初十日分

一同貳貫六百八拾八匁四分

〆

（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料2―24　享保九年（一七二四）

●同（十月）廿八日、青盤間歩国太郎敷上鏈切付、同十一月三日夜御奉行伝五郎様御祝酒壱荷樽斗百本島台壱ツ御広間へ提重壱組三尺四方折、近所之諸役所へ麦まんちう弐百宛山師共差上候、同日山師味方与次右衛門ニ銀三枚、同大坂惣左衛門・同嶋川惣兵衛銀弐枚被下

『佐渡国略記』上

史料2―25　享保十一年（一七二六）

●同（九月）十六日夜丑刻、青盤間歩弥之助敷棚落、大工六人外敷江抜、十七日ニ出申候

『佐渡国略記』上

●同（十月）廿三日、青盤間歩取明ニ付、穿子四百拾五人町々江被仰付、則賃銀壱人ニ付三匁三分五厘宛ニ請負、家壱軒ニ付八分九厘宛取立候、同弐百人在々江被仰付

『佐渡国略記』上

史料2―26　享保十七年（一七三二）

●同（正月七日）夜、青盤間歩立場焼失

『佐渡国略記』上

史料2―27　元文二年（一七三七）

●巳十二月廿九日、青盤間歩山師嶋川惣兵衛青盤被召上、甚五間歩江被仰付

『佐渡国略記』上

史料2―28　元文三年（一七三八）

●午七月十二日ゟ廿日迄、青盤間歩かなこ引、御直稼ニ而銀代壱貫匁余増

『佐渡国略記』上

史料2―29　元文四年（一七三九）

●同日（四月二日）、青盤間分大工六人御広間江被召出、手鎖御掛、是ハ先達而大工共一同飯米之儀御願申上候儀不相叶ニ付、右六人先月廿五日夜青盤間分柵やぶり出候ニ付御咎之上非人小屋へ可被遣段被仰出候所、広間役願ニ付同四日御免

『佐渡国略記』上

史料2―30　元文五年（一七四〇）

●同（四月）七日夜四ツ時、青盤間分立場弐軒、石より小屋拾軒焼失、番所役遠慮被仰付

『佐渡国略記』上

史料2―31　寛保二年（一七四二）

●同（四月）十一日、青盤間分敷内痛所之儀ニ付、山方役松永藤太夫・吉田七郎右衛門、山師味方与次右衛門、各間違有之、翌日遠慮被仰付、五月十五日御免

『佐渡国略記』上

史料2―32　延享元年（一七四四）

●同日（五月二十三日）、庄右衛門町伊左衛門・三町目与三兵衛入牢、是ハ青盤間歩稼方之儀ニ付

『佐渡国略記』上

史料2―33　寛延二年（一七四九）

一　十月十八日青盤間歩源兵衛間切の内徳兵衛敷の儀前方弐三貫目も致二賣立一候処四十二年以前雲子間歩も水柄山押込此節より潰居候ニ付何卒御取明被二仰付一被レ下候ハヾ壹貫目餘宛賣立可レ仕旨かなこ共度々相願候得共御入用過分相掛候ニ付當時迄不二仰付一候處此度又かなこ共の内達而奉レ願候ニ付御吟味

の上被二仰付一候ニ付當日右御取明掛リ御前へ被二召出一御直被二仰付一候吟味方役須田兩右衛門山方役大村與市兵衛御目付役永井半十郎藤木武助山師大坂惣左衛門右御普請同廿一日より取附今日番所ニ而山師並頭共かなこ共下鏈の者共神酒差出候ニ付各祝ス十一月七日山師嶋川惣兵衛添掛リ被二仰付一候願主並諸御入用高書付等委細別ニ有レ之翌年の所ニ猶又記レ之

『佐渡風土記』

●巳十月廿一日、青盤間歩東源兵衛間切之内、徳兵衛敷御取明ケ

『佐渡国略記』上

史料2―34　寛延三年（一七五〇）

一　三月廿八日朝青盤間歩源兵衛間切御取明所矢先より水吹出し候ニ付ほりこ壹人見届ニ參候處奥より火出候ニ付逃上リ右の旨致二注進一ニ付山留頭作兵衛幷山留與十郎猶又見届ニ參候處刻限積候而も揚リ不レ申候ニ付追々人越候得共けたへ候而半途より未へ參候事不二罷成一候其内少クけたへ醒候ニ付加勢鳥越山留の内德兵衛宗右衛門又々參候處作兵衛與十郎共矢先ニ相果居候ニ付漸ク死骸引出シ候此時節當山頭辰兵衛も半途迄參打倒れ候ニ付百死一生の躰ニ相成候然共是ハ日ヲ經致二快氣一候いまだ矢先の水留り不レ申候ニ付かけ樋等掛廻し敷通リ御稼不レ障様ニいたし候

『佐渡風土記』

●同（三月）廿七日夜七つ時、青盤間歩敷内痛、山留頭間山作兵衛・山留小六町与十郎年三十三、右弐人死、間山立町辰平助リ

『佐渡国略記』上

一　四月朔日青盤間歩御取明御普請済候斷以二御墨引一大村永井斷レ之

『佐渡風土記』

●同（九月）廿九日夜、青盤間歩四留ニ而鏈ヲ盗候者相知レ不申、依之其夜ノ番味噌屋町油番七郎左衛門、山方役所ゟ遠慮披仰付

『佐渡国略記』上

史料2―35　寛延四年（宝暦元年）（一七五一）

一　間切切山町觸左の通り

一青盤間歩清吉敷通り東追間切　三十ヲ日切
但高サ四尺横三尺板かせ
此印銀五百三拾壹匁九分四厘
是は大工六人分賃銀幷小入用等穿子賃　但岡向柄山は岡へ揚候積り印銀之分跡受取
外油鑽炭品渡鍛冶給米銀三十ヲ日分前渡

一同間歩太郎吉敷厚身横貫切山　三十ヲ日切
但高サ三尺横三尺丸切車かせ
此印銀五百貳匁九分八厘
是は右同斷
外品渡同斷

一同間歩米助敷東立合切山　三十ヲ日切　但市太郎敷の内より切高サ三尺横三尺丸切車枷
此印銀五百貳匁九分貳厘
外品渡同斷

（後略）

『佐渡年代記』上

●同閏六月二日、大切山・清治・雲子・茶屋平・馳割・割間歩、右六ケ所御稼相止、此減人九拾七人、同（欠）御広間江被召出、当分壹人ニ付壹人扶持宛被下、尤割間歩者頭壹人御抱置被成候、御稼之山青盤ニ而減人拾三人、中尾ニ而同拾三人、鳥越新間歩ニ而同五人、甚五間歩合、右之外間切六ケ所御立被成、同十一日山師共御扶持方被仰付候趣、同間切切山之御觸左ニ記、同十六日新間歩御稼止

申觸候

一、間切并切山六ケ所、此御入用帳面ニ記、右之通勝ニ被仰付候間、望之者者入用之分見届、来ル五日迄御広間江罷出、入札可仕旨、町々江觸継、名主・中使印形取可相返候

閏六月三日　　岩間半左衛門
　　天野伝右衛門

間切并切山御入用帳

一、青盤間歩清吉敷通東追間切
高四尺横三尺但板カセ但延勝日数三十日切
此延何程右御入用
印銀五百三拾壱匁九分四厘
是者大工六人分賃銀并小入用銀小穿子賃、但跡向柄山者岡江上候積、印銀之分跡請取
油壱斗五升　三十日分　是者一十日分宛前請取
鑽弐百本　同断　右同断
炭拾四俵　同断　右同断
鍛冶弐人　同断　是ハ給銀給米共但三十日分前渡
一、同間歩太郎吉敷厚身横貫切山
高三尺　但丸切車カセ日数三十日切但延勝此
延何程右御入用
印銀五百弐匁九分八厘
是者大工六人分賃銀并小入用銀穿子賃、但跡向柄山者岡江揚候積り、印銀之分跡請取
油壱斗五升　三十日分　是者一十日分宛前請取
鑽百七拾本　同断　右同断
炭拾四俵　同断　右同断
鍛冶弐人　同断　是者賃銀給米共、但三十日分前渡シ
一、青盤間歩米助敷東立合追切山但市太郎敷之内より切
高三尺横三尺但丸切車カセ日数三十日切但延勝
此延何程右御入用
印銀五百弐匁九分弐厘
是者大工六人分賃銀小入用銀小穿子賃、但跡向柄岡江揚候積り、印銀之分跡請取
油壱斗五升　三十日分　是者一十日分宛前請取
鑽百七拾本　同断　右同断
炭拾四俵　同断　右同断
鍛冶弐人　同断　是者賃銀給米共前渡三十日分
（後略）
『佐渡国略記』上

●同（七月）四日、青盤間歩敷内ニ而間違候筋有之、山方役西川長左衛門・同番所役藤井与三兵衛・富田助左衛門・森庄兵衛・中村仙右衛門・山師味方与次右衛門・かなこ四人、各遠慮被仰付、同十八日被召出、山方役・番所役御役御免、山師者先達而被下候三人扶持被召上、かなこ仲間江銭拾五貫文過料被仰付
『佐渡国略記』上

史料2―36　宝暦二年（一七五二）

●申四月、青盤間歩番所役井上儀右衛門・蔵田彦右衛門、同山師大坂惣左衛門・味方与左衛門、各不調法有之遠慮被仰付、同廿三日御免
『佐渡国略記』上

●同（四月）廿日、振矩師山下数右衛門ニ御蔵米三俵、青盤間歩頭間山作兵衛同弐俵、世話やきかなこ四人各壱俵ヅツ、右者此間出精致候由ニ而被下
『佐渡国略記』上

史料2―37　宝暦三年（一七五三）

一　今年青盤間歩間切之儀に付不行跡の筋有之山方役須田作左衛門役儀差免押込山師味方與次右衛門大坂惣左衛門職業取放シ跡職は悴ともへ申付る
『佐渡年代記』上

一　金銀山之儀今年七月御代官池田喜八郎より引渡せし處金穿大工の高是迄一ケ年本途定式高壹萬貳千人之内六千五百貳拾九人當正月より六月迄喜八郎支配の内掛仕廻殘る五千四百七拾壹人引渡後之定式高に而割合五百貳拾九人は喜八郎支配内之掛越になりし處青盤間歩山色よろしく相應之出方相續候はゝ定式之大工許りに而は不足に可有之哉に付御代官横尾六右衛門支配の時増大工千人臨時に仕掛し先例を以此度も増大工千人分御入用御渡方の事を石谷備後守伺ひし處伺之通り被仰渡
『佐渡年代記』上

●同（八月）六日、青盤間歩三右衛門敷水替四町目浜

町三右衛門、敷内ゟ鏈ヲ盗出候ニ付、牢舎、非人小屋へ御渡被成候

『佐渡国略記』下

史料2―39　宝暦九年（一七五九）

一　金銀山稼入用掛り候方之次第又出鏈粉成吹金銀に仕成御買上になる迄其入用其時代にも寄事諸色之價ひよりして増減なさしむる是迄御代官支配中取扱來し姿稼方御入用に至り大工拾人に付五段穿子（原本割書朱書）五段穿子といふは手傳丁傷荷揚鑽通鞴指此職躰なり青盤間歩は百三拾人餘甚五間歩は九拾九人雲子間歩は七拾壹人鳥越間歩は百拾六人中尾間歩は八拾九人鍛冶は青盤間歩拾人宛り雇鍛冶貳人之内減相立外は居へ置青盤甚五中尾三ケ間歩水替賃糴替（一本糴買）望人も無之一ケ年印銀三拾五貫六百目餘只今迄受負に爲致鑽は相川御藏より品請取青盤は四拾七本甚五雲子鳥越三ケ間歩は四拾貳本中尾は三拾三本（一本三十二本）油は青盤に而六升七合甚五雲子に而六升ツヽ鳥越は五升五合中尾は五升留木は青盤百六拾本甚五百壹本（一本百六本）雲子五拾壹本鳥越百八拾壹本中尾六拾本割間歩百六拾貳本炭は壹萬貳千俵壹俵に付百九文ツヽ減立可申金銀御買上代本途筋金拾匁に付印銀三拾五匁灰吹銀百目に付印銀百貳拾四匁外吹筋金揚柄山石出柄山石拾ひ石吹立は筋金拾匁に付印銀八拾目濱川流は百目なり灰吹銀は百目に付印銀貳百目各宛りを以取扱ふ處備後守吟味之上減候分は纔にも相聞るといへとも一躰取締も行届一ケ年御德用五千両餘に相成に付其内を以地役人幷銀山向御雇之者御手當に貳百兩餘引當且又寄勝場一曲輪内御修復其外銀山番所鍛冶小屋幷銀山内川通り板枠小破御修復御入用本途鏈石様入用へ一ケ年五拾両宛除ケ置候事とも申上る此時稼方之入用は微細之吟味も行届といへとも金銀御買上代等は御代官時分之ことく聞ゆ

『佐渡年代記』上

一　青盤間歩之容子打續山色相應に付去年伺濟の増大工千人之分に而は猶不足に付定式之外大工數六七千人も増仕掛ケをなし大勢程は御益も相増可申事に付御勘定奉行へ被仰渡被下金銀山之儀は盛衰に隨ひ大工増減掛ケ引専ら之儀に付是迄之通一ケ年壹萬貳千人限りにては以來も差支可申向後之義は得と取調追而可申上依之定式壹萬貳千人並去冬伺濟千人の外此度増大工五千人仕掛ケ御入用御渡方を石谷備後守伺ひし處伺之通被仰渡

『佐渡年代記』上

●同（九月）十三日、青盤間歩大工三百十四人之内七十七人掛

『佐渡国略記』下

●同（十一月）四日、左之通青盤間歩掛リ御褒美被下

金百疋宛　岩間（山方役）為助・岸野猛次郎

銀三拾目宛　仙田（御目付役）八太夫・原勇左衛門

銀拾目宛　渡部（番所役）甚兵衛・黒瀬平助・高木清左衛門・小宮山彦左衛門

銀三拾目　仲間江、味方与次右衛門・大坂仁市郎・嶋川惣兵衛・下田利左衛門

『佐渡国略記』下

●同（十一月）十二日、青盤間歩銀代壱貫弐百目増

『佐渡国略記』下

史料2―40　宝暦十年（一七六〇）

一　銀山大道間切は去ル丑十一月石谷備後守佐渡奉行勤役之節伺の通御下知に隨ひ去寅四月間歩々々相糺青盤甚五鳥越三箇間歩之内一ケ所宛九月より間切相立段々爲切延しむる内青盤間歩間切所先達て薄鏈に切當り間切は先へ切延鏈付候所へ本途大工仕掛稼廣くるに隨ひ容子宜敷此節一十日印銀五百目前後賣立鳥越甚五兩間歩之方も鏈様のもの見えいまた賣立候程には至らさるといへとも青盤間歩間切鏈に切當候由を今年六月江戸表へ申上る

『佐渡年代記』上

●辰九月十日青盤、同十月甚五、各々御番所御作事

『佐渡国略記』下

●同（十一月）廿七日、塩屋町円六、青盤間歩之鍵ヲ持出候所、間山御番所ニ而五味伊左衛門様見付被仰上候所、手鎖被仰付所預ケ御吟味之上（欠）

『佐渡国略記』下

史料2―41　宝暦十二年（一七六二）

●同（正月）十一日、青盤間歩敷内ニ而稼方之もの壱人死

『佐渡国略記』下

●同日（閏四月朔日）、青盤間歩川通流相止、町同心吉村儀市郎・中川和久右衛門両人右掛り引

『佐渡国略記』下

史料2―42　宝暦十三年（一七六三）

●同（二月）十二日暮方、町年寄村田彦左衛門隠居七右衛門、御神号酒肴青盤間歩御番所へ差上、是ハ此間銀山盛ヲ夢ニ見候由ニて如此

『佐渡国略記』下

史料2―43　明和元年（一七六四）

●同日（十一月一日）、青盤間歩山師・かなこ被召出、御直御尋、同三日ゟ山師御組替、同三日ゟ十二月二日迄須田両右衛門青盤間歩江詰切、御様稼（タメシ）是迄ゟ一十日銀代弐貫目相増、十二月三日山師被召返、前々之通り御稼ニ相成、右御様稼ニ付掛り役人中江閏十二月廿日御褒美左ニ記ス（以下欠）

『佐渡国略記』下

（※『佐渡年代記』中にも記事あり。同一のため省略）

史料2―44　明和三年（一七六六）

●同（七月）十三日、此度青盤間歩御稼ニ付、左之通被下

金五百疋宛　広間役　須田両右衛門
　　今井新次郎
金三百疋宛　山方役　田中茂右衛門
　　水品弥五右衛門
金百疋宛　大久保喜内
　　町同心　吉村儀市郎
　　中川和久右衛門
　　富田六左衛門倅（富田六左衛門悴）
　　富田勇助

『佐渡国略記』下

●同（十二月）廿二日夜、青盤間歩どべ小屋壱軒焼

『佐渡国略記』下

史料2―45　明和五年（一七六八）

一　十二月八日青盤間歩千荷祝ひあり
但往古より一ケ所の間歩より一十日鏈千荷出す時は祝す事舊例也此起り立は九百九十荷迄は荷の字清みてよみ千荷よりは濁りて唱ふる故荷を賀と取直して是を賀の祝と云ならはす

『佐渡年代記』中

史料2―46　明和六年（一七六九）

●丑十一月九日、此間別而青盤間歩不宜候ニ付、大山祇ニ而祈禱致候所、御役所ゟ銀壱枚祠官安岡長州江被下

『佐渡国略記』下

史料2―47　明和七年（一七七〇）

一　八月廿二日より九月十五日迄青盤間歩御直稼とす

『佐渡年代記』中

●同（八月）廿三日ゟ九月十五日迄、青盤間歩御直稼

『佐渡国略記』下

●同（十一月）廿六日、青盤間分（歩）敷内ニ而大工壱人怪我致死

『佐渡国略記』下

史料2―48　明和八年（一七七一）

一　青盤甚五両間歩字龜松と云所水溜り年々定式入用を以手入をなすといへとも次第ニ泥土溜り去寅二月頃より別而水吐方滞り両所とも稼之障りニなるに付泥浚水吐御普請を伺し處十二月中伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

史料2―49　安永元年（一七七二）

一　青盤甚五鋪内出水増して稼方之障となりし處正月元日より龜松敷通り水嵩減す

『佐渡年代記』中

●同日（正月朔日）ゟ、甚五間歩龜松敷通リ水少々宛引、是者去秋ゟ次第ニ水仕上リ青盤・甚五両山御稼差支ニも相成候義ニ而

『佐渡国略記』下

一　三月六日夜より青盤間歩敷内出水涌上り深敷稼所皆々水下と成る同十日より町人足をも入立粉骨を盡し汲取といへとも水勢強して減せす四月下旬に至て甚五間歩敷岡雇之もの水替業をして山田間歩と云古敷え水を汲取種々差働といへ共其甲斐なし今年冬に至り町方より出す人足平均一日に貳拾四人と聞ゆ

『佐渡年代記』中

●同日（三月六日）夜、青盤間歩敷内水仕上リ御稼止、同十日町々江人足被仰付、十四日ゟ十九日迄人足入立候得共、水引方相替儀無之ニ付、同廿一日山方役以下不残銀山江相懸リ候者評議之上、銘々存付之書付（ママ）対候而差上候処、同廿五日ゟ右人足入立、同四月四日・五日人足止、八日ゟ入立九日朝止、同廿一日山田間歩古敷江水ヲ取、廿七日・八日・九日甚五間歩敷岡役人水替、同六月八日ゟ町人足入立同十五日相止、同十月六日水替始、十一日ゟ十一月九日迄町々ゟ人足入立、一日ニ付平均弐拾四人つつ入立

『佐渡国略記』下

一　青盤間歩敷内水難除之ため伊勢太神宮神前ニおゐて三日の間祈禱せし由御飾三日市太夫次郎名代之もの申立十月朔日祈禱札を出す

『佐渡年代記』中

（※『佐渡国略記』下にも記事あり。同一のため省略）

史料2―50　安永二年（一七七三）

一　寳暦八寅年石谷備後守伺之上青盤甚五鳥越三ケ間歩え大道間切を立し處去々寅年より中尾間歩出方追々進ミしニ付大道間切一ケ所切延度旨去秋伺し處今年四月仰之通被仰渡しニ付高五尺横四尺之間切を切始る

『佐渡年代記』中

●同（八月）五日、青盤間歩かなこ五人御取上げ、大工是迄七拾人之内弐拾人減、大工壱人ニ付山代七匁づつ売立可申候由被仰付、甚五間歩大工拾人減五人ニ成リ、壱人ニ付山代四匁宛売立可申由被仰候間、当分御手入稼ニ相成申候

『佐渡国略記』下

（※『佐渡年代記』中にも記事あり。同一のため省略）

一　青盤間歩かなこ八人の内十月五日より四人減す

『佐渡年代記』中

（※『佐渡国略記』下にも記事あり。同一のため省略）

史料2―51　安永三年（一七七四）

●午正月廿四日、中尾間歩山師小川孫太郎甚五江、喜多平太夫青盤江被仰付候、同三月廿四日各中尾へ帰山

『佐渡国略記』下

一　青盤間歩敷内水障りニ而稼成兼るニ付上の方市太郎袋車之段と云古敷を取明稼を始間切をも此所へ立替甚五間歩ハあみたの内と云所え間切を立替之積り去年中伺し處此春ニ至り伺之通被仰渡甚五間歩之内字龜松泥浚の場所吹出水有之雨天之時水嵩増しいつれとも難決よしニ有之といへ共其儘捨置候ハヽ深敷之分は追々水勢相増可申處上敷稼所之穿鑿のみニ而増水引落可申吟味之廉洩れしニ付敷々涌水相川濱え引落すへき手段も可有之哉得と相糺今一應可申上旨松平右近將監殿御書付御渡二月十四日到來ニ付掛り役人山師存寄等を糺し三月十七日より山方役山師ともをして御入用積をなさしむ都而之人足拾六萬四百拾七人ニ而御入用金六千四百七拾七兩壹分餘之積書を出す

『佐渡年代記』中

●同（二月）十四日、御用状到来、江戸ゟ御奉書ヲ以左之通青盤間歩御取明之儀申来、其段翌十五日御広間江被仰出、依之三月十七日ゟ四月廿六日迄於中御門、

山方役田中茂右衛門・西川藤兵衛、山師味方孫太夫・味方与太夫各立会、右入用積り書仕立差上、則御奉行高尾孫兵衛様江戸江御持参

青盤間歩敷内取明之儀并間切立替御伺書御附札写

書面之佐州金銀山之内青盤間歩市太郎袋車之段取明之儀并間切立替之儀伺之通取計、且甚五間歩之内字亀松泥浚之場所吹出水有之、雨天之節者致増水何連共難決由ニ候へ共、右之通ニ而捨置候ハハ深敷之分者追々増水可致儀ニ候所、上敷稼所之穿鑿而已ニ而増水引落可申吟味相見不申候間、敷々溜水相川浜江引落候手段とて有之哉、右之場所得斗相糺、右之儀今一応被申聞候事

青盤・甚五両間歩敷内溜水汲稼御普請遣候人足

一、九千九百八拾七人　雇山留

内五百人定式御雇之者遣候ニ付、御入用相掛候積リ

一、壱万五千六百九拾弐人　手伝穿子

一、拾三万弐千四百弐拾八人　岡持中持跡向

右穿子并地割

人足土砂持運人足

水替之者惣人数

〆拾五万八千百七人

岡川通リ之内、板枠場三ケ所御普請遣候惣人数

七百六人　雇山留

八百弐拾八人　手伝穿子

七百七拾六人　人足

〆弐千三百拾人

ニ口合拾六万四百拾七人

右御普請日数積リ千百四十日

一、銭高弐万六千六拾九貫六百七文

此金六千弐百七両ト永四拾九文三分

両替四貫弐百文

外

千百三拾五貫弐百四拾八文

此金弐百七拾両壱歩ト永四拾七文六分

両替四貫弐百文

二口〆銭弐万七千弐百四拾貫八百五拾五文

此金六千四百七拾七両壱分、永九十六文九分

両替四貫弐百文

安永三午年四月廿七日上ル

『佐渡国略記』下

●同(十一月)七日、青盤間歩かなこ米屋町甚五右衛門・上京町徳右衛門・同政八、三人被召放、同十一日元かなこ間山弥三右衛門・同所市郎兵衛・新五郎町諸右衛門・板町佐太郎・山之内長兵衛、各跡かなこ被仰付

『佐渡国略記』下

史料2―52　安永四年（一七七五）

一　青盤甚五両間歩之湛水相川羽田濱へ引落すへき積りを以字亀松と云所より新間歩甚藏廊下といふ所迄四百間程の所六拾年來潰込此所を取開し上ニ而深敷の水を汲取跡の手當ハ勿論岡川通りの板枠等迄丈夫ニ仕付後の患を除くへきほとの御普請御入用積ハ凡六千四百兩餘も掛り大造ニ付先ツ可成ニ甚藏廊下を取明る積りを以凡金千貳百兩程も掛るへき積りニ付溜間切代並市中願之上出錢等をなさしめ取明し積り伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

●同（二月）十八日夜、青盤間歩山師大坂仁市郎、同間歩かなこ新五郎町諸右衛門と口論ニ付、惣左衛門甚五間歩江入替

『佐渡国略記』下

●同六月二日、青盤間歩山師嶋川惣次・同間歩かなこ庄右衛門・弥三右衛門押込被仰付、是者弥三右衛門敷内ニ怪我人有之、人参願致候ニ付、林玄億療治請候由、願書ニ惣次奥印形致差上申候所、玄億療治ニハ無之候段相知、依之如斯

『佐渡国略記』下

史料2―53　安永七年（一七七八）

一　青盤甚五両間歩深敷水湛しニ付試之ため新間歩甚藏廊下取明ニ掛りし處六十年來廢れし所故様子も知れ兼其上落水ニ而火を打消至而難儀なる故千辛萬苦して五月五日より同廿九日迄ニ取明敷内之湛水貳丈餘減するニ付引續取明御普請之事を江戸表え伺ふ

『佐渡年代記』中

●戌六月九日、山方役高田六郎兵衛・御目付役藤村小十郎、各金五百疋宛、山師味方孫太夫・味方与太夫・和田十郎左衛門、各銭三貫文宛并頭共江壱貫文宛、山留四人江壱貫弐百文、其外稼之者江御酒被下
是者青盤・甚五両山水道新間歩、甚蔵廊下へ此度水道御取明、心見御普請ニ右人数掛リ被仰付、出精致候由為御手当右之通被下、跡御普請も是迄之通各可相勤旨、同廿日被仰付候

『佐渡国略記』下

一　青盤甚五兩間歩深敷去ル辰年より水湛へ稼相止相川市中之者一統渡世を失ひ難儀ニ付御取替金を以取明被成下ニおゐてハ御拂米代ニ割合十ケ年を限り返納可致旨相願當五月試之ため甚藏廊下を取明湛水吐方之様子も分りしニ付市中願之趣を以引續御普請之事を伺ひし處伺之通被仰渡し趣九月十日申來りしニ付取明ニ掛る

『佐渡年代記』中

●同（九月十日）、青盤間歩御取明申来

『佐渡国略記』下

史料2―54　安永九年（一七八〇）

一　四月十一日青盤甚五兩間歩水道取明成就し甚五之内龜松尻（寛政十年午年龜助尻と唱へ候事ニなる松ノ字をはとかるかゆへなり）より門前町水仕口迄通行をなす組頭井坂又兵衛敷下りして出來榮見分をなす

『佐渡年代記』中

一　青盤甚五兩間歩水道は取明といへとも猶深敷ニハ水湛へ御入用金三千兩餘も掛るへき積りニ付相川市中之もの出銭して取明を願ひ十年之内割合出銭之積りニ付當分御金藏取替之積り伺之上七月十八日より湛水汲取ニ掛る

『佐渡年代記』中

史料2―55　安永十年（天明元年）（一七八一）

一　青盤甚五兩間歩とも十ケ年以前より水勢強く其上水道潰込敷々水埋ニなりしニ付市中出銭之上水道取明去子十二月より湛水汲上け仕越普請之積申上是又出銭を以閏五月迄ニ不殘溜り水取切元積り入用高金三千百八拾兩餘之内正遣ひ貳千五百八拾兩餘相掛りし旨江戸表え申上且是迄水埋になりし青盤清吉敷甚五源太郎敷より上鏈（鏈）を穿出し江戸表え遣す處宇田川平七より水野出羽殿え指出終ひニ入上覽し趣申來る

『佐渡年代記』中

●先達而青盤・甚五御取明之儀、御奉行宇田川平七様江戸表ニ而被仰立、甚五間歩ゟ出候鏈差遣候処、水野出羽守様御取持ニ而御上覧ニ入、願之通被仰付候由

『佐渡国略記』下

●閏五月廿六日、青盤間歩御ふしん皆出来ニ付、左之通御褒美被下
金千疋宛　広間役懸リ柑本斉蔵・須田両右衛門
金五百疋宛　同断大川内庄右衛門・金光勝五郎
銭四拾五貫文宛　山方役高田六郎兵衛・御目付役藤村小十郎
同弐拾貫文宛　懸リ役高木源次郎・天野文之助・柿浪市之丞
同拾三貫文宛　山師味方与太夫・嶋川惣次・大坂仁市郎
同拾貫文宛　山師味方孫太夫・村上善十郎
同三貫文宛　同心小頭出川官助・中川利右衛門・吉村浅一郎
同壱貫文宛　町年寄村田・伊藤・岩佐・藤沢
其外、銀山懸リ合小前のもの迄鳥目被下

『佐渡国略記』下

史料2―56　天明二年（一七八二）

一　御勘定奉行松平伊豆守所持せし阿蘭陀水突道具フランカスホイと云ものを金銀山水汲上方ニ試可申哉と戸田主膳佐州え出立之頃申聞るニ付直ニ所望し佐州え持來り青盤敷内ニて試る處水揚り方至而宜敷夫丈ケ水の含ミ方強く度々道具損せしニ付掛り之もの共勘辨をなし度々損せさる様取計ひ青盤甚五之方え五挺中尾之方え貳挺仕掛ケさせし處水揚り方宜敷水替人足相減是迄之水替入用と差引一ケ年金千百四拾四兩餘減ニ相なる趣石野平藏戸田主膳書面進達す

『佐渡年代記』中

一　佐州金銀山青盤甚五中尾三ケ間歩敷内え阿蘭陀水突道具仕掛水揚り方宜人足賃銭相減御益筋ニ罷成相掛り之もの敷下り度々仕格別骨折候趣を以組頭岸本彌三郎矢島源四郎え銀七枚宛廣間役柑本久藏岸本武太夫須田兩右衛門え銀三枚宛山方役貳人普請方定役壹人目付役貳人地方掛定役壹人え金壹兩宛並役五人え金三百疋宛山師四人え金貳百疋宛御褒美被下候旨翌卯年五月御渡之御書付石野平藏より戸田主膳え遣す

『佐渡年代記』中

●（八月）三日、御払ゟ御払米直段切替、五斗ニ付銭壱貫弐百六拾五文、外拾四文水抜御入用、百文青盤・中尾薄鏈御入用増取有之分、〆壱貫三百七拾九文、但金壱両ニ付米壱石七斗四升、銭四貫弐百文

『佐渡国略記』下

史料2―57　天明三年（一七八三）

一　青盤甚五鳥越中尾雲子五ケ間歩何れも慶長寛永天和之頃より稼入鏈筋穿盡す所えは至らすといへとも敷百丈穿下り御入用も餘計相掛る事に付新規切山又は古敷取明等之上此節より御替山穿鑿可然と古來功者なる山師とも考置し傳來之書物等巨細ニ相糺雲子山之内字荷ノ番平といふ所鏈引之立合五枚程有之由元祿年中より山師共相願ふ場所ニ付新切山取立末廣間歩と號し新規開發之事を山師とも一同願出るニ付相場違御益金五分通之内を以切山取立る積り江戸表え申上る

『佐渡年代記』中

史料2―58　天明七年（一七八七）

一　青盤間歩長助敷取明ニ付日數廿日程之内水替人足四千人計入用有之町方よりも可出旨觸る

『佐渡年代記』中

●（八月）十四日、青盤間歩長助袋御取明ニ付、水替四千人程、日数廿日計御入立之積り、万一手張候節者、町方ゟも入立候様被仰付候、右ニ付当時セ話煎名主無人ニ付、伺之上名主嘉十郎・太郎兵衛・武右衛門差添、致セ話候様申渡

取明掛リ金光勝五郎・長嶋甚五兵衛・中沢利右衛門・高田六郎兵衛・渡部甚之丞・橋本三之助・酒匂立四郎

『佐渡国略記』下

●（十二月）廿六日、名主惣兵衛・名主伊左衛門弐貫文ツツ、名主嘉十郎・名主太郎兵衛壱貫文ツツ被下、是者青はん水貫御ふしん人足入立手配リセ話仕候御褒美

『佐渡国略記』下

史料2―59　寛政二年（一七九〇）

一　青盤鳥越中尾三ケ間歩當秋より景氣取直し十月初十日より諸間歩鏈代拾貫目賣立に付江戸表え御届上る

『佐渡年代記』中

史料2―60　寛政三年（一七九一）

一　青盤間歩番所建替あり此以前の御普請は年久敷事にて年暦しれす

『佐渡年代記』中

史料2―61　寛政八年（一七九六）

一　青盤間歩百丈餘穿下り涌水有之當春に至り俄に水勢強く稼方差支に付相川町々より水替増人足六拾貳人宛雇人二月十五日より同晦日迄不殘汲上る

但雇人足六拾貳人の内中尾間歩えも振分け遣し

兩間歩共雇賃銭三百文より三百三拾貳文迄成

『佐渡年代記』中

●（二月）十三日ゟ、中尾・青盤両山江水仕揚御稼方御差支相成候間、相川町中ゟ手操人足水替一昼夜六拾弐人入立候様被仰出候旨、宇都野与助様被仰付候、尤賃銭壱人ニ付三百文ゟ三百三拾弐文被下候積り、仲間一同・小頭横田・山本、町会所へ寄合、町々町役人一同評儀之上、一町限入立人足銘々町役人召連山元迄罷越候積、町々人数高ニ割合入立候処、同晦日町中ゟ入立人足御差止被仰付候

『佐渡国略記』下

一　金銀山大道間切入用青盤甚五水抜入用増取立とも御藏元書直段御拂米買受候者より米五斗に付銭六拾五文五分宛取立候分松平伊豆守殿え伺の上御免被仰渡大道間切は溜間切代利足穿鑿御入用を以切繼候積り申上る

『佐渡年代記』中

史料2―62　寛政九年（一七九七）

●同日（三月十九日）、富田惣助青盤間歩油番ニ被仰付、是ハ三町目所左衛門跡専蔵不埒之儀有之、取放ニ成ル、惣助は元分ケ床主相勤候処、去年中御差止被仰付浪人之処、今度被召出候

『佐渡国略記』下

●同日（三月十九日）、嘉左衛門町鉄助、青盤手伝ひ穿子致候処、不埒之儀有之追込水替被仰付候

『佐渡国略記』下

史料2―63　寛政十年（一七九八）

一　金銀山大道間切年々掛り役人も入替り模様をかへ場所を移し功を急候故歟度々興廃有之に付古來より申傳の場所を撰無退屈切延候上十ケ年目に一度つゝ様子取調申上候積りを以青盤間歩松太郎間切鳥越間歩銀棚間切中尾間歩出來助間切大切山厚身大延間切市ノ勢間切大助間切甚五間歩源太郎間切大切山吉助間切日向大間切と青盤間歩六番切山中尾間歩水貫間切不怠に切繼候積り申上る

『佐渡年代記』中

●（九月）廿二日、青盤間歩水道御普請初ル、掛り関和太夫・高田六郎兵衛・井口吉左衛門・太田嘉右衛門・蒔田彦左衛門・小田切仁右衛門・野上常三郎

『佐渡国略記』下

史料2―64　寛政十一年（一七九九）

●羽田町薬屋吉左衛門吉郎兵衛と相改、今般青はん・甚五敷内水替請負被仰付、七ケ年季拝借銭千百貫文前御かし付、質物は西方村ニテ田地差上候由、四月初十日ゟ水替人足入立候由

『佐渡国略記』下

一　青盤間歩水繰揚場所附替御普請骨折候に付組頭谷左中え銀七枚廣間役壹人え同三枚同助壹人え同三枚定役三人え金壹兩宛並役貳人え同三百疋つゝ山方役井口吉左衛門え別段貳百疋御褒美被下候旨松平伊豆守殿御書付を以申渡

『佐渡年代記』中

●六月十八日、去冬青盤間歩御普請皆出来、御褒美江戸ゟ被遣候、御懸リ谷左中様白銀七枚、白銀五枚宛広間役関和太夫・高田六郎兵衛、白銀三枚宛山方役井口吉左衛門・御目付役太田嘉右衛門、白銀弐枚宛（ママ）小田切仁右衛門

『佐渡国略記』下

史料2―65　文化元年（一八〇四）

一　青盤鳥越兩間歩山師かなこ共金銀山不盛に而困窮に付稼方爲仕入銭四千貫文餘無利足に而貸附來ル寅年迄三ケ年之内返納に不及卯より酉迄七ケ年に返納の積り

『佐渡年代記』中

●同（五月）廿七日、青盤・鳥越両間歩江金六百両御貸付、返納方ハ（欠）

『佐渡国略記』下

史料2―66　文化二年（一八〇五）

一　寶暦年中の頃は間歩々々柄山岡揚人足有之日々敷内より持出候由の處何となく相止自然と敷所埋り鏈引せんさくも差支候に付青盤鳥越中尾三ケ間歩柄山取揚御入用金五千七拾九兩御金藏除金の内より三四ケ年にあり合請取候積り戸田采女正殿え相伺

『佐渡年代記』中

史料2―67　文化四年（一八〇七）

一　金銀山出方不進に付穿鑿入用を以薄鏈をも相稼候故大道間切不怠に相立候儀出來兼候間先規より立置候青盤鳥越中尾三ケ間歩間切は立置其餘十ケ年以前午年申上新規相立候間切相止候積り牧野備前守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

●（十二月）廿七日、江州日野町半次郎、石灰焼方習請罷越、青盤・鳥越両山之山石試焼いたし候処、石怔不宜、灰ニ難相成、国元ゟ持参之石ハ出来いたし候、右焼方小入用銭四百六拾壱文、外七百文骨折料、於地方御役所被下、半次郎在方江罷出居合不申ニ付、宿米屋町徳右衛門江御渡被成候

『佐渡国略記』下

史料2―68　文化六年（一八〇九）

●（正月）四日夜、青盤間歩敷内入江戸水替八拾五人、夜中敷内ゟ上り、詰番之頭敷役人南沢利吉・敷役人弐町目幸右衛門、右両人ヲ及打擲疵付置、一同御役所江駈付右之趣注進、依之不残小屋預ケニ相成ル

『佐渡国略記』下

●上相川大工留七衣類四品、紙屋町大工吉之助五品、炭屋町穿子石三品、合拾弐品、当月晦日夜青盤建場ニ而被盗取候

『佐渡国略記』下

●同日（六月十八日）、当巳正月四日夜青盤間歩敷詰之処稼場所を揚り、敷役人頭利平次・敷役人幸右衛門を打擲致候江戸水替松五郎、重敲之上非人手下、吉兵衛・粂次郎敲之上非人手下、勘次・辰五郎・由松・乙八・松次・金七、右六人者重敲之上敷内追込、此九人共是迄入牢、多内・吉六両人ハ小屋預ケ之処敷内追込、小屋頭弥助・下世話此八両人ハ御叱、敷役人両人並同職弥次兵衛・伊太郎、四人共糺筋相分候ニ付無構

『佐渡国略記』下

●同（十二月）十六日、青盤間歩水替人足無人ニ而御差支ニ付、当春以来市中ゟ右不足之分入立方世話出精相勤候ニ付、同輩四人江為御手当金百疋宛被下置候

『佐渡国略記』下

史料2―69　文化七年（一八一〇）

一　金銀山當時相稼候青盤間歩百丈餘穿下り手近く出方有之場所は年々手を盡し此節御入用に引合候場所無之鳥越間歩穿場も古敷へ貫け合下り詰鏈引有之場所はけたへ水障りにて穿下り候義出來兼前々見合無之格別の不盛に罷成候趣牧野備前守殿え書面進達

『佐渡年代記』中

●当春以来青盤間歩雇入水替入立方骨折ニ付、為御手当同輩四人江金百疋宛被下之

『佐渡国略記』下

史料2―70　文化八年（一八一一）

一　青盤間歩近年打續出方不進にて前三ケ年平均一十ヲ日鏈代貳百貳拾目餘に有之處去夏伺の通かなこ兵助へ申付爲相稼候處此節鏈代五百目餘に相成候段牧野備前守殿へ書面進達

『佐渡年代記』中

史料2―71　文化九年（一八一二）

一　青盤鳥越兩間歩共去秋冬は少々取直候處當春に至り鏈引薄目に成青盤は兩三年以來の見合に格別減方も無之候得共鳥越之方損所等有之十日分鏈代百三拾目ならては無之永續の程無覺束青盤間歩は一ケ月出方筋金拾六匁灰吹銀四百貳拾目餘の出方に相成候間假番所鍛冶小屋等補理候旨江戸表へ申上る

『佐渡年代記』中

一　金銀山出方寛政の頃迄は本途御入用にて稼候間歩五ケ所にて山出金銀上納高三萬兩餘より壹萬八千兩餘宛有之候處追々間歩數相減青盤鳥越二ケ間歩に相成出方四千兩餘より三千兩程ならては無之古來不承及不盛に付市中は勿論在方迄も困窮におよひ就中上相川の義は以前家數三百軒程の處當時三拾軒餘に成度々救の義

願出候に付上相川最寄雲子間歩本口享保五子年迄出方稼有之洪水にて廃候場所取明其外青柳間歩手近く鏈引も有之候に付右場所取明人足上相川町の者雇入諸品等も右町内より買上の取續方御救に相成若不遠鏈附追々本途稼も相立候得は上相川の困窮眼前に立直り山出金銀上納高も相增兩全の義に付去未九月よりせんさく御入用繰合兩間歩取明に掛り候處上相川の者共一同入は まり格別捗取青柳間歩は一ケ月三百目餘の出方に相成雲子間歩も五拾間程取明古來の稼所へ至り追々代銀賣立候樣罷成可申處青盤鳥越兩間歩鏈引薄目に相成損所等も有之餘程御入用相掛り可申躰に付青柳雲子御入用繰合相成兼候間當申年より三ケ年の間御金藏除金請取遣拂の積り牧野備前守殿え相伺候處伺の通被仰渡

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩松太郎間切水障りにて切延候義成兼候間同間歩德兵衛敷へ立替ル

『佐渡年代記』中

史料2―72　文化十年（一八一三）

一　青盤間歩臺通りえ穿下り次第に水替御入用相增候に付以來東西え廣ケ穿込候積を以成丈ケ臺稼は相止水替御入用減の分を以穿鑿御入用へ振向流用遣にいたし候趣牧野備前守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩中尾間歩取明穿割爲入用地役人ならひに市中のもの共より出錢いたし候よしに付佐州除金の内より金五百兩御下金相成候間取明方捗取候樣取計可申旨牧野備前守殿御書取を以被仰渡

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩源兵衛間切の内に稼所十ケ所程有之候處享保五年洪水の節雲子間歩より水落込柄山に埋り候得共難捨置場所に付延享年中取明に掛り候處火灯方障り有之見合に成候處當時雲子間歩取明追々成就に付風廻りも出來火灯り方差支も有之間敷候間金銀山爲御仕入御下金五百兩を以源兵衛間切取明御普請申付候趣牧野備前守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩筋金山にて要用の場節に有之十分穿割候はゝ新規の稼所取出し可申候得共當然鏈引顯し不申地山を御入用にて切開キ候義強て難申立趣を以地役人廣間役ヲ始定役並役人數百六拾人餘先年被下切に相成候出目錢四千貫文程差出し望の場所穿鑿いたし度旨申立中尾間歩以前盛穿いたし候場所に候處當時御休山に相成居候に付相川市中より一ケ年錢八百貫文つゝ五ケ年の間差出可申旨願出候間兩樣とも早速爲取掛候趣牧野備前守殿へ申上ル

但使役町同心水主は出目錢出錢に不及

『佐渡年代記』中

●（三月）廿二日四時過、鳥越之上野火有之、青盤領兼助・はつ・てん居小屋類焼

『佐渡国略記』下

●中尾間歩取明之義ニ付、町々ゟ左之通願書出ル

相川町々之者共一同御願申上候、市中之儀者御銀山ニ而相立有之、右場所へ立入候者共ハ勿論、諸商人共其潤を以夫々渡世相営罷在候義ニ御座候処、近年打続御銀山不景気ニ而、別而当時重山青盤・鳥越両御山所不盛ニ御座候故、（中略）右願之通被仰付被下置候様、偏ニ御憐愍奉願候、已上

文化十酉年四月　相川町々　町代
中使
名主

（後略）

『佐渡国略記』下

●（六月）地役人出目銭溜之内四千貫文、青盤間歩台通御稼入用ニ差上度趣、地役人衆一同ゟ相願、則御聞届、中台ゟ上通リ御稼被仰付候、但使役・町同心・水主者相除ク

『佐渡国略記』下

史料2―73　文化十二年（一八一五）

一　金銀山爲御仕入御金藏除金より五百兩御下ケ金の分を以青盤間歩源兵衛間切取明追々稼所取出候得共手

廣の場所にて御下金計にては取明出來兼候間穿鑿御入用等の内繰合引續御普請の積り土井大炊頭殿へ申上置

『佐渡年代記』中

一　清次間歩長作敷寶暦の頃迄相稼候得共風廻り不宜火灯り不申候に付稼相止近邊大切山吉助間切に延候得は煙貫に相成候趣に付十八年以前午年より切延候處去々酉年長作敷へ貫合候に付切廣ケ等爲致試稼致し候處追々出方相進當時一ケ月鏈代壹貫五百目程つゝ出來立引續樣子もよろしく候に付青盤鳥越兩間歩同樣本途稼の義牧野備前守殿え相伺候處伺の通被仰渡

『佐渡年代記』中

史料2―74　文化十三年（一八一六）

一　青盤間歩敷内水道並留棚仕越御普請伺の通被仰渡以來地震其他不時の破損等暫くも難捨置危急の義は格別此度の如く年數等相立難捨置場所は前廣より心付伺の上取掛可申旨牧野備前守殿御書取を以被仰渡

『佐渡年代記』中

史料2―75　文化十四年（一八一七）

一　青盤間歩の義は筋金山に而出方相進候得は上納高相增し市中の潤ひにも相成候處近年出方不進に付今般相川町々のもの一同錢五千貫文年割出錢可致候間當時稼所の外別段の場所穿鑿の義願出去ル酉年糺の上臺通り稼方引取候處源兵衛廊下取明にて落水有之數々溜水附取に相成候間市中願の通出錢申付年わり年限中除金の内より振替相渡置年々出錢を以除金の廉え返納の積り青山下野守殿へ相伺候處伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

●（六月）青盤間歩出方近年不盛之趣、右敷所之義者筋山ニ而、市中之者共別而諸山第一目当ニ仕罷在候義ニ付、為冥加、御入用銭之内江市中ゟ五千貫文上納可仕候間、是迄御稼御立有之候御場所之外をも御稼御立被成下候様仕度、尤右銭御取立方ハ市中者勿論諸向御払米代ニ御割附被下候旨、町々名主・中使・町代連印願書差出ス

『佐渡国略記』下

史料2―76　文化十五年（文政元年）（一八一八）

一　雲子間歩敷内出方不進に付青盤間歩敷所相稼追々に鏈引取出候に付十一月初十日より代銀賣立雲子稼と申名目にて取計ひ候樣申渡

『佐渡年代記』中

●中尾間歩・青盤間歩取明方之儀ニ付、左之通リ御書付を以市中町々江御酒鰯被下置候

一、酒拾五樽
　鰯

中尾間歩之義取明之上稼方再興致度段、去ル酉年市中之者共一同相願候趣、町役人願出候ニ付、願之通出銭為致取明申付候処、取明方六ケ敷、増入用相掛リ候ニ付、猶又出銭之儀願出、其後普請成就之上稼入いたし候処、出方少ク候ニ付、為穿鑿再応出銭之儀相願、追々稼方相続致し、此節一十日鏈代壱貫目以上之出方ニ相成、其外青盤間歩江去年中出銭之上台通リ稼入之儀願出、去冬以来追々出方も相進ミ旁一段之事ニ候、尤金銀山稼之儀者市中之ものとも潤助ニ相成候儀ニ付、出銭之儀願出候と八申なから、当時町役相勤候者共心取厚ク、右之通出方相進候上者金銀山取立方願出候詮も相立、一同観摸（ママ）之事ニ候、依之遣之

右之通可申渡候

寅十一月

『佐渡国略記』下

一　金銀山の内青盤間歩春頃より景氣宜中尾間歩秋末より壹貫目已上に相成鳥越間歩初冬の頃より早急出方取直一十ヲ日鏈代貳貫目餘に相成十二月初十日に至諸間歩鏈代六貫貳百目餘に相成御益も相進二十三年以前寛政八辰年以來無之出方に相成候趣水野出羽守殿え書面進達

『佐渡年代記』中

史料2―77　文政期（一八一八～一八二九）

相川御役所御大門ゟ銀山江の道法并銀山順道間

数高下
左沢
（中略）
青盤間歩　大御門ゟ是迄弐拾八丁弐拾九間弐尺、
清次間歩釜ノ口ゟ当間歩釜ノ口迄壱丁
四拾九間弐尺
（後略）
「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料2―78　文政二年（一八一九）

一　青盤間歩稼方治定不致に付かなこ取除手稼の積に成

『佐渡年代記』中

一　諸間歩出方先年景氣宜節も春夏の間は出方少き方に有之處當年は初春より引續出方宜青盤間歩鏈代一十ヲ日壹貫三百目鳥越間歩貳貫五百目中尾間歩壹貫六百目餘出來立清次雲子兩間歩出方打合候得は一十ヲ日分に而鏈代五貫九百七拾目出來立近年引續金銀山御仕入御手厚に相成候に付景氣取直追々御益も相進候様可被成乍去五ケ間歩とも慶長より天和の頃迄開發に而穿下候に隨ひ出水操捨臨時御入用相掛候趣水野出羽守殿え書面を以申上ル

『佐渡年代記』中

一　金銀山爲御仕入伺の上金貳千五百兩御渡に付青盤鳥越中尾三ケ間歩間切々山七月初十日より始ル

『佐渡年代記』中

一　諸間歩出方初春以來引續景氣宜一十ヲ日鏈代五六貫目程宛の出方連綿いたし十一月に至り青盤間歩壹貫七百目鳥越間歩五貫貳百目中尾間歩壹貫七百目清次間歩八百目雲子間歩壹貫七百目餘都合鏈代拾貫目以上の出方に相成候趣水野出羽守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

史料2―79　文政三年（一八二〇）

●同日（九月二日）、中尾間歩御取明入用金六百四拾壱両余、上納割合之分、六年以前亥二月ゟ同七月迄ハ御払米壱石ニ付四拾六文宛、八月ゟ九拾弐文宛相納、右出銭済切、引続青盤間歩台通御取明、御入用銭五千貫文之方へ振向上納致来リ候処、内拾弐文相減、八拾文宛ニ相成、当月八日御払ゟ青盤間歩御入用之廉へ御遣用ニ相成候旨、長嶋小右衛門殿ゟ御談ニ付、町々町役人江右之趣申渡ス

『佐渡国略記』下

史料2―80　文政四年（一八二一）

一　青盤間歩臺通穿場所去冬より様子宜敷追々出方渡になる

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩地水替入立方引請に極臺通取後れ水汲捨ル

『佐渡年代記』中

●（三月）廿九日、青盤間歩敷内入立候水替共、流行之風邪ニ付、水取後ニ相成候間、来ル四月三日ゟ隔昼夜ニ割合、一昼夜拾人宛都合百人、十昼夜之内入立可申旨、御触書出ニ付、別段当月行司・名主呼出、右之趣申渡ス

『佐渡国略記』下

●（五月）十七日、青盤間歩江市中ゟ水替人足弐百弐拾五人、当十九日ゟ隔昼夜ニ割合、一昼夜拾五人宛差出可申旨、御触書出ル

『佐渡国略記』下

●六月二日、青盤間歩水替人足之義、去月十九日ゟ一昼夜ニ付拾五人宛、隔昼夜ニ入立致来り候処、明三日ゟ五人相減、拾人ツヽ入立可申、尤右減之分者跡江繰延入立候歟、又者減し切ニ相成候哉之訳ハ追而為相知候趣、水替掛之衆ゟ達有之ニ付、月行司・名主呼出申渡

『佐渡国略記』下

●（六月）十一日、市中ゟ入立候青盤間歩水替人足、当月三日入ゟ五人ツヽ減ニ相成候分、五昼夜ニ而弐拾五人有之内、弐拾人明後十三日入ニ相増、都合三拾人差出候様致度旨、水替掛り橋本三之助ゟ達ニ付、月行

司・名主呼出、右之趣申渡

『佐渡国略記』下

●（六月）十七日、青盤間歩助合水替、今十七日切ニ而相済候ニ付、猶又明後十九日より七月八日迄隔昼夜、一昼夜拾五人ツヽ入立被仰付候旨、山方役加藤斧八ゟ達有之ニ付、月行司・名主呼出、右之趣申渡ス

『佐渡国略記』下

一　青盤間歩清吉敷模様宜相見候間増代銀いたし本途大工御改高の内千貳百人減の内より大工仕掛ル

『佐渡年代記』中

史料2―81　文政五年（一八二二）

一　正月廿一日青盤間歩建物雪なたれにて押潰建場守のもの即死におよふ

『佐渡年代記』中

●（正月）廿七日、青盤間歩当分建場守、新五郎町常次郎事兼次郎母とわ儀、当月廿一日建場雪潰レ之節怪我いたし、同廿四日死失ニ付、為御手当兼次郎江鳥目五貫文被下之

『佐渡国略記』下

●（正月）廿九日、青盤・中尾両間歩御取明入用銭、御蔵御払米御元代ニ相増、月々市中ゟ出銭いたし候分、先一ケ月御取立御見合ニ付、左之通御書取を以、河嶋才右衛門殿ゟ御談有之

青盤・中尾両間歩取明入用市中出銭之儀、先一ケ月分取立見合候積り御聞届有之候ニ付、其旨相心得候

午閏正月　　町年寄江

『佐渡国略記』下

一　青盤間歩敷内急破有之

『佐渡年代記』中

一　青盤甚五兩間歩え地水替一手に入立中尾え江戸水替入立候積り極る

『佐渡年代記』中

史料2―82　文政六年（一八二三）

一　青盤間歩敷内中冠留山東西三拾間餘去十二日中俄に破損柄山押出夫より貳拾丈程下は稼所に而多人數立込逸散に落込候而は人命にも拘り候に付早速手當いたし水道龜助尻も破損におよひ至而危く相成水路塞り候而は御稼差支候に付仕越御普請御入用金七百六拾五兩餘を目當に取掛り候之趣水野出羽守殿え伺候處伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩源兵衛廊下の内急破有之

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩敷内急破御普請正月初旬より取掛り嶮難危急の場所無滞出來立目論見外の水揚樋共丈夫に出來の旨水野出羽守殿え書面進呈以上進達の書面は泉本正助交代前於佐州取調歸參の上追々進呈

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩敷内急破其後御普請御用相勤候に付組頭大原吉左衛門え銀七枚廣間役當分助永井四郎兵衛え銀三枚定役貳人金壹兩宛並役六人金三百疋宛御褒美被下候旨水野出羽守殿御書付を以被仰渡候に付九月廿七日佐州におゐて申渡

『佐渡年代記』中

史料2―83　文政七年（一八二四）

●（正月）十七日、青盤・鳥越・中尾・青次・雲子右五ケ間歩へ御酒五十樽被下

『佐渡国略記』下

●（閏八月）十一日、御奉行泉本正助様帯刀坂新道御見分、夫より御宮御普請御見分、右相済、字平通リ関東坂江御懸リ、間山口御番所ゟ銀山間歩々々御見廻リ、青盤御番所ニ而御昼支度、雲子越ゟ上相川茶屋坂通リ諏訪町万行寺脇道へ御懸リ、大吹所へ御立寄、次助町ゟ大工町へ御掛、弥十郎町通御帰リ有之

『佐渡国略記』下

史料2―84　文政八年（一八二五）

一　二月十九日青盤間歩敷内急破有之働の者貳人落石に被打即死に及ふ

『佐渡年代記』中

●（二月）十九日、青盤間歩敷内柄山棚汚損し崩レ込、新五郎町茂助・上京町百次郎事為助、右両人突埋られ相果候ニ付、厄介之者へ為御手当銭弐拾貫文宛被下、其外右御番所ゟ銭拾貫文ツヽ別段被下、右何連も翌々廿一日被下之

『佐渡国略記』下

●（二月）濁川町竹助儀、当月十九日青盤間歩敷内急破之節大造なる怪我いたし療治被仰付候処、養生不叶、昨廿五日死去いたし候ニ付、同人身寄并町役人被召出、為御救銭弐拾貫文被下之

『佐渡国略記』下

●（二月）廿七日、柴町幸助儀、青盤間歩敷内急破之節於敷内怪我いたし候ニ付、同人身寄并町役人被召出、為御救銭五貫文被下之

『佐渡国略記』下

史料2―85　文政九年（一八二六）

一　青盤間歩敷内字中袋十二月六日夜厚身地山東西拾間餘高下六七尺大石割落柄山押出人足怪家（我）人有之水替樋場所々破却いたし候に付附替御普請の積りを以御入用積り立候處多分の金高に至り候間種々評議の上要用の場所取調相伺候積り水野出羽守殿え申上る

『佐渡年代記』中

史料2―86　文政十年（一八二七）

一　青盤間歩敷内百五十丈餘地底え穿下ケ半拔の場所去十二月六日夜急破にて數十ケ所難場の山留破却から山押出候に付仕越御普請御入用金貳百四拾兩餘佐州御金藏除金之内より御渡之儀水野出羽守殿え伺候處伺之通り被仰渡

『佐渡年代記』中

一　青盤鳥越中尾三ケ間歩連年穿下り水替御入用相嵩候に付金錢に而請取來る御入用米錢請取にいたし候はゝ卑賤のもの飯料の一助に相成稼方相望候者追々出來可致趣を以伺之上去ル未年より當亥年迄五ケ年米錢渡相試候處今以御足拂は相掛候へ共米をも取交相渡候後は增賃相願候儀無之水替入立方も程能相調候間別段御入用增方不申上候に付去ル未年御改之趣を以來子年より以後月々米錢取交請取申候樣いたし度旨水野出羽守殿え相伺候處伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

史料2―87　文政十二年（一八二九）

一　青盤鳥越中尾三ケ間歩地水替賃錢御改高の内去ル未年より伺之上米錢半々に渡來候處地水替とも勝手筋にも罷成候間雇入方辨理も宜敷御入用御繰合の爲にも相成候間以來は右賃錢御改高一圓米渡に仕度旨水野出羽守殿え書面進達之處不被及御沙汰旨御同人御書取御渡有之

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩釜ノ口化粧棚結ひ替ル

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩水替樋場通幷道中筋金九拾兩餘を以御普請申付ル廣間役堀口彌右衛門其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』中

史料2―88　文政十三年（天保元年）（一八三〇）

一　青盤間歩稼所前條同樣に付字銚子口取明御入用高四百九拾貫文餘穿鑿御入用の内を以御普請申付廣間役井口茂十郎其外役々掛申渡

『佐渡年代記』中

史料2―89　天保二年（一八三一）

一　青盤外四ケ間歩幷銅稼とも去年分賣立代銀前年見

合高多ニ有之吹仕切も無滞相濟候に付稼方に携候末々の者へ貳斗入酒五拾樽を遣ス勝場床屋仕事師ともへ酒代百五拾貫文爲取

『佐渡年代記』中

一　金銀山大道間切の儀は稼方の元を立末を繼候要用の義に候處速之功も無之に付人情退屈もいたし其内には彼是故障も相生し文化の度穿鑿入用已前に渡候へ共稼方粉成方等品々の諸費右御入用中より相拂候故大道間切は銘目而已にて不怠に相立候儀も難及候間已來穿鑿御入用の内より金六百兩大道間切入用之積り別段相除尚卯年より年々切延方員數幷鏈に切當出方へ渡候趣とも翌年春の内御届申上間切場所立替候義も可申上今般吟味之上青盤間歩鳥越間歩中尾間歩敷内へ大道間切四ケ所相立候箇所書相添六月中水野出羽守殿林肥後守殿へ申上る

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩水貫間切貫合一山後榮之基相立候義に付祝義として中尾間歩へ貳斗入酒百樽青盤鳥越清次雲子銅稼並水替共其外本途勝場床屋兩問吹所吹分所大吹所銅床屋市中等へも夫々酒鰯を遣す

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩敷内源兵衛間切内留棚十一月十日急破有之稼所え水落込候に付稼方差支不相成様御普請仕越に申付尤御入用金三百八十五兩一分永十一文相掛候積に付佐州御金藏御除金去寅年分御遣殘幷當卯年分之内を以御渡方の義水野出羽守殿へ申上る

『佐渡年代記』中

史料2―90　天保三年（一八三二）

一　同（七月）廿八日夜青盤間歩稼所字松太郎敷へた落有之大工板町新吉外壹人は死失銀山町元助外三人は怪我いたすに付夫々救を爲取

『佐渡年代記』中

一　青盤間歩當秋已來度々落石に而損所有之怪我人即死のものも有之水繰揚方幷稼方とも差支候に付金五百七匁餘を以仕越御普請之義十月中水野出羽守殿え申上組頭三輪滿藏廣間役田中從太郎其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』中

北狄村役目之ものとも奉申上候、当村小前之内、弐拾壱人百姓業等手透之砌、中尾山東本樋、水替稼仕候之処、小川達者之ものと違ひ、重ニ百姓業并炭薪稼、又ハ漁業等取交致、御山内稼等不手馴儀故、右業相止メ度段、兼々申願候得とも、御稼向御指支之旨ニ而、時々入立方、厳敷御催促有之、奉恐入候ニ付、私共ゟ達々申聞、其時々漸為相勤候之処、御帳面名前之内、段々年罷寄、又ハ百姓前家内人手少ニ而、一分ン（部カ）之もの、其外水替業仕労シ、病身もの等ニ而、岡之働も墓々敷致得不申もの多分有之、一同難渋罷在候折節、水抜キ御普請皆出来ニ而、東本樋一円水替人足ニ不及儀ニ罷成候ニ付、乍恐右之もの共一同難有奉存、最早右業相止、百姓一業出情之積存罷在候之処、青盤間歩水替可相勤旨、水替御懸様ゟ被仰渡候ニ付、前書之趣御願申上、いつれニも御免相願呉可申旨、一同都而申之候ニ付、再応御免之儀申上候得とも、其時々御利解被仰聞、御意も重く奉恐入候得とも、青盤間歩之儀者深敷故、立馴不申、食事とも致得不申、手足も痛、一昼夜相稼罷帰候得ハ、三、四日も相休不申候は而ハ、百姓業仕兼、自然と田畑仕附等相後レ、終ニハ手余リ、荒し置候様ニも罷成、種々難渋相重リ、殊ニ右御山之儀ハ、一昼夜落之御指組故、人数も無御座候は而ハ難相動、東本樋之義ハ三月ゟ十月頃迄、水かれ之御敷内故、田畑仕附時ゟ秋入迄も罷出不申候而も、敢而御指支も無御座候事故、人雇之ものへ相対之上、百姓方手透を見合、間繰々ニ相勤来候得とも、元来御山内稼之儀ハ、賃銭御当も宜候得ハ、銘々身代之為とも可相成処、都而費多ニ相成、平日之給もの等も、麁食ニ而ハ、不相勤儀故、自然と呑喰ニ成揚リ、百姓方之風儀ニ逢ひ不申、自然と町方之風儀ニ移リ、末々百姓之身為ニも不相成様、乍恐奉存候間、いつれも水替業ハ堅く差止申度旨、常々申之、右ニ付先達而度々御手当筋も可被下旨、厚キ被仰渡も御座候得共、一同堅く御免奉申上候仕合ニ而、いつれニも水替業之儀ハ御免御願申上呉候様、都而申願候得とも、達て之御利解も重く奉存、御上之御廉と相立不申候は而ハ、村役人倶ニ指揮置候様相当、奉恐入候旨申合候処、御大切之御稼向無拠御儀

ニ奉存候間、甚五間歩東向之儀者、浅敷之儀とも御座候之間、嘉左衛門町与三五郎雇人ニ而、百姓業手透之砌二人三人ツヽも為相勤可申旨、今般猶又御願申上候処、御取用無御座候ニ付、右之趣小前へ申聞、いつれとも出精可仕旨、精々申聞候得とも、元来当村之義ハ、小川、達者とも違ひ、定入水替面と申義ニも無之、殊ニ当村方ハ両村ゟ田畑多持ニ而、何分青盤之儀ハ、一切相稼得不申候間、此段幾重ニも相願呉可申済御意も重御儀ニ付、甚五東向へハ、十月ゟ二月迄之間、成丈繰合、罷出可申旨申之候ニ付、再応右之段、水替御役所へ御願申上候得とも、御取用無御座、いつれ一同召連可罷出旨、被仰渡候得とも、弐拾一人之内、又右衛門義ハ水替業仕労、病身ニ相成、其上父病死いたし、母義ハ腰抜ケニ相成居、家内手廻リ兼候折柄、妻義も病気に罷在、暫くも他出相成兼、靍之助儀ハ此間中姉病死いたし、父義も長々病気ニ而、手はなし兼、源蔵儀ハ、母義狂気いたし居、時々家出いたし候ニ付、昼夜手はなし兼、看病罷在、次左衛門、作兵衛、源十郎義ハ是又水替業仕労、関五十浦村へ烏賊漁業ニ罷越居候処、流行風相煩ひ、此節ニ而ハ百姓業も致得不申、善兵衛儀ハ、長々疝積(癪)相煩ひ御山内稼等相成不申、惣四郎義ハ、去年頃ゟ湿病相煩ひ罷在、茂吉儀ハ、痢病ニ而一向用立不申、右九人之儀ハ、難用立御座候ニ付、右之段奉申上、残リ拾弐人之内弐人ハ、先達而御山留ニ相成、拾人ハ此度召連罷出候処、右弐人同様いつれも、小屋場御咎部屋へ御入置ニ相成、重々御賢察之程奉恐入候得とも、不得止事御願奉申上候、右御咎ニ相成候家内之もの始、当時病気等之もの迄も、右躰ニ而ハ往々之所、何分難渋仕候之間、青盤間歩水替之儀ハ、堅く御免御願申上呉、前書之通甚五東向助合水替、被仰付被下置候様、幾度ニ而も御憐愍御聞済被下置候迄、御願申上呉候様、申願候之間、何卒格別之御儀を以、百姓とも御救ひと被為思召、御山元ニ而、右之段御聞済被下置候様、御慈悲之御賢察奉願上候、何分右願之通、被仰付被下候ハヽ、重々難有仕合ニ奉存候、依之御願奉申上候、以上

天保三辰年八月

北狄村　百姓代　次右衛門㊞
組　頭　九郎兵衛㊞
名主弥作㊞

御奉行所

「北狄区有文書」（『佐渡相川の歴史　史料集一』所収）

史料2―91　天保四年（一八三三）

一　青盤間歩敷内水替樋場其外所々急破御普請三月中皆出来に付御届幷懸り之もの御褒美願四月初松平和泉守殿え進達之処三輪四郎左衛門え銀七枚廣間役田中従太郎え銀三枚定役三人え金壹両宛並役五人え金三百疋宛御褒美被下候旨大久保加賀守殿御書付五月廿二日御渡有之六月四日到来

『佐渡年代記』中

史料2―92　天保五年（一八三四）

一　雲子間歩當時之稼所は追々青盤えの貫合模様に付永久稼可相成場所取調之上甚作敷取明申付高山又藏廣間役白石吉郎其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

史料2―93　天保六年（一八三五）

一　青盤間歩敷内道中筋幷樋場通損所出来に付御入用千五百六貫文餘穿鑿御入用之内を以御普請申付廣間役井口茂十郎其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

一　青盤間歩松太郎敷より冠大吉敷え高下六丈餘去午八月より當七月迄に切拔出来に付稼所え之通路附替有之

『佐渡年代記』下

史料2―94　天保七年（一八三六）

一　青盤間歩水道字龜助尻留棚危く相成御入用高八百六拾貳貫文餘を以御普請申付廣間役當分助原田次郎右衛門其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

一　九月四日夜青盤間歩敷内長助廣戸樋場八番順厚身

地山石肌より割離竪六間横四間程之大石幷右以下大石夥敷通行筋貳拾間餘之場所え崩落樋場三ケ所突埋敷内鳴動いたし候に付御稼引取落石之間合見計假手當いたし同九日より御稼相立候に付御届書面同十五日差立

『佐渡年代記』下

史料2―95　天保八年（一八三七）

一、青盤間歩敷内急破御普請皆出來御届幷掛り之者御褒美願前同斷進達十月廿一日河島才右衛門え銀拾五枚廣間役平塚金兵衛井口茂十郎え銀五枚宛同助原田次郎右衛門え銀三枚定役四人（山方役永井庫之助目付役鹿野源右衛門元締山方定役公事方役助岡源三郎地方掛助井口編三郎）え金貳兩宛幷役六人（定役格水替掛り原田健藏同青盤番所役幷口巻三郎青盤番所役植野與三次野勝助烏越番所役山口芳之助雲子番所役山本幸輔）え金五百疋宛御褒美被下候旨御書付水野越前守殿御渡十二月七日到來

『佐渡年代記』下

來戌正月十一日御祝の義例年の通中尾にて取扱候間其段かなこともへ御申渡可被成候依て御達申上候也

西十二月廿七日　山方役所

諸山

青盤間歩　山留

多吉

中尾間歩　穿子遣

茂吉

右のものとも御用の儀有之候間明廿九日五ツ時無間違山許に相詰可申候也

西十二月廿八日　山方役所

『佐渡年代記拾遺』

史料2―96　天保九年（一八三八）

一　青盤間歩臺通り取明之積御入用六千四百貫文餘市中出錢を以御普請申付河島才右衛門幷廣間役露木兵助井口茂十郎其外役々掛申渡

『佐渡年代記』下

史料2―97　天保十一年（一八四〇）

一　青盤間歩釜ノ口化粧棚結替御普請有之

『佐渡年代記』下

青盤　清次　鳥越　雲子　中尾　孫十郎

御普請役元〆

水野正太夫

右佐渡奉行支配與力格廣間役過人可被申渡候勤仕の内役金三拾五兩被下候且又爲引越料金五拾兩被下候間七月廿四日水野越前守殿御書付を以被仰渡候

右之趣被仰其御心得として御達申候以上

子七月十二日

『佐渡年代記拾遺』

史料2―98　天保十三年（一八四二）

一　青盤間歩山師味方與次右衛門村上槇之助大坂庄右衛門嶋川左右兵衛義同間歩元樋場十番東延切山立場等地山丈夫と見込去丑三月より切延申立同九月に至り薄鏈相見るとて切廣申立ル處無程古敷へ貫合候段石中難見極筋とは乍申古敷等之有無をも考へ永續第一之見込可申立處無其儀一躰職分等閑故之義不埒之至に付押込申付ル旨久須美六郎左衛門相渡書付を以月番廣間役原田次郎右衛門宅におゐて露木兵助目付役立會二月六日申渡三月六日内江清兵衛宅へ呼出差免之儀申渡

『佐渡年代記』下

史料2―99　天保十四年（一八四三）

一　青盤間歩臺通當時出方稼は無之候得共切山相立候に付樋場仕付水替入立候趣に有之一体同間歩之儀數十丈穿下り深敷に而年々水替出方御入用多く掛り候間當時臺通に而出方稼有之は格別切山立置候而已に水替御入用相掛候は不都合に付當時稼所松太郎敷之

邊を限水規定場相立夫より臺之方樋場切捨切山は爲
相止候様十二月廿七日書付を以申渡

『佐渡年代記』下

史料2―100　弘化二年（一八四五）

一　金銀山御入用鑽之義青盤外四ケ間歩鐵刃鐵（一本鐵小鐵兩段）直段御
斷替且長割鐵中割鐵取交買入取計方之儀四月中阿部
伊勢守殿え申上候處伺之通相濟

『佐渡年代記』下

史料2―101　弘化三年（一八四六）

一　銀山内岡川通幷青盤間歩敷内字龜助尻其外諸間歩
水道筋御普請掛り之もの御褒美願四月廿日阿部伊勢
守殿へ進達廣間役當分助藤木武助へ銀三枚定役四人
（諸勘定吟味方役上原清十郎山方役堀内武次郎御普請所定役岩間李右衛門目付役海老名守之助）え金五百疋宛並役五人（穿鑿掛上月役所頭役并上大藏御普請役長井龍助銀山番所役高野倉吉清水鹿之助使役黒田鐵藏）え金三百疋宛町同心吉村和多理
え金貳百疋御褒美被下旨阿部伊勢守殿御書付御渡閏
五月廿三日到來元廣間役露木兵助江戸表に而銀三枚
頂戴

『佐渡年代記』下

史料2―102　弘化四年（一八四七）

一　青盤間歩字銚子口東引立より八番台迄取明幷樋場
移替御普請有之御入用積三千三百七拾貫文餘組頭木
村董平取扱廣間役田中八十次郎同當分助藤木武助其
外役々掛り申渡す

『佐渡年代記』下

史料2―103　嘉永二年（一八四九）

一　清次間歩山師和田與太郎儀青盤間歩山師共老年又
は年若にて稼方差配手薄に付青盤間歩山師申付候旨
飛彈守相渡書付を以掛り廣間役へ五月中申渡

『佐渡年代記』下

史料2―104　嘉永三年（一八五〇）

組　頭　衆
酒　五　荷　彌十郎間歩
鰯　酒　二樽宛　青盤間歩　鳥越間歩　中尾間歩
鰯　清次間歩　自分稼所
右は彌十郎間歩厚身間切立合取出し鏈に切當候に
付爲御祝儀被下之
右の趣山方役へ可被申渡候
戌十月六日

『佐渡年代記拾遺』

史料2―105　嘉永四年（一八五一）

一　青盤間歩元六番幷市太郎敷等取明堅メ御入用錢
五百五十貫文餘を以て御普請申付吉田寛兵衛其外
役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

史料2―106　安政七年（万延元年）（一八六〇）

別紙寫廣間役衆より被相渡向後武術修業等申立相越し
候は勿論一躰の旅人の内へ紛居候儀等も難計候間一同
申合猥に逗留等爲致間敷旨談し有之候に付及御達候早
速御順達止より御返却可被成候　以上
閏三月十二日　彌十郎間歩　御番所外
青盤　鳥越　中尾　清次

『佐渡年代記続輯』

諸間歩申八月初十日分
鐵代七百三匁二分　青盤
（中略）
合鐵代一貫二百六匁三分
右之通目利仕候處心障無御座候御定法三割九分出來立
申上候也
申八月十六日　庄次郎　印
（以下5名略）
右之通相改候處相違無御座依之奥印いたし候也

金銀改定役
成瀬文藏
（以下6名略）
『佐渡年代記続輯』

史料2―107　文久元年（一八六一）

諸山地入用内譯

一　青盤　一ケ月分
一　手傳穿子八拾八人五分　但一人ニ付百十四文ツヽ
　此賃錢拾貫百三拾九文
一　丁場穿子二拾九人五分　但一人ニ付四拾一文ツヽ
　此賃錢一貫二百五十八文
一　荏桐油一斗一升八合
　代三貫九百七十九文　但一升ニ付三百三十六文ツヽ
一　炭六俵
　代六百三十七文　但一俵ニ付百六文二分ツヽ
一　小入用錢三貫五百文
一　灯心百ニ十目
　代二百五拾三文　但百目ニ付二百十二文ツヽ
一　ねば土拾貫目　但無代
一　一丈五尺二本
　代百七十八文　但一本ニ付八十七文四分ツヽ
一　大一丈拾五本
　代九百七十三文　但一本ニ付六十二文五分餘
一　大二間二拾五本
　代一貫六百四十六文　但一本ニ付六十三文三分餘
一　九尺二拾本
　代四百三拾二文　但一本ニ付二十文八分餘
一　矢木貳拾三本
　代三百四拾三文　但一本ニ付十四文四分餘
一　留木八拾五本に付揚駄賃四百二十四文
一　油一斗一升八合に付同斷二文
一　ねば土拾貫目に付同斷七文
一　〆錢二拾三貫七百九拾一文
　此金三兩壹分永百四十九文二分五厘　但一兩ニ付七貫文替
（中略）
　地水替入用
一　青盤　一ケ年分
　錢千四百拾七貫六百文
一　米四百五拾六石
　代貳千七百四拾九貫八百六十六文　但米一升ニ付五十七文八分六厘
一　荏桐油九石二斗五升　水替人數一萬五百十人
　代三百拾貳貫百八拾四文　但一升ニ付三百三十六文ツヽ
　〆錢四千四百七拾九貫六百五拾四文
　此金六百三拾九兩三分永貳百七文四分四厘　但一兩ニ付七貫文替
（中略）
　諸間歩大工如人當御入用
　青盤間歩　一十ヲ日分　但九日稼
一　大工拾人
　此肩九拾枚
一　此賃錢七貫百貳拾四文　但肩一枚ニ付七十六文ツヽ
一　鑽通拾二人
　此賃錢一貫八十四文　但一人ニ付八十七文ツヽ
一　荷揚八人半
　此賃錢一貫八百六十文　但一人ニ付貳百十九文ツヽ
一　鞴差拾人
　此賃錢六百三拾四文　但一人ニ付六十一文ツヽ
一　鍛冶一人半
　此給米一斗五升　但一人一日ニ付米一升錢十四文四分ツヽ
　此代七百四十八文　但米一升ニ付四十八文ツヽ
一　中割鐵一貫八百目
　此給錢貳百廿四文　品渡
一　中割鐵一貫七百拾匁
　此代一貫拾文　但鐵一貫目ニ付五百六十二文ツヽ
一　刃鐵八百十目
　此給錢二百廿四文　品渡
一　荏桐油二升五合六勺
　此代九百六拾文　但鐵一貫目ニ付五百六十二文ツヽ
一　炭五俵五分
　此種油二升三合四才　品渡
一　前同斷
　此代五百八十二文　但刃鐵一貫目ニ付四百七十二文ツヽ
　〆拾三貫四百五拾文　但一俵ニ付百六文二分ツヽ
　外
一　大工拾人
　此肩九拾枚

此賃銭一貫百廿四文　但肩一枚に付七十六文ツヽ
一鑽通拾五文
此賃銭七百十二文　但壹人に付五十七文ツヽ
一荷揚拾二人
此賃銭一貫二百拾二文　但一人に付百一文ツヽ
一鞴差拾人
此賃銭六百三十四文　但一人に付六十一文ツヽ
一鍛冶一人半
此給米一斗五升　但一人一日に付米一升銭十四文四分ツヽ
此代七百四十八文　但一升に付四十八文ツヽ
一刃鐵九百目　品渡
此代四百貳十六文　但刃鐵一貫目に付四百七十二文ツヽ
一荏桐油三升二合　品渡
此種油貳升八合八勺　但荏桐油一升に付種油九合
此代一貫七拾一文　但種油一升に付三百七十文ツヽ
一炭六俵　但せんさく大工にて請取候節は一俵に付揚駄賃とも百五十三文二分ツヽ
此代六百三十七文　但炭一俵に付揚駄賃共銭百六文二分
〆拾四貫八百四十六文
外
二百九拾文　穿鑿大工炭代直段違ひ分　但八十四文炭代十八文貳分揚駄賃
〆拾五貫百四拾文　せんさく大工十人分皆銭渡
（中略）
右稼日数割合
八日稼　十三貫百九十四文
七日稼　青盤　十三貫四百五十七文
六日稼　十一貫五百四十六文
五日稼　十一貫七十四文
九貫八百九十五文
十貫九十一文
八貫二百四十七文
八貫四百十二文

〆　八日稼　十二貫百六十六文
十二貫四百四十三文
（中略）
青盤
御仕掛大工拾人
一鏈代百目　此出來銀積り百三十九匁
此吹立
面筋金拾三匁二分　但出來銀一貫目に付面筋金九十五匁三分
此成代り四拾六匁二分　但面筋金十匁出來候へば出來銀の内三十五匁に成代る
此殘山吹銀九十二匁八分
比吹分
分筋金八匁七分　但山吹銀一貫目に付分筋金九十三匁六分
灰吹銀七拾五匁八分　但右同斷灰吹銀八百十六匁四分
右金直し
面筋金貳拾一匁九分
此金三兩永百七拾五文五分　但筋金三百目に付金拾四匁二分
灰吹銀七拾五匁八分
五に此金直し四兩永百七拾六文八分　但灰吹銀一貫目に付金五十五兩永百三文五分四厘
金九十九兩三分永廿八文七分三厘
九に此金直し七兩二分永六拾六文貳分
元印銀二拾九匁七分　三ツ三ツ合割　上納鏈代
此錢一貫四百八十二文　但印銀一匁に付錢四十八文ツヽ
此永二百十二文二分　但金一匁に付錢七貫文ツヽ
〆五に金七兩貳分永六十四文五分
九に金拾兩三分永二百文九分

御入用
一金二兩永四拾二文七分　粉成吹入用
此錢拾四貫二百九拾五文　但出來銀一貫目に付午年分假目當高錢百四十二貫九百九十三文
一同二兩永百廿一文一分　大工拾人分御稼入用
此錢拾四貫八百四十六文
〆金四兩永百六拾三文八分　御入用
此錢二拾九貫百四十五文
差引五に金三兩一分永百五拾文七分　御益
九に同六兩三分永三十七文一分
（中略）
大和守舊臘十五日於御前御懇之以上意御加增一萬石拜領事
右の通り相觸候條可得其意者也
酉　正　月

『佐渡年代記続輯』

史料2—108　文久三年（一八六三）

定
調練毎日　但晝七ツ時より暮六ツ時迄
但一番手二番手は初日三番手四番手は二日目五番手六番手は三日目と三組に相定候事
但服是迄の通り
右は此度組々替相成明七日より稽古相始候間前條刻限武術所へ罷出候樣帳付以下御雇の者共も御申渡可被成候尤一番手二番手共一日に打込相成候間欠席無之樣御

申渡可被成候依之御達申候以上
亥四月六日　山方役所
青盤　鳥越　中尾　清次　右御番所衆

『佐渡年代記続輯』

文久三亥歳
三月ヨリ
本途山
鉄炮方備へ組
頭
多吉
扣

鉄炮組番手

一ノ組
小頭一　寺崎太郎右衛門
青盤頭
六右衛門町　惣四郎
（中略）
青盤鍛冶頭
米屋町　重五郎
同所地鍛冶
銀山町　初五郎

一ノ組
小頭二　松木貞三郎
青盤油番
弐町目　愛蔵
（中略）
青盤鍛冶頭

一ノ組
小頭三
大阪庄之助
青盤頭
清右衛門町㊐　清十郎
（中略）
秋田権之助
青盤頭
嘉左衛門町㊐　利四郎
（中略）
青盤地鍛冶
門前町　愛蔵

一ノ組
小頭四
嘉左衛門町　総治郎
（中略）

一ノ組
小頭五
村上善太夫
青盤頭
六右衛門町㊐　兼蔵
（中略）
青盤地鍛冶
六右衛門町　弁次郎

一ノ組
小頭六
味方與治右衛門
青盤頭
米屋町　喜助
（中略）
青盤雇山留

一ノ組
小頭七
下田愛蔵
青盤頭
上相川　百治郎
（中略）
青盤敷役人並
南沢町　国蔵
青盤雇山留
左門町　音吉

一ノ組
小頭八
味方小治郎
青盤敷役人
五郎左衛門町　吉三郎
（中略）

一ノ組
小頭九
味方次郎四郎
青盤敷役人
諏訪町　弥助
（中略）
青盤鍛冶頭助
大工町　留蔵
（中略）

一ノ組
小頭十
小川藤太郎
新五郎町　瀧蔵
同所同断
諏訪町　秀吉

（中略）
青盤鍛冶頭助
治助町　常吉
（中略）
二ノ組
小頭一
和田年太郎
青盤敷役人
上相川町　伊兵衛
（中略）
二ノ組
小頭三
武藤喜三治
青盤敷役人
米屋町　春次
（中略）
二ノ組
青盤油番
小頭五
弐丁目　元五郎
（中略）
青盤地鍛冶
柴町　兼蔵
〆
二ノ組
青盤頭
小頭六
新五郎町　多吉
（中略）
外　番外
和田与太郎

小頭
嶋川祖兵衛
安田次兵衛
（中略）
青盤かなこ
大工町　金左衛門
同所同
同　忠八
大工町　善助
稼方セ話煎
青盤
清右衛門町　伴助
青盤
諏訪町　兼待
同
小六町　太市
（中略）
合惣勢百三拾三人
右者、此度江戸表ゟ異国船打払ニ付、国(固)メ被仰出候間、是まて徳川家のろ具(禄)を少々たりとも頭(頂)戴いたし候者者、弥十郎町後藤屋敷、又ハ調練場江も申、右場所おゐて、炮術けいこし仕候旨、かたく相心得候事
文久三亥三月
右之外
御仕入稼所、山セルハとも、銅稼役所山セルハとも、本途勝場買石とも
在々者百石ニ付四人、以上
「本途山鉄炮方備へ組」

（『佐渡近世・近代資料集―岩木文庫』上巻所収）

史料2―109　慶応二年（一八六六）

諸間歩大工拾人當御入用
（中略）
一　米一斗五升　青盤
　　銭拾七貫文
差引銭八百三十九文減
銭十貫四百九十二文　大工外五口
米一斗五升
中割鐵一〆(貫)七百十文
代二〆(貫)九百七十二文　但同斷
刃鐵八百拾匁
代一〆(貫)四百五十八文　但同斷
種油二升三合四勺
代一貫二百五文　但同斷
米一斗五升
〆
銭拾三貫百三拾五文
（中略）
一　銭千八拾四貫四百六文　青盤
　　但大工十人に付銭八百三十五文宛
是は去酉より去丑迄五ケ年平均一ケ年御仕懸大工一萬二千九百人程元當の一は朱書之通減物の名目を以相納候分組替に付以來相減可積候
同
同五十八貫六百六十八文　但　大工十人に付銭百八十文宛

（中略）

諸間歩大工十人當の儀年古き所は難相分只今の姿は寶暦以來の留帳に相見其後寛政天保の御改メ等にも古法の事故先は元形踏に聊の増減吟味迄に御座候へ共當時鐵刃鐵油等懸隔高直の分御手當の餘荷等にて引下ケ賣上の上品渡に相成市郷商買直段とは格別の高下御座候に付往々不締の筋等相生し候ては不容易尤從來鍛冶方は御直扱にて悉皆御番取（所カ）役立込請拂仕候義とは乍申是迄繁勤の儀確と取締可行届とも見届兼候間私共勘辨談義仕候處諸間歩稼方引請御かなこ稼人共大工十人宛の儘皆錢渡に取計鐵刃鐵油等入用の都度々々吟味を遂け爲買受候はゝ自分物に相成候丈ケ彼等ともにて微細に締を付可申勿論鍛冶方御直取扱の義は取締而已にも無之廻り鑽之多少遣方の精粗を以稼方の吟味第一の主意に御座候間向後とも夫等の所は山方役御番所役とも一際嚴密に心を用候樣分て御沙汰有之可然依て近き五ケ年分大工正掛平均仕候處別紙朱書之通り當時減物と唱相納候分より金に〆七拾三両餘御益の割合にも罷成候に付鍛冶給米は前々の通居置其餘は右申上候趣を以て今明兩年御試の上彌治定仕候はゝ明後年に至り御斷替御座候方と奉存候

但大工拾人宛の義御藏受取は先御試中是迄の姿に居置鐵刃鐵油等は直樣御雜藏へ預け候取計有代錢丈ケは一旦御入用方成振替かなこ稼人へ相渡三十日を待て山所にて勘定取調猶申上候樣可仕候　以上

寅　六　月　　御改正掛り

鈴　木　榮　藏

堀　口　彌右衛門

久　保　藤　十　郎

天　野　孫　太　郎

『佐渡年代記続輯』

史料2―110　明治二年（一八六九）

是は御觸にて出候分

巳二月十四日御用西潟八雲より申來

金　坑　　十五両　内田三郎兵衛

元　〆　　七　両　野田一馬

青盤日向水道本途會計方元〆　十五両　水品孫十郎

（中略）

青　盤稼場　〇　岩間峯之進

（中略）

青　盤　二　両　近藤英次

（中略）

〇印ハ局長手限り

『佐渡年代記続輯』

史料2―111　明治三年（一八七〇）

覺

午七月分　但三十日

青盤間歩德兵衛敷立合追

一　間切壹ケ所但加勢（竪六尺横三尺五寸）荒揃

此大工貳拾人分　但一十　日分

（中略）

一　間切三ケ所

〆　切山六ケ所

右は柄山不殘岡揚之上一ケ月何程切延候哉請負望之ものは來ル廿五日五ツ半時入札開封之積り同日入札鑛山司役所に可差出尤望無之ものは其譯觸書へ下ケ札いたし可相返旨町々不洩樣可觸知もの也

午　六　月　　佐　渡　縣

廿二日出ル　同廿八日返上　町　年　寄

『佐渡年代記続輯』

史料2―112　明治四年（一八七一）

明治四辛未正月改　　鑛山役所調

勘鑛師頭取

（中略）

下働の部

（中略）

諸品物受拂下遣　青　盤　順　藏

（中略）

同格山留頭　青　辰兵衛　朱書

（中略）

青　伴　助　同

（中略）

青　德十郎　同

（中略）

（中略）

同稼人頭取　青　季　助

（中略）

山留頭　青　兼　藏

（中略）
（中略）　同格山留
（中略）
（中略）　青盤　彌助　同
（中略）
山留青盤　春次
（中略）
山留格敷岡世話煎　青　兼次　朱書
（中略）
敷岡世話煎　中使　與吉
（中略）　山ノ内　青　勝次
（中略）
彌十郎町　青　市助
（中略）
（中略）
鍛冶頭　青　彦兵衛
（中略）
百七十二人合二百二十七人　廃物
明治四辛未十二月廿三日
火之番
青盤（主兵衛
政助
（中略）　〆　十一人
灰吹師　女十二人　内　五人本途　四人御仕入　三人銅稼
惣人数三百五十一人

（中略）
（中略）
（中略）
青盤　吉三郎　同
（中略）
青盤　伊平
（中略）
（中略）

内　八人無給　二人分吹流受負中無給
内　二百五十人　廃
殘　百人

『佐渡年代記続輯』

文献史料3（青柳間歩）

史料3―1　慶長十八年（一六一三）

癸　慶長十八年
諸山試鏈銀納帳

（前略）
□□青柳間歩
一、鏈卅三か（前カ）　山主　大坂甚衛門
此銀百八十一匁五分
但一かニ付五匁五分つつ
（後略）

「川上家文書」第十五号（『佐渡相川の歴史　資料集三』所収）

史料3―2　宝永二年（一七〇五）

御仕入稼所取扱間歩銘
（前略）
右澤　山師　大坂　庄右衛門
一　青柳間歩
此間歩之義、宝永二酉年之開発ニ而、正徳年中迄者相応之鏈穿いたし、其後不景気ニ而、稼引取と申伝有之候得共、享和・文化之両度茂御再興相成候場所ニ而、至而之浅敷ニ而、新山も同様之山所ニ有之、嘉永二酉年御仕入稼御主法を以、御稼方被仰付度旨、御預り山師大坂庄右衛門願立稼入之上、其已来相続罷在候
（後略）

「御仕入稼所取扱一件」（『新潟県史　資料編12　近世7』所収）

史料3―3　宝暦二年（一七五二）

諸山開休坑年暦
（前略）
○御仕入稼十一ケ所　内一ハ雲子
（中略）
青柳　宝暦二　同　再　明治元
（後略）

「枠陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

史料3―4　享和二年（一八〇二）

一　中尾間歩近年出方不進にて水替御入用多ク相掛り候に付江戸表え申上二月十六日より休山に成青柳間歩御替山に成御番所役並山師以下之者青柳間歩え引移ス

『佐渡年代記』上

史料3―5　文化四年（一八〇七）

一　青柳間歩出方不進に付五月廿日より休日に成

『佐渡年代記』中

一　青柳間歩確と鏈引備り不申稼方相續可致場所に無之に付御休山百枚間歩御替山に可相成處出方御入用相當不致候間追而御替山申上候積り牧野備前守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

●（六月）廿日、青柳間歩御休山ニ相成、敷岡御雇之者并小遣共都合拾四人御暇被下候、内八人ハ穿鑿江当分御雇入ニ相成、給銭別買米等茂被仰付候

『佐渡国略記』下

史料3―6　文化八年（一八一一）

一　近年上相川最寄銀山稼相止一郷難立行躰に付御救旁最寄雲子間歩古敷取明青柳間歩穿鑿稼始る

『佐渡年代記』中

史料3―7　文化九年（一八一二）

一　金銀山出方寛政の頃迄は本途御入用にて稼候間歩五ケ所にて山出金銀上納高三萬両餘より壹萬八千両餘宛有之候處追々間歩數相減青盤鳥越二ケ間歩に相成出方四千兩餘より三千兩程ならては無之古來不承及不盛に付市中は勿論在方迄も困窮におよひ就中上相川の義は以前家數三百軒程の處當時三拾軒餘に成度々救の義願出候に付上相川最寄雲子間歩本口享保五子年迄出方稼有之洪水にて廢候場所取明其外青柳間歩手近く鏈引も有之候に付右場所取明人足上相川町の者雇入諸品等も右町内より買上の取續方御救に相成若不遠鏈附追々本途稼も相立候得は上相川の困窮眼前に立直り山出金銀上納高も相增兩全の義に付去未九月よりせんさく御入用繰合兩間歩取明に掛り候處上相川の者共一同入はまり格別捗取青柳間歩は一ケ月三百目餘の出方に相成雲子間歩も五拾間程取明古來の稼所へ至り追々代銀賣立候樣罷成可申處青盤鳥越兩間歩鏈引薄目に相成損所等も有之餘程御入用相掛り可申躰に付青柳雲子御入用繰合相成兼候間當申年より三ケ年の間御金藏除金請取遣拂の積り牧野備前守殿え相伺候處伺の通被仰渡

『佐渡年代記』中

史料3―8　文化十三年（一八一六）

一　去ル申年上相川町御救旁青柳雲子二ケ間歩取明の義相伺青柳は早速取明雲子は手廣の敷所にて捗取兼去亥十二月迄延長九百九拾間餘取明穿鑿いたし候處一ケ月鏈代壹貫五百目程出來立一ケ年百九拾兩餘御益も有之積りに付本途稼に申付惣間歩大工御改高貳萬人にては不足可致哉に付取調申上候積り牧野備前守殿へ伺候處當子年より來る辰年迄五ケ年之間本途稼申付年季明の節尚又可相伺旨被仰渡

『佐渡年代記』中

史料3―9　文化十五年（文政元年）（一八一八）

●（三月）市中町役人一同・町代之者共願出候者、上相川町之儀者一郷立離れ候場末之町方ニ有之、往古者右町附右沢ニ數ケ所敷所御稼御座候故、右御潤助を以渡世相営、家数も相応ニ有之、人数多ニ相暮居候処、中古ゟ追年御休山等ニ相成、一郷致衰微、渡世ニ離難義ニ迫リ、外町へ立逃候もの多有之、漸当時家数三拾軒、人数百人余住居仕罷在、渡世営方無御座、先年ゟ度々御救等右町方ゟ願出、其時々御手当被成下取凌罷在、別而八年以前未年、青柳・雲子間歩御再興被成下、一郷之者共産業ニ有附難有奉存候、然処青柳之義者去々子年ゟ御稼方御見合ニ相成、雲子之儀ハ引続御稼相立罷在候得共、未タ盛をも得不申、何となく渡世薄ニ罷成候故、追々下町之方へ離散いたし候者も有之、自然与一郷断絶可仕、依右町内之者共一同連印を以末取続方之義市中一同江談判致呉候様相歎候ニ付、右沢之内江新切山二三ケ所も御取立彼成下、多分上相川之者御遣ひ被成下候様願出、依之新切山一ケ所御取立ニ相成、来卯六月ゟ為右御入用銭御払米壱石ニ付三拾六文宛御取立ニ相成ル

『佐渡国略記』下

史料3―10　天保七年（一八三六）

一　當秋已來青柳間歩彌平間歩諏訪間歩鶴子天道間歩等追々自他國之もの願出試稼いたすといへとも吹實少く引合兼手を引屏風澤藤兵衛間歩取明も取掛る大切山銅稼は追々様子宜趣に而大工仕掛銀銅出る彌十郎間歩に而功をなせしを羨み頻に古間歩稼願出しならんと云

『佐渡年代記』下

文献史料4（市ノ勢間歩）

史料4―1　元和八年（一六二二）

一　御直山拾五ケ所大工壹人ニ付米四斗大工頭壹人ニ付八斗御借米被二仰付一右大工頭幷大工連印奥ニ四留番所役山師連印裏書ハ鎭目殿一判也文言ハ鏈ニ付候ハヾ大工前ニ而御引取可レ被レ下候若罷失申候ハヾ御入用ニ御立可レ被レ下ト有レ之山々左ニ記ス

向山山之下　瀧下　中使澤　六拾枚向イ
間山古口水貫　諏訪間歩　下松日向平
關原（東）横相煙貫　大津　中山日向平　岩崎
左澤川上市之勢　向山遊白

『佐渡風土記』

一　此節御直山十六ケ所ありて金穿の大工壹人に米四斗宛大工頭壹人に米八斗宛貸渡す事あり手形裏判は鎭目市左衛門なり右十六ケ所の御直山と云は向山山の下間歩瀧の下間歩中使澤間歩六十枚向間歩間山古口水貫間歩諏訪間歩下り松日向平間歩關東横合畑貫間歩大澤間歩中山日向平間歩岩崎間歩大澤川上市の瀬間歩向山遊白間歩鶴子御直山間歩佐兵衛間歩向山中尾間歩等なり

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料4―2　寛永四年（一六二七）

一　七月十四日鎭目市左衛門惟明佐州にて卒す年六十四歳山之神總源寺に葬る墓は下相川村の吹上と云所にあり此人剛直にして然も慈愛深く州民今に至て其徳を慕ふ山出の金銀も前後無類の盛を得しなり尤支配の内古間歩取明或は新切山をも取立後に盛を得し間歩數ケ所有之是より後三十八年過て寛文四年山主共の書出せしケ所書左の如し

鎭目市左衛門様御仕置十ケ年之内御直山之覺

（中略）

一市ノ瀬御直山　　山主　能　登　善左衛門
　　越　後　新右衛門

是は終に鏈に切付不申候捨り申候

（後略）

『佐渡年代記』上

史料4―3　天和元年（一六八一）

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川羽田下戸西濱通り五十里十歩（分）一迄の町數を量り翌年二月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左の如し

（中略）

一同所より市ノ勢釜ノ口迄拾六町三間壹尺

（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料4―4　元禄四年（一六九一）

一　市ノ瀬間歩草際より新切山取立るよし古書にあれとも既に寛文年中間歩銘見えし上は下口は元よりありて上口を取立し事ならんか鳥越は去ル辰年六月より休置しを今年五月四日より再ひ取立先年切詰し前立合と云所より（宗岡立合とも云）北の方へ七拾間餘切延來る亥年より本立合にて鏈を穿取り後盛となる

『佐渡年代記』上

史料4―5　元禄十三年（一七〇〇）

御仕入稼所取扱間歩銘

（前略）

左澤

一　市之勢間歩　御預り山師　小　川　喜登次
　　下　田　理三郎
　　寺崎太郎右衛門

此間歩之儀、釜之口三ケ所有之、本口ハ元禄十三辰年、御入用を以草際ゟ御切開御直山被仰付、上口ハ烟貫を兼、同十四巳年御切開罷成候所、同十五午年三ツ合而鏈ニ切当り、相応之出来穿仕、宝永元申年本口之方鏈ニ切当り、源助・丑之助与唱へ候両敷筋鏈切出シ、其後上口江貫合双方烟捌宜罷成、冠通り江稼上り、万太夫ねは敷与申敷所、大出来仕候処、享保十二未年冠通り岡（迸）水之ため、敷所押埋御休山相成、下口ハ惣水貫のため、宝永二酉年ゟ御切開相成、延享三寅年迄御切継、其後御模様寄御見合相成候年柄も有之、自分稼者不絶ニ相立居候折柄、一体之山所見込深キ趣兼々山師共ゟも申立有之儀ニ付、御仕入稼御主法立目論見之初発、弘化三午年九月中、御入用を以見込敷之御取明御稼入相成、同四未年三月初十日ゟ、代銀売立其後相続仕、甚五両間歩ハ、御仕入稼所起立之山所ニ御座候

（後略）

「御仕入稼所取扱一件」（『新潟県史　資料編12　近世7』所収）

一　市之勢御取明

諸山開休坑年暦

今ハ大竪・高任・大切等ノ総名ノ下ニ採掘サレテ居ルガ、旧時ニハ十数ノ壙区ガアッテ、稼人ニ由テ制度ヲ異ニシテ居タソウデアル

（中略）

○御仕入稼十一ケ所　内一ハ雲子

（中略）

市ノ瀬　開　元禄十三年　休　享保十八年

（後略）

「枠陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

史料4―6　元禄十五年（一七〇二）

一　市ノ勢間歩去ル辰年より上煙貫間切を立百拾五間切延今年九月より本立合に切當り鏈を出す

『佐渡年代記』上

史料4―7　元禄十六年（一七〇三）

一　鳥越間歩出方少しく衰へ七月頃迄は一十ヲ日の代銀三拾貳貫三百目程の平均なりしか八月頃よりは一十日貳拾貫目程宛となる市ノ勢間歩の出方も衰ふ

『佐渡年代記』上

史料4―8　宝永五年（一七〇八）

一　鳥越間歩氣（け）絕（たえ）障りにて出方少し衰へ市ノ勢間歩出方を増し一十日之代銀貳拾八貫目迄に及ふ

『佐渡年代記』上

史料4―9　寛政十年（一七九八）

一　中尾間歩地山和らかにて近日穿下り深敷になり候に隨ひ出水多く水替人數相增疲人多く地雇入手段無之稼所水下に相成一山稼相止候儀は不容易儀に付前々よりの振合を以相川市中並在方村々より增人數入立候得共銘々本業も有之不怠に入立候儀も相成兼永續無覺束躰に付市ノ勢間歩並大切山間歩等取明御替山にも可相成哉と遂穿鑿候段申上る

『佐渡年代記』中

史料4―10　天保十一年（一八四〇）

一　市之勢間歩之儀年來廢居候處銀山町長兵衛代次郎自分入用を以追々取明相稼當節十日壹貫目以上之鏈代賣立候樣相成候に付酒鰻を爲取大吹所之義も去亥四月中より粉成吹取扱金銀出來宜右を以前同斷

『佐渡年代記』下

史料4―11　弘化四年（一八四七）

一　金銀山本途山と唱御直山五ケ所之外市郷之者自分稼六ケ所之内差向甚五市ノ勢兩間歩は賴母敷場所に付取明稼込候はゝ往々御直山と申上候程之出方可及旨其筋之者共申立去年十月以來手限取明爲相稼候處

追々鏈に切當り候間引續御稼取計度候處一ケ年御斷
大工幷穿鑿入用之分は本途山へ御仕掛有餘無御座候
に付自分稼所へ年々御入用三千兩を目當にて相稼出
方と御入用差引千兩餘御益に相成候に付出來增候金
銀御益之分は上ケ切に仕出來金銀上納高に應し仕拂
候御入用は一旦佐州御金藏より仕拂置江戸表より御
下戻御座候樣御勘定奉行へ打合同書面十二月六日阿
部伊勢守殿へ進達之處同廿三日伺之通り可取計旨被
仰渡

『佐渡年代記』下

史料4―12　嘉永四年（一八五一）

一　甚五間歩市ノ勢間歩敷内御普請伺之趣承届廣間役
石井三郎右衛門其外掛り役々申渡

『佐渡年代記』下

史料4―13　明治四年（一八七一）

明治四辛未正月改　　鑛山役所調
（前略）
火之番
（中略）
市ノ瀬（兼助
岩助
（後略）

『佐渡年代記続輯』

文献史料5（雲子間歩）

史料5―1　元和四年（一六一八）

一　山主雲子利右衛門と云者今年間歩を切開き雲子間
歩と云

『佐渡年代記』上

●相川銀山立始リ之事
（前略）
一、雲子間歩　元和四午稼初寛永四卯年鏈出雲子利右
衛門（生国越後　越後利右衛門トモ云）

『佐渡国略記』上

史料5―2　天和元年（一六八一）

●新切山穴横相望所之覚（前略）○右之訳(沢)雲子間
歩八(六カ)十枚上川逢ゟ三光平之下子ノ方へ望所、此間数
七十間切申候得ハ、弥々立合新口立合、鴨作立合、松
之波立合、赤石立合、加嶋立合、黒物立合、右数々之
立合逢可申候、但高七尺横五尺ニ仕、切山之延間壱ケ
月弐間宛三十五ケ月ニ切申候積リ、此入用銀七拾貫目
但壱ケ月弐貫目宛
壱ケ年弐拾四貫目之積リ　右之通御座候、以上

『佐渡国略記』上

（※『佐渡年代記』上にも記事あり。同一のため省略）

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達
し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川
羽田下戸西濱通り五十里十歩一迄の町數を量り翌年二
月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を
記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左
の如し
（中略）
一同所より雲子釜ノ口迄六町三拾八間壹尺壹寸
（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料5―3　元禄九年（一六九六）

一　六月雲子間歩御取明

『佐渡風土記』

当時御稼間歩并銀山内一件之事
（前略）
一雲子間歩　惣敷地坪数三百八十坪
御番所建坪四拾六坪五歩
鍛冶小屋建坪弐拾八坪
建場小屋二軒
此間歩之儀元禄九子年開発、享保五子年洪水ニ
而稼所埋り御休山ニ相成、同十七子年上八口御
取建有之、寛政七卯年迄御稼有之候内盛衰ニ寄
中絶之儀も御座候処、猶又文化八未年九月ゟ本

口御取明有之、文化十三子年八月初十日ゟ五ケ年ノ間為御試御直山ニ相成、引請稼被仰付御雇之者共儀も新規被仰付候、文政四巳年ゟ猶又五ケ年御試同十亥年八月ゟ永々御直山被仰付候

釜ノ口ゟ三ツ合迄間数三拾壱間

御稼敷々

山師四人
味方孫太夫
村上槇之助
味方与次右衛門
大坂庄右衛門

帳付壱人
油番壱人
穿子遣頭壱人
山留頭壱人
山留四人
穿子遣弐人
小遣弐人
荷ノ番壱人
かなこ三人

（後略）

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

諸山開休坑年暦

（前略）

○御仕入稼十一ケ所　内一ハ雲子

（中略）

○御直山

（中略）

雲子　元禄九　天保十四　再　明治二

（後略）

「枠陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

史料5―4　元禄十三年（一七〇〇）

一　雲子間歩といふ古間歩去ル未年より御直山として五年以前子年より取立し新切山今年迄六拾七間切延鏈に穿當り盛りとなる一十日代銀四拾五貫目迄出しと延享二年の書物に見えし

『佐渡年代記』上

史料5―5　元禄十四年（一七〇一）

一　鳥越間歩今年より明年へ掛け一十日の代銀四拾六七貫より五拾四貫目迄に及ひ一ケ年を平均して一十日四拾貳貫目餘となる其上青盤間歩雲子間歩なとも出方多きにより金穿大工の賃銀差支へしにより伺の上銀札通用となる役人の内札書定役同平役と云を申渡親子共に札を認る定番役は小澤小兵衛平役は山下甚五左衛門丸田金左衛門松村六兵衛稲垣覺右衛門此外悴共は小澤左衛門山下勘助丸田九十郎松村與五郎稲垣覺之亟等也

『佐渡年代記』上

史料5―6　享保十七年（一七三二）

●同（十月）廿八日、雨降、廿九日雲子間歩横地ニ而、新五郎町之者雪なたれニつきこめられ、早速穿出し無別条

『佐渡国略記』上

史料5―7　元文三年（一七三八）

●同（五月）廿六日、雲子間歩之上ニ薬師堂建

『佐渡国略記』上

史料5―8　元文四年（一七三九）

●同（九月）十三日、当国銀山請山ニ可被遊旨江戸ゟ申来候間、望之者者可申出由在相川へ御触被遊候得共、望候者無之由同廿日請書差上申候処、猶十月十八日被仰出、両度御触左ニ記ス

申触候

○中尾間分・清治間分・鳥越間分・雲子間分・鶴子間分・甚五間分、右六ケ所請山ニ被仰付候間、望之者当月廿日書付を以御広間江可申出候、尤請山仕方之儀

（中略）

申触候

先達而相触候銀山請負、於町々望無之旨書付指出候由再応相触候訳ハ、此度江戸表ゟ被仰遣候ハハとか

く請山ニ成候訳ニ候得共、同ハ本国之者ニ請負為致候ゟハ何卒当国之者ニ為請負度思召候ニ付、家賃ハ不罷成候間田地質ニ而拝借被仰付候間、廿一日御広間江入札可致候、弥望無之候ハヽ最前之通差出候証之名主中吏連判ニ而可差出候、以上

未十月十八日　町方役両人

『佐渡国略記』上

史料5―9　元文五年（一七四〇）

一　金銀山の内御直山五ケ所ありし處貳ケ所をは山師自分稼となせし趣申上し書面左の如し

先達而申上候御直山五ケ所の内

清次間歩　雲子間歩

右金銀山御直山の内出方不宜場所請負人御座候迄當分二ケ所山師自分稼可申付旨被仰渡候に付再三吟味仕候處雲子間歩清次間歩右兩山出方不宜候に付則六月十二日より自分稼申付爲相稼申候尤唯今迄仕掛ケ申候御入用差引仕切勘定申付候處相違無御座候依て申上候　以上

美濃部八郎右衛門

申六月　田付又四郎

『佐渡年代記』上

左の如し

山師自分稼（清次雲子）兩山出方大積り

御買上の金銀文字金の積りを以印銀に直し候高

一印銀拾貫九百拾九匁壹分七厘

是は申六月十三日より同十二月迄閏月共八ケ月分

右之通御座候　以上

田付又四郎

西七月

『佐渡年代記』上

史料5―11　寛延四年（宝暦元年）（一七五一）

一　大切山清次雲子茶屋平馳割間歩休山となる六月中銀山雇の者八拾七人減し當分の内難儀たるへき事に付扶持方を渡し十月に至て米壹俵宛遣し扶持方をは放す

『佐渡年代記』上

●同閏六月二日、大切山・清治・雲子・茶屋平・馳割・割間歩、右六ケ所御稼相止、此減人九拾七人、同（欠）御広間江被召出、当分壱人ニ付壱人扶持宛被下、尤割間歩者頭壱人御抱置被成候、御稼之山青盤ニ而減人拾三人、中尾ニ而同拾三人、鳥越新間歩ニ而同五人、甚五間歩合、右之外間切六ケ所御立被成、同十一日山師共御扶持方被仰付候趣、同間切切山之御触左ニ記、同十六日新間歩御稼止

（後略）

『佐渡国略記』上

史料5―12　宝暦四年（一七五四）

一　九月中十日より清次間歩御稼を止雲子間歩御直山に取立と云

『佐渡年代記』上

史料5―13　宝暦九年（一七五九）

一　金銀山稼入用掛り候方之次第又出鏈粉成吹金銀に仕成御買上になる迄其入用其時代にも寄事諸色之價ひよりして増減なさしむる是迄御代官支配中取扱來し姿稼方御入用に至り大工拾人に付五段穿子（原文別書朱書）（五段穿子といふは手傳丁場荷揚鑽通編指此職躰なり）青盤間歩は百三拾人餘甚五間歩は九拾九人雲子間歩は七拾壹人鳥越間歩は百拾六人中尾間歩は八拾九人鍛冶は青盤間歩拾人宛り雇鍛冶貳人之内減相立外は居へ置青盤甚五中尾三ケ間歩水替賃羅替望人も無之一ケ年印銀三拾五貫六百目餘只今迄受負に爲致鑽は相川御藏より品請取青盤は四拾七本甚五雲子鳥越三ケ間歩は四拾貳本中尾は三拾三本（一本三十二本）油は青盤に而六升七合甚五雲子に而六升ツゝ鳥越は五升五合中尾は五升留木は青盤百六拾本甚五百壹本（一本百六本）雲子五拾壹本鳥越百八拾壹本中尾六拾本割間歩百六拾貳本炭は壹萬貳千俵壹俵に付百九文ツヽ減立可申金銀御買上代本途筋金拾匁に付印銀三拾五匁灰吹銀百目に付印銀百貳拾四匁外吹筋金揚柄山石出柄山石拾ひ石吹立は筋金拾匁に付印銀八拾目濱川流は百目なり灰吹銀は百目に付印銀貳百目各宛りを以取扱ふ處備後守吟味之上減候分は纔にも相聞るといへと

も一躰取締も行届一ケ年御徳用五千両餘に相成に付其内を以地役人幷銀山向御雇之者御手當に貳百兩餘引當且又寄勝場一曲輪内御修復其外銀山番所鍛冶小屋幷銀山内川通り板枠小破御修復御入用本途鏈石様入用へ一ケ年五拾両宛除ケ置候事とも申上る此時稼方之入用は微細之吟味も行届といへとも金銀御買上代等は御代官時分之ことく聞ゆ

『佐渡年代記』上

史料5―14　安永二年（一七七三）

●巳二月廿五日、雲子間歩ニ而小屋出火、稼方之者米屋町弥吉・弐丁目浜吉十郎押込

『佐渡国略記』下

史料5―15　天明三年（一七八三）

一　青盤甚五鳥越中尾雲子五ケ間歩何れも慶長寛永天和之頃より稼入鏈筋穿盡す所えは至らすといへとも數百丈穿下り御入用も餘計相掛る事に付新規切山又は古敷取明等之上此節より御替山穿鑿可然と古來功者なる山師とも考置し傳來之書物等巨細ニ相糺雲子山之内字荷ノ番平といふ所鏈引之立合五枚程有之由元祿年中より山師共相願ふ場所ニ付新切山取立末廣間歩と號し新規開發之事を山師とも一同願出るニ付相場違御益金五分通之内を以切山取立る積り江戸表え申上る

『佐渡年代記』中

史料5―16　寛政六年（一七九四）

一　金銀山五ケ間歩の内甚五雲子兩間歩の儀年久敷不盛にて一十日甚五間歩え大工四人相掛り鏈代拾三匁餘賣立雲子間歩え大工四人相掛り鏈代貳拾壹匁ならては穿出不申甚五間歩は明和元申年より去丑年まて三十年の間山出金銀と御稼入用差引金三千貳百七拾八兩餘御損失雲子間歩は安永七戌年迄相應の出方有之候へ共翌亥年より去丑年迄十五ケ年の間金四百兩餘の御損失有之候間兩間歩とも休山申渡間歩口〆切候積り申上る
但金銀山盛衰は常の事にて出方不進の間歩は出方多き間歩の御益を以補ふ都合にて御損に不成様取計候内不進の間歩も景氣取直し順々連綿し來る處甚五雲子も古しへ大盛の時を除き近來不進の事のみ數へ候ては金銀山退轉の端なるへし其上一ケ間歩え一十日の内纔大工四人ならては仕掛不申候ては地山穿割候事も成兼剩大工壹人に鏈代四五匁の代銀賣立候事故繰穿になり景氣取直し候期も無之不盛は尤の事なり

『佐渡年代記』中

史料5―17　寛政七年（一七九五）

●甚五間歩・雲子間歩兩山共御差上、山師下田利左衛門・大坂惣左衛門兩人共割間歩へ被仰付、弐人扶持計、六十枚口御番所・雲子御番所詰合無之ニ付、上相川町役人見廻リ被仰付
両山掛リ合之者御暇被仰付候者共
上相川山留伊太郎・同所帳付藤左衛門・間山ほりこ遣ひ徳十郎・大工町小遣ひ吉助・新五郎町帳付茂七・六右衛門町山留三左衛門・大工町山留市左衛門・中京町帳付喜久右衛門・米屋町山留喜兵衛・四十物町山留三十郎・弥十郎町山留初右衛門・嘉左衛門町ほりこ遣幸右衛門・三町目油番善太郎・三丁目小遣善蔵
〆拾四人浪人

『佐渡国略記』下

史料5―18　寛政八年（一七九六）

一　金銀山金穿大工御入用御改の儀寶暦十辰年より五ケ間歩え貳萬五千人御仕掛の積りに相成天明八申年より銅山大工別段五千人御仕掛ケ都合三萬人の御改に相成候處此節甚五雲子兩間歩は休山になり其外共御改高程は不用に付一ケ年大工貳萬人迄仕掛候得は差支無之趣を以三萬人の御改は返上に成貳萬人の御改に伺替る

『佐渡年代記』中

史料5―19　文化八年（一八一一）

一　近年上相川最寄銀山稼相止一郷難立行躰に付御救旁最寄雲子間歩古敷取明青柳間歩穿鑿稼始る

『佐渡年代記』中

史料5―20　文化九年（一八一二）

一　金銀山出方寛政の頃迄は本途御入用にて稼候間歩五ケ所にて山出金銀上納高三萬両餘より壹萬八千両餘宛有之候處追々間歩數相減青盤鳥越二ケ間歩に相成出方四千両餘より三千両程ならては無之古來不承及不盛に付市中は勿論在方迄も困窮におよひ就中上相川の義は以前家數三百軒程の處當時三拾軒餘に成度々救の義願出候に付上相川最寄雲子間歩本口享保五子年迄出方稼有之洪水にて廢候場所取明其外青柳間歩手近く鏈引も有之候に付右場所取明人足上相川町の者雇入諸品等も右町内より買上の取續方御救に相成若不遠鏈附追々本途稼も相立候得は上相川の困窮眼前に立直り山出金銀上納高も相增兩全の義に付去未九月よりせんさく御入用繰合兩間歩取明に掛り候處上相川の者共一同入はまり格別捗取青柳間歩は一ケ月三百目餘の出方に相成雲子間歩も五拾間程取明古來の稼所へ至り追々代銀賣立候樣罷成可申處青盤鳥越兩間歩鏈引薄目に相成損所等も有之餘程御入用相掛り可申躰に付青柳雲子御入用繰合相成兼候間當申年より三ケ年の間御金藏除金請取遣拂の積り牧野備前守殿え相伺候處伺の通被仰渡

『佐渡年代記』中

史料5―21　文化十年（一八一三）

一　青盤間歩源兵衛間切の内に稼所十ケ所程有之候處享保五年洪水の節雲子間歩より水落込柄山に埋り候得共難捨置場所に付延享年中取明に掛り候處火灯方障り有之見合に成候處當時雲子間歩取明追々成就に付風廻りも出來火灯り方差支も有之間敷候間金銀山爲御仕入御下金五百兩を以源兵衛間切取明御普請申付候趣牧野備前守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

●同（十月）廿日、柴町中使嘉左衛門義、雲子間歩跡向穿子入立方下掛り山方御役所ニおいて被仰付ル

『佐渡国略記』下

史料5―22　文化十三年（一八一六）

一　去ル申年上相川町御救旁青柳雲子二ケ間歩取明の義相伺青柳は早速取明雲子は手廣の敷所にて捗取兼去亥十二月迄延長九百九拾間餘取明穿鑿いたし候處一ケ月鏈代壹貫五百目程出來立一ケ年百九拾兩餘御益も有之積りに付本途稼に申付惣間歩大工御改高貳萬人にては不足可致哉に付取調申上候積り牧野備前守殿へ伺候處當子年より來る辰年迄五ケ年之間本途稼申付年季明の節尚又可相伺旨被仰渡

『佐渡年代記』中

一　雲子間歩年限本途稼八月二日より始ル

『佐渡年代記』中

●八月二日、雲子間歩御直山五ケ年御様シ稼被仰付、右山師味方小四郎・味方与次左衛門・村上善太夫・大坂市郎左衛門

『佐渡国略記』下

●（八月）廿二日、雲子間歩御直山ニ相成候ニ付、帳附油番兼帯上相川益蔵、穿子遣頭四十物町嘉十郎、山留頭米屋町吉右衛門、穿子遣紙屋町市右衛門、山留四十物町政吉、山留庄右衛門町庄五郎、雇山留諏訪町熊平、雇山留坂下町方之助、雇山留味噌屋町兼蔵、小遣上相川栄吉

『佐渡国略記』下

史料5―23　文政期（一八一八～一八二九）

相川御役所御大門ゟ銀山江の道法并銀山順道間数高

下

（前略）

右沢

雲子間歩　大御門ゟ是迄弐拾弐丁五拾七間　但間歩口は元甚五間歩釜ノ口ニ御座候

雲子間歩ゟ鳥越間歩御番所迄山道ノ間九丁五拾弐間、此道を雲子越と云間山口御番所元六拾枚口御番所地ゟ内山道通リ銀山内惣廻り弐拾九丁余

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料5―24　文政元年（一八一八）

一　雲子間歩敷内出方不進に付青盤間歩敷所相稼追々に鏈引取出候に付十一月初十日より代銀賣立雲子稼と申名目にて取計ひ候様申渡

『佐渡年代記』中

史料5―25　文政二年（一八一九）

一　雲子間歩去冬以來新規の鏈引取出出方連綿いたし候に付褒置

『佐渡年代記』中

一　諸間歩出方先年景氣宜節も春夏の間は出方少き方に有之處當年は初春より引續出方宜青盤間歩鏈代一十ヲ日壹貫三百目鳥越間歩貳貫五百目中尾間歩壹貫六百目餘出來立清次雲子兩間歩出方打合候得は一十ヲ日分に而鏈代五貫九百七拾目出來立近年引續金銀山御仕入御手厚に相成候に付景氣取直追々御益も相進候様可被成乍去五ケ間歩とも慶長より天和の頃迄開發に而穿下候に隨ひ出水操捨臨時御入用相掛候趣水野出羽守殿え書面を以申上ル

『佐渡年代記』中

一　諸間歩出方初春以來引續景氣宜一十ヲ日鏈代五六貫目程宛の出方連綿いたし十一月に至り青盤間歩壹貫七百目鳥越間歩五貫貳百目中尾間歩壹貫七百目清次間歩八百目雲子間歩壹貫七百目餘都合鏈代拾貫目以上の出方に相成候趣水野出羽守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

史料5―26　文政三年（一八二〇）

一　雲子間歩御直山の儀幷せんさく御入用の儀相場違ひ增納餞御益の内五分通請取方外吹稼金銀御買上代本途大工貳萬五千人分請取方去ル子年相伺候處爲御試同年より當辰年迄五ケ年の間伺の通被仰渡年限相立候に付引續是迄の通り被仰付右の内外吹稼御買上代三段有之揚柄山出から山御買上代は以來請取不申拾ひ石鏈御買上代の儀は本途薄鏈御買上代と銘目御改替の儀水野出羽守殿え相伺候處來巳より酉迄五ケ年の間伺の通被仰渡ル

『佐渡年代記』中

●同日（五月十三日）、井上儀右衛門殿御宅御用、山師頭取味方与次左衛門頭取御差免押込、同人悴庫八郎見習御差免、下田利左衛門押込、同人悴理三郎見習御差免、味方孫太夫雲子間歩御取放シ押込、和田重次郎中尾間歩御取放シ押込、其外山師御叱、大吹師伏見孫吉押込、敷岡御雇之者一同御叱

『佐渡国略記』下

一　九月十九日夜高波にて相川下戸邊破損有之磯邊にありし獵船數十艘沖合え引出し破船に及ふ翌廿日曉雲子間歩建場燒失に及ふ怪我人有之

『佐渡年代記』中

史料5―27　文政四年（一八二一）

一　二月頃より雲子間歩稼所少々宛見直大工壹人拾匁當にて仕掛ル

『佐渡年代記』中

史料5―28　文政六年（一八二三）

一　雲子間歩敷内道中筋字中瀬六月十九日夜急破有之

『佐渡年代記』中

史料5―29　文政七年（一八二四）

●（正月）十七日、青盤・鳥越・中尾・青次・雲子右五ケ間歩へ御酒五十樽被下

『佐渡国略記』下

一　雲子間歩敷内通行筋潰込候處元來柄山の内を取扱候場所故度々破損有之永續無覺束趣を以甚五間歩取明銘目は雲子と唱へ以來甚五より通行番所も引移普請出來

『佐渡年代記』中

一　雲子間歩取明普請當春より始六月迄に皆出來

『佐渡年代記』中

一　雲子間歩敷内釜ノ口繕ひ替ル

『佐渡年代記』中

●（閏八月）十一日、御奉行泉本正助様帯刀坂新道御見分、夫より御宮御普請御見分、右相済、字平通り関東坂江御懸リ、間山口御場所ゟ銀山間歩々々御見廻リ、青盤御番所ニ而御昼支度、雲子越ゟ上相川茶屋坂通リ諏訪町万行寺脇道へ御懸リ、大吹所へ御立寄、次助町ゟ大工町へ御掛、弥十郎町通御帰リ有之

『佐渡国略記』下

●（十二月）銀山仕事師坂下町万吉事市平儀、当月十三日雲子間歩跡向穿子ニ罷越候処、敷内ニ落石有之、被打敷相果候ニ付、為御救銭弐拾貫文被下候旨、於山方役所被申渡

『佐渡国略記』下

史料5―30　文政八年（一八二五）

一　金銀山五ケ間歩之内雲子間歩年限稼被仰渡年季相立候處出方も相應に而出鏈の内には筋金餘慶籠り御益も多く有之に付以來年限に不抱本途稼に仕度金穿大工貳萬人之外五千人分御改増の分も年季明に付引續貳萬五千人の高に仕度其外せんさく爲御入用相場違増納銭五分樋渡方幷本途簿鏈御買上代御改年季明に付引續御改之儀水野出羽守殿え伺候處雲子間歩は以來年限に不抱本途稼伺之通相心得金穿大工御入用其外は來戌年より五ケ年季の積りを以取計ひ候様被仰渡

『佐渡年代記』中

一　雲子間歩永々本途稼伺濟に付九月朔日より改而稼入をなす

『佐渡年代記』中

●（九月）廿四日、紙屋町季太郎儀、十一ケ年以前亥年雲子間歩御取明之節跡向穿子ニ罷越、敷内ニ而大造成怪我いたし候処、早速御療治被仰付、其上御救御手当等頂戴仕難有奉存候、然処全快者仕候得共夫ゟ病身ニ罷成、骨折業もいたし兼候ニ付、髪結坂下町瀧蔵弟子ニ相成習、受渡世ニ仕度奉存候間、右人数之内へ御差加へ、外並之通御鑑札被仰付被下候様師匠瀧蔵・年行司材木町斧蔵・町役人加印書面差出ニ付上候処、翌廿五日願之通被仰付（※文化十二年の記事）

『佐渡国略記』下

史料5―31　文政九年（一八二六）

一　正月六日雲子間歩稼所冠通りより落石有之留棚井籠打破柄山に而通路差塞候に付仕越御普請に取掛り此御入用金五百七拾兩餘の分御金藏除金之内より請取候積水野出羽守殿え相伺候處伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

●（五月）十二日、四十物町忠次郎義、清次・雲子両間歩兼職被仰付候ニ付、町役目壱軒分御免被仰付候

『佐渡国略記』下

一　雲子間歩永々本途稼に成追々代銀相進候に付酒肴を遣す

『佐渡年代記』中

一　金銀山の内雲子間歩御稼方當戌年より無年限御直山被仰付候に付改而稼方嚴重に申付候處追々様子宜鏈石も格別上品の分取出候に付一同相勵十月に至り一十日鏈代三貫目程に相成四五十年來無之上品の鏈取出し鳥越間歩勘吉敷柄山に而埋り居候に付不日に爲取明一十日鏈代壹貫五百目餘出來立候様被成候趣水野出羽守殿え書面進達

『佐渡年代記』中

一　雲子間歩番所役壹人幷雇之者四人人數増の儀水野出羽守殿え相伺候處番所役の義は不被及御沙汰雇之者は伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

史料5―32　文政十三年（天保元年）（一八三〇）

一　雲子間歩稼所手薄に成候に付德平中瀬壹より大吉順東取明御入用高五百四拾貫文餘せんさく御入用の内を以御普請申付廣間役小池小次郎其外役々掛り申渡す

『佐渡年代記』中

史料5―33　天保二年（一八三一）

一　中尾間歩水貫間切貫合一山後榮之其相立候義に付祝義として中尾間歩へ貳斗入酒百樽青盤鳥越清次雲子銅稼並水替共其外本途勝場床屋兩間吹分所大吹所銅床屋市中等へも夫々酒鰯を遣す

『佐渡年代記』中

史料5―34　天保四年（一八三三）

一　正月廿八日夜雲子間歩大工建場雪押に而潰込出火鍛冶小屋石撰建場類焼

『佐渡年代記』中

史料5―35　天保五年（一八三四）

一　雲子間歩當時之稼所は追々青盤えの貫合模様に付永久稼可相成場所取調之上甚作敷取明申付高山又藏廣間役白石吉郎其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

史料5―36　天保六年（一八三五）

一　雲子間歩敷内御普請御用出精相勤候に付爲御褒美組頭高山又藏え銀五枚廣間役白石吉郎え銀貳枚定役三人え金三百疋宛並役五人え金貳百疋宛被下候旨御書付五月廿八日松平周防守殿御渡六月十二日到來

『佐渡年代記』下

史料5―37　天保九年（一八三八）

一　清次雲子番所役助を止る

『佐渡年代記』下

史料5―38　天保十一年（一八四〇）

青盤　清次　鳥越　雲子　中尾　孫十郎

御普請役元〆

水野正太夫

右佐渡奉行支配與力格廣間役過人可被申渡候勤仕の内役金三拾五兩被下候且又爲引越料金五拾兩被下候間七月廿四日水野越前守殿御書付を以被仰渡候

右之趣被仰其御心得として御達申候以上

子七月十二日

『佐渡年代記拾遺』

史料5―39　天保十五年（一八四四）

一　雲子間歩之儀文化九申年より取開當時迄三十年來連綿之處事實内間歩稼所は鏈引薄目に成り敷續青盤領に而相稼上は別段番所取立置地定式御入用御失費に付青盤之方へ一纏に可致旨去暮書付を以申渡に付夫々取調之上當春より右之通取計候旨申上書面二月中土井大炊頭殿へ進達

『佐渡年代記』下

文献史料6（大切山間歩）

史料6―1　寛永八年（一六三一）

御仕入稼所取扱間歩銘

（前略）

左澤

一　大切山間歩　御預山師　味方与次右衛門

此間歩之義、寛永八未年山師味方与次右衛門、自分入用を以草際ゟ新切山相立、添烟貫共惣延尺四百七拾五間余切貫、慶安元子年十二月、本立合ニ切当り、翌丑年三月中ゟ大鏈切出シ大出来仕、同三寅年御直山被仰付候後、承応年中冠通り落水強く中絶、延享二丑年御再興有之候後、由来審ニ分明不仕、安永五申年已来者、不怠ニ自分稼相立居、文化三寅年ゟ銅稼之方ニ而、御稼入相成居候処、銀鏈を重ニ相稼筋合も不宜候旨を以、嘉永三戌年二月ゟ御仕入稼所江、御稼方被仰付、其已来相続仕候

（後略）

「御仕入稼所取扱一件」（『新潟県史　資料編12　近世7』所収）

山師由緒

（前略）

味方与次右衛門　　中京町南側

先祖与次右衛門慶長年中ヨリ青盤同(間)歩ヲ勤ム。寛永八辛未年自分ニ大切山ヲ切立ツ。慶安二年御直山トナル。是ヨリ与次右衛門大切山間歩ト言フ。

（後略）

『佐渡相川志』

史料6―2　寛永十年（一六三三）

一　大切山間歩御取明

右之衆中御越御吟味之上御直山新切山三ケ所御取立又買石共へ鉛八百目拝借被二仰付一其助力を以鏈を買粉成候故銀山稼方の者共も勢出シ稼候ニ付無レ程大盛ニ成ル

『佐渡風土記』

史料6―3　寛永十一年（一六三四）

一　山主味方與次右衛門大切山と云間歩を切開く今年閏六月六日より切始め左右高下を手廣く切通し別に煙貫とて二重に切延本道と脇道との間を所々切貫風の通ひよくけたえの憂を除かんか爲に如斯手厚に切延る是は味方與次右衛門近年青磐間歩において多くの盛に逢ひて得る所の金銀を以大切山を開くと云

『佐渡年代記』上

諸山開休坑年暦

（前略）

○御仕入稼十一ケ所　内一八雲子

（中略）

大切　開　寛永十一年　休（不祥）　再　天保十二年

（後略）

「桝陵堂随見随記」（『佐渡近世：近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

史料6―4　正保二年（一六四五）

一　味方與次右衛門寛永十一年より今年夏迄十二年の間大切山間歩自分入用を以相稼及二困窮一候ニ付今年順齋へ御訴訟申上候ハ鏈ニ逢不レ申候ハヾ三ケ年御公納御免被二成下一候様奉願依レ之一ケ年御了簡可レ被二仰付一由ニ而與次右衛門御書付頂戴

今度味方與次右衛門新切山大切山間歩永々切山困窮ニ及段無レ紛見聞候畢就レ夫鏈ニ逢申候ハヾ早ク可レ致二注進一ケ年之内御公納御分可レ致二了簡一者也然ども指詰り候ハヾ御直山ニ成シ山仕ニ可二申付一候仍而如レ件

正保二年大閏五月十五日　　伊丹順齋

味方與次右衛門殿

『佐渡風土記』

一　山主味方與次右衛門自分入用を以十三ケ年の間大切山間歩を切延る處困窮に及ひし故若鏈に穿當るに於ては三ケ年の間上納鏈を免除なし呉候様順齋へ願ひし處一ケ年差免し可申付旨書付を渡す

今度味方與次右衛門新切山大切間歩永々切山困窮及ふ段無紛見聞候畢就夫鏈に逢申候はゝ早々可致注進候一ケ年之内御公納御分可致了簡者也然とも差詰り候はゝ御直山になし山仕に可申付候仍如件

正保二年閏五月十五日　　伊丹順齋

味方與次右衛門　殿

『佐渡年代記』上

史料6―5　正保四年（一六四七）

味方與次右衛門大切山自分稼根元之事

一　寛永十一甲戌閏七月十六日より切始正保四迄十四年之内自分入用ヲ以大切山ヲ切本延百五拾八間添煙貫百八拾間以上貳通リニキル此入用銀八百貫目餘也右之切山可レ致以前與次右衛門手代共ニ申ける八青盤間歩孫左衛門敷ニ而取候銀六百貫目餘有レ之田地ヲ可レ求哉又ハ子孫え傳候場所ニ而切山可レ致哉兩用何レニ可レ致哉と申候處手代之内岩立庄兵衛（一説原書右衛門）申候ハ尤御子孫之ためニハ田地可レ然存候得共七八百貫目之入用ヲ以大切山ヲ御切候ハヾ可レ被レ得二大盛一と相考申候然バ御子孫之御譲リハ田地ニ不レ替第一之重寶たるべしと申故殘ル手代も同心なれば右記ス如ク切けるとぞ

『佐渡風土記』

一　鶴子幷與次右衛門大切山御直山御止被レ成候

『佐渡風土記』

一　五月廿三日大切山ヲ御直山ニ奉レ願同廿八日願之通被二仰付一候則同年七月朔日より御直山ニ相究與次右衛門壹人山師ニ成是より與次右衛門大切山ト申來ル勿論六拾間之切繼被二成下一候此御入用銀百九拾貫目餘ナリ于レ時慶安元子十二月廿六日ニ本立ニ逢同二年丑三月二日初テ鏈出ル此代銀壹荷ニ付壹貫八拾目餘夫より次第ニ大盛ト成

『佐渡風土記』

一　山主味方與次右衛門大切山間歩寛永十一年より今年迄十四ケ年の間自分入用銀八百貫目餘を費し本道百五拾八間に添烟貫百八十間切延るといへとも未タ見込の所へ至らす入用ニ差詰り不得止事今年五月願の上御直山となる尤味方與次右衛門は引續山主となる

『佐渡年代記』上

●亥五月廿三日、味方与次右衛門大切山御直山ニ願候処、同廿八日被仰付、七月朔日ゟ御直山ニ成、則味方与次右衛門山主ニ被仰付、従是御直山与次右衛門大切山間歩と云、右大切山間歩ハ寛永十一年甲戌閏七月六日庚午日切初、正保四亥年迄拾四年之間与次右衛門自分入用を以相稼、本延百五拾八間、諸煙貫百八拾間以上二通ニ切ル、此入用銀八百貫目余、然ルニ六拾間之切継者御公儀ゟ被成下、此御入用銀百九拾貫目余慶安元子年十二月廿六日本立ニ合、翌丑三月二日鏈出ル、壱荷ニ付代銀壱貫八拾目余仕候、段々大出来ニ罷成候所、承応二巳年鏈出方中絶仕候ニ付、其節江戸江申遣候書状之写承応二巳年十月味方次助他国出判之願江戸江伺候書状之内左ニ有之、一説ニ寛永十一戌年ゟ正保二酉年迄十二年之間与次衛門自分入用ニ而相稼困窮仕候間、三ケ年大切山御公納前鏈御用捨願候所、一ケ年御了簡可被成下由与次右衛門江被遣候書状之写左ニ印ス

此度味方与次右衛門新切山大切山間歩長々切山及困窮無紛見聞候ゆへ、就夫鏈ニ逢申候ハハ早々注進可致、一ケ年之内御公納御分可致了簡者也、然差詰リ候ハハ御直山之山師ニ申付候仍如件

正保二年酉閏五月十五日　伊丹順斎

味方与次（此所二大印）右衛門殿

或説ニ与次右衛門持分之山所青盤間歩孫右衛門敷ゟ取候領前代之銀高六百貫目余有之候間、是ニ而田地を可求哉、又者場所を見立致切山子孫へ譲リ可然哉、両様之趣家来共ニ相尋候所、手代之内岩立庄兵衛一説ニハ原喜右衛門共云、此者申候者、為御子孫之ニ候ハハ七八百貫目之入用を以大切山を御切立候ハハ大盛可致と考候、然者子孫之御譲リハ田地ニ不替第一重変之由其余之手代茂同心故大切山を稼候由申伝候

『佐渡国略記』上

●亥、鶴子御直山幷与次右衛門大切山御直山御止被成候、是ハ慶安四卯年ニ候歟

『佐渡国略記』上

史料6―6　慶安元年（一六四八）

一　十二月廿六日大切山間歩本立合に穿當り味方與次右衛門自分入用を以切延し間數を除き御直山に而六拾間切繼しなり

『佐渡年代記』上

史料6―7　慶安二年（一六四九）

一　山主味方與次右衛門大切山間歩三月二日より鏈出る

『佐渡年代記』上

●丑、鶴子御直山幷味方次郎四郎大切山右弐ケ所共ニ鉱付申候由江戸江被仰遣

『佐渡国略記』上

一　御直山味方次郎四郎大切山四留廻り之家不レ殘流れ申候然共間歩口能防申候故柄山ハ入不レ申候俄ニ大雨降出申候故山奉行町奉行我等共何れも早々罷出町人足を申付方々防申候へ共銀山始より無レ之大水故皆々流申候漸々割間歩四ツ留廻リ之家貳三軒御入用之炭油ハ流れ不レ申候

『佐渡風土記』

○当七月七日ニ大雨降大水出山之内諸間歩江水掛リ押込申候間歩間歩之口ニ有之候川通リ際之家無残流れ申

候、其跡之屋敷茂壱丈弐尺宛堀(掘)申候所も御座候、又岸通之山大分崩れ申候ニ付柄山押出壱丈弐尺宛高く罷成候所茂御座候俄之大水ニ而御座候故家財不残流れ申候御事（慶安二年）（中略）〇御直山味方次郎四郎大切山四留廻リ之家不残流れ申候、然共間歩口能防申候故柄山者入不申候　俄ニ大雨降出申候故山奉行町奉行我等共何れも早々罷出町人足を申付方々防申候へ共銀山始ゟ無之大水故皆々流れ申候、漸々割間分四留廻リ之家弐三軒御入用之炭油ハ流れ不申候（中略）右之大水之儀者今日迄方々取乱し申候ニ付万事之員数知れ不申候重而具ニ可申上候、恐惶謹言

七月十日

辻八郎左衛門　遠藤五郎兵衛
久保新右衛門　山河弥次兵衛
奥野七郎右衛門　岡林伝右衛門

上原久右衛門様

『佐渡国略記』上

史料6―8　慶安三年（一六五〇）

一　今年三月より十二月迄大切山より出せし鏈高七万九千四百荷の銀目四千九百貫目不殘山主味方次助へ授け公納を免せし由山師の古書にあれとも信用し難し尤鏈に逢候はゝ一ケ年公納免除の事は兼て順齋より下知ありといへとも鏈の出高ケ程には多くあるましと察せらる其故は承應二年留守居の書にて知られたり其後に至りて大切山盛りしなるへし　『佐渡年代記』上

●寅十月六日ゟ割間歩大盛夫ゟ大切山諸山共ニ段々盛申候（後略）

『佐渡国略記』上

史料6―9　承応二年（一六五三）

一　味方與次右衛門大切山之儀八ケ年以前戌年御直山ニ被二成下一候様ニ親與次右衛門願申候ハ唯今鉉細リ候間重而大鉉ニ付候ハヾ右御入用返納可レ仕候間又其節ハ自分山ニ被レ下候様ニ奉レ願候處願之通被二仰付一候然所其以後山碇被レ不レ仕候ニ付御入用年々入増候間大切山與次右衛門ニ御返シ被レ成鏈分ケ少々宛御取被レ成可レ然由佐州より伺レ之

『佐渡風土記』

當地山仕味方次助所より使御座候ニ付申上候

（前略）

一　味方次郎四郎大切山間歩と申御直山壹ケ所近年御立置被レ成候山未出來不レ申候に付御入用銀毎月少ヅヽ不足に御座候得共山中甘之ため御立置被レ成此外脇々山仕中持申候諸間歩年々惡數罷成山仕共身上曾而不二罷成一候就レ夫諸人山之稼無二御座一候ニ付山中在々迄殊之外詰り申候年々銀山惡數御座候故御運上も不足ニ罷成其上役人手詰り申候様子跡ニも度々順齋様へ申上候亦々爲二御心得一諸人詰り申候様子申上候右之趣可レ然様に御披露奉レ仰候　恐惶謹言

巳　十　月　　辻八郎左衛門
久保新右衛門
奥野七郎右衛門
岡林傳右衛門

『佐渡風土記』

中山重兵衛様

一　味方次郎四郎大切山と云御直山今以捗々敷出方もなく毎月少々宛の失費も有之といへとも山内甘きのため取立置其外近年出方不進にて運上銀も劣り山主始め銀山内在々相川町とも困窮に及ひ役人も手詰り難儀の趣順齋在世の中留守居より度々申立るといへとも猶爲心得藏人へも申立度旨留守居より藏人家來中山重兵衛と云ものへ筆談に及ひしとなり

『佐渡年代記』上

●当七月廿五日・同九月廿六日江戸江遣候書状之写二通

（前略）

〇味方次郎四郎大切山間歩と申御直山壱ケ所近年御立置被成候、山未出来不申候ニ付御入用銀毎月少宛不足ニ御座候得共、山中甘之ため御取立置被成、此外脇々山仕中持申候諸間歩年々悪鋪罷成、山仕共身上曽而不罷成候、就夫諸人山之稼無御座候ニ付、山中在々迄殊之外詰り申候、年々銀山悪鋪御座候故御運上茂不足ニ罷成、其上役人手詰り申候様子跡々茂度々順斎様江申上候、亦々為御居心得諸人詰り申候様子申上候、右之趣可然様ニ御披露奉仰候、恐惶謹言

巳十月

辻八郎左衛門　奥野七郎右衛門
久保新右衛門　岡林伝右衛門
中山重兵衛様

（後略）

『佐渡国略記』上

●巳、味方与次右衛門八年以前正保三戌年大切山御直山ニ被成下候様ニ親与次右衛門願中候処、唯今ハ鉉細ク候間、重而大鉉ニ付候ハハ、右御入用返納可仕候間、又其節ハ自分山ニ被成下候様奉願候処、願之通被仰付、然所其後山窪と不仕候に付、御入用年々入増候間、大切山与次右衛門ニ御返被成、鏈分少々宛御取被成可然由、用人御留守居ゟ江戸江窺

『佐渡国略記』上

史料6―10　寛文三年（一六六三）

一　大切山の敷内上通りへ穿上り油煙深く金穿大工とも難義せしにより煙貫を切り三ケ年にて貫き合しなり此頃大切山の大工共面躰油煙にて染りし故けたえ大工と云習したる由

『佐渡年代記』上

史料6―11　寛文六年（一六六六）

●同（寛文四年）七月、山主和田十郎左衛門割間歩自分入用を以取立申度由再三御願申上候処、十郎左衛門牢舎被仰付候得共、早速御赦免、此日数七日、依右願同八月ゟ寛文十戌年七ケ年之間閉門被仰付、戌年曽根五郎兵衛殿御支配御赦免　六郎左衛門殿御入国之砌、割間歩依御損失、稼方御引被成、然所、寛文六午年歟味方与右衛門、村上善左衛門両人江戸江登り拝借金御願申上、甚五間歩・青盤間歩・日向間歩三ケ所御直山ニ被仰付、其後致大盛、此節大切山殊之外けたへ、鏈も出劣り候ニ付、味方与次右衛門煙貫を願候へハ被仰付候、右割間歩之儀ニ付味方、村上江戸江登候節、味方孫太夫、片山勘兵衛差添登共云

『佐渡国略記』上

史料6―12　延宝二年（一六七四）

一　九月二日留守居役尾町治部左衛門江戸表へ御用に付相川を出立す同日運上銀宰領勘定役垣浪市右衛門松田平左衛門中村惣兵衛出立御朱印傳馬三十八疋なり垣浪市右衛門は十月十四日江戸を出立して歸り尾町次部左衛門始外貳人は跡に殘りて十一月廿五日歸國す市右衛門は歸りに曾根五郎兵衛より留守居其外の役人へ差越ス状左の如し

（中略）

一割間歩鶴子茂右衛門間歩大切山間歩中尾間歩其外銀山共彌無油斷稼候様に可被申付候猶期後音之時候　謹　言

十月十四日　　曾根五郎兵衛

實名判

辻八郎左衛門　殿
西村德右衛門　殿

『佐渡年代記』上

●割間歩・鶴子茂右衛門間歩・大切山間歩・中尾間歩、其外銀山共弥無油断稼候様ニ可被申付候、猶期後音之時候

十月十四日　　曽根五郎兵衛吉正

辻八郎左衛門殿　真砂弥右衛門殿
西村徳右衛門殿　内藤兵右衛門殿
野田又左衛門殿　安田弥左衛門殿
山田与次兵衛殿　増田茂兵衛殿

『佐渡国略記』上

史料6―13　延宝三年（一六七五）

一　割間歩盛りとなりて七月初十日より毎十日の出鏈九千八百荷餘宛出す此銀目百貫目餘に及ひし事もありとそ上鏈一荷の銀目壹貫四五百目の鏈を出せり又安鏈も多く出せし故平均して一荷拾匁餘に當りしと見えたり

此節割間歩四ッ留番所の内建場四拾壹軒石撰女貳百四五拾人に及ひしと云傳ふ餘は是にて押計るへし惣敷本樋凡貳百艘程にして一艘へ三人宛掛り都て六百人餘に及へり又かなこ共の稼所を領地と唱へ貳丈餘の場所をも渡すへき處望人多

き故纔に三尺宛を渡せしと云此頃大切山も盛りて出高を增し中尾鶴子なとも出方多しといへとも割間歩大盛によりて外間歩の出方は人々知らさるか如し

『佐渡年代記』上

史料6―14　天和元年（一六八一）

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川羽田下戸西濱通り五十里十歩一迄の町數を量り翌年二月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左の如し

（中略）

一同所より大切山釜ノ口迄七町四拾五間三尺

（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料6―15　天和二年（一六八二）

一　十二月十三日大切山彌次兵衛間切にて鏈に穿當りみくれ鏈を出す鏈三ツを笊に入れ前々よりみくれと云

『佐渡年代記』上

●戌十二月十三日、大切山弥次兵衛間切石ニ逢三くれ鏈差上

『佐渡国略記』上

史料6―16　元禄十年（一六九七）

一　大切山九郎右衛門廣戸と云所より厚身横貫間切と云を切繼八間程先にて向山前立合を取出す積りを以四月より切延る

『佐渡年代記』上

史料6―17　宝永七年（一七一〇）

一　御代替に付巡見として島田藤十郎高井作左衛門筧助兵衛を被遣出雲崎迄迎として御船手役辻吉兵衛加藤孫左衛門を遣し島田藤十郎は辻吉兵衛預りの御船に乗高井作左衛門は加藤孫左衛門預りの御船に乗筧助兵衛は出雲崎仕立船吉左衛門といふものゝ船にて五月十三日小木湊へ渡海し前濱通り巡見し同十六日相川に着大安寺玉泉寺來迎寺を旅宿とす留守居役を始列座役のもの本陣に至り面謁し翌十七日三士御役所へ出席荻原近江守在府に付留守居役會釋に及ひ留守居用人今井三郎次重田七左衛門伊藤彌五右衛門出る夫より金銀山へ登り割間歩中尾大切山三ケ所見廻り畫頃相川を出立して西濱通り川原田に止宿　（後略）

『佐渡年代記』上

●御巡見御渡海之事

（前略）

右御三人宝永七寅四月二日江戸御出立、五月五日出雲崎着、十三日七つ時小木江御渡海、十六日相川江御入、即刻銘々御宿江、為機嫌伺広間役不残罷越御目見江相済、御巡見方翌十七日御役所江御出、御奉行近江守様御在府ニ付御用人今井三郎治、重田七左衛門、伊藤弥五右衛門、其外広間役罷有、早速御退出、是ヨリ銀山江御登り、割間歩・中尾・大切山三ケ所御覧、九ツ時相川御出立

『佐渡国略記』上

史料6―18　享保二年（一七一七）

一　巡見として小菅伊右衛門天野傳兵衛鳥井權之助を被遣六月六日越後出雲崎より小木湊に渡海し同八日相川へ着羽田町六兵衛平七と云もの共の家並町年寄奥林久左衛門か宅を旅館とす即刻三人共御役所へ出席河野勘右衛門面談し退出の上三士の旅館へ見舞翌九日羽田町住宅の買石宅鏈粉成方見廻り夫より銀山へ登り割間歩中尾大切山三ケ間歩見廻り歸りかけ壹町目濱町新錢鑄立所へ立寄旅宿へ歸り其日相川出立して　（後略）

『佐渡年代記』上

●御巡見御渡海之事

（前略）

○同九日辰上刻、御三人御一同御宿御出立、羽田町買石治左衛門方江御寄鏈粉成方御覧、直銀山江御登、割

間歩・中尾・大切山三ケ所御覧、御帰リニ壱町目浜町銭所江御寄銭鋳立方御覧、九ツ時相川御出立、中山通川原田泊（後略）

『佐渡国略記』上

史料6―19　元文四年（一七三九）

●同（正月）十一日、巳下刻、如例年之広間役銀山江初登山、山田与治兵衛・田嶋四郎右衛門・酒井専助・藤浪太郎左衛門・須田六右衛門・山西与三右衛門以上六人、山方役并大山祇祠官安岡出雲、例年者大切山四ツ留ニ候得共、当山去冬ゟ御稼無之候ニ付、中尾間歩ニ而相勤

『佐渡国略記』上

史料6―20　寛延四年（宝暦元年）（一七五一）

一　大切山清次雲子茶屋平馳割間歩休山となる六月中銀山雇の者八拾七人減し當分の内難儀たるへき事に付扶持方を渡し十月に至て米壹俵宛遣し扶持方をは放す

『佐渡年代記』上

●同閏六月二日、大切山・清治・雲子・茶屋平・馳割・割間歩、右六ケ所御稼相止、此減人九拾七人、同（欠）御広間江被召出、当分壱人ニ付壱人扶持宛被下、尤割間歩者頭壱人御抱置被成候、御稼之山青盤ニ而減人拾三人、中尾ニ而同拾三人、鳥越新間歩ニ而同五人、甚五間歩合、右之外間切六ケ所御立被成、同十一日山師共御扶持方被仰付候趣、同間切切山之御触左ニ記、同十六日新間歩御稼止

（後略）

『佐渡国略記』上

史料6―21　宝暦九年（一七五九）

当時御稼間歩并銀山内一件之事

（前略）

一清次開歩　惣敷地坪四百九拾弐坪

御番所建坪（三拾弐坪弐歩余）

鍛冶小屋建坪（弐拾弐坪）

建場小屋弐軒

此間歩之儀元和五未年開発以来盛衰ニ付度々致中絶候得共、宝暦元未年迄は少々御稼有之候処至而不景気ニ付御稼は相止御間切被仰付同年六月ゟ切候処是又無程相止又々少々御稼被仰付、同三酉年迄御稼山ニ而有之候処一体其節相稼候長作敷と申所けたへ候場所ニ而、宜鏈も有之候得共、御稼相続致間敷趣ニ而同年ゟ又々相止申候、然処右長作敷之儀難捨置場所ニ付、宝暦九卯年隣山大切山間歩ゟ長作敷江之煙貫切山折々相立候処、文化十酉年四月、大切山吉助間切ゟ貫合けだへ障無之様罷成候ニ付、追々大工御仕掛歩捜鎚相立代銀売立罷在候処、同十二亥年八月中十日ゟ御直山ニ相成、引請稼被仰付、尤御雇之者共儀も新規被仰付候

（後略）

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料6―22　寛政四年（一七九二）

●（二月）廿四日、町々買米ニ掛り候水貫御手伝、五斗ニ付弐拾文宛御取立被成候処、大切山切貫御差止ニ付、壱石ニ付三文ツツ町方へ御割返し之分ニ候得共、御差引被成候而、代掛之節右壱俵ニ付壱文半宛引之代掛可任旨被仰付候、依之町々町役人・町代被召出、右之趣被仰渡、則請印御取被成候

『佐渡国略記』下

史料6―23　寛政十年（一七九八）

一　中尾間歩地山和らかにて近日穿下り深敷になり候に随ひ出水多く水替人數相増疲人多く地雇入手段無之稼所水下に相成一山稼相止候儀は不容易儀に付前々よりの振合を以相川市中並在方村々より増人數入立候得共銘々本業も有之不急に入立候儀も相成兼永續無覚束躰に付市ノ勢間歩並大切山間歩等取明御替山にも可相成哉と遂穿鑿候段申上る

『佐渡年代記』中

史料6―24　文政期（一八一八～一八二九）

相川御役所御大門ゟ銀山江の道法并銀山順道間数高下

（前略）
大切山間歩　大御門ゟ是迄弐拾三丁五拾三間五尺
新間歩釜ノ口ゟ当間歩釜の口迄四丁拾
壱間四尺
（後略）
「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料6―25　天保七年（一八三六）

一　當秋已來青柳間歩彌平間歩諏訪間歩鶴子天道間歩等追々自他國之もの願出試稼いたすといへとも吹實少く引合兼手を引屏風澤藤兵衛間歩取明も取掛る大切山銅稼は追々様子宜趣に而大工仕掛銀銅出る彌十郎間歩に而功をなせしを羨み頻に古間歩稼願出しならんと云

『佐渡年代記』下

文献史料7（甚五間歩）

史料7―1　慶長八年（一六〇三）

諸山開休坑年暦
（前略）
○御仕入稼十一ケ所　内一ハ雲子
甚五　開　慶長八年　休（不詳）　再坑　貞享元年
休　寛政七年　三坑　弘化元年
（後略）

「枰陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代資料集―岩木文庫』下巻所収）

御仕入稼所取扱間歩銘
右澤
一　甚五間歩　御預り山師　大坂庄右衛門
嶋川惣兵衛
村上善太夫
此間歩之儀、慶長八卯年釜之口開発ニ而、元和年中薄身本立合ニ切当、寛文・延宝之頃者、相応之出来穿仕、其後出方相衰中絶、貞享元子年中、山師先代大坂惣右衛門自分入用を以取明相稼、元禄四未年御直山被仰付、余程大出来仕、宝永之頃迄相応ニ出来穿仕居候処、明和年中、岡向ゟ洪水落込、台通御稼相止、冠通のみ之稼ニ相成、寛政六寅年、一旦御休山ニ罷成、其後文政七申年、雲子間歩之銘目を以御取開罷成、青盤間歩敷内借明地稼仕居候処、天保十四卯年、青盤間歩一纏稼被仰付、雲子間歩御休山相成候処、見込深キ趣を以、弘化元辰年山師大坂庄右衛門願之上、自分入用を以纔之稼所取明稼入、聊宛代銀売立居候折柄、御仕入稼御主法立目論見之初発、同三午年九月御入用を以、見込之敷々御取明相成御稼相立、同四未年正月初十日ゟ代銀売立、其後相続仕、御仕入稼所起立之山所ニ御座候
（後略）

「御仕入稼所取扱一件」（『新潟県史　資料編12　近世7』所収）

史料7―2　元和元年（一六一五）

当時御稼間歩并銀山内一件之事
（前略）
一甚五間歩　但当時御稼無之
此間歩之儀元和元卯年開発暫く中絶いたし候処、貞享四卯年再興、寛政七卯年まて少々御稼有之候処至而不景気ニ付御稼相止候、併此間歩之儀、青盤間歩敷内之出水、甚五間歩亀助尻迄繰上ケ、夫ゟ水道筋へ落候ニ付、時々御手入有之候
釜之口ゟ三ツ合迄間数百間三尺
山師
味方与次右衛門
村上槇之助
大坂庄右衛門
嶋川左右兵衛
（後略）

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料7―3　寛永四年（一六二七）

一　七月十四日鎮目市左衛門惟明佐州にて卒す年六十四歳山之神總源寺に葬る墓は下相川村の吹上と云所にあり此人剛直にして然も慈愛深く州民今に至て其徳を慕ふ山出の金銀も前後無類の盛を得しなり尤支配の内古間歩取明或は新切山をも取立後に盛を得し間歩數ケ所有之是より後三十八年過て寛文四年山主共の書

出せしケ所書左の如し

鎭目市左衛門様御仕置十ケ年之内御直山之覺

（中略）

一右之澤甚五間歩御直山　山主　杉針右近
　　但馬清兵衛

是は先年より度々大盛仕候

（後略）

『佐渡年代記』上

史料7―4　元和五年（一六一九）

一　新切山二十ケ所今年取立る由言傳ふれとも何れの場所と云事を詳にせす銀山大盛とはいへとも多くの山仕の内には困窮にて稼方届兼るものも有之故御救として米銀其外有用の品銀に積り千五百貫目餘を渡す買石へも銀五百七拾貫目餘を遣すと云此頃の事にもあらん水田甚五兵衛と云者間歩を切開き甚五間歩と云

『佐渡年代記』上

史料7―5　寛永五年（一六二八）

一　甚五間歩大盛

『佐渡風土記』

史料7―6　寛永八年（一六三一）

一　竹村九郎右衛門支配の内取立し間歩々々寛文四年山主共書出せし箇所書左の如し

竹村九郎右衛門様御仕置五年之内御直山の覺

（中略）

一右之澤甚五間歩御直山　山主　齋藤嘉左衛門

是は嘉左衛門自分にて稼大盛一十日に鏈貳千荷三千荷出申候銀目七八拾貫目毎十日其後御直山に罷成大盛十五年續き其内一十日に三千荷四千荷出申候銀目一十日に百貫目餘宛出申候其後味方與次右衛門持分に罷成候

『佐渡年代記』上

史料7―7　寛永二十年（一六四三）

一　味方次郎四郎青盤甚五自分稼ニ致公儀より御金拝借仕度由願之通被二仰付一候處段々堅ク有レ之ニ付公儀山ニ被二仰付一次郎四郎山主ニ申付可レ然之義致二吟味一可レ被レ遣之由江戸より被二仰越一播州支配初の頃銀山聞と無レ之山師幷買石困窮仕候ニ付高直成鏈三十日分高貳萬荷餘間吹被レ成其平均直段ニ而買石共へ御賣被レ成候此利合五百貫目餘ニ候得共買石共へ被レ下候

『佐渡風土記』

一　青盤甚五兩間歩を山主味方次郎四郎自分稼に致す處次第に堅石となり入用多く掛り難儀に付拜借を相願ふ趣留守居より伊丹播磨守へ伺ふ處御直山に成し味方次郎四郎を山主に申付可然旨申來る

『佐渡年代記』上

史料7―8　正保四年（一六四七）

一　右九ケ所御取立山之内甚五間歩青盤間歩兩山之儀水數故日向間歩より切貫被レ成候得バ樋貳百本捨リ其跡致二大盛一候又山師持傳候自分山之内より切山三十ケ所被二仰付一候

『佐渡風土記』

史料7―9　慶安二年（一六四九）

一　右之澤甚五間歩四留八柄山押込家共不レ殘流れ申候同所諸間歩柄山押込間歩口我等共無レ殘流れ河原ニ罷成申候御事

『佐渡風土記』

●丑七月七日、大水出所々痛所江戸江訴候書状弐通左ニ記ス

（中略）

○右之沢甚五間歩四留者柄山押込家共不残流れ申候同所諸間歩柄山押込間歩口我等共無残流れ河原ニ罷成申候御事

（中略）

七月十日

辻八郎左衛門　遠藤五郎兵衛
久保新右衛門　山河弥次兵衛

奥野七郎右衛門　岡林伝右衛門
上原久右衛門様

『佐渡国略記』上

史料7―10　万治元年（一六五八）

一　甚五間歩山主味方與次右衛門と清次間歩山主秋田權左衛門と境目の事に依て出入に及ひし處兩人縁者たるに依て留守居より扱を申付和談せしと云　但甚五間歩と清次間歩とは引離れたる場所なれとも此頃は秋田權左衛門中山立會と云を穿し故なるへし

『佐渡年代記』上

●戌、甚五間歩清治間歩勝合ニ付山主権右衛門ト与次右衛門出入、与次右衛門少シ申分難立故病気ニ而悋ヲ広間江出シ、与次右衛門ハ権右衛門聟ニ而与次右衛門悋ハ権右衛門孫ニ有之候間於広間ニ御尋之節茂権右衛門無言ニ成、依之御留主居方内々ニ而山主共ニ双方取扱候由被仰付

『佐渡年代記』上

史料7―11　寛文三年（一六六三）

一　甚五青盤日向三ケ所御直山ニ被レ成候何れも大鏈出銀代莫大ニ成る此時節與次右衛門大切山殊之外氣絶（ケダヘ）大工穿子痛鏈出劣候ニ付山師煙貫を願候得ば被二仰付一候于レ時今年（六月十五日）より向山（忠治中夫）間歩（巳八月七日煙貫ル）より同五年迄ニ六拾間餘御切被レ下候此御入用銀高八拾貫目餘ニ候此煙貫も大盛仕候又鶴子茂右衛門間歩自分入用ニ而相稼候處樋數大分立申候ニ付水貫切申候依レ之鏈一十日ニ千荷出代印銀拾匁ニ廻り候迄ハ御公納御赦免被レ成候然共山仕稼下及自力ニ候故御直山に被レ成候

『佐渡風土記』

史料7―12　寛文四年（一六六四）

●同七月、山主和田十郎左衛門割間歩自分入用を以取立申度由再三御願申上候処、十郎左衛門牢舎被仰付候得共、早速御赦免、此日数七日、依右願同八月ゟ寛文十戌年七ケ年之間閉門被仰付、戌年曽根五郎兵衛殿御支配御赦免　六郎左衛門殿御入国之砌、割間歩依御損失、稼方御引被成、然所、寛文六午年歟味方与右衛門、村上善左衛門両人江戸江登り拝借金御願申上、甚五間歩・青盤間歩・日向間歩三ケ所御直山ニ被仰付、其後致大盛、此節大切山殊之外けたへ、鏈も出劣り候ニ付、味方与次右衛門煙貫を願候へハ被仰付候、右割間歩之儀ニ付味方、村上江戸江登候節、味方孫太夫、片山勘兵衛差添登共云

寛文四甲辰年

『佐渡国略記』上

史料7―13　寛文六年（一六六六）

一　山主味方與次右衛門村上善左衛門江戸へ上り金子を才覚して甚五青盤日向等三ケ所の間歩を稼しとなり

『佐渡年代記』上

史料7―14　寛文九年（一六六九）

一　青盤甚五日向等の間歩々々へ水落込し故休山となる

『佐渡年代記』上

史料7―15　寛文十年（一六七〇）

一　甚五間歩日向間歩御休被レ成候

『佐渡風土記』

史料7―16　寛文期（一六六一～一六七二）

●（曽根五郎兵衛殿御支配之節年号不知珍事）寛文、味方仲慶ト笹井次郎兵衛ト甚五青盤ノ出入ニ依而、於広間ニ及対決ニ大門ノ前ニ而喧嘩出来、仲慶方ニハ刀指候家来数多召連、次郎兵衛ハ唯一人ニ而大勢ニ打立られあやうく見江たりしが仲慶家来利ヲ失、依之御門ノ内ゟ何者か　味方とて供人数多もちながら、散々ふたれ色ハ青盤　此節迄ハ山主ハ不及申家来も其向ニゟ刀ヲ指、慶長ノ比ハ山主ノ家来何用ニもカニ而主人ハ馬上

『佐渡国略記』上

史料7―17　天和元年（一六八一）

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川羽田下戸西濱通り五十里十歩一迄の町數を量り翌年二月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左の如し

（中略）

一六拾枚番所より甚吾釜ノ口迄三町壹間三尺

（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料7―18　貞享四年（一六八七）

一　甚五間歩御取明

『佐渡風土記』

山師由緒

（中略）

大坂宗衛門　　夕白町

先祖宗左衛門銀山数ケ所ヲ稼ク、大盛ニ逢ヘリ。寛永ノ頃京知恩院ニ達シ下寺町法界寺ニテ浄土三部経一万部ノ願主トナレリ。当所前後ニ類ナシ。慶安二己丑九月十三日卒ス。法名万部経善卜言フ。其後宗左衛門茶屋平ニテ稼ク。貞享四丁卯年甚五間歩ヲ取明ケ元禄四辛未四月廿一日山師ニ御抱入。是ヨリ当時迄。住所

（後略）

『佐渡相川志』

史料7―19　元禄元年（一六八八）

一　甚五間歩青盤間歩其外諸間歩とも出方進みしにより鈴木三郎九郎伺の上山奉行石井助右衛門永井四郎兵衛山目付宇佐美忠右衛門藤田六左衛門割間歩役人大村半兵衛岡村善兵衛へ御褒美として黄金壹枚宛下さる

（後略）

『佐渡年代記』上

●辰、甚五間歩、青盤間歩其外ニ山共盛申候

『佐渡国略記』上

史料7―20　元禄五年（一六九二）

一　十二月和田高運金銀山爲レ稼之一金子壹萬兩拜借致度之旨願書之寫乍レ恐御訴訟申上候

（前略）

一　日向間歩之儀も十二年以前酉年迄捨り山ニ而御座候を拙者自分之入用を以其年霜月半より普請ニ取付明ル年之五月迄普請仕候處六月四日甚五間歩之懸樋道え取貫申候ニ付奉レ悦早速御注進申上候得バ爲二御檢使一宇佐美忠右衛門殿被レ遣候故取貫之様子掛二御目一候得ば甚五間歩之掛樋道に無レ紛由ニ而則其段被二仰上一候處三郎九郎様殊之外御滿悦被レ爲レ成候故其以後より御直山之御訴訟申上候得ば早速御取立被レ成候御事

（中略）

元禄五申極月　　和田高運

御奉行様

『佐渡風土記』

●申十二月、和田高運江戸江差上候

乍恐御訴訟申上候

（中略）

〇日向間歩之儀も拾弐年以前酉年迄捨リ山ニテ御座候ヲ、拙者自分ノ入用を以其年霜月半ゟ普請ニ取付、翌年之五月迄普請仕候処、六月四日甚五間歩懸樋道江取貫申候ニ付奉悦、早速御注進申上候得ハ、為御検儀(使)宇佐見忠右衛門殿被遣候故、取貫之様子掛御目ニ候得ハ、甚五間歩之掛樋道ニ無紛由ニテ、則其段被仰上候処、三郎九郎様殊外御満悦被為成候故、其以後ゟ御直山之御訴訟申上候得ハ早速御取立被成候御事

（中略）

元禄五年申極月　　和田高運

御奉行様

『佐渡国略記』上

史料7―21　元禄七年（一六九四）

一　甚五間歩は昔盛りし敷所なりしか年久敷廢せしを

去る未年荻原彦次郎支配に成てより追々取開き新立合に當り今年より仙右衛門敷馬之助敷といふ所にて盛りを得て一十日の鏈代三拾貫目餘となる

『佐渡年代記』上

史料7―22　元文二年（一七三七）

●巳十二月廿九日、青盤間歩山師嶋川惣兵衛青盤被召上、甚五間歩江被仰付

『佐渡国略記』上

史料7―23　元文四年（一七三九）

●同（九月）十三日、当国銀山請山ニ可被遊旨江戸ゟ申来候間、望之者者可申出由在相川へ御触被遊候得共、望候者無之由同廿日請書差上申候処、猶十月十八日被仰出、両度御触左ニ記ス

申触候

○中尾間分・清治間分・鳥越間分・雲子間分・鶴子間分・甚五間分、右六ケ所請山ニ被仰付候間、望之者当月廿日書付を以御広間江可申出候、尤請山仕方之儀

（中略）

未九月十五日　　町方役両人

申触候

先達而相触候銀山請負、於町々望無之旨書付指出候由再応相触候訳ハ、此度江戸表ゟ被仰遣候ハハとかく請山ニ成候訳ニ候得共、同ハ本国之者ニ請負為致候ゟハ何卒当国之者ニ為請負度思召候ニ付、家賃ハ不罷成候間田地質ニ而拝借被仰付候間、廿一日御広間江入札可致候、弥望無之候ハハ最前之通差出候証之名主中吏連判ニ而可差出候、以上

未十月十八日　　町方役両人

『佐渡国略記』上

史料7―24　元文五年（一七四〇）

●同（六月）九日、甚五・清次、両山ヲ山師請山ニ被仰付

『佐渡国略記』上

史料7―25　延享元年（一七四四）

●同日（十二月十八日）、甚五間歩大工岩助・喜十郎・七助入牢、同廿三日赦免

『佐渡国略記』上

史料7―26　寛延三年（一七五〇）

一　甚五間歩亀松水吐の義久敷御手入無レ之ニ付あこり溜り水呑悪敷成候間右水吐の上通常水廊下より拾五間餘取明いたし候得バ水吐の先へ出候ニ付其所よりあこりさらへ候ハヾ始終水呑可レ宜候間右取明被二仰付一被レ下候様山師相願候處至而大切の場所ニ候へば願之通り去十二月廿三日被二仰付一候然共年内無二餘日一候ニ付致二延引一正月十七日より取附四月七日ニ相濟候斷掛リ山方役三馬五太夫相斷

『佐渡風土記』

史料7―27　寛延四年（宝暦元年）（一七五一）

●同閏六月二日、大切山・清治・雲子・茶屋平・馳割・割間歩、右六ケ所御稼相止、此減人九拾七人、同（欠）御広間江被召出、当分壱人ニ付壱人扶持宛被下、尤割間歩者頭壱人御抱置被成候、御稼之山青盤ニ而減人拾三人、中尾ニ而同拾三人、鳥越新間歩ニ而同五人、甚五間歩合、右之外間切六ケ所御立被成、同十一日山師共御扶持方被仰付候趣、同間切切山之御触左ニ記、同十六日新間歩御稼止

（後略）

『佐渡国略記』上

史料7―28　宝暦九年（一七五九）

一　金銀山稼入用掛り候方之次第又出鏈粉成吹金銀に仕成御買上になる迄其入用其時代にも寄事諸色之價ひよりして増減なさしむる是迄御代官支配中取扱來し姿稼方御入用に至り大工拾人に付五段穿子（原本割書朱書）（五段穿子といふは手傳丁場荷揚鑿通鞴指此職躰なり）青盤間歩は百三拾人餘甚五間歩は九拾九人雲子間歩は七拾壹人鳥越間歩は百拾六人中尾間歩は八拾九人鍛冶は青盤間歩拾人宛り雇鍛冶貳人之内減相立外は居へ置青盤甚五中尾三ケ間歩水替賃羅（一本羅買）替望人も無之一ケ年印

銀三拾五貫六百目餘只今迄受負に爲致鑽は相川御藏より品請取青盤は四拾七本甚五雲子鳥越三ケ間歩は四拾貳本中尾は三拾三本油は青盤に而六升七合甚五雲子に而六升ツゝ鳥越は五升五合中尾は五升留木は青盤百六拾本甚五百壹本（一本百六本）雲子五拾壹本鳥越百八拾壹本中尾六拾本割間歩百六拾貳本炭は壹萬貳千俵壹俵に付百九文ツヽ減立可申金銀御買上代本途筋金拾匁に付印銀三拾五匁灰吹銀百目に付印銀百貳拾四匁外吹筋金揚柄山石出柄山石拾ひ石吹立は筋金拾匁に付印銀八拾目濱川流は百目なり灰吹銀は百目に付印銀貳百目各宛りを以取扱ふ處備後守吟味之上減候分は纔にも相聞るといへとも一躰取締も行届一ケ年御德用五千両餘に相成に付其内を以地役人幷銀山向御雇之者御手當に貳百兩餘引當且又寄勝場一曲輪内御修復其外銀山番所鍛冶小屋幷銀山内川通り板枠小破御修復御入用本途鏈石様入用へ一ケ年五拾両宛除ケ置候事とも申上る此時稼方之入用は微細之吟味も行届といへとも金銀御買上代等は御代官時分之ことく聞ゆ

『佐渡年代記』上

史料7―29　宝暦十年（一七六〇）

一　銀山大道間切は去ル丑十一月石谷備後守佐渡奉行勤役之節伺の通御下知に隨ひ去寅四月間歩々々相糺青盤甚五鳥越三箇間歩之内一ケ所宛九月より間切相立段々爲切延しむる内青盤間歩間切所先達て薄鏈に切當り間切は先へ切延鏈付候所へ本途大工仕掛稼廣くるに隨ひ容子宜敷此節一十日印銀五百目前後賣立鳥越甚五兩間歩之方も鏈様のもの見えいまた賣立候程には至らさるといへとも青盤間歩間切鏈に切當候由を今年六月江戸表へ申上る

『佐渡年代記』上

●辰九月十日青盤、同十月甚五、各々御番所御作事

『佐渡国略記』下

史料7―30　明和三年（一七六六）

●戌七月六日、今度出水ニ付、御広間役笹川運四郎・今井新次郎、十二日山方役田中茂右衛門、普請所定役丸田金左衛門、御目付役岸野猛次郎、普請所役仁木権太夫、勘定役堀口市太夫、町同心吉村儀市郎・中川和久右衛門、山師和田十郎左衛門・喜多政四郎、鳥越山留頭嘉左衛門町弥次兵衛、甚五頭六右衛門町市右衛門、割間歩頭同所市左衛門〆（欠）、同十三日銀山并町々痛所見分

『佐渡国略記』下

史料7―31　明和七年（一七七〇）

●寅十一月晦日、甚五・鳥越御手当之地払米百石、湊町吉十郎方へ約束致、附金七両吉右衛門ゟ世話煎かなこへ渡、同十二月十九日諸山へ弐百石被仰付、内七拾石甚五・鳥越引請之分附金之内拾四両地方役所へ、同廿二日吉右衛門納

『佐渡国略記』下

史料7―32　明和九年（安永元年）（一七七二）

●同日（正月朔日）ゟ、甚五間歩亀松敷通り水少々宛引、是者去秋ゟ次第ニ水仕上り青盤・甚五両山御稼差支ニも相成候義ニ而

『佐渡国略記』下

一　三月六日夜より青盤間歩敷内出水涌上り深敷稼所皆々水下と成る同十日より町人足をも入立粉骨を盡し汲取といへとも水勢强して減せす四月下旬に至て甚五間歩敷岡雇之もの水替業をして山田間歩と云古敷え水を汲取種々差働といへ共其甲斐なし今年冬に至り町方より出す人足平均一日に貳拾四人と聞ゆ

『佐渡年代記』中

●同日（三月六日）夜、青盤間歩敷内水仕上リ御稼止、同十日町々江人足被仰付、十四日ゟ十九日迄人足入立候得共、水引方相替儀無之ニ付、同廿一日山方役以下不残銀山江相懸リ候者評議之上、銘々存付之書付（マヽ）対候而差上候処、同廿五日ゟ右人足入立、同四月四日・五日人足止、八日ゟ入立九日朝止、同廿一日山田間歩古敷江水ヲ取、廿七日・八日・九日甚五間歩敷岡役人水替、同六月八日ゟ町人足入立同十五日相止、同十月六日水替始、十一日ゟ十一月九日迄町々ゟ人足入立、一日ニ付平均弐拾四人つつ入立

『佐渡国略記』下

●同日（四月十日）八つ時ゟ、甚五間歩ノ山焼ル

『佐渡国略記』下

史料7―33　安永二年（一七七三）

一　賓暦八寅年石谷備後守伺之上青盤甚五鳥越三ケ間歩え大道間切を立し處去々寅年より中尾間歩出方追々進ミしニ付大道間切一ケ所切延度旨去秋伺し處今年四月仰之通被仰渡しニ付高五尺横四尺之間切を切始る

『佐渡年代記』中

●同（八月）五日、青盤間歩かなこ五人御取上げ、大工是迄七拾人之内弐拾人減、大工壱人ニ付山代七匁づつ売立可申候由被仰付、甚五間歩大工拾人減五人ニ成リ、壱人ニ付山代四匁宛売立可申由被仰候間、当分御手入稼ニ相成申候

『佐渡国略記』下

（※『佐渡年代記』中にも記事あり。同一のため省略）

史料7―34　安永三年（一七七四）

一　此年正月青盤甚五深敷水湛へ筋金鏈出方なく外間歩銀鏈のみ出るニ付再吹分ケ御益なくして諸入用差引御損と成るニ付筋金山出方有之上ハ再吹分相止可申哉之旨伺し處御益無之共灰吹の内より筋金出る事ニ付是迄之通再吹分を可致旨松平右近將監殿被仰渡

『佐渡年代記』中

●午正月廿四日、中尾間歩山師小川孫太郎甚五江、喜多平太夫青盤江被仰付候、同三月廿四日各中尾へ帰山

『佐渡国略記』下

一　青盤間歩敷内水障りニ而稼成兼るニ付上の方市太郎袋車之段と云古敷を取明稼を始間切をも此所へ立替甚五間歩ハあみたの内と云所え間切を立替之積り去年中伺し處此春ニ至り伺之通被仰渡甚五間歩之内字龜松泥浚の場所吹出水有之雨天之時水嵩増しいつれとも難決よしニ有之といへ共其儘捨置候ハヽ深敷之分は追々水勢相増可申處上敷稼所之穿鑿のみニ而増水引落可申吟味之廉洩れしニ付敷々涌水相川濱え引落すへき手段も可有之哉得と相糺今一應可申上旨松平右近將監殿御書付御渡二月十四日到來ニ付掛り役人山師存寄等を糺し三月十七日より山方役山師ともをして御入用積をなさしむ都而之人足拾六萬四百拾七人ニ而御入用金六千四百七拾七兩壹分餘之積書を出す

『佐渡年代記』中

●同（二月）十四日、御用状到来、江戸ゟ御奉書ヲ以左之通青盤間歩御取明之儀申来、其段翌十五日御広間江被仰出、依之三月十七日ゟ四月廿六日迄於中御門、山方役田中茂右衛門・西川藤兵衛・山師味方孫太夫・味方与太夫各立会、右入用積り書仕立差上、則御奉行高尾孫兵衛様江戸江御持参

青盤間歩敷内取明之儀并間切立替御伺書御附札写

書面之佐州金銀山之内青盤間歩市太郎袋車之段取明之儀并間切立替之儀伺之通取計、且甚五間歩之内字龜松泥浚之場所吹出水有之、雨天之節者致増水何連共難決由ニ候へ共、右之通ニ而捨置候ハハ深敷之分者追々増水可致儀ニ候所、上敷稼所之穿鑿而已ニ而増水引落可申吟味相見不申候間、敷々溜水相川浜江引落候手段とて有之哉、右之場所得斗相糺、右之儀今一応被申聞候事

青盤・甚五両間歩敷内溜水汲稼御普請遣候人足

一、九千九百八拾七人　　雇山留

内五百人定式御雇之者遣候ニ付、御入用相掛候積リ

一、壱万五千六百九拾弐人　手伝穿子

一、拾三万弐千四百弐拾八人　岡持中持跡向

右穿子并地割

人足土砂持運人足

水替之者惣人数

〆拾五万八千百七人

岡川通リ之内、板枠場三ケ所御普請遣候惣人数

七百六人　　雇山留

八百弐拾八人　　手伝穿子

七百七拾六人　　人足

〆弐千三百拾人

二口合拾六万四百拾七人

右御普請日数積リ千百四十日

一、銭高弐万六千六拾九貫六百七文

此金六千弐百七両ト永四拾九文三分

両替四貫弐百文

外
千百三拾五貫弐百四拾八文
此金弐百七拾両壱歩ト永四拾七文六分
両替四貫弐百文
二ロ〆銭弐万七千弐百四拾貫八百五拾五文
此金六千四百七拾七両壱分、永九十六文九分
両替四貫弐百文
安永三午年四月廿七日上ル
『佐渡国略記』下

史料7―35　安永四年（一七七五）

一　青盤甚五兩間歩之湛水相川羽田濱へ引落すへき積りを以字龜松と云所より新間歩甚藏廊下といふ所迄四百間程の所六拾年來潰込此所を取開し上ニ而深敷の水を汲取跡の手當ハ勿論岡川通りの板枠等迄丈夫ニ仕付後の患を除くへきほとの御普請御入用積ハ凡六千四百兩餘も掛り大造ニ付先ツ可成ニ甚藏廊下を取明る積りを以凡金千貳百兩程も掛るへき積りニ付溜間切代並市中願之上出錢等をなさしめ取明し積り伺之通被仰渡
『佐渡年代記』中

史料7―36　安永七年（一七七八）

一　青盤甚五兩間歩深敷水湛しニ付試之ため新間歩甚藏廊下取明ニ掛りし處六十年來廢れし所故様子も知れ兼其上落水ニ而火を打消至而難儀なる故千辛萬苦して五月五日より同廿九日迄ニ取明敷内之湛水貳丈餘減するニ付引續取明御普請之事を江戸表へ伺ふ
『佐渡年代記』中

●戊六月九日、山方役高田六郎兵衛・御目付役藤村小十郎、各金五百疋宛、山師味方孫太夫・味方与太夫・和田十郎左衛門、各銭三貫文宛并頭共江壱貫文宛、山留四人江壱貫弐百文、其外稼之者江御酒被下是者青盤・甚五兩山水道新間歩、甚藏廊下へ此度水道御取明、心見御普請ニ右人数掛リ被仰付、出精致候由為御手当右之通被下、跡御普請も是迄之通各可相勤旨、同廿日被仰付候
『佐渡国略記』下

史料7―37　安永九年（一七八〇）

一　四月十一日青盤甚五兩間歩水道取明成就し甚五之内龜松尻（寛政十年午年龜助尻と唱へ候事ニなる松ノ字をはゝかるがゆへなり）より門前町水仕口迄通行をなす組頭井坂又兵衛敷下りして出來榮見分をなす
一　青盤甚五兩間歩水道は取明といへとも猶深敷ニハ水湛へ御入用金三千兩餘も掛るへき積りニ付相川市中之もの出錢して取明を願ひ十年之内割合出錢之積りニ付當分御金藏取替之積り伺之上七月十八日より湛水汲取ニ掛る
『佐渡年代記』中

史料7―38　安永十年（天明元年）（一七八一）

一　青盤甚五兩間歩とも十ケ年以前より水勢強く其上水道潰込敷々水埋ニなりしニ付市中出錢之上水道取明去子十二月より湛水汲上け仕越普請之積申上是又出錢を以閏五月迄ニ不殘溜り水取切元積り入用高金三千百八拾兩餘之内正遣ひ貳千五百八拾兩餘相掛りし旨江戸表へ申上且是迄水埋になりし青盤清吉敷甚五源太郎敷より上鏈を穿出し江戸表へ遣す處宇田川平七より水野出羽殿へ指出終ひニ入上覽し趣申來る
『佐渡年代記』中

●先達而青盤・甚五御取明之儀、御奉行宇田川平七様江戸表ニ而被仰立、甚五間歩ゟ出候鏈差遣候処、水野出羽守様御取持ニ而御上覽ニ入、願之通被仰付候由
『佐渡国略記』下

史料7―39　天明二年（一七八二）

一　御勘定奉行松平伊豆守所持せし阿蘭陀水突道具フランカスホイと云ものを金銀山水汲上方ニ試可申哉と戸田主膳佐州へ出立之頃申聞るニ付直ニ所望し佐州へ持來り青盤敷内ニて試る處水揚り方至而宜敷夫丈ケ水の含ミ方強く度々道具損せしニ付掛りゑもの共勘辨をなし度々損せさる様取計ひ青盤甚五之方へ五挺中尾之方へ貳挺仕掛ケさせし處水揚り方宜敷水替人足相減是迄之水替入用と差引一ケ年金千百四拾四兩餘減ニ相な

る趣石野平藏戸田主膳書面進達す

『佐渡年代記』中

一　佐州金銀山青盤甚五中尾三ケ間歩敷内え阿蘭陀水突道具仕掛水揚り方宜人足賃錢相減御益筋ニ罷成相掛り之もの敷下り度々仕格別骨折候趣を以組頭岸本彌三郎矢島源四郎え銀七枚宛廣間役柑本久藏岸本武太夫須田兩右衛門え銀三枚宛山方役貳人普請方定役壹人目付役貳人地方掛定役壹人え金壹兩宛並役五人え金三百疋宛山師四人え金貳百疋宛御褒美被下候旨翌卯年五月御渡之御書付石野平藏より戸田主膳え遣す

『佐渡年代記』中

史料7―40　天明八年（一七八八）

●十一月廿五日、甚五間歩上鏈ニ逢候由、御祝儀として山方役壱人へ麻上下壱具、金三分ツヽ、西川長左衛門ハ金弐分、山師仲間へ金壱両、敷岡之ものへも御保美被下、御役所詰合之ものへも饅頭被下

『佐渡国略記』下

史料7―41　寛政三年（一七九一）

一　出目錢を以大作澤新切山甚五國平切山市ノ勢古間歩取明始る

『佐渡年代記』中

史料7―42　寛政六年（一七九四）

一　金銀山五ケ間歩の内甚五雲子兩間歩の儀年久敷不盛にて一十日甚五間歩え大工四人相掛り鏈代拾三匁餘賣立雲子間歩え大工四人相掛り鏈代貳拾壹匁ならては穿出不申甚五間歩は明和元申年より去丑年まて三十年の間山出金銀と御稼入用差引金三千貳百七拾八兩餘御損失雲子間歩は安永七戌年迄相應の出方有之候へ共翌亥年より去丑年迄十五ケ年の間金四百兩餘の御損失有之候間兩間歩とも休山申渡間歩口〆切候積り申上る

但金銀山盛衰は常の事にて出方不進の間歩は出方多き間歩の御益を以補ふ都合にて御損に不成様取計候内不進の間歩も景氣取直し順々連綿し來る處甚五雲子も古しへ大盛の時を除き近來不進の事のみ數へ候ては金銀山退轉の端なるへし其上一ケ間歩え一十日の内纔大工四人ならては仕掛不申候ては地山穿割候事も成兼剩大工壹人に鏈代四五匁の代銀賣立候事故繰穿になり景氣取直し候期も無之不盛は尤の事なり

『佐渡年代記』中

史料7―43　寛政七年（一七九五）

●甚五間歩・雲子間歩兩山共御差上、山師下田利左衛門・大坂惣左衛門兩人共割間歩へ被仰付、弐人扶持計、六十枚口御番所・雲子御番所詰合無之ニ付、上相川町役人見廻リ被仰付

両山掛リ合之者御暇被仰付候者共

上相川山留伊太郎・同所帳付藤左衛門・間山ほりこ遣ひ徳十郎・大工町小遣ひ吉助・新五郎町帳付茂七・六右衛門町山留三左衛門・大工町山留市左衛門・中京町帳付喜久右衛門・米屋町山留喜兵衛・四十物町山留三十郎・弥十郎町山留初右衛門・嘉左衛門町ほりこ遣幸右衛門・三町目油番善太郎・三丁目小遣善蔵

〆拾四人浪人

『佐渡国略記』下

史料7―44　寛政八年（一七九六）

一　金銀山金穿大工御入用御改の儀寶暦十辰年より五ケ間歩え貳萬五千人御仕掛の積りに相成天明八申年より銅山大工別段五千人御仕掛ケ都合三萬人の御改に相成候處此節甚五雲子兩間歩は休山になり其外共御改高程は不用に付一ケ年大工貳萬人迄仕掛候得は差支無之趣を以三萬人の御改は返上に成貳萬人の御改に伺替る

『佐渡年代記』中

一　金銀山大道間切入用青盤甚五水抜入用增取立とも御藏元書直段御拂米買受候者より米五斗に付錢六拾五文五分宛取立候分松平伊豆守殿え伺の上御免被仰渡大道間切は溜間切代利足穿鑿御入用を以切繼候積り申上る

『佐渡年代記』中

史料7―45　寛政十年（一七九八）

一　金銀山大道間切年々掛り役人も入替り模様をかへ場所を移し功を急候故歟度々興廢有之に付古來より申傳の場所を撰無退屈切延候上十ケ年目に一度つゝ様子取調申上候積りを以青盤間歩松太郎間切鳥越間歩銀棚間切中尾間歩出來助間切大切山厚身大延間切市ノ勢開切大助間切甚五間歩源太郎間切大切山吉助間切日向大間切と青盤間歩六番切山中尾間歩水貫間切不怠に切繼候積り申上る

『佐渡年代記』中

史料7―46　寛政十一年（一七九九）

●羽田町藥屋吉左衛門吉郎兵衛と相改、今般青はん・甚五敷内水替請負被仰付、七ケ年季拝借銭千百貫文前御かし付、質物は西方村ニテ田地差上候由、四月初十日ゟ水替人足入立候由

『佐渡国略記』下

史料7―47　文政四年（一八二一）

一　上相川新切山を止甚五間歩源太郎間切え移す

『佐渡年代記』中

史料7―48　文政五年（一八二二）

一　青盤甚五兩間歩え地水替一手に入立中尾え江戸水替入立候積り極る

『佐渡年代記』中

史料7―49　文政七年（一八二四）

一　雲子間歩敷内通行筋潰込候處元來柄山の内を取扱候場所故度々破損有之永續無覺束趣を以甚五間歩取明銘目は雲子と唱へ以來甚五より通行番所も引移普請出來

『佐渡年代記』中

一　六月六日夜甚五間歩敷内より水替無宿共貳拾四人逃去河原田海邊に有之獵船に乘沖合へ漕出候處役目の水替とも追掛召捕來に付夫々仕置申付る去年中度々多人數にて逃去皆々小船に取乘越後路迄逃延又は多人數狼籍等におよひし處此度召捕後は惡事をなす事稀也

『佐渡年代記』中

●（七月）廿日夜、甚五間歩敷内ゟ水替拾八人逃上リ、在中へ罷出、町同心七人出役、内三人廿一日在方ゟ召連来、四人戸中村ゟ廿五日召連来、廿八日夜金北山道ゟ五人召捕、残三人ニ成

『佐渡国略記』下

史料7―50　弘化三年（一八四六）

一　甚五間歩自分稼所へ市中之者より錢五百貫文助力致し遣十ケ年賦無利足拝借返納は是迄之振合を以市中買請米元代に取添可相納旨申立候得とも市中出錢先年より度々之儀彌増に差出候而は拂米代相増末々難儀に付願之趣不被及沙汰追而出錢之廉溜見計錢五百貫文甚五間歩稼之方へ下ケ戻候積り沙汰す

『佐渡年代記』下

一　山師大坂庄右衛門義甚五間歩成立厚存込困窮之中をも不厭敷内自普請度々いたし稼方相勵故右間歩追々模様宜趣相聞職体大切に心得出精致ス段殊勝之事に付爲手當錢貳百貫文差遣候間猶此上稼方相勵候様庄右衛門へ可申渡旨山方役へ書付を以申渡

『佐渡年代記』下

史料7―51　弘化四年（一八四七）

一　金銀山本途山と唱御直山五ケ所之外市郷之者自分稼六ケ所之内差向甚五市ノ勢兩間歩は賴母敷湯所に付取明稼込候はゝ往々御直山と申上候程之出方可及旨其筋之者共申立去年十月以來手限取明爲相稼候處追々鏈に切當り候間引續御稼取計度候處一ケ年御斷大工幷穿鑿入用之分は本途山へ御仕掛有餘無御座候に付自分稼所へ年々御入用三千兩を目當にて相稼出方と御入用差引千兩餘御益に相成候に付出來増候金

銀御益之分は上ケ切に仕出來金銀上納高に應し仕拂候御入用は一旦佐州御金藏より仕拂置江戸表より御下戻御座候樣御勘定奉行へ打合同書面十二月六日阿部伊勢守殿へ進達之處同廿三日伺之通り可取計旨被仰渡

『佐渡年代記』下

史料7―52　嘉永元年（一八四八）

一　山師大坂庄右衛門儀甚五間歩見込深き趣を以去辰年以來自分入用にて相稼候處固より困窮之中都て難澁をも不顧唯々一山成立之儀のみ心掛稼方一盃見込的當致し代銀高賣立候樣相成現に先般自分稼所御仕入之爲江戸表より御下金をも申上御下知に相成候は重に甚五間歩之盛により候故之儀にて年來職業出精之趣に付褒美として銀三枚山師頭取申付候間尚此後格別出精致し預り山所に無之共諸間歩之内見込之敷所有之は可申立旨を沙汰す

『佐渡年代記』下

酒壹樽　鯣

右は甚五間歩の儀先達て以來自分稼申付置候處格別骨折此節鏈代一貫目以上の出方に相成候に付雇之者其外へ書面の通遣之

元廣惠倉上番　下河原留七
御用炭下遣　大吹所銀懸並　駄栗毛虎右衛門
相川重立町人　伊藤嘉十郎
同所下遣世話煎　元廣惠倉上番　水落市藏

右の通申渡候

申十一月

『佐渡年代記拾遺』

史料7―53　嘉永四年（一八五一）

一　甚五間歩市ノ勢間歩敷内御普請伺之趣承届廣間役石井三郎右衛門其外掛り役々申渡

『佐渡年代記』下

史料7―54　明治四年（一八七一）

明治四辛未正月改　鑛山役所調

（前略）

山留頭　甚五　市助　甚五　榮八

（中略）

山留　（中略）

甚五　小吉　甚五　永吉

同　辨吉　同　嘉吉

（中略）　鳥越甚五　吉太

（中略）

敷岡世話煎　中使　（中略）

（中略）

甚五　秀吉　（中略）

（中略）　甚五　鶴助

（中略）　〆　廿五人

（中略）

鍛冶頭　（中略）

（中略）　甚五　秀次

（中略）

明治四辛未十二月廿三日

火之番

（中略）　甚五　季之助（三吉）

（中略）

（中略）　〆　十一人

（後略）

『佐渡年代記続輯』

文献史料8（清次間歩）

史料8―1　慶長年間（一五九六～一六一五）

山師由緒

（前略）

下田利左衛門　上京町北側

先祖清治甲州下田勘兵衛男子慶長ノ頃当国へ渡リ左沢ニ銀山ヲ見立ツ。是ヲ清治間歩ト言フ。山師御抱入其後勤方中絶ス。中頃ヨリ新規ニ被召出。先祖ヨリ当時迄住所初メ大工町ヨリ米屋町へ移ル。宝永ノ頃弐丁目西側へ移ル。享保ノ初ヨリ当時上京町ナリ。

（後略）

『佐渡相川志』

●相川銀山立始リ之事　一、相川銀山ハ慶長六辛丑年七月十五日靏子間歩稼方之者三浦治兵衛渡部儀兵衛渡部弥治右衛門山伝ヒ海辺ヨリ相川ニ至リ今ノ濁川ヲ伝ヒ登リ清治ト大切山トノ間ニ有父ト云所ニ登リ湧上リヲ穿出多ク金銀ヲ得タリ第一六拾枚第二道遊第三割間歩三ケ所ヲ始トス又父ヨリ南ニ当リ三方大山ニテ囲ヒ中ニ立タル高山アリ後ニ中山通リト云ハ是也本文ニ記相川銀山立始慶長六丑年ト諸家旧記ニ候得共慶長五子年羽田村竹算分水帳ニ金山町ト有之其余下寺町銀山寺慶長元年仏具ニ金山町ト記是ヲ以相考ル慶長以前ヨリ金銀山ハ有之ト相見　銀山ノ次第

（中略）

・一、清治間歩　下田清治

（後略）

『佐渡国略記』上

史料8―2　慶長八年（一六〇三）

諸山開休坑年暦

（前略）

○本途八ケ所

（中略）

清次　開　慶長八年　休　宝暦五年　再　文化十一年

（後略）

「杵陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

史料8―3　慶長九年（一六〇三）

「甲種文書」

（前略）

源右衛門平下田清次間歩出鏈之事

一、合三十荷ハ　あつめ鏈

右者辰ノ三月中十日ニ出申候処実正也

辰ノ三月廿一日　前田角右衛門　㊞

山主　き　ふ　素　安　㊞

（後略）

「慶長・元和の頃金銀山に関する文書」

（『佐渡相川の歴史―資料編三』所収）

史料8―4　元和五年（一六一九）

当時御稼間歩并銀山内一件之事

（前略）

一清次間歩　惣敷地坪四百九拾弐坪

御番所建坪（三拾弐坪弐歩余）

鍛冶小屋建坪（弐拾弐坪）

建場小屋弐軒

此間歩之儀元和五未年開発以来盛衰ニ付度々致中絶候得共、宝暦元未年迄は少々御稼有之候処至而不景気ニ付御稼は相止御間切被仰付同年六月ゟ切候処是又無程相止又々少々御稼被仰付、同三酉年迄御稼山ニ而有之候処一体其節相稼候長作敷と申所けたへ候場所ニ而、宜鏈も有之候得共、御稼相続致間敷趣ニ而同年ゟ又々相止申候、然処右長作敷之儀難捨置場所ニ付、宝暦九卯年隣山大切山間歩ゟ長作敷江之煙貫切山折々相立候処、文化十酉年四月、大切山吉助間切ゟ貫合けだへ障無之様罷成候ニ付、追々大工御仕掛歩捜鎚相立代銀売立罷在候処、同十二亥年八月中十日ゟ御直山ニ相成、引請稼被仰付、尤御雇之者共儀も新規被仰付候

釜ノロゟ三ツ合迄間数二百間弐尺弐寸

当時御稼敷々二敷

山師六人

秋田権左衛門

小川金左衛門

和田与太郎

喜田　平八

大坂庄右衛門

味方与次右衛門

帳付　兼帯壱人

油番

穿子遣頭弐人

山留頭壱人

穿子遣壱人

小遣弐人

荷ノ番壱人

かなこ弐人

〆

文政十亥年其身一代清次間歩山師被仰付候

文化十酉年大切山吉助間切ゟ煙貫貫合候節得折候ニ付同十二年亥年清次間歩山師被仰付候

（後略）

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料8―5　寛永三年（一六二六）

一　下田清次と云者銀山を開て清次間歩といふ無程中山立合と云に切當り大きに盛を得しに向山立合と云も手近しといへとも一旦中山立合を切し故後に至てしはらく中絶す

『佐渡年代記』上

史料8―6　元和四～寛永四年（一六一八～一六二七）

一　七月十四日鎭目市左衛門惟明佐州にて卒す

（中略）

鎭目市左衛門様御仕置十ケ年之内御直山之覺

（中略）

一六拾枚向清次間歩御直山　　山主　下田清右衛門
　　清水次郎兵衛

是は先年も鏈出申候其以後秋田權右衛門山に罷成三年盛申候其内大盛之時分は一十日に日々鏈千七八百荷程出申候間銀目四拾貫目餘之賣高に御座候

（後略）

『佐渡年代記』上

史料8―7　寛永五年（一六二八）

一　銀山拾八ケ所御立　清次間歩御取明

『佐渡風土記』

史料8―8　寛永十三年（一六三六）

一　五月十三日清次間歩を御直山とし六月より普請に取掛り七月廿一日より切山を切延し六十間貳尺貳寸にて鏈に切當り又百四十間の間年々切延三ツ合に至る

『佐渡年代記』上

史料8―9　承応元年（一六五二）

一　清次間歩の山主下田清左衛門身上不如意に及ひ右の間歩を同輩秋田三郎右衛門へ譲り渡すと云

『佐渡年代記』上

史料8―10　万治年間（一六五八～一六六〇）

●万治之比流人弥次兵衛卜云者加賀弥次右衛門卜云かなこノ手代ヲ勤、清次間歩ヲ稼、大分之金銀ヲ穿出候由

『佐渡国略記』上

史料8―11　万治元年（一六五八）

●戌、甚五間歩清治間歩勝合ニ付山主権右衛門卜与次右衛門出入、与次右衛門少シ申分難立故病気ニ而悴ヲ広間江出シ、与次右衛門ハ権右衛門聟ニ而与次右衛門悴ハ権右衛門孫ニ有之候間於広間ニ御尋之節茂権右衛門無言ニ成、依之御留主居方内々ニ而山主共ニ双方取扱候由被仰付

『佐渡国略記』上

史料8―12　寛文十年（一六七〇）

一　清次間歩を取明け小川金左衛門（片山勘兵衛か子なり）秋田權兵衛を山主とす

『佐渡年代記』上

（※『佐渡風土記』にも記事あり。同一のため省略）

史料8―13　延宝六年（一六七八）

一　割間歩去年の秋より出方劣り清次間歩出方を増す

『佐渡年代記』上

史料8―14　延宝八年（一六八〇）

●洪水ニ而割間歩御稼相止事　〇延宝八申年八月六日・十一日、両度之洪水六日ハ青盤之寿貞堤切候、日向間歩ニテたけト云女流死、又々十一日夜大雨ニテ其夜寅ノ刻ニ六日ノ水ゟ相増出、清次間歩ニテ男六人流死、山内濁川ノ家屋敷過分痛、諸山之水割間歩鋪内江仕込、樋百八拾弐艘之内三拾七艘有之、残百四拾五艘柄山押込町人足千三百人出、両度之洪水ニ御奉行歩行ニテ登山、妙音寺坂ノ横道ニ被成御座候而下々之者江粥ヲ被下、其外出精之役人並山ノ内ニテ此度家財押流候役人江金子ヲ被下、勿論家屋敷押流候山内ノ者江米

八拾俵拝借、清次間歩ニ而流死候六人之妻子江米三石銭六貫文被下、然所右百四拾五艘之樋水下ニ罷成、間山川通リ御普請稼ク諸役人方へ被仰付候処、一日ニ水六寸宛下リ、普請ハ十二三ケ月も掛リ可申由申上候所、小山四郎右衛門殿江御尋被成候得ハ、水一日ニ三尺平均ニ下ケ、御普請ハ三ケ月ニ出来可申由相達候、依之此度川普請之御用四郎右衛門殿相勤、右積リ之通御普請皆出来、間山濁川此度御普請人足壱人ニ付賃銭百五文ニ請負、八拾五文宛ニ雇入、年罷寄候男女者子供迄人足相勤申候者江相応ニ賃銭被下、下々之者共悦申候

一説ニ諸山之山主かなこ共随分致出精、樋百四拾弐艘迄水かすり申候所、何者か申上候哉小風呂ト云ハ是ゟ下ニ無之、四拾艘者柄山之下ニ捨置候ト申上候由、左様ニハ無之此四十艘下り候得ハ、七枚棚ニ逢御山出来可申候所、百四十二艘も壱艘捨リ弐艘捨リ段々減シ、漸五十八艘ニ罷成

（後略）

『佐渡国略記』上

（※『佐渡年代記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料8―15　天和元年（一六八一）

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川羽田下戸西濱通り五十里十歩一迄の町數を量り翌年二月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左の如し

（中略）

一同所より清次釜ノロ迄拾町拾貳間三尺

（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料8―16　元文三年（一七三八）

●同（十二月）三日、清次・新間歩両山共御稼止

『佐渡国略記』上

史料8―17　元文四年（一七三九）

一　清次間歩出方不進に付正月四日山田治部左衛門を取立掛となすところ同月十九日鏈に切當り二月二日の荷分に鏈代壹貫六百目餘作り出す

『佐渡年代記』上

●未正月四日、山田治部左衛門、清次間歩懸り被仰付、当山御取立同十九日鏈ニ切付

『佐渡国略記』上

●同二月二日、清次間歩荷分、銀代壱貫六百目余売立

『佐渡国略記』上

史料8―18　元文五年（一七四〇）

一　佐州金銀山稼方存寄の趣を相考可申出旨先達て御勘定奉行神尾若狭守より銀座年寄へ下知せしにより此度見分のもの佐州へ遣し度旨銀座年寄平野六郎兵衛より美濃部八郎右衛門へ願しにより御勘定奉行へ打合書面を以申上左の如し

（中略）

一　金銀山の内御直山五ケ所ありし處貳ケ所をは山師自分稼となせし趣申上し書面左の如し

先達而申上候御直山五ケ所の内

清次間歩　雲子間歩

右金銀山御直山の内出方不宜場所請負人御座候迄當分二ケ所山師自分稼可申付旨被仰渡候に付再三吟味仕候處雲子間歩清次間歩右兩山出方不宜候に付則六月十二日より自分稼申付爲相稼申候尤唯今迄仕掛ケ申候御入用差引仕切勘定申付候處相違無御座候依て申上候　以上

美濃部八郎右衛門

申六月　　田付又四郎

（後略）

『佐渡年代記』上

●同（六月）九日、甚五・清次、両山ヲ山師請山ニ被仰付

『佐渡国略記』上

史料8―19　寛保元年（一七四一）

一　山師自分稼清次郎雲子両間歩出方の儀に付進達書面左の如し

山師自分稼清次雲子両山出方大積り

御買上の金銀文字金の積りを以印銀に直し候高

一印銀拾貫九百拾九匁壹分七厘

是は申六月十三日より同十二月迄閏月共八ケ月分

右之通御座候　以上

西七月　　田付又四郎

『佐渡年代記』上

史料8―20　寛延四年（宝暦元年）（一七五一）

一　大切山清次雲子茶屋平馳割割間歩休山となる六月中銀山雇の者八拾七人減し當分の内難儀たるへき事に付扶持方を渡し十月に至て米壹俵宛遣し扶持方をは放す

『佐渡年代記』上

●同閏六月二日、大切山・清治・雲子・茶屋平・馳割・割間歩、右六ケ所御稼相止、此減人九拾七人、同（欠）御広間江被召出、当分壱人ニ付壱人扶持宛被下、尤割間歩者頭壱人御抱置被成候、御稼之山青盤ニ而減人拾三人、中尾ニ而同拾三人、鳥越新間歩ニ而同五人、甚五間歩合、右之外間切六ケ所御立被成、同十一日山師共御扶持方被仰付候趣、同間切切山之御触左ニ記、同十六日新間歩御稼止

申触候

（中略）

一、清治間歩長作敷冠より西立追切山

高三尺横三尺、但丸切車カセ日数三十日切、但延勝

此延何程右御入用

印銀四百五拾目三分四厘

是者大工六人分賃銀并小入用小穿子賃、跡向柄山ハ岡江揚候積り、印銀之分跡請取

油壱斗五升　三十日分　是者一十日分宛前請取

鑽弐百本　同断　右同断

炭拾三俵　同断　右同断

鍛冶弐人　同断　是者賃銀給米共三十日分前渡

（後略）

『佐渡国略記』上

（※『佐渡年代記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料8―21　宝暦四年（一七五四）

一　九月中十日より清次間歩御稼を止雲子間歩御直山に取立と云

『佐渡年代記』上

史料8―22　明和四年（一七六七）

●同（三月）二日夜九ツ時、清治間歩どべ小屋出火

『佐渡国略記』下

史料8―23　明和九年（一七七二）

●同（三月）廿三日朝、清治間歩不動堂焼失

『佐渡国略記』下

史料8―24　天明三年（一七八三）

一　金銀山之内清次間歩ニハ宜鏈引有之寶暦元未年迄稼し處煙貫無之敷内けたへ火灯り兼休山ニ相成其後度々烟貫切山を立れとも至而堅石故止置處相應之鏈穿可相成場所ニ付振矩繩引爲致處中石凡貳丈程切貫けたへの患を除く積り吟味之上青盤甚五兩間歩溜水汲揚入用遣ひ殘減錢貳千五百貫文餘を以清次間歩煙貫切山相立候積り石野平藏戸田主膳伺之上極る

『佐渡年代記』中

史料8―25　文化十年（一八一三）

●同（四月）廿五日、清次間歩煙リ抜切ぬける

『佐渡国略記』下

史料8―26　文化十二年（一八一五）

一　清次間歩長作敷寶暦の頃迄相稼候得共風廻り不宜火灯り不申候に付稼相止近邊大切山吉助間切に延候得は煙貫に相成候趣に付十八年以前午年より切延候處去々酉年長作敷へ貫合候に付切廣ケ等爲致試稼致し候處追々出方相進當時一ケ月鏈代壹貫五百目程つゝ出來立引續様子もよろしく候に付青盤鳥越兩間歩同様本途稼の義牧野備前守殿え相伺候處伺の通被仰渡

『佐渡年代記』中

●八月十日、清次間歩御直山ニ相成、山師秋田権右衛門・小川吉郎右衛門・和田重次郎・喜多平五郎被仰付、外ニ味方与次左衛門出精相勤候ニ付、御差加へ被仰付候

『佐渡国略記』下

●（八月）廿日、青盤敷役人頭南沢理兵衛儀、清次間歩油番被仰付、六右衛門町吉兵衛穿子遣、新五郎町権兵衛・中京町和助両人共小遣、四十物町覚兵衛・上相川吉太両人ハ穿鑿雇穿子遣被仰付候

『佐渡国略記』下

史料8―27　文政期（一八一八～一八二九）

相川御役所御大門ゟ銀山江の道法并銀山順道間数高下

（前略）

清次間歩　大御門ゟ是迄弐拾六丁四拾間、大切山間歩釜ノ口ゟ当間歩釜ノ口迄弐丁四拾六間二尺

（後略）

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料8―28　文政二年（一八一九）

●（二月）六日、清次間歩大工弥十郎町定助、於敷内変死いたすに付、右厄介之者へ為御手当銭拾五貫文被下之

『佐渡国略記』下

一　諸間歩出方先年景氣宜節も春夏の間は出方少き方に有之處當年は初春より引續出方宜青盤間歩鏈代一十ヲ日壹貫三百目鳥越間歩貳貫五百目中尾間歩壹貫六百目餘出來立清次雲子兩間歩出方打合候得は一十ヲ日分に而鏈代五貫九百七拾目出來立近年引續金銀山御仕入御手厚に相成候に付景氣取直追々御益も相進候様可被成乍去五ケ間歩とも慶長より天和の頃迄開發に而穿下候に隨ひ出水操捨臨時御入用相掛候趣水野出羽守殿え書面を以申上ル

『佐渡年代記』中

一　諸間歩出方初春以來引續景氣宜一十ヲ日鏈代五六貫目程宛の出方連綿いたし十一月に至り青盤間歩壹貫七百目鳥越間歩五貫貳百目中尾間歩壹貫七百目清次間歩八百目雲子間歩壹貫七百目餘都合鏈代拾貫目以上の出方に相成候趣水野出羽守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

史料8―29　文政六年（一八二三）

一　清次間歩數内釜ノ口繕ひ替有之

『佐渡年代記』中

史料8―30　文政七年（一八二四）

●（正月）十七日、青盤・鳥越・中尾・青次・雲子右五ケ間歩へ御酒五十樽被下

『佐渡国略記』下

●（十二月）廿七日、鍛冶頭取代壱町目善蔵儀、清次間歩増鍛冶入立中骨折いたすに付、為御手当鳥目壱貫文、於山方役所被下之

『佐渡国略記』下

史料8―31　文政八年（一八二五）

●（九月）清次間歩押懸大工余慶御入立ニ付、地鍛冶人少ニ而御差支ニ相成候間、去冬之振合を以十月三日頃ゟ町鍛冶之内三人宛助合差組可致旨西川藤兵衛殿ゟ御談ニ付、鍛冶頭取代一丁め善蔵・年行司同所弥兵衛呼出申渡、且賃銭之儀ハ去申年御雇入之節被下候通り

壱人一日弐百文宛之積り、御同人へ申上置

『佐渡国略記』下

●山師大坂造酒蔵其身一代清次間歩山師被仰付

『佐渡国略記』下

●（十二月）廿九日、清次間歩増鍛冶之儀、当酉十月六日ゟ昨廿八日迄入立候処、同日切ニ而為引取候旨鍛冶頭取代壱町目善蔵届書差出ニ付、御取扱永井四郎兵衛殿へ上ル

『佐渡国略記』下

史料8―32　文政九年（一八二六）

●（五月）十二日、四十物町忠次郎義、清次・雲子両間歩兼職被仰付候ニ付、町役目壱軒分御免被仰付候

『佐渡国略記』下

史料8―33　天保二年（一八三一）

一　中尾間歩水貫間切貫合一山後榮之基相立候義に付祝義として中尾間歩へ貳斗入酒百樽青盤鳥越清次雲子銅稼並水替共其外本途勝場床屋兩間吹所吹分所大吹所銅床屋市中等へも夫々酒鰯を遣す

『佐渡年代記』中

史料8―34　天保八年（一八三七）

來戌正月十一日御祝の義例年の通中尾にて取扱候間其段かなこともへ御申渡可被成候依て御達申上候也

酉十二月廿七日　　山方役所

青盤　鳥越　中尾　清次　彌十郎御番所

追て早々御順達可被成候尤例年に代り候風聞も有之如何に付此段も御申渡可被成候

（後略）

『佐渡年代記拾遺』

史料8―35　天保九年（一八三八）

一　清次雲子番所役助を止る

『佐渡年代記』下

史料8―36　天保十一年（一八四〇）

青盤　清次　鳥越　雲子　中尾　孫十郎

御普請役元〆　　水野正太夫

右佐渡奉行支配與力格廣間役過人可被申渡候勤仕の内役金三拾五兩被下候且又爲引越料金五拾兩被下候間七月廿四日水野越前守殿御書付を以被仰渡候

右之趣被仰其御心得として御達申候以上

子七月十二日

『佐渡年代記拾遺』

史料8―37　天保十四年（一八四三）

一　清次間歩油番壹人荷之番壹人外並之通給米給錢御藏請取之積り可相心得旨右同斷

『佐渡年代記』下

史料8―38　嘉永二年（一八四九）

一　清次間歩山師和田與太郎儀青盤間歩山師共老年又は年若にて稼方差配手薄に付青盤間歩山師申付候旨飛彈守相渡書付を以掛り廣間役へ五月中申渡

『佐渡年代記』下

史料8―39　嘉永四年（一八五一）

一　清次間歩東敷取明幷十八枚棚手入等三千百九十貫文餘を以て御普請申付廣間役吉田寛兵衛其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

史料8―40　安政七年（万延元年）（一八六〇）

別紙寫廣間役衆より被相渡向後武術修業等申立相越し候は勿論一躰の旅人の内へ紛居候儀等も難計候間一同申合猥に逗留等爲致間敷旨談し有之候に付及御達候早速御順達止より御返却可被成候　以上

閏三月十二日　　彌十郎間歩

御番所　外
青盤　鳥越　中尾　清次
『佐渡年代記続輯』
諸間歩申八月初十日分
（前略）
同（鐵代）五十三匁分　清次
（中略）
合鐵代一貫二百六匁三分
右之通目利仕候處心障無御座候御定法三割九分出來立
申上候也
申八月十六日　庄次郎　印
（以下五名略）
（後略）
『佐渡年代記続輯』

史料8―41　文久元年（一八六一）

諸山地入用内譯
（前略）
一　清次　一ケ月分
手傳穿子拾五人
此賃錢一貫七百十八文　但　一人ニ付百十四文ツヽ
一　丁場穿子貳拾九人五分
此賃錢一貫二百五十八文　但　一人ニ付四十一文ツヽ
一　荏桐油五升九合
此代一貫九百九十一文　但　一升ニ付三百三十六文ツヽ
一　炭六俵
代六百三拾七文　但　一俵ニ付百六文二分ツヽ
一　小入用錢三貫五百文
灯心五拾目
代百六文　但　百目ニ付二百十二文ツヽ
一　大一丈五本
代三百二十四文
一　大貳間五本
代三百貳十八文
一　九尺五本
代百八文
一　矢木七本
代百四文
一　留木貳拾貳本に付揚駄賃八拾九文
一　油五升九合に付同斷一文
〆錢拾貫百七拾六文
此金壹兩壹分永二百四文一分六厘　但　一兩ニ付七貫文替
但一十ヲ日ニ付一分永二百三十四文七分二厘
（後略）

諸間歩大工如人當御入用
（前略）
清次間歩　同斷
一　大工拾人
此肩九拾枚　但　肩一枚七十六文ツヽ
此錢七貫百廿四文
一　鑽通拾貳人
此錢一貫八十四文　但　一人八十一文ツヽ
一　荷揚八人半
此錢七百五十一文　但　一人八十五文ツヽ
一　講（ママ）指拾人
此錢六百三十四文　但　一人六十一文ツヽ
一　鍛冶一人半　品渡
此給米壹斗五升　但　米一升に付四十八文ツヽ
此錢七百四十八文
此給錢二百廿四文
一　中割鐵一貫八百目　品渡
此錢一貫拾六文　但　一貫目に付五百六文二分ツヽ
一　刃鐵四百目　品渡
此錢四百廿六文　但　一貫目に付四百七十二文ツヽ
一　荏桐油三升二合
此種二升二合八勺　但　荏桐一升に付種油九合ツヽ
此代一貫七拾一文　但　種一升三百七十文ツヽ
一　炭六俵
代六百二十七文　但前同様　但　一俵百六文二分ツヽ
〆拾三貫七百三拾一文
外
二百九拾文　前同様
〆拾四貫貳拾五文　せんさく大工十人分同斷
（後略）

右稼日數割合
（前略）
（中略）　十二貫二百六文　十二貫四百六十五文　八日稼　清次
十貫六百七十七文　十貫九百　九文　七日稼

九貫百五十三文
九貫三百四十五文　六日稼
七貫六百廿八丈
七貫七百八十九文　五日稼

〆

（中略）

清　次

同斷（御仕掛大工拾人）

一　鏈代百目　此出來銀百三十九匁

此吹立

面筋金二匁三分　但　出來銀一貫目に付面筋金拾六匁五分

此成代八匁一分　但　面筋金十匁出來候得者出來銀の内三十五匁成代

殘山吹銀百三拾匁九分

此吹方

分筋金三匁七分　但　山吹銀一貫目に付分筋金二十八匁五分

灰吹銀百十八匁一分　但　右同斷に付灰吹銀九百二分三厘

右金直

面分筋金合六匁

此金三分永百二十文　但　筋金百目に付金十四匁二分

灰吹銀百十八匁一分

五に此金直六兩二分永七文七分

但　灰吹銀一貫目二付金五十五兩永百三文五分三厘

〆五に金七兩三分永四拾一文二分

九に金拾三兩貳分永三拾文二分　出方

御入用

一　金二兩一分永拾三文　粉成吹入用

此錢十五貫八百四十文

但　出來銀一貫目に付年假目當高百五十八貫四百十七文

一　同二兩永八拾六文六分　大工拾人分稼入用

〆金四兩一分永九拾九文六分　御入用

此錢三拾貫四百四十六文

差引

五に金三兩一分永百九拾一文六分　御益

九に同九兩一分永三十文六分

大和守舊臘十五日於御前御懇之以

上意御加增一萬石拜領事

右の通り相觸候條可得其意者也

酉正月

『佐渡年代記続輯』

史料8―42　文久三年（一八六三）

鉄炮組番手

一ノ組　（中略）　板町　紋右衛門

小頭一　（中略）　小頭三

清次油番　清次鍛冶頭助

大工町　喜四郎　五郎左衛門町　吉五郎

（中略）

一ノ組　（中略）　清次敷役人並

小頭五　六右衛門町　清　蔵

（中略）

二ノ組　（中略）

小頭七　清次頭

上京町　弥兵衛

（中略）

清次頭

上相川　吉　太

二ノ組　同所敷役人

（中略）　四十物町　覚　助

清次鍛冶頭

柴町　元　治

（中略）　清次帳附

二ノ組　二丁目　利平治

小頭八

（中略）

一ノ組　（中略）

小頭七　清次地鍛冶

（中略）

清次敷役人並

坂下町　音次郎
同所同断
銀山町　留　助
（中略）
二ノ組
小頭九
（中略）
清次地鍛冶
六右衛門町　甚　平
（中略）
二ノ組
小頭十
（中略）
外　番外
（中略）
清次
諏訪町　鉄　次
（中略）
合惣勢百三拾三人

右者、此度江戸表ゟ異国船打払ニ付、国(固)メ被仰出候間、是まて徳川家のろ具(禄)を少々たりとも頭(頂)戴いたし候者者、弥十郎町後藤屋敷、又ハ調練場江も申、右場所おゐて、炮術けいこし仕候旨、かたく相心得候事

文久三亥三月

（後略）

「本途山鉄炮方備へ組」

（『佐渡近世・近代資料集―岩木文庫』上巻所収）

史料8―43　慶応二年（一八六六）

諸間歩大工拾人當御入用
（前略）
一　米一斗五升
一　銭十六〆(貫)五百文　清次
差引銭二百四十八文
（中略）
一　同（銭）四拾二貫七百四十八文　清次
但右同斷二百廿四文宛

是は右同斷一ケ年御仕掛大工千九百人程同間歩の義は減物一圓鍛冶方買入の廉に相渡候に付以來書面之通相減候積り

（後略）

『佐渡年代記続輯』

史料8―44　明治二年（一八六九）

巳二月十四日御用西潟八雲より申來
（前略）
清次　四兩二歩　堀口市太夫
（中略）
清次　〇　井戸新二郎
清次　一兩二歩　河野小太郎筆
（後略）

『佐渡年代記続輯』

史料8―45　明治三年（一八七〇）

覺
午七月分　但三十日
（中略）
清次間歩長作敷西延
一　切山壹ケ所但加勢竪四尺横三尺荒揃
此大工拾貳人分　但一十日分
（中略）
〆　間切三ケ所
切山六ケ所

右は柄山不殘岡場之上一ケ月何程切延候哉請負望之ものは來ル廿五日五ツ半時入札開封之積り同日入札鑛山司役所に可差出尤望無之ものは其譯觸書へ下ケ札いたし可相返旨町々不洩様可觸知もの也

午六月　佐渡縣
廿二日出ル　同廿八日返上　町年寄

『佐渡年代記続輯』

史料8―46　明治四年（一八七一）

明治四辛未正月改　鑛山役所調
（前略）
吹大工　（中略）
水替役所　（中略）
諸品物受拂下遣
清次　惣之助

（中略）
清次　利平次
（中略）
同格
山留頭　青　辰兵衛　朱書
（中略）
青　伴助　同
（中略）
徳十郎　同
青
（中略）
同
稼人頭取
山留頭　青　兼藏
同　百次郎
（中略）
清次　覺藏
（中略）
清次　彌平　同
（中略）
山留
（中略）
清次　幸太
（中略）
山留格
敷岡世話煎　青　兼次　朱書　山留助
（中略）
清次　篤藏
彌十郎町　青　市助
山ノ内　青　勝次
（中略）
金坑方定番匠
（中略）
清　須（次）　龜吉
（中略）
鍛冶頭　青　彦兵衛
（中略）
青　總次郎
火之番
（中略）
清次　（權兵衛
和助）
（後略）

『佐渡年代記続輯』

何も無油断様ニ申付候事

「川上家文書　第十一号」（『佐渡相川の歴史　資料集三』所収）

文献史料9（鳥越間歩）

史料9―1　慶長十一～十五年（一六〇六～一六一〇）

一、向山鳥越古間歩、さらへニ渡候□□□□□□鏈ニ相申候□□□□□

（後　欠）

一、向山鳥越下田清次大横相ニ、上桜間歩と申古間歩さらゑニ渡御普請申付候処ニ、見事成る筋鏈ニ相申候就夫ニ其辺ニ間歩数あまた出来申候、其内ニ、三ケ所はやつるに付申候

（後　欠）

一、向山鳥越桜間歩、此中ハときれ口ニ御座候而、敷之御普請昼夜無油断やうニ申付候、同所石見角右衛門間歩ハ、鏈出申候、其外ニ御普請間歩多御座候、

（中略）

諸山開休坑年暦

（前略）

○本途八ケ所

（中略）

鳥越　開　天和元年　休　貞享三年　再坑　元禄四年

（後略）

「桝陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

史料9―2　慶長十八～元和三年（一六一三～一六一七）

明治十八年現在鉱坑（相川町志）及鉱区

鉱区四境

東仏ケ平（羽田・下戸・小川三ケ村山会地）　西ハ水金沢、南柄杓沢（羽田村）、北大谷（小川村）、深サ千尺余ニ及ブ巾員凡百四十四万坪

坑名

鳥越　鉱質　上

天和元酉年開始、元禄元辰年マデ八十年間採坑（鉱）、二年間中止、同四未年ヨリ継続セリ

（後略）

「桝陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

史料9―3　寛永四年（一六二七）

（前略）
鎭目市左衛門様御仕置十ケ年之内御直山之覺
（中略）
一向山鳥越間歩　　山主　　山根彌三右衛門
是は伊丹順齋様御代に大鏈切付一十日に鏈八百荷
九百荷千荷程宛出申候大盛之時分は一十日に銀目拾
六七貫目貳拾貫目程宛出申候而七ケ年程之間相續申
候其以後も度々盛り申候
（後略）

『佐渡年代記』上

史料9―4　寛永十年（一六三三）

一　鳥越間歩へ盗人拾壹人入候而鏈を盗出し候處相知
レ同類不レ殘死罪

『佐渡風土記』

史料9―5　寛永十四年（一六三七）

一　鳥越小瀧御直山ニ被二仰付一山主秋田權兵衛松木八
郎右衛門

『佐渡風土記』

一　向山鳥越間歩毎十日鏈數八百荷より千荷程を出し
代銀拾六七貫目より貳拾貫目に及ふと云　但今の鳥越
間歩は天和元年の開發なれは此鳥越と云は山手にあり
と見えたり

『佐渡年代記』上

史料9―6　天和元年（一六八一）

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達
し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川
羽田下戸西濱通り五十里十歩一迄の町數を量り翌年二
月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を
記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左
の如し
（中略）
一同所より鳥越釜ノ口迄拾四町三拾七間五尺
（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

一　鳥越間歩御取明

『佐渡風土記』

一　十一月十一日より鳥越新切山立始る是今の鳥越間
歩なり右澤新切山も此日より立始りしなるへし

『佐渡年代記』上

（前略）
一鳥越間歩　　惣敷地坪九百五坪余
御番所建坪五拾弐坪五歩
鍛冶小屋建坪三拾八坪弐歩五厘
建場小屋三軒
此間歩之儀天和元酉年開発以後三度中絶いたし候
処元禄四未年再興以後当時迄中絶無之候
釜ノ口ゟ三ツ合迄間数百四拾七間
当時御稼敷々三敷
山師四人
松木　当一
秋田権左衛門
下田理左衛門
寺崎貞太郎
帳付弐人
油番壱人
穿子遣頭一人
山留頭三人
穿子遣弐人
山留三人
荷ノ番壱人
小遣弐人
かなこ三人
〆

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

当時御稼間歩并銀山内一件之事

史料9―7　元禄期（一六八八～一七〇三）

山師由緒

（前略）

秋田権右衛門

先祖古口権兵衛相川ニ銀山ヲ見立ツ、是ヲ古口間歩ト言フ。元和之頃西野村仕出御直山ノ節山師ニ御抱入名跡権右衛門生国羽州秋田ナリ。寛永十癸酉当国へ渡リ寛文五乙巳年三月十日ニ卒ス。承応元壬辰年ヨリ七ケ年仕出、百八拾間自分ニ切継ク。先祖ヨリ六代同苗権右衛門銀山稼方巧者故元禄ノ頃鳥越間歩大盛ヲ得同十六癸未六月十六日卒ス。浄楽ト言フ。

（後略）

『佐渡相川志』

史料9―8　元禄元年（一六八八）

一　鳥越間歩間切七月より止

『佐渡風土記』

一　鳥越間歩天和元年十一月十六日より切始め去々寅年六月迄厚身横貫八拾間四尺八寸切延夫より西の方立合追々貳拾九間餘當正月迄に切延亦五間四尺立戻り切下り候而鏈に切當り二十日鏈を穿出すといへとも氣絕（けたえ）に而はか〳〵敷出方も無之により六月より休る此御入用を以向山小瀧間歩といふを稼しと云

『佐渡年代記』上

史料9―9　元禄八年（一六九五）

一　十一月十日鳥越間歩本立合に切當り鏈出る翌子年は一十日代銀貳貫目程宛穿出し夫より次第に出方を増し五六年通て一十日五拾四貫目程出し事もあり十六ケ年の間運綿して出方多し此間歩先年宗岡立合迄にて休置しを去ル未年五月四日より是迄七拾間餘切延本立合に當りしなり

『佐渡年代記』上

史料9―10　元禄十一年（一六九八）

一　鳥越間歩四年以前亥年十一月十日より本立合鏈に切當り去年より今年迄一十日平均代銀五貫目餘となる來卯年は拾五貫六百目平均なり

『佐渡年代記』上

史料9―11　元禄十三年（一七〇〇）

一　鳥越間歩の出方一十日代銀平均して貳拾貫目餘となる

『佐渡年代記』上

史料9―12　元禄十四年（一七〇一）

一　鳥越間歩今年より明年へ掛け一十日の代銀四拾六七貫より五拾四貫目迄に及ひ一ケ年を平均して一十日四拾貳貫目餘となる其上青盤間歩雲子間歩なとも出方多きにより金穿大工の賃銀差支へしにより伺の上銀礼通用となる役人の内札書定役同平役と云を申渡親子共に札を認る定番役は小澤小兵衛平役は山下甚五左衛門丸田金左衛門松村六兵衛稲垣覺右衛門此外悴共は小澤小左衛門山下勘助丸田九十郎松村與五郎稲垣覺之亟等也

『佐渡年代記』上

●巳、鳥越間歩大盛、依之御蔵之印銀御払諸払差支候ニ付銀札通用、則札書定番役小沢小兵衛二代小左衛門、平役山下甚五左衛門二代勘助、丸田金左衛門二代九十郎、松村六兵衛二代与五平、稲垣覚右衛門二代覚之烝、右五人ニ而札相認

『佐渡国略記』上

史料9―13　元禄十五年（一七〇二）

一　鳥越間歩盛りに付山之神大山祇社において神事能をなす寛永の頃より中絕せし處今年再興す以前は銀山内常太夫といふ者能師なりしか今年より潟上村本間佐太夫と云もの舞ひしといふ

『佐渡年代記』上

史料9―14　元禄十六年（一七〇三）

一　鳥越間歩出方少しく衰へ七月頃迄は一十ヲ日の代

銀三拾貳貫三百目程の平均なりしか八月頃よりは一十日貳拾貫目程宛となる市ノ勢間歩の出方も衰ふ

『佐渡年代記』上

史料9―15　宝永三年（一七〇六）

一　鳥越間歩出方減して去年中一十ヲ日平均拾貳三貫目となりしか今年九月頃より源之助敷といふ所盛りを得て一十日五拾壹貫目餘となり一ケ年平均して一十日貳拾四貫目程となる青盤間歩は此節一十日の代銀拾貫目餘なり

『佐渡年代記』上

史料9―16　宝永五年（一七〇八）

一　鳥越間歩氣絶（けたえ）障りにて出方少し衰へ市ノ勢間歩出方を增し一十日之代銀貳拾八貫目迄に及ふ

『佐渡年代記』上

史料9―17　宝永六年（一七〇八）

一　正月十四日鳥越間歩建場小屋の上より雪なたれ落小屋貳軒押潰し住居のもの五人即死す

『佐渡年代記』上

●丑正月十四日、雪なたれニ而鳥越間歩立場之家二軒痛、人五人死

『佐渡国略記』上

史料9―18　享保三年（一七一八）

一　江戸表より當時銀山鏈代銀御尋に付書上ケ左の如し

（前略）

三月中十日分

一鏈代貳貫七拾貳匁五分

四月初十日分

一同壹貫七百四匁五分　鳥越間歩

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』上にも記事あり。同一のため省略）

史料9―19　享保六年（一七二一）

一　三月中鳥越間歩助吉敷盛りを得一十丁ヲ日鏈代三拾貫匁餘も賣立る其節のかなこ關東彌右衛門と云もの自分にて入用銀百貫目餘を以間切を切りし故盛りを得ると云

『佐渡年代記』上

●丑三月、鳥越間歩助吉敷盛かなこ関東弥右衛門、一十日ニ三拾貫目余宛売立、是者先弥右衛門百貫目余自分入用ニ而間切ヲ切置候由、此助吉敷ハ大間町仁兵衛ト申者方ゟ弥右衛門貰候トモ云、元禄四未年ゟ正徳二辰年迄二十二年之間、毎月過分御入用銀ヲ以諸山之間切、右之内古敷或者草見立致候者左ニ記、柴山玄庵（越中ゟ来）・安井京順・大岡香寿・古幡孝順・窪田（柴町）玄順・和田虚伯・針立裕閑（越前ゟ来ル）・六兵衛（他国者ヒシギ）・才兵衛・与右衛門・喜兵衛・全故（道心者）

『佐渡国略記』上

史料9―20　享保十一年（一七二六）

●同日（二月二十一日）、鳥越間歩山留市左衛門、山ゟ少々油ヲ盗出ヲ間山御番所ニ而見付、御吟味之上牢者、少々申分相立、出牢手鏈被仰付候

『佐渡国略記』上

史料9―21　享保十二年（一七二七）

●未十月四日夜、鳥越間歩大穿子長吉と同吉六立場へ屋尻切りはると申女ヲ志め殺シ鉄ヲ盗出シ、左門町源七方へ預ケ置、御吟味之上相知、翌年申正月廿九日長吉死罪、左門町源七山越、右之品買候鍛冶太兵衛、過料銭五貫文被仰付候

『佐渡国略記』上

史料9―22　享保十三年（一七三三）

●丑正月、鳥越間歩取分（明）人足六百六拾七人、在々三百三拾三人、相川壱人ニ付賃銭弐匁壱分七厘、壱丁目浜吉兵衛請負、町々家一軒ニ付銭弐拾弐文ツツ丑二月廿三日取立

『佐渡国略記』上

史料9―23　元文元年（一七三六）

一　三月廿八日寺崎太郎左衛門と云者鳥越間歩を稼しにより山師格に申付る

『佐渡年代記』上

●同（十一月）廿一日、鳥越間歩番所役藤木主太夫、此間両度出火ニ付、鳥越ニ役家御建、柴町ゟ引越被仰付

『佐渡国略記』上

史料9―24　元文五年（一七四〇）

●申四月四日、京町寺崎太郎左衛門、鳥越間分出廻被仰付

『佐渡国略記』上

史料9―25　寛延三年（一七五〇）

一　二月廿日鳥越間歩上煙二十ケ年以來より次郎右衛門間歩より水柄山落込候ニ付通路留居候間水廻惡敷諸敷の障りニ相成申候其上右の場取明候へバ相應の敷所も出候間御取明被二仰付一候得由兼而山師願有レ之今日御取明被二仰付一候右掛リ吟味方役小田切仁右衛門山方役高田久左衛門御目付役永井藤木被二仰付一同廿三日より取附

『佐渡風土記』

一　三月廿八日朝青盤間歩源兵衛間切御取明所矢先より水吹出し候ニ付ほりこ壹人見届ニ參候處奥より火出候ニ付逃上リ右の旨致二注進一ニ付山留頭作兵衛幷山留與十郎猶又見届ニ參候處刻限積候而も揚リ不レ申候ニ付追々人越候得共けたへ候而半途より末へ參候事不二罷成一候其内少クけたへ醒候ニ付加勢鳥越山留の内德兵衛宗右衛門又々參候處作兵衛與十郎共矢先ニ相果居候ニ付漸ク死骸引出シ候此時節當山山頭辰兵衛も半途迄參打倒れ候ニ付百死一生の躰ニ相成候然共是ハ日ヲ經致二快氣一候いまだ矢先の水留り不レ申候ニ付かけ樋等掛廻し敷通リ御稼不レ障樣ニいたし候

『佐渡風土記』

史料9―26　宝暦元年（一七五〇）

一　當時稼方を專となす青盤間歩にて雇のもの減人數拾三人中尾間歩にて拾三人鳥越新間歩にて五人と聞ゆ此節山師共へ御扶持被下

『佐渡年代記』上

一　間切切山町觸左の通り

（前略）

一鳥越間歩勘左衛門敷立追間切　三十ヲ日切

但高サ五尺横五尺板枷

此印銀五百拾九匁六分六厘

外品渡右同繼

但此立追間切追て鏈に切當り盛を得る天明年中に其功を記す

（後略）

『佐渡年代記』上

●同閏六月二日、大切山・清治・雲子・茶屋平・馳割・割間歩、右六ケ所御稼相止、此減人九拾七人、同（欠）御広間江被召出、当分壱人ニ付壱人扶持宛被下、尤割間歩者頭壱人御抱置被成候、御稼之山青盤ニ而減人拾三人、中尾ニ而同拾三人、鳥越新間歩ニ而同五人、甚五間歩合、右之外間切六ケ所御立被成、同十一日山師共御扶持方被仰付候趣、同間切切山之御觸左ニ記、同十六日新間歩御稼止

申觸候

（中略）

一、鳥越間歩勘左衛門敷立追間切

高五尺横五尺但板カセ日数三十日但延勝

此延何程右御入用銀

印銀五百拾九匁六分六厘

是者大工六人分賃銀小入用小穿子賃銀、但跡向

柄山ハ岡江揚候積り、印銀之分跡請取

油壱斗弐升六合　三十日分　是者一十日分宛前請取

鑽百五拾本　同断　右同断

炭拾三俵　同断　右同断
鍛冶弐人　同断　前書之通
（後略）

『佐渡国略記』上

史料9―27　宝暦十二年（一七六二）

●同（十二月）十四日夜、大雪、銀山ハ青盤ゟ鳥越江通路無之程之儀、尤此間段々ふり積り候所へ如此、五十年以前巳年同様之大雪

『佐渡国略記』下

史料9―28　明和二年（一七六五）

一　御勘定奉行掛合之上石州より銀山師を呼寄せ四月九日上野治兵衛（一本彌兵衛）廣田源十郎と云もの二人來り金銀山稼方粉成吹方を見届させ存寄を尋し處石州の稼方よりは手廣に而巨細に行届き聊心付之事もなく却而佐州の主法を以石州稼方の龜鑑にもなすへき旨を申立尤石州に而は石吹とて鏈石を其儘吹立る事も有之趣ニ付試のため鳥越間歩の鏈を石吹になさしむる處堅石故歟吹解難く金銀出來方劣りしニ付是迄の主法勝れし事に決定し銀山師貳人之もの六月十五日出立して歸る

『佐渡年代記』中

●同（四月）九日、石州銀山師上野弥兵衛・広田源十郎家来弐人各小木湊江渡海、翌日相川弐町目庄右衛門方へ落着、十九日羽田町作左衛門旅宿へ引移、十二日御広間江相詰、逗留中銀山併買石・吹所・銅床江度々罷越、石州ゟ持参之白錬鏈ヲ以鳥越間歩下鏈ヲ石吹ニ致、達者村・入川村銀山古間歩見分御用相済、六月十五日相川出立、同十七日出船

此度銀山師渡海之趣意、酉年御用品并別冊石州一件之書物ニ委細記置

『佐渡国略記』下

●酉四月廿三日、山方役原勇左衛門・鳥越間歩番所役松原藤太夫、同夜ニ入於御組頭若林平左衛門様ニ、右両人役儀被召上、鳥越間歩山師小川孫太郎・喜多儀左衛門差扣、同かなこ大工町伊三郎・嘉左衛門町吉左衛門手鎖

『佐渡国略記』下

史料9―29　明和三年（一七六六）

一　二月朔日鳥越間歩勘左衛門間切初て鏈に切當り舊例に依てみくれ鏈笊饅頭酒を御役所へ出す山師下田清次郎かなこ次助町孫兵衛と云もの也

『佐渡年代記』中

（※『佐渡国略記』下にも記事あり。同一のため省略）

●戌七月六日、今度出水ニ付、御広間役笹川運四郎・今井新次郎、十二日山方役田中茂右衛門、普請所定役丸田金左衛門、御目付役岸野猛次郎、普請所役仁木権太夫、勘定役堀口市太夫、町同心吉村儀市郎・中川和久右衛門、山師和田十郎左衛門・喜多政四郎、鳥越山留頭嘉左衛門町弥次兵衛、甚五頭六右衛門町市右衛門、割間歩頭同所市左衛門〆（欠）、同十三日銀山并町々痛所見分

『佐渡国略記』下

●戌九月晦日、先達而出水ニ而銀山川通痛、石垣足壱（ヘ六カ）人ニ賃銭五拾壱文四分ニ石扣町喜右衛門・同所清六請負、十月二日ゟ鳥越川通普請始

『佐渡国略記』下

史料9―30　明和七年（一七七〇）

●寅十一月晦日、甚五・鳥越御手当之地払米百石、湊町吉十郎方へ約束致、附金七両吉右衛門ゟ世話煎かなこへ渡、同十二月十九日諸山へ弐百石被仰付、内七拾石甚五・鳥越引請之分附金之内拾四両地方役所へ、同廿二日吉右衛門納

『佐渡国略記』下

一　鳥越間歩敷内字三連階子と云所潰れ込通路塞りし事貳拾餘年ニ及ふといへとも其頃ハ西敷通りを稼し故差支も無き處此節東通りを穿鑿なすに依て伺之上三連階子取明をなす

『佐渡年代記』中

史料9―31　安永元年（一七七二）

一　八月廿五日鳥越間歩敷内落石ありて即死人怪我人あり（米屋町文助といふもの即死す）

（※『佐渡国略記』下にも記事あり。同一のため省略）

『佐渡年代記』中

史料9―32　安永四年（一七七五）

●同（三月）晦日、鳥越間歩山師秋田権之助・松木久右衛門、銀山不勤之由ニ而押込、四月廿二日御免、同（寺）両崎太郎右衛門義者出精致候由ニ而銀弐両被下、雇者喜久右衛門・元右衛門各銭三百文宛被下

『佐渡国略記』下

●未七月廿三日、鳥越間歩番所役柴野勝右衛門・吉田甚右衛門・小崎忠吉、各役儀御免差扣、八月十三日御免、同山師秋田権之助・下田利左衛門・寺崎太郎右衛門・松木久右衛門各押込、同かなこ之内拾人被召放、其外京町長平山内御構、同八月十三日番所役三人御免、山師四人九月十二日御免

『佐渡国略記』下

（※『佐渡年代記』中にも記事あり。同一のため省略）

●同（七月）廿五日、鳥越間歩帳付弥次右衛門帳付被召放候処、同廿九日張訴致、依之八月二日御広間江被召出、所預ケ御奉行様御直被仰渡候、右張訴ニ付御組頭猪坂又兵衛様ニ而柑本斉蔵様立会ニ而御吟味之上、九月十一日弥次右衛門炭座下代被仰付候

『佐渡国略記』下

一　十一月十三日より鳥越間歩御直稼と成る

『佐渡年代記』中

（※『佐渡国略記』下にも記事あり。同一のため省略）

諸山開休坑年暦

（前略）

鳥越銅　安永四

（後略）

「杵陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』下巻所収）

一　此年秋頃より鳥越間歩之内銅鏈を撰分け銅山請負之ものへ賣渡す

『佐渡年代記』中

史料9―33　安永五年（一七七六）

一　此年十一月廿三日より雪降り積りて相川ハ五六尺宛積り在中ハ七八尺或は壹丈程も積る小比叡山蓮華峯寺の堂舎眞光寺の庫裏其外百姓家雪ニ押れて損せし處多くあり十二月九日夜中尾間歩の建物小屋雪押ニ而潰れ怪我人あり又翌年正月七日夜鳥越間歩の番所雪ニ而損す正月十一日ニ至て降り止む昔延寶二寅年十二月上旬より雪降り同廿四日夜鶴子番所役竹本市右衛門他行の跡ニ而役家押潰し妻女弟とも即死し翌卯年十二月二日夜地震之後雪降積り七尺程埋り正徳三巳年も雪降積りしといへ共家屋等損せしとも聞へす延寶両度の雪ハ古今稀成る由其比割間歩七枚棚大盛の時ニ當りしなり今年の雪も金銀山の吉瑞なり迚歓ひしものもあり果して鳥越間歩等盛を得しなり

『佐渡年代記』中

（※『佐渡国略記』下にも記事あり。同一のため省略）

史料9―34　安永七年（一七七八）

一　金銀山敷々之内鏈引薄く成入用ニ引合兼捨りし處數ケ所有之右躰の所をも切延る内ニハ景氣取直し能キ鏈をも可穿出義ニ付試之ため鳥越中尾両間歩之薄鏈を穿取粉成吹せし處相應ニ金銀出來立御益も有之ニ付引續薄鏈稼を始候積り江戸表え申上る

『佐渡年代記』中

史料9―35　天明二年（一七八二）

●（九月）廿四日、鳥越間歩盛之由注進有之ニ付、御奉行様ゟ御酒・まんちう等銀山へ被遣候、廿八日御褒美として山師松木藤八・秋田権之助・下田利左衛門・寺崎太郎右衛門各金三百疋つつ被下、頭大工弐人七貫文つつ被下

『佐渡国略記』下

（※『佐渡年代記』中にも記事あり。同一のため省略）

一　金銀山大道間切ハ寛暦七丑年石谷備後守伺之上青盤甚五鳥越三ケ間歩え一ケ所宛取立安永元辰年より中尾間歩えも一ケ所相立石(右)之内鳥越間歩間切ハ十七年以前戌年鏈ニ切當り出方稼ニなり間切ハ其儘切延し處當九月下旬鏈ニ切當り出方稼をなし間切は猶又切延る積り御届書面江戸表え上る

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩勘左衛門間切鏈ニ切當り同間歩吉作敷景氣能一十日鏈代拾五貫目程賣立るニ付祝儀として山之神大山祇社地ニおゐて日數三日能興行をなさしめ廣間役須田兩右衛門目付役坪井六右衛門井上權右衛門を掛りとす十月十一日十三日十五日興行をなし町々男女をも勝手次第見物なさしむ

『佐渡年代記』中

●十月七日、今般大道間切切当、鳥越ニ而立会ニ逢盛ヲ得候間、山の神大山祇於境中、御祝儀として三日御能被仰付、町々之もの拝見可仕由被仰出、見物のものへ白強飯被下、（中略）

今般鳥越間歩ニ而盛を得候ニ付、御祝儀として法楽御能被仰付、町中男女とも拝見被仰付候間、朝五つ半時ゟ始り候積り候間、其段相心得、尤弁当・水筒等何ニ而も不自由無之様持参可致候、随分物静ニいたし可申候、物売等者決而立込申間敷候

右之通被仰付候間、町々之ものへ具ニ申聞、無遠慮拝見可仕旨町々相触可被申候、以上

寅十月四日　　町年寄　藤沢清右衛門
　　伊藤三右衛門
　　名主
相川町々　　中使　中

（後略）

『佐渡国略記』下

史料9―36　天明七年（一七八七）

一　佐州銅稼一旦中絶も可致處去ル卯年より金銀山之内鳥越間歩銅稼を取立引續出高も有之に付願之上掛り廣間役助え金三兩定役貳人え金貳兩宛並役五人え金五百疋宛爲御褒美被下旨阿部伊勢守殿御書付御渡ありも

『佐渡年代記』中

史料9―37　天明八年（一七八八）

●先月（八月）晦日、鳥越間歩箱館ニ入置候鏈七八貫目、新五郎町吉助下人弥之・仙両人盗出し、三丁目浜文之助ニもたセ、かミや町李太郎と云山治(ママ)方ニ差置、御吟味之上箱館ハ水替宇之助と申者取明候由、弥之・仙両人入牢、残者宿預ケ被仰付

『佐渡国略記』下

史料9―38　寛政二年（一七九〇）

一　鳥越間歩去々申三月下旬より吹出水有之に付日々水替人足入立一ケ月水替御入用高も申上伺の上相濟候處其後出水輕く相成候に付水絞り掛樋を仕付水仕よろしく水替御入用一圓減に成

『佐渡年代記』中

一　青盤鳥越中尾三ケ間歩當秋より景氣取直し十月初十日より諸間歩鏈代拾貫目賣立に付江戸表え御届上る

『佐渡年代記』中

史料9―39　寛政五年（一七九三）

一　金銀山鏈代銀一十日四五貫目六七貫目程つゝは不怠に賣立候處當春以來不盛に相成夏頃鏈代貳貫目餘ならては穿出不申御入用差引一十日に付金貳拾五兩程御損に相成候に付青盤鳥越中尾三ケ間歩え大工三拾人つゝ穿鑿入用を以別段仕掛候積り申上置當五月より取掛り八月迄穿鑿爲致候處十一ケ所迄出方渡に相成出方稼も追々相直一十日四五貫目程に相成金貳拾兩餘御益に成候趣江戸表え申上る

『佐渡年代記』中

史料9―40　寛政七年（一七九五）

一　鳥越間歩番所並金銀山口留番所建替あり

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩東敷通り吉作鳥之助鳥太郎臺通り取明始

る廣間役掛り宇都野與助

『佐渡年代記』中

史料9―41　寛政九年（一七九七）

一　鳥越間歩敷内並淺右衛門立合といふ所にてきら鏈穿取鉛百貫目餘出來立御雜藏え納る

『佐渡年代記』中

史料9―42　享和二年（一八〇二）

一　鳥越間歩吉之亟敷湛へ水にて御稼差支に付十月初旬より御普請始り水替人數は高千八百六十人の内六百人市中より二十畫夜に割合雇ひ入

『佐渡年代記』中

一　十一月十五目巳刻地震にて所々破損の處未刻又々大キに震ひ相川御役所向を始人家に至迄破損に及ふといへとも震潰したる程の家も無之に付怪我人等はなし銀山内甲坂と云所え岩山落重り通路を塞く幸ひに通行のものもなく怪我人なし未刻の地震にて又々岩山落重りし時數十町隔りし鳥越間歩え土煙り來り暫時は暗夜のことし諸間歩敷内は別條無之といへとも鳴動甚しく大工水替等に至る迄悉ク逆上り來る廿二日迄御稼相休尤當分の内地震ふ事止ます

『佐渡年代記』中

史料9―43　文化三年（一八〇六）

●（五月）六日、広間役益田丹右衛門殿、鳥越敷内ニ而怪我被成候

『佐渡国略記』下

史料9―44　文化四年（一八〇七）

一　金銀山出方不進に付穿鑿入用を以薄鏈をも相稼候故大道間切不急に相立候儀出來兼候間先規より立置候青盤鳥越中尾三ケ間歩間切は立置其餘十ケ年以前午年申上新規相立候間切相止候積り牧野備前守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

●（一月）晦日、米屋町権助宿借銅山頭大工夷町清吉卯三十七歳、此もの義一昨廿八日暮方、鳥越間歩稼場所ニ而、江戸大工鑽通穿子源次郎・十吉・庄蔵三人ニ而、右清吉を片手げんのふを以頭中を打擲いたし、数ケ所疵を請、漸其場を逃去、昨廿九日暮方権助方江引取候ニ付、為右御見分給人嶋田清十郎殿・公事方改浅見吉十郎殿・御目付役西川藤蔵殿・町同心細木栄吉・網野代助・御出入医師本多勇達・同輩藤沢清右衛門罷越、疵口御見分之上喧嘩之始末御糺有之、清吉并同所敷詰頭大工四十物町紋之助ゟ口書御取被成候ニ付、米屋町役人・家主権助奥印形いたし上ル

『佐渡国略記』下

●（七月）十八日、鳥越間歩大工諏訪町留吉、同所留次郎と昨十七日夜喧嘩いたし、御吟味中留吉者牢預ケ、留次郎者町預ケ之処、廿二日留吉入牢ニ成ル、八月六日留吉入牢御差免、為療治代留次郎江銀壱枚相渡候様被仰付候

『佐渡国略記』下

●（十二月）廿七日、江州日野町半次郎、石灰焼方習請罷越、青盤・鳥越両山之山石試焼いたし候処、石怔不宜、灰ニ難相成、国元ゟ持参之石ハ出来いたし候、右焼方小入用銭四百六拾壱文、外七百文骨折料、於地方御役所被下、半次郎在方江罷出居合不申ニ付、宿米屋町徳右衛門江御渡被成候

『佐渡国略記』下

史料9―45　文化五年（一八〇八）

●（八月）、鳥越間歩山師下田利左衛門・松木藤八・寺崎太郎右衛門、右三人荷売造不足有之ニ付押込、かなこ大工町幸右衛門・大床屋町長之助、右両人手鎖町預ケ、右御奉行被仰渡、九月五日各御免有之

『佐渡国略記』下

史料9―46　文化十年（一八一三）

●（三月）廿二日四時過、鳥越之上野火有之、青盤領兼助・はつ・てん居小屋類焼

『佐渡国略記』下

●（四月）中尾間歩取明之義ニ付、町々ゟ左之通願書出ル

相川町々之者共一同御願申上候、市中之儀者御銀山ニ而相立有之、右場所へ立入候者共ハ勿論、諸商人共其潤を以夫々渡世相営罷在候義ニ御座候処、近年打続御銀山不景気ニ而、別而当時重山之青盤・鳥越両御山所不盛ニ御座候故、一統困窮ニ罷成難義仕候処、近来青柳・雲子両間歩御取立被下置、市中一統御潤助を得、御仁恵之程難有仕合ニ奉存候、

（後略）

『佐渡国略記』下

●（六月）鳥越間歩かなこ新五郎町政八、かなこ頭取被仰付

『佐渡国略記』下

●（七月）鳥越間歩かなこ政八抱大工四十物町留助酉廿九才、右之者五月八日敷内ゟ逃去、其後尋出政八へ引渡候処、尚又同廿九日夜逃去、是迄所々相尋候得共見当不申段町役人届之

『佐渡国略記』下

史料9―47　文化十三年（一八一六）

●（四月）廿三日夜、鳥越間歩鍛冶小屋并建場焼失

『佐渡国略記』下

●（六月）廿七日、御用炭揚駄賃持弐町目浜町次助事善太郎、御吟味筋有之牢預ケ所、七月廿日出牢之上町御預ケニ成、同月廿六日落着

鳥越地鍛冶柴町三太郎ぼ屋炭五俵善太郎江密売致候ニ付、牢屋前ニおゐて五十敲、地鍛冶九人ほ屋炭少々宛袋入ニいたし取出シ、是又善太郎へ売払候ニ付、九人之者共過料拾貫文、御普請御減留木御用炭御役所可戻分山留頭庄七・市右衛門・太三兵衛三人ゟ善太郎江預ケ置候段不埒ニ付、三人共押込、善太郎義者過料拾貫文、鍛冶頭三人急度御叱、其外右一件之者共無構

『佐渡国略記』下

史料9―48　文政元年（一八一八）

一　鳥越間歩明和二酉年間切にて鏈に切當追々新規の稼所出來出方連綿いたし來候處文化年中より及衰微に候得共臺通取明候はゝ出方も可有之趣に付御除金の内より千三百四拾七兩三分御渡取明御普請の儀青山下野守殿へ伺候處伺の通被仰渡

『佐渡年代記』中

一　鳥越開歩え當十一月中十日より年内中一十ヲ日に付大工百人分宛仕掛當年中增方而已に不拘來卯年より出方壹貫目以上連綿いたし衰微におよはさる様可取計旨申渡

『佐渡年代記』中

一　金銀山の内青盤間歩春頃より景氣宜中尾間歩秋末より壹貫目已上に相成鳥越間歩初冬の頃より早急出方取直一十ヲ日鏈代貳貫目餘に相成十二月初十日に至諸間歩鏈代六貫貳百目餘に相成御益も相進二十三年以前寛政八辰年以來無之出方に相成候趣水野出羽守殿え書面進達

『佐渡年代記』中

史料9―49　文政二年（一八一九）

一　先達而伺の上鳥越間歩取明御普請去寅年五月より取掛當二月迄に皆出來兼而伺濟の通御金藏御除金の内より千三百四拾七兩餘請取相拂候趣青山下野守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩の内取明御普請御用出精相勤候に付組頭横山七左衛門え銀拾五枚廣間役壹人同五枚定役三人金貳兩宛並役五人金五百疋宛被下候旨青山下野守殿御書付御渡に付佐州において申渡

『佐渡年代記』中

●同日（閏四月廿七日）、鳥越間歩御普請皆出来、江戸御褒美御組頭横山七左衛門様白銀五枚、広間役井口吉左衛門殿同五枚、山方役井口新次郎・安田良助・御目付役山下仁兵衛金弐両宛、其外並役金五百疋ツヽ被下

『佐渡国略記』下

一　諸間歩出方先年景氣宜節も春夏の間は出方少き方に有之處當年は初春より引續出方宜青盤間歩鏈代一十ヲ日壹貫三百目鳥越間歩貳貫五百目中尾間歩壹貫六百目餘出來立清次雲子兩間歩出方打合候得は一十ヲ日分に而鏈代五貫九百七拾目出來立近年引續金銀山御仕入御手厚に相成候に付景氣取直追々御益も相進候様可被成乍去五ケ間歩とも慶長より天和の頃迄開發に而穿下候に隨ひ出水操捨臨時御入用相掛候趣水野出羽守殿へ書面を以申上ル

『佐渡年代記』中

一　金銀山爲御仕入伺の上金貳千五百兩御渡に付青盤鳥越中尾三ケ間歩間切々山七月初十日より始ル

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩出鏈山元一手粉成同様申渡

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩出鏈銅氣强吹解兼候趣を以本途大荷吹床壹挺南蠻絞り床壹挺取立ル

『佐渡年代記』中

一　諸間歩出方初春以來引續景氣宜一十ヲ日鏈代五六貫目程宛の出方連綿いたし十一月に至り青盤間歩壹貫七百目鳥越間歩五貫貳百目中尾間歩壹貫七百目清次間歩八百目雲子間歩壹貫七百目餘都合鏈代拾貫目以上の出方に相成候趣水野出羽守殿へ申上ル

『佐渡年代記』中

史料9―50　文政四年（一八二一）

一　鳥越間歩吉之亟切山鏈引取出に付出方渡に成同所薄身切山様子宜銅稼にて增荷數造立ル

『佐渡年代記』中

史料9―51　文政五年（一八二二）

一　閏正月五目鳥越間歩敷内冠通りより竪貳間横五間ほとの石廣戸の内え落右の響キにて猶又竪六間横四間程の石落重り五六尺以下の石夥敷落積り留棚拾間餘打破り水替樋場突埋近邊に居合候銅稼大工貳人留棚より落打庇にて氣絕いたし其餘水替人足金穿大工等は奥の方稼所に罷在其筋掛り役人三人敷下り稼所見廻罷在候に付幸ひ無難には有之といへとも通行筋塞り候處終日絕食に而夜に入落石暫く相止候透間を見計落重候石の間を渉逃れ出諸間歩より助合掛り役人附張假手當いたし同七日より稼入候處翌八日又々竪九尺横四間程の落石有之假手當の留棚不殘打折通路塞り候に付一圓御稼引取種々手當の上同十三日より御稼相立右の趣水野出羽守殿へ御届幷佐州役人勤方他向に類例無之危急存亡の場所へ立向ひ身命を抛相勤候趣等をも別紙申上且仕越御普請取掛御入用積り金五百四拾兩餘可相掛趣をも申上る

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩吉之亟敷薄身袋取明る

『佐渡年代記』中

史料9―52　文政六年（一八二三）

一　鳥越間歩御普請御用相勤候に付組頭大原吉左衛門え銀五枚廣間役堀口彌右衛門え同貳枚定役貳人え金三百疋宛並役五人え同貳百疋宛御褒美被下候旨阿部備中守殿御書付御渡に付正月廿五日佐州におゐて申渡す

『佐渡年代記』中

史料9―53　文政七年（一八二四）

一　去未年金銀山水貫の儀申上候書面の内青盤鳥越二ケ間歩も水貫無之候而は相成間敷哉の旨相聞中尾間歩水貫出來の上引續申上候見込に候哉中尾間歩の義は差向難捨置候へ共外貳ケ間歩はまつ其儘差置候哉見込承知いたし度旨御勘定奉行より泉本正助へ掛合有之候處中尾水貫成就の上は引續青盤鳥越水貫の儀も申上候心得に有之御入用積りの義は鳥越間歩金五千四百兩餘青盤間歩金七千百兩餘相掛り候積り挨拶に及ふ

『佐渡年代記』中

史料9―54　文政九年（一八二六）

一　鳥越間歩勘吉敷取明普請七月廿日より始る

『佐渡年代記』中

史料9―55　文政十年（一八二七）

●（二月）八日、鳥越間歩溜水取揚後レ之分有之、御稼方差支ニ付、市中より助合人足四百人、二十昼夜割合為入立候様、御月番弥右衛門殿御談ニ付、町役人共江申渡、十日ゟ為入立ル

『佐渡国略記』下

一　青盤鳥越中尾三ケ間歩連年穿下り水替御入用相嵩候に付金銭に而請取來る御入用米銭請取にいたし候はゝ卑賤のもの飯料の一助に相成稼方相望候者追々出來可致趣を以伺之上去ル未年より當亥年迄五ケ年米銭渡相試候處今以御足拂は相掛候へ共米をも取交相渡候後は增賃相願候儀無之水替入立方も程能相調候間別段御入用增方不申上候に付去ル未年御改之趣を以來子年より以後月々米銭取交請取申候様いたし度旨水野出羽守殿え相伺候處伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

●三月七日、水金町九左衛門義、今般鳥越間歩水替入用之廉江金弐拾両上納仕度段願出、寄特之義ニ付当日御役所へ被召出、其身一代名主役被仰付候旨、堀口弥右衛門殿被申渡候

『佐渡国略記』下

史料9―56　文政十一年（一八二八）

一　八月七日大雨出水に而銀山内破損に及ひ鳥越間歩山上より土砂崩レ落石撰建場突埋銀山内川々出水夥敷両側石垣片枠等所々缺崩往來筋橋六ケ所流落口留番所前通り地所缺崩川通り板枠大石に而打破水道筋え落水有之留棚損土砂押出水路塞可申躰に付御普請仕越之積り爲取計候趣九月五日水野出羽守殿え書面進達

『佐渡年代記』中

史料9―57　文政十二年（一八二九）

一　當二月より鳥越間歩吉之亟敷東え間切取立壹丈餘切延候處六月廿三日鏈に切當追々様子も相應に付七月五日山師とも先例に任せみくれ鏈熨斗蛇饅頭樽酒相添御役所え差出銀山方廊下におゐて組頭謁之山方役穿鑿掛り番所役等出ル同七日掛り役人始山師末々の者迄夫々褒賞に及ふ

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩銅稼大冠勘七郎敷當二月廿八日南北地山割れ目相廻り落石有之留山甘キ危急に付御入用積り金三百五拾四兩餘を以仕越御普請の儀水野出羽守殿え申上ル廣間役白石吉郎其外投々掛り申渡

『佐渡年代記』中

史料9―58　文政十三年（天保元年）（一八三〇）

一　鳥越間歩敷内銅稼所冠勘七郎敷追々冠りへ稼上り候に隨ひ臺より築上櫓棚仕付無之ては稼方差支候趣に付御入用高九百貫文餘穿さく御入用の内を以御普請申付廣間役當分助田中從太郎其外役々掛り申渡す

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩助平敷間切鏈に切當り候に付掛り之ものへ御褒美被下敷岡惣仕事師ともへ酒代を遣ス

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩敷内大留山と唱候場所八月廿一日急破有之稼所えの通行筋柄山に而押埋候に付稼方差支に不相成様御普請仕越に申付尤御入用省方精々吟味詰爲取調候處金五百三拾兩永九十九文七分相掛候積に付佐州御金藏御除金は丑年の分御遣殘幷當寅年分の内を以御渡方の義申上る

但寅十二月中御普請皆出來に付御届申上組頭壹人廣間役壹人定役貳人並役五人御褒美の儀申上る

『佐渡年代記』中

史料9―59　天保二年（一八三一）

一　去寅年鳥越間歩敷内急破其外御普請御用相勤候廣

間役永井四郎兵衛銀三枚山方役壹人御目付役一人金壹
兩つゝ並役五入金三百疋つゝ御褒美被下候旨水野出羽
守殿御書付御渡有之十一月朔日於佐州申渡元掛組頭添
田一郎次は十月十二日於御右筆部屋縁類水野出羽守殿
被仰渡銀七枚拝領

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩水貫間切貫合一山後榮之基相立候義に付
祝義として中尾間歩へ貳斗入酒百樽青盤鳥越清次雲子
銅稼並水替共其外本途勝場床屋兩問吹所吹分所大吹所
銅床屋市中等へも夫々酒鰯を遣す

『佐渡年代記』中

一　鳥越間歩かなこ善助義同間歩敷内水絞之義に付年
來厚く心を用ひ當春已來月々御入用減も相立候に付鳥
目百貫目爲取

『佐渡年代記』中

史料9―60　天保三年（一八三二）

一　鳥越間歩番所建替有之

『佐渡年代記』中

一　七月廿六日夜鳥越間歩鍛冶小屋出火類焼なし

『佐渡年代記』中

一　八月十一日夜鳥越間歩勘吉敷大西人口より痛所出
來樋場十六番通留棚引ケ込差組大工之内木野浦村忠吉
は死失南澤町正五郎外壹人は怪我いたすに付夫々救を
爲取

『佐渡年代記』中

史料9―61　天保四年（一八三三）

一　鳥越間歩銅稼所勘六敷取明勘七郎冠築上等御入用
高六百五拾五貫文餘穿鑿御入用之内を以御普請申付廣
間役井口茂十郎其外役々掛申付

『佐渡年代記』中

史料9―62　天保六年（一八三五）

一　鳥越間歩勘六敷取明御入用千貳百貳拾六貫文餘穿
鑿御入用を以御普請申付廣間役永井四郎兵衛其外役々
掛り申渡

『佐渡年代記』下

史料9―63　天保七年（一八三六）

一　鳥越間歩樋場通御普請御入用高六百三拾壹貫文餘
穿鑿御入用を以御普請申付廣間役山中又四郎其外役々
掛り申渡

『佐渡年代記』下

史料9―64　天保八年（一八三七）

一　鳥越間歩化粧棚其外道中筋損所出來に付御入用
五百四拾貫文餘を以御普請所申付廣間役助加藤斧八其
外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

一　鳥越間歩中臺所々損所堅め樋場之内結替御入用
九百五拾壹貫文餘を以御普請申付廣間役當分助原田
次郎右衛門其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

來戌正月十一日御祝の義例年の通中尾にて取扱候間其
段かなこともへ御申渡可被成候依て御達申上候也

西十二月廿七日　山方役所

青盤　鳥越　中尾　清次　彌十郎御番所

追て早々御順達可被成候尤例年に代り候風聞も有之如
何に付此段も御申渡可被成候

來戌年間切の山立場所取調當暮中場所に山方役へ可差
出旨堀口より談に付其段山師へ御申渡可被成候也

西十二月廿七日　山方役所

諸山

（後略）

『佐渡年代記拾遺』

史料9―65　天保九年（一八三八）

一　鳥越間歩助平敷けたへに而四月九日荷揚壹人即死手當に及ふ

『佐渡年代記』下

史料9―66　天保十三年（一八四二）

一　八月廿三日鳥越間歩敷内樋場拾四番順後光より落石有之右響に而留棚潰込江戸水替五藏柄山に被埋卽死

『佐渡年代記』下

史料9―67　天保十四年（一八四三）

一　買石共目利方丹誠を凝し候上にも増減有之候は無據筋に而不埒之廉は無之に付以來眞實之目利に有之上は増減共咎不及勿論かなこと馴合如何之取計致し候歟或は増減共咎無之樣相成候迚職業等閑之次第も相聞候はゝ速に右犯科を以相當御仕置御咎可申付旨去寅九月中申渡置上は格別出精いたし可相勤處其後去年分鳥越中尾彌十郎三ケ間歩出鏈夫々吹不足相立當年分え到候而も中尾間歩出鏈吹不足又は彌十郎間歩出鏈當正月以來七月迄之内此節迄出來立候分に而も格別之吹過有之如斯間歩に目利方時々不相當之増減有之候は前書申渡之趣意忘却いたし増減共咎無之廉を以自然心弛等相生し等閑相成候義に可有之候間向後吹仕切毎増減共格別不都合之儀有之候はゝ夫々糺之上咎可申付間其旨相心得目利方格別入念可相勤旨閏九月廿四日書付を以申渡

『佐渡年代記』下

史料9―68　弘化二年（一八四五）

一　四月廿八日夜鳥越間歩銅稼大工建場より出火同所石撰建場焼失泊番所役永井儀八差扣伺差出候處奉行留守中に付組頭預り置儀八御用向是迄之通り相勤私用に而は他出不致旨六月四日不及其儀以來可念入旨沙汰す

『佐渡年代記』下

一　同（四月）廿八日夜鳥越間歩銅稼大工建場より出火二十二日到來

『佐渡年代記』下

史料9―69　嘉永元年（一八四八）

一　鳥越間歩勘八郎敷取明格別骨折鏈引切出候段兼而見込的當致候に付雇之者に鳥目爲取

『佐渡年代記』下

一　鳥越間歩稼方之儀一山之者共格別致出精新規之稼所取出し此節二貫目以上賣立十六ケ年來無之出方に付兼而申上候一ケ年分代銀相増一同骨折候に付敷岡雇之者其外かなこ諸仕事師共へ爲手當鳥目百貫文遣す

『佐渡年代記』下

史料9―70　嘉永四年（一八五一）

一　鳥越間歩敷内烟捌之ため字大留縫貫幷上煙手當御入用二千百九十貫文餘を以て御普請申渡廣間役助藏田太中其外役々掛り申渡す

『佐渡年代記』下

一　鳥越間歩勘左衛門間切切捨之場所穿鑿之上鏈に切當り十一月朔日古例之通みくれ鏈を出す

『佐渡年代記』下

史料9―71　安政七年（万延元年）（一八六〇）

諸間歩申八月初十日分

（前略）

同（鐵代）　三十一匁三分　鳥越

（後略）

『佐渡年代記続輯』

史料9―72　文久元年（一八六一）

諸山地入用内譯

（前略）

鳥越　一ヶ月分

一　手傳穿子五拾九人

此賃錢五貫八百三十七文　但　一人ニ付九十五文ツヽ

但　一十ヲ日ニ付三分永九十三文八分四厘

（中略）

鳥越

一　錢千八百一貫二百拾二文

一　米五百七拾六石

代三千四百七拾三貫四百文　但　米一升ニ付五十七文八分九厘

一　荏桐油三石四升　水替人數三千四百五十人

代百貳貫六百文

〆錢五千三百七拾七貫貳百拾貳文

此金七百六拾八兩永百七拾三文貳分一厘

但　一兩ニ付七貫文替

但　一ケ月ニ付金六十四兩永拾四文五分　一十ヲ日ニ付金二十一兩一分永百八文一分六厘

（中略）

鳥越間歩　一十ヲ日分　但九日稼

二百六拾六文　前　同　様

〆拾三貫七百二十文　せんさく大工十人分皆錢渡

外

一貫七百七拾八文　銅稼建場入用

〆拾五貫二百三拾二文　銅稼

外穿鑿大工之節は炭代直段違ひ丈相增候事

（中略）

右稼日數割合

（中略）

十二貫九百五十五文　十二貫九十二文　八日稼

七日稼　鳥越

十貫四百六十文　十貫六百八十九文　六日稼

八貫九百六十五文　九貫百四十五文　五日稼

八貫二百四十七文　八貫四百十二文

〆

（中略）

鳥越

御仕掛十人

一　鏈代百目　此出來銀百三十九匁

此吹立

面筋金九分　但　出來金一貫目に付面筋金六匁六分

此成代り三匁二分　但　面筋金十匁出來候へは出來銀の内三十五匁に成代る

殘山吹銀百三十五匁八分

此吹分

分筋金四匁六分　但　山吹銀一貫目に付筋金三十三匁九分

灰吹銀百十九匁四分　但　右同斷に付灰吹銀八百七十六匁一分

右金直

面分筋金合五匁五分

此金三分永四拾七文五分　但　筋金百目に付金十四兩二分

灰吹銀百拾九匁四分

五に此金直六兩貳匁永七拾九文四分　但

九に此金直拾一兩三分永百六拾三文五分　但

元印銀二十九匁七分　上納鏈代

此錢壹貫四百八拾二文　但　印銀一匁に付錢四十八文

此永貳百十二文二分　但　金壹兩に付錢七貫文替

〆五に金七兩貳分永八拾九文一分

九に金拾二兩三分永百七拾三文二分　出方

御入用

一　金貳兩永百五拾五文一分　粉成吹入用

此錢拾五貫八拾三文　但　出來銀一貫目に付午年分假目當高百五貫八百六十三文

一　同一兩三分永百七拾一文七分　大工十人分御稼御用

此錢拾三貫四百五十文

〆金四兩永七十六文八分　御入用

此錢二十八貫五百三十七文

差引五に金三兩二分永拾二文三分　御益

九に同八兩三分永九拾六文四分

（後略）

『佐渡年代記続輯』

史料9―73　文久三年（一八六三）

一　銅稼の義鳥越建場は世話煎一人詰切百枚彌兵衛は是迄の外世話煎並等の内一人增詰候事

『佐渡年代記続輯』

定

調練毎日　但　晝七ツ時より暮六ツ時迄

但一番手二番手は初日三番手四番手は二日目五番手六番手は三日目と三組に相定候事

但服是迄の通り

右は此度三組々替相成明七日より稽古相始候間前條刻限武術所へ罷出候様帳付以下御雇の者共も御申渡可被

成候尤一番手二番手共一日に打込相成候間欠席無之様
御申渡可被成候依之御達申候以上
亥四月六日　山方役所
青盤　鳥越　中尾　清次　右御番所衆

『佐渡年代記続輯』

鉄炮組番手
一ノ組
小頭一　寺崎太郎右衛門
（中略）
鳥越敷役人
清右衛門町(門)　弥　吉
（中略）
一ノ組
小頭二　松木貞三郎
（中略）
鳥越地鍛冶
小六町　寅　吉
〆
一ノ組
小頭三　大阪庄之助
（中略）
鳥越頭
清右衛門町(門)　庄　七
（中略）
鳥越鍛冶頭
次助町　秀次郎
（中略）
一ノ組
小頭四　秋田権之助
（中略）
鳥越油番
下戸　久太郎
（中略）
一ノ組
小頭五　村上善太夫
（中略）
鳥越油番
左門町　峰　蔵
（中略）
一ノ組
小頭六　味方與治右衛門
（中略）
鳥越帳付
六右衛門町　音　八
（中略）
一ノ組
小頭八　味方小治郎
（中略）
鳥越頭
庄右衛門町　多兵衛
（中略）
鳥越敷役人並
嘉左衛門町　弥三吉
（中略）
一ノ組
小頭九　味方次郎四郎
（中略）
鳥越頭
六右衛門町　喜平次
（中略）
鳥越敷役人並
四十物町　砂　蔵
（中略）
一ノ組
小頭十　小川藤太郎
（中略）
鳥越敷役人並
諏訪町　奥　蔵
同所地鍛冶
大工町　房治郎
〆
（中略）
二ノ組
小頭二　喜多儀八郎
鳥越頭
馬町　喜七郎
（中略）
鳥越地鍛冶
諏訪町　栄　蔵
（中略）

二ノ組
小頭三　武藤喜三治
（中略）
鳥越地鍛冶
大工町　豊　吉
（中略）
二ノ組
小頭四　川岡米太郎
鳥越敷役人
上相川　粂　吉
（中略）
鳥越敷役人
銀山町　亀次郎
（中略）
二ノ組
（中略）
小頭五
（中略）
鳥越地鍛冶
新五郎町　吉　六
（中略）
二ノ組
小頭六
（中略）
鳥越地鍛冶
大工町　浅右衛門
（中略）
小頭十
（中略）
鳥越同（地鍛冶）
大工町　清　助
（後略）
「本途山鉄炮方備へ組」
（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』上巻所収）

史料9―74　慶応二年（一八六六）

諸間歩大工拾人當御入用
（前略）
米一斗五升
一　銭拾五貫五百文　鳥越
差引銭六百三拾五文減
銭十五〆（貫）二百五十八文　大工外五口
米一斗
中割鐵一〆（貫）四百四十匁
代二貫二百五文　但　同斷
刃鐵六百三十匁
代一〆（貫）百三十五文　但　同斷
種油二升三合四勺
代一〆（貫）二百五文　但　同斷
（中略）
一　同（銭）二百二〆（貫）六百六十四文　鳥越
但右同斷六百三十五文宛
是は右同斷一ケ年御仕掛大工三千二百人程同斷
（後略）
『佐渡年代記続輯』

史料9―75　明治二年（一八六九）

巳二月十四日御用西潟八雲より申來
（前略）
鳥越　四兩　奥田織藏
（中略）
鳥越　同　○　内田惣右衛門
鳥越　同　尾町音次郎筆
（後略）
『佐渡年代記続輯』

史料9―76　明治三年（一八七〇）

覺
（前略）
鳥越間歩助平敷同斷（立合追）
一　同壹ケ所　但加勢（堅五尺　横三尺五寸）荒揃
此大工貳拾人分　但一十　日分
同所煙貫
一　同壹ケ所　但加勢（堅壹丈　横三尺五寸）荒揃
此大工貳拾人分　但一十　日分
（後略）
『佐渡年代記続輯』

史料9―77　明治四年（一八七一）

明治四辛未正月改　　鑛山役所調

（前略）

諸品物受拂下遣　（中略）　同格山留　鳥越　季平治　朱書

（中略）　鳥越　久太郎　（中略）　鳥越　定次郎　同

同格山留頭　（中略）　鳥越　寅　吉

同稼人頭取　鳥越　彌五平　同（朱書）敷岡世話煎　（中略）　鳥越甚五　吉　太

水替役所　（中略）　鳥越　音　八　鳥越　啓　藏

鳥越　峰　藏　（中略）　金坊方定番匠　（中略）

鳥越　半　平　同　鳥越　善　七　（中略）

鳥越　多四郎　同　鍛冶頭　（中略）

（中略）　鳥　五　吉

山留　（中略）　勘　七

鳥越　龜次郎　（後略）

明治四辛未十二月廿三日

（前略）

火之番

（前略）

鳥越六太（市助）

（後略）

文献史料10（中尾間歩）

『佐渡年代記続輯』

史料10―1　慶長十一年（一六〇六）

慶長十一年

丙午ノ

佐州銀山諸御直山鍛冶炭渡帳

卯月朔日

草間勝兵衛

（前略）

同日（十五日）　間ノ山中尾大横相

一、拾俵　いかり御十分一ニて

山主　大坂次介

（中略）

同（十月）三日　間山中尾大横相

一、拾俵ハ　同所ニて　山主　大坂次介

（中略）

卯月四日　開山中尾大横相

一、拾五俵ハ　五十里御十分一ニて　山主　大坂次介

（中略）

同（十月）廿三日　相山中尾大横相

一、五俵　同所ニて　山主　大坂次介

（中略）

十三日　相山中尾大横相

一、拾俵ハ　同ことハリ　山主　大坂次介

（中略）

合五百八十俵

三月分　宗佐　㊞

草勝　㊞

岩惣　㊞

（前略）

同四日　間山中尾大横相入用

一、拾俵ハ　同所ニて　山主　大坂次介

（中略）

以上

合五百四拾四俵也

午九月晦日　宗　佐渡　㊞

草　勝兵衛　㊞

岩　惣太　㊞

（後略）

「川上家文書第1号」（『佐渡相川の歴史　資料集三』所収）

史料10―2　慶長十三年（一六〇八）

戊　慶長拾三年
諸直山鍛冶炭渡帳
申　十月朔日ヨリ

（前略）
月日
一、拾五俵　間ノ山中尾大よこ相
同所ニて　山主　丹波弥十郎
大坂次介
（後略）

「川上家文書第4号」（『佐渡相川の歴史　資料集三』所収）

史料10―3　慶長十八年～寛永十一年（一六一四～一六三四）

●巳七月廿四日、田辺十郎左衛門様御支配之節、鎮目市左衛門様・竹村九郎右衛門・井上新左衛門様御越、四人御立合之節、銀山稼所左ニ記ス　御直山　一、中尾間歩　山主伏見五郎左衛門・京庄五郎（中略）合十ニケ所　右十ニケ所御直山ニ而大工賃銀山主請合ニ而御貸渡被成候　松木新右衛門・山田次右衛門

『佐渡国略記』上

史料10―4　元和三年（一六一七）

（前略）
右ニ准シ御直山拾貳ケ所大工賃銀山師請合ニ而御貸渡被レ成候裏判も右同人山々左ニ記ス
一中尾間歩　伏見又左衛門
京庄五郎
（後略）

『佐渡風土記』

諸山開休坑年暦
（前略）
○本途八ケ所
（中略）
中尾　開　元和三年　休　二度（年不祥）　三坑　文化十三年
（後略）

「枰陵堂随見随記」（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』所収）

史料10―5　元和四年（一六一八）

一　御直山　瀧下間歩　六拾枚　間山柵際　諏訪町間
歩　中尾平　黒瀬向　下松日向平

『佐渡風土記』

史料10―6　寛永三年（一六二六）

当時御稼間歩并銀山内一件之事
（前略）
一中尾間歩　惣敷地坪数五百四坪余
御番所建坪五拾壱坪
鍛冶小屋建坪拾四坪五歩五厘
建場小屋弐軒
此間歩之儀寛永三寅年開発以後両度致中絶致候処、宝永六丑年再興以来享和二戌年御休間歩ニ相成、尤間切は相立有之候処、文化十酉年御取明御普請被仰付、同六月ゟ御普請取掛り、御普請中十一月初十日ゟ追々御稼入有之、御普請は翌戌年七月皆出来仕候、引続穿鑿稼相立候処同十三子年三月初十日ゟ御直山ニ相成引受稼被仰付、御雇之者共儀新規被仰付候
釜ノロゟ三ツ合迄間数三百拾七間
当時御稼敷々四敷
山師四人
小川金左衛門
喜多　平八
秋田権左衛門
味方孫太夫
帳付壱人
油番壱人
穿子遣頭壱人
山留頭壱人

文政七申年中屋間歩山師被仰付候

穿子遣四人
山留四人
荷ノ番壱人
小遣弐人
かなこ四人

〆

（後略）

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料10―7　寛永八年（一六三一）

一　中尾間歩御取明

◎又寛永十酉年山師五人江戸へ被二召連一拝借銀三千貫目御願申上候而　山師共罷歸候處酉十二月廿五日高木花房御出新切山三ケ所御取立此段ハ酉年ニ符合故略ス

『佐渡風土記』

一　今年中尾間歩を切開くと云傳ふれとも中尾は既に元和三年より立始りしと見えたり
　按するに元和には元口を切開き今年に至りて本口を開きし事なる歟

『佐渡年代記』上

史料10―8　寛永十～十二年（一六三三～一六三五）

高木筑後守様花房勘右衛門様御仕置之内

（前略）

一中尾總水貫御直山　　山主　江戸宗遊
　　糸川甚内
是は大鏈切付一十日に鏈千五百荷貳千荷出申候大分御公納御切山三ケ年之入用二十日計之内被召上唯今は片山勘兵衛持分に罷成今において毎十日鏈出申候

『佐渡年代記』上

一　中尾間歩前立合と云釣筋に切當り追々盛りを得る

『佐渡年代記』上

史料10―9　寛永二十一年（正保元年）（一六四四）

一　向山中尾伊勢屋宇右衛門間歩永々捨リ有レ之候然ハ捨柄山之内ニ貳三匁之鏈も有レ之候次而片山勘兵衛願候ハ自分稼ニ可レ仕候間鏈三百荷迄出候内ハ御分拾ケ九ニ被レ遊可レ被レ下由願被二仰付一候

『佐渡風土記』

一向山中尾伊勢屋宇右衛門間歩久々稼相止廢れある處柄山の内貳三匁の鏈も有之候に付山主片山勘兵衛自分稼致度鏈三百荷まて出る内は拾分一を上納し且向山東平伏見五左衛門間歩切山六七拾間切延候はゝ盛りを得中尾間歩の通り敷内の通路便利よく罷成可申旨片山勘兵衛申立るに付留守居より伊丹順齋へ伺ふ處伊勢屋宇右衛門間歩は願の通申付伏見五左衛門間歩は御入用を以切延勘兵衛を山主にいたし御直山の積り可申付旨申來る

『佐渡年代記』上

●申十二月四日、江戸ゟ御状、向山・中尾・伊勢屋二郎右衛門間歩永々捨リ御稼茂無之此所ニ捨柄山之内弐三匁之鏈茂有之候ニ付、片山勘兵衛願候者自分稼ニ仕度候間鏈三百荷迄出候内御分拾ケ九ニ被遊可被下田願之通被仰付候

『佐渡国略記』上

史料10―10　寛文十年（一六七〇）

一　中尾間歩は寛永八年より切始め同十二年前立會にて鏈に切當り盛りを得て後厚身横貫間切と云を貳百間餘切延し本立合に至り鏈穿をなす所此節鶴子茂右衛門間歩の出方增りし故を以中尾の水汲樋を鶴子へ廻す

『佐渡年代記』上

史料10―11　天和元年（一六八一）

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川羽田下戸西濱通り五十里十歩一迄の町數を量り翌年二月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左の如し

（中略）

一同所より中尾釜ノ口迄五町貳拾四間五尺五寸

（後略）

『佐渡年代記』上

（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

史料10―12　宝永六年（一七〇九）

一　五月朔日より中尾といふ古間歩を取立御直山となし六月より間切を立正徳元卯年に至て鏈に穿當る

『佐渡年代記』上

●丑五月朔日、中尾間歩御直山江被仰付候

『佐渡国略記』上

史料10―13　正徳元年（一七一一）

一　二月中中尾間歩間切にて鏈に穿當り來る未年迄五ケ年の内出高四百五拾貫目餘なり

『佐渡年代記』上

史料10―14　正徳三年（一七一三）

●同五月朔日、天気能諸役人御礼、九ツ時分終、両御奉行銀山江御登、中尾間歩・割間歩迄御出、案内大森五右衛門・久保与三左衛門

『佐渡国略記』上

史料10―15　正徳五年（一七一五）

一　中尾間歩寶永六丑年より再興し今年三艘樋間切にて鏈に穿當り享保十四酉年迄に鏈代銀高三千七百四拾貫目餘なり

『佐渡年代記』上

史料10―16　享保三年（一七一八）

●同（四月）廿三日、江戸ゟ御尋ニ付左之通当時山代書上ケ　〇中尾間歩　戌三月中十日、三拾五貫八百五拾弐匁五分・同末十日、三拾三貫八百弐拾壱匁・同四月初十日、三拾貫百四拾壱匁五分　〆（後略）

『佐渡国略記』上

史料10―17　享保二十一年（元文元年）（一七三六）

●同（五月）六日、御奉行三五郎様広間役廻リ、後刻銀山江御登リ、雨天故割間歩・中尾両山ニ而御帰、例座廻リ案内御目付役荻野善左衛門、銀山者天野伝右衛門

『佐渡国略記』上

史料10―18　元文四年（一七三九）

●同（正月）十一日、巳下刻、如例年之広間役銀山江初登山、山田与治兵衛・田嶋四郎右衛門・酒井専助・藤浪太郎左衛門・須田六右衛門・山西与三右衛門以上六人、山方役并大山祇祠官安岡出雲、例年者大切山四ツ留ニ候得共、当山去冬ゟ御稼無之候ニ付、中尾間歩ニ而相勤

『佐渡国略記』上

史料10―19　元文五年（一七四〇）

●同日（一月十一日）、如例年之銀山へ広間役・山方役・大山祇祠官、各中尾間分四ツ留ニ而祝

『佐渡国略記』上

史料10―20　延享三年（一七四六）

一　江戸表より爲巡見被遣し御使番大久保江七兵衛御小姓組山岡五郎作御書院番筑紫宇兵衛五月廿七日小木湊へ渡海直に赤泊松ケ崎（初日赤泊休松ケ崎泊）新穂町夷町（二日新穂町休夷町泊）中興村休泊し（三日上中興休相川泊）日割常の通閏六月二日相川へ着翌日御役所へ出席安部左衛門面談し夫より大床屋町寄床屋大工町買石居宅にて鏈紛成方金銀吹立等有之銀山中尾間歩へ登山せられ夫より又鹿伏村より西濱七ケ村巡見同月五日相川發足して二見河原田（初日二見休河原田泊）小泊巡村（二日小泊休小木泊）の後小木へ出津六月七日越後出雲崎へ渡海なり

（註記）　五月廿七日小木着閏六月二日相川着にては小ノ月にても日數常の通ならす可糺

『佐渡年代記』上

●御上使寅五月廿日出雲崎江着、廿七日之夜出雲崎ゟ小木江御渡海、同六日此所ゟ御出船、御泊休左ニ記

（中略）

（六月）翌三日五ツ半時銀山江御登之節、本陣・同掛リ役・町年寄・賄町人御目見江相勤、是ゟ御宿並町年寄御通リ案内、一町々名主・中使・町同心辻堅、京町与左衛門小路江、吹所掛リ・御目付役出迎、則案内致、大床屋町寄床屋・大工町買石小兵衛方ニ而鏈粉成方御覧、夫ゟ間山作右衛門前江、山師出迎、銀山江案内、中尾間歩ゟ御帰、則九つ時相川御出立、鹿伏ゟ西浜通リニ見御昼休、諸役人打送り、御迎ニ同宿町年寄下戸村神明前迄、是ゟ鹿伏村名主案内、御泊休ニ而在々ゟ訴状多指上候得共、封之儘御上ケ何之沙汰も無之候

（後略）

『佐渡国略記』上

一　十二月十四日中尾間歩山留頭三丁目数右衛門ト申者銀山敷内の様子等委細巧者成者の由ニ付振矩師ト申ニ被二仰付一尤御雇町人ニ付御扶持二人扶持の積り給銀弐拾七匁に被二仰付一候苗字も可二相名乗一様被二仰付一山下数右衛門ニ相成御禮等は繪圖師次ト被二仰付一候

『佐渡風土記』

史料10―21　寛延元年（一七四八）

一　二月十四日中尾間歩幾助古間切場所へ朝五ツ時普請留木入候ため山留貳人手傳壹人越候處七ツ時迄揚リ不レ申候ニ付刻限餘り相延候間同間歩頭壹人見セニ越候處是又暮時迄揚リ不レ申候ニ付猶又敷岡役人壹人手傳壹人罷越候處右場所殊の外けだへ候而最初迎ニ越候頭道ニ相果居候ニ付早速揚リ右の旨致二注進一候間他山へも加勢申越追々呼ビニ越候處四人共ニ相果居候間死骸夜明迄ニ取揚グ

『佐渡風土記』

一　二月十四日中尾間歩幾助古間切場所へ普請留木入候山留貳人手傳壹人けたえ強く相果ル右迎に越せし者も両人共果ル

『佐渡年代記』上

●同（二月）十四日、中尾間歩敷内ニ而落山有之、稼方之者四人相果

『佐渡国略記』上

史料10―22　寛延二年（一七四九）

一　中尾間歩文太郎敷の儀も右同斷ニ付取明被二仰付一十二月十七日より取附掛リ山方役石井助右衛門御目付役永井半十郎藤木武助山師小川吉郎右衛門明年濟候處ニ悉ク記ス

『佐渡風土記』

史料10―23　宝暦元年（一七五一）

一　當時稼方を専となす青盤間歩にて雇のもの減人數拾三人中尾間歩にて拾三人鳥越新間歩にて五人と聞ゆ此節山師共へ御扶持被下

一　間切切山町觸左の通り

（前略）

一中尾間歩文作敷の内厚身横貫間切　但高サ四尺横三尺板枷

此印銀四百七拾目貳分

外品渡右同斷（油鑽炭品渡鍛冶給米銀三十ヲ日分前渡）

『佐渡年代記』上

●同閏六月二日、大切山・清治・雲子・茶屋平・馳割・割間歩、右六ケ所御稼相止、此減人九拾七人、同（欠）御広間江被召出、当分壱人ニ付壱人扶持宛被下、尤割間歩者頭壱人御抱置被成候、御稼之山青盤ニ而減人拾三人、中尾ニ而同拾三人、鳥越新間歩ニ而同五人、甚五間歩合、右之外間切六ケ所御立被成、同十一日山師共御扶持方被仰付候趣、同間切切山之御觸左ニ記、同十六日新間歩御稼止

申觸候

一、間切并切山六ケ所、此御入用帳面ニ記、右之通勝ニ被仰付候間、望之者者入用之分見届、来ル五日迄御広間江罷出、入札可仕旨、町々江觸継、名主・中使印形取可相返候

閏六月三日　岩間半左衛門
天野伝右衛門
間切并切山御入用帳
（前略）
一、中尾間歩主作敷之内より厚身横貫間切
高四尺横三尺、但板カセ日数三十日切但延勝
此延何程右御入用
印銀四百七拾目弐分
是者大工六人分賃銀小入用小穿子賃、跡向柄山
ハ岡江揚候積り、印銀之分跡請取
油壱斗弐(升欠カ)六合　三十日分　是者一十日分宛前請
取
鑽百三拾本　同断　右同断
炭拾三俵　同断　右同断
鍛冶弐人　同断　是者賃銀給米共三十
日分前渡
右間切并切山掛リ　山下数右衛門・古川主左
衛門
山師　喜多平太夫・小川吉郎右衛門・味方与
次右衛門
山方役　高田久左衛門・三馬五太夫
『佐渡国略記』上

●未閏六月六日、町々江触状之写
留木座勝リ
（前略）
一、青盤・中尾・鳥越・甚五、小出賃何間歩者壱荷ニ付何程
一、中尾・鳥越・甚五穿子賃、青盤穿子賃、再触
（中略）
右者、此度勝請被仰付候間、望之者ハ来ル十日切ニ入札、御広間差出候様可申渡候、尤請負ニ付諸払并御金蔵ニ而納払之節、欠目引も無之候間、其心得ニ而精々勝請入札可致候、勿論不慥成者ハ落札ニ而も不被仰付候、其上望候者ハ入札ニ証人相立可申候、右之訳具ニ其町々家並不残可申渡候
閏六月六日　今井新次郎
須田両右衛門
『佐渡国略記』上

史料10―24　安永二年（一七七三）

●同閏三月廿七日、外吹買石四十物町六兵衛・中尾間歩大工庄右衛門町権兵衛・大間町竹助、各入牢、同四月廿二日六兵衛所払、残両人ハ非人小や被仰付、是ハ右両人敷内ゟ鏈を盗出し六兵衛ニ売払之由相知レ如斯
『佐渡国略記』下

一　賓暦八寅年石谷備後守伺之上青盤甚五鳥越三ケ間歩え大道間切を立し處去々寅年より中尾間歩出方追々進ミしニ付大道間切一ケ所切延度旨去秋伺し處今年四月仰之通被仰渡しニ付高五尺横四尺之間切を切始る
『佐渡年代記』中

●（十一月）中尾間歩山師喜多儀左衛門差扣被仰付候、十四日御免、是者昨日中尾間歩勤番不勤之由
『佐渡国略記』下

●巳十二月十七日、中尾間歩敷内江水仕上リ
『佐渡国略記』下

史料10―25　安永三年（一七七四）

●午正月廿四日、中尾間歩山師小川孫太郎甚五江、喜多平太夫青盤江被仰付候、同三月廿四日各中尾へ帰山
『佐渡国略記』下

一　十一月廿八日より十二月朔日迄中尾間歩之水替人足日々三拾壱人宛町方より出す
『佐渡年代記』中

●同（十一月）廿八日ゟ十二月朔日迄、中尾間歩水替、町々ゟ毎日三拾壱人づつ入立、此賃銭九貫三百文、町々小間割ニ取立
『佐渡国略記』下

史料10―26　安永四年（一七七五）

●未正月十一日、御広間役銀山江初登山ニ付、右寄合所中尾間歩台所之座敷江懸候由ニ而、同九日御奉行様ゟ広間江掛物出、絵ハ当時江戸ニ而蘭香ト申絵師之由

（後略）

『佐渡国略記』下

一　九月四日より中尾間歩御直稼と成る十一月中旬ニ至り一十日鏈代七貫目賣立る

『佐渡年代記』中

●未九月四日ゟ、中尾間歩御直稼

『佐渡国略記』下

●同十月朔日ゟ十一月一日迄、中尾間歩水替五人宛、賃銭壱貫文ハ町々ゟ出、内四百文御公儀ゟ御払

『佐渡国略記』下

●同日（十月二十八日）、中尾間歩ニ而穿子四人不調法有之入牢、十一月十六日非人手下ニ被仰付

『佐渡国略記』下

史料10―27　安永五年（一七七六）

一　正月朔日中尾間歩敷内出水湧上り十二日迄稼を止る

『佐渡年代記』中

●同（正月）朔日、中尾間歩敷内江水仕上り、四日ゟ十二日迄御稼無之、十三日ゟ初ル

『佐渡国略記』下

●同（八月）七日、中尾間歩敷内江水仕上リ御稼止

『佐渡国略記』下

一　八月廿五日より中尾間歩敷内出水涌上り稼を止る九月廿日ニ至り稼を始る

『佐渡年代記』中

（※『佐渡国略記』下にも記事あり。同一のため省略）

●同日（八月二十六日）、御奉行様ゟ中尾間歩へ酒五樽・生鰤壱本被下

『佐渡国略記』下

乍恐書付を以奉願上候

一中尾間歩水替人足八月七日ゟ九月三日迄、人足高八拾六人相勤申候処、右之賃銭小前相渡秋成銀納ニ茂為致申度候、右之賃銭御払被下候様奉願上候、以上

申九月

下相川村　百姓代　長　吉㊞
組頭　権右衛門㊞
名主　又右衛門㊞

御奉行所

「本間又右衛門家文書」（『佐渡相川の歴史　資料集五』所収）

一　此年十一月廿三日より雪降り積りて相川ハ五六尺宛積り在中ハ七八尺或は壹丈程も積る（中略）十二月九日夜中尾間歩の建物小屋雪押ニ而潰れ怪我人あり

（後略）

『佐渡年代記』中

（※『佐渡国略記』下にも記事あり。同一のため省略）

史料10―28　安永六年（一七七七）

一　正月廿七日より中尾間歩敷内氣絕にて稼を止る

『佐渡年代記』中

●同（正月）廿七日、中尾間歩敷内けたい火灯不申候ニ付御稼方止

『佐渡国略記』下

●同（三月）廿三日ゟ四月朔日迄、中尾間歩御直稼

『佐渡国略記』下

●同（十一月）三日ゟ十二日迄、中尾間歩御直稼

『佐渡国略記』下

史料10―29　安永七年（一七七八）

一　金銀山敷々之内鏈引薄く成入用ニ引合兼捨りし處數ケ所有之右躰の所をも切延る内ニハ景氣取直し能キ鏈をも可穿出義ニ付試之ため鳥越中尾兩間歩之薄鏈を穿取粉成吹せし處相應ニ金銀出來立御益も有之ニ付引續薄鏈稼を始候積り江戸表え申上る

『佐渡年代記』中

一　七月十九日中尾間歩敷内落石有之稼を止る
『佐渡年代記』中

●（七月）十九日、中尾間歩落石有之、御稼止
『佐渡国略記』下

史料10―30　安永八年（一七七九）

一　諸間歩とも出方少く中尾間歩は一十日三四貫目又は五六貫目之代銀賣立し處追々深敷ニなりけたへニ而稼なり兼一十ヲ日貳貫目程賣立る事も有之亦は一十日殘らす稼なりかね代銀皆無之事もありて御益金減少ニ付東西貫合切山切貫ニおゐてはけたへも直り可申趣ニ付六月より切始七月貫合追々出方も可有之旨江戸え申立る
『佐渡年代記』中

史料10―31　天明元年（一七八一）

一　近年江戸表より追々御差下となる無罪無宿共中尾間歩敷内え遣し一晝夜宛水替業爲致手弱之ものハ鍛冶小屋輔差なとニ用ひし處青盤甚五取明定式之水替在相川より雇入賃錢高直ニ而以前之見合に成兼るニ付無宿百人程も引渡有之様町奉行え掛合其段申上置
『佐渡年代記』中

史料10―32　天明二年（一七八二）

●同（二月十九日）夜五つ時、中尾江戸水替小屋ゟ出火、不残焼失
『佐渡国略記』下

一　御勘定奉行松平伊豆守所持せし阿蘭陀水突道具フランカスホイと云ものを金銀山水汲上方ニ試可申哉と戸田主膳佐州え出立之頃申聞るニ付直ニ所望し佐州え持來り青盤敷内ニて試る處水揚り方至而宜敷夫丈ケ水の含ミ方強く度々道具損せしニ付掛り之もの共勘辨をなし度々損せさる様取計ひ青盤甚五之方え五挺中尾之方え貳挺仕掛ケさせし處水揚り方宜敷水替人足相減是迄之水替入用と差引一ケ年金千百四拾四兩餘減ニ相なる趣石野平藏戸田主膳書面進達す
『佐渡年代記』中

一　佐州金銀山青盤甚五中尾三ケ間歩敷内え阿蘭陀水突道具仕掛水揚り方宜人足賃錢相減御益筋ニ罷成相掛り之もの敷下り度々仕格別骨折候趣を以組頭岸本彌三郎矢島源四郎え銀七枚宛廣間役柑本久藏岸本武太夫須田兩右衛門え銀三枚宛山方役貳人普請方定役壹人目付役貳人地方掛定役壹人え金壹兩宛並役五人え金三百疋宛山師四人え金貳百疋宛御褒美被下候旨翌卯年五月御渡之御書付石野平藏より戸田主膳え遣す
『佐渡年代記』中

●（七月）十八日、山方役須田与八・橋本権平・高田六郎兵衛・今井忠兵衛四人共押込被仰付、是者中尾間歩御普請積り書ニ間違之筋有之ニ付、御組頭矢嶋源四郎様宅ニ而被仰渡候、同廿七日御免
『佐渡国略記』下

●（八月）三日御払ゟ御払米直段切替、五斗ニ付銭壱貫弐百六拾五文、外拾四文水抜御入用、百文青盤・中尾薄鏈御入用増取有之分、〆壱貫三百七拾九文、但金壱両ニ付米壱石七斗四升、銭四貫弐百文
『佐渡国略記』下

史料10―33　天明三年（一七八三）

●（六月）江戸水替岩五郎町宿被仰付、左門町三郎兵衛請人ニ相立候処、町並ニ而風聞不宜、其上当リ前入山等も不致、自分ニ而髪ヲ剃候ニ付、御吟味之上岩五郎ハ中尾間歩定水替被仰付、頭大坂吉兵衛へ御渡、三郎兵衛ハ町請仕候ニ付、過料銭五貫文被仰付
『佐渡国略記』下

●（六月）材木町六兵衛養子吉次十六歳、風聞不宜由御聞およひ所預、御吟味之上七月十一日中尾間歩追込水替被仰付
『佐渡国略記』下

史料10―34　寛政二年（一七九〇）

●八月七日、外吹買石北沢元四郎・中尾間歩大工五人、抜鏈之儀ニ付御吟味中入牢被仰付候処、同廿五日元四郎儀国追放被仰付、小木迄町同心細木六兵衛殿召連被参、跡式闕所家屋敷計、家財ハ不残被下、嘉左衛門町武兵衛下人万之助、安太郎追込水替、同所左五郎悴福四郎・新五郎町勘内下人和吉入墨追コミ大工被仰付、相片付

『佐渡国略記』下

史料10―35　寛政五年（一七九三）

●（十月）十四日、中尾敷内ニ而江戸水替甚助、矢木の打割ニ而同七内を打殺、入牢被仰付、同十八日牢内ニ而御仕置

『佐渡国略記』下

史料10―36　寛政六年（一七九四）

●（七月）廿五日、山師平太夫不調法之筋有之、山師御取放被仰付候、尤悴平五郎中尾間歩山師被仰付候

『佐渡国略記』下

史料10―37　寛政七年（一七九五）

一　中尾間歩金蔵臺其外東臺通り取明に掛る廣間役仙田八太夫

『佐渡年代記』中

●（十二月）十八日、御広間役仙田八太夫・山方役石井三郎右衛門押込被仰付、御目付役堀口市太夫差扣、山師小川弥太郎・喜多（欠）戸〆、間山番所役塚本弥平太御目通リ遠慮、富田猶四郎勤場所差扣

是者去年中中尾間歩御普請間違之筋有之ニ付、尤堀口者十二月廿七日御免、其余者正月十七日御免

『佐渡国略記』下

史料10―38　寛政八年（一七九六）

一　七月廿七日夜中尾間歩臺所焼失有之是より再興なし

『佐渡年代記』中

●（七月）廿七日夜、中尾台所焼失

『佐渡国略記』下

史料10―39　寛政九年（一七九七）

●（七月）廿四日、山方役高野権左衛門役筋之儀ニ付、御組頭谷左中様御役宅ニテ御吟味、其後於御役所度々御吟味有之候処、私欲之儀ニ付申分難相立役目御取放改易被仰付候、閏七月九日相片付候ニ付、御呼出之人数、中尾間歩かなこ作平御取放之上手鎖、鳥越間歩かなこ政八取放之上手鎖、両人共十八日手鎖御免、

（後略）

『佐渡国略記』下

史料10―40　寛政十年（一七九八）

一　正月十九日より中尾間歩手繰水替一晝夜弐拾人宛町々より雇入

『佐渡年代記』中

●（正月）十九日ゟ、中尾間歩手繰水替、一昼夜弐拾人宛、町々ゟ十五昼夜入立候様、与助様被仰付候

『佐渡国略記』下

一　中尾間歩地山和らかにて近日穿下り深敷になり候に随ひ出水多く水替人數相増疲人多く地雇入手段無之稼所水下に相成一山稼相止候儀は不容易儀に付前々よりの振合を以相川市中並在方村々より増人數入立候得共銘々本業も有之不急に入立候儀も相成兼永續無覺束躰に付市ノ勢間歩並大切山間歩等取明御替山にも可相成哉と遂穿鑿候段申上る

『佐渡年代記』中

史料10―41　寛政十二年（一八〇〇）

一　正月晦日中尾間歩敷内水故障にて水替人足不足に付相川町々より雇水替弐拾人宛二十五晝夜入立る

『佐渡年代記』中

●（正月）晦日、中尾間歩水仕込、御稼不相成候ニ付、相川町中ゟ一昼夜弐拾人ツヽ、二十五昼夜入立候様被仰付、二月二日ゟ入立候、壱昼夜壱人賃銭三百拾六文ツヽ、被下候

『佐渡国略記』下

史料10―42　享和二年（一八〇二）

一　中尾開歩近年出方不進にて水替御入用多ク相掛り候に付江戸表え申上二月十六日より休山に成青柳間歩御替山に成御番所役並山師以下之者青柳間歩え引移ス

『佐渡年代記』中

史料10―43　享和三年（一八〇三）

一　中尾間歩去春休山に相成候後湛水引口相立候に付上通り穿鑿稼始る

『佐渡年代記』中

史料10―44　文化三年（一八〇六）

一　中尾間歩出來助間切去ル戌年御休山水埋に相成候に付右代り大西文太郎間切取立

『佐渡年代記』中

史料10―45　文化四年（一八〇七）

一　近年金銀山出方衰へ市中難儀に付御拂米代銭割増ヲ以別段稼之儀去年中願出今以沙汰無之に付猶亦今年十二月中願書差出處此節中尾間歩西冠立合引出シ壹通と違ひ水障りも無之山嵩も有之稼込候はゝ永續可致哉に付申立之御拂米増代銭並是迄中尾え十日々々の仕掛ケ候せんさく御入用大工貳拾人分ヲ以市中におゐて引請存分に相稼可申哉之旨申渡處市中に而は御稼方不相辨入用遣方損分等有之未々難儀之筋にも相成可申に付出銭上納いたし度旨再應願出候といへとも右間歩破損所も有之其上米直段も高直に付出銭等有之候而は難儀之筋に付追而時節見計ひ可願出旨申渡願書相返ス

此裁斷心得難き事也第一穿鑿出方も有之御直山を市中え引渡へき事如何あるへき又穿鑿御入用を町人之手え渡し進退可爲致筋あるへきや其上敷内之破損米價之高直は最初より知れたる事にて此二事を以市中難義たるへきとの儀ならは最初より可引受との事を令せすして可なり是を要するに此年金銀山之稼方至而簡略にして人々難儀に及へり其主意ヲ求るに金銀山衰微に及ひし上は無益之御入用を費し暫時に穿取るへき事にあらす少しも殘りし鏈をは永らへて穿取る事國民の助けなりと云主意也是も偶言にして元來は讒人之所爲より出て役人を疑ひしより起りシ事也此時に至而金銀山の衰癈窮れり

『佐渡年代記』中

●（十二月）廿四日、近年金銀山不盛ニ付、市中銭取薄ク年々困窮相募り身命送り方無心元候ニ付、先年大道間切代之振合を以、御払米壱石ニ付銭七拾文宛、御元代ニ相増上納可仕候間、御稼相立罷在候山所之内、別段御稼御立被下出方相進ミ候様仕度、勿論右出銭上納方之儀者、諸向別通等迄御取立御取明被下候様、去寅十月市中小前惣代として三役人連印ニ而願書差上候処、今以御下知無之ニ付当卯十月再願差出候、然処御書付ヲ以被仰出候者、此節中尾間歩西冠立合引取出シ台通と違い水障も無之、初者山嵩も深き所にて、稼込候ハハ直りも有之永続可致哉ニ付、申立之御払米別通共一ケ年御払米高壱万六千三百四拾石余、此増取立銭千百九拾壱貫文程宛、年々納り候積りニ候間、当時穿鑿御入用を以御仕掛有之候、一十日大工弐拾人分御入用并鏈代六十目余も作立候積り、右両用之入用市中江引請、存分相稼可申哉之儀ニ付、町役人一統江御書付之趣申談候処、一体銀山稼方ハ一統不手馴義ニ付、却而遣方損分等相掛り候而ハ末々難義之筋ニも相成候間、右出銭ハ上納可仕候間、御上ニ而御稼被下候様仕度旨申之ニ付、其旨町年寄存寄書相添差上、則被仰上

候処、此節右間歩痛所出来御稼も難相立、其上当時米直段も高直ニ相成候間、此上出銭等有之候而ハ小前一統難儀之筋ニも可有之間、願筋之儀ハ此末折を見合可申出旨ニ而、願書御下ケ被成候

『佐渡国略記』下

史料10―46　文化七年（一八一〇）

●（三月）江戸水替之内中尾御番所・次助町覚性寺へ引分有之、締方ニ同心中詰合有之、固メ人足中尾へ拾人、覚性寺へ五人町々ゟ入立、尤右固メ内ニ而飯焚兼合候賃銭ハ追而御沙汰可有之旨被仰渡候

『佐渡国略記』下

史料10―47　文化十年（一八一三）

●（四月）中尾間歩取明之義ニ付、町々ゟ左之通願書出ル

相川町々之者共一同御願申上候、市中之儀者御銀山ニ而相立有之、右場所へ立入候者共ハ勿論、諸商人共其潤を以夫々渡世相営罷在候義ニ御座候処、近年打続御銀山不景気ニ而、別而当時重山之青盤・鳥越両御山所不盛ニ御座候故、一統困窮ニ罷成難義仕候処、近来青柳・雲子両間歩御取立被下置、市中一統御潤助を得、御仁恵之程難有仕合ニ奉存候、然処、中尾間歩之儀以前者大ニ盛ヲ得候御山所ニ御座候処、近年御休山同様ニ相成罷在候、依之御願申上候者何卒可相成御儀ニ御座候ハヽ、右台通リ御取明、以前之通御稼入被下置候様奉願候、然上者為冥加之御払米壱石ニ付銭弐拾四文宛御払米代ニ相添、来戌ゟ未迄十ケ年之間上納仕度奉存候、右納方之儀者諸向別通等迄御掛御取立被下候様仕度奉願候、右台通リ御稼入相成、追々出方茂相応ニ罷成候得者、夫々仕事師等も多ク立入、市中賑、一同末々安堵仕、重々難有仕合ニ可奉存候右願之通被仰付被下置候様、偏ニ御憐愍奉願候、已上

文化十酉年四月　　相川町々　町代
　　中使
　　名主

御奉行所

一、先達而市中一統御願申上候者、御払米壱石ニ付銭弐拾四文宛増代上納可仕候間、中尾間歩御取明被下置候様奉願上候処、十ケ年ニ而者余リ長年ニ付、五ケ年之間御払米壱石ニ付銭四拾八文宛増代納仕間敷哉、然上ハ御取明も可被下置旨、御尋之趣難有奉畏候、先達而書面ニ申上候通リ、近年市中一統困窮相募罷在候儀ニ御座候得者、数年相掛リ不申候半而者、小前之者共出銭も仕兼候得共、御銀山不盛ニ而者市中之者共取続も難渋仕候儀ニ御座候間、何れにも御沙汰通リ五ケ年ニ切上納可仕、尤当年ゟ御取立御座候共差支之儀ハ無御座候間、此節御取明被下置候様仕度奉願上候、右御尋ニ付書付奉指上候、以上

文化十酉年五月　　相川町々惣代
　　六ケ町　名主

御奉行所

差上申御請一札之事

市中之者一同中尾間歩御取明之儀奉願上候処、今般願之通リ被仰付、難有奉承知候、且右為御入用、御払米壱石ニ付銭四拾八文宛上納之義者、当八月ゟ来ル寅七月迄五ケ年之間増納可仕旨被仰渡承知奉畏候、依之御請印形差上申所如件

文化十酉年五月　　市中小前之者惣代
　　廿五日上ル　　九ケ町　町代
　　中使
　　名主

御奉行所

『佐渡国略記』下

●左之通リ五月廿七日御触出ル

中尾間歩西敷通リ取明之儀、市中之者相願、右為入用、月々御払米別買米買請之者共一同、壱石ニ付銭四拾八文宛五ケ年之間可差出旨申立ルニ付、願之通取明申付間、右増銭当八月ゟ御米蔵役所江可相納者也

『佐渡国略記』下

一　中尾間歩取明御普請六月四日より取掛ル

『佐渡年代記』中

●六月四日ゟ、中尾間歩取明御普請相始ル

『佐渡国略記』下

中尾間歩臺通り御取明の儀當六月四日より取掛り此節追々柄山等取下り候に付何卒最初に盛太郎袋取明御稼入相成候様仕度心組に御座候然處盛太郎敷の儀先年直り立の處御稼見合に相成此度御取明被仰付新たの敷所同様に御座候間何卒若狹油二度當分御識被仰付候様仕度奉願候左候へば若狹油の儀御入用は相増候へ共渡方の處に至り少々も相掛可申候間右の趣被仰付被下候様奉願候依之書付を以申上候以上

西八月　　山師　秋田　鏡左衛門
　　小川　吉郎右衛門
　　喜多　三　五　郎

『佐渡年代記拾遺』

●同（八月）廿日、中尾間歩御取明入用銭、当酉八月ゟ寅七月迄五ケ年之間御払米壱石ニ付四拾八文宛出銭之積りニ而、此節御取明御普請御取掛り有之処、万一右年限上納銭ニ而御遣不足有之候ハハ、増上納可致心得ニ而罷在候哉又者右年限之外出銭相成兼候義ニ候哉、町方相糺可申出旨今井忠兵衛殿御沙汰ニ付、町役入江申談右年限上納銭ニ而御遣不足有之候ハハ、増上納可仕間、御取明被下候様月行事名主三人より書面取之差上ル

『佐渡国略記』下

一　中尾間歩取明普請入用最初積り高三千九百貫文餘にては引足り不申凡五千貫文餘も増入用相掛り可申趣に付市中より差出可申哉と相尋候處難義には候得共是迄取明入用無益に相成候ては年來の存念も届兼候に付差出可申候得共此節出銭いたし兼候間最初申立候五ケ年に割合可差出分相濟候上引續市中御拂米高に割合可差出旨申立ル

『佐渡年代記』中

●閏十一月六日、羽田町中使佐左衛門義、中尾間歩御取明ニ付水替入立方骨折相勤候ニ付、為御手当銭三百五拾貫文、無利足ニ而十ケ年賦御貸附被下候、右御取明後も引続水替入立世話方之義山方役衆ゟ被申渡候

『佐渡国略記』下

一　四年以前午年平取明目論見の節凡御入用三千七百貫文餘に候へ共此廊(節)は痛流見込三千九百五十貫文餘市中納錢にて別段足拂不相掛積り申立有之候此儀如何可有之哉

此儀四年已前午年目論見節よりは痛流も有之其外文太郎間切跡より盛太郎冠へ煙貫爲取合候積り金作より惣太郎臺へ煙貫の積り別段積り増候儀に御座候間三千九百五十貫文餘相掛候積りに御座候然處水替人數幷水透き方共引違ひ候に付元積り相違可仕此儀末々御箇條水替賃錢元積りの所に申上候

一　五敷共取明候へ共最初は三百目宛十一十日目より五日目宛可賣立と有之候右心矩の儀此節御藏も有之候に付荒増承度事

元當盛太郎敷の儀十二年以前戌年直り立の場所御引取有之候處稼續候場處と違ひ一旦御稼御引取に相成候儀に付鎚貳枚立を目當に仕候ては鏈代調方而已重に相成別御穿鑿行届不申候間御稼入相成候節は當り別増御仕掛をも不被成下候ては一盃御稼難相成勿論外四敷の儀盛太郎敷と違ひ地山堅石の場所にて鏈引も薄目に御座候間是又歩披大工別段御仕掛被仰付被下候様仕度御取明皆出來の上は鏈代三百目賣立候儀は相違無御座追々稼込候上に可相直御場所に御座候間格別に揉立十一十日目より五百目宛賣買可申旨申上候御儀に御座候

一　盛太郎敷の方へ大工何人御仕掛相願鏈代何程の賣立罷在候の旨御尋御座候處右敷所の儀

此儀鏈引有之場所は鎚二挺立に御座候へ共別に穿鑿場所も有之候間歩披大工の儀奉願鏈代の儀八百目を目當に相稼候心組に御座候

一　外四敷にては大工何人鏈代何程出來都合三百目に相稼候心組

此儀右四敷へ御仕掛大工高の儀此廊よりは申上兼候へ共何れ盛太郎敷同一歩披大工奉願鏈代二百目を目當に相稼候心組に御座候

一　右四敷の内早速可相直切場處心矩承度事

此儀惣太郎敷西引立の儀稼込候に隨ひ早速直りを得べく奉存候

一　水替賃元積りより過分高直に成候儀水替(原本三字缺字)候哉全体以前よりは人も高直に成候儀に付往々御稼方心得相違可致筋には無之候哉

此儀目論見の節と違ひ其後手馴候水替業致候者多

人數病死仕申引の者無之手繰而已入立不差支様立ならひに仕候上は賃錢も餘計相掛り恐入候へ共十四番迄取下り候儀は一旦の御儀其上は地水而已爲替取候儀尤冠通り出水の儀上は向にて絞り候御普請の儀も被成下候跡は下向水替御入用の儀も相減可申二字缺字往々御稼方御差引にも相叶可申哉に奉存候

一　右に付候ては一ケ年の内三ケ月は兩番九ケ月は隔晝夜入と申心矩も相違可致哉に御尋に御座候此儀先年と違ひ近年水勢格別強き義にも無之中臺等稼相立候廊隔へ入立候義も有之十四番事場所水矩定に仕隔候入立差支候儀無御座候に付此度迄も差支候儀無之心矩にて申上候儀に御座候尤此度冠通り

右の趣御尋に付申上候以上

西十月　　中尾間歩　山師

中尾盛太郎敷の儀追々御取明相成候に付御稼方の儀打合評議仕候處先年御稼御引取の節御仕掛大工十二人右の外かなこ自分入用を以増仕掛をも仕鏈代九十目の割合相調候へ共稼續候場所と違ひ一旦御稼御引取に相成此度御取明御座候上は新たの場所同様の儀に御座候間大工三十人御仕掛被下一兩十日も相稼候上にて鏈代調方幷御仕掛大工の儀猶又申上候様奉願候依之書付を以申上候以上

西十一月　　山師頭取　大坂市郎右衛門
山師　　秋田權左衛門
小川吉郎右衛門

喜多平五郎

四日に差出處五日に御前濟

一御仕掛大工拾四人
此鏈代百目　但一人に付七匁餘宛

一歩披大工貳拾貳人

右は中尾間歩盛太郎敷御稼方の儀當十一月初十日の内より御稼入有之是迄相勤罷在候處稼捨の場所に付未だ切場繕ひ確と不仕引續是迄の通り大工三十人分御入用を以此上歩披をも仕候様相願度奉存候へ共數十口申上候も恐入候間頭敷役人等打合評議仕候處閏十一月申上候も書面の趣を以御稼方被仰付被下候様奉願候尤前書歩披穿鑿大工の儀は右申上候通り稼捨の場所に付鏈代銀相調罷在候ては直遠にも相成外穿鑿御切御稼方へも行届不申候間何卒右の趣にて御稼方被仰付被下候様奉願候然上は地山大粉成に仕迫々鏈代相進候様可仕候間被仰付被下様仕度奉願候以上

西十一月　　山師頭取　大坂
山　師　秋田
小川
喜多

嘉左衛門町　長之助
馬　町　惣七
新五郎町　金次

右は當五月中尾間歩臺通り御取明被仰付穿鑿御雇の者にては人數手足不申候間其廊雇山留三人被仰付候處此節盛太郎敷御稼相立是迄矢先へ差向候敷役人の内御稼方幷建場向世話爲仕候に付人數手足不申然處右の者共儀元中尾間歩御雇の者跡にて是迄敷内へも立入手業功者共に御座候間何卒格別の御儀を以雇山留被仰付候様仕度奉願候依之書付を以申上候以上

西閏十一月　　山師頭取　大坂市郎右衛門
山師　　秋田權左衛門
小川吉郎右衛門
喜多平五郎

中尾間歩文太郎金作惣太郎吉之亟四敷臺通り取調御入用幷日積りの儀御尋に付頭敷役人共打集め再々應評義仕積り立候處凡錢二千五百二十一貫五百文餘相掛候積りに御座候然處元積りより御入用過分相増候儀恐入候へ共一体水替賃錢違ひ幷日後れ等も有之故水替御入用も過分相掛其上出喜助街道取合場所の義

『佐渡年代記拾遺』

●（十二月）中尾間歩之儀、町方願之上当六月以来御取明有之処、最初御入用御積高三千九百貫文余ニ而ハ御遣足不申、増御入用弐千四百貫文相掛り候積ニ付、先達而御尋有之、増御入用相掛候共御取明被下候様申上置、追々御取明有之候処、此上弐千五百貫文余猶又増御入用相掛り候積り、右躰追々御入用増有之ニ而も弥御取明相願候哉、尤引請候ハハ右御入用御振替廉無之ニ付、市中重立町人共へ年八歩之利足を以弐千五百貫文振替可差出旨、中尾御掛り今井忠兵衛殿・取扱掛り益田亦太郎御立会之上、同輩一統へ被仰聞、町方相尋候処、追々大造之増御入用相掛り難義ニ者奉存候得共、是迄御普請相成候義無益ニ相成、年来町方之者

存念も相届不申残念奉存候間、増御入用之義共御引請可申上旨、併此節ゟ割合相納候義ニ而ハ小前之者共出銭多ニ相成難義仕候間、最初願立之五ケ年相立候ハハ、引続壱石四拾八文宛増御入用弐度分四千九百貫文余相済候上上納仕候間、夫迄ハ御繰合置被下候様書面、町役人惣代ニ而差上、且重立之もの御振替之向者、左之者共呼出申渡ス

壱人　弐百拾弐貫文

川嶋藤三郎

三人　弐百貫文宛

寺尾与惣左衛門・四町目仁兵衛・紙屋町茂三郎

六人　百貫文宛

小宮山周次・下戸炭屋町惣兵衛・大工町九兵衛・諏訪町立右衛門・羽田町覚左衛門・銀山内善兵衛

拾六人　六拾八貫文宛

壱町目小兵衛・壹町目嘉十郎・弐町目徳兵衛・三町目嘉助・三町目金五郎・三町目与十郎・四町目五兵衛・四町目善兵衛・下戸町惣助・柴町徳兵衛・柴町次兵衛・味噌屋町直右衛門・米屋町利右衛門・上京町常次郎・新五郎町代右衛門・大工町喜十郎

〆

右之通割附候処、御請申上候者ハ一両人ならてハ無之、種々難渋申立候ニ付、左之通書面差出ス

相川市中ゟ御願申上候中尾間歩御取明之儀、御普請御取掛之上御取調御座候処、願立之出銭高ニ而者迚も御見込之場所迄者届兼、増御入用之儀先達而御尋有之、御請申上、是迄追々御取明御取下り御座候処、猶御入用増有之、最初御引請之銭高ゟ者凡五千貫文余も増入用相掛り可申趣ニ而、右之内弐千五百貫文此度町々重立之者ゟ御振替上納可為仕旨御沙汰御座候処、先達而増御入用之儀者一旦御請申上候儀ニ者御座候得共、元積ゟ一倍余之増御入用ニ而不容易儀与奉存候間、市中之者共存念をも相尋候処、当時之町柄数年出銭之義も難義ニ者奉存候得共、半端ニ而御差止ニ相成候而者、是迄過分御入用御掛被下候分無益ニ相成、多年存込も届兼旁ニ付、増御入用之分者何レニ茂上納可仕候間、引続御取明被成下候様、別紙之通申出候、然処差当り弐千五百貫文調達之儀、一躰離国之儀ニ御座候故交易方も至而手狭、殊ニ近年市中一統連々困窮行詰候得者、以前与違ひ重立之者も数多無御座、重立限ニ而者銭高調達相成兼、無拠中分商人之内銭繰合相成候者共見計打合、夫々身分ニ応割附御取替之向申達候処、御請申上候者ハ漸一両人ならてハ無御座、其余者難渋申立候故、市中願之上御取明被成下、山所御入用銭之儀殊更御取明成就いたし候上者、往々市中之者共潤助を請候趣を以、連々利害申含候処、無拠御趣意相弁、御請申上候者も御座候得共、其余猶難渋之趣頻而申立候者も有之、又者割賦高減少等申出何分急ニ取調兼、左候迚御請申上候者はかり出銭為仕候而者、気請茂悪ク相成、難渋申立候得者相済候様差心得、此末右躰御用筋御座候節も実意を失ひ、程々難渋之趣申立、御用筋不調ニ相成可申、勿論私共申談候儀相調不申候而者、都而取締も不宜様相成難儀仕候、尤町々一統困窮ニ罷在候得者、小前之者・小商人共より最寄の重立之もの江内借等被申掛、時々用向相調候者茂儘有之候得者、此度之御用筋実々難義之躰ニ御座候、依之御願申上候茂奉恐入候得共、何卒可相成御儀ニ御座候ハハ、右弐千五百貫文之分此度御蔵金を以無利足ニ而市中江御貸附被下置、則右之分を以御遣合被下候様ニ者相成間敷哉、御内意奉伺候、弥御貸附被成下候儀ニ御座候ハハ、返上納儀者最初申上候御払米壱石ニ付銭四拾八文宛五ケ年上納仕切候ハハ、引続四拾八文宛増御入用済切候迄出銭為仕、右之内ゟ御引取被下候様仕度奉存候、格別之御儀を以右之趣被仰付被下候ハハ、此度御用向被仰付候出銭方難渋も無御座、市中一統難有仕合可奉存候、依之此段於私共奉伺候、以上

酉十二月　　町年寄

右書面御評議有之候処、不容易儀ニ付、何れニも重立之者ゟ相調候様、猶又利害申含候様、益田丹右衛門殿被仰聞候ニ付、呼出シ再応利害申聞候処、何レ茂荒増承知之趣ニ者候得共、追々月迫ニも差向銭払底ニ付、当年之儀者御見合被下、来春ニ至り上納たいし度旨相願候者多分ニ付、尚又左之通書面差上候処、無拠筋ニ被御聞上、冬中者御繰合被置、来三月迄ニ出銭いたし候事ニ御聞済有之

相川市中ゟ御願申上候中尾間歩御取明之儀、御普請御取掛之上、御取調御座候処、願立之銭高ニ而者迚も御見込之場所迄者届兼、最初御引請之銭高ゟ者凡五千貫文余茂増御入用相掛り可申趣ニ而、右之内弐

千五百貫文此度町々重立之者ゟ御振替上納可為仕旨御沙汰御座候処、近年市中一統連々困窮行詰り候得者、以前与違ひ重立之者も数多無御座、重立限りニ而ハ銭高調達相成兼、無拠中分商人之内銭繰合相成候もの共見計打合、夫々身分ニ応割附御取替之向申達候処、差当上納方難渋之趣申立候者有之、急ニ取調兼候ニ付、右弐千五百貫文之分此度御蔵金を以無利足ニ而市中江御貸附被下置、則右之分を以御遣合被下置候様ニ者相成間敷哉之旨、御内意奉伺候処、不容易御儀ニ付、何れ共繰合、重立之ものゟ御振替上納可為仕旨、御利害之趣奉畏承知御請申上候、尤利足をも被下置候儀ニ御座候得者、難有奉存候得共、無程年末ニも差掛り、町方銭繰合相成兼、調達方至而難渋ニ付、春納ニ御差延之義願出候者多分有之、実々難儀之躰ニ御座候、依之再応申上候茂奉恐入候得共、何卒格別之御儀を以、来戌三月迄御振替銭を以御遣合被成下候様仕度奉願候、然上者右期月迄ニ追々上納可為仕候間、右之趣被仰付被下候ハヽ、出銭方当難も無御座、難有仕合可奉存候、依之此段於私共奉願候、已上

酉十二月　　町年寄

『佐渡国略記』下

●同（十二月）十二日、町年寄四人并町役人不残、其外一町ゟ重立弐人・小前惣代として中分之もの壱人宛御呼出、中尾間歩之儀ニ付町方掛り井口吉左衛門殿・益田丹右衛門殿・御目付役今井忠四郎立会ニ而、左之趣御口達之上、御書取御渡被成候

町年寄
町役人
重立
小前惣代之者

中尾間歩之儀、町方願之上当六月以来御取明有之処、最初御入用積高三千九百貫文余ニ而ハ遣足不申、増入用弐千四百貫文相掛り候積りニ付、町方相尋候処、増入用相掛り候共御取明被下候様申出候ニ付、追々取明候得共、此上弐千五百貫文余猶又増入用相掛り候積之処、御振替廉無之に付、重立町人共ゟ指出方被仰付御請申上、然処年末にも差掛り候故、来春納之義相願、此義ハ御聞届有之候事

御取明者先当年中相片付可申趣ニ候、然処市中之もの共御取明御普請皆出来いたし候得ハ潤助ニ相成候とのミ心得可有罷在候得共、右之通り大造之入用町方ゟ差出候儀ニ有之、小前末々弁なく罷在哉、指当り来戌年中水替入用凡六千貫文余も可相掛、不容易儀、年来銀山不盛故町々至而困窮ニ有之候処、此上過分の入用相掛り候儀ニ候得共、折角申立候儀ニ付、何れニ茂御再建申立候哉、左候得者、右来戌年水替入用之内三千貫文市中江御渡有之間、水替人足之義者日雇稼之者共申合、町方一統之引請ニ而差支無之様可相成哉之儀、得斗存寄申立候様可致候事

右相尋候趣、書付を以明後十四日限り相答可申候

酉十二月十二日

右御尋之趣、銘々町内立帰、小前打合評議為致候処、御取明入用追々相増候上、御取明相成候後水替入用半賃を以市中引請ニいたし候義ハ困窮之町方至而難義ニ者有之候得共、左も無御座候而ハ取続御稼も相止候様相成候而ハ、是迄多分御取明相成候御入用も無益ニ相成、殊更市中之もの年来存込も届兼残念奉存候間、来戌年一ケ年ニ限り水替入用半賃銭町方ゟ相納可申、水替人足之義ハ是迄之通り御雇入御遣被下候様、尤右申上候通り御普請増御入用過分相掛り候儀ニ候得ハ、水替賃引続年々半賃相納候義ハ致兼、来戌一ケ年之義ハ無拠半賃御引請可申上、併右之分迚も来戌年中相納候義者致兼、御取明御普請御入用両度増之分迚上納いたし切候上、引続御払米壱石四拾八文宛上納可致候間、夫迚ハ御振替御遣合被下候様、町々町役人一統重立・小前惣代之もの連印御答書十四日差出ニ付、則上ル

『佐渡国略記』下

史料10―48　文化十一年（一八一四）

一　宿根木村より銭弐千貫文外村々の内重立候もの九人より銭弐千百貫文中尾間歩取明入用市中え振替の積りを以出銭の儀申出ル

『佐渡年代記』中

●（四月）中尾間歩御取明御普請御座候得共、水敷ニ而格別御入用相増候間、猶又市中之者共出銭仕、其上従御公儀茂御入用御下ケ御取明御座候由、然処一躰当

御国之義者金銀山御稼御座候故一国中潤ひ、末々ニ至迄一同相営罷在候義ニ御座候、相川市中万一衰徴仕候得者在中迄難義仕候義眼前ニ御座候間、私共ら茂相川町々之者共へ助合銭として用達シ右間歩御取明成就為仕度、尤差出候銭之義ハ、私共作方其外元手銭之義ニ付差出切ニハ難致、相川市中ら少々宛之利潤ヲ加江元利済崩之積りニ而相返呉候様、左之者共出銭高書記願出ル

五百貫文　沢根町浜田屋次左衛門
三百貫文　二方潟村槌屋源五郎
三百貫文　新穂町喜平次
三百貫文　目黒町村善右衛門
弐百貫文　畑本郷藤次右衛門
弐百貫文　梅津村藤左衛門
百貫文　新町村半三郎
百貫文　新穂町万吉
百貫文　藤津村弥左衛門
〆弐千百貫文　利足年八歩

一、出銭弐千貫文　　宿根木村
此金凡弐百八拾両

右者中尾間歩御取明御普請御入用銭之義ニ付、前条同様之願書差出ス、且利足として年五分之積を以一ケ年ニ銭百貫文宛村方請上納物之内ニ而御渡被下置候様村方名主所江被仰付置候様奉願候、尤利足として地払米御願申上度奉存候得共、年柄ニ而格別売出銭も有之候而ハ恐入候ニ付、銭利足之積りを以奉願候、右金子当時之趣ニ而者急々御返ハ不奉願候得共、百姓・船手共無類凶作損分等有之時節ハ、如元之金子ニ而御返シ被下候様願之

願主宿根木村
船手総代　伊左衛門
忠三郎
長百姓代　長五郎
弥十郎
名主　与三兵衛

右出銭願出候ニ付、百姓惣代壱人、船手惣代壱人被召出、寄特之義ニ付村方願石代之外米納之分当分不残石代納ニ被仰付、且年柄ニ寄り候得者、是迄之振合之義も可有之間、其旨相心得候様被仰渡候

右四千百貫文御振替差出候分返済之義者、元利済崩之積りを以、御払米高ニ割合壱石ニ付三拾弐文宛相増、都合八拾文宛右銭済切候迄上納可仕旨、相川町々名主・中使・町代連印願書上ル

『佐渡国略記』下

●同日（四月十九日）、中尾間歩御取明増御入用銭歩安ニいたし振替上納之儀申出候段奇特ニ被思召、左之通被仰付候

在々町年寄格　浜田屋次左衛門
名字御免
在々両替屋筆頭　槌屋源五郎
在々両替屋　新町村半三郎
同断　新穂町万吉
同断　新穂町喜平次
同断　目黒町村善右衛門
同断　畑本郷藤次右衛門
同断　梅津村藤左衛門
同断　藤津村弥左衛門

『佐渡国略記』下

●（五月）中尾間歩御取明入用銭、在々身元之者共ら振替銭返済、出銭米壱石ニ付三拾弐文宛当五月ら御米蔵ニおいて御取立ニ成ル

『佐渡国略記』下

史料10―49　文化十二年（一八一五）

●（五月）廿七日、中尾間歩御取明之儀、市中并諸向御払米御元代之外増納いたし御取明入用差出候処、此節右間歩之内文太郎敷・惣太郎敷弐ケ所へ鏈附候ニ付、町役人共へも相達可申旨被仰出有之

『佐渡国略記』下

（※『佐渡年代記』中にも記事あり。同一のため省略）

●（七月）中尾間歩御稼方格別御手厚ニ穿鑿被仰付候ニ付、右御入用として一ケ年金百両宛、来子年ら五ケ年之間御払米江掛差出候様被仰出候、但当年之儀者八月ら右割合を以是迄之外増取立之事

『佐渡国略記』下

一　中尾間歩の義市中より願に依て取明相成追々手廣

に相稼候に付尚又出方相進候ため來子年より五ケ年の間金百兩つゝ御拂米高に割合差出シ候積り市中のもの願に依て取極る

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩取明の義市中のもの共頻而相願ひ候に付去々酉年六月御普請取掛り去秋迄に出來鏈引も備り一ケ月灰吹銀壹貫三百目餘出來立候得共穿鑿御入用繰合相成兼候間永續の程無覺束趣在中のもの承および宿根木村勘四郎庄兵衛其外十九ケ村にて人數貳拾壹人のものとも相川市中え助力いたし錢四千五百貫文差出し市中のものより年割にて濟崩の積りを以中尾間歩手入の義願出市中のもの共よりも休山に不相成様相願ひ候に付當秋以來格別穿鑿爲致候處追々出方相進一ケ月鏈代三貫目程つゝ出來立候様相成御益も相見候に付本途稼の積牧野備前守殿え相伺候處翌子年二月伺の通被仰渡

『佐渡年代記』中

●（十二月）十四日、中尾間歩御稼入用錢御振替申上候在々之者共之内、当日両替屋被仰付ル

近在之者共出錢方之義骨折世話致候ニ付、名字御免、在々両替屋筆頭被仰付

五十里村茂右衛門・長木村伝助・下矢馳村八右衛門・横谷村権九郎・金丸村善内・小倉村惣三郎・羽茂本郷宇右衛門、此六人両替屋屋号御免

『佐渡国略記』下

●（十二月）廿九日、羽田町中使佐左衛門義、中尾間歩御取明初発ゟ地水替入立方世話いたし、差繰能出精ニ付、苗字御免、両替屋次席被仰付候

『佐渡国略記』下

史料10―50　文化十三年（一八一六）

一　中尾間歩本途稼伺濟に付三月七日番所役以下雇のもの人數を極ル

『佐渡年代記』中

●（三月）七日、中尾間歩御直山御下知申来、山師秋田・小川・喜多麻上下ニ而被召出被仰付候、十日御番所役早川為四郎・下山平左衛門・庭谷多三郎被仰付

『佐渡国略記』下

一　市中願に依て中尾間歩取明追々出方相進ミ本途稼にも相成候に付初發より骨折候町年寄町役人とも御役所え呼出褒賞として銀子鳥目を遣す

『佐渡年代記』中

●（三月）十二日、中尾間歩本途稼被仰付候ニ付、右間歩之儀者市中願之上御取明有之、追々出錢之義等骨折次第ニ代銀も相進、此節御直山ニ相成候ニ付、為御褒美町年寄壱人銀三拾目宛、清右衛門義者初発ゟ水替人足雇入方下掛リ骨折相勤、吉郎義者在出等いたし骨折候ニ付別段弐拾目宛、悴猪之吉へ銀弐拾目、水替雇入方世話煎森川佐左衛門義銀五拾目、初発願致候砌ゟ役目相勤候名主弐拾壱人御褒美壱貫五百文宛、中使拾三人壱貫文宛被下之

『佐渡国略記』下

●（十一月）廿五日、中尾間歩水替入立方世話煎、願之上佐左衛門悴代三郎被仰付候

『佐渡国略記』下

史料10―51　文化十四年（一八一七）

一　二月二日朝大風吹募り御修復場所其外人家吹潰候も有之陣屋御役所向並組頭御役宅をはしめ吹所の内床屋並銀山中尾間歩番所大風にて吹傾け起直しも成兼候に付仕越御普請の義青山下野守殿え伺候處伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

史料10―52　文政元年（一八一八）

●（九月）十一日、中尾間歩此節代銀壱貫目ニ相成、御酒相登リ候処、右間歩之義者市中之者共多年志願ニ而出錢いたし御取明有之、追々出方相進ミ候ニ付、酒壱斗五升入壱樽右御番所ゟ町役人仲間江被下之

『佐渡国略記』下

●中尾間歩・青盤間歩取明方之儀ニ付、左之通リ御書

付を以市中町々江御酒鰑被下置候

一、酒拾五樽
鰑

中尾間歩之義取明之上稼方再興致度段、去ル酉年市中之者共一同相願候趣、町役人願出候ニ付、願之通出銭為致取明申付候処、取明方六ケ敷、増入用相掛リ候ニ付、猶又出銭之儀願出、其後普請成就之上稼入いたし候処、出方少ク候ニ付、為穿鑿再応出銭之儀相願、追々稼方相続致し、此節一十日鏈代壱貫目以上之出方ニ相成、其外青盤間歩江去年中出銭之上台通リ稼入之儀願出、去冬以来追々出方も相進ミ旁一段之事ニ候、尤金銀山稼之儀者市中之ものとも潤助ニ相成候儀ニ付、出銭之儀願出候とハ申なから、当時町役相勤候者共心取厚ク、右之通出方相進候上者金銀山取立方願出候詮も相立、一同観摸（ママ）之事ニ候、依之遣之

右之通可申渡候

寅十一月

『佐渡国略記』下

史料10―53　文政二年（一八一九）

一　文化年中金銀山衰微におよひ八年以前申年より御除金御渡方等申上出方連綿いたし候へ共敷々鏈引穿鑿場所幷通行筋留山修復等當然假手當の場所も有之間敷々風貫其外水道筋年久敷手入届兼當時重に相稼候鳥越中尾兩間歩風貫手狹にて繁々火灯兼水道筋も要用の場所に付御金藏御除金の内より貳千五百兩御渡方の儀水野出羽守殿え伺候處伺の通彼仰渡

『佐渡年代記』中

史料10―54　文政三年（一八二〇）

●同日（九月二日）、中尾間歩御取明入用金六百四拾壱両余、上納割合之分、六年以前亥二月ゟ同七月迄ハ御払米壱石ニ付四拾六文宛、八月ゟ九拾弐文宛相納、右出銭済切、引続青盤間歩台通御取明、御入用銭五千貫文之方へ振向上納致来リ候処、内拾弐文相減、八拾文宛ニ相成、当月八日御払ゟ青盤間歩御入用之廉へ御遣用ニ相成候旨、長嶋小右衛門殿ゟ御談ニ付、町々町役人江右之趣申渡ス

『佐渡国略記』下

史料10―55　文政四年（一八二一）

●（三月）廿ニ日、此節流行之風邪に而、中尾山雇水替不参ニ付、一昼夜ニ拾六人宛三昼夜之間、市中ゟ差出可申旨、井上儀右衛門殿より御談ニ付、町役人呼出申渡候処、市中風邪人多く、人少ニ付、一昼夜八人宛、当日ゟ五昼夜之間可差出旨申出ニ付、御同人江申上

『佐渡国略記』下

●（三月）廿八日、中尾山助合水替、当月廿二日ゟ廿六日迄四拾人入立候処、尚又廿七日ゟ廿九日迄三昼夜之間拾六人宛入立候様、井上儀右衛門殿ゟ御談ニ付、町役人呼出申渡候処、市中風邪人多く人少ニ付、一昼夜拾四人宛入立可申旨申出ニ付、則右之趣御同人江申上

『佐渡国略記』下

史料10―56　文政五年（一八二二）

●（正月）廿九日、青盤・中尾両間歩御取明入用銭、御蔵御払米御元代ニ相増、月々市中ゟ出銭いたし候分、先一ケ月御取立御見合ニ付、左之通御書取を以、河嶋才右衛門殿ゟ御談有之

青盤・中尾両間歩取明入用市中出銭之儀、先一ケ月分取立見合候積リ御聞届有之候ニ付、其旨相心得候

午閏正月

町年寄江

『佐渡国略記』下

一　七月十三日夜中尾間歩惣太郎敷地山崩れ込出方稼差支に付仕越御普請の積り水野出羽守殿え申上ル

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩一十ヲ日の代銀貳貫目以上に相成候に付酒肴を遣し大吹所御益金も多く有之に付褒美におよふ

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩再興の儀市中のものとも願出此節出方も

相進候に付酒肴を遣す

『佐渡年代記』中

●十月二日、町々町役人惣代・小前惣代之もの被召出、中尾間歩代銀出方相進候ニ付、酒三十樽・鰯、市中之者江被下候旨、於町方御番所御月番今井忠兵衛殿被申渡

一、酒三拾樽
　鰯

右者中尾間歩取明之上稼方再興いたし度段、去ル酉年市中之者とも一統願之上出銭いたすに付取明申付、追々相稼処、出方連綿いたし此節次第ニ代銀も相進ミ、金銀山取立方願出候詮も相立、一段之事ニ付、書面之通遣之
右之通可申渡候
午十月

『佐渡国略記』下

一　佐州在町より雇入候地水替共飯米に差支候に付賃銭の内五分通米渡に相成候はゝ自然と人数も集貨銭減方も可有之候間青盤鳥越中尾三ケ間歩とも米銭取交来未年より五ケ年の間御試之積り水野出羽守殿え相伺候処伺之通被仰渡

『佐渡年代記』中

一　十二月中十日中尾におゐて千荷以上の鏈作立候に付舊例に任せ酒肴を遣す

『佐渡年代記』中

●（十二月二十四日）中尾間歩得盛、代銀三貫五百目ニ相成候ニ付、為御祝酒拾五樽・諸雑用銭三拾貫文御役所ゟ出ル、右御番所ニおゐて御酒被下候ニ付、同輩一統罷登り候様山方役内江清兵衛より達ニ付、御月番河島才右衛門殿江申上候処、一通リ被御申上之上、此度者罷越可申、以来之例ニ者致間敷旨御談ニ付、則一統平服ニ而、右御番所江相詰、種々御馳走有之、広間役・山方役・御目付役方、其外諸山御番所役・吹所勝場・金銀改役衆不残出席有之

『佐渡国略記』下

史料10―57　文政七年（一八二四）

一　中尾間歩湧出水多く其上度々けたへに而火灯り兼是非水貫無之候而は不相成儀故種々評議の上稼相續可相成様勘辨いたし御普請申上候得共御取替金未タ御時節柄不容易筋に付御普請廉々の内字石坂煙貫御入用金四百九拾壹兩餘盛太郎同斷千八拾兩餘字前立合水吐口取明入用六百七拾六兩餘合貳千貳百兩餘は佐州御除金之内を以仕拂候積り先つ取掛候様仕度水貫間切御入用五千六百兩餘取掛の儀は追而の御沙汰に相成候とも煙貫の手當相後レ候而は上納高相減可申旨御普請廉々内譯書付相添三月十六日水野出羽守殿え泉本正助より書面進呈の處中尾間歩惣太郎盛太郎敷水貫御普請の儀は難被及御沙汰煙貫水吐口取明御入用金貳千貳百兩餘佐州御除金の内を以伺之通御普請取掛候様四月十一日被仰渡

『佐渡年代記』中

●（三月）十一日、中尾間歩水道水貫間切新規御切開御入用積リ、金千両相懸リ、御伺済有之、右ニ付石扣町六兵衛・上京町与右衛門両人振矩師ニ差添縄引手伝之儀、於山方役所ニ達し有之、当月十五日ゟ敷内へ立入

『佐渡国略記』下

●（四月）十三日、流行風邪ニ而、江戸水替・地水替共入不足ニ而中尾間歩御稼方御差支ニ付、市中ゟ一昼夜四拾人ツヽ、日数七日入立方被仰付候旨、永井四郎兵衛殿ゟ御談ニ付、町役人一統呼出申渡候処、一統風邪ニ而、其上水替業不手馴之者共ニ御座候間、一昼夜弐拾人宛、明十四日八ツ半時より七昼夜入立可申旨、町役人惣代・月行事名主三人連印書面差出し、右之通ニ相成ル

『佐渡国略記』下

●（五月）中尾間歩水替人足之儀、此節諸方流行之風邪ニ而人少ニ相成候間、市中ゟ弐百八拾人助合入立候様被仰付、去月十四日ゟ追々入立候処、今以風邪ニ而御差支ニ相成、依之尚又引続一昼夜四拾人ツヽ日数三日増入立之儀被仰出候間、其旨相心得、町役一人統へ可申渡、尤此上増方之儀者無之様可致旨、今井忠兵衛

殿ゟ御談有之

『佐渡国略記』下

●（五月）廿六日、中尾間歩敷内台通リ、此節水仕上ケ御稼相成兼候ニ付、尚又市中ゟ一昼夜拾六人ツヽ十六昼夜入立有之様致度段、永井四郎兵衛殿ゟ御談有之ニ付、月行司名主江右之趣早速町々へ相達候様申渡ス

『佐渡国略記』下

●（五月）中尾間歩水道切抜ケ御取扱御組頭大原吉左衛門様、右掛リ広間役河嶋才右衛門殿・堀口弥右衛門殿・山方役内江清兵衛・御目付役石井三郎右衛門・水替懸柴野猪七郎・穿鑿懸リ岩間杢左衛門・中尾御番所役赤江橋茂三郎・内田与五右衛門・松田内蔵次郎被仰付

『佐渡国略記』下

（※『佐渡年代記』中にも記事あり。同一のため省略）

一　中尾間歩水道筋取明場所十月中旬字五兵衛通え取合十一月二日より前立會水貫間切に取掛ル

『佐渡年代記』中

史料10―58　文政八年（一八二五）

一　中尾間歩水道水仕御普請御入用高金貳千貳百兩餘御金藏除金の内を以取計ひ候積り伺の上去申六月より取掛り十二月迄に字五兵衛通り取合に付前立會より當時之稼所え七十丈餘切貫候得は惣浦湛水一時に吐捨候様相成候積り之處右切貫御入用佐州の取計を以普請可仕旨去年中被仰渡候に付種々勘辨之上銀山吹所向諸仕事師賃御入用品一ケ年凡拾萬貫文餘之内二十歩一除錢致し間切取立候得は一ケ年凡錢五千貫文程に相成水貫成就の上は猶產業相增國中潤ひにも相成候儀に付難儀の筋も無之且御普請御入用遣殘之分を以前立合の内往古之稼所取明候積り水野出羽守殿え泉本正助より書面を以申上置

『佐渡年代記』中

●（四月）嘉左衛門町磯右衛門、去月中尾間歩敷内ニ而癪震差起し病死いたし候ニ付、為御救錢拾五貫文被下之候旨、於山方御役所ニ被申渡

『佐渡国略記』下

●（九月）十七日、中尾間歩水貫御普請大概出来之処、此節溜水有之、御普請御差支ニ相成候間、一昼夜三拾五人宛十五昼夜市中より助合水替人足入立可申、賃錢之儀ハ先振之通り御渡之積り、河嶋才右衛門殿・堀口弥右衛門殿ゟ御談ニ付、則刻町会所江同輩一同相詰、町役人不残呼出し、右之趣申談、来ル廿一日ゟ入立候事ニ取極、翌十八日才右衛門殿へ申上ル、且賃錢之儀去申年市中より入立候節御渡ニ相成候通り壱人一昼夜五百文宛ニ御定メ被下候様、是又申上ル

『佐渡国略記』下

●（十月）六日、中尾間歩水抜御普請ニ付、溜水取揚方水替人足市中より助合被仰付、去月廿一日より今六日迄追々入立、最初被仰渡人数丈ケ入立相済候得共、溜水何分取切不申、右に付猶又四百人明七日ゟ日数八日ニ割合為差出候様丹右衛門殿ゟ御談ニ付、昨五日町会所へ同輩一同出席、町役人共一同呼出申渡候処、当時町方甚人払底ニ而差組方難儀有之候間、先為試明七日ゟ九日迄日数三日者一日ニ五拾人宛為相詰可申、其余之処者人足とも廻り方見計ひ候上ニ而可申上旨町役人とも申出、且賃錢之儀も増方被仰付被下候様願出ニ付、両様共取扱懸リ堀口弥右衛門殿へ申上置

『佐渡国略記』下

●（十月）八日、中尾間歩助合水替再被仰出、四百人之分昨七日より九日迄一日ニ五拾人宛入立候積り兼而申上置、然処跡弐百五拾人之分尚又十日より十四日迄ニ割合五拾人ツツ差登セ可申旨ニ而、人足割帳町役人より差出ニ付、堀口弥右衛門殿へ申上候上、山方役所江相渡ス

『佐渡国略記』下

●（十月）十三日、中尾間歩助合水替去ル七日ゟ十二日迄ニ一昼夜五拾人ツツ入立、残百人之分十三日ゟ十七日迄五昼夜ニ割合一昼夜弐拾人宛入立可申、右入立相済候得者引続十八日ゟ廿二日まで五昼夜之内、一昼夜三拾人ツツ、尚又助合入立可申、右十八日ゟ入立之分ハ山方ニ而増賃錢相応ニ被下候積りニ付、右之段

町役人ともへ申聞、此上出精為致入立差支無之様可致旨河嶋才右衛門殿・堀口弥右衛門殿ゟ御談ニ付、名主武右衛門・七郎兵衛・中使運平右三人呼出御沙汰之趣申渡、早速一同へ通達いたし御差支無之様可致旨申渡ス

『佐渡国略記』下

●（十月）十五日、明十六・十七両日、中尾間歩助合人足弐拾人宛入立之積り之処、人足廻り方不宜ニ付、前段御雇入之分拾人ツツ両日共相増差組致度、尤右拾人之分ハ相当増銭相渡可申候間、町役入江申渡、入立差支無之様山方役内江清兵衛より同輩甲賀勘左衛門へ談し有之ニ付、則我等・勘左衛門両人町会所へ罷出、町役人江右之趣申渡候処、拾人而已増銭余計被下候而者外雇入之者とも気受も不宜候間、右三拾人とも是迄之振合を以同様賃銭被下候方ニ仕度段申之ニ付、右之趣内江へ申上、且十八日ゟ一昼夜三拾人ツツ五昼夜入立之分増銭被下候分者人足共へ御渡無之、三拾人分打合町役人江御渡被下候、半年者小前御救之形ニ相成不申候間、右之振合ニ被成下度旨、是又同人江申上置

『佐渡国略記』下

●（十月）十九日、中尾間歩増水替増賃銭之内、金拾両水替懸り上原益蔵より同輩岩佐丈左衛門へ被相渡候ニ付、月行司名主七郎兵衛・半兵衛・源兵行江相渡、尤追而決算之節両替屋相場を以申上候積り

『佐渡国略記』下

●（十月）廿一日、中尾間歩増水替是迄之姿を以廿三日ゟ引続五昼夜入立之儀被仰付候ニ付、町役人へ申談候処、山元ニ而御雇入之人足無人ニ付、弐拾人相増溜り水取切候迄者日々五拾人ツツ廿三日より入立可申、尤最早溜り水之程合も相知レ候得ハ、五七昼夜も懸り候ハハ取切可申、市中雇入方町役人とも長々難渋いたし候儀ニ候得とも、右御場所一ケ所御取明ケ之儀ニ付、いつれニ繰合いたし候而茂入立方世話いたし候様同輩一統ゟ役目之もの江申聞、程能取明ケ相成候様可致旨河嶋才右衛門殿・堀口弥右衛門殿ゟ御談ニ付、直様町会所へ相詰町役人とも江申渡、先廿三日・四日両日五拾人ツツ入立之積り取計

『佐渡国略記』下

史料10―59　文政九年（一八二六）

一　中尾間歩前立會古敷取明御普請去暮皆出來之積りに有之處仕上り水強く水替人足に差支御入用御拂ひ廉も無之に付正月下旬水替引放になる

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩前立合古敷取明以來穿鑿も届兼いまた念慮も殘り候間水替樋場繕ひ替當四月まて水替入立の儀山方役申立に付二月二日より猶又普請に掛り水替人數不足に付町方助合人夫入立る

『佐渡年代記』中

●（四月）中尾間歩前立助合水替之儀、去月五日ゟ当月六日迄凡六百人市中ゟ入立候処、此節近在之義ハ農業ニ指掛、市ハ海漁有之、其上定御問吹所水車勝場等へも助合人足日々差出候事故、至而人払底ニ而一向手廻り兼候間、一円御差免被下候様市中町役人一統連印願書差出候ニ付、河嶋才右衛門殿江差出候処、此節市中ゟ助合差止候而者御取明も難相成、是迄町方ニ而も心労いたし人足差出し来り候処、今更差止候而者無専儀、且当時人足手廻り兼候儀眼前之儀者候得共、何れ役目之者共差働最暫之内入立可申旨、申諭シ候様可仕旨御利解ニ付、町役人共江達之申聞、為入立ル

『佐渡国略記』下

一　中尾間歩前立合古敷水替入用一ケ年千兩程も相掛り繰合不宜格別の代銀も調兼候に付六月二日より差止る

『佐渡年代記』中

●（十月）中尾山之儀者折節増水等ニ而御稼方御差支有之、其度々小前一同難渋仕候ニ付、御願申上候者、右御山所水抜之御普請御座候趣奉承知候、右御普請出来之上ハ水替等之御差支茂無御座様相成、御稼方丈夫相成、市中小前一同難有可奉存候、右御入用之内為冥加当戌十一月ゟ丸三ケ年之間、御払米高ニ割付、一ケ年五百貫文宛上納可仕候間、先振之通リ諸向御払米ニ御掛御取立被下候様、町々町代・名主・中使惣連印ニ而願書差出ス

『佐渡国略記』下

史料10―60　文政十年（一八二七）

一　金銀山中尾間歩御普請御用相勤候に付組頭添田一郎次え銀拾五枚廣間役河島才右衛門堀口彌右衛門え銀五枚宛山方役壹人金貳兩目論見より骨折候に付別段貳百疋掛り役人拾貳人え金貳兩以下百疋迄被下候旨水野出羽守殿御書付を以被仰渡候段泉本正助より申來に付七月八日佐州におゐて申渡

『佐渡年代記』中

史料10―61　文政十一年（一八二八）

一　中尾間歩一十日鏈代五貫目以上に相成候に付酒鰻を遣す

『佐渡年代記』中

史料10―62　文政十二年（一八二九）

一　中尾間歩盛太郎敷大西煙貫幷同所十番車其外道中筋冠掛樋道等金七拾九兩餘を以御普請申付廣間役西川藤兵衛其外役々掛り申渡す

『佐渡年代記』中

史料10―63　天保元年（一八三〇）

一　中尾間歩惣太郎敷龍頭地山（一本地の字なし）割レ目出來危く相成候場所其外樋場等所々手入御入用高千百四拾貫文餘穿鑿御入用の内を以御普請申付廣間役永井四郎兵衛其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』中

史料10―64　天保二年（一八三一）

一　中尾間歩水貫間切之義銀山吹所向へ相渡候御入用高之内二十分一除錢を以切延候旨文政八酉年申上置當春已來迎合之間切相立双方より爲切立候處惣中石九十丈貳尺四寸切延十月晦日貫合風廻煙捌もよろしく相成差當り氣絶之患相遁れ是迄水中に而手入難届場所も已後穿鑿行届候様相成尤水替人夫等之諸費減方にも相成候儀にて實に一山後榮之基相立掛り役人已下稼方に携候もの一同相悦銀山一躰の景氣をも引起候趣水野出羽守殿林肥後守殿へ書面進達

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩水貫間切貫合一山後榮之基相立候義に付祝義として中尾間歩へ貳斗入酒百樽青盤鳥越清次雲子銅稼並水替共其外本途勝場床屋兩問吹所吹分所大吹所銅床屋市中等へも夫々酒鰻を遣す

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩水貫間切貫合候御祝義として十二月十五日諸役人一同へ御酒御吸物被下

『佐渡年代記』中

史料10―65　天保三年（一八三二）

一　去冬中尾間歩水貫間切貫合に付樋場附替水絞り仕附道中附替等追々仕越候も爲取計都合御入用積七千五百貫文餘に相成に付組頭高山又藏廣間役小池小次郎井口茂十郎永井四郎兵衛山方役一人目付役一人水替掛已下八人御普請掛申渡

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩東本樋え水替引請人羽田町大三郎義水貫間切出來右抱場不用に成候間引請差免年來之貸付未納錢八百八拾六貫文棄損に成

『佐渡年代記』中

一　三月八日夜中尾間歩盛太郎敷東切山引立を吹破文五郎金太夫等の敷々孕居候水押出し盛平盛助盛太郎とも稼所は勿論十三抱場水埋に成其節大工德和村友吉ゆぶ柄山に被突埋即死諏訪町伊太外三人は大造の怪我いたすに付救として夫々鳥目を遣す三敷之水四月二日迄に取切如元稼相立

『佐渡年代記』中

一　振矩師山下數右衛門同助阿部六平同助見習阿部熊

太郎義中尾間歩水貫間切最初繩引の通聊の狂ひなく貫合には職業鍛錬故之儀に付數右衛門え一代給錢を増し六平は振矩師へ雇入給錢をまし熊太郎は給錢を遣し振矩師見習に申付る

『佐渡年代記』中

一　金銀山去卯年出方之様子中尾間歩水貫間切拔合後御普請の模様幷右間歩當三月七日夜字盛太郎十番と唱候場所地山吹割大造水吹出敷内東西六拾間深拾丈餘水埋に相成候之處以前と違ひ水貫間切え水汲捨候故格別手繰宜日數十日餘に而不殘取透し其外從來振替拂去卯年は御入用筋御繰合宜く同年分割合之外千三百五拾兩餘返濟いたし殘振替高當時三千両に相成勿論御金藏御備も追々立直り候方に付當辰年之義も引續是迄の姿を以敷内模様に隨ひ稼方懸引爲仕御入用吟味無油斷金銀山稼致永續土地之者とも渡世不失様取計ひ方支配向え厚く申渡候趣五月中水野出羽守殿え書面進達

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩稼所其外手狹之場所有之水汲揚方に差障り候場所切廣留棚繕ひ等御入用高六百拾六貫文餘穿鑿御入用之内を以御普請申付廣間役助山中又四郎其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩水貫間切成就いたし候上は二十分一除錢差止に成可然處右間歩三艘樋え間切之義兼而申上も有之に付追而申付候積り大工穿子賃穿鑿入用に限是迄之通二十分一除錢取立右間切入用に相拂吹所向の御入用は除錢差止候事に極る

『佐渡年代記』中

一　十月初十日に至り中尾間歩鏈代五貫目以上賣立當一ケ年分一山鏈代百貫目已上に可相成段山方役以下一同出精に付貳斗入酒七拾樽鰯百把遣す

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩水絞其外御普請皆出來御届幷掛り之もの御褒美願同間歩水貫間切に延方御用掛り之もの御褒美願とも閏十一月中水野出羽守殿林肥後守殿え進達

『佐渡年代記』中

一　中尾間歩當辰一ケ年分鏈代百貫目餘出來之積寛政四子年青盤間歩に而一ケ年鏈代百貫目出來いたし候後は一ケ間歩に而右程の出來高無之全年來御仕入且は水貫間切成就いたし候故之義に而中尾一ケ間歩鏈代四十年來見合無之程の出方に相成候に付十二月中水野出羽守殿林肥後守殿え書面進達

『佐渡年代記』中

史料10―66　天保四年（一八三三）

一　佐州中尾間歩水絞手當御普請御用出精相勤候に付爲御褒美高山又藏え銀拾五枚廣間役小池小次郎井口茂十郎永井四郎兵衛え銀五枚宛定役四人え金貳兩宛並役五人え金五百疋宛被下候旨松平和泉守殿御書付四月廿一日御渡有之同廿九日夜到來

『佐渡年代記』中

一　佐州中尾間歩敷内水拔間切々延方御普請御用出精相勤候に付爲御褒美廣間役白石吉郎永井四郎兵衛え銀七枚宛定役貳人え金五百疋宛並役五人え金壹兩宛山師三人え金三百疋宛振矩師三人え金三百疋宛被下候之旨松平和泉守殿御書付右同斷

『佐渡年代記』中

一　金銀山之儀去辰年分中尾間歩一山之出來銀百五拾九貫四百目餘に相成外四ケ間歩幷銅稼大吹所出來金銀銅等打合一ケ年分上納高金に直し凡貳萬兩御入用掛り高凡壹萬八千兩程差引貳千兩程之御益に可相成右躰上納高は寛政四子年以來中絶之處近來厚御仕入ならひに中尾間歩水貫間切成就いたし候故之義に有之廣惠倉之義追々主法被行別而卯辰兩年通商方手繰宜益金も相進候間元金五千兩之外貳千兩相增七千兩之元高にいたし益金御藏納も是迄年迄に相納候得共去辰年は卯辰兩年分一度に上納いたし猶凶年之備いたし窮民救方等彌主法相届候様申含且御金藏振替拂も去辰年割合之外をも返濟いたし殘振替高千六百兩に相成御金藏御繰合も宜相成候間當巳年之義も是迄之姿を以稼方相勵土地之もの產業不失様掛引可致旨申渡候段五月中水野出羽守殿御引中に付松平周防守殿え書面進達

『佐渡年代記』中

史料10―67　天保五年（一八三三）

一　中尾間歩風廻シ其外道中筋御普請御入用高九百八拾四貫文除穿鑿御入用を以御普請申付廣間役永井四郎兵衛其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

史料10―68　天保六年（一八三三）

●（九月）二日、中尾間歩荷揚人足、此節人少ニ而、御稼方差支ニ相成候之間、日数二十日程之内一日三拾人宛、町方ゟ為相詰候様、小次郎殿ゟ御談ニ付、町役人一統呼出申渡候処、一日弐拾人宛日数三十日ニ入立可申旨申出ニ付、其旨御同人江申上、且右入立中世話方として名主友右衛門・中使嘉左衛門・市平、右三人申渡候旨御同人江申上、則申渡ス

『佐渡国略記』下

●（十一月）中尾間歩荷揚人足、当廿六日切ニ而入立相済

『佐渡国略記』下

一　中尾間歩上岡山に字大乗寺新田と唱元祿七戌年下田壹反六畝拾五歩山下に田壹反九畝廿壹歩御高入相成候得共年來之荒所に而出水湛へ沼池同様相成流末不相知候に付右水敷内え漏落候義も可有之哉と試之ため假手當之上右出水字八森澤え流落し候處敷内の出水減少いたし候旨山方役申立に付大乗寺相糺候處山道往還際之場所故牛馬猥りに入込何分田地に難相成年久敷荒所に而御年貢辨納いたし居候場所に付出水流落候而も差支無之段申立るに付溝仕付之上出水一圓八森澤え引捨御普請申付翌申年大乗寺依願田畑成になる

『佐渡年代記』下

史料10―69　天保七年（一八三六）

一　中尾間歩西敷通樋場損所出來に付御入用高千四百八拾貫文餘を以御普通（請）申付廣間役田中從太郎其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

一　中尾間歩元盛助臺取明御入用六百八拾貫文餘を以御普請申付廣間役助加藤斧八其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

史料10―70　天保八年（一八三七）

一　中尾間歩東敷道中破損所手當字八番臺元規定場取明御入用八百拾壹貫文餘を以御普請申付廣間役露木兵助其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

来戌正月十一日御祝の義例年の通中尾にて取扱候間其段かなこともへ御申渡可被成候依て御達申上候也

西十二月廿七日　山方役所

青盤　鳥越　中尾　清次　彌十郎御番所

追て早々御順達可被成候尤例年に代り候風聞も有之如何に付此段も御申渡可被成候

『佐渡年代記拾遺』

中尾間歩　穿子遣　多吉

茂吉

右のものとも御用の儀有之候間明廿九日五ツ時無間違山許に相詰可申候也

西十二月廿八日　山方役所

『佐渡年代記拾遺』

大工町高田屋平兵衛御願奉申上候私儀去未十二月中尾間歩御直稼世話方被仰付山師並御雇の者評義の上幾助敷通り専に相稼候處同月下旬に至り模様々成に御代銀賣立候様罷成の處一体の大地山に乘込即入口にて龍頭同様の池山とて何分治定不仕代銀取詰方六ケ敷是迄私内場差働幷御雇のもの一日御給錢は勿論御給米迄も引當に仕向々内場差働其上一同の者共自身鉋相立粉骨盡し候へ共何分鏈に切當不申當時連綿仕候御場處は又空敷而已に御座候へ共堅石にて箇數餘計に穿取兼尤鏈性合至て宜敷様相見候へ共御金出來方性合とは引違由にて見込之御代銀難取詰右に付幾助敷奥茂太夫敷を始長太郎敷出來口敷等見込深き御場所に付御取明奉願度奉

存候へ共莫大の御用嵩に相成殊に是迄時々大造の御仕入等被成下候處の御廉も相立不申譬御仕入筋申上候ても石中の義見込相外れ節は重々奉恐入候義に付此上は御休山をも不奉申上候はては不相成時運に罷成左候ては市中のもの是迄出錢等致し呉候廉も相立不申面目も無之次第に相成候且又御雇のもの一同舊來の職を失ひ家内一同渇命におよひ候義何共歎敷義に御座候間何分出格の思召を以市中出錢の内より一十五十を十日百貫文宛御代銀賣立候様罷成候迄御繰越御貸附被仰付被下候様仕度奉願上候然上は當山上一同乘掛り見込の場處穿鑿仕早速御代銀賣立候様可仕奉存候幾重にも御憐察の御（原本一字不明）被仰付候也

同斷　市左衛門殿御在勤

天保八酉年

組頭衆

『佐渡年代記拾遺』

史料10―71　天保十三年（一八四二）

中尾間歩の儀近年打續き不盛に至り候段は畢竟稼方に携候もの共是迄不正路の取計いたし候に據候儀に付心得方宜からさる役人の類追々退職等申付かなこも引替都て新に成敷内改候上は一同眞實に申所勇々敷相勵候はゝ必定直りを得永續可致候幸去卯年中までの市中出納遣殘有之右様の分は外入用打混遣拂候流弊の振合に候處改革取調に付引分に相成居候間一山再興の含を以右の内より殘千貫文仕入元手として下し遣候條役人ともを始末々のもの共迄厚く御趣意を守り猥出義無之様誠實に可相勵候

右の趣山方役へ可被申渡候

天保十三寅七月

右御書付の趣山師を始御雇の者一同かなこへも内江清五郎より申渡此後勵方等の義嚴敷申渡

『佐渡年代記拾遺』

一　中尾間歩之儀當秋以來景氣立直り此節代銀相進大工當り等も追々相進吹（吟カ）味行届候趣に付青盤外三ケ間歩同様舊來拝借鏈代を以返納致來候分一圓弃捐いたしかなこ前鏈代之儀も此後外間歩同様可相渡旨十一月中申渡

『佐渡年代記』下

史料10―72　天保十四年（一八四三）

一　中尾間歩敷内盛太郎敷樋場仕立替幷盛助盛平兩敷大西と唱候古敷稼人共見込有之趣に而穿鑿懇望致し罷在候に付取明之義御入用積り四千八百七拾八貫五百四拾七文相懸り金銀山穿鑿御入用之内を以て仕拂別段御出方之義不申上候へ共廉立候御入用高に付申上書面四月廿三日水野越前守殿え進達

『佐渡年代記』下

一　買石共目利方丹誠を凝し候上にも增減有之候は無據筋に而不埒之廉は無之に付以來眞實之目利に有之上は增減共咎不及勿論かなこと馴合如何之取計致し候歟或は增減共咎無之様相成候迚職業等閑之次第も相聞候はゝ速に右犯科を以相當御仕置御咎可申付旨去寅九月中申渡置上は格別出精いたし可相勤處其後去年分鳥越中尾彌十郎三ケ間歩出鏈夫々吹不足相立當年分え到候而も中尾間歩出鏈吹不足又は彌十郎間歩出鏈當正月以來七月迄之内此節迄出來立候分に而も格別之吹過有之如斯間歩に目利方時々不相當之增減有之候は前書申渡之趣意忘却いたし增減共咎無之廉を以自然心弛等相生し等閑相成候義に可有之候間向後吹仕切毎增減共格別不都合之儀有之候はゝ夫々糺之上咎可申付間其旨相心得目利方格別入念可相勤旨閏九月廿四日書付を以申渡

『佐渡年代記』下

史料10―73　弘化二年（一八四五）

一　中尾間歩かなこえ助力として市中一統より錢貳千貫文出錢致度年賦拝借願出奇特には候得共出錢度々之義に付不及沙汰併山元成立之儀申立殊にかなこも多分之入用相掛稼方勵罷在に付市中出錢取立溜仕沸殘千七百五拾貫文有餘有之候間右之分かなこえ差遣す事に沙汰す

『佐渡年代記』下

史料10―74　嘉永元年（一八四八）

鰭付　書面中尾間歩御稼方是迄の通御居置の義申上候處當節の姿にては伺の趣不相當の義無之候へとも年來不盛打續多分の御損失にも相成候山所の儀に付一時景氣取直候模様にて以後は御見居に難相成候間先來酉一ケ年是までの通御稼方可被御居置候間其段山方役へ可申談旨被仰渡奉承知候

申十二月十七日　吉田寛兵衛

別紙中尾間歩御稼方の義に付山方役申立之趣評義仕候處當年は水替の御入用四千八百貫文餘可相掛積の分一体近年出方不盛打續分て當年の義は春以來不進にて御差引不都合に付六月以來臺通の水替相減候積り主法相改右高の内千百貫文餘相減代銀は十二貫五百目餘目當に仕爲相稼候積り其節相伺御聞届相成其後八月中迄爲相稼候處何分景氣引立不申迚も前之申上にも難至候に付猶再調の上年分の代銀十二貫五百目の内二貫五百目程は外間歩にて勵埋相殘候十貫三百目の分中尾は勿論猶外間歩にても夫々相勵何れにも都合相成候様可仕候間是迄の姿にて當年末迄御稼方御居置被下候へは明年よりの義は追ての模様に隨ひ取調申上候様可仕旨山方役申立其段も御聞届に相成右以來押張爲相稼候分新規の稼所にも取出十月中迄一十日百六十貫目の代銀に有之候處追々の增方にて當節八百目餘の賣立高に相成猶此上の增方をも可爲致見込の趣無相違相聞然る上は先般申上候前書拾貫三百目餘の分右間歩一年にて出來立尤此後の姿の次第に寄右の外をも賣立候様罷成可申左候へは春移迚も三百目餘の持代銀に可相成義も不相當の義無御座且又當年の義前書水替の御入用相減候も年半より主法相改候義に付充分の減方に無之候へ共明年は右の外猶八百貫文餘減相立候義に付旁最早差引御不都合の義は有之間敷奉存候間山方役申立の通御稼方御居置被下候様仕度於私共も奉願候以上

申十二月　大矢與太夫
田中八十次郎
永井四郎兵衛

『佐渡年代記拾遺』

史料10―75　嘉永四年（一八五一）

一　中尾間歩長太郎政平兩敷取明御入用八百三十貫文餘を以御普請申付廣間役當分助藤木武助其外役々掛り申渡

『佐渡年代記』下

一　十月十五日中尾間歩長太郎敷普請場急破有之手傳穿子諏訪町與助と云ふ者即死其外怪我人有之に付夫々及手當

『佐渡年代記』下

史料10―76　嘉永五年（一八五二）

中尾御間歩の儀天保の末より不盛に罷成御出方相減候へ共年々御損分の無御厭莫大の御入用を以是迄種々御手厚御仕入も被成下候へ共其詮無御座年增景氣相衰當時は誠に幽なる御代銀御取結にて迚も此儘にては難被御差置御儀にも可有御座然處御同所の義市中潤助第一の御山所の故を以文化の度出錢を以御取開奉願本途御山迄に相成市中者共格別の丹誠にて再興仕候御山の儀に付當時衰微相極御休山の期に臨候次第一應御沙汰被成下候趣にて市中には年來右御場所へ立入敷内の様子稼振の次第等相辨居候者も可有之哉に付心附の義も有之候はゝ見込一盃可申立併是迄種々御手盡御稼被爲立候御儀に付御休山被仰出候ても小前末々に至迄聊遺念無之哉篤と評義致兩様の處取調可申上旨私共一同御呼出の上被仰渡難有奉承知候右に付早速町毎小前末々迄へ爲申聞一同相寄評議仕候處同御間歩の儀別て小前潤助の御山柄に御座候處享和の度衰微相極御休山相成候處市中の者共潤助を失ひ年を重困窮相募り終に親族にも引別故郷を捨他國稼等に離散いたす仕合にて其節の有様何とも可申上様無御座極々難澁至極に有之依て出錢を以同御間歩御再興奉願候處願の通被仰付追々御取明の上御稼入をも被成下候處御舖所模様引立年々多分の御代銀御賣立相成右に隨ひ日々多人數の者共御雇入御賃錢頂戴仕候儀大造なる御儀にて銘々渡世有附只今迄御山々の御恩澤を以女童に至迄安住仕候御儀に御座候處萬一同御間歩御休山之被仰出等に相成候ては其筋

に携候ものは勿論小前末々迄難澁に相迫可申哉左候迚
是迄年々御手厚に御仕入も被成下御山へ御雇のもの其
外抛身命御稼方丹誠仕候趣兼々承及ひ罷在候處右にて
さへ景氣引立不申上は當時の御敷所のみにては格別御
代銀御賣立高相增候樣には相至申間處哉(候)右に付色々相
談仕候處厚身三艘樋と申御場處の義往古盛穿も仕候處
其後出方相劣り水替入用御引合に不相叶趣にて御差止
めに相成候哉に候へ共其頃は何れも大盛の處に付當時
の衰微とは譯も違ひ可申哉兎に角望深き御場所の趣古
來より申傳も御座候由兼々承及ひ候御儀に付御取明奉
願度右は大望の御儀には御座候へ共成就の上は御山御
相續御繁榮の御儀と奉存候間右御取明入用何程相掛り
候や相辨兼候儀に御座候へ共今般市中一同申合錢三千
貫文當子より來る寅迄三ケ年に割合出錢仕度奉存候間
格別の思召を以是迄御同所へ出錢の廉より五六ケ年分
御振替御取添へ被成下右御入用を以前書三艘樋御取開
被成下候樣幾重にも奉願上候且此度の出錢廉增の儀に
付小前末々難澁の筋も相嵩候樣可被爲思召上哉に御座
候へ共人別に割合候ては僅の義特に三ケ年にて相濟候
儀に付全御山繁榮仕日々の賃取其外品々入立等にて奉
蒙御恩澤候方以可計り小前末々のため筋に罷成難有御
儀に付何分にも願の通被仰付被下候樣御憐愍の御詮奉
仰候依之小前惣代として私とも連印を以此段奉願上候
以上

嘉永五子年二月　　相川町々
町役目

此願書二月差上

羽田町
中使　七兵衛
名主　六兵衛
外四十五人

御奉行所

『佐渡年代記続輯』

羽田龍助殿御在勤　廣間役

中尾間歩近來相應の鏈引切出し候由の處稼人手薄にて
存込の切廣難相成趣に付爲合力大工百五十人市中出錢
より仕掛け候事

子九月晦日

『佐渡年代記続輯』

山岡八郎左衛門

史料10―77　安政二年（一八五五）

佐州中尾間歩三艘樋取明御普請御入用請取方御藏改
の儀申上候書付

佐渡奉行

覺

一　錢四千百六拾八貫三拾文

右は佐州金銀山中尾間歩字三艘樋敷所取明御普請の義
御入用出方都て窺の通り取計可申旨被仰渡候に付書面
の通私とも斷次第佐州御金藏御繰合の内より相渡候樣
御勘定奉行へ御斷被成可被下候依之別紙御藏斷相添此
段申上候也

卯十二月　　内藤茂之助

史料10―78　安政七年（万延元年）（一八六〇）

別紙寫廣間役衆より被相渡向後武術修業等申立相越し
候は勿論一躰の旅人の内へ紛居候儀等も難計候間一同
申合猥に逗留等爲致間敷旨談し有之候に付及御達候早
速御順達止より御返却可被成候　以上

閏三月十二日　彌十郎間歩
御番所外
青盤　鳥越　中尾　清次

『佐渡年代記続輯』

諸間歩申八月初十日分
（前略）
同　百五十八匁二分　　中尾
（後略）

『佐渡年代記続輯』

史料10―79　文久元年（一八六一）

諸山地入用内譯
（前略）
中尾　一ケ月分

一　手傳穿子四拾四人五分
此賃錢四貫三百五拾五文　但　一人ニ付九十四文ツヽ

一　丁場穿子二拾九人五分
　　此賃銭一貫二百五拾文　但　一人ニ付四十一文ツヽ
一　荏桐油九升四合四勺
　　代三貫百八拾三文　但　一升ニ付三百二十六文ツヽ
一　炭六俵
　　代六百三拾七文　但　一俵ニ付百六文二分ツヽ
一　小入用銭三貫文
一　灯心百目
　　代二百拾二文
一　ねば土拾貫目　但　無代
一　一丈五尺一本
　　代八拾七文
一　大一丈二拾一本
　　代一貫三百六拾四文
一　大貳間三拾四本
　　代二貫二百四拾文
一　矢木拾本
　　代百四拾八文
一　留木六拾六本に付揚駄賃三百九文
一　油九升四合四勺に付同断一文
一　ねば土拾貫に付同斷七文
一　〆銭拾六貫八百貳拾壹文
　　此金貳兩一分永百五拾三文一分貳厘
　　但　金壹兩ニ付七貫文替　一十ヲ日ニ付三分永五拾一文四厘
（後略）

（前略）
　　中尾
一　銭千五百三拾五貫四百文
一　米四百九十八石
　　代三千四貫七百拾文　但　米一升ニ付五十七文八分六厘
一　荏桐油六石貳斗四升　水替人數八千二十人
　　代二百十貫六百文
　　〆銭四千七百五十貫七百拾文
　　此金六百七拾八兩貳分永百七拾四文九分一厘
　　但　一ケ月ニ付金五十六兩二分永五十六文二分　一十ヲ二日付金十八兩三分永百二文八厘
（後略）

諸間歩大工如人當御入用
（前略）
　　中尾間歩　一十日分　但九日稼
一　大工拾人
　　此肩九拾枚
　　此賃銭七貫百二十四文　但　肩一枚に付七十六文宛
一　鑽通拾二人
　　此賃銭五百六十二人　但　一人に付四十五文ツヽ
一　荷揚拾四人
　　此賃二貫二百二文　但　一人に付百五十五文ツヽ
一　鍛冶一人
　　此給米一斗　此代五百文　銭百四十八文　但　米一升に付四十八文ツヽ　一人に付六十一文ツヽ
一　鞴差拾人品渡銭六百三十四文　但　一貫目に付五百六文二分ツヽ
一　中割鐵一貫四百四十目品渡
　　此代八百拾二文　但

一　刃鐵六百三十目品渡
　　此代二百九十五文　但　一貫目に付四百七十二文ツヽ
一　荏桐油二升五合六勺品渡
　　此種油二升三合四勺　但　荏桐油一升に付種油九合ツヽ
　　代八百五十七文　但　種油一升に付三百七十文ツヽ
一　炭五俵五分但前同斷
　　此代五百八十二文　但　炭一俵揚駄賃共百六文二分ツヽ
　　〆拾三貫七百三十文
　　外
　　二百六拾六文　前同様　穿鑿大工拾人分皆銭渡
　　〆拾四貫文
（後略）

右稼日數割合
（前略）
十二貫百六十六文　八日稼
十二貫四百四十三文
十貫六百四十六文　七日稼　中尾
十貫八百八十五文
九貫百二十五文　六日稼
九貫三百三十二文
七貫六百五文　五日稼
七貫七百七十五文
　　〆
（中略）
　　中尾間歩
　　御仕掛大工拾人
一　鏈代百目　此出來銀積り百三十九匁
　　此吹立
　　面筋金一匁二分　但　出來銀一貫目に付面筋金八匁五分
　　此成代四匁二分　但　面筋金十匁出來候へば出來銀の内三十五貫に成代
　　殘山吹銀百三十四匁八分

（後略）
地水替入用

此吹分
分筋金四匁二分　但　山吹銀一貫目に付分筋金三十目八分
灰吹銀百十八匁五分　但　右同斷に付灰吹銀八百七十九匁二分
右金直
面分筋金五匁四分
此金三分永三拾三文　但　筋金百目に付金十四兩二分
灰吹銀百拾八匁五分
五に此金直六兩貳分永二十九文八分
但　灰吹銀一貫目に付金五十五兩永百三文五分三厘金九十九兩三分永廿八文七分三厘
九に此金直拾一兩三分永七十三文八分
元印銀二拾九匁七分　三ツ三ツに割合上納鏈代
此錢一貫四百八拾二文　但　印銀一匁に付錢四十八文
此永二百十二文二分　但　一兩ニ付七貫文替
〆五に金七兩貳分永二十五文
九に金拾二兩三分永六十九文　出方
御入用
一　金二兩一分永二十四文五分　粉成吹入用
此錢拾五貫九百二十一文
但　出來銀一貫目に付午年分假目當高百五十九貫二百十九文
一　同一兩三分永二百十一文六分
大工拾人分御稼入用
此錢拾三貫七百三十文
〆金四兩永二百三十六文一分　御入用
此錢二十九貫六百五十一文
差引五に金三兩一分永三十八文九分
御益
九に同八兩貳分永八拾二文九分

（後略）

史料10―80　文久三年（一八六三）

『佐渡年代記続輯』

鉄炮組番手
（前略）
一ノ組
小頭二
松木貞三郎
（中略）
中尾敷役人
馬町　惣七
（中略）
一ノ組
小頭三
大阪庄之助
（中略）
中尾油番
弥十郎町　三治
（中略）
一ノ組
小頭四
秋田権之助
（中略）
中尾敷役人
諏訪町　五吉
同所鍛冶頭
大工町　栄助
（中略）

一ノ組
小頭五
村上善太夫
（中略）
中尾敷役人
上相川町　鶴蔵
（中略）
一ノ組
小頭九
味方次郎四郎
（中略）
中尾雇山留
庄右衛門町　音八
一ノ組
小頭十
小川藤太郎
中尾頭
新五郎町　覚兵衛
（中略）
二ノ組
小頭一
和田年太郎
（中略）
中尾頭
庄右衛門町　瀧右衛門
同所鍛冶頭助
大工町　小三郎
同所敷役人並
新五郎町　代次郎
同所雇山留
米屋町　五助

二ノ組
上小頭　喜多儀八郎
（中略）
中尾敷役人並
清右衛門町　浅治
同所雇山留
大工町　文次
〆
二ノ組
小頭三　武藤喜三治
（中略）
中尾頭
嘉左衛門町　喜十郎
（中略）
二ノ組
（中略）
小頭六
（中略）
中尾同断（地鍛冶）
次助町　三四郎
（中略）
二ノ組
中尾帳附
上京町　房治郎
小頭七
（中略）
中尾地鍛冶
大工町　松右衛門

同所
諏訪町　市三郎
（中略）
二ノ組
（中略）
小頭十
中尾敷役人
四十物町　多助
（後略）

「本途山鉄炮方備へ組」
（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』上巻所収）

定
調練毎日　但晝七ツ時より暮六ツ時迄
但一番手二番手は初日三番手四番手は二日目五番手六番手は三日目と三組に相定候事
但服是迄の通り

右は此度組々替相成明七日より稽古相始候間前條刻限武術所へ罷出候様帳付以下御雇の者共も御申渡可被成候尤一番手二番手共一日に打込相成候間欠席無之様御申渡可被成候依之御達申候以上

亥四月六日　山方役所

青盤　鳥越　中尾　清次　右御番所衆

『佐渡年代記続輯』

史料10―81　慶応二年（一八六六）

中尾間歩の義近年不盛打續是迄御手厚御仕入品とも被成下候へ共兎角景氣引立不申當時重々三艘樋　敷通にて纔の持代銀取詰漸稼續罷在候へ共右敷通の義和らしき場所も時々立合喰違堅石の場所は鏈引薄目に有之十日に持代銀に屈托いたし候故穿鑿方行屆不申候に付先般錢披兼御合力大工御仕掛をも相願揉立相稼罷在候然處一体同間歩の儀元來和らきし場處毎晝夜鐵引厚薄有之替切場多に無御座候ては充分代銀も難賣立右三艘樋敷通之義は去ル卯年御取明の節一時相當の代銀もて賣立候へ共未タ穿鑿手殘場所も不少別紙敷々の義何れも見込深場所に付地差出し粉成込候はゝ必定直も可有之候間御取明被成下候様山師とも願出候處多の御取明御入用も多分相掛候儀に付再應押引仕候所衰漸相極候山柄迚も尋常の御仕入筋相願候ても速功を顯候手煩にも至り兼個所多御取明相成候へば假令一敷代銀二三十貫目宛出來立候ても惣計三四百目の賣立高に相成左候へはケ成御差引にも相叶候様被成可申尤個所別に相成居候得共矢張三艘樋一敷内の儀に付一山御取開の思召を以て御仕入被成下候様仕度且御入用積候義も往古の敷形等繪圖面にも難相知場處有之其上ケ所多の儀に付定式の手順にて御普請繕　等も相成兼候間毎に所外積目當高を以取掛十日に正　を以御渡相成候様仕度旨申立勘辨仕候處申立之趣無相違相聞ケ所多御取明相成候へば切場數も相增代銀賣立方都合相成候は勿論中には相應の直にも得候場所も可有御座御入用目當高

四千百八十三貫七百五分二厘所々見合不相當甚た敷候
間御取明の上歩披被仰付候様仕度尤一時取掛候儀には
無御座二三ケ所宛成丈ケ手近の場處より取掛都度々々
其筋見分受候上歩披大工御仕掛申上充分せんさく仕候
はゝ一山のものとも人氣も實着いたし出方連綿仕候様
被成度奉存候間前書之趣御沙汰抱候様仕度依之別紙ケ
所書幷抑墨引相添此段奉伺申上候間厚く御評議被成下
候様相願候　以上

寅三月　　取扱　西村善五郎

『佐渡年代記続輯』

諸間歩大工拾人當御入用

（前略）

米一斗
〆
銭拾六〆（貫）百七文　　中尾

米一斗
一
銭十五〆（貫）五百文

差引銭六百七文の減

銭十〆（貫）四百六十二文　　大工外五口

米一斗五升
中割一〆（貫）八百目　　
代三〆（貫）百三十文　　但同斷

刃鐵九百目　　
代一〆（貫）六百廿二文　　但同斷

種油二升八合八勺　　
代一〆（貫）五百六文　　但同斷

〆
米一斗五升

銭十六〆（貫）七百四十八文

（中略）

同（五ケ年平均）

同二拾一貫二百四十八文　　但　右同斷　銭百二十四文宛
一　同百三貫二百三十八文　　中尾

但同斷銭六百七文宛

是は右同斷一ケ年御仕掛大工千五百人程右同斷

同

同

（後略）

『佐渡年代記続輯』

史料10―82　明治二年（一八六九）

是は御觸にて出候分

巳二月十四日御用西潟八雲より申來

（前略）

中尾　但本途會計心得　四兩二歩　酒井清太郎　筆

（中略）

中尾　吹分所　〇　小澤小兵衛
中尾　同　仁木　巖

（後略）

『佐渡年代記続輯』

史料10―83　明治四年（一八七一）

明治四辛未正月改　　鑛山役所調

（前略）

同　稼人頭取　（中略）　鍛冶頭　（中略）
中尾　茂　作　　中尾　小三郎
（中略）　（中略）
山　留　（中略）　中尾　善兵衛
中尾　多　助　　中尾　孝　七
（中略）　（中略）
中尾　五　吉　　鑛　番　中尾　彌二兵衛
（中略）　（中略）
同格　山留　　地鍛冶
中尾　清二郎　　中尾　松右衛門
（中略）　（中略）
山留助　　中尾　市三郎
（中略）　（中略）
中尾　彌十郎　辰　次　　中尾　三四郎
中尾　竹二郎　　長次郎
（中略）　甚　平
中尾　代次郎　　〆　廿六人
（中略）

金坑方定番匠　百七十二人　合二百二十七人　廢　物

（中略）　中尾　數　平
中尾　與　助

明治四辛未十二月廿三日

火之番

（中略）　中尾　長助

（後略）

文献史料11（割間歩）

史料11―1　慶長期（一五九六～一六一五）

『佐渡年代記続輯』

山師由緒

（前略）

味方孫太夫

先祖ヲ味方但馬ト言フ。慶長年中ヨリ割間歩ヲ勤メ元和九癸亥年四月八日ニ卒ス。法名瑞仙院日栄ト言フ。此法名ヲ以テ中寺町瑞仙寺ヲ開闢ス。同苗孫太夫元和六庚申年舎弟孫太夫寛永五戊辰年各於東武御目見之時服頂戴ス。其後金銀山ノ衰ヘニ就テ寛永三丙寅年金壱万両、同十一甲戌年丁銀六百七十五貫目余、万治三庚子年金三千両拝借セリ。慶安三庚子年江戸屋敷京都六角通リニ家屋敷四ケ所代金四千二百両ニ積リ銀山ヲ稼グ。其間数度ノ盛衰アリ。先祖ヨリ当時迄八代ナリ。住所初メ北沢ヨリ会津町ヘ移リ寛文八戊申年山師寺沢吉兵衛跡屋敷南沢ニ居住ス。此所享保二丁酉年妙円寺ニ譲ル。当時ハ左門町西側。

（後略）

『佐渡相川志』

史料11―2　慶長六年（一六〇一）

当時御稼間歩并銀山内一件之事

（前略）

一割間歩　但当時御稼無之候

惣敷地坪数七百弐拾五坪

仮御番所建坪弐拾六坪五歩

此仮御番所天明年中ゟ水替掛詰所ニ相成、水道筋之儀ニ付御用有之節は、水道掛も相詰申候

御稼無之候得共、当時御直山五ケ所之内、此間歩之儀相川銀山最初之間歩ニ而、慶長六丑年開発、以来度々大盛いたし候処、延宝八申年銀山川通り大水之節、間歩口ゟ水馳込、其節第一ニいたし候字七枚棚と申敷通之稼所水下ニ相成捨り申候、然共上通りニ而相稼候処年々不景気ニ相成中絶も有之候得共、宝暦元未年迄は少々御稼有之候処、是又至而不景気ニ付御稼相止候、併此間歩之儀は、諸間歩敷内之水流出候水道江取合居候ニ付、普請通路之ため御立被置候、諸間歩水道之訳大概左ニ記ス

山師

味方孫太夫

味方与次右衛門

和田与太郎

山留頭売人(壱)

山留壱人

穿子遣壱人

当山儀は一体ニ地低成所故古来ゟ諸間歩水吐之ため上水廊下、中水廊下、下水廊下と三段ニ諸山之水吐宜敷様ニ水道を切置、諸間歩之水を当山江請込、水上輪樋を以引捨候、然共諸間歩とも段々敷通り稼下り候ニ付、水道勾配、却而地高ニなり水吐方無之、諸間歩共敷内ニ水湛へ候、此分ニ而は、後世諸間歩之稼相止可申儀歴然ニ付、元禄四未年萩(荻)原近江守殿当国御支配之内、諸間歩之惣水貫として右割間歩下水廊下ゟ南沢滝ノ下と云所迄、間数四百九拾七間余間切御切被下候、是ニ而も未タ水吐方不宜候ニ付、猶又右滝ノ下ゟ門前町下云所迄間数百九間余御切被下候、此地方海面ニ押並ひ候故切貫相済候得は、諸山ニ湛候水一同ニ割間歩江落合、此水貫江出申候、尤割間歩ニ有之候水上輪も、其節三拾余艘不用ニ相成候由申伝候、誠以此水貫御切被下候ニ付諸間歩共水障り無之御稼長久いたし候、万一此水貫痛所等有之水差滞候得は、諸間歩之咽喉を留候同意にて、御稼一時ニ致退転候一大事之水貫也、門前町江水出候口を、水戸口と云、但水道青盤、甚五地境ゟ水戸口迄間数千四百三拾七間在之、本文水戸口之儀元禄年中水貫間切ニ貫候節、右場所ゟ切延候得共地形高く水吐不宜候ニ付、勾配宜キ所ゟ大安寺地面之下江穿抜、赤川と唱羽田壱丁目境之川江水流し出申候、水戸口は水道筋手入之節通路ニいたし罷在候

（後略）

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料11―3　慶長十一年（一六〇六）

丁　　慶長拾壱年
　　御前江上ケ申跡書
未　　壬卯月十五日

（前略）

一、相山久右衛門わり間分此以前之大工すくなく御座候間、百人かせいを入切せ申候節、はや治介横相之下迄参候、か様ニ御座候ハハ、来年三月ゟ内ニ大水貫へうちぬき可申と奉存候
我等共大水貫ニ十日番ニ仕、諸横相無油断申付候事

（中略）

一、久右衛門わり間分かせいを入きらせ申候所ニ、殊ノ外のび申候、はや次介横相之とをりまで参候、かやうニ御座候ハバ、来年御渡海以前ニ打ぬき可申と皆々悦申事ニ候、其内ハ何様ニも水貫情々入可申付候事

（中略）

一、間之山わり間歩九月九日ニまへつるに相申候、いかにも紘なりよく御座候、大かた当月中ニハ打ぬき可申候と奉存候事

（中略）

わり間分霜月ニ鏈ニ付荷数も過分ニ出申候、吹身も上鏈ニハ弐三十目ほと御座候、弥々よこ番なと方々へ申付候事

（中略）

一、間山わり間分はやほとちかく罷成、本敷之水殊外へり申候、きりはへも小河ほと水出申候、それニ付而大工共山中之者よろこひ申候、細々はりをもつかいよきかたへきらせ申候間近日　（後　欠）

（中略）

一、間山わり間分殊外切はゟ水出申候、大水貫も大たなの下水ろうかと申所までへり申候、か様ニ御座候ハバ打貫申候御注進近日ニ可申上と奉存候、それゆへ山中之者共下々迄悦申候事、其勤も無御座候事

（中略）

一、間之山わり間歩殊外御普請はかまいり候て、はやきりつめ候、ミな志ら石ニ罷成候、切はゟいて河のことくニ水いて申候、間之山ほん、新口、わき上り、山田横相、新横相、此五つノ間歩一日一夜ニ水弐尺ほとつつへり申候、本間歩ハ水路えかと□□□□ひあかり□□□□ゟ打ぬき　（後　欠）

（中略）

一、間山わり間分、はやつるきわへきり付、殊外水しつり申候、近日打貫可申と奉存候事

（中略）

一、間山わり間分四五日以前ゟ、本切はゟ、いよ〳〵水過分ニ出申候、それゆへ大水貫、わき上り、山田横相、新横相、水過分ニ引申候間、頓而打貫申候御注進可申上候事

（中略）

「川上家文書　第7号」（『佐渡相川の歴史　資料集三』所収）

（前略）

（前欠）

十五日　拾俵ハ　間山わり間歩　山主　越前兵左衛門
　　御受取同所ニて　同　善兵衛

（後略）

「川上家文書　第9号Ⅰ」（『佐渡相川の歴史　資料集三』所収）

史料11―4　慶長十一～十五年（一六〇六～一六一〇）

（前略）

覚

一、間之山わり間歩、此中御普請申付候処ニ、一段とよき鏈出来申候間、こゝろみ弐荷吹ミ申候処ニ、上銀三百七拾目餘御座候、これハ本吹はかりにて候、かすからミ　（後　欠）

（中略）

一、間山わり間歩、五兵衛敷、太兵衛敷、上鏈上り申候、太兵衛敷猶鏈なをり申候、つるはゝも　（後　欠）

（中略）

一、間之山わり間歩、これも（弥）〃敷もなほり鏈も殊外見事にて御座候、上鏈壱荷ニ弐百目餘御座候、弥無油　（後　欠）

（中略）

一、間山わり間歩、是も不相替鏈出申候、只今鏈ヲ出申候内、おしこミの鏈一か二廿五匁六匁ツゝ御座候、樋なと下り申候様ニとい道　（後　欠）

（中略）

一、間之山わり間歩、弥敷もなをり　（後　欠）

（中略）

一、間山わり間歩、弥々敷能罷成鏈上り申候、極月初十日ニも　（後　欠）

（中略）

一、間山わり間歩、度々如申上候、敷へ参候ほと、つるはし御座候而、上鏈御座候、猶見合申、山かさの御座候所へハ、穴之内へよこ相共申付候、水もいまほとハ一段とよわく御座候、七月初十日の指出し、わり間歩の新横相ゟ鏈千六百荷　（後　欠）

（中略）

一、間之山わり間歩、太兵衛と申ゟ岩崎之方へ切山仕候所ニ、つるはゞ一間之ほとの鏈ニ相申候　（後　欠）

（中略）

一、間山わり間歩、はや□□□□□ゟ水大分出申候、其上□□□□□　（後　欠）

（後略）

「川上家文書　第11号」（『佐渡相川の歴史　資料集三』所収）

史料11―5　元和四年（一六一八）

一　割間歩をは今年閏三月迄山仕豊部藏人と云者稼きしか水涌出て稼の障となるに依りかな樋と云物を拵へ水を汲取るといへとも急務を成さゝるに付藏人も術を失ひし故味方但馬入代り割間歩の稼をなし手代共の内心得しものありて寸方樋（すつほん抜と唱）と云物を拵へ水を汲上る所辨利能くして水を取透し底通りを穿鑿なす處無程盛を得て一十ヲ日の内鏈數萬荷を出すと云　但一十ヲ日とは一ケ月を三つに割十日宛にて出鏈の多少を定る事なり此頃は鏈荷數の多少を以て其間歩の盛衰を定めし也割間歩の鏈は上品なれとも下鏈交て平均し壹荷の代銀五六匁に積りても一萬荷の代銀五六拾貫目と知るへし尤鎭目市左衛門支配の内は金銀山極て盛んにして一年の出高七八千貫目に至りし程なれば一十ヲ日千百貫目以上出し間歩もありと見えたり

『佐渡年代記』上

●割間歩並山主味方孫太夫事午閏三月迄割間歩山主豊部藏人持分ニ而稼申候得共水敷ニ罷成稼方相滞候ニ付味方但馬持分ニ成樋二百六十艘余立下シ候処大盛ニ成鏈数万荷穿出シ候為御褒美ト元和六申年但馬悴虎之助奉行江戸エ被召連割間歩宣御山ニ仕立候段被仰立御目見エ御羽織呉服御拝領仕則名ヲ後但馬ト改同弟味方孫太夫モ其後寛文五辰年御目見エ仕御羽織呉服拝領仕候扨又元和六申十二月中十日割間歩鏈高一万二百荷穿出候勿論吹立モ宜由在勤之御奉行九郎右衛門様ヨリ御老中エ被仰遣候鏈分ノ儀四六ニ被成下候様ニ手代村井宇右衛門御願申上候元和八戌年割間歩大水貫高一丈五尺横一丈三尺間数百九十間割間歩敷内エ切貫此自分入用千百二十貫目依之又々大盛ニ成其後割歩之一件左ニ記ス　割間歩慶長六丑年ヨリ立始リ同十四酉年ヨリ味方但馬持分ニ罷成候哉　〇寛永三寅年御公儀入用ニ而水金沢ヨリ水貫間数四百八十間割間歩エ御切貫被成其節樋三十六艘両度ニ五十艘捨リ申候　右之水貫寛永三寅ヨリ同十五寅年迄十三ケ年ニ切貫申候哉　〇割間歩衰申候ニ付寛永十一戌年味方孫太夫御銀六百七十五貫五百目拝借仕水貫取立樋二百六十艘立下ケ稼申候処前十日鏈一万荷余宛穿出ス然処寛永十三子五月十八日十九日両日之大洪水ニ而割間歩敷内エ水仕込是ヨリ水敷ニ成捨リ申候　右御拝借銀之儀ニ付寛永十九午十一月五日江戸御評定所ニテ御吟味有之候処孫太夫皆上納致結句銀十貫八百目過ニ上納仕候段孫太夫則於御評所ニ寺社御奉行町御奉行御勘定頭エ訴置候得共其後万治元戌年江戸ヨリ御召有之候　〇割間歩正保二酉年樋二十五艘立下ケ御直山ニ被成候処宜出来モ無之故孫太夫被召出何卒入用才覚致自分山ニ稼可申哉ト被仰付候ニ付則御請申上右二十五艘之外七艘立添合三十二艘ニテ酉二月ヨリ明ル戌七月迄自分稼ニ致候処敷内宜成毎十日鏈三四千荷宛出　〇割間歩慶安三寅年迄孫太夫稼候得共宜出来モ無之入用差支候間先祖ヨリ持伝候江戸ニ有之家屋敷二軒京都ニ有之家屋敷二軒合四軒代金四千二百両ニ売払江戸ニ罷在候兄弟共ト割符致内千八百両ニテ割間歩樋二十六艘立下シ申候処大雨降割間歩ノ上大山川通リ迄落込一日一夜ニ水敷ト罷成申候然処万治元戌年樋口五郎左衛門和田太郎右衛門原十左衛門自分入用ヲ以割間歩稼候得共難及自力依之寛文二寅年右三人之内五郎左衛門十左衛門自滅仕万治三子四月廿日ヨリ割間歩ヲ孫太夫ニ被仰付候ニ付樋八十八艘立下シ稼申候処殊外大盛ニ罷成寛文三卯年ヨリ衰申候ニ付同十一月ヨリ御直山ニ成同酉年迄上敷計ニ而少々宛鏈出申候　〇寛文十戌年割間歩御直山ニ被成和田十

郎左衛門味方孫太夫山主ニ被仰付候

『佐渡国略記』上

史料11―6　元和六年（一六二〇）

一　極月中十日割間歩より鏈壹萬貳百荷出吹立も一段能候由御老中え竹村殿御状有

一　竹村殿より鎭目殿え四月朔日ニ被レ遣候御状ニ割間歩之義存寄之通有様ニ可レ申由被二仰越一候間大方先書ニ申入候荷分之義千荷之内ハ四ケ一千荷之上ハ三ケ一被二召上一候間宗遊望申時三ケ一ニ御定メ候得共少出候得バ四ケ三被レ下候然時ハ多少ニより御差引被レ成候而貳千荷之上ニ成申候ハヾ又四六ニも成可レ申所去年八月より大分ニ申出候得共三ケ二被レ下候何之道荷分之義ハ御直シ可レ被レ成候申ニハ不レ及候得共樋之入目大工前御勘定被レ成鏈分ケ之儀被二仰付一御尤ニ存候

一　割間歩味方但馬自分山ニ而候時鏈分ケ之儀四六ニ被二成下一候様手代宇右衛門願書有レ之

『佐渡風土記』

一　金銀山出鏈荷分の法此頃迄は定れる事もなく間歩々々の盛衰に隨ひ或は山主の貧富により時々差略せし事にて割間歩なとは先年江戸宗遊と云者引受くる時鏈出高三分の一を公納鏈と定め殘り二分は山主の得分と極るといへとも出高少き時は四分の三を山主宛行ふ事も有之大方は鏈出高千荷より内の時は四分の一を公納せしめ千荷より以上の時は三分の一を公納に極る所此節割間歩をは山主味方但馬相稼去年八月より夥敷鏈を穿出すといへとも三分の二迄を山主へ宛行ふ段過當の様にも聞ゆるに依て大工の賃銀其外の失費を糺し荷分仕法引直し可然趣竹村九郎右衛門より鎭目市左衛門へ申越す是は割間歩の事に付存付も有之は心底有様に可申越旨市左衛門より九郎右衛門へ申遣せしに依て如斯筆談に及ふと聞ゆ

『佐渡年代記』上

史料11―7　元和七年（一六二一）

一　向山佐野庄助間歩石田多兵衛間歩御直山ニ而有レ之候事竹村殿江戸より鎭目殿え被二仰越一候

味方但馬割間歩自分稼仕候處大盛ニ罷成候然所元和巳年より江戸宗遊味方與次右衛門ニ被二仰付一御直山爲二御切一之處右切詰より樋十五艘天井え切貫割開歩盛候處へ切貫申候間但馬自分稼之所ヲ取上ゲ御直山ニ可レ被レ成様ニ僉議有レ之候ケ様之義石州御支配之節ハ皆々取上ゲ御直山ニ被レ成候由然共山仕致二辛苦一切出候所を先え切取候義非分之様ニ聞候併此度ハ右稼所けたへ外ヲ切貫ニ而けたへ致候間取揚候而もくるしかる間敷由然バ石州御支配之節よりも御直山ハ有レ之候と相聞候事右之通九郎右衛門殿市左衛門殿より御老中え之御状留書ニ有レ之

『佐渡風土記』

味方但馬自分稼之割間歩並宗遊與次右衛門ニ被二仰付一候御直山之稼所共ニ但馬自分山ニ被レ下候右割間歩御直山添被レ下候ニ付五ケ年之間御直山御入用可二差上一由被二仰付一候へバ難レ有奉レ存由申上候

『佐渡風土記』

一　割間歩を味方但馬自分稼にいたし大盛に及ふ所去る巳年より此間歩之内別に御入用を以山主江戸宗遊味方與次右衛門へ稼を成さしむる所有之此所より此度但馬稼所え切貫き双方混し合ふ故先例を糺す所大久保石見守支配之頃加様の所は自分稼を取上不殘御直山にいたす由相聞ゆと雖山主共辛勞致し鏈穿出す所へ切貫候迚取上候段非分の様に相當り併但馬稼所の内けたへ障りし所有之此度切貫にてけたへの憂無之様相成に付取上候ても苦かる間敷哉之旨鎭目市左衛門竹村九良右衛門より伺ふ所但馬自分稼の場所並御直山の稼所をも不殘但馬に被下趣下知せらる但馬難有趣を以て去る巳年より今年まで五ケ年の間御直山へ掛る御入用を不殘相納る

『佐渡年代記』上

●同（正月）、割聞歩ノ儀両御奉行ヨリ御老中エ伺之趣左ニ記ス、是ハ先書元和四午年之賦ニ有之候割聞歩孫太夫件トハ違候歟　〇味方但馬割間歩自分稼仕候処、大盛ニ罷成候、然所元和巳年ヨリ江戸宗祐味方与治右衛門ニ被仰付御直山為御切候処右切詰ヨリ樋十五艘天上へ切貫割間歩盛候所エ切貫申候間但馬自分稼之

所ヲ取上ケ御直山ニ可被成候様ニ詮議有之候箇様之儀石州御支配之節ハ皆々取上ケ御直山ニ罷成候由然共山主辛苦致切出シ候所ヲ先エ切取上リ候儀非分之様ニ聞候併此度者右稼所けたへ外ヲ切貫候テけたへ貫候間取上ケ候而モ苦カル間敷由然者石州御支配之節ヨリ御直山ト有之相聞申候　○味方但馬自分稼ノ割間歩並宗遊、与次右衛門ニ被仰付御直山稼所共ニ但馬自分山ニ被下候事　○古割間歩ニ御直山添被下候旨、五ケ年之間御直山切山御入用可差上由被仰付候得者難有奉存候由申上候事

『佐渡国略記』上

史料11―8　元和八年（一六二二）

一　割間歩水敷にて水替賃銀多く掛るに依て味方但馬工夫し水貫間切を切る此場所を大水貫と唱へて高壹丈五尺横壹丈三尺にして間数百九十間を切貫割間歩へ至り樋数十四減せしにより大に失費を省きしとなり此大水貫の場所至て堅石なりと云

『佐渡年代記』上

史料11―9　寛永元年（一六二四）

一　市左衛門殿より九郎右衛門殿へ被レ遣候御狀ニ味方但馬子虎之助仕候割間歩次第ニ敷深ク罷成舊冬より鏈之銀目不足ニ御座候間山主情ヲ入丈夫ニ普請仕候間定而又能鏈ニ逢可レ申と存候然バ但馬書置候様子手代共ニ尋可二申上一由被二仰越一候條其段宇右衛門孫兵衛ニ申聞かせ候得ば書付差上申候間其表ニ拙者印形仕進候同書書置之儀尋申候處次右衛門裏判仕のり付ケニ致二符判一候まゝ虎之助所ニ置申候間此儘其地へ差越候御奉行衆へ御目ニ掛申候へと申候得ば虎之助爲にハ大事の書物ニ候間海上を越申候儀如何之由申候間拙者符を切申文言書寫包紙相添進レ之候次右衛門印判ニ而御座候かと御尋可レ被レ成候

五月十六日

『佐渡風土記』

●味方但馬子虎之助仕候割間歩次第ニ敷深ク罷成旧冬ヨリ鏈之銀目不足ニ御座候間山主情ヲ入丈夫ニ普請仕候間定而又能鏈ニ逢可申ト存候然ハ但馬書置候様子手代共ニ尋可申由被仰越候条其段宇右衛門孫兵衛ニ為申聞候得ハ書付指上候間其裏ニ拙者印判仕進候書置之儀尋候処次右衛門裏判仕のり付ニ致符印致候儘虎之助所ニ置申候間此儘其地エ差越候御奉行衆エ懸御目ニ申候得ト申候得ハ虎之助ためニ者大事之書物ニ候間海上ヲ越申儀如何之由申候間拙者符ヲ切申文言書写紙包相添進之候次右衛門印判ニ而御座候歟ト御尋可被候　五月十六日

『佐渡国略記』上

一　山主味方但馬去年四月死去せしに依て其子虎之助割間歩を稼く所次第に深敷に成り去年の冬より出高減するといへとも失費を不厭丈夫に穿鑿をなす故定て又々盛を得可申旨鎭目市左衛門佐渡にありて竹村九郎右衛門へ申遣す且金銀山後榮の主法を但馬考へ書置をなし虎之助へ與へ置事を江戸表へ聞えて右書置し事共虎之助手代共へ尋可申上旨御沙汰之由竹村九郎右衛門より申來り依て鎭目市左衛門より虎之助手代宇兵衛孫兵衛なと云ものへ尋る處此者共より書付差出し但馬書置は封し有之故其儘江戸表へ可差出旨申聞るといへとも虎之助ためには大切の書物故海上を越す事無覺束旨申立るに付市左衛門開封の上寫取封し紙を添へ九郎右衛門方迄遣す五月十六日の日附也　但味方但馬は江州の產にして有福の者也京都江戸の内所々に屋敷を構へ佐州に至りても任々において田圃山林等數十ケ所有りと見え西三川金山の水路を始め所々田地の用水數千間の所をも切通し後人其便りを得ること多くあり在世の時東都へ出ては御目見をもなし時服等をも賜はると云今の長坂町に家大工番匠の家多くあり是皆但馬連れ來りし者共の子孫なりと云但馬日蓮宗にして京都本國寺を始め佐州にも建立の寺所々にあり

『佐渡年代記』上

史料11―10　寛永三年（一六二六）

一　山主味方虎之助事孫太夫割間歩仕入金に支へ江戸へ出て金壹萬兩拜借を願ひ慥なる親類共も江戸にありて請人に立其上京都江戸の數ケ所持地面質地に差出尤十ケ年に不殘返納せし由見えたり

『佐渡年代記』上

史料11―11　寛永五年（一六二八）

一　水金澤より割間歩へ水貫

『佐渡風土記』

史料11―12　寛永十一年（一六三四）

一　割間歩涌水にて鏈引有之處水埋になり山主の自力にも及兼る趣を以味方孫太夫へ銀六百七拾五貫五百目を貸渡湛水汲上る樋を二百六十艘仕立稼所へ至る處毎十日鏈壹萬荷程宛出すと云此時の拜借銀返納滞る趣寛永十九午年江戸表より詮議せられしにより孫太夫不殘返納し外拾貫八百目餘計に納る

『佐渡年代記』上

●戌、味方孫太夫御銀六百七十五貫五百目御拜借仕割間歩水敷取立樋二百六十艘立依之毎十日一万荷余宛出

『佐渡国略記』上

史料11―13　寛永十三年（一六三六）

一　五月十八日より大雨にて翌十九日迄晴間なく谷川の水溢れ割間歩の口より水流れ込樋貳百六十艘水理となる人は逃上り恙なし

『佐渡年代記』上

●子五月十八日・十九日、大雨降殊之外ノ洪水ニテ割間歩敷内江水仕込稼方引、此節有之候樋弐百六拾艘水下ニ罷成申候

『佐渡国略記』上

史料11―14　寛永十四年（一六三七）

一　割間歩の敷内水汲上ること元和四年の頃豊部藏人か稼きし時はかな樋と云を以汲上るといへとも水勢強くして急務をなさす藏人は入用に手詰りしゆゑ味方但馬か持となりて下代共の内心得しものありて寸法樋と云を仕立（すほん樋師初は木原佐助と云と唱し由）辨利をなす所今年大坂より水學宗甫（しとなり）と云盲人下り龍樋と云物の仕立方を籠坂の番匠忠右衛門勘兵衛太良左衛門に傳達し南澤妙輪寺下の瀧において寸方樋と龍樋との甲乙を試る處龍樋の方勝れしに依て是より敷内へ龍樋を用ひ場所によりては寸法樋をも用ひしとなり又一説に龍樋は則寸方樋の事にして此時水學宗甫か始たる品は水上輪なりといへとも人々不便利と思ひて用ひす承應二年に至り再ひ水學を呼下し水上輪の傳達を受しともいふ何れか是なる事をしらす

但宗甫逗留の内三人扶持宛を遣し又金銀山出鏈の數に割合銀錢を集めて山主共より合力せしと云味方但馬か隣家八百屋四郎兵衛と云者の家に寄宿し其隣に長右衛門と云者ありて寸方樋を拵る事を業とせしとなり

『佐渡年代記』上

●水上輪之事　〇元和四午年割間歩豊部藏人稼候節水敷ニ成、かな樋替ニ而水揚申候得共はか取不申候処、味方但馬稼ニ罷登リ家来寸方樋ト申ヲ初而拵是ヲ以其後水敷ニ用候処、寛永十四丑年京都ゟ水学宗甫ト云盲人下リ、水上輪ヲ籠坂之番匠忠右衛門、同加賀勘兵衛、同太郎左衛門に伝授、割間歩ノ水ヲ引揚出鏈壱荷ニ付銭三文宛取立宗甫江合力、其後御上ゟ被下候か又者山主共合力ニ候歟、三人扶持宛取、宗甫俗名木原佐助ト云、其節宿ハ味方但馬家ゟ上ノ方八百屋四郎兵衛方江落着、四郎兵衛隣ニ長右衛門ト云者有、此者ハ寸方樋ヲ拵妙輪寺ノ滝ニテ寸方ト水上輪ト水引くらべ候処、過分之違有之候間、水上輪ヲ用申候得共、折々ハ寸方樋も用ひ申候、宗甫ハ帰国致大坂ニ罷有、然所承応元辰十月初ニ水敷ノ山主片山勘兵衛、村上善左衛門、味方次郎四郎、岡本武兵衛、味方治助、各相談ノ上水学方へ飛脚指越候処、早速罷下リ辰十二月廿四日原十左衛門穴蔵ニテ樋ヲ立水引揚、同廿八日割間歩水敷江樋七本此間数六間壱尺之処水引揚高サ壱丈六尺五寸、明ル巳正月十七日同敷内諏訪之敷両山ニテ水引揚ケ、同十九日、辻・久保・奥野、岡林見分之上水引揚ケ候からくりノ様子ヲ見せ可申由被仰付候得共、秘所有之由ニテ見せ不申候、尤次助方ゟ水学ヲ呼越候江戸江之願者巳正月致候得共、先達而申遣、尤味方孫太夫所持之書物ニハ明暦元未年ニ水学呼越候ト有之（此くだり弥水学事割間歩樋八拾艘立候ニ付慥成説ニハ）其後万治元原十左衛門利口、太郎右衛門、樋口五郎右衛門江戸江罷登リ自分入用を以割間歩樋ヲ立水ヲ引稼申度由願候処被仰付、同六月ゟ樋三拾四艘立稼候得共入用賄強候間、御山差上申候、勿論故原重左衛門、浅口孫兵衛

手代瀬兵衛指添承応二巳正月（二月トモ云）廿六日水敷願ニ江戸江罷登リ、翌年殊外水敷ニ罷成候間水学方へ呼ニ越候得ハ、先達而籠坂三人ノ番匠ニ伝授致置候迚弟子弐人差下シ申、其節長坂番匠藤兵衛、治左衛門水上輪ゟ宜樋ノ仕様有之由訴出、殊外御咎ニ逢申候、右山主原・樋口出入横死之儀ハ寛文二年寅年ノ賦ニ記置

〇樋車問答記　附五十一問答、車指渡六寸・同厚サ壱寸六歩・走リ板長弐寸五分・羽板水持壱寸四歩・下船長サ七寸五歩・同横四寸九歩・同深サ壱寸五歩・大船四寸九歩四方・同深サ弐寸七歩・車一回之水六盃汲・但升目壱合上リ水立上リ三寸・本輪指渡シ壱尺四寸・真木長六尺角三寸三歩ヲ八角ニスル・側板厚サ五歩・端板厚サ五歩

或人問曰、割間歩ノ水上輪板ハ長何尺ニ候哉、答曰、長六尺、問曰、上下ノ口差渡し如何程ニ俣哉、答曰、上口指渡内法壱尺八寸樋尻ノ差渡ハ壱尺九寸五歩

『佐渡国略記』上

史料11―15　寛永十八年（一六四一）

一　六月十四日洪水にて金銀山間歩口より水落込割間歩は深敷故水汲取る事成かたく小坪と云所より上の方を稼く

『佐渡年代記』上

●巳六月十四日、大洪水ニテ諸銀山敷内江水仕込、割間歩水かすりかね、小坪ゟ上ニテ大盛仕候

『佐渡国略記』上

史料11―16　寛永二十年（一六四三）

一　銀山殊の外詰り山師幷町中飢死人も有レ之由被二申越一候左様ニ候ハヾ飢候者ニ銀山之稼をさせ壱人ニ五合扶持程之積りを致割間歩御直山普請稼せ可レ申由二月十八日被二仰遊一候

『佐渡風土記』

一　近年金銀山次第に衰へ山主共の内渡世を失ひし者も多く増して下賤の者共餓死に及候ものも有之趣江戸表へ届る處伊丹播磨守差圖して割間歩を御直山とし普請を始め丈夫に相稼右難儀の者共を人夫に遣ひ一日に五合宛の扶持方を可渡旨申來る

『佐渡年代記』上

●未二月十八日、江戸ゟ御状銀山殊外詰リ山師幷町人餓死致候者も有之候由申越候、左様ニ候ハヽ右之者山稼ヲさせ壱人ニ付一日五合扶持之積リニ致、割間歩御直山ニ普請為稼可申由御奉行ゟ申来ル

『佐渡国略記』上

史料11―17　正保元年（一六四四）

一　割間歩之義味方次助願ニ付御直山ニ被二仰付一候

『佐渡風土記』

一　割間歩當秋迄御直山の處山主味方次助願に依て自分稼となる

『佐渡年代記』上

●申八月三日、江戸ゟ割間歩味方次助達而願候間御直山ニ被仰付鶴子悪水貫公儀入用ニ而宗岡七左衛門山師ニ被仰付

『佐渡国略記』上

史料11―18　正保二年（一六四五）

一　五月の大水ニ而割間歩捨リ申候

五月九日の御状ニ被二仰遣一候ハ割間歩去秋迄も御直山ニ有レ之處味方次助願ニ就而次助ニ相渡候處山仕中次助共願候間今度又御直山ニ申付候ト有レ之

『佐渡風土記』

一　去秋より割間歩を味方次助自分稼に致す處水障りにて難儀に付以前の如く御直山に致し度旨次助を始め山主共皆々願出るに付其趣順齋へ伺ふ處願之通可申付旨申來る

『佐渡年代記』上

●酉五月九日江戸ゟ御状、割間歩去秋迄御直山ニ有之候処、味方次助願ニ付次助ニ相渡候所山仕中次助共ニ

願候間、此度又御直山ニ可申付由申来ル

『佐渡国略記』上

一　割開歩を御直山とし樋貳拾五艘仕掛け稼くといへとも入用に引合兼御損分相立上は最早望も絶しに似たり併休山に相成りては諸人の難儀に付山主味方孫太夫入用を才覺し自分にて稼申間敷哉と尋る處其砌迄は孫太夫手前も相應に有之其上世柄もよく金主も有之に付自分入用を以樋七艘相増都合三十二艘にて水取透し稼入る處今年七月より景氣取直し毎十日出鏈三四千荷宛に及ふ上納鏈も多く山主は勿論市中甘(くつろ)きしと云

『佐渡年代記』上

史料11―19　正保三年（一六四六）

一　今年七月に至りて割間歩出方衰へしとなり

『佐渡年代記』上

史料11―20　慶安二年（一六四九）

一　御直山割間歩本口より防申候處水入不レ申候得共河上之諸間歩之貫ケ戸より水押込樋七本御座候分水仕上申候割間歩役人家不レ殘流れ申候御事

『佐渡風土記』

○当七月七日ニ大雨降大水出山之内諸間歩江水掛り押込申候間歩間歩之口ニ有之候川通リ際之家無残流れ申候、其跡之屋敷茂壱丈弐尺宛堀(掘)申候所も御座候、又岸通之山大分崩れ申候ニ付柄山押出壱丈弐尺宛高く罷成候所茂御座候俄之大水ニ而御座候故家財不残流れ申候御事（慶安二年）　○御直山割間歩本口ゟ防申候処水入不申候へ共河上之諸間歩之貫け戸ゟ水押込樋七本御座候分水仕上申候、割間歩役人家不残流れ申候御事

○御直山味方次郎四郎大切山四留廻リ之家不残流れ申候、然共間歩口能防申候故柄山者入不申候　俄ニ大雨降出申候故山奉行町奉行我等共何れも早々罷出町人足を申付方々防申候へ共銀山始ゟ無之大水故皆々流れ申候、漸々割間分四留廻リ之家弐三軒御入用之炭油ハ流れ不申候　（中略）　右之大水之儀者今日迄方々取乱し申候ニ付万事之員数知れ不申候重而具ニ可申上候、恐惶謹言

七月十日

辻八郎左衛門　遠藤五郎兵衛
久保新右衛門　山河弥次兵衛
奥野七郎右衛門　岡林伝右衛門

上原久右衛門様

『佐渡国略記』上

史料11―21　慶安三年（一六五〇）

一　割間歩又々近年御直山になりて樋七艘ならては仕掛け不申出方衰微せし故味方孫太夫自分入用を以山留平と云所に新切山を立る處間もなく鏈に穿り當り今年五月初十日より八月末十日迄毎十日千荷以上三四千荷程の鏈を出し一荷に付拾匁より拾貳三匁平均の鏈にて一十日五拾貫目程の代銀に及ひし處御直山となせしより景氣を失ひしに依て翌年二月に至り又々孫太夫自分山に申付る

『佐渡年代記』上

●寅十月六日ゟ割間歩大盛夫ゟ大切山諸山共ニ段々盛申候　孫太夫所持之書物ニ者此節割間歩志(し)かと無之故自分入用を以山留平ニ而草見立新切山仕候処鏈ニ切付大盛ニ罷成、慶安三寅五月初十日ゟ八月末十日迄拾匁ゟ拾弐三匁位ノ鏈毎十日三四千荷出申候処御直山ニ成其以後衰申候ニ付、又々孫太夫自分稼仕候由

『佐渡国略記』上

史料11―22　慶安五年（承応元年）（一六五二）

一　割間歩水敷にて稼成かね上通り計にて稼し故次第に出方衰へ山主を始め諸人困窮に及ふ處山主味孫太夫今一度取明度存念にて先祖但馬持傳へし江戸石町の家屋敷(家共)貳軒京都六角通り家屋敷貳軒代金四千貳百兩にて今年賣拂ひ江戸表に居し兄弟共と配分し千貳百両を以割間歩水敷を取明け樋貳拾六本立下す處折悪敷大雨降つゝき新間歩の上より大山崩れ川通へ落込川床破れ總敷内へ水流れ込割間歩も一日一夜の内に水仕上り無是非捨ると云ふ

『佐渡年代記』上

史料11―23　承応二年（一六五三）

當地山仕味方次助所より使御座候ニ付申上候

一　味方次助山割間歩上敷之分ハ只今も稼鏈出申候水敷樋之入用銀大分に入申候ニ付水敷休置申候就レ夫當春順齋様へ味方次助申上候て水學と申者大坂に罷在申候間歩之水容易揚申手立候間水學を呼下し割間歩水敷普請仕取立可レ申由申上候得ば早々水學を呼水處取明候得由被二仰下一候に付則次助方より水學を呼間歩之水揚申方便致させ諸山仕ニも見せ候得由にて見せ申候得ぱ水容易揚申候故普請入用銀爰元ニ而才覺仕候得ば大分之銀ニ而御座候故不二罷成一候間其御地え罷越次助親類共を頼入用銀才覺仕度候間當地出判被レ下候得由訴状上申候に付指上申候當地前々より加様之儀は御江戸に罷越候は順齋様へ得二御意一書判を出申候間此度も奉レ得二御意一若入用銀其御地ニ而相調割間歩水敷取立候得ば御公納も揚り國中之甘ギ（クツロ）ニ罷成御事ニ御座候間出判被レ遣可レ然奉レ存候間奉レ得二御意一御事

（中略）

巳十月

辻　八郎左衛門
久保新右衛門
奥野七郎右衛門
岡林傳右衛門

中山重兵衛様

『佐渡風土記』

一　割間歩水敷にて上通り計りを稼き水埋の所を取明るには入用多く掛り手段に及ひ兼るに付此春山主味方次助より順齋へ申立水學と云者大坂に罷在水をたやすく汲み上る手立をなすに付呼下し割間歩水敷を取立度旨申立るに付早速呼下すへき旨下知せしめ則次助より水學を呼寄せ相談をなす處水上輪を以敷内の水を引揚け是迄の樋よりは便利よく外々山主共も水上輪を好むといへとも割間歩普請入用多く掛り山主の自力に及ひ兼るに付味方次助江戸表へ出親類共を頼み入用銀を才覺いたし度に依て出判の切手を願ひし旨留守居より伊丹藏人へ申遣し次助江戸へ出る　但前年江戸へ出て屋敷を賣佛金子を調達せし事延寶八年味方孫太夫か書出せし書付にありといへとも疑らくは此時の事ならんか是よりして諸間歩共水上輪を用ゆ

『佐渡年代記』上

○当年割間歩水敷故、樋入用銀過分ニ付稼方暫相止、依之山主味方次助大坂ゟ水学と申者を呼下シ、水上輪を以敷内之水を挽揚候、是ゟ割間歩相稼候件左ニ記

当地山仕味方次助所ゟ便御座候ニ付申上候　○味方次助山割間歩上敷之分ハ只今も稼鏈出申候、水敷樋之入用銀大分ニ入申候ニ付、水敷休置申候、就夫当春順斎様江味方次助申上候者、水学と申者大坂ニ罷有申候、間歩之水たヤすく上申手立仕候間、水学ヲ呼下シ割間歩水敷普請仕取立可申由申上候得者、早々水学を呼水敷取明候得由被仰下候ニ付、則次助方ゟ水学を呼、間歩之水揚申方便致させ諸山仕ニ茂見せ候得由ニ而見せ申候へ者、水たヤすく上申候故、普請入用銀爰元ニ而才覚仕候得者大分之銀ニ而御座候故不罷成候間、其御地江罷越治助親類共を頼入用銀才覚仕度候間、当地出判被下候得由訴状上ケ申候ニ付指上申候、当地前々ゟ加様之儀者御江戸江罷越候ニ者順斎様江得御意、出判を出申候間、此度茂奉得御意、若入用銀其御地ニ而相調割間歩水敷取立候得者、御公納茂揚リ国中之甘ニ罷成御事ニ御座候間、出判被遣可然奉存候間奉得御意御事（中略）右之趣可然様ニ御披露奉仰候、恐惶謹言

巳十月

辻八郎左衛門　奥野七郎右衛門
久保新右衛門　岡林伝右衛門

中山重兵衛様

（朱書）一説ニ水学は拾七年以前寛永十四丑年京都ゟ来り盲人二而勿論名も水角宗甫と書候由、則水上輪拵様、牢坂之番匠忠右衛門、同加賀勘兵衛

『佐渡国略記』上

●関東沢ノ向源右衛門間歩山主佐助夢想、右も左も夷大黒、佐助山師衆ヲ呼夢想聞致候処、同三十六人之内稲田六右衛門申候ハ、佐助殿山ハ不盛ニ割間歩と諏訪間歩大盛なるへしと申、如案ノ右左ニ両山大盛、佐助山ハ盛ニ逢不申候、右六右衛門殊外利強キ山師ニ而、其比弥兵衛間歩ノ役人坪井六右衛門殿ト切々出入、尤此名ニ指

『佐渡国略記』上

史料11―24　承応三年（一六五四）

●割間歩御取立并相川町屋敷地子銀御赦免被成候得共、下々致困窮及喝命ニ候者有之候間、此節銀山河通御普請被成、此人足相勤候もの、男ハ壱人ニ付一日賃銀壱匁弐分、女者八分宛被下、此節より銀山河通枠ニ罷成候

『佐渡国略記』上

史料11―25　明暦元年（一六五五）

一　味方孫太夫割間歩永敷取立申候間鏈分け之儀百荷ニ付山之神鏈貳荷三千荷より四千荷迄は十ケ九之分け併三千荷より内ニ而も其時に随ひ鏈分け相應に被二仰付一可レ被レ下之願有レ之

『佐渡風土記』

一　五月より水上輪出來る京都より水學宗甫と云盲人味方但馬方へ來り籠坂番匠忠右衛門加賀勘兵衛同次郎右衛門此三人水上輪ノ工夫を習ひし也是より已前ハ龍樋なり依レ之何本と云今年より水上輪ニ成割聞歩に樋八拾艘出來　一説に水學寛永十四と云水上輪之始なり今年之説多し

一　割間歩水敷上方より水學呼下し樋八拾艘立下り申候得由貳三匁之鏈五六百荷出申候次而鏈三千荷迄出申候内は御心見之ため山之神鏈許御取被レ成樋立下し候迄御分けなしに被二仰付一可レ被レ下候高木筑後守様花房勘右衛門様御支配には四千荷迄御分けなしに被レ下候是も御直山ニ而は御損參候故四千荷出候ハヾ十ケ九御分け可レ被レ下候由願則被二仰付一候舊例を以て願候旨訴狀有レ之候

『佐渡風土記』

●未、割間歩水敷上方ゟ水学ヲ呼下シ樋百八拾艘立下し申候得ハ、弐、三匁之鏈五六百荷出申候、随而鏈三千荷迄出申候内ハ為御心見、山之神鏈計御取被成、樋立下し申候迄御分無シニ被仰付可被下候、高木筑後守様、花房勘右衛門様御支配之節者、四千荷迄御分ケ無シニ被下候、是も御直山ニ而御損參候故、四千荷出候間、拾ケ九御分被下候由、旧例を以山主願

『佐渡国略記』上

史料11―26　明暦三年（一六五七）

一　間山割間歩水敷ニ罷成味方孫太夫稼相止申候ニ付於二江戸一原十左衛門理田太郎右衛門樋口五郎左衛門三人自分入用ニ而樋を立水を引稼申度由御訴訟申上ル

『佐渡風土記』

一　割間歩水替の入用多く掛り味方孫太夫困窮に及ひ御直山と成し度旨相願ふに付原十左衛門理田太郎左衛門樋口五郎左衛門と云者共江戸へ出て相願ひ自分入用を以水上輪を仕掛け水を引上け稼をなす　但原十左衛門は相川大床屋町に住居せしか兼而割間歩の稼を志し江戸へ出て金子を才覺せしに佐渡より出し大津屋太郎右衛門と云者媒介を以て樋口次郎右衛門と云者金主となり十左衛門次郎右衛門と共に佐渡へ下り理田太郎右衛門と言合せ割間歩の稼を始ると云次郎右衛門後に市兵衛と改め又五左衛門と名乗り相川左門町に住居をなすと云

『佐渡年代記』上

史料11―27　万治期（一六五八～一六六〇）

●大工町飴屋十左衛門割間歩飴屋敷といふ間歩ヲ稼、殊之外金銀ヲ穿出し、外海府ニ而田地ヲ買、後ハ牛ノ棚ニ居住、其後此跡ニ喜兵衛ト云もの居ル是ハ（以下欠）

『佐渡国略記』上

●山師味方孫太夫金三千両拝借致、新間歩相稼、十ケ年ニ返納仕候、勿論割間歩御直山ニ罷成、早速大鏈出候由　此一件続略記四巻ニ記ス

『佐渡国略記』上

●味方孫太夫帰被申候間一筆令申候　〇公方様御不例御快然被為成、昨廿二日初而御表江出御被遊候、乍恐目出度御事不可過之奉存候、併御礼なと被為請候儀者いまた無御座故、我等も今に御目見不仕候　（中略）〇割間歩替儀も無之哉、わき山能所も出来不申候哉、

彼是承度候　（中略）　替儀無之候間、不具猶追而可申越候、恐々謹言

十月廿四日　　御手四兵衛　花押

久保新右衛門殿　奥野七郎右衛門殿

辻八郎左衛門殿　早川太郎兵衛殿　旨

（後略）

『佐渡国略記』上

（※『佐渡年代記』上　万治三年の項にも記事あり。同一のため省略）

史料11―28　万治元年（一六五八）

一　去年願候水敷稼之儀被二仰付一六月より致二普請一樋三拾四艘立下し稼候得共大分之入用難レ續候間御山差上申候依レ之御直山ニ被レ成味方孫太夫山主ニ被二仰付一候得ば早速大鏈出る新間歩も今年御取明

『佐渡風土記』

一　割間歩稼方の事を去年中原十左衛門理田太郎右衛門樋口五郎左衛門等江戸にて相願ひ自分入用を以今年六月より水上輪三拾六艘を用ひ水敷取明稼をなすと云

『佐渡年代記』上

●戌六月ゟ割間歩京十左衛門、和田太郎左衛門、樋口五郎左衛門各自分稼ニ致、樋三拾四艘立稼候へ共過分之物入難損候間、御山指上申候、是ハ先達而味方孫太夫自分稼ニ致候へ共、入用難及故指上候処、右三人之者自分稼願ニ仍而被仰付

『佐渡国略記』上

史料11―29　万治三年（一六六〇）

一　味方孫太夫江戸ニ而御訴訟申上金子拝借致候節證文幷返納之譯

指上申一札之事

一　新間歩取立可レ申間金子御借可レ被レ成候幷割間歩之山主之儀も御訴訟申上候處ニ被二仰付一難レ有奉レ存候御事

一　金子三千兩當地ニ而請取申候間本手形之通一ケ年ニ三百兩ヅヽ子年より酉年迄十年ニ上納可レ仕候若遅々仕候ハヾ如何様ニも可レ被二仰付一候御事

一　新間歩普請丈夫ニ仕御山稼可レ申候少も油斷仕間敷候御事

一　割間歩山主ニ被二仰付一候間無二油斷一御山へ相詰かなこ共迷惑不レ仕様ニ入念御山爲レ稼依怙贔負少も仕間敷候御事

一　萬事御入用少も麁抹ニ不レ仕候様ニ入念可レ申候御後暗儀少も仕間敷候御事

萬治三年子四月十九日　　味方孫太夫　印

御奉行様

『佐渡風土記』

一　割間歩を一昨年より原十左衛門理田太郎右衛門樋口五郎左衛門稼きし處格別の出方もなく入用過分に掛り取續き兼る趣を以三人とも手を引し故御直山となし以前の如く味方孫太夫を山主として今年四月下旬より水上輪八拾八艘を立稼入る處無程盛りを得て來ル寅年迄三ケ年の間夥敷鏈を穿出す

『佐渡年代記』上

●子三月、味方孫太夫江戸江罷登り、新間歩稼方ニ付御金拝借奉願候処被仰付、右之諸証文左ニ記ス

指上申一札之事

○新間歩取立可申間、金子御借可被下候、併割間歩ノ山主之儀も御訴訟申上候処被仰付難有奉存候御事　○金三千両当地ニ而請取申候間、本手形之通り壱ケ年ニ三百両宛子年ゟ酉年迄拾年ニ上納可仕候、若遅々仕候ハハ如何様ニも可被仰付候御事　○新間歩普請丈夫ニ仕御山稼可申候、少も油断仕間敷候御事　○割間歩山主ニ被仰付候間、無油断御山江相詰、かなこ共迷惑不仕候様ニ入念御山為稼、依怙贔屓少も仕間敷候御事　○万事御入用少も麁末ニ不仕候様ニ入念可申候、御後暗儀少も仕間敷候御事

万治三年子四月十九日　　味方孫太夫　印

御奉行様

差上申一札之事

○今度味方孫太夫御江戸ニ而御訴訟申上金子三千両御借被為成候、請人ニ拙者罷立候、就夫我等共家屋敷山

之事　〇我等共居屋敷家財　〇持分之山共　右者味方孫太夫御拝借金三千両之内本手形之通、子年ゟ酉年迄壱ケ年ニ三百両宛拾年ニ御皆済為致可申候、若遅々仕候ハヽ、右之家屋敷山共ニ可被召上候、其上如何様ニも可被仰付候、為後日之手形差上申候、以上

万治三年子四月十九日

片山勘兵衛印
村上善左衛門印

御奉行様

差上申一札之事

合三千両ハ　但佐渡小判也、右者御訴訟申上拝借金請取申候、手形者四兵衛江（殿カ又ハ様カ）差上申候、当地ニ而請取申ニ付重手形差上申候、当子年ゟ拾年之間壱ケ年ニ三百両宛御運上銀参候時分年々指上可申候、以上

万治三年子四月廿六日

借主　味方孫太夫印
請　村上善左衛門印
同　片山勘兵衛印

御奉行様

味方孫太夫拝借金之事

合三千両者　但佐渡小判也　右者今度味方孫太夫江戸ニ而御訴訟申上、拝借仕候間可被相渡候、当秋御運上金江戸江指上候時分御勘定ニ指引可有之候、本手形御証文ハ殿様ニ有之候、以上

万治三年子四月廿六日

奥野七郎右衛門　久保新右衛門
辻八郎左衛門　早川太郎兵衛

御運上屋衆

『佐渡国略記』上

●丑年、味方孫太夫江戸へ罷登り候処、翌年原十左衛門、樋口五郎左衛門出入ニ付迎ヲ越候故帰国、尤孫太夫ハ子四月末十日ゟ割間歩山主ニ成、孫太夫会津町ニ居住依之夫ゟ孫太夫小路ト云

『佐渡国略記』上

史料11―30　寛文二年（一六六二）

一　山主原十左衛門先年江戸へ出て割間歩の稼を願ひ樋口五郎左衛門を金主として共に佐渡に下り暫くの内割間歩を稼しか五郎左衛門放埒ものにて酒色に耽り其上江戸より持参せし金子多くは贋金に有し故是等の事により今年九月両人口論に及ひ十左衛門脇差を以五郎左衛門を切掛けし故五郎左衛門か奴僕共十左衛門を切らんとせしを手早く逃去り旦那寺五郎左衛門町來迎寺へ駈込居る所へ同心共を遣し召捕入牢せしむる處五郎左衛門手疵養生不叶翌日死るに付十左衛門下手人申付る

『佐渡年代記』上

史料11―31　寛文三年（一六六三）

一　割間歩宜無レ之故御休被レ成候此節之山師和田三郎兵衛御取立被レ下候様と再三致二訴訟一候得共無二御取立（上カ）猶強て願候得ば不届之由ニ而牢舎被二仰付一候然共申分相立候故御支配代り曾根殿ニなり出牢

『佐渡風土記』

一　割間歩樋引賃銀多く掛り御損分相立に付今年十一月より御直山を差止水埋となす山主味方孫太夫へ申付上通り計りを稼纔に鏈を出す

『佐渡年代記』上

一　割間歩の儀は金銀山根元の敷所に付たとひ外山は差止候とも割間歩をは取立有之様にと山主を始めかなこ市中の者頻て願ひ出る處惣代の者共を不殘入牢申付る此内京町七右衛門板町安右衛門下戸町吉右衛門なと云者追々出牢を願に付差免す山主和田與右衛門と云者をは八九十日の間牢内に差置翌年に至り出牢其上又候閉門申付來辰八月より來る戌年迄七ケ年の間閉門ありしとなり

『佐渡年代記』上

●卯四月十六日、六郎左衛門様御入国之節割間歩御損失ニ依而卯十一月ゟ寛文九酉年迄七ケ年之間上敷計御稼、少々鏈出、其余御稼無之候ニ付、割間歩之儀者諸山ノ親山ニ而大切御座候間、余山ハ御止被成候而も、

当山者御立可被下由、山師かなこ町中之者、再三願出候所、牢者被仰付候得共、京町七右衛門・板町安右衛門・下戸町吉右衛門、右三人出牢之儀再三願出候、一説ニハ寛文四辰ゟ酉年迄六ケ年之間上敷計御稼被遊候由

『佐渡国略記』上

史料11―32　寛文四年（一六六四）

●同七月、山主和田十郎左衛門割間歩自分入用を以取立申度由再三御願申上候処、十郎左衛門牢舎被仰付候得共、早速御赦免、此日数七日、依右願同八月ゟ寛文十戌年七ケ年之間閉門被仰付、戌年曽根五郎兵衛殿御支配御赦免　六郎左衛門殿御入国之砌、割間歩依御損失、稼方御引被成、然所、寛文六午年歟味方与右衛門、村上善左衛門両人江戸江登り拝借金御願申上、甚五間歩・青盤間歩・日向間歩三ケ所御直山ニ被仰付、其後致大盛、此節大切山殊之外けたへ、鏈も出劣り候ニ付、味方与次右衛門煙貫を願候へハ被仰付候、右割間歩之儀ニ付味方、村上江戸江登候節、味方孫太夫、片山勘兵衛差添登共云

寛文四甲辰年

『佐渡国略記』上

史料11―33　寛文六年（一六六六）

一　去ル卯年より割間歩の稼を差止め幽かなる躰にて多人数渡世を失ひ追々餓死のもの三四千人程に及ひし故今年より明年へかけ勝手次第他國出相應の渡世に有付へき旨國中へ觸出し他國出の者髻に符印を附出せしとなり是は乗逃の疑ひなからしめん爲也と云然るに困窮もの大に悦ひ夥敷諸國へ散亂すと云

但故郷を離るゝ事悦ふへき事にあらねとも國に居ては渡世を失ひ他國出は制禁たり餓死せんより外は詮方もなき折節他國出を免されしにより悦ひしと聞えし

『佐渡年代記』上

史料11―34　寛文七年（一六六七）

一　江戸表より巡見として甲斐庄喜右衛門神保四郎右衛門鳥井權之助を被遣五月十日小木湊へ着岸十一日は松ケ崎に泊り十二日は夷町に止宿し十三日夜に入り上相川口より相川へ至る十四日相川町と銀山割間歩迄巡見し同日申刻相川を發し西濱通り河原田に泊り十五日小木へ出て風待し廿一日佐州の御船二艘にて歸帆をなす越後大名よりも船を越すといへとも辭退をせしと云

但此時和田與右衛門閉門にてありしか密に出て割間歩再興の事を巡見衆中へ歎訴をなせしと云

『佐渡年代記』上

史料11―35　寛文九年（一六六九）

●酉（欠）、和田三郎兵衛割間歩取明之願

『佐渡国略記』上

史料11―36　寛文十年（一六七〇）

一　和田三郎兵衛割間歩之願叶御直山ニ成味方孫太夫と両人山主に被二仰付一候

一　割間歩之内七枚棚大盛仕一十日ニ鏈九千九百荷宛出申候

『佐渡風土記』

一　割間歩樋銀入用ニ鏈賣立銀壹貫目ニ付五拾目ヅヽ御分之外ニ御取被レ成候其上に男女七歳以上より一人前錢九文ヅヽ御取被レ成候

『佐渡風土記』

一　山主和田十郎左衛門か閉門を免し味方孫太夫と共に割間歩の山主となし水敷取明に掛る一説に是より三年過て延寶元年より取明普請に掛り七枚棚新立合に切當り大に盛を得しと云

『佐渡年代記』上

一　割間歩本樋八拾五艘にて樋引賃銀多く掛り御入用引合兼るに依て出鏈の代銀壹貫目に付五拾目宛を山主かなこより是を出さしめ又市中の男女七才以上のものより壹人に錢九文宛取立樋引賃銀を補ふと云へり

按するに此主法聚斂に似たりといへとも左には非す樋引賃銀に迫りては終には敷内を水埋となし稼を休んより外の手立なし然る時は上納の金銀も劣り殊には一國の者難義せん事歴然若林六

郎左衛門か計らひを見て知るへし是に依て過役をかけ割間歩を再興せし事衰癈を補ふ良策と云へし

『佐渡年代記』上

●戌、割間歩御取明被仰付、戌亥両年ニ本樋八拾五艘立

『佐渡国略記』上

史料11―37　寛文十一年（一六七一）

一　割間歩樋引賃銀補ひとして郷中より銀納壹貫目に付三分三厘宛の積りを以取立る

『佐渡年代記』上

●亥六月ゟ割間歩御直山ニ被成、延宝七未年迄九ケ年ノ間大出来、別而卯辰巳三ケ年之間殊外大盛、右九ケ年之鏈代壱万五千貫目余、内弐千六百貫目余御徳分、其節余山も大盛故諸方入役銀千八百貫目余都合四千四百貫目余納候由、割間歩御取立之砌十郎左衛門金子三千両拝借致、割間歩御取明之内御吟味之上、小山拾ケ所を一ケ所被成、弟子拾五人山留敷役人取立被成鏈出申候、諸人介抱ニ被成御直山九ケ所、合力穿子直山七ケ所、大沢ニ壱ケ所御立、此節山稼致改候もの他国ゟ入込、右割間歩御取立之砌、甚五・青盤・日向三ケ所稼方相止、扨又割間歩大盛之砌鏈吹味御定法之外有之候得者、銀壱貫目ニ付五拾目宛過料銀を御取被成、割間歩御取明之節、樋銀として町々人別壱人として一ケ月ニ銭九文宛在々に出銀壱貫目ニ付三分三厘宛御取立、在相川頭立之町人江者金子三拾両或五拾両宛三度迄上納被仰付候、一説ニハ寛文十一水上輪之樋五艘百姓共ニ被仰付候由、右樋銀掛り候、出銀者銀納之由

『佐渡国略記』上

史料11―38　寛文十二年（一六七二）

一　山主和田與右衛門外海府入川銀山の内にて新見立の切山三ケ所並古間歩の内取明普請いたし度趣を以江戸表へ出て拝借金三千両を願ふ請人は本両替町裏川岸の町人縣久五郎と云者にて則此もの所持の家屋敷北鞘町南側西角より三軒目表京間十九間裏へ町並の家屋敷代金貳千百両本町壹丁目北側東角より二軒目表口京間六間裏へ町並の家屋敷代金九百両合せて三千両の質地を出すに付曾根五郎兵衛より伺の上願之通三千両拝借仰付らる　但入川新切山を申立しといへとも實は割間歩を稼きしと見えたり拝借金十ケ年ニ割合毎年三月三百両宛返納して來る戌年三月迄に皆濟し與右衛門拝借手形をは鈴木三郎九郎持來りて消印せしむと云

『佐渡年代記』上

史料11―39　延宝二年（一六七四）

一　割間歩寛文十戌年十月十日より普請に取掛り翌子年迄に取明け丑年迄は割間歩の内諏訪間歩に於て白銀鏈一十日に三千荷餘宛出て一荷に付平均拾三四匁位の鏈なり然るに本樋百六拾二艘立下し今年三月廿八日割間歩七枚棚東の方にて三町目吉之亟と云かなこの抱大工喜兵衛と云者薄鏈に穿當り最初は僅壹荷に付壹匁七分宛の鏈を五拾荷程出せしか四月十二日の荷分より次第に景氣盛んになり十日に數千荷の鏈を出し來年よりは猶更出方を増す　但味方孫太夫和田與右衛門等此節割間歩を取明し初意は先年盛りを得し小むろと云處へ至り度存念といへとも七枚棚にて盛りを得し故小むろには遂に至らすと云

『佐渡年代記』上

●割間歩寛文十戌年十月十日ゟ翌子年迄御普請出来、子年ゟ丑年迄諏訪間歩ニ而白銀鏈三千荷余ツヽ出、壱荷ニ付平均拾三四匁位仕候、本樋百六拾弐艘目ニ而、寅三月廿八日七枚棚東之方ニ而三丁目吉之丞家来喜兵衛と申者薄鏈ニ逢、壱荷ニ付壱匁七分宛之鏈五拾荷ほり出シ、四月十二日之荷分ゟ段々直リ、卯七月初十日ゟ鏈九千八百荷余ツヽ、此代銀百七拾貫目余売立上鏈壱荷壱貫目ゟ壱貫四五百目宛、鏈寅年ゟ辰年迄銀代弐万五千貫目程ニ而辰十二月初十日同庄次郎敷盛リ申候

『佐渡国略記』上

●割間歩・鶴子茂右衛門間歩・大切山間歩・中尾間歩、其外銀山共弥無油断稼候様ニ可被申付候、猶期後音之時候

十月十四日　　曽根五郎兵衛吉正
辻八郎左衛門殿　真砂弥右衛門殿
西村徳右衛門殿　内藤兵右衛門殿
野田又左衛門殿　安田弥左衛門殿
山田与次兵衛殿　増田茂兵衛殿

『佐渡国略記』上

史料11―40　延宝三年（一六七五）

一　割間歩盛りとなりて七月初十日より毎十日の出鏈九千八百荷餘宛出す此銀目百貫目餘に及ひし事もありとそ上鏈一荷の銀目壹貫四五百目の鏈を出せり又安鏈も多く出せし故平均して一荷拾匁餘に當りしと見えたり

此節割間歩四ツ留番所の内建場四拾壹軒石撰女貳百四五拾人に及ひしと云傳ふ餘は是にて押計るへし惣敷本樋凡貳百艘程にして一艘へ三人宛掛り都て六百人餘に及へり又かなこ共の稼所を領地と唱へ貳丈餘の場所をも渡すへき處望人多き故纔に三尺宛を渡せしと云此頃大切山も盛りて出高を增し中尾鶴子なとも出方多しといへとも割間歩大盛によりて外間歩の出方は人々知らさるか如し

『佐渡年代記』上

史料11―41　延宝四年（一六七六）

一　割間歩聊かの衰へし處今年十二月庄次郎敷と云所にて鏈に切當り又々出方多し此節水上輪の人足を引受け雇ひ入るものを樋受とて與五右衛門と云もの此業をせしか人足夥敷掛り損銀ありしにより在中より出る小商人までを欺き割間歩へ遣はせしと云

『佐渡年代記』上

●延宝四五六、割間歩水上輪勝水之節、樋請与五右衛門請方ニ損銀参、身上不如意ニなり、其節近在ゟ花松売、或ハ極月ハ正月ノ夷松、譲リ葉等ヲ売ニ来リ候者ヲ呼、其品直段宜買、中飯ヲ為喰手紙ニ認、乍無心此手紙割間歩ノ四留口迄頼候由、此者共無何心持参致、四留口ニ居候者江相渡候処、人指其者ヲ四留江連行御断ヲ申上樋引ニ入ル、此者共申候者、我らハ花松売ニ而樋引ニハ無之由申候得共承引不致候間、敷内江連行段々ノ敷役人ニ相渡シ、加精致候ハ本雇ノ人ヲ四五百文、大晦日元日ハ六七百文ニ雇申候、〇右与五右衛門鈴木三郎九郎様御支配之節銀山御入用之炭請負主柴町又兵衛・大間町吉兵衛、小六町与九郎ト筋悪敷出入致候処、理分ニ成勿論延宝二寅年来リ候流人之内拾八人大工ニ雇、賃銀相渡不申候ニ付、右之者共御上江御願上候得ハ、是以与五右衛門理分ニ成、御用人出井・宮下御両人ゟ銭二貫文被下、炭請ト出入之節も吉兵衛親類橘屋庄兵衛・岩佐嘉右衛門差添、何角ト申候へ共与五右衛門理分ニ成

『佐渡国略記』上

史料11―42　延宝五年（一六七七）

一　割間歩取立の冥加として在相川重立のものより左の通銀を出す

一印銀拾貳貫百目　河原田　中山宗範
一同　拾貳貫百目　同　宗春
一同　拾貫目　塩屋町　岩佐嘉右衛門
一同　拾貫目　羽田町　大坂源七郎
一同　拾貫目　同　大坂堅了
一同　六貫百目　小木町　越中屋九左衛門
一同　六貫百目　松ケ崎　菊屋次郎兵衛
一同　四貫四百拾匁　間　山　加藤宗助
一同　四貫四百拾匁　上京町　堆野庄三
一同　四貫四百拾匁　坂下町　庄兵衛
一同　三貫百拾匁　京　町　善右衛門
一同　三貫百拾匁　庄右衛門町　甚兵衛
一同　壹貫貳百六拾匁　同　三右衛門
一同　三貫百拾匁　羽田町　鎌倉屋伊兵衛
合九拾貫貳百貳拾目　此金千五百両也

右の外相川町人計り銀を出せし事もあり右の銀を以割間歩を稼し處次第に出方を增せし事を記して曾根五郎兵衛奥判をせし一巻ありしか寛政の火事に失ふ

『佐渡年代記』上

●巳、割間歩御取立入用銀、在相川頭立者共江左之通

指上可申由、各冥加銀として相納、本書寛文十一亥年之所ニ記ス、割間歩取明ニ付在相川頭立者共江、金子三拾両或ハ五拾両宛三度迄相納候件トハ

一、印銀拾弐貫百目　河原田　中山宗範
一、同拾弐貫百目　同　同　宗春
一、同拾貫目　塩屋町　岩佐嘉右衛門
一、同拾貫目　羽田町　大坂源七郎
一、同拾貫目　同　大坂賢了
一、同四貫四百拾匁　間山　加藤宗助
一、同四貫四百拾匁　上京町　椎野庄三
一、同四貫四百拾匁　坂下町　庄兵衛
一、印銀三貫百拾匁　京町　善右衛門
一、同三貫百拾匁　羽田町　鎌倉屋伊兵衛
一、同六貫百目　小木町　越中屋九左衛門
一、同六貫百目　松ケ崎　菊池治郎兵衛
一、同三貫百拾匁　庄右衛門町　甚兵衛
一、同壱貫弐百六拾匁　庄右衛門町　三右衛門
合九拾貫弐百弐拾目　此金千五百両

『佐渡国略記』上

史料11―43　延宝六年（一六七八）

一　割間歩去年の秋より出方劣り清次間歩出方を増す

『佐渡年代記』上

史料11―44　延宝七年（一六七九）

一　五月廿二日割間歩水上輪百八拾貳艘の樋引人夫五百九拾五人の内壹人を減して五百九拾四人とす此内貳拾四艘は七枚棚に用ゆ七枚棚は久右衛門廊下と云所の東南に當れりと云

『佐渡年代記』上

史料11―45　延宝八年（一六八〇）

一　六月廿九日割間歩樋引賃銀として相川町々人別より出せる出錢を止る同晦日より割間歩出鏈かなこ前の荷分を七分の六を宛行ふ事に定む

『佐渡年代記』上

一　割間歩之鏈四六ニ御座候處七十六ニ被二仰付一候
一　八月十一日洪水ニ而山之内川通り痛割間歩え水仕込捨リ申候故諸人難儀仕候處水かすり被レ下候

『佐渡風土記』

一　割間歩水上輪百四拾五艘水下となるにより普請をなし山主かなこ共へ精力を勵し百四十貳艘迄取明る速かに功を爲せしにより江戸表へ伺の上掛りの役人へ御褒美を下さる山奉行藤浪太郎左衛門海老名九右衛門へ金五兩宛山目付宇佐美忠右衛門古屋作左衛門樋奉行熊木三左衛門丸田金左衛門割間歩目付永井四郎兵衛青盤目付岡村善兵衛へ金參兩宛割間歩四ツ留役人大村助右衛門へ金貳兩下さる此外銀山内役家に住居して家財を流失せる役人小田切仁右衛門藤木主左衛門赤江橋次太夫細井權左衛門鹿野庄右衛門川野傳太夫へ金三兩宛下さる

『佐渡年代記』上

一　割間歩樋百八十貳艘の内水損により百四拾貳艘になりし處何ものか云出しけん昔盛んなりし小むろと云所は水下には非す樋數多く水を取下さること無益の由流言せるにより疑ひを生し折角取明し百四拾貳艘の樋も壹貳艘程宛次第に水埋になり後には纔五十八艘になりしと云

『佐渡年代記』上

●洪水ニ而割間歩御稼相止事　〇延宝八申年八月六日・十一日、両度之洪水六日ハ青盤之寿貞堤切候、日向間歩ニテたけト云女流死、又々十一日夜大雨ニテ其夜寅ノ刻ニ六日ノ水ゟ相増出、清次間歩ニテ男六人流死、山内濁川ノ家屋敷過分痛、諸山之水割間歩鋪内江仕込、樋百八拾弐艘之内三拾七艘有之、残百四拾五艘柄山押込町人足千三百人出、両度之洪水ニ御奉行歩行ニテ登山、妙音寺坂ノ横道ニ被成御座候而下々之者江粥ヲ被下、其外出精之役人並山ノ内ニテ此度家財押流候役人江金子ヲ被下、勿論家屋敷押流候山内ノ者江米八拾俵拝借、清次間歩ニ而流死候六人之妻子江米三石銭六貫文被下、然所右百四拾五艘之樋水下ニ罷成、間山川通リ御普請稼ク諸役人方へ被仰付候処、一日ニ水

六寸宛下リ、普請八十二三ケ月も掛リ可申由申上候所、
小山四郎右衛門殿江御尋被成候得ハ、水一日二三尺平
均ニ下ケ、御普請ハ三ケ月ニ出来可申由相達候、依之
此度川普請之御用四郎右衛門殿相勤、右積リ之通御普
請皆出来、間山濁川此度御普請人足壱人ニ付賃銭百五
文ニ請負、八拾五文宛ニ雇入、年罷寄候男女者子供迄
人足相勤申候者江相応ニ賃銭被下、下々之者共悦申候
　一説ニ諸山之山主かなこ共随分致出精、樋百四拾弐
艘迄水かすり申候所、何者か申上候哉小風呂ト云ハ是
ゟ下ニ無之、四拾艘者柄山之下ニ捨置候ト申上候由、
左様ニハ無之此四十艘下り候得ハ、七枚棚ニ逢御山出
来可申候所、百四十二艘も壱艘捨リ弐艘捨リ段々減シ、
漸五十八艘ニ罷成

金子五両　山奉行　藤浪多郎左衛門
同　同　海老名九右衛門
同三両　山目付　宇佐見忠右衛門
同　同　古屋作左衛門
同　樋奉行　熊木三左衛門
同　丸田金右衛門
金子三両　割間歩目付　永井四郎兵衛
同　青盤目付　是村善兵衛
同弐両　割間歩四留役人　大村助右衛門
金子三両　小田切仁右衛門
同　藤本主左衛門
同　赤江橋治太夫
同　細井権左衛門
同　鹿野庄右衛門
同　川野伝太夫
右六人山之内ニテ家財ヲ押流候役人　金子合拾八両
　『佐渡国略記』上

史料11―46　天和元年（一六八一）

一　割間歩水敷にて御損多しといへとも休山となりて
は相川市中立行兼るにより今年明年は樋引賃銀弐百貫
目程宛地方物成の内を以拂ひ其上にて取計ひもあるへ
きやと評議をなせし處銀山衰微の時は新切山横合等數
ケ所宛先規も取立しにより新切山五ケ所横合等拾六ケ
所取立度旨書付出右の内新切山四ケ所横合八ケ所善き
場所の趣役人共も申立るといへとも御入用多により先
新切山貳ケ所横合三ケ所にて御入用大積り壹ケ年に銀
百貫目餘掛り二三年の内には望む所へ至り大盛りに及
ふ上は御入用の御損は一ケ年の内にも立戻り可申事に
付其節に至り見計ひ割間歩樋數休むる様にも可仕と御
勘定奉行へ相談せし趣を以鈴木三郎九郎より九月中伺
し處左之通りの御裏判御證文出る

　表書之割間歩樋引賃銀之儀從當酉年來戌年迄兩
　年分一ケ年に銀貳百貫目程宛之分は地方物成之
　内を以相拂御勘定に可被相立候且又新切山横合
　之儀は書面之通可被申付候斷は本文に有之候
　以上
　　酉十月　　佐野主馬
　　曾根五郎兵衛
　　高木善左衛門
　　豊後
　　筑前
　　加賀
　　鈴木三郎九郎　殿
　　『佐渡年代記』上

一　鈴木三郎九郎家來柳川儀右衛門と云もの算術に達
し國中町見をなし今年十月迄に相川町中銀山内下相川
羽田下戸西濱通り五十里十歩一迄の町數を量り翌年二
月廿一日より六月十六日迄在々町見をなし分見繪圖を
記して三郎九郎より進達す此節町見をなしたる里數左
の如し

（中略）

一間山番所より割間歩橋詰迄貳拾五間

（後略）

　　『佐渡年代記』上
（※『佐渡国略記』にも記事あり。同一のため省略）

●酉九月、割間歩樋引賃銀、新切山御入用伺書同裏御
証文之写

　覚

○割間歩之御損大分之儀ニ御座候、休被成候而者相川
ひしと詰り、□（欠字）□存候壱ケ年分御料銀□（欠字）□ハ出鏈平均
七万五千荷□（欠字）□中江廻リ候ニ付、其有余□（欠字）□立置被遊
候様ニと奉存候、去年ニ割間歩御立被成候ハハ、地方
へ入可申段申上、百弐三拾貫目迄ハ地方へ入、割間歩
稼候様ニと被□（欠字）□□□百弐三拾貫目迄之大積リ之

□□(欠字)当年之儀者、六月迄之□□(欠字)半年分ニ而五貫目余地方へ入申候、且今ゟ割間歩休候而も当年之儀者兎角地方之指引無御座候而ハ不罷成候、去年之稼ハ洪水ニ付水増樋数減候ニ付、指引御運上之残リニ而弐拾貫目程御座候ニ付、去年地方江入可申候御証文返上仕候間、当年来年之儀者割間歩樋銀弐百貫目程之分地方御勘定ニ詰候様ニ証文申請度奉存候御事　〇割間歩御損多ニ付、何卒可仕様も可有御座と検儀仕候得者、惣山共訴訟仕候ハ銀山衰微之節者新切山穴横相等数ケ所宛先規も御立被下候間、相立候様ニと申、新切山所五ケ所、穴横相拾六ケ所書立訴訟仕候ニ付、検儀之上右場所之内新切間歩四ケ所、穴横相八ケ所能場所ニ候と役人共申候、御入用大分之儀ニ御座候間、右之内新切山二ケ所、穴横相三ケ所ニ而御入用高大積リ壱ケ年ニ百貫目余ニ而御座候、二三年之内ニハ望所へ切付可申候間、被仰付被下候様仕度奉存候、此内大盛仕候得者、御入用之御損ハ壱ケ年之内ニモ戻り申儀ニ御座候間、其通リニ罷成候得者見合割間歩之樋休候様ニも可仕候事

右之段御勘定奉行中相談仕如此御座候、以上

酉九月　　鈴木三郎九郎

表書之割間歩樋引賃銀之儀、従当酉年来戌年迄両年分壱ケ年ニ銀弐百貫目程宛之分者地方物成之内ヲ以相払、御勘定ニ可被相立候、且又新切山穴横相之儀者書面之通可被申付候所者本文ニ有之候、以上

酉十月

佐野主馬　　豊後

曽根源兵衛　　堀内筑前

高木善左衛門　　加賀

五郎右衛門

鈴木三郎九郎　殿

『佐渡国略記』上

史料11―47　天和二年（一六八二）

●戌閏五月十三日、大水出割間歩敷内江水仕込、樋五十七艘迄水仕上リ候由

『佐渡国略記』上

史料11―48　天和三年（一六八三）

一　閏五月十三日銀山内出水して割間歩敷内へ水落込樋数百四艘の内三拾貳艘水埋となる四ツ留役人高野忠左衛門淺村太左衛門か役家流失す同廿四日又々出水せしか銀山は別條なく濁川通り所々損所あり矢渡藤右衛門安田與一左衛門太田嘉右衛門普請の掛りとなる

『佐渡年代記』上

一　六月六日より割間歩の樋九拾八艘を限りとし夫より下は水埋となる

『佐渡年代記』上

一　割間歩樋引賃銀の事により鈴木三郎九郎より伺書左の如し

一割間歩御損御座候得は一ケ月大方平均六千荷餘鏈出樋賃の外御入用貳拾九貫目に及出申候其有餘を以相川甘に御座候處御休被成候而は右有餘無御座候餘山に而も出來不仕候而は相川ひしと手詰り可申段歴然之様に奉存候去酉戌両年分の儀は樋銀貳百貫目迄地方御勘定相立候様に被仰付候上酉年は銀山御運上殘百四拾貫目餘御座候去戌年は是又殘百三拾八貫目餘御座候樋銀銀山に而相拂候得は地方に入候損酉年は四拾八貫目餘戌年は三拾壹貫目餘に御座候右之積り又は當春より諸運上出來銀高を以相考候へは當年半年分は大積り御運上(一本御入用)殘百四拾貫目相見え申候銀山只今の通にては秋末よりは脇々より船も不參次第に諸運上冬に罷成減申候上は當年も地方へ入可申と奉存候然は割間歩御休メ被成候様にと右之通故不被申上候間當年來年分如去年之樋銀貳百貫目餘迄は地方へ御掛ケ被下候様に仕度奉存候來年は所々間切も大方望所へ切付可申候間惡敷之義は其節可申上候事

亥八月　　鈴木三郎九郎

表書之通割間歩樋引賃銀の儀先當亥年分銀貳百貫目程の分は地方物成之内を以御勘定に可被相立候來子年之儀は山之様子見合可被相伺候斷は本文に有之候　以上

天和三亥年九月十八日　　半兵衛

六右衛門

隠岐
伯耆
備前
山城
豊後
加賀

鈴木三郎九郎　殿

『佐渡年代記』上

●亥八月、割間歩樋引賃御銀伺書裏御証文之写左ニ記、

同九月廿三日江戸ゟ到来

○覚　割間歩御損多御座候得者、壱ケ月大方平均六千荷余鏈出、樋賃之外御入用弐拾五貫目ニ及出申候、其有余ヲ以相□耳ニ御座候所、御休被成候而者右有余無御座候、余山ニ而も宜出来不仕候而者、相川ひしと手詰リ可申段歴然様ニ奉存候、去酉戌両年之儀者樋銀弐百貫目迄地方御勘定相立候様ニ被仰付候上、酉年者銀山御運上残百四拾貫目余御座候、去戌年ハ是又残リ百三拾八貫目余御座候、樋銀銀山ニ而相払候而ハ地方江入候損酉年者四拾八貫目余、戌年ハ三拾壱貫目余ニ而御座候、右之積リ又者当春ゟ諸運上出銀高ヲ以相考候得者、当年半年分者大積リ御運上残リ四拾貫目余相見申候、銀山只今之通リニ而ハ秋末ゟハ脇々ゟ船も不参次第ニ諸運上冬ニ罷成減申候上、当年も地方へ入可申と奉存候、然者割間歩御休被成候様ニと右之通故不被申上候間、当年来年分如去年之樋銀弐百貫目余迄者地方へ御掛被下候様ニ仕度奉存候、来年者所々間切も大方望所江切付可申候間、悪敷之儀者其節可申上候事

亥八月　　鈴木三郎九郎印

御勘定所

表書之通割間歩樋引賃銀之儀、先当亥年分銀弐百貫目程之分ハ地方物成之内ヲ以御勘定ニ可被相立候、来子年之儀者山之様子見合可被相伺候断者本文ニ有之候、以上

天和三亥九月十八日

支配所江罷越無加印
半兵衛　備前印
六右衛門印　山城印
隠岐　印　豊後印
伯耆　印　加賀印

鈴木三郎九郎殿

『佐渡国略記』上

●同閏五月十三日、大水出割間歩敷内へ水仕込、樋百四艘之内三拾弐艘水仕上リ、山役人高野忠左衛門、浅村太左衛門、各家内へ水仕込、浅村御役家押流ス

『佐渡国略記』上

●同六月六日、割間歩樋九拾八艘根取ニ而地水ニ被仰付、依之在々ゟ罷出候樋引御返シ被成候

『佐渡国略記』上

史料11―49　元禄四年（一六九一）

一　割間歩敷内水涌出其上諸山敷内よりも貫ケ合方々より水落込仕方不宜諸間歩稼方の患となるにより割歩の内より南澤へ水貫間切を目論見振矩師（ふりかねし）静野與右衛門と云ものに繩引をなさしめ七月廿五日より間切を切始め六年目に到り子年五月十日迄に切貫間切五百三間貳尺にして御入用銀三百七拾五貫三拾壹匁八分四厘也（銀壹匁に付錢七拾貳文餘也）此切貫にて割間歩本樋四拾艘永々不用になり諸間歩水敷の患を免かる

此間切を切し時先つ南澤瀧の下間歩口より切始め北澤下ノ口三ツ合と云所よりも迎間切を立百六拾六間を切通し又北澤下ノ口よりも同所上ノ口三ツ合迄双方より間切を立百拾壹間五尺切貫北澤上ノ口よりも諏訪間歩千松水坪と云所迄双方より貳百貳拾五間三尺切貫く諏訪間歩は割間歩へ通せし敷所なり此擧金銀山あらん限りの大業といふへし

『佐渡年代記』上

史料11―50　元禄九年（一六九六）

一　五月十日迄に割間歩より南澤迄之水貫間切を切通し諸間歩に湛へし水一時に流れ出樋引賃銀の失費を省く而已ならす水になりし稼所出て追々出方を増し誠に夜の明しか如く國中の者知ると知らさると鼓舞して萬歳を唱ふ

『佐渡年代記』上

史料11―51　享保五年（一七二〇）

一　同二十一日洪水にて銀山川通り大痛ミ近來に無レ之早速御普請被二仰付一候割間歩川からぬけ候而南澤川通大水大痛ミ是より今の水筋に替ル

『佐渡風土記』

一　六月廿一日洪水にて銀山内川通破損し近來稀なる出水にて割間歩かるか抜け南澤川通出水大破に及ひし處早速普請ヲなす是よりして今の水筋に付替る

『佐渡年代記』上

史料11―52　延享元年（一七四四）

一　十月金銀山惣水貫の内門前町大安寺境内引ケ込土中水道塞るに依て南澤より替道を開き此所より湛水引落し痛所普請を加る此新道をはかる加口共云

『佐渡年代記』上

●同（十月）六日、割間歩ゟ門前江水貫痛水道指支、大安寺境内田嶋与兵衛墓之脇痛、町人足ニ而雑蔵谷水戸番脇へ水貫付替、壱町目・弐町目川通リ江少々水出、山留罷出水貫普請致、同八日水貫出来申候

『佐渡国略記』上

史料11―53　延享三年（一七四六）

一　御料巡見として御勘定多田與八郎支配勘定本多市郎右衛門御徒目付村上與右衛門を被遣五月廿六日（一本廿八日）小木湊へ渡海本多市郎右衛門煩ひ松ケ崎逗留夫より新穂町中興村を巡り相川へ着御役所へ出大床屋町寄床屋大工町買石粉成所をはしめ銀山は割間歩より茶屋平稼方の次第見分相川引拂河原田に止宿小木湊へ出津十一日出船出雲崎へ渡海ス　但往返とも小早御船にて渡海ス

『佐渡年代記』上

●御上使寅五月廿日出雲崎江着、廿七日之夜出雲崎ゟ小木江御渡海、同六日此所ゟ御出船、御泊休左ニ記

（中略）

●右相川御入之節、下戸ゟ御宿迄盛砂、町々名主・中使・町同心辻堅、広間役今井金兵衛・大森五右衛門・野田一馬四町目橋際迄、其外御宿町年寄中山江、七日九ツ半時相川江御入、後刻三人共御奉行江御出、町年寄案内相勤、御目付役弐人大門内へ、御玄関江酒井専助出迎書院江案内、早速御退出、御奉行玄関口迄見送リ、是ゟ大床屋町寄床ニ而金銀吹方、大工町買石小兵衛方ニ而鏈粉成方御覧、間山御番所外江銀山案内之者出迎、割間歩ヲ御覧被成、茶屋平江御掛、稼方御覧、申刻御帰、翌日五ツ時相川御出立、此節も先達而国中ゟ訴状指上候得共、何之御沙汰も無之

（後略）

『佐渡国略記』上

史料11―54　寛延二年（一七四九）

一　割間歩吉之烝敷の儀冝數場所ニ御座候處久敷水敷ニ相成其上通路も潰込候間何卒御取明被二仰付一被レ下候様山師相願候ニ付御吟味の上被二仰付一候右御入用留木代の外貳百六匁十二月十七日より取附同廿六日迄ニ相濟同廿七日奥表共山方役御目付役立會相斷

『佐渡風土記』

史料11―55　寛延四年（宝暦元年）（一七五一）

●同閏六月二日、大切山・清治・雲子・茶屋平・馳割・割間歩、右六ケ所御稼相止、此減人九拾七人、同（欠）御広間江被召出、当分壱人ニ付壱人扶持宛被下、尤割間歩者頭壱人御抱置被成候、御稼之山青盤ニ而減人拾三人、中尾ニ而同拾三人、鳥越新間歩ニ而同五人、甚五間歩合、右之外間切六ケ所御立被成、同十一日山師共御扶持方被仰付候趣、同間切切山之御触左ニ記、同十六日新間歩御稼止

（後略）

『佐渡国略記』上

一　先年銀山内永庵間歩へ移替る焔硝合薬とも悉く手入になり掛り役人へ沙汰し再製をなす處煮鍋へ火氣移り割間歩番所焼夫すといへとも人は恙なし

『佐渡年代記』上

●未七月七日、割間歩四留御番所ニ而宇佐見忠右衛門・大塚尽蔵、鉄砲之薬調合致候処、塩硝火付御番所焼失、番所役竹村八郎次各申分相立、御奉行様御出、其外役人中町々より人足相詰

『佐渡国略記』上

史料11―56　明和三年（一七六六）

●戌七月六日、今度出水ニ付、御広間役笹川運四郎・今井新次郎、十二日山方役田中茂右衛門、普請所定役丸田金左衛門、御目付役岸野猛次郎、普請所役仁木権太夫、勘定役堀口市太夫、町同心吉村儀市郎・中川和久右衛門、山師和田十郎左衛門・喜多政四郎、鳥越山留頭嘉左衛門町弥次兵衛、甚五頭六右衛門町市右衛門、割間歩頭同所市左衛門〆（欠）、同十三日銀山并町々痛所見分

『佐渡国略記』下

史料11―57　明和四年（一七六七）

一　五月十三日割間歩七枚棚其外銀山古間歩取明之積りを山師共え尋書付を出す江戸表より御沙汰ありし事ニ依て也

『佐渡年代記』中

史料11―58　安永五年（一七七六）

●同（十二月）廿二日、御広間ゟ町同心山本徳左衛門殿ヲ以左之通御尋ニ付書付差上、御奉行様ゟ被仰出候由、翌年正月五日町方掛浅見弥右衛門様御出被仰候

（中略）

一、延宝三卯十二月二日夜大地震、是ゟ大雪ふり積、其後正徳三巳十二月大雪ふり町々ニ而家作痛候得共死亡之者無之、右寅卯両年之大雪ハ相川立始り無御座候様承リ及申候、右両年割間歩・七枚棚大盛ニ御座候

『佐渡国略記』下

史料11―59　文政期（一八一八～一八二九）

相川御役所御大門ゟ銀山江の道法并銀山順道間数

高下

左沢

（中略）

割間歩　大御門ゟ是迄拾五丁五拾八間

間山口御番所ゟ当間歩釜ノ口迄弐拾八間

（後略）

「金銀山稼方取扱一件」（『佐渡相川志』所収）

史料11―60　文政六年（一八二三）

●（十二月）六日七ツ時、江戸水替共儀、差配人宇之助取計方不宜難義之趣、当月三日、三拾人計御役所江駈込訴いたし候儀ニ付、右頭取いたし候六助・伊助両人吟味中差籠入、主役より申渡候処、右両人とも差籠入差免無之内者敷入致間敷旨ニ而、一同小屋場ニ罷在騒立候ニ付、山方役・水替掛りより利害申聞候得共不取用、其上割間歩御番所ニ而狼籍等いたし、依之御目付役并町同心登山之上、水替之者六拾五人召浦、同夜四ツ時過御役所へ差出、一同吟味中牢預ケ、相手方宇之助も牢預ケ、同八日三拾三人、同十日拾七人牢預ケ御免、帰小屋

『佐渡国略記』下

史料11―61　文久元年（一八六一）

諸山地入用内譯

（中略）

一　割間歩　一ケ月分　手傳穿子拾五人　此賃銭一貫四百八拾一文　但一人ニ付九十五文ツヽ

一　荏桐油四升七合ニ勺　代一貫五百八拾九文

一　炭半俵　代五拾一文

一　灯心貳拾目　代四拾一文

一　小入用銭百四拾八文

一　一丈五尺一本

代八拾七文
一　大一丈三本
　　代百九拾一文
一　大貳間拾五本
　　代九百八十五文
一　九尺拾本
　　代二百拾六文
一　矢木拾本
　　代百四拾八文
一　留木三十九本に付揚駄賃百壹文
一　油四升七合二勺に付同斷一文
　〆錢五貫六拾三文
　此金貳分永貳百廿三文六分六厘　但一兩二付七貫文替
　　但一十ヲ日二付永二百四十壹文二分二厘
　右之寄
金拾貳兩三分永百八拾四文四分九厘
　　但一十ヲ日二付四兩一分永六拾一文四分九厘
（後略）
　　『佐渡年代記　続輯』

史料11―62　文久三年（一八六三）

鉄炮組番手
（前略）
　割間歩敷役人
　　紙屋町　仁助
（中略）
　割間歩雇山留
　　左門町　忠八
（中略）
二ノ組
小頭八
　割間歩頭
　　左門町　安兵衛
（中略）
　割間歩雇山留
　　南沢町　啓蔵
（中略）
小頭九
　割間歩頭
　　上相川　伊助
（中略）
　割間歩雇山留
　　小六町　初太
（後略）
「本途山鉄炮方備へ組」
（『佐渡近世・近代史料集―岩木文庫』上巻所収）

図　　版

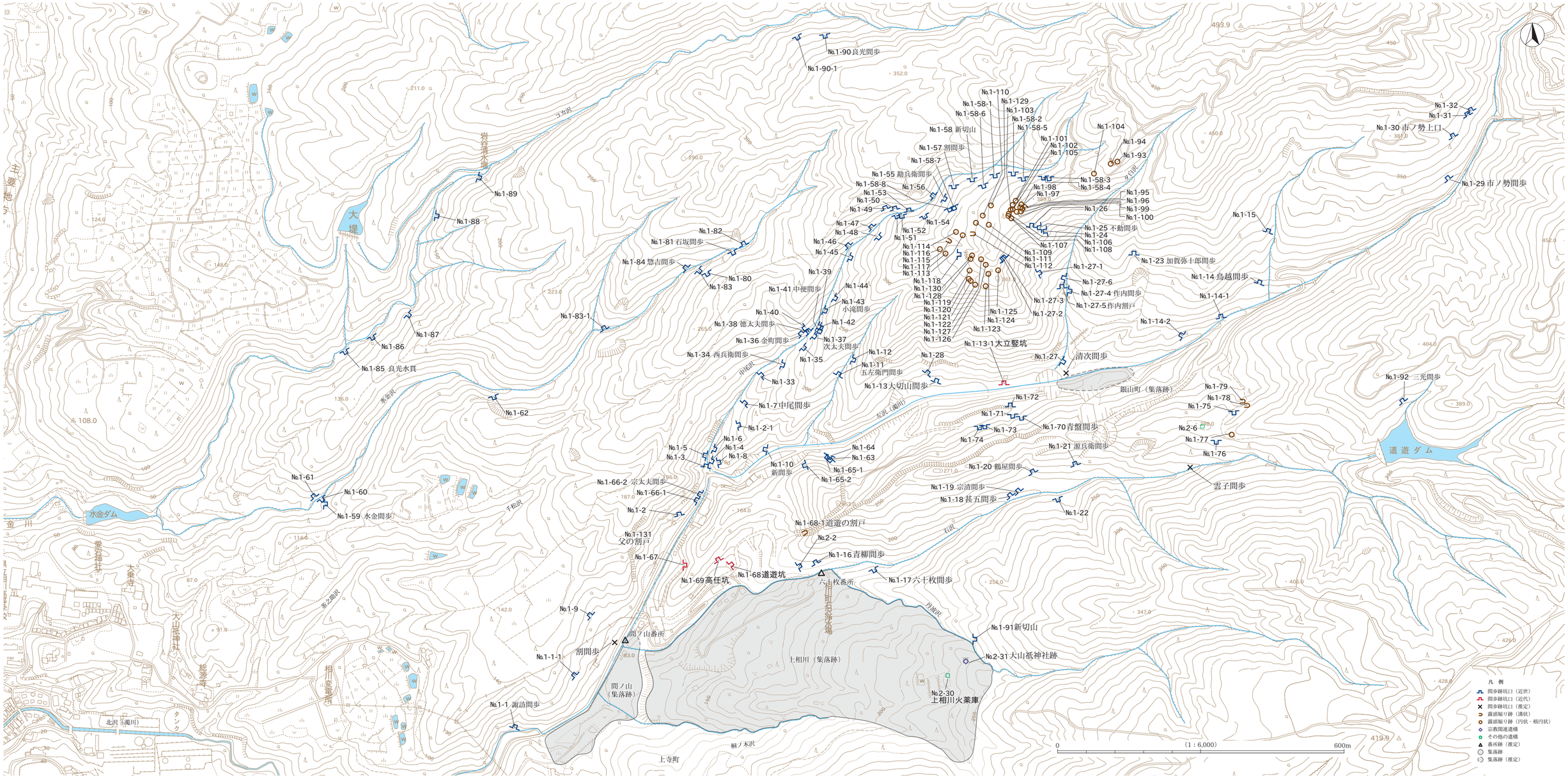

No.1-90 良光間歩
No.1-90-1
No.1-110
No.1-129
No.1-58-1
No.1-103
No.1-58-6
No.1-58-2
No.1-58-5
No.1-58 新切山
No.1-104
No.1-101
No.1-102
No.1-105
No.1-94
No.1-93
No.1-57 割間歩
No.1-58-7
No.1-55 勘兵衛間歩
No.1-58-8
No.1-56
No.1-53
No.1-50
No.1-49
No.1-58-3
No.1-58-4
No.1-98
No.1-97
No.1-95
No.1-96
No.1-99
No.1-100
No.1-26
No.1-25 不動間歩
No.1-24
No.1-106
No.1-108
No.1-107
No.1-109
No.1-111
No.1-112
No.1-27-1
No.1-27-6
No.1-27-4 作内間歩
No.1-27-5 作内割戸
No.1-27-3
No.1-27-2
No.1-125
No.1-124
No.1-123
No.1-13-1 大立竪坑
No.1-27
清次間歩
No.1-32
No.1-31
No.1-30 市ノ勢上口
No.1-29 市ノ勢間歩
No.1-15
No.1-23 加賀弥十郎間歩
No.1-14 鳥越間歩
No.1-14-1
No.1-14-2
No.1-92 三光間歩
No.1-79
No.1-78
No.1-75
No.2-6
No.1-77
No.1-76
雲子間歩
No.1-22
No.1-19 宗清間歩
No.1-18 甚五間歩
No.1-20 鶴屋間歩
No.1-21 源兵衛間歩
No.1-70 青盤間歩
No.1-72
No.1-71
No.1-73
No.1-74
No.1-13 大切山間歩
No.1-28
No.1-11 五左衛門間歩
No.1-12
No.1-35
No.1-37 次太夫間歩
No.1-42
No.1-43 小滝間歩
No.1-44
No.1-39
No.1-41 中便間歩
No.1-40
No.1-38 徳太夫間歩
No.1-36 金町間歩
No.1-34 西兵衛間歩
No.1-33
No.1-7 中尾間歩
No.1-2-1
No.1-6
No.1-4
No.1-8
No.1-5
No.1-3
No.1-10 新間歩
No.1-64
No.1-63
No.1-65-1
No.1-65-2
No.1-66-2 宗太夫間歩
No.1-66-1
No.1-2
No.1-131 父の割戸
No.1-67
No.1-69 高任坑
No.1-68 道遊坑
No.1-68-1 道遊の割戸
No.2-2
No.1-16 青柳間歩
No.1-17 六十枚間歩
六十枚番所
No.1-91 新切山
No.2-31 大山祇神社跡
No.2-30 上相川火薬庫
上相川（集落跡）
間ノ山番所
No.1-9
No.1-1-1 割間歩
間ノ山（集落跡）
No.1-1 諏訪間歩
No.1-89
No.1-88
No.1-82
No.1-81 石坂間歩
No.1-84 惣吉間歩
No.1-80
No.1-83
No.1-83-1
No.1-87
No.1-86
No.1-85 良光水貫
No.1-62
No.1-61
No.1-60
No.1-59 水金間歩
大堤
水金ダム
道遊ダム
大山祇神社
大乗寺
相川変電所
北沢（濁川）
上寺町
桐ノ木沢
0
(1：6,000)
600m
凡 例
間歩跡坑口（近世）
間歩跡坑口（近代）
間歩跡坑口（推定）
露頭堀り跡（溝状）
露頭堀り跡（円状・楕円状）
宗教関連遺構
その他の遺構
番所跡（推定）
集落跡
集落跡（推定）

岩谷清水堰
No.1-89
No.1-88
大堤
No.1-84 惣吉間歩
No.1-83
No.1-80
No.1-83-1
No.1-87
No.1-86
No.1-85 良光水貫
No.1-62
水金沢
No.1-61
No.1-60
No.1-59 水金間歩
千松沢
No.1-6
No.1-5
No.1-4
No.1-3
No.1-66-2 宗太夫間歩
No.1-66-1
No.1-2
No.1-131
父の割戸
No.1-67
No.1-69 高任坑
茶之助沢
No.1-9
間ノ山番所
割間歩
No.1-1-1
間ノ山
（集落跡）
No.1-1 諏訪間歩
上寺町
290.0
223.0
265.0
196.0
187.0
136.0
114.0
142.0
83.0
凡　例
間歩跡坑口（近世）
間歩跡坑口（近代）
間歩跡坑口（推定）
露頭堀り跡（溝状）
露頭堀り跡（円状・楕円状）
宗教関連遺構
その他の遺構
番所跡（推定）
集落跡
集落跡（推定）
0
(1:5,000)
250m

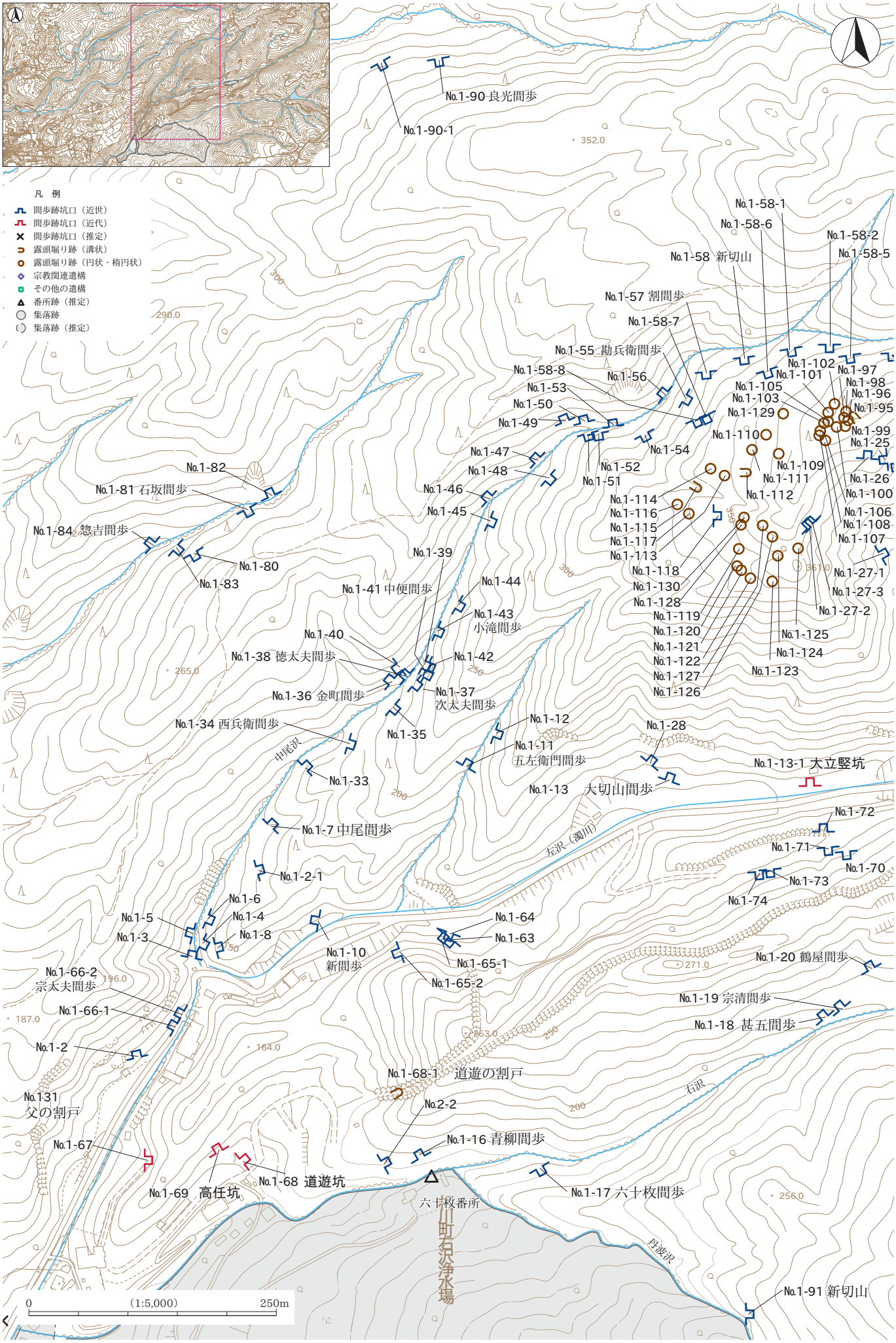
凡　例
間歩跡坑口（近世）
間歩跡坑口（近代）
間歩跡坑口（推定）
露頭堀り跡（溝状）
露頭堀り跡（円状・楕円状）
宗教関連遺構
その他の遺構
番所跡（推定）
集落跡
集落跡（推定）
No.1-90 良光間歩
No.1-90-1
No.1-58-1
No.1-58-6
No.1-58-2
No.1-58-5
No.1-58 新切山
No.1-57 割間歩
No.1-58-7
No.1-55 勘兵衛間歩
No.1-58-8
No.1-56
No.1-53
No.1-50
No.1-49
No.1-47
No.1-48
No.1-46
No.1-45
No.1-54
No.1-52
No.1-51
No.1-102
No.1-101
No.1-97
No.1-98
No.1-96
No.1-95
No.1-105
No.1-103
No.1-129
No.1-110
No.1-99
No.1-25
No.1-109
No.1-111
No.1-112
No.1-26
No.1-100
No.1-106
No.1-108
No.1-107
No.1-114
No.1-116
No.1-115
No.1-117
No.1-113
No.1-118
No.1-130
No.1-128
No.1-119
No.1-120
No.1-121
No.1-122
No.1-127
No.1-126
No.1-125
No.1-124
No.1-123
No.1-27-1
No.1-27-3
No.1-27-2
No.1-82
No.1-81 石坂間歩
No.1-84 惣吉間歩
No.1-80
No.1-83
No.1-39
No.1-41 中便間歩
No.1-44
No.1-43 小滝間歩
No.1-40
No.1-38 徳太夫間歩
No.1-42
No.1-36 金町間歩
No.1-37 次太夫間歩
No.1-34 西兵衛間歩
No.1-35
No.1-12
No.1-11 五左衛門間歩
No.1-28
No.1-13-1 大立竪坑
No.1-13 大切山間歩
No.1-33
中尾沢
No.1-7 中尾間歩
左沢（濁川）
No.1-72
No.1-71
No.1-70
No.1-73
No.1-74
No.1-2-1
No.1-6
No.1-4
No.1-5
No.1-3
No.1-8
No.1-10 新間歩
No.1-64
No.1-63
No.1-65-1
No.1-65-2
No.1-20 鶴屋間歩
No.1-66-2 宗太夫間歩
No.1-66-1
No.1-19 宗清間歩
No.1-18 甚五間歩
No.1-2
No.1-68-1 道遊の割戸
No.131 父の割戸
No.2-2
右沢
No.1-16 青柳間歩
No.1-67
No.1-69 高任坑
No.1-68 道遊坑
六十枚番所
No.1-17 六十枚間歩
川町石沢浄水場
丹波沢
No.1-91 新切山
0
(1:5,000)
250m

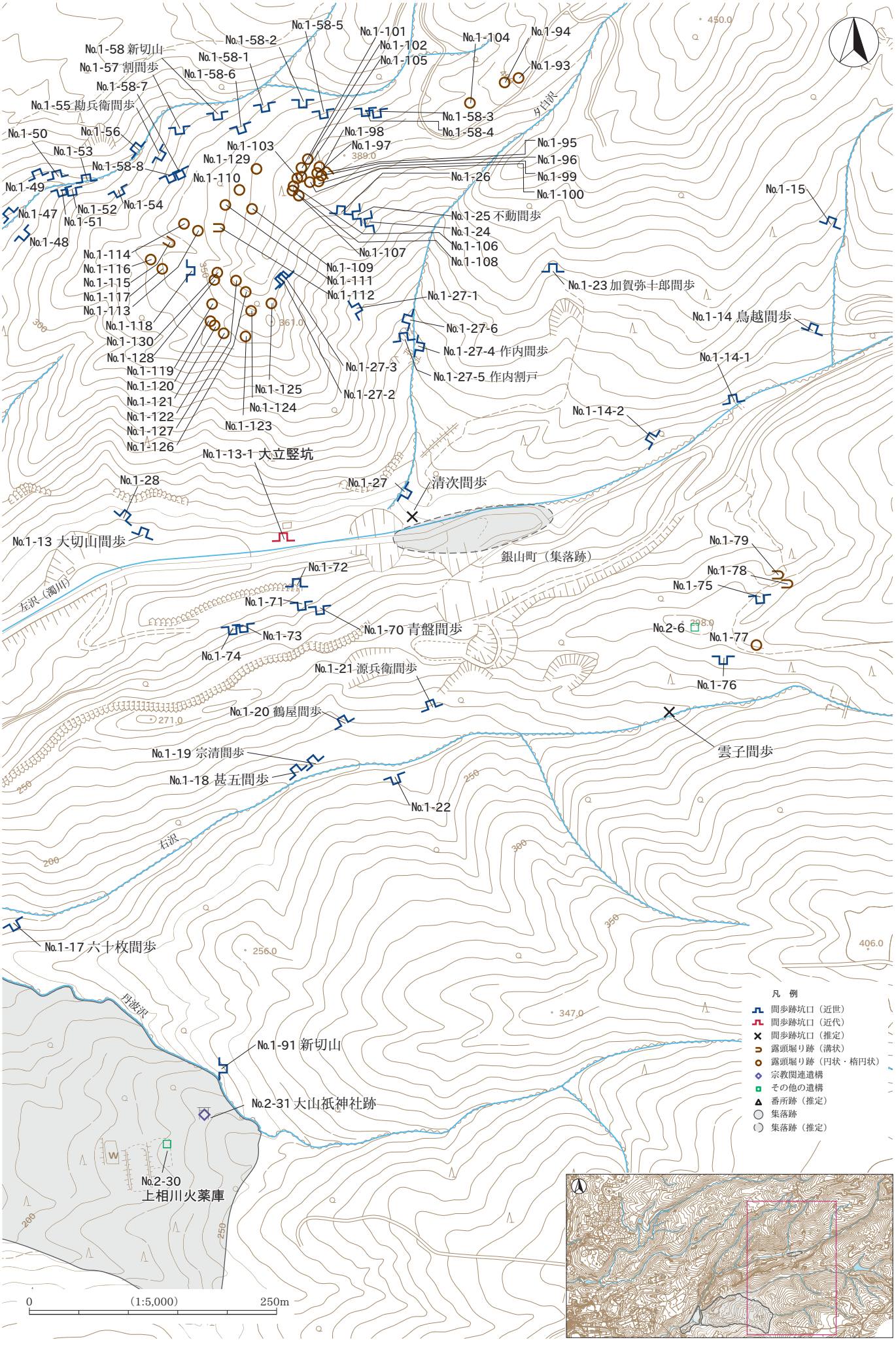
No.1-58-5
No.1-101
No.1-58-2
No.1-102
No.1-58 新切山
No.1-58-1
No.1-105
No.1-104
No.1-94
No.1-57 割間歩
No.1-58-6
No.1-93
No.1-58-7
No.1-55 勘兵衛間歩
No.1-58-3
No.1-58-4
No.1-50
No.1-56
No.1-98
No.1-97
No.1-53
No.1-103
No.1-95
No.1-58-8
No.1-129
No.1-96
No.1-110
No.1-26
No.1-99
No.1-49
No.1-100
No.1-47
No.1-52
No.1-54
No.1-25 不動間歩
No.1-51
No.1-24
No.1-48
No.1-106
No.1-107
No.1-108
No.1-114
No.1-109
No.1-116
No.1-111
No.1-115
No.1-112
No.1-117
No.1-27-1
No.1-113
No.1-118
No.1-27-6
No.1-130
No.1-27-4 作内間歩
No.1-128
No.1-27-3
No.1-27-5 作内割戸
No.1-119
No.1-120
No.1-125
No.1-27-2
No.1-121
No.1-124
No.1-122
No.1-123
No.1-127
No.1-126
No.1-13-1 大立竪坑
No.1-28
No.1-27
清次間歩
No.1-13 大切山間歩
銀山町（集落跡）
No.1-72
No.1-71
No.1-70 青盤間歩
No.1-73
No.1-74
No.1-21 源兵衛間歩
No.1-20 鶴屋間歩
No.1-19 宗清間歩
No.1-18 甚五間歩
No.1-22
No.1-17 六十枚間歩
No.1-91 新切山
No.2-31 大山祇神社跡
No.2-30
上相川火薬庫
No.1-23 加賀弥十郎間歩
No.1-15
No.1-14 鳥越間歩
No.1-14-1
No.1-14-2
No.1-79
No.1-78
No.1-75
No.2-6
No.1-77
No.1-76
雲子間歩
凡　例
間歩跡坑口（近世）
間歩跡坑口（近代）
間歩跡坑口（推定）
露頭堀り跡（溝状）
露頭堀り跡（円状・楕円状）
宗教関連遺構
その他の遺構
番所跡（推定）
集落跡
集落跡（推定）
0
(1:5,000)
250m

No.1-32
No.1-31
No.1-30 市ノ勢上口
No.1-29 市ノ勢間歩
No.1-94
No.1-93
No.1-15
No.1-23 加賀弥十郎間歩
No.1-14 鳥越間歩
No.1-14-1
No.1-14-2
銀山町（集落跡）
No.1-79
No.1-78
No.1-75
No.2-6
No.1-77
No.1-76
雲子間歩
No.1-92 三光間歩
道 遊 ダ ム
凡 例
間歩跡坑口（近世）
間歩跡坑口（近代）
間歩跡坑口（推定）
露頭堀り跡（溝状）
露頭堀り跡（円状・楕円状）
宗教関連遺構
その他の遺構
番所跡（推定）
集落跡
集落跡（推定）
0
(1:5,000)
250m

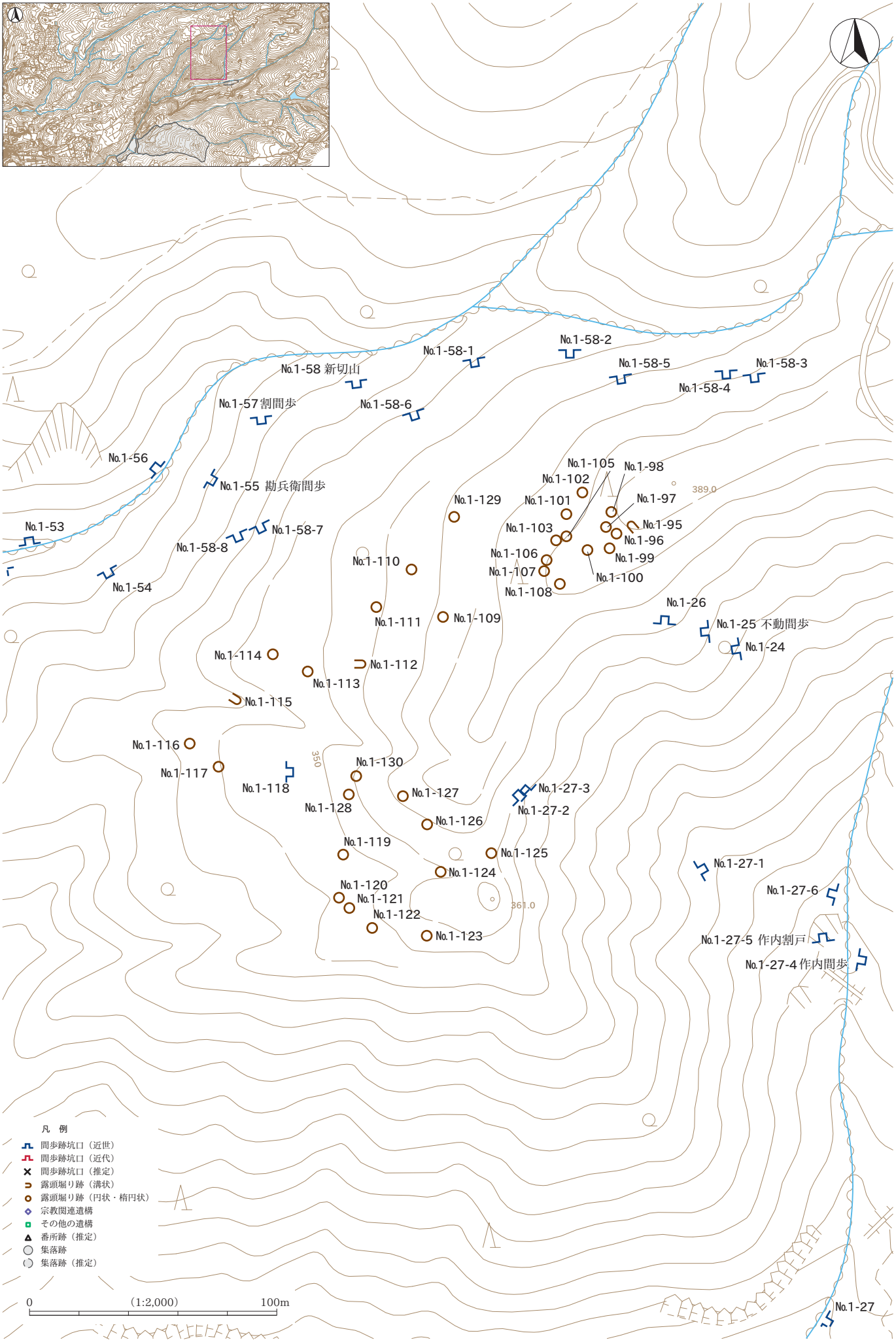
No.1-58-1
No.1-58-2
No.1-58 新切山
No.1-58-5
No.1-58-3
No.1-58-4
No.1-57 割間歩
No.1-58-6
No.1-56
No.1-55 勘兵衛間歩
No.1-53
No.1-58-7
No.1-58-8
No.1-54
No.1-105
No.1-98
No.1-102
No.1-129
No.1-101
No.1-97
No.1-103
No.1-95
No.1-96
No.1-106
No.1-99
No.1-107
No.1-100
No.1-108
No.1-110
No.1-111
No.1-109
No.1-26
No.1-25 不動間歩
No.1-24
No.1-114
No.1-112
No.1-113
No.1-115
No.1-116
No.1-117
No.1-118
No.1-130
No.1-127
No.1-27-3
No.1-128
No.1-27-2
No.1-126
No.1-119
No.1-125
No.1-124
No.1-120
No.1-121
No.1-122
No.1-123
No.1-27-1
No.1-27-6
No.1-27-5 作内割戸
No.1-27-4 作内間歩
No.1-27
389.0
361.0
350
凡　例
間歩跡坑口（近世）
間歩跡坑口（近代）
間歩跡坑口（推定）
露頭掘り跡（溝状）
露頭掘り跡（円状・楕円状）
宗教関連遺構
その他の遺構
番所跡（推定）
集落跡
集落跡（推定）
0
(1:2,000)
100m

相川地区遠景　航空写真（南西から）

相川金銀山跡遠景　航空写真（西から）

相川金銀山跡　航空写真（写真上が北・矢印が道遊の割戸）

間ノ山地区上空より見た相川金銀山跡（南西から）

道遊の割戸遠景（南西から）

父の割戸（西から）

青盤脈（北から）

青盤脈の壁面に残る坑口（北から）

道遊の割戸下層部採掘箇所（南西から）

No.1-13 大切山間歩跡坑口（平成 25 年度整備前）

No.1-13 大切山間歩跡坑内

No.1-13 大切山間歩跡坑内・並行する本坑道と通気坑道

No.1-13 大切山間歩跡坑内・シュリンケージ跡

No.1-13 大切山間歩跡坑内に残る縄状の遺物

No.1-66-2 宗太夫間歩坑口（復元）

No.1-68-1 道遊坑坑口

No.1-68 道遊坑坑内

No.1-68 道遊坑坑内

No.1-1 諏訪間歩跡坑口

No.1-1-1 関東間歩跡

No.1-2 間歩跡坑口

No.1-3 間歩跡坑口

No.1-4 間歩跡坑口

No.1-5 中尾間歩跡坑口

No.1-6 間歩跡坑口

No.1-7 中尾間歩跡（本坑）坑口

No.1-8 間歩跡坑口

No.1-9 間歩跡坑口

No.1-9 間歩跡坑口

No.1-10 新間歩跡坑口

No.1-11 五左衛門間歩跡坑口

No.1-12 新間歩跡坑口

No.1-13-1 大立竪坑

No.1-13-1 大立竪坑捲揚室坑口

No.1-13-1 大立竪坑ケージ

No.1-14 鳥越間歩跡

No.1-14-1 間歩跡坑口

No.1-14-2 間歩跡

No.1-15 間歩跡

No.1-16 青柳間歩跡坑口

No.1-17 六十枚間歩跡坑口

No.1-18 甚五間歩跡坑口

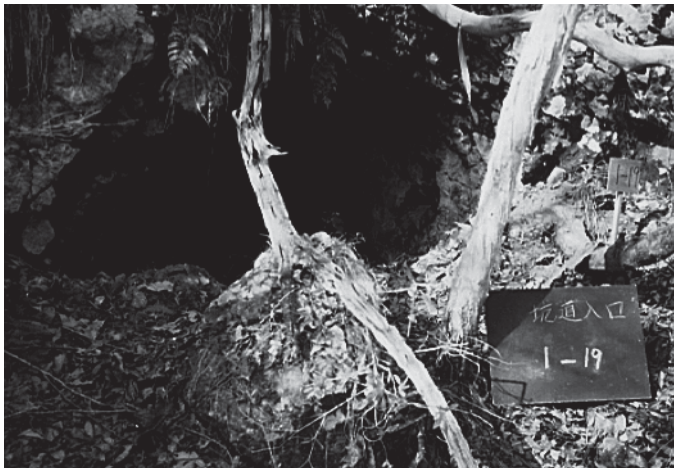

No.1-19 宗清間歩跡坑口

No.1-20 鶴屋間歩跡坑口

No.1-21 源兵衛間歩跡

No.1-22 間歩跡

No.1-23 加賀弥十郎間歩跡坑口

No.1-24 富田 2 間歩跡

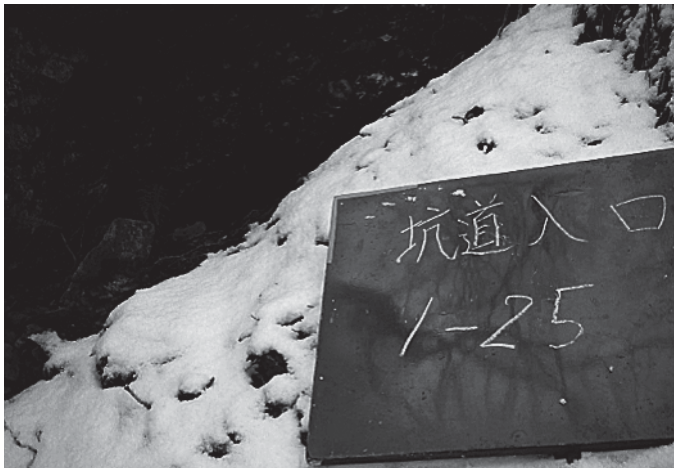

No.1-25 不動間歩跡

No.1-26 富田 3 間歩跡

No.1-27 間歩跡坑口

No.1-27-1 間歩跡坑口

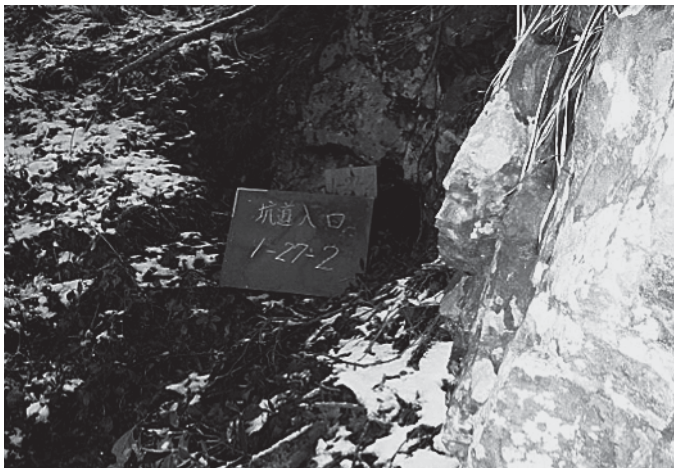

No.1-27-2 間歩跡坑口

No.1-27-3 間歩跡坑口

No.1-27-4 作内間歩跡坑口

No.1-27-5 作内割戸跡

No.1-27-6 作内間歩跡坑口

No.1-28 間歩跡坑口

No.1-29 市ノ勢間歩跡（本坑）坑口

No.1-30 市ノ勢上口跡

No.1-31 間歩跡

No.1-32 間歩跡

No.1-33 間歩跡坑口

No.1-34 間歩跡坑口

No.1-35 西兵衛間歩跡坑口

No.1-36 金町間歩跡坑口

No.1-37 次太夫間歩跡坑口

No.1-38 徳太夫間歩跡坑口

No.1-39 間歩跡坑口

No.1-40 間歩跡坑口

No.1-41 中使間歩跡坑口

No.1-42 間歩跡坑口

No.1-43 小滝間歩跡坑口

No.1-44 間歩跡坑口

No.1-45 間歩跡坑口

No.1-46 間歩跡坑口

No.1-47 間歩跡坑口

No.1-48 間歩跡坑口

No.1-49 間歩跡坑口

No.1-50 間歩跡

No.1-51 間歩跡坑口

No.1-52 間歩跡

No.1-53 間歩跡坑口

No.1-54 間歩跡坑口

No.1-55 間歩跡

No.1-56 間歩跡坑口

No.1-57 割間歩跡坑口

No.1-58 新切山間歩跡坑口

No.1-58-1 間歩跡坑口

No.1-58-2 間歩跡坑口

No.1-58-3 間歩跡坑口

No.1-58-4 間歩跡坑口

No.1-58-5 間歩跡坑口

No.1-58-6 間歩跡坑口

No.1-58-7 間歩跡坑口

No.1-58-8 間歩跡坑口

No.1-59 水金間歩跡坑口

No.1-60 間歩跡坑口

No.1-61 間歩跡坑口

No.1-62 間歩跡坑口

No.1-63 間歩跡坑口

No.1-64 間歩跡坑口

No.1-65-1 間歩跡坑口

No.1-65-2 間歩跡坑口

No.1-66-1 間歩跡坑口

No.1-67 高任（出車）坑坑口

No.1-68 道遊坑坑内

No.1-68 道遊坑坑内

No.1-69 高任坑坑口（左）と高任竪坑（右）

No.1-70 青盤間歩跡坑口

No.1-71 間歩跡坑口

No.1-72 間歩跡坑口

No.1-73 間歩跡坑口

No.1-74 間歩跡坑口

No.1-75 間歩跡坑口

No.1-76 間歩跡坑口

No.1-77 露頭掘り跡

No.1-78 露頭掘り跡

No.1-79 露頭掘り跡

No.2-6 石積遺構

No.1-80 露頭掘り跡

No.1-81 石坂間歩跡坑口

No.1-82 間歩跡

No.1-83 間歩跡坑口

No.1-83-1 間歩跡坑口

No.1-84 惣吉間歩跡坑口

No.1-85 良光水貫跡坑口

No.1-86 間歩跡坑口

No.1-87 間歩跡坑口

No.1-88 間歩跡坑口

No.1-86 間歩跡坑口

No.1-90 良光間歩跡

No.1-90-1 間歩跡坑口

No.1-91 新切山間歩跡坑口

No.1-92 三光間歩跡坑口

No.1-93 露頭掘り跡

No.1-94 露頭掘り跡

No.1-95 露頭掘り跡

No.1-96 露頭掘り跡

No.1-97 露頭掘り跡

No.1-98 露頭掘り跡

No.1-99 露頭掘り跡

No.1-100 露頭掘り跡

No.1-101 露頭掘り跡

No.1-102 露頭掘り跡

No.1-103 露頭掘り跡

No.1-104 露頭掘り跡

No.1-105 露頭掘り跡

No.1-106 露頭掘り跡

No.1-107 露頭掘り跡

No.1-108 露頭掘り跡

No.1-109 露頭掘り跡

No.1-110 露頭掘り跡

No.1-111 露頭掘り跡

No.1-112 露頭掘り跡

No.1-113 露頭掘り跡

No.1-114 露頭掘り跡

No.1-115 露頭掘り跡

No.1-116 露頭掘り跡

No.1-117 露頭掘り跡

No.1-118 間歩跡坑口

No.1-119 露頭掘り跡

No.1-120 露頭掘り跡

No.1-121 露頭掘り跡

No.1-122 露頭掘り跡

No.1-123 露頭掘り跡

No.1-124 露頭掘り跡

No.1-125 露頭掘り跡

No.1-126 露頭掘り跡

No.1-127 露頭掘り跡

No.1-128 露頭掘り跡

No.1-129 露頭掘り跡

No.1-130 露頭掘り跡

No.1-2-1 排水坑坑口

No.2-2 間歩跡坑口

No.2-30 上相川火薬庫

No.2-31 大山祗神社跡

清次間歩推定地周辺テラス

清次間歩推定地周辺の採掘跡

清次間歩推定地周辺に残る近代坑

間ノ山地区　割間歩推定地周辺現況（写真右が割間歩推定地）

No.1-1 諏訪間歩跡周辺の岩盤に残る橋桁跡

間ノ山地区　水替小屋跡

報告書抄録

ふりがな	さどきんぎんざん
書名	佐渡金銀山
副書名	相川金銀山跡分布調査報告書
シリーズ名	佐渡金銀山遺跡調査報告書第 18 集
編著者名	宇佐美亮
編集機関	佐渡市世界遺産推進課
所在地	〒 952-1209　新潟県佐渡市千種 246 番地 1　電話　0259（63）5136
発行年月日	西暦 2014（平成 26）年 3 月 27 日

ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積 m^2	調査原因
さどきんざんいせき 佐渡金山遺跡	にいがたけんさどしあいかわ ぎんざんまち 新潟県佐渡市相川銀山町 1 番地 1 他	15224	302	38 度 16 分 12 秒	138 度 29 分 13 秒	1999.11.8 ～ 2003.2.12	6,250,000	保存目的の遺跡範囲確認

所収遺跡	種別	時期	主な遺構	主な遺物	特記事項
佐渡金山遺跡	鉱山跡	江戸時代	採掘跡・石積遺構・大山祇神社	なし	相川金銀山の範囲が判明

佐 渡 金 銀 山

相川金銀山跡分布調査報告書

編集・発行　平成 26 年 3 月 27 日
佐渡市　世界遺産推進課
新潟県佐渡市千種 246 番地 1
電話　0259 － 63 － 5136

印刷・製本　有限会社不二出版
福島県郡山市朝日二丁目 1 番 5 号

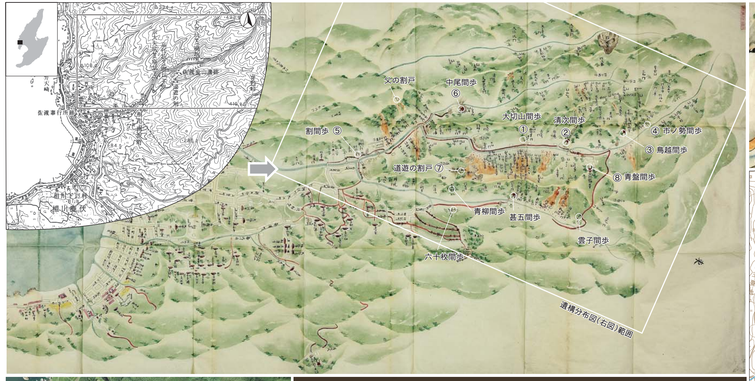
大の割戸
中尾間歩
⑥
大切山間歩
清次間歩
①
割間歩 ⑤
④ 市ノ勢間歩
③ 馬越間歩
道道の割戸 ⑦
⑧ 青盤間歩
青柳間歩
碁五間歩
貴子間歩
六十枚間歩
遺構分布図(右図)範囲

① 大切山間歩

② 清次間歩

③ 馬越間歩

④ 市ノ勢間歩

④ 市ノ勢間歩
清次間歩
大切山間歩 ①
中尾間歩 ⑥
③ 馬越間歩
貴子間歩
碁五間歩
六十枚間歩
道道の割戸 ⑦
青柳間歩
割間歩 ⑤
道道坑
馬越坑
青盤間歩
⑧ 青盤間歩
上ノ河

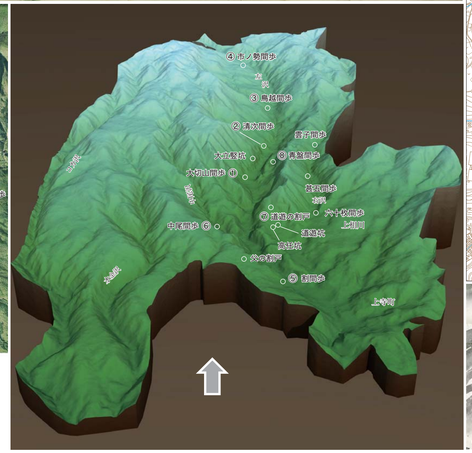
④ 市ノ勢間歩
③ 馬越間歩
② 清次間歩
貴子間歩
大切坑口
① 大切山間歩
碁五間歩
中尾間歩 ⑥
道道の割戸 ⑦
六十枚間歩
道道坑
馬越坑
⑧ 青盤間歩
割間歩 ⑤
上ノ河

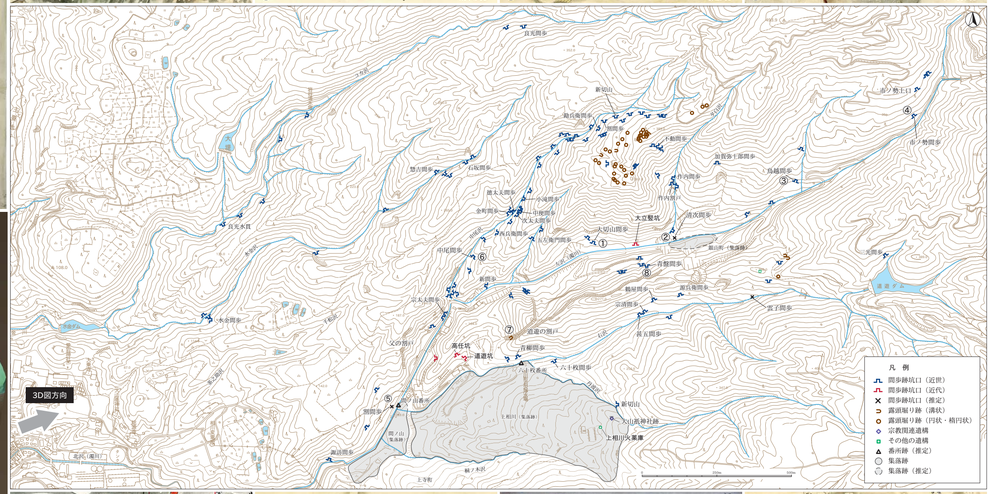
3D図方向
凡 例
間歩跡坑口（近世）
間歩跡坑口（近代）
間歩跡坑口（推定）
露頭堀り跡（溝状）
露頭堀り跡（円状・楕円状）
宗教関連遺構
その他の遺構
番所跡（推定）
集落跡
集落跡（推定）
大切山間歩
清次間歩
馬越間歩
市ノ勢間歩
青盤間歩
貴子間歩
碁五間歩
六十枚間歩
道道の割戸
道道坑
中尾間歩
割間歩
上相川
上相川六軒町
金山彦神社跡

⑤ 割間歩

⑥ 中尾間歩

⑦ 道道の割戸

⑧ 青盤間歩

Sado Gold and Silver Mine

Research Report on Distribution of Aikawa Gold and Silver Mine Remains

2014

Sado City,Niigata Prefecture
Sado City Board of Education